

令和4年3月第2回人吉市議会定例会会議録（第1号）

令和4年2月28日 月曜日

1. 議事日程第1号

令和4年2月28日 午前10時 開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第2号 令和3年度人吉市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第4 議第3号 令和3年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議第4号 令和3年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議第5号 令和3年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議第6号 令和3年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議第7号 令和3年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議第8号 令和4年度人吉市一般会計予算
- 日程第10 議第9号 令和4年度人吉市球磨地域交通体系整備特別会計予算
- 日程第11 議第10号 令和4年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第12 議第11号 令和4年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議第12号 令和4年度人吉市介護保険特別会計予算
- 日程第14 議第13号 令和4年度人吉市水道事業特別会計予算
- 日程第15 議第14号 令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第16 議第15号 令和4年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第17 議第16号 令和4年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 日程第18 議第17号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第19 議第18号 人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第20 議第19号 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議第20号 人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 日程第22 議第21号 人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 日程第23 議第22号 人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第24 議第23号 平成28年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が定める条

例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第25 議第24号 人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例の制定について

日程第26 議第25号 人吉市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

日程第27 議第26号 人吉市スマートシティ推進計画策定委員会設置条例の制定について

日程第28 議第27号 人吉市教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第29 議第28号 人吉市立教育研究所設置条例及び人吉市公民館条例の一部を改正する
条例の制定について

日程第30 議第29号 人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第31 議第30号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第32 議第31号 人吉市成年後見制度利用促進審議会設置条例の制定について

日程第33 議第32号 人吉市梢山温泉分湯に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て

日程第34 議第33号 人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第35 議第34号 工事請負契約の締結について

日程第36 議第35号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（17名）

1 番	松	村	太	君
2 番	徳	川	禎	郁 君
3 番	池	田	芳	隆 君
4 番	牛	塚	孝	浩 君
5 番	西		洋	子 君
6 番	宮	原	将	志 君
8 番	高	瀬	堅	一 君
9 番	宮	崎		保 君
10 番	平	田	清	吉 君
11 番	犬	童	利	夫 君
12 番	井	上	光	浩 君
13 番	豊	永	貞	夫 君
14 番	福	屋	法	晴 君
15 番	本	村	令	斗 君

16番	田 中	哲 君
17番	大 塚	則 男 君
18番	西	信八郎 君

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
副 市 長	迫 田 浩 二 君
監 査 委 員	井 上 祐 太 君
教 育 長	志 波 典 明 君
総 務 部 長	小 澤 洋 之 君
企画政策部長	小 林 敏 郎 君
市 民 部 長	丸 本 縁 君
健康福祉部長	告 吉 眞二郎 君
経 済 部 長	溝 口 尚 也 君
建 設 部 長	瀬 上 雅 暁 君
復 興 局 長	元 田 啓 介 君
総 務 部 次 長	永 田 勝 巳 君
企画政策部次長	井 福 浩 二 君
総 務 課 長	森 下 弘 章 君
水 道 局 長	久 本 禎 二 君
教 育 部 長	椎 屋 彰 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	北 島 清 宏 君
次 長	栗 原 亨 君
庶 務 係 長	平 山 真理子 君
書 記	青 木 康 徳 君

午前10時 開会

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより令和4年3月第2回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付しておりますように議長会等の報告は書類報告に代えさせていただき、関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覽いただきますようお願いいたします。

日程第1 会期の決定

○議長（西 信八郎君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、去る2月21日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）（登壇） おはようございます。

令和4年3月第2回人吉市議会定例会に当たりまして、去る2月21日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日2月28日開会、明日3月1日休会、3月2日午前、治水・防災に関する特別委員会、午後、復興のまちづくりに関する特別委員会、3日から7日まで休会、8日議案質疑、9日、10日一般質問、11日一般質問及び委員会付託、12日、13日休会、14日予算委員会、15日から17日まで総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、18日予算委員会、19日から23日まで休会、24日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

次に、一般質問ですが、一般質問の通告は3月4日金曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽選にて決定することにしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目から質問席にて行い、質問時間は50分以内としております。

また、8日の議案質疑の回数は、1議案につき、質問席から2回以内ということに決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 会期につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定す

ることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、会期については、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に12番、井上光浩議員、13番、豊永貞夫議員を指名いたします。

日程第3 議第2号から日程第36 議第35号まで

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第3、議第2号から日程第36、議第35号までの34件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。

令和4年3月第2回人吉市議会定例会の開催に当たり、市政に対する所信の一端を申し上げる機会を与えていただきましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

現在、新型コロナウイルスの変異株であるオミクロン株の世界的な感染拡大により、我々もその危機に直面をしております。今も新型コロナウイルス対策に御協力をいただいている市民の皆様、この瞬間にも新型コロナウイルス感染症対応の最前線におられる保健所、医療機関、介護施設、教育機関等各関係のエッセンシャルワーカーの皆様に心から感謝を申し上げます。

コロナ禍における本市の優先課題は、病理面ではまん延防止と重症化リスクの低減、社会的には、新型コロナウイルスとの闘いの影響が長期化する中で苦境を強いられている地域経済と市民の暮らしを死守、両立することに尽きます。人流の観点から社会活動が制限される過程で、地域経済は停滞し、経営や雇用環境の悪化をもたらし、コミュニティの維持や教育の確保についても課題対応や対策が求められることから、迅速かつ効果的な支援を講じてまいります。特に先行きの見えない不透明さは、社会全体に大きな影を落とし、人心の不安を駆り立てますが、これらを払拭すべく、コロナ禍にあっても「復興」という本市最大のテーマ、市民全体で共有する目標を前面に、自らが先頭に立って未来へ向けたまちづくりに取り組んでまいりたいと存じます。

一方、新たな国の経済政策については、成長と分配の好循環による「新しい資本主義」が提唱され、デジタル、気候変動、経済安全保障、科学技術・イノベーションといった成長戦略をもって社会課題の解決を図るとともに、これらを成長のエンジンへ転換するといった方針が掲げられており、成長と分配の両面から経済を動かし、好循環を生み出すことで、持続可能な経済をつくり上げるとされております。中でも、成長戦略の第一の柱は、デジタルを

活用した地方の活性化と位置付けられており、本市におきましても「デジタル田園都市国家構想」やグリーン社会の構築等に基づき、豪雨災害以前からの地域課題や被災を機に顕在化した新たな問題等の解決や、日々の暮らしを豊かにする方策に取り組んでまいります。

令和2年の国勢調査の結果を踏まえ、令和4年度から本市全域が過疎地域に追加されることになりました。人口減少が著しく、財政力が低いという要件のもとに、本市を含む全国の65自治体が新たに過疎地域に追加されたことで、過疎地域は全国の市町村の51.5%に当たる885団体に上ることになり、法に基づく財政支援等を受けることになります。今回の追加については、市政のトップとして心苦しくもあり、複雑な思いもございますが、市の現状を真摯に受け止め、復興のバネにすべく、過疎地域脱却をも1つのまちづくりのテーマとし、与えられる有利な財源等を活用しながら、これまでも増して住み良いまち、住み続けたいまちの創造に傾注してまいりたいと存じます。

昨年12月17日付で球磨川水系河川整備基本方針の変更が決定され、河川管理者による具体的な整備の内容を織り込んだ河川整備計画の策定が進められております。今後のまちづくりの大前提になる河川の整備基本方針の変更確定により、山田川の改修と一体となった被災市街地復興推進地域のまちづくりや、治水対策の行方を注目されていた肥薩線の復旧について、J R九州のお考えも具体化していくものと期待をしておりますし、我々も新たな覚悟をもって進めていく必要を改めて感じております。

私たちはここ100年で初めて、鉄道のない生活を体験しました。朝の汽笛に目覚め、最終列車の線路のきしみに1日の終わりを感ずる日常の中で、鉄道は私たちの暮らしの一部として溶け込み、山や川の風景と共にふるさとの原風景として心の中にあります。

昨年の第93回春の選抜高校野球大会は、東日本大震災から10年、コロナ禍による2年ぶりの開催で、仙台育英学園高校野球部主将の島貫丞さんが選手宣誓を行いました。「この1年間で多くの困難があり、それぞれが大切な多くのものを失った。答えのない悲しみを受け入れることは、苦しくてつらいことだったが、当たり前だと思う日常は、誰かの努力や協力で成り立っていることを学んだ。感謝。ありがとうございます」と、日常への感謝を言葉にしました。我々も、令和2年7月豪雨災害とコロナ禍によって多くのモノ、コトを失い、これまでにはない社会活動等の制限を余儀なくされています。当たり前だった日常も、風景も、まちそのものの営みも、そこで暮らし、あるいはなりわいを行う人々や企業の努力や協力で支えられていたことを、失ってみて、改めて実感しております。

そこで、沿線においては、通常の要望活動に加え、来る3月20日、肥薩線利用促進・魅力発信協議会を代表発起人とした有志の会で、肥薩線の復興を期すためのアピール集会を、ここカルチャーパレスの中庭で開催することが決定しております。くま川鉄道の一部運行再開が多くの皆様の御理解と御支援によって実現できたように、さらに強大かつ多くの関係機関の御協力及び地域の熱情が必要かと存じますが、J R肥薩線の復旧をぜひ実現していただ

るよう、関係の皆様とでき得る限りの努力を尽くしてまいりたいと存じます。

豪雨災害から1年8か月を迎えようとしており、年度も3か年目に入ろうとしておりますが、生活再建の数値的目標の1つである地域支え合いセンターの支援済み世帯割合も、1月31日現在で61.4%に達しております。将来の見通しや暮らしの安定という点では住まいの確保が絶対条件ですので、災害公営住宅の入居開始予定に設定している令和6年1月までに、全ての被災者の住まいの確保を完了させる覚悟で進めてまいります。特に建設型応急住宅の継続利用については、市有地から民有地まで利活用させていただくことになりますので、利用者、権利者の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

新市庁舎建設関係でございますが、令和2年2月の着工から約2年、豪雨災害の発災に伴う中断など不測の事態もございましたが、今年3月、新市庁舎が完成の時を迎えます。昭和37年の供用開始から約半世紀という長きにわたり、市民の皆様に愛されてきた旧麓町庁舎が平成28年の熊本地震により被災し、以後はカルチャーパレスを仮本庁舎と位置付け、西間別館など数か所に市役所機能を分散しながら市の業務を行ってまいりました。その間、市民の皆様をはじめ多くの皆様に御不便等をおかけしてまいりましたが、市政の停滞を招くことなく無事に遂行することができたのは、ひとえに皆様の御理解、御協力のたまものであり、この場をお借りしまして、改めておわびと御礼を申し上げます。

現在、若干の外構工事は残しておりますが、建物本体の工事はおおむね完了しており、供用開始はゴールデンウィーク明けの5月6日を予定しております。新市庁舎には、ほぼ全ての市の機関が集約されることとなりますが、行政サービスの中核として、さらには総合防災拠点として、あらゆる場面において市民の皆様にとって頼もしい存在になるものと確信しております。

復興まちづくり関係でございますが、昨年10月末に策定した復興まちづくり計画に基づき、早めの避難を前提とした安全安心なまちづくりを進めております。治水安全度の向上のため、その対策の柱となる球磨川水系流域治水プロジェクトを着実に遂行していくことはもちろんですが、浸水リスクの低減には一定の期間が必要なことから、市民の皆様、特に被害の大きかった重点地区にお住まいの皆様におかれては、危険が迫る前に早めの避難をしていただくことが重要になってまいります。そのための基盤となる避難路や避難地の整備については、令和2年7月豪雨災害に伴う被害状況や地区の特性を踏まえた検討を進めており、浸水リスクの影響等を考慮しながら順次、事業に着手しております。今後、避難路や避難地を含む都市基盤の効果的な整備の在り方や具体的な事業実施に向け、関係機関等と十分に検討を重ねながら計画的かつ着実な事業推進に努めてまいります。

中神、大柿の両地区につきましては現在、流域治水対策の1つとして遊水地計画の検討が進められております。このような中、昨年11月、遊水地の現時点での配置案や住まい再建の方向性などについて、国と共に両地区の皆様にお示しをいたしました。さらに検討を進めて

いく過程では、両地区の皆様の生活やなりわいにも大きな影響を及ぼす可能性があることや、地域コミュニティの維持など、様々に課題等が出てくるものと存じますし、その検討段階においても様々な御意見・御意向をお聞きしながら進めていく必要がございます。そのため、地区別懇談会等で出された御意見等を踏まえ、再度、両地区での相談会等を開催する予定でしたが、コロナ禍等の状況を鑑み、現在、戸別に訪問を行っております。両地区の皆様に対しましては、今後も丁寧な説明を心がけていくとともに、国、県、関係機関等と連携・協働し、可能な限り地域の御意向に沿った事業推進に努めてまいりたいと存じます。

一方、河川管理者である国においては、近年の気候変動の影響や流域治水の視点も踏まえ、昨年12月に球磨川水系河川整備基本方針の変更を行われ、現在、同方針に沿って、おおむね20年から30年間の具体的な河川整備の目標や内容を示す球磨川水系河川整備計画の策定が進められています。本市をはじめ流域の将来にも大きく影響を与える計画となりますので、治水安全度の向上、住民の生命財産を守るために1日も早い策定をお願いしてまいりたいと存じます。

次に、中心市街地、青井の両地区内の被災市街地復興推進地域における事業の進捗状況でございますが、これまで、事業計画検討会の開催や土地を所有されている皆様を対象にした戸別訪問等を実施し、同地域の整備の方向性などについて説明を行っております。

具体的内容として、青井地区の約5.2ヘクタールを対象に土地区画整理事業を実施したいと考えております。その上で、同地区における骨格道路である国道445号の拡幅をはじめ、区画道路並びに公園広場といった都市基盤整備を行ってまいりたいと存じます。現在、実施に向けた都市計画関連の諸手続を進めており、3月をめどに、事業区域の都市計画決定を行う予定としております。この事業を含め、本市の復興をさらに強力に推進するために、去る2月22日、西議長、大塚副議長、宮原復興のまちづくりに関する特別委員会委員長と共に、青井地区における被災市街地復興土地区画整理事業の県による施行や、同地区における国道445号の未改良区間の改良整備、本市の復旧・復興事業全般に対する人的支援及び各種支援の3項目について、蒲島知事並びに小早川県会議長に対し要望活動を行っております。蒲島知事からは、「早期復興に向けた要望を重く受け止めている、どのような支援ができるか前向きに検討したい」とのお言葉をいただいたところであり、今後、熊本県からの御支援・御協力を賜りながら、同地区の復旧・復興事業を着実に推進してまいりたいと存じます。

約4か月後の7月3日をもって、被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域における建築制限は解かれることとなりますが、土地区画整理事業に限らず、地区計画や街並み環境整備など地域の実態を踏まえ、そして何よりも土地を所有されている皆様の御意向などをしっかりと把握した上で、時点における最適な手法を用いながら、同地域の安心・安全と賑わいあるまちの再生につなげてまいりたいと存じます。

また、復興事業を進めていく上での羅針盤となる復興まちづくり計画につきましても適宜

見直しを予定しており、今回の中心市街地、青井地区をはじめとした各地区の検討状況を踏まえながら、3月末に同計画の改訂を行うこととしております。

従前からの課題であった人口減少や高齢化の進展、商工業など各産業の減衰等、喫緊の課題を数多く抱える本市にとりましては、流域治水対策における地域づくりの推進に加え、復興まちづくりを進めていく上での土台となる土地利用の在り方、まちのありようなどについて、市民の皆様と協働し検討を重ねていくことは、将来にわたって持続可能なまちを創り上げていくための重要な契機になるものと捉えております。

発災から約1年8か月が経過しましたが、復興まちづくりへの取組に関しましては、初めの一步を踏み出したばかりであり、本格的な復興事業を進める上で、その動きは今後ますます活発になっていくものと考えております。市民の皆様に対しましても、様々な場面において市の考え方などを御説明する機会も増えてくるものと存じますが、本市の未来ある復興に向かって、一步ずつ、着実にその歩みを進めてまいりたいと存じますので、市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種関係でございますが、医療従事者への追加接種につきましては昨年12月から開始しております。また、年明け以降、オミクロン株による急速な感染拡大を受け、国の追加接種実施方針に基づき、3月から、一般の高齢者の接種間隔を6か月経過後に、また、64歳以下の方の接種間隔を7か月経過後にそれぞれ変更し、追加接種の前倒しを行うことといたしました。このような状況もあり、高齢者以外の一般の方々についても、予約枠に空きがあれば、6か月経過後に前倒しして接種を進めるよう国から新たな要請がございましたことから、本市におきましては、まずはエッセンシャルワーカーへの優先接種を行っております。また、1月21日に、5歳から11歳までの子供たちへの接種（小児接種）用の新型コロナウイルスワクチンとしてファイザー社ワクチンが薬事承認されたことから、対象の子供たちへ接種券を送付し、3月からのワクチン接種開始に向け、接種体制の整備に努めてまいります。

なお、ワクチンの接種状況でございますが、2月24日現在、2回目の接種を完了された方は2万5,593人、接種率は89.5%、追加接種を完了された方は7,299人、接種率は27.17%となっております。今後も、国や県の動向を注視し正確な情報等の把握に努めるとともに、市内医療機関をはじめ、人吉市医師会や関係機関と連携し、新型コロナウイルス感染拡大の予防対策に取り組んでまいります。

防災対策関係でございますが、本市が令和2年7月豪雨災害など大規模な災害発生時における対応力を強化するためには、警察、消防、気象台など専門機関との連携のもと、平時における訓練の練度を高め、繰り返し経験を積んでいくことが重要であると痛感しております。このことを踏まえ、今週の3月2日、熊本県、球磨郡町村、警察、消防など関係機関と連携し、組織の役割や対応手順の確認など、災害時を想定した災害対策本部運営訓練を実施いた

します。

また、避難訓練につきましても、「避難行動を確認する日」として、全ての市民を対象とした防災情報伝達訓練を、昨年に引き続き、梅雨入り前の5月下旬を目途に実施いたします。災害時における「逃げ遅れゼロ」を目指すため、今後も市民の皆様に早めの避難の大切さを呼びかけていくとともに、防災行政無線等を活用した分かりやすい情報伝達手段の確立に努めてまいります。

一方、想定最大規模の浸水想定区域図をベースに、洪水による浸水域や土砂災害の危険区域、地域の避難所などの情報を盛り込んだ人吉市総合防災マップにつきましても、4月以降、市内の全世帯に配布し、防災意識の高揚を図ってまいります。この総合防災マップは、スマートフォンなどでいつでも御覧いただけるよう、市ホームページや市防災ポータルサイトへの掲載も予定しており、4月の運用開始に向け、現在準備を進めております。市民の皆様におかれましては、お住まいの地域の防災関係情報の確認等に御活用いただきますようお願いいたします。

消防団関係でございますが、令和2年7月豪雨災害の発災以降、本市消防団においては、地域のパトロールや積載車の点検など通常の消防活動に加え、災害対応や復旧作業など、緊急時を含めた出動機会が年々増加する傾向にあります。全国的に団員のなり手不足が叫ばれる中、持続可能な消防団活動を維持していくためには、消防団を取り巻く環境や責務の重大さについて、関係する皆様全てが再度共有し、地域全体で支えていくという思いが重要であると存じます。

このような中、季節や昼夜を分かたず出動いただいている消防団員の皆様の処遇改善についても以前から課題となっており、報酬見直しなどを含めた改善策について、関係の皆様と共に検討を重ねてまいりました。また、消防団の組織再編につきましても、現在、消防委員会や消防団常任理事会等を中心に、再編の方向性等について協議を重ねておりますが、特に、近年多発する大規模災害への対応、機動性、即時性など総合的に勘案しながら、将来の組織の在り方等について議論を進めてまいります。

令和2年7月豪雨災害に係る被災者の生活再建支援関係でございますが、各種相談業務につきましても、カルチャーパレスホール棟にて、引き続き支援金等の申請受付などを実施しております。

住まいの再建に関しましては、昨年12月末、国において「令和2年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」の一部改正が閣議決定され、今回の改正において、建築基準法による応急住宅の存続期間の特例措置が追加となり、1年を超えない範囲であれば住宅としての延長が可能となりました。併せて、災害救助法に基づく応急住宅の供与期間に係る特別基準の設定に同意があり、供与期間の1年延長が可能となりました。

供与期間の延長につきましては、住まいの再建先ごとに要件が設定されておりますことから、応急住宅入居者全ての方々の再建方法や課題等を把握する必要があります。応急住宅への入居時期が早い世帯から、順次、個別面談を実施いたしております。今後も、各世帯が希望される方法での再建が可能となりますよう、熊本県と連携し支援を継続してまいります。

そのほか、民間賃貸住宅への入居や新築・購入を希望される世帯に対し、住まいの再建を後押しする新たな取組として民間賃貸物件等紹介事業を開始しており、去る1月20日からカルチャーパレスホール棟に紹介ブースを設置しております。この制度を最大限活用し、被災された全ての皆様の住まい再建を支援してまいります。

地域支え合いセンター関係でございますが、これまで同様に被災世帯の住まいや日常生活の支援活動を継続して行っております。早い世帯では本年7月に応急住宅の供与期間満了を迎えるため、住まいの再建に向けた支援活動も、より具体化してまいります。今後も、被災されたお一人お一人の置かれている状況に応じて、生活再建に向けた思いや意向を尊重しながら、住まい、保健・福祉など幅広い分野にわたる実効性のある支援策を、集中的かつきめ細かに行ってまいります。

災害公営住宅関係でございますが、1月20日から2月末まで入居の仮申込みの受付を行いました。応急住宅の中でも建設型応急住宅につきましては、今後も引き続き利活用を検討しておりますことから、入居希望の確認を併せて実施しております。

災害公営住宅の整備に関しましては、相良町に建設する買取型災害公営住宅整備事業に対し、複数の事業者から参加表明をいただいております。今後は、同公営住宅事業者選定委員会において提案内容を精査し、3月下旬には事業者を決定してまいります。

また、供与期間終了後の建設型応急住宅に関しましては、市内13団地のうち、7団地を引き続き利活用する予定としております。現在、利活用整備計画の作成を進めており、民有地に建設した住宅につきましても地権者との協議に入る事前の準備を整えております。譲渡時期につきましては、現在入居されている皆様の状況等を踏まえ検討してまいります。

災害廃棄物関係でございますが、災害廃棄物仮置場につきましては、昨年12月28日をもって災害廃棄物等の受入れを終了いたしました。現在、仮置場に残存する廃棄物を搬出し、本来の設置目的である工業用地としての機能を回復するため、3月末をめどに原型復旧を完了するよう作業を進めております。発災以降、約1年半にわたり、市民の皆様、特に周辺地域の皆様には御心配と御迷惑をおかけいたしました。仮置場の運営に際し、御理解と御協力をいただきました全ての皆様に改めまして感謝申し上げます。

また、災害関連の片付けごみにつきましては、様々な事情により仮置場の受入れ終了までに搬入ができなかった方を対象に、2月末まで受付を行い、3月末まで収集・運搬を行ってまいります。

被災農地・農業用施設の災害復旧関係でございますが、農地につきましては、現在、復旧

面積の5割、また、農業用施設につきましても、復旧箇所数の3割がそれぞれ完了しております。残りの地区、農業用施設につきましても、早期の復旧に向け事業を進めてまいります。

林道災害復旧関係でございますが、被災した林道11路線のうち、4つの路線において復旧が完了しております。残りの7路線におきましても、継続して早期の完了を目指してまいります。

森林整備関係でございますが、放置林対策につきましては、人吉市林業経営管理協議会等と連携し、順次、確認作業を行っており、併せて、未植栽地の確認による植林場所の選定等を進め、放置林対策並びに植林推進による森林整備に努めてまいります。また、間伐事業におきましては、近年のカーボンニュートラルの考え方を踏まえ、樹木の伐採と残存木育成のバランスによるCO₂の吸収量増を見込んだ施策を展開するなど、森林の環境保全に努めてまいります。

球磨川水系流域治水プロジェクトの取組の1つとして、令和3年度から令和4年度にかけて熊本県が実施する田んぼダム実証実験事業でございますが、今年度は鬼木町の111件の農家に御協力いただき、30.5ヘクタールの水田において実施いたしました。令和4年度においては、引き続き実証実験を行っていくとともに、熊本県や関係自治体等と連携し、実験によって得られた効果の検証や課題等について協議を進めてまいります。また、関連施策として、農業保険制度への加入促進にも併せて取り組んでまいります。

令和2年7月豪雨災害に伴う農業機械や農業用施設の再取得等の支援に関しましては、この2か年で延べ120件、約6億6,000万円の申請をいただき、本年3月末の事業完了を目指しております。本市としましても、早期の営農再開に向け、引き続き支援を行ってまいります。

農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加といった人と農地の問題解決に向けて、農業者による話し合いに基づき、地域における中心経営体や農業の将来の在り方等を明確化した「人・農地プラン」でございますが、これまで市内全域を対象としたプランとしていたものを、既に地域内の農地集積が進んでいる大畑地区、田代地区を除いた16地区に細分化し、さらに遊水地の候補地を含む中神地区、大柿・小柿地区の2地区を除く14地区の計画を策定いたしました。今後、同計画の内容等について各農家への周知を図るとともに、適宜、計画の見直しを行いながら、目標である農地の集積集約化を目指し、関係の皆様と協議を重ねてまいりたいと存じます。

毎年5月下旬に開催している人吉梅園の梅狩りでございますが、コロナ禍や現地へ通ずる橋梁の復旧工事の状況等を踏まえ、令和4年度も一般開放を中止させていただきます。恒例のイベントであり、楽しみにしておられる方も多くいらっしゃることは存じますが、御理解を賜りますようお願いいたします。

中心市街地活性化関係でございますが、現在、復興のさなかにある中心市街地においては、治水対策の進捗等に関連した住宅・店舗の再建手段の問題、建物の解体による低未利用地の

増加、店舗等の減少による集客力の低下など、数々の課題が山積しております。同地区は、古来より本市の商工業や観光の中心であり、町なかの魅力による回遊性や人々の交流機会を取り戻し、同地区の早期再生を図ることは復興事業に係る優先事項の1つであります。

このような中、「ひと」中心の豊かな生活空間の創出、低未利用地の再建、暫定利用を含む土地の利活用の可能性を探るための社会実験として、3月26日と27日の両日、紺屋町界限において、人吉商工会議所の主催による「人吉紺屋町HITONOWAマーケット」の開催が計画されております。私たち市民の復興にかける思いを1つにし、再び町なかに「ひと」を呼び込むための施策として、町なかに人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場を創出し、人と人とのつながり、人とまちのつながりを再生していくための事業を展開いただくことは、本市の希望ある復興に必ずつながっていくものと存じますので、本市としましても、関係の皆様と連携し、引き続き支援してまいります。

地域デジタル通貨「きじうまコイン」を活用したプレミアム商品券事業でございますが、昨年12月6日から運用を開始しております。12月24日には登録者数が5,000人を超えるなど、予想を上回るスピードで多くの皆様から好評をいただいております。今後も、ポイント制度など運用面等の充実を図ることで同コインの認知度を高めるとともに、市民に愛され、地域経済の循環に寄与するデジタル通貨となるよう事業を展開してまいります。

人吉市まち・ひと・しごと総合交流館くまりば関係でございますが、整備を進めてまいりました簡易宿泊施設及びレンタルキッチンについて、明日3月1日から運用を開始いたします。簡易宿泊施設は、セミダブルルーム4室、ツインルーム1室、ドミトリー1室の、合わせて6室構成としており、ワーケーションや企業合宿などでの利用を想定しております。また、レンタルキッチンにつきましては、料理教室のオンライン配信や事業者による商品開発など、幅広く御利用いただきたいと考えております。

令和2年7月豪雨による浸水被害で中断を余儀なくされた時期もございましたが、当初予定していたくまりばの整備事業に関しましては、今回の整備をもっておおむね完了いたします。これまで施設の復旧等多岐にわたり御支援いただきました全ての皆様に、この場をお借りしまして御礼申し上げますとともに、今後も、くまりばの拠点性などを生かし、その名のとおり、ひとや仕事交流し、まちに元気と活力を与えるような施設に育て上げてまいりたいと存じます。

ふるさと納税関係でございますが、今年度は2月24日現在で約2万9,000件、約5億4,000万円の寄附をいただいております。昨年度は令和2年7月豪雨災害に関連する寄附が多かったこともあり、今年度は件数、寄附額共に昨年度より減少しておりますが、一昨年度同時期との比較では、件数が約2.1倍、寄附金額が約1.8倍となっており、目標としておりました年間寄附額5億円超を達成することができました。また、企業版ふるさと納税でございますが、九州内及び東京都の企業、合わせて9社から、合計2,150万円の寄附をいただいております。

豪雨災害からの復興を目指す本市にとりまして、全国の企業の皆様の御支援は大変ありがたく、また一定の御理解をいただいているものと存じます。ふるさと納税を含め、本市を応援いただきました全ての皆様に、心から感謝申し上げます。

観光関係でございますが、現在、国、県、関係団体等の御協力をいただき、様々な観光関連事業が進められております。そのような中、今年度は観光庁事業の「既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業」に、民間・行政連携のもと、宿泊施設の改修や各実証事業などを実施してまいりました。主な取組としましては、あかりや景観の活用策として、人吉城跡石垣のライトアップなど夜の絶景を創り出す取組や、観光客を受け入れる新たな施策として、災害学習モデルツアーを企画しております。町なかの周遊に関しては、手軽な移動手段としてシェアサイクルを導入するなど、新たな観光コンテンツの開発を行ったところです。

観光プロモーションにおいては、去る1月22日、JR博多駅において、SL人吉の客車を活用した人吉魅力再発見ツアーの発車式や人吉PRイベントを行うなど、九州最大規模の同駅を利用する多くの皆様に本市をアピールいたしました。

また、春恒例の「人吉球磨のひなまつり」につきましては、規模は縮小する形となりますが、本市においては鍛冶屋町通りや道の駅人吉・人吉クラフトパーク石野公園、協賛事業所などにおいてひな人形の展示等を行うほか、各市町村によるイベントなどを開催しております。

コロナ禍や豪雨災害の影響等により、一昨年から中止しております人吉温泉まつりにつきましては、同まつり実行委員会において、令和4年度も開催を見送るとの判断が下されております。現在、観光復興会議など民間の皆様が中心となり、まちの賑わいを取り戻すための様々な取組を進めていただいておりますが、本市といたしましても、人吉観光の再生に資する取組を全力で支援してまいります。

広域観光に関する取組でございますが、人吉球磨観光地域づくり協議会につきましては、昨年6月、組織形態を一般社団法人へ移行しておりますが、今年度は、地域連携DMO（観光地域づくり法人）への登録を目指し、その登録要件となる候補DMO（観光地域づくり候補法人）への申請を行っております。同法人への登録には、多様な関係者の合意形成や各種データの効果的な活用、観光プロモーション等の戦略的展開など、クリアすべき要件が多数ございますので、これまで以上に人吉球磨地域の自治体、観光関連団体、企業、事業所等との連携体制を強化し、登録に向けた動きを支援してまいりたいと存じます。

球磨川くだり関係でございますが、昨年7月4日にリニューアルオープンした観光複合施設「HASSENBA HITOYOSHI KUMAGAWA」につきましては、多くの市民や観光客で賑わいを見せるなど、関係の皆様御理解と御尽力を賜り、好調なスタートを切ることができました。

また、建物のデザイン等についても、一般社団法人リノベーション協議会が主宰する「第

9回リノベーション・オブ・ザ・イヤー」において、全国228件の応募の中から、見事「総合グランプリ」を受賞されております。このように、幸先よいリスタートを切った球磨川くだりではございますが、コロナ禍等での集客減に加え、現在も豪雨災害の影響により、本業である川下り事業が再開できないなど、経営的には非常に厳しい状況が続いております。球磨川くだりは、人吉観光の復活に向け、なくてはならない事業でございますので、本市といたしましても、関係機関等と連携し、事業の継続に向けた方策を検討してまいりたいと存じます。

物産振興関係でございますが、コロナ禍等によりイベントの自粛が続く中、人吉物産振興協会の皆様や熊本県、関係機関等の御協力により、可能な限り本市物産品等のPRを行ってまいりました。現在も、福岡市など大都市圏での販路拡大事業等に関する提案を頂戴しており、様々な事業者等と連携を図りながら、今後も本市の物産振興施策を展開してまいります。

公共土木施設災害復旧関係でございますが、令和2年7月豪雨災害で被災した道路38か所、橋梁5橋、河川12か所について、現在、道路36か所、橋梁4橋、河川10か所の工事が着手済みであり、そのうち、道路26か所、橋梁2橋、河川5か所については復旧工事が完了しております。その他の未着工箇所についても、早期の復旧完了を目指し事業を進めてまいります。

橋梁関係でございますが、令和元年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、令和4年度は市道上林中神線に架かる羽田橋の補修工事を実施いたします。また、5年ごとに実施している橋梁点検につきましては、来年度、市内127橋の点検を予定しており、特に令和2年7月豪雨災害による影響等も考慮しながら、入念に点検を行ってまいります。

土木関係でございますが、市民生活にとって重要な生活関連道路の整備として、平成29年度から進めてきた市道戸越永葉線における下永野町の改築工事につきましては、令和4年度に完了する見込みとなっております。また、瓦屋町の市道瓦屋川村線、瓦屋地内第2号線、合ノ原町の市道立石合ノ原線につきましても、引き続き整備を進めてまいります。今後も、市民生活を支える生活関連道路として、市民が利用しやすい道路環境の整備に努めてまいります。

都市計画関係でございますが、令和2年7月豪雨災害からの迅速な復旧・復興を進めていくに当たり、様々な課題が見えてまいりました。本市の復興まちづくりは今後さらに本格化してまいります。災害に強いまち、魅力あるまちを形成していくためには、公共施設のみならず、住宅や医療、福祉、商工業、公共交通等、様々な都市機能の誘導、そして、まち全体を俯瞰しながら将来都市像を検討していく必要がございます。このようなことから、持続可能な都市構造への再構築を目指すとともに、人口減少や高齢化の進展等、本市が抱える様々な課題に対応したコンパクトシティを実現するため、現在、人吉市立地適正化計画の策定準備を進めております。

なお、立地適正化計画は、都市再生特別措置法において都市計画マスタープランの一部と

みなすとなっておりますので、現在、改定を進めております人吉市都市計画マスタープランとの一体的な運用を見据え、令和4年度内の策定を目指し取り組んでまいります。

公園関係でございますが、豪雨災害で被災した中川原公園の復旧に関しましては、河川増水時の通水断面を確保するため、被災前の公園地盤高から約2メートル掘り下げる形で復旧を行うなど、現在、国土交通省及び熊本県と協議を進めております。市の中心部に位置するとともに市民の皆様から愛されてきた公園でございますので、将来にわたる公園の在り方など総合的に勘案し、関係機関との連携のもと、早期の復旧を目指してまいります。

市営住宅関係でございますが、令和4年度においては、原城団地1・2号棟給水設備改修工事を実施いたします。そのほか、市営住宅へお住まいの方に安心して暮らしていただけるよう、経年劣化した住戸の修繕等を行ってまいります。

また、人吉市公営住宅等長寿命化2期計画については、災害公営住宅及び建設型応急住宅の整備戸数を盛り込んだ、令和4年度を始期とする新たな10か年計画として策定し、今後も復興施策などと併せて、市営住宅等の適切な管理運営に鋭意努めてまいります。

上水道関係でございますが、長引くコロナ禍等による経済活動の停滞などに起因する水道料金の減収や、街路事業と併せた水道管更新事業等の建設改良費の増大により、依然として厳しい経営状況が続いております。今後も事業の効率化や優先度を見極めた事業展開を図ることが重要であり、引き続き、新人吉市水道事業ビジョン及びアセットマネジメントを指針とし、将来を見据えた堅実な上水道事業の経営に努めてまいります。

下水道関係でございますが、豪雨災害で被災した人吉浄水苑や汚水中継ポンプ場、雨水ポンプ場などについて、今年度中の復旧完了を目指しておりましたが、コロナ禍の影響等もあり遅れが生じております。今後も関係者と事業調整等を図りながら、早期の復旧に努めてまいります。

長期的な視点で下水道施設の維持管理等の最適化を図るストックマネジメント計画関係でございますが、今年度から人吉浄水苑及び宝来町雨水ポンプ場の改築更新工事を行っており、令和5年度末の完了を目指し事業を進めてまいります。

浄化槽関係でございますが、被災住宅等の浄化槽の復旧につきましては、公費解体事業と並行して進めており、今後も住宅等の再建状況を踏まえながら対応してまいります。また、公共下水道認可区域外の地域につきましては、国・県の補助制度を活用し、さらなる浄化槽の普及促進を図り、生活環境の保全と公衆衛生の向上に取り組んでまいります。

マイナンバーカード関係でございますが、今年1月から、マイナポイントを活用した消費活性化策の第二弾が開始され、今後は、健康保険証利用登録及び公金受取口座登録によるポイントの付与が行われる予定となっています。また、総務省による「自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画」の一環として、マイナンバーカードによる転出・転入ワンストップサービスに向けた整備が図られるなど、より一層の普及促進が進められてい

ます。本市におきましても、引き続き日曜開庁によるマイナンバーカード取得支援を継続するとともに、事業所や町内会等での出張申請受付を行うなど、同カードの取得促進に鋭意取り組んでまいります。

消費者行政関係でございますが、令和2年7月豪雨災害に伴う消費者トラブルや二重ローンなどの問題解決に向けて、発災直後の令和2年8月より、熊本県弁護士会にて被災者向けの無料法律相談会を開催いただいております。また、今年4月には成年年齢が引き下げられることから、若者の消費者トラブルを未然に防ぐための対策や消費者教育を進めるとともに、引き続き被災者の二次被害の防止に向け、関係機関と連携し、トラブル事例や相談会等の情報を定期的に発信するなど、本市の消費者問題に関する被害の防止に努めてまいります。

人吉市国民健康保険事業でございますが、団塊の世代が後期高齢者医療に移行するなどの要因による被保険者数の減少や医療費の増加により、厳しい財政運営が予想される中、国民健康保険税を主な財源とする熊本県事業費納付金に関しましては、本市の1人当たり介護納付金額が令和元年度以降増加している状況でございます。このようなことから、人吉市国民健康保険運営協議会に対し、来年度の国民健康保険税のうち介護納付金分の増額について諮問しましたところ、去る2月8日に答申をいただきましたので、令和4年度に国民健康保険税の税率改定を行いたいと考えております。今後も、医療費適正化や収納率向上の取組を進めながら健全な事業運営に努めてまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

後期高齢者医療関係でございますが、今後、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となり、被保険者数が増加することで、医療費の増大が見込まれております。そのような状況下、国においては、医療費の窓口負担割合について、従来の1割・3割負担に加え、今年10月から加入者の所得や収入に応じて2割負担が新しく設けられることになりました。また、後期高齢者医療保険料につきましては、今年度が2年ごとの保険料見直しの年であり、保険料の急激な上昇を抑制するため、熊本県後期高齢者医療広域連合において、段階的な引上げに伴う増額改定を行われることが決定されております。本市といたしましても、熊本県後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療事業の健全運営に努めてまいります。

市税関係でございますが、既に導入しているコンビニ納付に加え、令和4年度から新たにスマートフォン決済アプリを利用した納付が可能となります。このことにより、外出することなく市税や水道料金、市営住宅の家賃などを納めることができるようになります。利便性の向上に資する取組として、また昨今のコロナ禍に対応した新たな納付形態として、今後も周知を図ってまいります。

臨時特別給付金関係でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により家計の状況が悪化した世帯や子育て世帯等を支援するため、これまでも国から臨時特別給付金が支給されています。このような中、新たに非課税世帯等を支援するための給付金制度が創設され、

1世帯当たり10万円が支給されることとなり、本市におきましても、対象世帯約5,000世帯のうち、受給者の状況確認が取れた世帯に対し、2月から順次、給付を開始しております。今回の給付金に関しましては、コロナ禍の影響により家計が悪化し、非課税世帯と同等程度に生活水準が低下した世帯も対象となりますことから、対象世帯の皆様は、国の申請期限の9月末までに申請をお願いいたします。

学校教育関係でございますが、社会や教育環境を取り巻く情勢は日々変化し続けており、学校教育に関しましては、時代を生き抜く力の育成など、その期待はますます大きくなっているものと存じます。そのような中、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいた「人吉市総合教育会議」を、去る2月25日に開催いたしました。会議では、本市における学校教育の現状と課題を情報共有したほか、今後、学力向上に向けた取組と学校現場でのICT機器の活用について、重点的に講ずべき施策等を協議いたしました。子供たちの学力向上につきましては、学校内での連携や保護者の皆様との連携、校種間連携を重要なテーマとして位置付け、幼児期から小中学校までを見通した教育課題の検討を行うなど、今後も力強い展開が期待されるところでございます。

また、国のGIGAスクール構想による学校ICT機器の整備につきましては、今年度中の完了を目指し、小学3年生以上の児童・生徒と全ての教職員を対象に、1人1台のパソコン及び、1学級に1台、電子黒板の設置を進めております。世界的にも、ICT利活用教育に力を入れている国や地域では学力向上という成果につながっているという調査結果もございますし、グローバル社会は今後さらに進展していくことが予想されます。現代、そして将来世代にとってICT教育は避けては通れない状況ではありますが、学習意欲や学力を左右するという視点だけでICT機器を使うこと、それ自体が目的とならないよう留意する必要があります。しかしながら、様々な情報があふれているこの時代に、ICT利活用教育が、情報化社会を主体的に生き抜くための情報活用能力を早くから身に付けるための重要な鍵となってきていることは周知の事実でありますし、今後、魅力的な学校教育環境を築いていくための支援も、今以上に求められていくものと感じております。未来ある子供たちが、変化の激しい社会を生き抜くために必要な「生きる力」を育成するために、学校設置者として教育現場への継続した支援を行ってまいりたいと存じます。

子供たちを取り巻く教育環境でございますが、日本財団が令和2年末に全国の17歳から19歳までの1,000人に行った調査では、49%が「教育格差を感じる」と回答し、中でも「家庭の経済力」が25%と最も多く、「教育環境の地域差」も4番目に多かったことが報じられておりました。

このような状況下、本市においては、向上心に富み、能力があるにもかかわらず経済的理由により修学困難な生徒の学びを支え、有用な人材を育成することを目的として、今年度、新たに給付型奨学金制度を創設しております。去る2月23日には人吉市奨学生選考委員会を

開催し、令和4年度に高校や大学等に進学を予定している生徒8名を奨学生として決定したところです。本制度を活用した生徒たちが、それぞれの夢に向かって大きく羽ばたいていくことを期待するとともに、さらなる学びの機会を得るための持続可能な制度となりますよう、引き続き事業に取り組んでまいります。

豪雨災害の影響に伴う人吉スポーツパレス大アリーナの床面改修工事及び空調熱源改修工事につきましては、令和4年4月の供用開始に向け、着実に工事を進めております。発災以降、長期間にわたり使用できない状況が続いており、スポーツパレスを利用される皆様には御不便をおかけいたしました。このたびの再開が一つの契機となるよう、本市スポーツのさらなる振興に努めてまいりたいと存じます。

コミュニティセンターの災害復旧関係でございますが、西瀬コミセンにつきましては、隣接する市有地へ移転新築することとし、令和4年度から既存施設の解体工事並びに移転予定地の土地造成工事を行う予定としております。ついては、今年度、移転予定地の地質調査を行ったところ、表層に軟弱な地盤があることが判明し、地盤改良等が必要となりましたことから、土地の養生期間を含め、現時点では令和6年度中の完成を見込んでおります。

一方、東西コミセンにつきましても、令和4年度からの着工に向け、国、県、関係機関と協議を進めております。両コミセンにつきましては、復旧まで今しばらくの期間を要しますことから、市民の皆様、利用者の皆様には大変御不便をおかけいたしますが、できる限り早期の復旧を目指してまいりますので、皆様の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

文化財保護事業関係でございますが、今年度は被災した史跡人吉城跡や史跡大村横穴群の災害復旧に関する事業を最優先に実施してまいりましたが、令和4年度につきましても同様に、復旧関連工事を集中して進めてまいります。主な事業としましては、史跡人吉城跡の三の丸北側法面復旧や北外曲輪陥没復旧、角櫓や多門櫓など復元建造物復旧、史跡大村横穴群法面崩落箇所復旧の各工事などを実施する予定です。市民の皆様や来訪者の安全確保を確実なものとするために、早期の復旧整備に向け鋭意事業を進めてまいります。

令和2年7月豪雨災害から1年8か月が過ぎる中、私たちが経験した災害の脅威をこれからも忘れることなく、現代、そして後世へと確実に伝えていくためには、映像や紙面等あらゆる媒体を活用し、被災地としての思いを常に発信していくことが重要であることから、本市としまして、新聞等のマスメディアや地元団体等とも連携し、鋭意情報発信に努めているところです。

このような中、人吉高校と協働し、復旧・復興の状況を随時発信するため、昨年12月、YouTubeを活用した「ぎゃんとこ人吉c h（チャンネル）」を開設いたしました。「人吉の観光復興」、「これからの災害ボランティア」の2つのテーマについて、12名の生徒が主体となって動画の企画・撮影・編集を行っています。これまで6本の動画を投稿しており、チャンネル登録者数も900人を超えるなど、多くの方々に視聴いただいております。生徒た

ちは動画制作のノウハウを学ぶとともに、取材等を通じ地域の課題に直接触れることで、改めてふるさに対する理解と愛着が深まっているものと存じます。今後も、災害からの未来型復興、本市の将来にわたる担い手として活躍いただけるものと期待いたします。

本市は、令和4年2月11日に市制施行80周年を迎え、「祝賀の催しは吉を重ねる」とも申しますが、新市庁舎の落成式と併せて3月27日の日曜日に記念式典を予定しております。このような時期でもあり、最小の規模での式典とはなりますが、関係者や市民の皆様の御理解をいただきたいと存じます。午後には、市政功労者の皆様を対象に表彰状の伝達と併せ、新市庁舎の内覧会を計画しており、華々しい式典の中での表彰とはまいりませんが、新たな市政の門出を少しでも感じていただきたいと考えております。

時は3月下旬、季節が合えば桜の時期になり、新市庁舎からも、郷土の俳人、上村占魚さんが詠んだ「本丸に立てば二の丸花の中」といった桜の花に彩られた人吉城跡の全景が望めることも期待されます。そして、供用開始までは少し期間がありますが、ここを仕事場とする我々も、新たな市政の中心であり、総合防災センターである新市庁舎において、本市の復旧・復興が進み、さらには安全・安心が日々向上するような新生人吉を目指して全力を注いでまいります。私自身も占魚さんの師といわれる高浜虚子の詠んだ「春風に闘志いだきて丘に立つ」のような大いなる覚悟と志を携えて今後の市政を牽引してまいります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時17分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○市長（松岡隼人君）（登壇） では、引き続き施政方針を述べさせていただきます。

ここで、国が定めました令和4年度の地方財政計画及び本市の財政見込みについて、その概要を申し上げます。

国は令和4年度予算において、新型コロナウイルス感染症への対応に万全を期すとともに、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現に向けて各種施策に取り組むこととしております。内容としましては、新型コロナウイルス感染症の克服に向け、国民を守る医療供給体制や検査体制の確保、変異株を含む新たなリスクに対する万全な備えや各種支援策の推進、また、地方を活性化し、世界とつながるデジタル田園都市国家構想や、少子化対策等を含む全ての世代が支え合う持続可能な全世代型社会保障制度の構築を柱とした分配戦略の推進などとなっております。

また、地方財政計画においては、地方税及び地方譲与税の伸びを9.8%、地方交付税の総額は前年比3.5%の増と見込む一方、臨時財政対策債の抑制に努め、社会保障関連経費の増加や、地方が地域デジタル化や公共施設の脱炭素化等の推進、消防・防災力の一層の強化等

に取り組みつつ、安定的に財政運営ができるよう、一般財源総額について、令和３年度と同水準を確保することとされています。

しかし、この計画は地方公共団体全体の見込みであり、本市におきましては、令和２年７月豪雨がもたらす地域への影響など、地方財政計画では計れない財政的課題を抱えていることに留意する必要があります。

本市の令和４年度の財政見込みでございますが、まず市税につきましては、令和３年度の決算見込みを勘案し、令和３年度当初予算と比し6.1%の増を見込んでいるところでございます。また、地方交付税は、新市庁舎建設に伴う一般単独災害復旧事業債の公債費償還の算入を考慮し、令和３年度当初予算と比し2.6%の増を見込んでいるところでございます。

歳出におきましては、災害廃棄物処理や道路橋梁などの災害復旧事業に一定のめどが付いたものの、農地をはじめ文教施設等の復旧事業や被災地域における復興事業、住宅政策などの被災者支援策につきましても、引き続き事業を推進していく必要があります。また、５月に供用開始を予定しております新市庁舎への移転に伴い、現在の西間別館や人吉市カルチャーパレスの今後の利活用に向けた改修工事を行うこととしています。そのようなことから、不足する財源につきまして、財政調整基金や人吉応援団基金等を活用し、予算編成を行ったところでございます。

市制施行80周年の年に新市庁舎が完成し、新たな市政の幕開けを迎える一方、豪雨災害に伴い被災された方々の生活再建と未来型復興という大きな課題につきまして、厳しい財政状況の中にも事業の優先順位を定め、事業を進めてまいり所存でございます。

引き続き、提案しております予算案、条例案、案件議案及び人事案件につきまして、概要を御説明いたします。

議第２号令和３年度人吉市一般会計補正予算案（第11号）は、国・県の補助事業の決定による事業費の確定や、単独事業等の最終見込みによるもののほか、令和２年７月豪雨における災害復旧事業を令和４年度に過年災災害復旧事業として実施するための減額などが主なものです。今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ37億39万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ290億2,998万2,000円とするものです。

議第３号令和３年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第３号）は、歳入歳出をそれぞれ2,209万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億5,225万2,000円とするものです。

議第４号令和３年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第３号）は、歳入歳出をそれぞれ1,102万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５億2,311万円とするものです。

議第５号令和３年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第３号）は、歳入歳出をそれぞれ3,526万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億4,802万円とするものです。

議第6号令和3年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第4号）は、収益的収入及び支出につきまして、収入の水道事業収益を6,038万6,000円増額し、収入総額を5億7,271万9,000円とし、支出の水道事業費用を2,356万2,000円増額し、支出総額を5億1,898万5,000円とするものです。

議第7号令和3年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）は、収益的収入及び支出につきまして、収入の下水道事業収益を2億6,019万5,000円増額し、収入総額を12億6,768万3,000円とし、支出の下水道事業費用を4億5,311万6,000円増額し、支出総額を15億9,665万5,000円とするものです。資本的収入及び支出につきましては、収入の資本的収入を273万3,000円増額し、収入総額を19億1,001万4,000円とするものです。

議第8号令和4年度人吉市一般会計予算案は、予算額の御説明をいたします前に、今回の予算の概要を申し上げます。

まず、歳出につきましては、前年度と比較し、令和2年7月の豪雨災害に伴います各種災害復旧事業の進捗と、新市庁舎の完成に伴い事業費が減少した一方、復興まちづくりの推進として、被災者の生活再建に向けた災害公営住宅等の整備や被災市街地復興推進事業、さらには新型コロナウイルス感染症対策など、必要な事業費を通常予算に加え計上しております。

歳入におきましては、被災者支援や復興関連事業などの財源として国・県支出金、市債を計上しているところです。主要一般財源の市税につきましては、令和3年度決算見込みを勘案し、令和3年度当初予算に比べ約1億9,600万円増額計上しております。内訳としましては、個人及び法人の市民税が約1億2,300万円、固定資産税が約5,900万円の増収を見込んでおります。

地方交付税につきましては、地方財政計画におきまして交付総額は3.5%の増となっておりますものの、本市の現状に即し、慎重に計上する必要がありますことから、普通交付税は新市庁舎建設に伴う一般単独災害復旧事業債の公債費償還算入を考慮し、特別交付税は災害等の要因を勘案して計上しております。

このように市税について一定の増収が期待できるものの、発災前の税収までは見込めない状況であり、豪雨災害からの復興や被災者の生活再建に係る事業を着実に進めていくという本市の命題と合わせ、少子高齢が進む中で社会福祉・社会保障関連事業を安定的に進めていく上で最終的に不足する財源につきまして、人吉応援団基金や財政調整基金、減債基金を活用し予算編成を行ったところです。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ198億2,106万8,000円で、令和3年度当初予算と比較しますと87億7,467万円、30.7%の減となっております。

議第9号令和4年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,000円としております。

議第10号令和4年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそ

れぞれ38億6,673万7,000円としております。

議第11号令和4年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億1,208万6,000円としております。

議第12号令和4年度人吉市介護保険特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億1,585万3,000円とするものです。

議第13号令和4年度人吉市水道事業特別会計予算案は、収益的収入及び支出の予算額について、収入に水道事業収益5億3,456万5,000円を計上し、支出では水道事業費用を4億9,151万9,000円としております。また、資本的収入及び支出の予算額は、収入に4,076万9,000円を計上し、支出を3億8,361万3,000円としております。

議第14号令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案は、収益的収入及び支出の予算額について、収入に下水道事業収益10億4,968万3,000円を計上し、支出では下水道事業費用を10億4,894万6,000円としております。また、資本的収入及び支出の予算額は、収入に2億8,896万3,000円を計上し、支出を6億7,847万2,000円としております。

議第15号令和4年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,488万4,000円としております。

議第16号令和4年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億3,000円としております。

議第17号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案は、市長、副市長及び教育長の期末手当に関し、特別職の国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

議第18号人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案は、同じく、議員の期末手当に関し、特別職の国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

議第19号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、職員の期末手当に関し、人事院勧告に伴う一般職の国家公務員に準じた改定、及び新市庁舎における職員駐車場の使用料を給与から控除できるようにするため、条例の一部を改正するものです。

議第20号人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、新市庁舎における職員駐車場の使用料を給与から控除できるようにするため、条例の一部を改正するものです。

議第21号人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案は、育児休業、介護休暇等の取得要件緩和のため、条例の一部を改正するものです。

議第22号人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案は、国の個人情報保護制度に関する法律の見直しに伴い、条例の一部を改正するものです。

議第23号平成28年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が定める条例の特例に

関する条例の一部を改正する条例案は、令和4年5月6日から新市庁舎の供用を開始することに伴い、条例の一部を改正するものです。

議第24号人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例案は、コミュニティ棟の施設の名称変更及び使用料改定、その他所要の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

議第25号人吉市消防団条例の一部を改正する条例案は、報酬額を改定し消防団員の処遇改善を図るため、条例の一部を改正するものです。

議第26号人吉市スマートシティ推進計画策定委員会設置条例案は、スマートシティ推進計画の策定に関する附属機関を設置するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、新たに条例を制定するものです。

議第27号人吉市教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例案は、教育支援委員会に置く調査員の選出方法を明確にするため、条例の一部を改正するものです。

議第28号人吉市立教育研究所設置条例及び人吉市公民館条例の一部を改正する条例案は、令和4年5月6日から新市庁舎の供用を開始することに伴い、条例の一部を改正するものです。

議第29号人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例案は、傷病手当金の支給に係る適用期間の延長及び国民健康保険運営協議会の委員の定数変更に伴い、条例の一部を改正するものです。

議第30号人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、国民健康保険税のうち、介護納付金分の税率を改定することに伴い、条例の一部を改正するものです。

議第31号人吉市成年後見制度利用促進審議会設置条例案は、成年後見制度の利用の促進に関する事項を調査審議する附属機関を設置するため、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第2項の規定により、新たに条例を制定するものです。

議第32号人吉市梢山温泉分湯に関する条例の一部を改正する条例案は、温泉使用料の改定に伴い、条例の一部を改正するものです。

議第33号人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例案は、被災入居者の入居期間の延長その他所要の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

議第34号工事請負契約の締結についての案件は、令和2年7月豪雨により被災した中神町大柿地区等の農地の復旧を行うR2年災大柿地区外農地災害復旧工事に関するものです。本工事は、当初、簡易査定による概略数量で設計し、指名競争入札の結果、山王株式会社人吉支店が6,459万2,000円で落札し、令和3年5月24日付で契約いたしました。その後、工事を行い数量が確定したことにより契約金額が1億9,826万6,671円となりましたので、人吉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものです。

議第35号監査委員の選任につき同意を求めることについての案件は、井上祐太氏の任期が

令和4年3月31日に満了することに伴い、同氏を再任することにつきまして、地方自治法第196条第1項の規定により議会の御同意をお願いするものです。

以上、提案しております予算案、条例案、案件議案及び人事案件につきまして概要を御説明いたしました但、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（小澤洋之君）（登壇） 皆様、こんにちは。それでは、私のほうから議第2号令和3年度人吉市一般会計補正予算案（第11号）につきまして補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により、第2条の継続費の補正につきましては、第2表継続費補正により、第3条の繰越明許費の補正につきましては、第3表繰越明許費補正により、第4条の債務負担行為の補正につきましては、第4表債務負担行為補正により、第5条の地方債の補正につきましては、第5表地方債補正により、それぞれ御説明をいたします。

6ページをお願いいたします。第2表継続費補正の変更でございます。2款総務費、1項総務管理費、市庁舎建設事業につきまして、市庁舎建設本体工事費の最終見込みにより、継続費総額を52億7,117万2,000円から48億9,517万2,000円に、令和3年度の年割額を18億8,485万円から15億885万円に変更するものでございます。

7ページをお願いいたします。第3表繰越明許費補正の追加、変更でございます。まず、追加が22件でございます。2款総務費、1項総務管理費、被災地域復興事業は、市内各被災地域における各種復興事業の調査検討業務でございます。遊水地計画や被災市街地復興推進地域における復興事業等を考慮しながら検討を進める必要があるため、年度内完了が難しく、事業費の全てを繰り越すものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、情報収集等業務効率化支援事業は、国の補正予算に伴うものでございまして、交付決定後の事業実施となりますことから、適正な工期等の確保ができないため、年度内完了が難しく、全事業費を繰り越すものでございます。水路改修事業下城本地区は、施設管理者等との協議に不測の日数を要していますことから、年度内での完了が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、道路新設改良事業青井西間線外は、隣接工事との施工調整や協議に不測の日数を要し、年度内での工事完了が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。社会資本整備総合交付金事業戸越永葉線外は、地権者との用地補償交渉や工事着手に当たり、地域住民及び関係者との調整等に不測の日数を要し、年度内での工事完了が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。都市防災総合推進事業温泉地内第1号線外は、関係機関との調整等に不測の日数を要し、年度内での完了が難しく、事業費の全額を繰り越すものでございます。

3項住宅費、社会資本整備総合交付金事業公営住宅等長寿命化計画は、現在建設を計画し

ております災害公営住宅や、単独住宅として活用を予定しております応急仮設住宅を含めた全体計画を策定する必要がありますことから、住宅戸数の確定に不測の日数を要し、年度内での完了が難しいため、全事業費を繰り越すものでございます。

4 項都市計画費、被災市街地復興推進事業は、基本計画の策定に係る土地区画整理事業や地区計画といった、住民の意向を踏まえた整備方針等の検討を進める必要があることから、年度内での完了が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。社会資本整備総合交付金事業都市公園施設長寿命化計画は、村山公園への避難地設置計画に伴い、長寿命化計画策定の見直しが必要となりましたことから、年度内での完了が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。社会資本整備総合交付金事業村山公園園路は、管理棟改修工事の遅延に伴い、工事発注に不測の日数を要し、年度内での竣工が難しく、事業費の全てを繰り越すものでございます。都市防災総合推進事業村山公園は、避難地設置に係る事業でございまして、その範囲の検討に不測の日数を要したため、年度内での完了が難しく、事業費の全てを繰り越すものでございます。街路事業下林願成寺線は、舗装工事につきまして地権者との協議に不測の日数を要し、年度内での竣工が難しく、全事業費を繰り越すものでございます。

11 款災害復旧費、2 項農林水産施設災害復旧費、過年発生補助農地災害復旧事業から過年発生単独農業用施設災害復旧事業までの3件は、いずれも関係機関との協議に不測の日数を要したことや、入札の不調等による着工の遅れなどから、年度内での竣工が難しく、事業費の全額及び一部を繰り越すものでございます。

3 項公共土木施設災害復旧費、過年発生単独道路橋梁災害復旧事業から現年発生単独道路橋梁災害復旧事業の3件は、令和2年、令和3年の災害に伴うものでございまして、関係機関との協議に不測の日数を要しましたことから、年度内での竣工が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。過年発生単独公園施設災害復旧事業は、村山公園における復旧工事でございます、園内の他の工事との調整に不測の日数を要し、年度内での竣工が難しいことから、全事業費を繰り越すものでございます。現年発生補助河川災害復旧事業は、関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内での竣工が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。

8 ページをお願いいたします。4 項文教施設災害復旧費、過年発生単独社会教育施設災害復旧事業は、西瀬コミュニティセンター新築工事設計業務でございまして、地質調査の結果による工法選定等に不測の日数を要し、年度内での完了が難しく、全事業費を繰り越すものでございます。

5 項その他公共施設公用施設災害復旧費、過年発生単独その他公共施設公用施設災害復旧事業は、まち・ひと・しごと総合交流館における災害復旧工事でございます、全国的なコロナ禍の影響により資材等の納品が不確実なことから、年度内での竣工が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。

次に、変更でございます。8款土木費、2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業人吉矢岳線外から11款災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費、過年発生補助河川災害復旧事業までの4件は、いずれも事業費及び繰越額の確定によるものでございます。

9ページをお願いいたします。第4表債務負担行為補正でございます。追加の、マイナンバーカード取得促進業務委託料は、令和4年度業務委託について、年度内に準備行為、契約等を実施するために債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、変更でございます。新市庁舎ネットワーク構築・機器リース料から指定ごみ袋販売委託料までの3件は、いずれも入札等に伴い金額が確定しましたことから、限度額を変更するものでございます。

廃止は1件でございます。第5次電算システム導入事業機器リース料（基幹系端末等）は、基幹系端末器やプリンター等のリプレース時期を令和4年度から令和5年度に延長しましたことから、廃止するものでございます。

10ページをお願いいたします。第5表の地方債補正の追加、変更、廃止でございます。

追加の1件、過年発生直轄公共土木施設災害復旧事業債は、国におきまして復旧工事を進めていただいております市道中神大柿線に係る地方負担金に対する起債でございます。3,160万円を計上いたしております。

次に、変更でございます。県営事業負担金債から、11ページになりますけれども、カルチャーパレス改修事業債までの19件につきましては、事業費の確定や最終見込みにより限度額を変更するものでございます。

廃止の中学校施設整備事業債は、事業費が減額となり、それに伴い、地方債の額も少額となりましたため、起債申請を行わないことといたしましたことから廃止するものでございます。

14ページをお願いいたします。歳入でございます。1款市税でございますが、1項市民税1億1,357万4,000円の増額補正から、15ページの一番上になりますが、6項都市計画税101万4,000円の増額補正までは、現年課税分及び滞納繰越分の最終見込みによる増でございます。

11款、1項、1目地方交付税2億5,353万4,000円の増額補正は、国の補正予算に伴い、地方交付税が増額されたことによる追加交付でございます。

16ページをお願いいたします。13款分担金及び負担金、2項分担金、1目農林水産業費分担金9,239万7,000円の減額補正は、農地災害復旧事業費の減額に伴い、同事業に係る分担金を減額するものでございます。

17ページをお願いいたします。中ほどになります。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金9,712万6,000円の減額補正は、2節児童福祉費負担金で児童手当交付金の減、3節生活保護費負担金で医療扶助費等負担金の減などでございます。

18ページをお願いいたします。2目災害復旧費国庫負担金7,305万2,000円の増額補正は、道路橋梁災害復旧に係る過年災公共土木施設災害復旧費負担金の増でございます。

20ページをお願いいたします。中ほどになります。16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金3,718万1,000円の減額補正は、4節災害救助費負担金の減が主なものでございます。

それから、22ページをお願いいたします。下のほうでございます。2項県補助金、9目災害復旧費県補助金40億4,926万9,000円の減額補正は、1節農林水産施設災害復旧費補助金で農地・農業施設の災害復旧事業に係る補助金の減でございます。

25ページをお願いいたします。一番上になります。18款、1項寄附金、5目教育費寄附金41万円の増額補正は、奨学基金に対する寄附金でございます。19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金を1億円減額補正いたしております。

26ページをお願いいたします。21款諸収入、4項、2目雑入3,754万7,000円の増額補正は、1節総務費雑入の災害見舞金、熊本県市町村振興協会交付金、それから、27ページになりまして、7節土木費雑入の建物総合損害共済保険金、8節消防費雑入の防災・減災費用保険金の増が主なものでございます。

28ページから29ページの22款市債は、第5表地方債補正での説明と重複しますが、事業費の確定や最終見込みにより補正を行っているものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。なお、各款、項、目の中の給料、職員手当等、共済組合負担金など人件費の増減につきましては説明を割愛させていただきます。

30ページをお願いいたします。中ほどからになります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1億6,666万4,000円の増額補正は、3節職員手当等における退職手当の増のほか、31ページの18節負担金、補助及び交付金の負担金で、中長期派遣職員給与等負担金、その下の補助金で、人吉市地方バス運行等特別対策補助金や人吉市くま川鉄道経営安定化補助金の増、及び被災自治公民館再建支援事業補助金の減が主なものでございます。

32ページをお願いいたします。下のほうになります。12目市庁舎建設事業費3億7,600万円の減額補正は、14節工事請負費で、新市庁舎本体工事及び附帯工事の決算見込みによる事業費の減でございます。

少し飛びますが、36ページをお願いいたします。下のほうになります。3款民生費、2項児童福祉費、2目児童支援費2,685万円の減額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、保育所及び認定こども園等における保育士等の処遇改善を進めるための保育士等処遇改善臨時特例事業補助金の増、及び19節扶助費で、児童手当の最終見込みによる減が主なものでございます。

37ページをお願いいたします。中ほどになります。3項生活保護費、2目扶助費7,789万1,000円の減額補正は、生活扶助費等の最終見込みによる減でございます。4項、1目災害

救助費 8 億 6,254 万 6,000 円の増額補正は、次のページになりまして、上段の 22 節償還金、利子及び割引料で、令和 2 年 7 月豪雨災害の災害救助法適用に伴う県からの災害救助費負担金の超過交付等に係る精算金が主なものでございます。

42 ページをお願いいたします。7 款、1 項商工費、2 目商工業振興費 1,800 万円の減額補正は、18 節負担金、補助及び交付金の負担金で、熊本県営業時間短縮要請協力金市町村負担金の最終見込みによる減などでございます。8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費 2,141 万 6,000 円の減額補正は、43 ページになりますけれども、18 節負担金、補助及び交付金の補助金で、補助事業として取り組みました人吉市戸建木造住宅耐震改修等事業や人吉市土砂災害危険住宅移転促進事業、人吉市被災宅地復旧支援事業などの最終見込みによる減でございまして。

44 ページをお願いいたします。3 項住宅費、2 目住宅建設費 6,666 万 7,000 円の減額補正は、12 節委託料で、災害公営住宅用地測量及び地質調査等委託料の減、及び 14 節工事請負費で、公営住宅の改修工事の入札残などでございます。

少し飛びまして、49 ページをお願いいたします。10 款教育費、5 項保健体育費、2 目体育施設費 1,535 万円の減額補正は、14 節工事請負費で、スポーツパレス大アリーナ改修工事の入札残でございます。

1 つ飛びまして、11 款災害復旧費、2 項農林水産施設災害復旧費、1 目農地災害復旧費 35 億 5,371 万 1,000 円の減額補正と、次のページになりまして、2 目農業用施設災害復旧費 6 億 5,966 万 7,000 円の減額補正、その下の 3 目林道施設災害復旧費 2,493 万 7,000 円の減額補正は、いずれも災害査定及び事業の一部が令和 4 年度事業となりましたことから、事業費を減額するものでございます。3 項公共土木施設災害復旧費、1 目道路橋梁災害復旧費 9,880 万 2,000 円の増額補正は、12 節委託料で、大橋橋梁の災害復旧に係る委託料のほか、18 節負担金、補助及び交付金の負担金で、市道中神大柿線の災害復旧に係る国への負担金の増などでございます。

52 ページをお願いいたします。中ほどでございます。12 款、1 項公債費、1 目元金 2,597 万 2,000 円の増額補正は、今年度借入れを行いました市債につきまして発生いたしました公債費元金償還の増でございます。13 款諸支出金、2 項基金費、6 目人吉市減債基金費 1 億 2,382 万 8,000 円の増額補正は、普通交付税の追加交付額の一部を積み立てるものでございます。

53 ページをお願いいたします。最後に、14 款予備費を 6,724 万 7,000 円増額補正いたしております。

以上で、議第 2 号令和 3 年度人吉市一般会計補正予算案（第 11 号）についての補足説明を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1 時00分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（小澤洋之君）（登壇） それでは、続きまして、議第8号令和4年度人吉市一般会計予算案につきまして、補足説明をさせていただきます。

令和4年度の当初予算案は198億2,106万8,000円、対前年度比87億7,467万円、30.7%の減となっております。減額となりました主な要因といたしましては、令和2年7月豪雨災害における災害廃棄物処理事業や農地・農業用施設などの過年債災害復旧事業、さらには新市庁舎建設事業費の減などがございます。

なお、市庁舎建設事業及び災害復旧事業関連経費、新型コロナウイルス感染症対策を除く予算額で比較をいたしますと、前年度比7億255万7,000円、4.6%の増となっております。

それでは、予算書1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書により、第2条の債務負担行為につきましては、第2表債務負担行為により、第3条の地方債につきましては、第3表地方債により、それぞれ御説明いたします。第4条の一時借入金につきましては、最高額を30億円と定めております。第5条の歳出予算の流用につきましては、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

7ページをお願いいたします。一番上からになります。第2表債務負担行為でございますが、第6次電算クラウドシステム使用料は、基幹系住民情報システムの更新時期を迎えるため、使用の期間及び限度額を定めるものでございます。第6次電算システム導入事業機器リース料（基幹系端末等）は、現在の機器について、令和4年度まで再リースを行い、その更新時期を先ほどの第6次電算クラウドシステム導入時期と合わせることで効率的運用を図るため、リースの期間及び限度額を定めるものでございます。

続きまして、第3表地方債でございます。臨時財政対策債は、令和4年度地方財政計画及び令和3年度の確定額を勘案し予算計上いたしております。市庁舎別館施設改修事業債から、8ページでございますが、特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業債までの20件につきましては、それぞれの事業に対する地方債でございまして、地方債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

次に、第1条の歳入歳出予算につきまして、前年度との増減の大きなものを中心に、主なものを事項別明細書により御説明をいたします。

11ページをお願いいたします。歳入でございますが、一番上からでございます。1款市税、1項市民税のうち、1目個人が11億8,157万7,000円で、前年度に比べ5,712万4,000円の増額となっております。主に現年課税分における所得割の増でございまして、令和3年度の最終見込額を勘案し、増収を見込んだものでございます。その下、2目法人が2億6,415万7,000

円で、前年度に比べ6,593万3,000円の増額となっております。こちら、令和3年度の最終見込額を勘案し、増収を見込んだものでございます。その下でございます。2項、1目固定資産税が14億1,488万7,000円で、前年度に比べ5,911万5,000円の増額となっております。こちらは、令和3年度の償却資産の伸び等を勘案し、増収を見込んだものでございます。

13ページをお願いいたします。中ほどからになります。2款地方譲与税、1項、1目地方揮発油譲与税3,050万円から、17ページの一番上でございますが、10款、1項、1目地方特例交付金900万円までにつきましては、令和4年度地方財政計画の伸び及び令和3年度交付額を勘案して予算計上いたしております。その下の10款地方特例交付金、昨年度の2項、1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は令和3年度限りの措置でございましたので、項、目を廃止としております。その下になります。11款、1項、1目地方交付税50億3,111万6,000円は、前年度と比べ1億2,937万5,000円の増額となっております。こちらは、新市庁舎建設に要しました一般単独災害復旧事業債の公債費償還に係る算入を見込んだものでございます。

19ページをお願いいたします。中ほどでございますが、13款分担金及び負担金、2項分担金、1目農林水産業費分担金695万7,000円は、前年度に比べ9,964万3,000円の減額となっております。これは、過年災農地災害復旧事業費の減に伴い、農家の負担金が減となるものでございます。

20ページをお願いいたします。14款使用料及び手数料、1項使用料、5目商工使用料1,932万7,000円は、前年度に比べ951万9,000円の増額となっております。これは、まち・ひと・しごと総合交流館施設使用料の増などが主なものでございます。8目教育使用料794万9,000円は、前年度に比べ438万2,000円の増額となっております。これは次のページになりまして、3節社会教育使用料に、カルチャーパレスの利用再開に伴いまして使用料を計上するものでございます。

23ページをお願いいたします。中ほどになります。15款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金1億9,304万1,000円は、前年度に比べ3億559万6,000円の減額となっております。これは令和2年7月豪雨災害に伴う道路橋梁等の災害復旧事業費の減に伴い、過年災公共土木施設災害復旧費負担金が減となったものでございます。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金2億1,045万5,000円は、前年度に比べ1億5,905万円の増額となっております。これは、令和4年度も引き続き、コロナ対策として実施されます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増でございます。

24ページをお願いいたします。3目衛生費国庫補助金3,571万円は、前年度に比べ20億9,342万6,000円の減額となっております。これは、災害廃棄物処理事業の終了に伴う災害等廃棄物処理事業補助金の減でございます。4目土木費国庫補助金4億4,717万4,000円は、前年度に比べ3億2,744万9,000円の増額となっております。こちらは、次のページになります

けれども、被災市街地復興推進事業等の財源となります 4 節都市計画費補助金の社会資本整備総合交付金の増などがございます。6 目災害復旧費国庫補助金 2 億6,952万9,000円は、前年度に比べ 1 億592万9,000円の増額となっております。こちらは、過年災林業施設災害復旧費補助金の減、及び人吉城跡と大村横穴群の災害復旧に係る過年災文教施設災害復旧費補助金の増でございます。

29ページをお願いいたします。下のほうになります。16款県支出金、2 項県補助金、6 目土木費県補助金 1 億3,805万7,000円は、前年度に比べ 1 億3,195万7,000円の増額となっております。これは、2 節住宅費補助金で、応急仮設住宅を公営住宅に移行するための用地に係る球磨川流域復興基金交付金の増などがございます。

30ページをお願いいたします。9 目災害復旧費県補助金 8 億359万8,000円は、前年度に比べ47億1,437万2,000円の減額となっております。これは、農地・農業用施設等に係る災害復旧事業の減に伴う過年災農地等災害復旧事業費補助金の減が主なものでございます。

34ページをお願いいたします。中ほどでございます。19款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 2 億円と 4 目減債基金繰入金 2 億4,000万円は、財源調整として繰入計上いたしております。2 目庁舎建設等基金繰入金3,400万円は、新市庁舎建設に要しました一般単独災害復旧事業債の公債費償還として繰り入れるものでございます。

35ページをお願いいたします。上からでございます。5 目応援団基金繰入金につきましては、ふるさと納税に関する事務経費として 2 億7,234万9,000円を、また、応急仮設住宅を公営住宅に移行するための用地購入や、令和 2 年度災農地復旧事業補助金など16事業に 2 億9,000万円を、合計 5 億6,234万9,000円を繰り入れするものでございます。20款、1 項、1 目繰越金を、前年度と同額の 1 億5,000万円で計上いたしております。

37ページをお願いいたします。上から、21款諸収入、3 項貸付金元利収入、3 目くま川鉄道災害復旧資金貸付金元利収入 3 億9,800万円は、くま川鉄道の災害復旧資金貸付償還に伴います元利収入でございます。4 項、2 目雑入 1 億2,026万4,000円は、前年度に比べ4,343万8,000円の増額となっております。これは38ページになりますけれども、下のほうの 7 節土木費雑入の人吉球磨スマートインターチェンジ整備に係る起債償還分の増に伴う同協議会公債費負担金や、39ページの 9 節教育費雑入で、スポーツ振興くじ助成金の増などがございます。

40ページをお願いいたします。中ほどになります。22款、1 項市債、7 目災害復旧債 4 億8,520万円は、前年度に比べ39億9,120万円の減額となっております。これは、市庁舎建設事業費や令和 2 年 7 月豪雨災害における道路及び農業用施設等の災害復旧事業費の減、それから災害廃棄物処理事業の終了に伴う災害復旧事業債及び災害等廃棄物処理事業債の減が主なものでございます。

次に、歳出でございます。41ページをお願いいたします。なお、各款、項、目の中の一般

職給、職員手当等、共済組合負担金などの増減につきましては説明を割愛させていただきます。

まず、1款、1項、1目議会費が1億6,773万2,000円でございます。前年度に比べ1,151万8,000円の減額となっております。内容につきましては割愛させていただきます。

42ページをお願いいたします。下のほうになります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費が12億3,498万2,000円で、前年度に比べ2,198万6,000円の増額となっております。主な要因といたしましては、まず、43ページの1節報酬で、地域おこし協力隊報酬の増、47ページの中ほどの下になります、補助金のところですが、地域における新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、空調設備等について助成を行う地区公民館等整備費補助金、3つ飛びまして、被災されました町内における公民館再建を支援する被災自治公民館再建支援事業補助金、その下の、くま川鉄道の災害復旧に伴うくま川鉄道経営安定化補助金などの増でございます。

50ページをお願いいたします。中ほどになります。6目財産管理費が5億33万2,000円で、前年度に比べ3億5,610万5,000円の増額となっております。主な増減の要因としましては、これまで仮本庁舎として使用しておりました人吉市カルチャーパレスを、文化芸術の振興の施設として使用を再開しますことから、その運営費を10款教育費に移管したこと、それから、5月に供用開始を予定しております新市庁舎の管理経費を計上したこと、52ページになりまして、14節工事請負費といたしまして、西間別館に保健センター機能を移設するための改修工事費の増、その下の17節備品購入費で、新市庁舎における庁用備品の増額などがございます。7目企画費が7,741万3,000円で、前年度に比べ2,059万円の増額となっております。主な増減としましては、12節委託料で、スマートシティ推進計画策定に係る業務委託料、53ページになりまして、復興まちづくり事業推進業務委託料の増などがございます。

56ページをお願いいたします。12目市庁舎建設事業費が1,500万円で、前年度に比べ18億7,074万8,000円の減額となっております。これは、新市庁舎建設工事の減によるものでございます。

飛びまして、61ページをお願いいたします。下のほうになります。4項選挙費、2目参議院議員選挙費1,924万1,000円は、令和4年に実施されます参議院議員通常選挙に係る経費でございます。

それから、65ページをお願いいたします。下のほう、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費21億2,100万7,000円は、前年度と比べて3,989万2,000円の増額となっております。主なものといたしまして、67ページの12節委託料の避難行動要支援者等の支援に係るシステム構築委託料や、18節負担金、補助及び交付金で、68ページの上から3つ目でございます、75歳以上の高齢者の医療費などの負担となります熊本県後期高齢者医療広域連合負担金の増などがございます。

少し飛びまして、80ページをお願いいたします。下のほうになります。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費1億4,435万8,000円は、前年度と比べて6,043万5,000円の増額となっております。これは、新型コロナウイルスワクチン接種費用及び体制整備に係る費用の増によるものでございます。

86ページをお願いいたします。中ほどでございます。2項清掃費、2目塵芥処理費1億495万4,000円は、前年度に比べ42億3,943万6,000円の減額となっております。これは、令和2年7月豪雨災害における災害廃棄物処理事業に係る事業費の減によるものでございます。

飛びまして、93ページをお願いいたします。一番下でございます。6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費7,404万3,000円は、前年度に比べ1,703万2,000円の増額となっております。これは95ページになりまして、14節工事請負費で林道等維持補修工事や、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、森林の多面的機能を持続的に発揮するため新しく補助制度を創設いたしました森林整備事業補助金、林業労働安全推進事業補助金の増などでございます。

97ページをお願いいたします。中ほどになります。7款、1項商工費、2目商工業振興費1億6,294万1,000円は、前年度に比べ9,384万3,000円の増額となっております。増額の主なものとしましては、98ページになりまして、上段の12節委託料のワーケーション創出・実証実験業務委託料とプログラミング教育等業務委託料、それから新型コロナウイルス感染症経済対策としまして、18節負担金、補助及び交付金の負担金で、熊本県営業時間短縮要請協力金市町村負担金、それから99ページの上段になりますけれども、地域デジタル通貨「きじうまコイン」を活用しましたデジタルプレミアム商品券事業補助金の増などでございます。

少し飛びまして、108ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費2億2,405万3,000円は、前年度に比べ5,099万円の増額となっております。これは12節委託料で、災害を受けまして新たに道路改良等を進めるための測量設計委託料の増によるものでございます。下のほうになります。5目橋梁新設改良費1億3,974万6,000円は、前年度に比べ7,071万7,000円の増額となっております。これは次のページの14節工事請負費で、羽田橋の橋梁補修工事費の増でございます。

111ページをお願いいたします。3項住宅費、2目住宅建設費3億8,125万4,000円は、前年度に比べ2億1,835万8,000円の増額となっております。これは14節工事請負費で、団地外壁改修工事の減、及び災害公営住宅建設に向けた人吉球磨能力開発センター等解体工事の増、それから16節公有財産購入費で、応急仮設住宅の西間第一、下原田第一仮設団地を、将来的に公営住宅として活用を進めるための用地購入費の増などでございます。

112ページをお願いいたします。4項都市計画費、1目都市計画総務費6億9,375万4,000円は、前年度に比べ5億758万3,000円の増額となっております。これは113ページ上段の12節委託料で、新たに策定に取り組みます立地適正化計画策定業務委託料や、復興事業の1つ

であります被災市街地設計等業務委託料の増などが主なものでございます。

114ページをお願いいたします。4目街路事業費8,139万8,000円は、前年度に比べ4,786万4,000円の増額となっております。これは、下林願成寺線道路改良工事費の増でございます。

115ページ中ほどになります。5項河川費、1目河川総務費8,520万6,000円は、前年度に比べ7,625万2,000円の増額となっております。これは桑ノ木津留川ほか河川浚渫工事費の増でございます。

117ページをお願いいたします。下のほうになります。9款、1項消防費、3目消防施設費9,141万3,000円は、前年度に比べ6,651万9,000円の増額となっております。これは118ページの中ほどでございますが、17節備品購入費の災害用備品で、市内事業所を対象とした防災ラジオ購入費用でございます。

少し飛びまして、126ページをお願いいたします。下のほうになります。10款教育費、2項小学校費、3目学校建設費3,100万円は、西瀬小学校の合併処理浄化槽改修工事費でございます。

132ページをお願いいたします。下のほうになります。4項社会教育費、3目図書館費3,378万6,000円は、前年度に比べ1,456万円の増額となっております。これは133ページの17節備品購入費の施設用備品で、カルチャーパレス内における図書館スペースの増床に伴う書架購入でございます。

136ページをお願いいたします。中ほどになります。6目カルチャーパレス費4,772万5,000円は、仮本庁舎機能の終了後、室内の復旧工事を行い、コミュニティ棟の使用再開を計画しております。ホール棟を含めた施設の運営経費でございます。

139ページをお願いいたします。下のほうでございます。5項保健体育費、2目体育施設費9,523万6,000円は、前年度に比べ2,803万4,000円の増額となっております。これは140ページの14節工事請負費のスポーツパレス第二武道場改修工事費でございます。

143ページをお願いいたします。11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、1目農地災害復旧費2億8,260万2,000円と2目農業用施設災害復旧費5億5,184万8,000円、それから3目林業施設災害復旧費2,246万9,000円は、いずれも令和2年7月の豪雨における農地、農業用施設、林道施設の災害復旧事業に係る事業費でございます。また、1目農地災害復旧費につきましては、令和2年度の復旧工事費に対する農家負担につきまして一部補助を行う令和2年災農地復旧事業補助金を計上いたしております。

144ページをお願いいたします。3項公共土木施設災害復旧費、3目公園施設災害復旧費2億9,631万7,000円は、中川原公園の災害復旧工事費でございます。4項文教施設災害復旧費、2目社会教育施設災害復旧費4億5,281万8,000円は、145ページにかけてになりますけれども、大村横穴群、人吉城跡の災害復旧工事費と、西瀬コミュニティセンターの解体工事費などがございます。12款、1項公債費、1目元金21億7,996万1,000円は、前年度に比べ7

億4,460万8,000円の増額となっております。これは、市庁舎建設事業に係る起債償還が増となったことや、くま川鉄道災害復旧資金貸付金の償還増などによるものでございます。

148ページをお願いいたします。中ほどでございます。最後に、14款予備費に5,404万円を計上いたしております。

少し長くなりましたが、以上で、議第8号令和4年度人吉市一般会計予算案につきまして補足説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願いをいたします。

○市民部長（丸本 縁君）（登壇） 議員の皆様、こんにちは。私のほうから、議第10号令和4年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案について補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条は歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ38億6,673万7,000円とするものでございます。第2条の一時借入金につきましては、最高額を4億円と定めるものでございます。第3条の歳出予算の流用につきましては、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

予算書の2ページから4ページ、第1表歳入歳出予算につきましては、事項別明細書により、その概要を説明させていただきます。

予算書の7ページをお願いいたします。歳入でございます。1款、1項国民健康保険税でございますが、1目一般被保険者国民健康保険税6億2,195万8,000円、2目退職被保険者等国民健康保険税44万1,000円は、主に、後ほど説明いたします歳出の国民健康保険事業費納付金の財源となるものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。5款県支出金、1項県負担金、1目保険給付費等交付金28億4,987万1,000円のうち、保険給付費等交付金（普通交付金）27億5,110万2,000円は、医療費等の支払いの財源として県から交付されるものでございます。

10ページをお願いいたします。中ほどの、7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の総額は3億2,844万7,000円でございます。このうち、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分1億5,480万2,000円は、低所得者に係る保険税軽減相当額を一般会計から繰り入れるものでございます。なお、本年度は財政安定化支援事業繰入金1,500万円を繰り入れるほか、7款、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1,000万円を計上いたしております。

11ページをお願いいたします。8款、1項繰越金、1目繰越金に5,000万円を計上いたしております。

次に、歳出でございますが、14ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費6,626万7,000円は、国民健康保険担当職員の給料、諸手当等の人件費のほか、システム改修委託料や熊本県国民健康保険団体連合会が行います共同電算処理委託料などが主なものでございます。

少し飛びまして、17ページをお願いいたします。2款保険給付費、1項療養諸費は、医療

費の支払いなどに要するものでございまして、療養給付費、療養費及び審査支払手数料等を合わせ24億4,509万5,000円を計上いたしております。

18ページをお願いいたします。2項高額療養費3億1,474万7,000円は、自己負担額が一定の額を超えたときに、その超えた分を支給するものでございます。

19ページをお願いいたします。6項傷病手当金100万円は、新型コロナウイルス感染症を発症したことにより休職し、給与所得が減少した被用者に対する手当金でございます。以上、2款保険給付費の総額は27億7,795万円となっております。

20ページから21ページにかけまして、3款国民健康保険事業費納付金でございますが、こちらは県に納付するものでございます。1項医療給付費分の総額は6億8,616万2,000円、2項後期高齢者支援金等分の総額は1億8,519万4,000円、3項介護納付金分の総額は7,707万5,000円を計上しております。以上、3款の総額は9億4,843万1,000円でございます。

21ページの下段から22ページにかけてでございますが、5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費4,043万5,000円は、特定健康診査と、その結果により必要に応じて実施いたします特定保健指導に要する経費等でございます。

23ページをお願いします。2項保健事業費400万3,000円は、ジェネリック医薬品の利用促進や医療費通知などの医療費の適正化に関する経費でございまして、共同電算処理委託料等を計上いたしております。

以上で、議第10号令和4年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案について補足説明を終わらせていただきます。

慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）（登壇） 議員の皆様、こんにちは。私のほうからは、議第12号令和4年度人吉市介護保険特別会計予算案につきまして、補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億1,585万3,000円とするものでございます。第2条は、一時借入金の最高額を2億円とするものでございます。第3条は、保険給付費各項間の流用について定めるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして主なものを御説明申し上げます。介護保険の予算は、予算の性格上、先に歳出から説明をさせていただきます。

少し飛びまして、14ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費5,204万2,000円は、介護保険関係職員の給料、職員手当や事務費が主なものでございます。

15ページをお願いいたします。3項、1目介護認定審査会費1,041万円は、要介護等の認定を行う介護認定審査会委員の報酬などでございます。

16ページをお願いいたします。2目認定調査等費2,619万1,000円は、訪問調査員の報酬や

要介護認定等のために主治医が作成する意見書に係る費用などがございます。

17ページをお願いいたします。4項計画策定委員会費、2目計画策定費209万円は、次期第9期の介護保険事業計画高齢者福祉計画策定に向け、介護予防・日常生活圏ニーズ調査のための委託料でございます。2款保険給付費は、介護サービス費の支払いに要する費用でございます。1項介護サービス等諸費は、要介護1から5までの方を対象とする在宅サービスや施設サービス、ケアプラン作成などに係る費用でございまして、18ページになりますが、1項の計38億215万9,000円を計上いたしておりまして、前年度と比較いたしまして1,176万7,000円の増を見込んでおります。2項介護予防サービス等諸費は、要支援1及び要支援2の方を対象とするサービスに係る費用でございまして、19ページの上の段の計になりますが、8,622万円を計上いたしております。3項高額介護サービス等費は、介護サービスを利用された場合の自己負担額が一定の額を超えたとき、その超えた分を支給するものでございまして、合計1億1,877万6,000円を計上いたしております。

20ページをお願いいたします。5項特定入所者介護サービス等費でございますが、施設サービスでは居住費や食費が利用する方の負担となりますが、所得の低い方への負担軽減措置といたしまして、限度額を超えた分について支給をするものでございまして、合計の1億5,718万円を計上いたしております。

21ページをお願いいたします。5款地域支援事業費でございますが、1項、1目介護予防・生活支援サービス事業費6,723万2,000円は、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、要支援者等が利用する訪問事業・通所事業等に係る費用でございます。

22ページをお願いいたします。2項、1目一般介護予防事業費は、65歳以上の一般介護予防に係る費用でございまして、4,247万7,000円を計上いたしております。

23ページをお願いいたします。3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費9,154万4,000円は、地域包括支援センターの運営等に係る費用でございます。

24ページをお願いいたします。2目任意事業費1,076万7,000円は、緊急通報体制等整備事業委託料や、成年後見制度利用者の支援に係る費用などがございます。

25ページから27ページにかけましての4項その他諸費から6款公債費、7款諸支出金、8款予備費までは説明を割愛させていただきます。

続きまして、歳入予算を御説明いたします。前にお戻りいただきまして、7ページをお願いいたします。介護保険特別会計の歳出の大部分を占めます保険給付費等に要する費用の財源は、基本的にその半分を国・県・市による公費負担で賄い、残り半分を保険料などで賄う仕組みとなっております。なお、介護保険料の水準は、3年ごとに策定する介護保険事業計画で見直していくこととなっております。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料につきましては、介護保険事業計画における月額基準額6,100円を算定基礎といたしまして、現年度分特別徴収保険料と普

通徴収保険料及び滞納繰越分普通徴収保険料を合計いたしまして、総額 7 億 3,003 万 3,000 円を計上いたしております。3 款国庫支出金、1 項国庫負担金は、介護給付費に対する国の負担金でございまして、7 億 5,135 万 8,000 円を計上いたしております。

8 ページをお願いいたします。2 項国庫補助金、1 目調整交付金は、市町村の財政力格差を調整するための交付金でございまして、3 億 9,753 万 7,000 円を計上いたしております。2 目及び 3 目は、地域支援事業に対する交付金でございまして、介護予防・日常生活支援総合事業に 2,381 万 5,000 円、3 目介護予防・日常生活支援総合事業以外に 3,848 万 9,000 円を計上いたしております。4 目保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を支援する交付金でございまして、659 万 4,000 円を計上いたしております。5 目介護保険保険者努力支援交付金は、4 目保険者機能強化推進交付金に加えまして、介護予防・健康づくりに資する取組を重点的に支援するための交付金でございまして、661 万 6,000 円を計上いたしております。

9 ページをお願いいたします。4 款、1 項支払基金交付金は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者の保険料が、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございまして、1 目介護給付費交付金 11 億 2,534 万 4,000 円は、介護給付費等に対する交付金でございます。2 目地域支援事業支援交付金 3,215 万円は、地域支援事業に対する交付金でございます。5 款県支出金、1 項県負担金は、介護給付費に対する県の負担金でございまして、6 億 322 万 3,000 円を計上しております。2 項県補助金は、国庫補助金と同様に、地域支援事業に対する県の交付金でございます。

10 ページをお願いいたします。11 ページにかけましての 7 款繰入金、1 項一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金でございまして、1 目は介護給付費に対して、2 目及び 3 目は地域支援事業に対して、4 目は低所得者に係る保険料の低減に対して、5 目は職員給与や事務費に対して繰り入れるものでございます。合計 7 億 1,382 万 8,000 円を計上いたしております。2 項基金繰入金、1 目介護保険介護給付費準備基金繰入金 5,000 万円は、保険給付費に対する第 1 号被保険者保険料の負担割合の不足分を補うため繰り入れるものでございます。

12 ページをお願いいたします。8 款繰越金から 13 ページの 9 款諸収入、3 項雑入までは説明を割愛させていただきます。10 款分担金及び負担金、1 項負担金 233 万 5,000 円は、人吉球磨 10 市町村において連携して取り組んでおります人吉球磨在宅医療介護連携推進事業につきまして、令和 4 年度から事務局が人吉市になるため、町村からの負担金でございます。

以上で、令和 4 年度人吉市介護保険特別会計予算案の補足説明を終わります。

慎重審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時 53 分 休憩

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○水道局長（久本禎二君）（登壇） 議員の皆様、こんにちは。それでは、初めに、議第13号 令和4年度人吉市水道事業特別会計予算案につきまして、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条業務の予定量でございますが、給水戸数1万5,828戸、総給水量322万857立方メートル、1日平均給水量8,824立方メートルを予定しております。建設改良工事といたしまして、配水管改良工事のほか、原城配水池地下防空壕重点工事などを予定しております。第3条収益的収入及び支出、及び、次のページになりますが、第4条資本的収入及び支出につきましては、後ほど予算実施計画明細書により御説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。第6条でございますが、一時借入金の限度額を5,000万円といたしております。次に、第7条は、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めています。第8条につきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費8,386万3,000円、交際費5万円としております。次に、第9条は利益剰余金の処分でございますが、減債積立金として7,281万4,000円、建設改良積立金として6,622万円を処分することとしております。第10条は棚卸資産の購入限度額を773万4,000円とするものでございます。

飛びまして、14ページをお願いいたします。債務負担行為に関する調書でございますが、井ノ口第二水源地自家用発電施設設備リース料及び上下水道料金徴収事務等業務委託料の限度額、予定額等を定めております。

再び飛びまして、19ページをお願いいたします。第3条収益的収入及び支出につきまして、明細書により御説明申し上げます。まず、収入でございますが、1款水道事業収益を5億3,456万5,000円といたしております。内訳といたしましては、1項営業収益5億1,345万円で、これは水道料金受託工事及び各種手数料でございます。前年度と比較をいたしますと2,659万6,000円の増額は、住宅の建設が進んでいることから加入件数の増加を見込んでいるものでございます。2項営業外収益2,111万2,000円は、3目長期前受金戻入が主なものでございます。3項特別利益3,000円は、存目でございます。

20ページをお願いいたします。支出でございますが、1款水道事業費用を4億9,151万9,000円といたしております。その内訳でございますが、1項営業費用は4億6,447万4,000円で、これは人件費、水源地及び配水池等の整備委託料、修繕費、動力費、減価償却費でございます。新規では、21ページの15節委託料の最後の行になりますが、人吉市水道施設等の維持管理業務委託料がございます。

次に、23ページをお願いいたします。15節委託料の1行目でございますが、上下水道料金徴収事務等業務委託料などが主なものでございます。

24ページをお願いいたします。2項営業外費用の2,454万3,000円は、企業債利息及び消費税が主なものでございます。3項特別損失50万2,000円は、過年度損益修正損などでございます。4項予備費は200万円としております。

次に、25ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入でございますが、1款資本的収入は4,076万9,000円で、前年度と比較いたしますと582万2,000円の減額となっております。これは、2項工事負担金の減額が主なものでございます。

次に、支出でございますが、1款資本的支出は3億8,361万3,000円を計上いたしております。その内訳でございますが、1項建設改良費3億879万9,000円は、1目構築物費、1節一般改良工事と、26ページになりますが、3節起債対象工事、2目機械及び装置費が主なものでございます。2項企業債償還金は7,281万4,000円で、前年度と比較しますと290万3,000円の減額となっております。3項予備費は前年度と同額の200万円としております。

それでは、前に戻っていただきまして2ページをお願いいたします。資本的支出に対しまして収入が不足いたしますので、その補填財源につきましては第4条の括弧書きでございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億4,284万4,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,470万2,000円、当年度分損益勘定留保資金1億7,910万8,000円と繰越利益剰余金処分額1億3,903万4,000円で補填することとしております。

以上で、議第13号令和4年度人吉市水道事業特別会計予算案の補足説明を終わります。

引き続き、議第14号令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案につきまして御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条業務の予定量は、接続戸数1万1,620戸、年間総処理水量420万1,515立方メートル、1日平均処理水量1万1,511立方メートルを予定しております。主な建設改良工事としましては、人孔蓋更新工事、汚水枡設置工事、汚水幹線築造工事、宝来町雨水ポンプ場改築更新工事などを予定しております。第3条収益的収入及び支出、及び、次のページの第4条資本的収入及び支出につきましては、後ほど予算実施計画明細書により説明を申し上げます。

2ページをお願いいたします。第5条債務負担行為は、人吉市水洗便所等改造資金融資あっせん及び助成金条例に基づき、水洗便所等工事資金の債務不履行による損失補償と水洗便所等改造資金利子補給金及び人吉浄水苑監視設備更新工事委託について債務負担を設定するもので、それぞれの期間と限度額を定めるものでございます。

3ページをお願いいたします。第6条企業債でございますが、公共下水道事業債等につきまして起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。第7条では、一時借入金の限度額を10億円と定めております。第8条は、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。第9条議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費5,504万円でございます。第10条他会計からの補助金は、一般会計

から1億4,970万円の補助を受けるものでございます。

4ページをお願いいたします。第11条利益剰余金の処分でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補填として2,383万円を処分することといたしております。

ページが飛びますが、22ページをお願いいたします。第3条収益的収入及び支出の内容につきまして、予算実施計画明細書により御説明申し上げます。まず、収入でございますが、1款下水道事業収益を10億4,968万3,000円といたしております。内訳といたしまして、1項営業収益6億1,871万3,000円で、これは下水道使用料及び他会計負担金等でございます。前年度と比較して1,459万7,000円の増額は、他会計負担金の増額及び令和2年7月豪雨災害からの回復等による増収などを見込んでいるところでございます。2項営業外収益は4億3,096万7,000円で、3,506万8,000円の増額は2目他会計補助金、一般会計からの繰入金及び3目長期前受金戻入が主なものでございます。

23ページをお願いいたします。3項特別利益の3,000円は存目でございます。

次に、24ページをお願いいたします。支出でございますが、1款下水道事業費用を10億4,894万6,000円といたしております。内訳といたしましては、1項営業費用が9億5,532万7,000円で、これは25ページの3目、15節委託料、1行目の人吉浄水苑等運転管理業務委託料や、20節の動力費、4目総係費の給料などの人件費、26ページになりますが、15節委託料の雨水管理総合計画策定業務委託料、ページをめくっていただきまして27ページの5目減価償却費、42節構築物などが主なものでございます。

次に、28ページをお願いいたします。3項特別損失の100万2,000円は、過年度損益修正損などでございます。4項特別損失（災害）、1目ポンプ場費、15節委託料37万2,000円は、宝来町雨水ポンプ場仮設ポンプ等操作業務委託料でございます。5項予備費は400万円といたしております。

29ページをお願いいたします。資本的収入及び支出につきまして御説明申し上げます。まず、収入でございますが、1款資本的収入を2億8,896万3,000円といたしております。内訳といたしましては、1項企業債、1目建設改良等企業債1億4,530万円、2項負担金366万2,000円、3項補助金1億4,000万円、4項固定資産売却は存目でございます。

30ページをお願いいたします。次に支出でございますが、1款資本的支出を6億7,847万2,000円といたしております。その内訳は、1項建設改良費3億868万7,000円、1目管渠事業費として6,912万4,000円で、主なものといたしましては23節工事請負費、城本地区汚水準幹線築造工事などでございます。2目ポンプ場事業費は5,395万9,000円で、主なものは、31ページをお願いいたします、15節委託料の宝来町雨水ポンプ場改築更新工事委託料などでございます。3目処理場事業費は1億8,560万4,000円で、主なものは、次のページの32ページになりますけれども、15節委託料、4行目の人吉浄水苑監視設備更新工事委託料などでございます。2項企業債償還金は3億6,878万5,000円でございます。3項予備費は100万円とい

たしております。

それでは、前に戻っていただきまして、2ページをお願いいたします。資本的支出に対しまして収入が不足いたしますので、その補填財源につきましては第4条の括弧書きでございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億8,950万9,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,285万3,000円、当年度分損益勘定留保資金3億5,282万6,000円及び繰越利益剰余金処分額2,383万円で補填することといたしております。

以上で、議第14号令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案について補足説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西 信八郎君） これで、議第2号から議第35号までの提案理由等の説明は終了いたします。

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時26分 散会

令和4年3月第2回人吉市議会定例会会議録（第2号）

令和4年3月8日 火曜日

1. 議事日程第2号

令和4年3月8日 午前10時 開議

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第1 | 議第2号 | 令和3年度人吉市一般会計補正予算（第11号） |
| 日程第2 | 議第3号 | 令和3年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第3 | 議第4号 | 令和3年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第4 | 議第5号 | 令和3年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第5 | 議第6号 | 令和3年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第6 | 議第7号 | 令和3年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第7 | 議第8号 | 令和4年度人吉市一般会計予算 |
| 日程第8 | 議第9号 | 令和4年度人吉市球磨地域交通体系整備特別会計予算 |
| 日程第9 | 議第10号 | 令和4年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第10 | 議第11号 | 令和4年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第11 | 議第12号 | 令和4年度人吉市介護保険特別会計予算 |
| 日程第12 | 議第13号 | 令和4年度人吉市水道事業特別会計予算 |
| 日程第13 | 議第14号 | 令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第14 | 議第15号 | 令和4年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算 |
| 日程第15 | 議第16号 | 令和4年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算 |
| 日程第16 | 議第17号 | 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定
について |
| 日程第17 | 議第18号 | 人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について |
| 日程第18 | 議第19号 | 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議第20号 | 人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議第21号 | 人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて |
| 日程第21 | 議第22号 | 人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて |
| 日程第22 | 議第23号 | 平成28年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が定める条
例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第23 | 議第24号 | 人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第24 議第25号 人吉市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議第26号 人吉市スマートシティ推進計画策定委員会設置条例の制定について
- 日程第26 議第27号 人吉市教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議第28号 人吉市立教育研究所設置条例及び人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議第29号 人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議第30号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議第31号 人吉市成年後見制度利用促進審議会設置条例の制定について
- 日程第31 議第32号 人吉市梢山温泉分湯に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議第33号 人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議第34号 工事請負契約の締結について
- 日程第34 議第35号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（17名）

1 番	松 村	太 君
2 番	徳 川	禎 郁 君
3 番	池 田	芳 隆 君
4 番	牛 塚	孝 浩 君
5 番	西	洋 子 君
6 番	宮 原	将 志 君
8 番	高 瀬	堅 一 君
9 番	宮 崎	保 君
10番	平 田	清 吉 君
11番	犬 童	利 夫 君
12番	井 上	光 浩 君
13番	豊 永	貞 夫 君
14番	福 屋	法 晴 君
15番	本 村	令 斗 君
16番	田 中	哲 君
17番	大 塚	則 男 君

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
副 市 長	迫 田 浩 二 君
監 査 委 員	井 上 祐 太 君
教 育 長	志 波 典 明 君
総 務 部 長	小 澤 洋 之 君
企画政策部長	小 林 敏 郎 君
市 民 部 長	丸 本 縁 君
健康福祉部長	告 吉 眞二郎 君
経 済 部 長	溝 口 尚 也 君
建 設 部 長	瀬 上 雅 暁 君
復 興 局 長	元 田 啓 介 君
総 務 部 次 長	永 田 勝 巳 君
企画政策部次長	井 福 浩 二 君
総 務 課 長	森 下 弘 章 君
水 道 局 長	久 本 禎 二 君
教 育 部 長	椎 屋 彰 君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局 長	北 島 清 宏 君
次 長	栗 原 亨 君
庶 務 係 長	平 山 真理子 君
書 記	青 木 康 徳 君

午前10時 開議

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は議案質疑を行います。議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 議第2号

○議長（西 信八郎君） それでは、これより質疑を行います。

なお、質疑でございますので一般質問にならないように、また、要望はお控えいただきますようお願いいたします。

まず、日程第1、議第2号令和3年度人吉市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第2 議第3号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第2、議第3号令和3年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第3 議第4号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第3、議第4号令和3年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第4 議第5号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第4、議第5号令和3年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第5 議第6号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第5、議第6号令和3年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第6 議第7号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第6、議第7号令和3年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第7 議第8号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第7、議第8号令和4年度人吉市一般会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） おはようございます。予算書87ページでございます。5款労働費、1項労働諸費、2目シルバー人材センター費、18節負担金、補助及び交付金の人吉市シルバー人材センター補助金でございます。この補助金につきましては、例年ほぼ同額の補助金が交付されているものと理解しているところでございますけれども、今年は昨年に比較しまして100万円ほど増額して予算計上されているところであります。コロナ禍など近年の社会状況の変化や受注件数の増減もあっていると思いますけれども、そのような中で、人吉市シルバー人材センターの近年の受注件数と、その就業会員の状況をお尋ねいたします。また、本市の支援は必要と思っておりますけれども、補助金、交付金の根拠と、増額の理由についてお尋ねします。

それから、もう1点。予算書89ページです。6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総

務費、18節負担金、補助及び交付金のくまもと県南フードバレー推進協議会の負担金についてでございます。負担金につきましては115万3,000円予算計上してあります。平成25年頃に発足されたと思っておりますけれども、毎年ほぼ同額の負担金であると理解しているところでございます。毎年、何回ぐらいの協議会開催と、どのような会議が行われているのか。また、現在の取組や本市の協議会会員はどのようなことに取り組んでいるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） 議員の皆様、おはようございます。それでは、私のほうからは、予算書87ページの人吉市シルバー人材センター補助金につきましてお答えをさせていただきます。

はじめに、シルバー人材センターの令和元年度と令和2年度の会員数と受注件数についてお答えをさせていただきます。会員数は、令和元年度350人、令和2年度350人、同数でございます。受注件数は、令和元年度が3,883件、令和2年度が3,050件でございます。令和2年度につきましては、やはり豪雨災害によりまして件数が減少しているところでございます。

次に、補助金増額の根拠でございますが、通常は高齢者等の雇用の安定等に関する法律及び高齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱に基づきまして、会員数、就業延べ人数を基準により補助をいたしております。昨年度から増額している理由でございますが、人吉市シルバー人材センターがございまして現在地は災害公営住宅建設用地として決定したため、移転が必要となったところでございます。移転先は、カルチャーパレスコミュニティ棟1階を予定しておりますけれども、移転に伴いまして倉庫が不足いたしましたので、倉庫を確保するための経費等に対する補助金を増額しております。

以上、お答えいたします。

○経済部長（溝口尚也君） それでは、89ページ、6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費のくまもと県南フードバレー推進協議会負担金につきまして、御質問にお答えします。

まず、くまもと県南フードバレー推進協議会の会議の回数と内容につきましてでございますが、例年5月中旬に、協議会の企画運営委員会、これは構成員である各自治体の担当課長が出席をしまして開催をされておりますが、その中で同協議会の理事会へ提案する議案の内容、あるいは資料の精査が行われているところでございます。また、その後、5月下旬に、各自治体の首長で構成されます、いわゆる理事会が開催されまして、前年度の事業報告や収支決算、次年度の事業計画、収支予算などが審議、決定をされております。それらが定例会でございますけれども、年度途中での会員の追加や事業計画及び予算の変更等が必要となった場合は、随時、企画運営委員会や理事会が追加開催されることとなっております。

2つ目に、現在どのような事業を行っているか、また、人吉市の協議会員がどのようなことに取り組んでおられるかということでございますが、事業につきましては、令和3年度の事業計画として主なものを申し上げますと、まず、ネットワークの形成や取組として、販路

拡大のために都市部の大規模店や県内の地域物産館等に県南フードバレーの販売コーナーの設置拡充、あるいはコロナ禍の中におきましては、オンラインでの全国バイヤーとの商談を推進されておるところでございます。

次に、高付加価値化の推進としまして、会員活動支援のため、売れるモノづくり支援事業補助金というものがございます。また、新ビジネスチャレンジ支援事業助成金というものがございまして、ものづくり補助金につきましては、商品開発・販売開拓等、そしてトータルブランディングと2つ種類がございまして、この3つの事業を行っておられるところでございます。

また、フードバレーにつきましては、「RENGA（レンガ）」というブランドを持っておられまして、その認知度向上のための会員向けの認定制度の運用、商品PR、そして異業種交流としましては、農林水産業者や商工業者等の異業種間のネットワーク交流を進められておるところでございます。

さらに、人材の育成としまして大規模なセミナーの開催や、主に県南地域の高校生が企画する商品開発の支援をされておりまして、直近におきましては、今年2月9日にオンラインで開催となりましたくまもと県南フードバレーネットワーク促進交流会において、球磨中央高校の生徒さんたちが人吉球磨産の茶葉を使用したチョコレート——これは「ChocoCha（チョコッチャ）」といいますが——の開発、南稜高校の生徒さんが県産の米粉や球磨焼酎などを使ったフィナンシェ、これは「もろくまフィナンシェ」と申しますが、その開発など、新しい土産物の開発にも取り組んでいただいております。また、同交流会では、人吉温泉物産館の復興の取組事例の紹介もあったところでございます。

そのほか、情報の共有発信としてウェブによる情報発信であったり、復興に取り組む県南地域の事業所を支援するために、大手のインターネット通販サイト等で協議会独自の通販サイトを活用され、詰め合わせセット等を販売するキャンペーンなども行っているところでございます。

次に、人吉市の協議会会員はどんなことに取り組んでおられるかという御質問でございますが、令和3年度までの会員総数は924件ありまして、そのうち、人吉市の会員数は74件となっております。商店街やイベントへの参加・出展などのほか、直近の取組としましては、令和3年度は2件の事業者様が新商品開発やロゴデザインやパッケージデザインのトータルブランディングの活動支援のために売れるモノづくり支援事業補助金を活用されています。令和2年度におきましては、コロナや豪雨等の災害の影響もございましたが、やはり通販サイトなどを使用して復興支援キャンペーンに参加をされております。令和元年度におきましては、4件の事業者様が外販商品の開発や県南産の栗、トマト、きくらげなどを使った新メニューの開発などを行っておられるところでございます。

以上、少々長くなりましたがお答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 終わります。

○議長（西 信八郎君） ほかにございませんか。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） おはようございます。質疑をさせていただきます。

ページでは106ページになります。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、18節負担金、補助及び交付金の中でアスベストの調査分析事業補助金が50万円計上されておりますが、例年に比べて半分以下の計上となっています。その減額された根拠をお尋ねいたします。

また、その下の項目の、民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金に200万円の計上が——昨年度はこの項目も計上もなかったようなんですが、今回、新たに計上がされている積算根拠をお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君） 議員の皆様、おはようございます。では、お答えいたします。

アスベスト調査分析事業補助金、昨年度が130万円、13件分付けてありましたが、今年度は5件分の50万円ということで付いているところでございます。

対象者は実は12件ほどありますけれども、これまでの実績が、令和元年が3件、令和2年が1件、今年度が1件ということで、申請者が非常に少ないというところもございまして、それに合わせまして5件分の50万円を令和4年度予算として計上しているところでございます。

それから、民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金につきましては、今申し上げましたアスベスト調査分析事業補助金を利用されまして調査分析をされた結果、除去にスムーズに進みますように、年度当初から予算を計上しているものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 発送されても、なかなか申請につながらないというところが問題だと思いますが、それでも令和元年に対象アスベストの含有がある建物の対象が311件ありました。今、年に1件、2件と引いても、300件ぐらいはまだ残っているという状況の中で、50万円、5件分というのが妥当なのかと疑問に思いますが、県からの発送数が減ったから今年度は減らされたということなんでしょうか。また、現時点での対象件数と、令和4年度の発送の予定件数などが分かりましたら、その件もお尋ねいたします。

また、通常、1件に大体10万円ぐらいの調査費がかかると伺っておりますが、この予算で5件分ということでありましたら、5件の申請があった時点で打切りとなるのか、それ以上申請があっても対応していただけるのか。2点お尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

対象件数につきましては12件でございまして、県が所有者に発送する件数も12件となっております。

それから、5件を超えた場合にどうされるのかということですが、その場合につきましては補正予算にて対応させていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（西 信八郎君） ほかにございませんか。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） おはようございます。

ページは20ページです。議第8号令和4年度人吉市一般会計予算から、1点目、歳入、14款、1項、5目商工使用料、1節の中で、まち・ひと・しごと総合交流館使用料として1,626万6,000円が計上してありますが、この根拠についてお尋ねいたします。

2点目、ページは24ページです。15款、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節の中で、保育士等処遇改善臨時特例交付金2,685万2,000円は、保育士等となっていますが、支給されるのは保育士の資格を有する方だけなのか、あるいは保育園の環境整備等に充てることも可能なのかお尋ねします。

ページ数、97ページと103ページです。3点目、7款、1項商工費、2目商工業振興費、12節委託料の中で、IT企業等協創促進業務委託料850万円と、同じく5目まち・ひと・しごと総合交流館管理費の中で、12節IT企業等協創促進業務委託料600万円は同じ項目になっていますが、その違いについてお尋ねします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えいたします。

14款、1項、5目商工使用料、1節の中でまち・ひと・しごと総合交流館施設使用料についてでございますが、コワーキングスペース、サテライトオフィス等の使用料や、簡易宿泊施設、レンタルキッチンの使用料でございまして、内訳は、コワーキングスペース、サテライトオフィス等が前年同額の794万円、簡易宿泊施設が稼働率50%時の売上額として688万2,000円、レンタルキッチンが月間40時間利用を基準に、時間当たり使用料3,000円を掛けました額の144万円。以上、計1,626万6,000円を計上させていただいておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。私のほうからは、24ページ、児童福祉補助金の保育士等処遇改善臨時特別交付金についてお答えをさせていただきます。

適用されるのは保育士の資格がある方だけなのかという御質問でございましたけれども、処遇改善の対象は、保育所等に勤務する職員全員——これは園を運営する法人の役員を兼ねる職員を除く方々でございます——保育士、事務員、給食調理員、放課後児童支援員などでございます。

また、保育所の環境整備に充てることも可能かということでございますけれども、園に勤務する従事者の処遇改善のためのものでございまして、保育所の環境整備には充てることができないことになっております。

以上、お答えいたします。

○経済部長（溝口尚也君） それでは、3点目の御質問にお答えいたします。7款、1項、2目商工業振興費及び7款、1項、5目まち・ひと・しごと総合交流館管理費の中のIT企業等協創促進業務委託料の違いという御質問にお答えいたします。

まず、2目商工業振興費、12節委託料、IT企業等協創促進業務委託料850万円は、復興・復興に向け、豪雨災害を契機とした交流人口の拡大やIT企業等の誘致を図り、未来型復興を進めていくため、地域の人材育成と関係人口の創出を図ることで地域課題の解決につながる取組を実施するものでございまして、ワーケーションの誘致や熱中小学校等による関係人口の創出事業、IT企業等のアプリ開発などの実証事業、社会人や高校生向けのプログラミング教室など、IT人材の育成事業を行うものでございます。

続きまして、5目まち・ひと・しごと総合交流館管理費の12節委託料、IT企業等協創促進業務委託料600万円につきましては、コワーキングスペースに常駐をいたしまして、サテライトオフィス棟の2階部分の管理も合わせて行い、入居企業やコワーキングスペースの利用者、あるいはワーケーション等で域外から訪問される方々、それらと及び地域住民とをつなぐコミュニティーの育成やマネジメントも視野に、将来にわたって施設を効果的に運営あるいは自走するための実証事業を行うものでございます。いずれの事業も地方創生推進交付金を活用した事業でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今、答弁いただきましたけれども、まず、1点目の総合交流館使用料の中で、簡易宿泊施設について稼働率50%は、営業としては大変厳しいものだと感じております。さらに、民業圧迫にならないのか。レンタルキッチンについて、どのような形で市民の皆様、各種団体に知らせていくのかお尋ねします。

また、3点目のIT企業等協創促進業務委託料の中に、コワーキングスペースに常駐とありますが、どのような経緯で常駐になったのか、いつからなのか、常駐の期間はどのようになっているのかお尋ねします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えします。

まず、稼働率の御質問でございますが、確かに収益面を考慮いたしますと、我々としても稼働率50%より上げたいところでございますが、一方で、現状、コロナ禍がいつまで続くのか見通せない状況でもございます。観光庁が発表しております観光統計等も見てみますと、令和元年度までは全体の稼働率が、部屋に問わず6割を超えているところでございましたが、

令和2年、令和3年と、3割前半という状況もございまして、それらも勘案して、また、当事業が事実上、初年度であることもございまして、当座50%に設定をさせていただいたということでございます。当然、稼働率50%が目標ではなくて、より高い稼働率を実現していかなければならないと考えておるところでございます。

次に、民業圧迫についての御質問でございますが、我々としまでもお客様を制限しているわけではございませんが、主にくまりばを利用される方など、ビジネス目的で人吉市にいられた方の御利用を想定しているところでございます。共通のシャワーとトイレ、共用でございますことから、ファミリー層が観光目的で宿泊されることは少し考えにくく、仮にそのような問い合わせをいただいた場合には民間のホテルや旅館を紹介するなどしてまいりたいと考えているところでございます。また、料金がほぼ同等の類似施設とも一定の距離がございまして、利用目的も異なる——お客様の層がですね——ということも想定がされますので、一定のすみ分けは可能と考えているところでございます。

次に、IT企業等協創促進業務委託料のコワーキングスペースの常駐に至った経緯でございますが、まずは5目の施設管理の業務でございますけれども、令和元年度、いわゆる平成31年度から委託をしているところでございますけれども、その際はプロポーザルで2者応募がありまして、1者選定をさせていただきました。それ以降は1者随契で、令和2年、令和3年と行っているところでございます。

常駐につきましては、コワーキングスペースが開いている時間につきましては常に常駐しておりますし、イベント等で使用する際も当該委託管理を受けておられる職員が出てこられて、活用をされているところでございます。

また、施設管理につきましては、将来的に施設を効果的に運営していくための実証として行っているものもございまして、例えばワーケーションの実証であったり、先ほど言いました移住・定住のイベントの開催であったり、ビットキーといいまして電子キーの運用等も行っているところでございます。

また、随契の理由でございますが、先ほど言いましたように、効率的な運用やサービスの向上につながる提案を引き続き実証していることと、「osoto Hitoyosi（オソトヒトヨシ）」というスノーピークとの連携によるブランディングも行っておりますので、それらも勘案しまして随契とさせていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 議長、確認の意味でもう1点だけ聞いていいですか。

○議長（西 信八郎君） 2回ということでございますので。

○17番（大塚則男君） はい、分かりました。終わります。

○議長（西 信八郎君） ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかにはないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第8 議第9号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第8、議第9号令和4年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第9 議第10号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第9、議第10号令和4年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第10 議第11号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第10、議第11号令和4年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第11 議第12号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第11、議第12号令和4年度人吉市介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第12 議第13号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第12、議第13号令和4年度人吉市水道事業特別会計予算

を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第13 議第14号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第13、議第14号令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第14 議第15号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第14、議第15号令和4年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第15 議第16号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第15、議第16号令和4年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第16 議第17号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第16、議第17号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第17 議第18号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第17、議第18号人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第18 議第19号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第18、議第19号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） ここに職員駐車場の使用料云々ということで書かれておりまして、要は20号とも関連するところでございますが、駐車場の利用対象者が、希望者全員に対して利用できるようになっているのか。例えば100人希望したら100人できるのかということと、それかまたは希望以内の確保となっているのかということの確認。また、対象者があふれた場合の職員の駐車場の対応はどのように考えておられるかお願いいたします。

○総務部長（小澤洋之君） 皆様、おはようございます。それでは、お答えいたします。

新市庁舎における職員駐車場につきましては、今年度、一般職員をはじめ、会計年度任用職員、再任用職員、それから派遣職員など471名の方へ駐車場に関する職員のアンケートを実施いたしまして、料金や対象者の検討を進めてきたところでございます。

新市庁舎駐車場の利用につきましては、通勤手当が発生をする2キロメートル以上の職員を対象としたところでございまして、有料であっても新市庁舎駐車場を利用したいと回答した職員が141名でございました。そこで、有料金額の設定といたしまして、既に西間別館勤務で民間駐車場を借りている職員を参考といたしまして月額3,500円で検討したところ、その金額でも駐車場を利用したいと回答した職員が80名との結果でございました。

新市庁舎の職員有料駐車場で確保できる台数は、移転後の初年度は80台を予定しているところでございまして、予定しております有料金額で——月額3,500円でございますけれども——設定するならば、希望者はおおむね新市庁舎の有料駐車場を活用できる見込みでございます。

一方で、あくまでアンケートの結果でございますので、実際には新年度に対象者に募集を行いまして、利用者を確定させるという予定でございます。なお、希望者が多数となった場合は抽選を行うことも想定をしておるところでございます。その際、残念ながら抽選に外れた職員におかれましては、無料の旧麓町市役所跡地の駐車場を利用していただくか、民間駐

車場を別途に個別契約をしていただくということになろうかと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 3,500円ということで設定をされていますけれども、歳入見込みと駐車場利用料についてはどのような活用を見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

令和4年度一般会計予算につきまして、予算書の19ページを御覧いただきたいと思います。下のほうになりますけれども、14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、1節総務管理使用料、行政財産使用料330万円のうち、月額3,500円の80台、5月からということですので11か月分の308万円を歳入として見込んでいるところでございます。

徴収いたしました使用料につきましては、駐車場に設置するゲート機器の保守といった維持管理経費に活用させていただく予定でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（西 信八郎君） ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第19 議第20号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第19、議第20号人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第20 議第21号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第20、議第21号人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第21 議第22号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第21、議第22号人吉市個人情報の保護に関する条例の一

部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第22 議第23号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第22、議第23号平成28年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が定める条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第23 議第24号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第23、議第24号人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第24 議第25号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第24、議第25号人吉市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第25 議第26号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第25、議第26号人吉市スマートシティ推進計画策定委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第26 議第27号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第26、議第27号人吉市教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第27 議第28号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第27、議第28号人吉市立教育研究所設置条例及び人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第28 議第29号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第28、議第29号人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第29 議第30号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第29、議第30号人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第30 議第31号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第30、議第31号人吉市成年後見制度利用促進審議会設置条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第31 議第32号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第31、議第32号人吉市梢山温泉分湯に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第32 議第33号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第32、議第33号人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第33 議第34号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第33、議第34号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第34 議第35号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第34、議第35号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

○議長（西 信八郎君） 以上で、議第2号から議第35号までの34件についての質疑を終了いたします。

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時43分 散会

令和4年3月第2回人吉市議会定例会会議録（第3号）

令和4年3月9日 水曜日

1. 議事日程第3号

令和4年3月9日 午前10時 開議

日程第1 一般質問

1. 大塚 則 男 君
2. 豊 永 貞 夫 君
3. 宮 原 将 志 君
4. 平 田 清 吉 君
5. 本 村 令 斗 君

2. 本日の会議に付した事件

・追加日程

議第36号 人吉市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第37号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

・議事日程のとおり

3. 出席議員（17名）

- | | | |
|-----|-----|-------|
| 1番 | 松 村 | 太 君 |
| 2番 | 徳 川 | 禎 郁 君 |
| 3番 | 池 田 | 芳 隆 君 |
| 4番 | 牛 塚 | 孝 浩 君 |
| 5番 | 西 | 洋 子 君 |
| 6番 | 宮 原 | 将 志 君 |
| 8番 | 高 瀬 | 堅 一 君 |
| 9番 | 宮 崎 | 保 君 |
| 10番 | 平 田 | 清 吉 君 |
| 11番 | 犬 童 | 利 夫 君 |
| 12番 | 井 上 | 光 浩 君 |
| 13番 | 豊 永 | 貞 夫 君 |
| 14番 | 福 屋 | 法 晴 君 |
| 15番 | 本 村 | 令 斗 君 |
| 16番 | 田 中 | 哲 君 |

17番 大塚 則男 君

18番 西 信八郎 君

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
副 市 長	迫 田 浩 二 君
監 査 委 員	井 上 祐 太 君
教 育 長	志 波 典 明 君
総 務 部 長	小 澤 洋 之 君
企画政策部長	小 林 敏 郎 君
市 民 部 長	丸 本 縁 君
健康福祉部長	告 吉 眞二郎 君
経 済 部 長	溝 口 尚 也 君
建 設 部 長	瀬 上 雅 暁 君
復 興 局 長	元 田 啓 介 君
総 務 部 次 長	永 田 勝 巳 君
企画政策部次長	井 福 浩 二 君
総 務 課 長	森 下 弘 章 君
水 道 局 長	久 本 禎 二 君
教 育 部 長	椎 屋 彰 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	北 島 清 宏 君
次 長	栗 原 亨 君
庶 務 係 長	平 山 真理子 君
書 記	青 木 康 徳 君

午前10時 開議

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

それでは、議事に入ります。

本日は、一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程の追加について

○議長（西 信八郎君） 一般質問に入ります前に、日程の追加についてお諮りをいたします。

議第36号人吉市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第37号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第36号、議第37号の2件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議第36号及び議第37号

○議長（西 信八郎君） 執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。ただいま、追加提案いたしました条例案件及び人事案件につきまして御説明申し上げます。

議第36号人吉市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例案は、令和2年7月豪雨で被災した受給者の助成金の申請期限の特例を設けるため、条例の一部を改正するものです。

議第37号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての案件は、西口詳一郎氏の任期が令和4年4月9日に満了することに伴い、後任として大園恭幸氏を任命することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の御同意をお願いするものでございます。

議員各位におかれましては慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西 信八郎君） 以上で、提案理由の説明を終了いたします。

なお、議第36号、議第37号につきましては、あさって11日の一般質問終了後に議案質疑を行いますので、よろしくお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（西 信八郎君） それでは、これより一般質問を行います。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）（登壇） おはようございます。17番議員の大塚則男です。通告に従い、一般質問を行います。

今回は、人吉市の財政状況と今後の課題について、地域公共交通見直し及びくま川鉄道の課題と肥薩線復旧の見通しと課題について、中心市街地復旧・復興の課題について、高齢者のごみ出し支援などについて質問させていただきます。

世界においてはロシアによるウクライナ侵攻が勃発し、民間者を含む多くの犠牲者、そして200万人にも及ぶ避難民など、大変な被害状況となり、両国でなく世界各国が今後の紛争拡大に不安を抱えています。日本にとっても対岸の火事ではないと思います。一日も早い戦争終結、そして地球上の平和が保たれますことを切に願う次第です。

さて、いまだ終息の兆しが見えないコロナ感染拡大、そして一昨年の豪雨災害後の復旧・復興対策など、地域経済、市民生活に及ぼす影響は大変厳しい状況にあります。松岡市長は、市民の皆さんが安心・安全で住みよい人吉市の方向性をどのように考え、市民を引っ張っていかうとされているのかをテーマとして質問させていただきます。

まず、市の根幹となる最重要課題である財政状況についてですが、平成26年度には約8億6,000万円ありました財政調整基金は、その後、減少の一途をたどり、現在では1億円程度までに減少しています。過去において、人吉市は財政調整基金や減債基金、市庁舎建設積立金を確保していくため、執行部、各部・各課ともにただならぬ努力を積み重ねてこられたことは、松岡市長も御存じのことかと思います。

そこで、現在の残高まで落ち込まざるを得なかった要因、原因についてお尋ねします。また、今後の財政調整基金積み増しの考え方について、これまでの2期7年間の地方債の残高の推移について、実質負担額と償還予定額、償還スケジュールについてお尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君） 皆様、おはようございます。お答えいたします。

最初に、財政調整基金の御質問でございます。基金残高の減少につきましては、大きい視点では少子高齢人口減少社会への対応に尽きると思っております。人口減少、特に15歳から65歳までの人口減少は、市の活力や地域経済に影響を及ぼし、結果、税収の減につながってきております。また、少子高齢化につきましては、本市だけではなく全国的な課題でもありますことから、国におきまして幾度となく制度改正や新たな施策が実施されておきまして、当然、このような施策に対する地方負担は1自治体でコントロールできるものではなく、こういった社会保障・社会福祉の充実に係る費用の増加の財源として財政調整基金を活用せざるを得なかったという状況でございます。

財政調整基金の確保という点では、我々も何とかしたいという考えは持っておりますもの

の、歳入が増えない中では歳出を縮減するしかないものの、これまで幾度も行財政改革を行う中でそういった削減を行ってまいりましたけれども、非常に難しい課題であると捉えているところでございます。

それから、地方債の現在高につきましては、平成27年度以降でお答えをさせていただきます。なお、金額につきましては、地方財政状況調査、普通会計ベースで、1,000円単位でお答えをさせていただきます。平成27年度末が143億3,826万9,000円、平成28年度末が139億9,667万円、平成29年度末が140億5,277万円、平成30年度末が144億6,965万円、令和元年度末が161億1,119万3,000円、令和2年度末が179億8,975万円、令和3年度は、今回御提案しております補正予算案の地方債の現在高の見込みに関する調書から、264億9,255万9,000円を見込んでおります。

次に、この地方債の今後の償還についての御質問でございます。今年度の発行予定の地方債の借入れがこれからのため、確たる数値的なお答えはできないところでございますが、先ほど申し上げましたように地方債現在高が年々上昇してきておりますことから、償還額が増えることは間違いないところでございます。見込みといたしましては、令和7年度には30億円を超え、その後も高止まりするものと予想をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今、御説明いただきました。財政調整基金、人吉市の場合ですとやはり、多ければ多いほどいいんですけど、私が思いますには大体5億円前後かなと受け止めております。あつてはいけないんですけど、災害があつたときにすぐ活用できるのが財政調整基金ではないかなと捉えているんですけど、令和2年のような大災害になりますとなかなか厳しいのかなと受け止めておりますし、なおかつ、今、話がありましたように地方債が膨らんでまいりますと、この償還に対して充てていくことを考えますと、財政調整基金も必要とはしながらも、やはり減債基金の積立てが必要になってくるのかなという思いもあります。そこは理解しているところでございます。そうは言いましても、最初に言いましたように、財政調整基金も五、六億円は常にとっておきたいなというところではないかと考えております。

過去にも、社会保障費関係の補填費や扶助費など、基金から一時借入れはあつたと考えます。しかし、翌年には元に返済してきた経緯もあると思います。とにかく、将来に備え、お金を残していく必要があつたと私は考えます。あえて各家庭に置き換えますと、辛抱できるところを探し、無駄を省くことではないでしょうか。しかし、そうは言いながらも市民サービスの低下とならないように、市民の要望に応える事業は事業として実行しながらも、将来に備えるビジョンと計画を持ち、その達成に向け行動していくことが大事ではないでしょうか。その決意こそが3割自治の自治体には不可欠であると考えます。少子高齢人口減少社会

の対応による社会保障費などが大きく、一般財源に尽きるとの答弁と受け止めますが、それだけではなく、熊本地震後、市庁舎仮移転に際し、カルチャーパレス、スポーツパレス、保健センター、別館などに分散したため、多額のインフラ整備が必要となったことも原因の1つではないでしょうか。

そこで、再確認としてお尋ねしますが、移転先にかかったインフラ整備、令和4年度当初予算にも西間別館改修費2億9,400万円が計上されていますが、その事業内容と、西間別館改修費としてこれまでに要した費用は幾らか、個別移転先の費用額などについてお尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

まず、平成28年熊本地震の際の麓町庁舎からの移転にかかった費用についてでございます。大地震という不測の事態でもございましたので、緊急を要するものについては予備費、または専決予算にて対応をさせていただいた経緯もございます。主な経費といたしましては、分散庁舎に伴う庁内LANの構築や執務室及び会議室不足を補うための仮本庁舎及び西間別館への仮設プレハブの設置、カルチャーパレスにおける執務室、委員会室などを確保するための既存設備の撤去及び間仕切り壁の設置、スポーツパレス2階を事務スペースに改修するための第二別館照明及び空調設備の設置、旧高等看護専門学校に保健センター機能を移転する経費など、平成28年度に約1億1,650万円の支出をいたしております。また、平成29年度以降の移転に伴う経費といたしまして、防災行政無線親局整備の移設や、継続的に費用がかかります仮本庁舎及び西間別館仮設プレハブリース料、旧高等看護専門学校の土地建物借上料など、平成29年度が約8,800万円、平成30年度が約5,380万円、平成31年度が4,080万円、令和2年度が3,150万円、令和3年度が、年度途中ではございますが、約2,900万円と、平成28年度からこれまでに約3億6,000万円の経費がかかっているところでございます。

次に、西間別館の改修に要した経費でございますが、平成28年熊本地震の際に、麓町庁舎から西間別館には窓口部門が移転したわけでございますが、執務室確保のための壁の撤去及び改修工事や、来庁者の安全確保の観点から手すり等の設置、出入口の拡張及びスロープ設置など、約1,000万円を支出したところでございます。また、平成30年度から平成31年度にかけて、市民サービスの向上や執務環境の改善及び西間別館への保健センター移転等も視野に入れ、大規模な改修も進めてきたところでございまして、エレベーターの設置や外壁等改修などに約1億1,600万円を支出してきたところでございます。さらに、新庁舎完成による機能集約に伴いまして、令和4年度には西間別館の1階部分を保健センターとして、また2階部分を避難所等として改修を予定しておりまして、令和4年度の当初予算に改修費2億9,400万円を御提案させていただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今、改修費もろもろ御説明いただきましたけど、私が不思議に思うのは西間別館の在り方なんです。これまでの持って行き方がすごく場当たりだと思うんです。今おっしゃったように、最終的には2階の部分を避難所と、これは最初の段階で出ていなかったんです、こういった話。避難所というのは途中で変わってきているんです。ですから、何で場当たりになってくるのかなということです。確かに避難所と言われたら必要だと思います。でも、最初の段階ではこの話はなかったんです、後から出てきたんです。それは、もちろんスペースの問題もあって変わってきたと理解しないといけないんでしょうけど、どうなのかなと僕は思ったんです。エレベーターのことについてはいろいろ議論を投げかけたりしているんですけど、果たしてどうなのかなと非常に疑問に思いました。

さらに、今回、当初予算に2億9,400万円組んでありますが、西間別館改修にこれまでに1億1,745万円程度かかっているんです。さらに、これをはるかに上回る2億9,400万円が組んであるんですね。必要だと言われたらそうかもしれませんけれども、これは委員会で話が出るかもしれませんが、私はこれだけの改修を見たときに、じゃあ、今まではどういった方向でしてきたのかなと疑問に思っている1人です。ここは必要としながらも、しっかりと精査していただきたいと私は思います。

自主財源の推移を見ますと、年々減少しており、令和2年度は一般財源に対し21.6%であり、3割自治の30%台を大幅に下回っています。つまり、国・県への依存財源が80%に迫っているわけです。少子高齢化人口スーパー減少社会の人吉市において、税収減は避けられない中、厳しい財政運営になると考えます。市の財政は財源確保に苦しみ、赤字団体へとも進みかねません。市長は、令和4年度の財政見込みについては、令和3年度と比較し6.1%増を見込んでいるとされながらも、発災前の税収までは見込めない状況と述べておられます。

そこで、一般財源の大半を占めている市民税、固定資産税の今後の見通しと、人口減少・高齢化、廃業・失業などによって起こる税収の減、及び地方交付税の今後の状況と市に対して及ぼす影響についてお尋ねします。また、将来に向け、市民の皆様が最も危惧されておられます市民税などの見直しについて、市長は、市民の皆様に御負担をかけないため、どのように取り組んでいかれるのか、方針についてお尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

まず、市税、交付税につきまして、発災前の比較といたしまして、平成21年度と令和元年度の10年間の比較をさせていただきます。市税が、平成21年度が38億4,695万5,000円、令和元年度が37億2,870万6,000円で、1億1,824万9,000円の減となっております。税収につきましては景気動向に左右される面もあり、ここ10年の減収の分析は困難なところでもありますものの、やはり人口減少や少子高齢化等がもたらす要因は大きいものと捉えておりまして、今後も人口が減少する中で、中長期的に見れば市民税及び固定資産税の税収も徐々に減少していくものと考えております。

それから地方交付税でございますが、平成21年度が47億3,796万3,000円、令和元年度が47億4,878万1,000円で、この10年間で見ますとほぼ横ばいでございます。

地方交付税の今後につきましては、新市庁舎建設に係る起債償還及び災害復旧に要した起債償還額の一部が普通交付税に算入されますことから、現在の金額を超える交付額になる見通しでございます。ただし、増える額は、起債償還それから公債費に充当する財源でございまして、通常の行政運営費につきましては、その算定基礎に国勢調査人口を用いますことから、中長期的には減少していくものと見込んでおります。

それから、議員おっしゃいました、市税の見直しについてでございます。市民税及び固定資産税の税率は、地方税法で定められております通常よるべき標準の税率を、条例で規定し課税をいたしております、しっかりこの状況を堅持してまいりたいと考えております。

続きまして、市税、地方税の減に対する取組でございますが、大きく2点あるかなと思っております。まず、市税、地方交付税額の確保という観点からは、先ほどの要因に対する対策でございまして、人口減に対する対策をしっかりと講じていくということでございます。

もう1点は、やはり中長期的に市税、交付税額が減少していく中では、職員数を含め行政のスリム化や事業の効率化、それから見直しを進めていく必要があるということで考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今のお話の中で、交付税については横ばいの状況であるということなんですが、しかし、全体的に見たならば、やはり減少傾向になっているということで、庁舎においても職員数の見直し、行政のスリム化ということも十分検討していかなければいけないというお答えだったかと思います。

市民の方が一番危惧されておられます市民税の見直しについては、それに対してしっかり対応していきたいと。これは市独自でできることではないし、なおかつ、条例を変えなくてはならないようになってまいりますと、議会の議決が必要になってまいりますので、私ども議員もしっかりとそれについては対応していきたいと思います。

続いて、新市庁舎についてですが、新市庁舎建設については、私たち議会も承認し、今月27日の落成式を迎える予定になっています。市長も、所信で「行政サービスの中核として、さらには総合防災拠点として、あらゆる場面において、市民の皆様にとって頼もしい存在になるものと確信しております」と述べておられます。市民の皆様から様々に意見をいただきましたことについては、議会、行政共に真摯に受け止め、しっかりと応えていかなくてはならないとの思いから質問します。

今、市民の皆様の意見として、コロナ禍、豪雨災害、人口減少、高齢化などの影響で財政が逼迫し、過疎地域指定になる中、新市庁舎、別館も含めて、建設後の維持管理費は幾らか

かるのか。これからの償還対策はできているのか。将来、市民の負担増につながらないのか、また、現仮庁舎を元通りにする復旧費用に1,000万円を見込んであるが、自主財源にどのような影響を及ぼすのか、などです。これまでも広報ひとよしなどに掲載されていた部分もあると存じていますが、再度、それぞれについて、市民の皆様に安心していただける答弁をお願いします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

新市庁舎供用開始後の、別館を含めての維持管理費についての御質問でございますが、まず、令和4年度におきましては、今の西間別館を保健センターに改修いたしますので、その維持管理費につきましては、移転するまで約1か月間分のみ発生をしますので、完成までにはほぼ発生しないというところでございます。

一方で、本庁舎でございますが、設計当初は約6,400万円程度を見込んでおりましたが、今年度の6月議会時の市庁舎建設特別委員会におきまして、建設後に発生する維持管理費をお示しをさせていただいたところでございます。その内訳としましては、移転後の初年度であります令和4年度におきましては、施設及び設備に係る費用といたしまして約4,900万円でございます、令和5年度以降につきましては約5,800万円から6,000万円前後で推移するものと試算をしております。

今回、移転を前に保守点検の見直し等を行い、より精査した形で当初予算に計上させていただきましたが、令和4年度におきましては約4,650万円と、特別委員会でお話をした数値よりも約250万円コストが圧縮できております。令和5年度以降も、同様にコスト削減に努めてまいりたいと存じます。

また、施設及び設備に係る維持管理費とは別途に、光熱水費等の費用が発生してまいります。当初の予測では、概算で約3,100万円と試算しておりましたが、同様に精査を行った結果、令和4年度の当初予算におきましては約2,200万円を計上させていただいております。なお、令和5年度以降に保健センターが別館として新たに完成しました後は、本庁舎の維持管理費に加え、保健センター分の清掃や警備委託料、各種設備点検費用、さらには光熱水費も発生してまいります。これらの試算といたしまして、約1,400万円を維持管理費として見込んでいるところでございますが、施設をお借りしております既存の保健センターにつきましても、同じくらの維持管理の内容で運営しておりますことから、移転後も同程度の維持管理費で試算をしているところでございます。

以上、移転後に発生をいたします維持管理費につきましては、毎年度、委託や契約の手法を包括的に見直し、精査をさせていただくことで、引き続きコストの圧縮に努めてまいりたいと存じます。

次に、新市庁舎建設に係る市債の償還についての御質問でございます。償還計画につきましては、今年度最終の市債借入れを行うことになっておりまして、そこで償還額が確定しま

すので、その確定をもって計画をつくることができると考えております。償還期間は10年でございますので、今後10年間での償還計画になる見込みでございます。

最後に、今回予算計上いたしておりますカルチャーパレスとスポーツパレスの原形復旧工事に関してでございます。財源といたしましては、カルチャーパレスの原形復旧には一般単独災害復旧事業債を、スポーツパレスの復旧事業にはスポーツ振興くじ助成金を活用するなど、財政への影響を最小限にしていまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 市民の皆さんが、新庁舎ができて、あとの維持管理を一番気にされているところなんです、今、説明を聞きますと、頑張ってもらっていてコスト削減に努めてもらっているんですが、それでも今後、西間別館を含めて年間8,000万円から9,000万円はかかるのかなとそうように受け止めております。ただ、皆さんで精査をして、さらに引き続きコスト圧縮に努めていくということですので、かかるものは仕方がないとしながらも、極力頑張ってもらいたいと思います。

また、今回の仮庁舎からの移転に対しての費用については、一般単独災害復旧事業債とかスポーツ振興くじを利用していただいて、一般財源に影響がかかるのを最小限に食い止めていただくということで、大変ありがたく思いますのでよろしくお願いいたします。

災害を含め、いざというときに支出するためにも、いかに財政健全化を実現していくのか。このたびの水害でも、市民への支援金を含んだ支援体制は、他の市町村と比較してどうだったのか。被災されました市民の声として、病院窓口負担免除が昨年12月末で終了したことについて、非常に残念とされていました。「もう少し延長してほしかった」、御高齢の方からは「市独自でも支援していただく方策はなかったのか」などの声も多数あっています。市長は、「市民に寄り添い、できることは何でも行っていく」と述べておられます。被災された皆様は、その言葉をどのように受け止めておられるのか。ぜひ実態を把握していただき、できる方策はないのか考えて取り組んでいくことが市民の皆様に寄り添うことにつながっていくのではないのでしょうか。やはり、今回のような不測の事態に備えて蓄えていく、このことは一般家庭でも同じことです。社会保障費、扶助費の増大も右肩上がり、借金の償還も始まり、増大もしていく中、新市庁舎の維持管理費、くま川鉄道維持管理費、運行赤字も増加していくものと考えます。マイナスばかり増えていくわけですが、今後、穴埋めしなければいけないお金の予測、借金の増大額は幾ら見込んでいるのか。増大額に対し、どのような財源を確保されるのか。財政運営管理は将来の危機管理の一環でもあります。

そこで、市長の財政運営について、市民の皆様、職員の皆様に対して、今後の考え方をお伺いしておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

ただいま、大塚議員から、1つ1つの課題について整理をさせていただいたところでございます。本市は、非常に財政状況が厳しいさなかに、令和2年7月の豪雨災害が発生いたしました。当時は、私だけではなく議員各位も、この先どうなるのか、財政的に大丈夫なのか、復旧できるのかという心配が頭の中を駆け巡ったのではないかと思います。

しかしながら、そういった私たちの心配は、発災直後、本市に入り、被災者救助や応急復旧活動に御尽力をいただいた国・県の職員の方々をはじめ、全国から支援に駆けつけられました自治体職員の方々、さらにはボランティアの方々の献身的な活動に励まされ、また勇気をいただき、今日があるものと思っております。改めまして、本市の災害復旧並びに被災者支援に御尽力をいただきました皆様方に対しお礼を申し上げたいと存じます。

さて、ただいま議論をさせていただきました点は、今後の財政運営を進める上で重要な要素であると私自身も理解をしております。多くの災害復旧事業の財源を起債に頼った状況からしますと後年度償還が増えることや、発災によりさらに加速したと予想される人口減少も、自主財源に与える大きな要因であることも事実でございます。財政状況が厳しくなりますと、健全財政を堅持するため、先ほど部長が申し上げましたように、組織のスリム化、事業の見直し・廃止といった改革を必要としてまいります。

一方、財政本来の機能という点では、税収を確保して、その財源をもとに福祉や教育のほか、経済活動に係る事業を広く展開することで、さらに税収を確保していくという攻めの部分も必要でございます。この2つは財政運営の両輪といえるもので、どちらかが行き過ぎても、その目的が達成されないおそれがあり、私も市長として財政運営をつかさどる中で、この2つの両立がいかに難しいかということを痛感しているところでございます。

現在、本市は災害からの復旧・復興の途上にあり、本来のまちの機能や住民の生活、営みが安定した状況とは言えません。発災前のまちに戻るまでは、それに係る施策はしっかりと進める必要がありますし、その部分につきましては、引き続き国・県の御支援をいただく必要がございます。先般、熊本県に青井地区の土地区画整理事業を要望いたしましたのも、円滑な事業の実施はもとより、財政運営を含め、総合的に判断したものでございます。

厳しい財政状況であることは十分承知をした上で、災害からの復興と少子高齢人口減少対策、それと財政健全化をバランスよく進めていく必要性につきましては、しっかりと受け止めさせていただいておりまして、今後、目の前の課題につきましても熟慮を重ねた上で、ときにはベストとまではいかないものの、ベターな判断を市民の皆様にご理解をいただきながら、健全財政と事業効果の両立を図ってまいりたいと考えております。議員各位におかれましても、このような厳しい財政状況にご理解をいただき、御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 市長から期待できるようなお言葉をいただきました。市長、できましたら、今のお言葉を本当に市民の皆様にごぶつけて、市民も、私ども議会はもちろんそうですが、行政も一体になって取り組んでいかねばならないと思いますので、時間があれば、もっともっと市民の方と対話をやっていただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、今後の財政基盤を確かなものとしていくための1つとして、旧国民宿舎くまがわ荘、くましば、まち・ひと・しごと総合交流館についてお尋ねします。

現在、建物には商工振興課とH i t－B i z、くましばと名付けられたブースがあります。くましば内に商工振興課があるということは、移転先ということになります。経済部の1組織だけ切り離して設置することは、組織運営上、甚だ非効率ではないかと考えます。あの施設に商工振興課だけ切り離して移転させた目的、理由についてお尋ねします。

○経済部長（溝口尚也君） それでは、お答えいたします。

平成30年7月に、観光振興の拠点及び商工振興の拠点として、人吉市まち・ひと・しごと総合交流館くましばがオープンするのに際しまして、市の直営で運営を行っていく上で管理職員の不足をカバーするために、当時、所管課が観光振興課でございましたので観光振興課を移転しまして、観光振興課の業務及び総合交流館の管理運営を行ってまいりました。その後、令和元年10月に経済部内での分掌事務の見直しを行いまして、くましばを拠点としておりますサテライトオフィス誘致等につながるIT企業等協創事業、仕事創出につながる起業創業支援事業等と一体的に業務を推進するため、まち・ひと・しごと総合交流館に関するこの分掌事務を観光振興課観光企画係から商工振興課商工係に移管をしまして、それに伴い、商工振興課も総合交流館に移転することとしたところでございます。

令和2年7月豪雨災害によりまして、総合交流館くましばも浸水被害を受けたわけでございますが、スポーツパレス2階の第二別館に一時的に執務室を移転をいたしました。復旧後の令和3年2月から、総合交流館にて業務を再開しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 部長、1点お尋ねします。今はくましばにあるんですけど、今後、新市庁舎ができた場合はどうされるんですか。

○経済部長（溝口尚也君） お答えいたします。

新市庁舎ができましたら、現在、くましばの管理運営につきましては直営で行っているところでございまして、今後、指定管理を見据えました上でも維持管理等、商工の業務を当地で継続させていただきまして、令和4年の移転につきましては、今回は機構改革もございしますが、商工観光課、商工振興課につきましては、現時点のまま運営したいと思っております。

これにつきましては2点理由がございまして、1点は、くましばの業務につきましても指定管理以前の状況で直営であるということと、現在、派遣職員で経済部も非常に人間が増え

ておりますのでスペースの関係で、令和４年度につきましては、引き続きくまりばのほうで業務をするとしておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） くまりばの改修費は国・県の税金としても、これまで改修に要した費用は総額幾らなのか、また、市民の間からは、何をするとところなのか、どういった経緯からくまりばで営業できるのか、中身が見えてこない、また、市民の皆様の憩いの場としても楽しみにされている温泉施設は、いつになったら復旧するかなど声があります。温泉施設の今後の見通しについて、また、建物自体の運営管理、今、部長のほうから直営ということを知っているんですが、建物自体の運営管理はどこがしているのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えいたします。

まず、改修経費でございますが、旧国民宿舎くまがわ荘が平成29年３月31日に閉館をしておりますので、閉館後の平成29年度から令和２年度までの決算額と、今年度３月４日時点での見込みではございますが、令和３年度につきましても年度前にお答えをさせていただければと思っているところでございます。平成29年度につきましては、旅カフェエントランスセンターと当時は言っておりましたけれども、日本遺産のエントランスセンターの改修費として4,793万9,598円、主な財源としましては国庫支出金2,148万5,799円、地方債2,130万円計上しているところでございます。平成30年度につきましては、コワーキングスペースや起業・創業支援センター等の改修費でございまして2,762万1,026円、主な財源としましては、国庫支出金149万8,500円、県支出金422万5,000円、地方債1,130万円となっておりますところでございます。令和元年度につきましては、くまりば全体の外壁及び会議室、２階のサテライトオフィス、シェアオフィス等の改修費でございまして３億268万2,349円、主な財源としましては、国庫支出金１億4,496万7,000円、地方債につきましては１億4,490万円でございます。令和２年度につきましては、簡易宿泊施設、レンタルキッチン、外構等の改修設計費を823万1,912円、主な財源としましては国庫支出金372万8,093円、地方債370万円計上しているところでございます。

令和３年度の見込みでございますが、簡易宿泊施設、レンタルキッチン、外構等、これは事故繰越の工事でございますけれども、改修整備費としまして9,248万5,683円の見込みでございます。主な財源の見込みとしましては、国庫支出金4,343万5,354円、地方債4,340万円の見込みでございます。５か年の合計で、歳出につきましては、改修費全体で４億7,896万568円の改修整備費の見込みでございます。財源の内訳の見込みとしましては、国庫支出金につきましては５か年で２億1,511万4,746円、県補助金は422万5,000円、地方債につきましては２億2,460万円、その他の財源としまして440万円、一般財源が2,500万5,847円の見込みでございます。

現在の状況と今後の見通しでございますが、先ほども御質問にありましたように、くまりばにつきましては、現在は市直営で管理しておりまして、今後については、指定管理を含め運営の在り方を検討していく予定でございます。現在、市直営でございますが、一部業務を委託しておるところでございます、コワーキングスペース、サテライトオフィスの管理は民間の一般社団法人のほうに委託、掃除等につきましてはシルバー人材センター等に、それぞれ業務委託しているところでございます。

続きまして、温泉の復旧につきましては、簡易宿泊施設やレンタルキッチンの整備によりまして、豪雨災害以前から年次計画で進めてまいりましたくまりばの整備事業は終了いたしました。温泉施設につきましては、豪雨災害で被災したままの状況になっていることは御存じのとおりでございます。非常に市民の皆様方からも御希望があるところでございますし、国民宿舎時代から近隣の住民の皆様、あるいは市内外の多くの方々に、泉質も含めまして非常に愛されてきた施設でございます。くまりばの魅力を向上して収支を改善していくためにも、温泉の復旧につきましては我々としても進めていきたいところでございますけれども、浸水被害のあったところでございますので庁内の議論もしっかり踏まえまして、また、今後の施設全体の収支につきましても精査をさせていただきまして、しかるべきときに復旧方針につきましても御説明できる状況になればと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） それでは、まち・ひと・しごと総合交流館についても、令和4年度当初予算で2,618万1,000円の運営費が計上されています。そこに要する人件費、維持管理費の年度ごとの経費全てについてお尋ねします。また、収入から支出を差し引いた後、毎年、幾らの赤字が出ているのか——黒字だったら申し訳ないんですけど——年度ごとについてお尋ねします。

○経済部長（溝口尚也君） それでは、お答えいたします。

まち・ひと・しごと総合交流館としてオープンをしたしました平成30年度から昨年度、令和2年度までの3か年に関する年度前における行政財産使用料や温泉使用料、コワーキングスペース使用料の商工使用料などの収入から、会計年度任用職員の人件費、水道光熱水費や修繕費などの需用費、委託料や備品購入費などのまち・ひと・しごと総合交流館管理費の維持管理に関する支出を差し引いた実績につきましてお答えをいたします。

まず、平成30年7月に、新たにまち・ひと・しごと総合交流館として、日本遺産エントラスセンターと温泉をオープンしたところでございますが、平成30年度の収入は約310万円に對しまして支出が約1,780万円で、1,470万円のマイナスでございます。コワーキングスペースをオープンしました令和元年度は、収入が約435万円に對しまして支出が2,315万円で約1,880万円のマイナスでございます。続きまして、サテライトオフィスのオープンがござい

ました一方で、コロナ禍、そして豪雨災害に見舞われました令和2年度につきましては、収入が約146万円に対し支出が1,555万円で、約1,409万円のマイナスでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 市長も、今お聞きになったと思うんですけど、私が危惧するのは、まず、これだけの経費をかけてみた場合に、この3年、コロナ禍等はあっていると思うんですけど、毎年赤字なんです、金額はもう言いませんけれども、赤字が出ているんです。温泉はできていない。私が思いますに、地方債の増については、市民全体の至福向上につながっていくならば、それは必要なことではあると思います、市民のためにサービス向上につながるならば。しかし、今回のこれだけを見た場合に、果たして市民のためになっているのかどうかということです。さらに赤字が出ている段階で、ではどう捉えるかと。費用対効果です。

これを見て、市長、どう思われますか。もしお答えがあったら、市長のお考えがあったら。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

国民宿舎くまがわ荘の経営の委託をしておりました事業者が、もう経営をやらないというところから、これをどう活用するかというような議論を重ねた中で、今後、本市にとって、また人口減少少子化、そして多様な働き方に対応するため、やはり行政で後押しできるような、この地域を人に選んでいただけるような地域にするために、今回のような交流館を造ろうという流れになったわけでございます。

その成果に関しましても、かなり多くの成果が出ていると思っておりますし、今後、人口減少・高齢化が進んで日本中の人口が減っていく中で、いかに選ばれる地域になるか、そこが地域の生き残りをかけて一番重要なところだと考えているところでございます。

ただ、結果といたしまして、こういった費用がかかっているということは、我々のやり方だったり、交流館の活用の仕方、もっともっと工夫をするべきだと考えておりますし、多くの方に利用していただけるためにはどうしていくべきか、また、そこから波及して、市内全域に、人吉市に、どんどんどんどん若い人たち、または他の地域から人が来ていただくためにはどうしていくか、そこはしっかりと知恵を絞って、汗を流して、また様々な方々と連携をして、取組を進めていくべきだと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今、3年を見て、市長にお答えを求めたのも酷なことと思うんですけど、3年、されど3年なんです。これは民間の1企業でしたら大変なことなんですね。このところをしっかりと受け止めていただきたいと思います。

先ほど言いましたように、場所とか条件もあるかもしれませんが、温泉改修に地方債を

充て込みましたといったら、私は仕方がないと思うんです。でも、肝心な温泉施設がいつ復旧するか分からない中で、まち・ひと・しごと総合交流館のほうに充てて、それは投資になるんですが、それはそれでいいかもしれませんが、実績が上がってこないとなりますと、じゃあ一体どうなっているんだと、私としてはついの申したくなるものですから、今、述べただけです。ぜひ、今後は、市民のためを考えるのならば、温泉施設のことも十分検討していただきたいと思います。

次に、H i t－B i zについてです。令和4年度当初予算として、人吉しごとサポートセンター運営費2,310万2,000円が計上されています。これまでも幾度となく一般質問、質疑がなされてきました。既に所長だけの給料だけを見ても、4年で約4,800万円近くは支払われています。こんなにうまい職責は、今の人吉市にあるでしょうか。ここに、H i t－B i z第1期3年間の活動報告をいただいています。この中を見せていただきました。改めてH i t－B i zの費用対効果を見極めるために、相談件数ではなく、相談後の成功事例数とその実績、それぞれの企業などの現況、つまり、どれだけ年度ごとに売上げが上がったのか、進捗したのか。企業など、具体的数字について明確にお答えください。私もこれを拝見させていただきますので、大体は見ているんですけど、改めてお願いいたします。

○経済部長（溝口尚也君） それでは、お答えいたします。

平成30年12月から令和3年12月までの3か年の統計で申しますと、相談事業者数が351事業所、相談件数が延べ2,233件でございます。

次に、実績でございますが、売上げがアップした事業者が84件、販路拡大が34件、新商品開発が24件、ビジネスマッチングが154件、創業及び新事業進出が13件、資金調達が42件となっておりますのでございます。

また、令和2年7月豪雨災害後におきましては、資金調達の相談が増加しましたことによりクラウドファンディングや補助金活用の提案を行い、特にクラウドファンディングにおきましては総額6,300万円の資金調達支援を実施し、災害支援に貢献されたものと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 私もこれを見まして、いろんなことをしていただいたんだなということを改めて見たわけなんです。そこで、僕は逆に疑問になることが、以前も市長とも議論しましたが、センター長交代です。じゃあ、これだけ実績を出されているのに、それでも市のほうの要望に添わなかったということもあって、センター長交代となったと思うんですけど、やっぱりそうなんですか、溝口部長、やはり代えなくてはいけなかったんですか。これだけでは判断できないかもしれませんが、これを見せていただいたときに、100%といわなくても、すごく努力していただいているということを思ったときに、何で交替になったの

かなと思うんです。結果論で言うてはなんですけど、昨日、説明があったように、今回のセンター長も大変な事態になっていると、大変危惧しているところなんです、病気は大丈夫かなと思うんです。結果で言ったらいけないかもしれないけど、それをする必要があったのかなとちょっと気になって、一番議論を深めました市長御自身は、この結果を見られてどのように受け止めますか。やはり、こうせざるを得なかったとお考えなんですか。なかなか答えにくかったらよろしいんですけど。これ、ちょっと私は気になるところです。

もう1点は、H i t－B i zの事務所です。やはり、私は商工会議所の近くでよかったんじゃないかと思うんですよ。被災された方が一番、今、ほしいのは場所。わざわざあそこまで行かなくちゃいけなかったのかと。来てくれじゃなくて、そばにあったほうがいいと思います。今のやり方というのは、あそこにまち・ひと・しごと総合交流館をつくったから、あそこにあるから来てくださいでしょ、そうじゃないと思うんですよ。会議所と連携するんだったら一番近く、会議所の近くがよかったんです。豪雨災害後、そういった考えはなかったんですか。溝口部長、どう思いますか。

○経済部長（溝口尚也君） お答えいたします。

会議所の近くにH i t－B i zがあったほうがよかったんじゃないかという御質問と思います。豪雨災害後、確かに、くまりばは被災いたしましたので、会議所の3階をお借りいたしまして、なりわい再建支援センターに併設する形でH i t－B i zのほうも業務をしてきたところでございます。なりわい再建支援センターの相談事業が一旦落ち着きまして、会議室でございますので会議所にお返しする必要もございます。また、先ほども言いましたように、令和3年2月には復旧も終わりましたので、当初の業務をしておりましたH i t－B i zのほうにまた帰ったというのが実情でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 先ほど市長にお尋ねしたことは、今から委員会とか一般質問もあるかもしれませんが、大変私もまた心配しているところです。この件がなかなかうまくいかない、いつもつまづいているんですよ。これは、やはり今回何とかめどを付けないと、市長、これ以上引き延ばしたら駄目ですから、そのところはしっかりお願いします。

先ほど言いました場所については、やはり市民の皆さん、事業所の皆さんに寄り添うならば近いほうがいいと私は思います、今さら言っても仕方がないと言われるかもしれませんが。何であそこになったのかなと僕は疑問に思っておりますので、もし、今後、新たな方策があるならば検討していただきたいということで、終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）
17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） すみません、経済部長、1点だけお伺いしたいんですが。この冊子はどこでつくられたんですか、どなたがつくられたんですか。

○経済部長（溝口尚也君） お答えいたします。

人吉しごとサポートセンターH i t－B i zでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） それでは、第6次人吉市総合計画前期計画における事務事業見直し方針として、93事業の大幅な見直しを提案されています。市民サービスの低下に確実につながっていくことは火を見るより明らかです。見直しをせざるを得ない施策をどのような観点から見直していけるのか、その基準となる考え方についてお尋ねします。

また、今回、負担金の見直しの中に地方バス運行路線の見直しとあります。どのような見直しをされるのか。令和元年度決算特別委員会の配付資料を見ますと、人吉市は令和元年度31全路線の補助金として4,959万2,000円を負担しています。他町村は、経由するところのみの負担となっています。平成29年度、30年度の過去2年分を見ましても、負担割合は増加傾向にあり、本議会3月補正でも5,355万4,000円の計上になっていますが、この負担割合の算出方法についてお尋ねします。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

恒常化する財源不足を解消し、行財政健全化に向けた取組を推進していくため、令和元年9月に人吉市行財政健全化計画を策定し、本市に住む全ての市民の幸せにつなげるための道しるべとしまして、令和2年3月に第6次人吉市総合計画を策定いたしました。

その後、令和2年7月4日に発生した豪雨により、本市は未曾有の被害を被ったことから、着実に復旧・復興へ向けて力強く前進するために、令和3年3月に人吉市復興計画を、また、10月には復興まちづくり計画（令和3年10月版）を策定し、現在改定作業を行っております。これから、総合計画と復興まちづくり計画のベストミックスを軸に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策及び令和2年7月豪雨からの復旧・復興を最優先で取組を進めていかなければなりません。

しかしながら、本市の財政は過去に例のない、非常に厳しい状況にあり、復興へ向けての事務事業遂行や多額の一般財源、人材を必要とする通常事務事業など継続していくことは極めて困難となっております。

今回の見直し方針としましては、総合計画で示す各分野施策について、復興事業との関連性、あるいは施策の緊急性等を総合的に判断し、事業の廃止・休止・規模縮小等を整理・判

断したものでございます。市民に必要なサービスの安定的な供給に配慮し、市政の停滞を招くことがないように配慮しながら、行財政改革等といった大きな流れに沿った実益のある事務事業の見直しを行い、復興事業の推進という大きな命題に取り組んでまいります。

また、地方バスの運行等特別対策補助金につきましては、路線系統ごとに算出された経常経費から運賃等の経常収入を引いた額が補助金額となり、全ての系統の合算額は当該年度の補助金額となります。本市は、先ほど議員に御指摘いただきましたように、産交バスターミナルを起点として全部人吉市を通っておりますので、人吉球磨の複数自治体にまたがるバス系等が多くございますので、その系等についてはそれぞれの自治体における走行キロの割合によって補助額を算出したしております。人吉市は、ほとんど産交から出て帰ってくるものですから、通っているという状況になります。

人吉球磨を走る路線バスの全系統が赤字路線であるため、これまで運行本数の削減といったダイヤの見直し、乗合タクシーやコミュニティバスへの転換などにより、補助金の縮減に努めてまいりました。しかし、運行本数の削減をすることによって、利便性の後退を招くことになることから、利用者減がさらに進み、補助金が増えるという負の連鎖となっております。当地域に限らず全国的な課題となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 令和元年度決算特別委員会の配付資料から、私なりに人吉市民の皆様が利用されている区間だけと考えて算出してみますと、人吉市内発着で3万2,655名、月平均2,721名、1日当たり7名ぐらいです。人吉市発着の球磨郡です、10万7,489名、月平均8,957名、1日当たり25名です。こういった中で、人吉市の負担金が4,959万2,000円で、人吉市内発着だけで見ると2,331万3,000円。それ以外に対しての負担金は2,627万9,000円というふうに、人吉市以外のほうの負担が多くなっているんです。これは私の単純な計算ですけど、これも理にかなっているかなと私は思っております。

先ほどの令和元年度決算特別委員会の配付資料、地方バス運行特別対策補助金市町村負担割合表を私なりに分析してみました。輸送人員が多い地区は、錦經由多良木經由湯前方面です。令和元年度の全31路線の輸送人員は14万144人となっています。12か月で割りますと一月1万1,679名となります。1日の利用者は384名です。往復利用と考えますと192名になります。31路線ありますから、路線によって違いはあると思うんですが、これも平均しますと、先ほど言いましたようにやはり6名から7名程度になってまいります。私の分析がベストとは言えないとしても、この利用状況を考えたとき、どのような見直しが必要か、市民の皆様のバス路線としての役割を果たしているのか、市民の皆様が利用しやすいバス路線はどうあるべきか、市民のためになる見直し、費用対効果、負担金の検証についてどのようにお考えなのかお聞きいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

路線バスは地域交通体系として市民の利便性を向上させ、市民生活を支える一方で、都市の環境対策や観光地の社会基盤機能も担っておりまして、その役割は多岐にわたると思っております。様々な側面において市民生活を支える観点からも、地域公共交通への補助金は地域を支えるための支出として捉える必要がございます。その事例といたしまして、仮に地域公共交通の廃止により、病院や買い物、通学、その他様々な移動のための代替手段を確保するため、それぞれの分野において行政が負担せざるを得ない費用の総額とバス運行等の補助金を比較し、地域公共交通の役割を定量的に把握しようとする研究もなされているようにございます。

しかし、赤字路線を自治体の運営補助で補完しているという実態の面からは、常に費用対効果が問われていると認識をしているところでございます。今年度、人吉球磨地域公共交通活性化協議会で策定をいたします人吉球磨地域公共交通計画におきましても、今後の地域公共交通の将来像として、くま川鉄道全線開通時を目途に、鉄道と並行して走るバス路線のあさぎり駅から市房登山口方面や、長い路線になります五木線をコミュニティ交通導入へ見直しを進める計画が示されております。これらの系統の見直しや交通拠点の持続強化によりまして、利便性の向上や補助金の軽減にもつながることとなります。さらに、来年度は関係機関や交通事業者、住民代表等で組織します、これは人吉市の地域公共交通活性化協議会におきまして、本市の地域公共交通マスタープランとなる、仮称でございますが、人吉市地域公共交通計画を策定することとしております。

広域の人吉球磨地域公共交通計画との整合性、連携を図りつつ、実際に公共交通を利用されている方、高齢等により免許証を返納された方など、一般的に交通弱者と言われる市民の方の御意見や地域の現状を整理しまして、地域の方々と共に利用しやすく、最適で持続可能な地域公共交通の実現を目指してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今、述べていただきましたように、やはり交通弱者がもっと増えてまいります。そういったことを考えますと、市内の循環型バスを本当に考えていただきたいと思います。これは、サンロードで会った市民の方が買い物に行くのになかなか大変だという声もありますし、前も言ったことがあるんですけど、警察署に行くにもなかなか大変だということがあっておりますので、やはり市民の皆さんが利用しやすいバスを検討していただきたいと思います。

それでは、くま川鉄道の課題についてお尋ねします。

第6次人吉市総合計画前期計画における事務事業見直し方針の中には、くま川鉄道の補助金の見直し・縮減については触れてありませんが、このことについての考え方をお尋ねいた

します。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

くま川鉄道の補助金につきましては、圏域全体で支援をしておりまして、沿線自治体における出資額、人口、単線換算キロ数——これは延長割でございます、乗降人員、標準財政規模、固定資産税相当額によって得られる負担指数により補助額を算出しております。今後、全線開通時には上下分離方式が取られることになり、再度、負担割についても検討されることになろうかと考えております。

補助金自体の総額を抑えるためには、くま川鉄道の赤字を縮減することが非常に重要だと考えております。人口減少、沿線高校の生徒減少という厳しい状況ではありますが、我がまちの鉄道として利用していただく保育園や幼稚園、こども園や小学校での遠足や社会科見学、あるいはイベントとの組合せによる利用など、以前もそうであったように、被災からの立ち上がりを期に再度、1年に一度は圏域の皆様に御利用いただくことでかなり赤字は軽減できるものと考えております。

また、令和3年10月に、沿線自治体、熊本県、くま川鉄道株式会社で策定いたしましたくま川鉄道に係る長期的な運行の確保に関する計画というものがございまして、鉄道事業の経営の改善に関する事項や経営や利用促進のための活動への支援などについても定めておりますので、計画実施による効果の面からも、赤字額の軽減につなげてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） ちょっと時間をいただきますけど、令和元年度決算特別委員会の配付資料、くま川鉄道経営安定化補助金を見ますと、令和元年度の人吉市からの補助金は2,363万8,000円で、10市町村負担割合として28.6%になっています。輸送人員を、またこれも私なりに分析してみました。令和元年度の全輸送人員は70万9,669名となります。定期外の乗車は年間13万987名になっております。割合は約18.5%です。延べ人数と考えての判断になりますが、月別で1万915名、1日の乗車人数は358名になります。通勤定期については、年間1万7,496名で、割合は2.5%です。人吉市での購入分は5,516名、球磨郡購入分1万1,980名で、同様に月別、1日の乗車人数で見ますと、人吉市は月別で460名、1日の利用者は15名、球磨郡の利用者は月別で998名となり、1日の利用者は33名となります。では、通学定期になりますと、全体で56万1,186名となり、割合は79%です。人吉市購入分11万7,120名、球磨郡購入分44万4,066名になります。同じように月別、1日の乗車人数で捉えますと、人吉市は月別で9,760名、1日の利用者は321名、球磨郡は月別で3万7,006名、1日の利用者は1,217名になります。

人吉市の負担として、通勤・通学を合計しますと336名で、1人当たり7万351円になります。球磨郡の通勤・通学の合計は1,250名、1人当たり4万7,142円になりますが、9町村あ

るので1町村当たり、単純に割りまして5,238円となります。この算出には定期外の乗車人数358名は含んでおりません。球磨郡の方が人吉市へ、逆に人吉市の方が球磨郡へ、その他学校・保育園行事、多方面からの観光客の利用も考えますと利用実態がつかめないということから、含まないところで行いました。

私なりに算出した数字から見ましても、くま川鉄道利用の大半を占めている通学生には必要な鉄道であることが見てとれます。しかし、今後の生徒減少、高校の再々編成、極端に少ない通勤者の利用、定期外購入者の伸び悩み状態、観光利用としての捉え方にも不安が残る現状ではないでしょうか。復旧・復興の願いと利用者の現状を見たとき、どのように結びつくのか、今後の課題でもあると考えます。誰しもが存続できたらいいとの思いはあります。しかしながら、今後の財政状況を考えますと、存続するなら、いま一度、負担割合、今後の通学利用の推移、通勤利用、観光なども含め定期外利用の普及など、十分に検討いただき、理想論ではなく現実的な協議を行っていく必要があると考えますが、市長の見解をお聞きます。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

一部の区間で運行を再開したものの、今後は、最大の復旧課題であります第四橋梁の工事に入っておりまいますので、しばらくは復旧への対応と人吉駅－肥後西村間の代替バス、肥後西村－湯前間の列車の運行が続くこととなります。また、運休期間の1つの増収策として、人気を得ておりますレールサイクルでございますが、今後、取組の拡充を予定されておまして、さらなる収益増が期待されるところでございます。

議員が御指摘されましたように、当地域においても人口減少が続いておまして、当然ながら沿線高校の生徒数自体も減少しているという厳しい状況ではありますが、今後の対策として、やはり、市町村の負担も含めて、持続可能な地域の鉄道として経営の安定化を図ることが最大の課題となっております。

先ほども申しましたが、くま川鉄道株式会社を含め、熊本県、沿線自治体によるくま川鉄道再生協議会において定めた計画、くま川鉄道に係る長期的な運行の確保に関する計画、ここで幅広にいろいろな御指摘とか提案とか課題の設定がなされておりますので、こういったものを確実に実行することによりまして、多方面の支援も受けながら、今後の経営安定化に努めていく必要があると強く認識をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 私からの提案として、やはり大事なのは各駅からの移動手段の充実です。これを図らないとなかなか増えないと思いますよ。例えば錦町を見てください、国道とくま川鉄道の分離、無理ですよ。じゃああさぎり町を見てください、上村・岡原、須恵・深田、どうして行くんですか、考えただけでなかなか大変です。こういった移動手段の状況を

変えていかないとできないと思います。さっきおっしゃっていただいたように、私もそうなんですけど、人吉球磨の皆さんが1年に1回、乗車するような体制を取るとか、あるいは市町村、くま川鉄道共催によるグランドゴルフを開催するとか、高齢者の免許返納に割引をするとか、小学校間の交流、保育園児の絵の展示とか、あとは産業祭をそれぞれ持ち回るとか、何とかくま川鉄道を使えるような方策を考えていかないと、乗客を増やすのは私はちょっと厳しいかなと思います。

先ほど自分なりに算出したものがありましたけど、例えば定期外乗車人数を人吉市を40%と見た場合には、人吉市は408名で、1人当たりの負担割合が4万9,349円、球磨郡は1,357名になり4万1,151円で、1町村当たり4,572円と、これは単純に割っておりますので、こうはいかないと思うんですけど、しかし、これくらいの費用が人吉市はかかっているということとは御理解いただけるかなと思います。

実は、2008年に総務省自治財政局公営企業課により出されています第三セクターに関する指針の概要として、社会的便益が広く地域にもたらされる事業であること、事業収益を一定程度地域社会に帰属させることが望ましいとされています。議会への説明と住民への情報公開についても強調されています。くま川鉄道への投資、維持管理費、人件費を含めて精査し、負担を抑制する決意について、経営者でもあります代表取締役、松岡市長の考え方をお聞きます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今しばらくは復旧期でもあり、その対策に傾注することになりますが、今年度、人吉球磨地域公共交通活性化協議会において策定をいたします人吉球磨地域公共交通計画においても、くま川鉄道全線開通時期をめぐり、バス路線との併走部分、いわゆるサービスが重複する区間において見直しを行うこととなっております。

また、当該計画に、被災鉄道路線の復旧・復興に関する事項を位置づけ、補助率のかさ上げによる事業に取り組み、バス路線や運行形態の見直し、地域拠点への接続強化により、くま川鉄道の利用者増につなげてまいります。

圏域全体としてくま川鉄道を軸とした公共交通網を構築し、路線バスやくま川鉄道共に、議員御指摘の負担抑制につながるよう、しっかりと取り組みたいと存じます。

もちろん、負担抑制のためにはくま川鉄道の赤字を抑えること、つまり、収入等を増やすことが最大の課題であります。こちらのほうも、地域住民の皆様にマイレールという認識を持っていただき、利用促進をはじめ、様々に御協力いただくよう知恵を絞って取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 市長、私が先ほど申しましたように、通学定期は79%、80%になって

いるんですよ。じゃあ、高校生が今後増えるかといったら、御覧のとおり減少傾向です。そういったこともよく踏まえていただいて、ぜひ検討していただくようによろしくお願いいたします。

負担金といえば、さらに増大する懸念材料として肥薩線復旧の負担というものが考えられます。昨年の12月中旬に、市内の旅館でＪＲ九州の青柳社長をはじめ、役員がそろわれて肥薩線の復旧費などについて説明があったと聞いております。このことは事実でしょうか。また、その場においてどのような説明があったのかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

12月の説明の件に関しましては、すみません、私は存じ上げておりませんが、本年1月6日に本市に対しまして、また、1月13日の広域行政組合理事会の会場に、九州旅客鉄道株式会社から総合企画本部経営企業部長様をはじめとする皆様がお見えになり、市町村長に対しまして、令和2年7月豪雨に伴う肥薩線の被災状況についての御説明をいただいたところでございます。

内容としましては、八代－吉松間における線路、橋、橋梁等約450か所の被害状況及び、これまでの主な経緯について、資料に基づき御説明がありました。また、被災後、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、本社から出向いて状況を説明する機会がつけられなかったことへのおわびと、今後の動向は地域の皆様も関心が高いので、今後はしっかりと連携しながら地元で説明していきたいとお話をいただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 市長、大変失礼しました。私が日付を間違っておりまして、申し訳ございませんでした。

その後の報道によりますと、多額の復旧費用が予想されると述べておられるようです。この復旧費については、国・県、あるいはＪＲ九州の支援体制の方向性というのは示されているのかお尋ねします。

また、2月17日の新聞報道を見ますと、人吉－吉松間の運転再開については考えていないとの回答が掲載されています。全線全てにおいて球磨川流域治水対策及びダム関連が明確にならないと、復旧に向けて取り組めないと理解すべきなのか。肥薩線利用促進・魅力発信協議会としては復旧に向けた提案など示されておられるのか、今後どのような対応策を考えておられるのかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

肥薩線沿線16自治体で組織します肥薩線利用促進・魅力発信協議会におきまして、先月2月7日に鹿児島支社へ、16日には熊本支社及び福岡本社へ要望活動を行いました。肥薩線全線鉄道での復旧、通称山線と呼ばれる人吉－吉松間の先行復旧、吉松－隼人間の便数現状維

持や新たな観光列車の運行について要望し、意見交換を行ったところですが、沿線自治体として一方的に復旧をお願いするばかりではなく、ＪＲ九州と連携して共に汗をかき、将来的に持続可能な運行についても考えていきたいと思いますという意見が出たところです。

ＪＲ九州からは、治水対策が確定したことを受けて、肥薩線の復旧に関しては今年度内の３月までには関係機関と調整の上、復旧費の試算をお示ししたいとの説明はありましたが、現段階ではそれ以外についての議論はなく、また、国・県の支援体制などのお話はないと伺っております。なお、今回の施政方針でも申し述べさせていただきましたが、自治体だけではなく、地元の皆様方も共に肥薩線に対する熱い思いを持ち、また、将来に肥薩線を残すために、共に頑張る意志を示す場として、今月２０日に、肥薩線利用促進・魅力発信協議会が代表発起人とする有志の会で、肥薩線復旧を願うアピール集会を開催いたします。肥薩線の復旧には多くの関係機関の御協力及び地域の熱情が必要ですので、実現できますように関係の皆様とできうる限りの努力を尽くしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） １７番。大塚則男議員。

○１７番（大塚則男君） 日本の鉄道路線の中でも、売上げがワースト５に入る八代市と人吉市区間をはじめ、肥薩線の赤字額が年間９億円といわれている中、今後どのように増収を図るのか、また、復旧後、赤字に対する沿線自治体への負担金などが示されるのではないかと思います。その場合、どのように対処されるのか。各沿線自治体との同意など、その覚悟はお持ちなのか、一応お尋ねしておきたいと思います。ＪＲ九州の青柳社長は、肥薩線を復旧しない代替として人吉市－八代間のバス増便も提案されているとも聞いています。そうなりますと、人吉市に入るルートは道路網だけとなります。まさに陸の孤島と、再び烙印を押されてしまうでしょう。誰もが肥薩線復旧・復興を強く望んでおられることは間違いない事実だと思います。

そこで、例えばＢＲＴという高速バス輸送システム、あるいはＤＭＶ、デュアル・モード・ビークルなどについてはどのように捉えておられるのか。いずれにしても、ＪＲ九州の考え方として、復旧費、維持経費、費用対効果などを考えますと大変難しい判断であると考えますが、市長はどのようにお考えなのかお尋ねしておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

現段階におきましては、先ほど申しましたとおり、まずは３月末に復旧費の試算が示されるとのことであり、先行して沿線自治体が何か議論を行っているわけではございません。過去に災害により被害に遭った鉄道路線の復旧に際しては、まずは復旧費の試算が示された後に、復旧についての議論と持続可能な運行体系や支援に関して、事業者と共に県・関係自治体により協議が進められているようでございます。沿線自治体としましては、肥薩線の線区別収支として９億円の赤字額が公表されており、極めて重大な課題であると認識をしております。

ます。

復旧もさることながら、肥薩線を維持していくための方策につきましても、国・県の御支援をいただきながら沿線自治体、さらには肥薩線を愛する方々と共に、最大限の尽力が必要であると認識をしているところでございます。

また、肥薩線は、100年にわたり沿線地域の生活、経済活動に欠かせない重要なインフラであり、また、日本の20世紀遺産20選に選定された歴史的価値の高い鉄道でもあります。施政方針でも述べさせていただいたところですが、肥薩線は私たちの暮らしの一部として溶け込み、ふるさとの原風景として心の中にあるものでございます。失ってみて、改めて実感するところでございますが、当地域の精神的支柱とも言えると考えております。令和2年7月豪雨からの復興の中でも、肥薩線の復旧は大変重要な要素であることから、まずは鉄道での復旧を要望してまいります。

J R九州において復旧費の積算等の御検討の途上であることから、現段階において鉄路以外の手段は検討していないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 市長、歴史遺産としての肥薩線、また観光としての肥薩線、また地域住民の肥薩線として、しっかり取り組んでいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、中心市街地のまちづくりに関してお尋ねします。

このことにつきましては、職員の皆様の献身的な対応に大変感謝されておられますことはいうまでもなく、ありがたく受け止めていただいています。これまで、コンサルタントを中心に、災害後の人吉市をどのようなまちにしていくのか様々に議論されていますが、中心市街地においては、今後はもっと踏み込んだ説明がほしいなどの声もあります。土地区画整理は理解しているが、営業の再開の時期が見えてこない、公費解体はしたが、すぐには営業ができない、営業補償もない、休業補償もない、既にリフォーム解体されているところは営業が再開できている、今後再開するとき運転資金の調達、借入金の調達あるいは返済、新たに借入れする場合など、行政は後ろ盾になって金融機関にとりあっていただけるのか、日がたつにつれ客足は遠のくが、集客に対しての行政の関わり方は、また、市街地を諦めて場所を求める際に、代替地などお世話していただけるのかなどの様々な御心配をお持ちです。このようなことは既に御存じだと思いますが、どのような対応策を示されていかれるのか、明確な答弁をお願いします。

市長は、所信で「商工業など各産業の減衰等、喫緊の課題を数多く抱える本市にとりましては、流域治水対策における地域づくりの推進に加え、復興まちづくりを進めていく上での土台となる土地利用の在り方、まちのありさまなどについて、市民の皆様と協働し検討を重

ねていくことは、将来にわたって持続可能なまちを創り上げていくための重要な契機」と述べておられます。また、「発災から約1年8か月が経過しましたが、復興まちづくりへの取組に関しましては、はじめの一步を踏み出したばかりであり、本格的な復興事業を進める上で、その動きは今後ますます活発になっていくものと考えております」とも述べておられますが、具体策が見えてきません。被災された商店街は、ただただ日数が積み重なっていくだけで、現在、何もできないのです。私が思いますには、商工業に対してのそもそもの支援策が乏しいと感じています。例えば、農地農業機械林業関係などを見ましても、国の支援策が様々にあっていますが、現状として商工業にはほとんどないんです。

そこで、商工業の皆様にはどのような支援策があるのかも重ねて示していただきたいと思っています。

○経済部長（溝口尚也君） お答えいたします。

令和2年7月豪雨に関連してでございますが、令和2年度から3年度にかけましてはなりわい再建支援補助金300件ほどの御申請、被災小規模事業者再建、いわゆる持続化補助金というものでございますが、これにつきましては389件の御申請がありまして、現在、当該補助金を活用しての再建を果たされた事業者も出てきているところでございますが、議員もおっしゃいますように、いまだ再建途中の事業者様も多く、令和4年度にかけて再建工事を控えている事業者様も多い状況でございます。

このような中、先ほどおっしゃったような再開後の資金調達、事業者におかれましてはキャッシュフロー、資金調達が非常に課題でございますが、金融機関と密に連絡を取りながら、国の保証付き融資であるセーフティネット4号・5号につきましては申請を受け付けておりまして、また、人吉商工会議所が本市エリアの窓口になっております、日本政策金融公庫の融資あっせんなどの対応も実施をしているところでございます。また、豪雨災害事業者の多くが利用されております県の金融円滑化資金、これは災害ではなくて新型コロナウイルス感染症対策分でございますけれども、これらの融資を受けられた事業者様に対しましては、融資日の関係で国の利子補給対象外となっている分がございます。これらにつきましては市独自の支援としまして、人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給補助金ということで交付を実施しておるところでございます。ちなみに、令和3年度につきましては57件、817万6,000円余りの御申請をいただいているところでございます。

このほか、冒頭申し上げました被災小規模事業者再建持続化補助金等の採択者におかれましては、国の補助金に上乗せする形で対象事業費の12分の1の補助制度を実施いたしまして、原資は新型コロナウイルス感染症経済対策でございますが、これにつきましても現在まだ申請受付中でありまして、300件以上の事業者を支援する予定となっておりますところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今、いろいろな支援策を述べていただきましたけど、私も聞いています。市長も耳にされているかと思うんですけど、例えば道路を広くすることになりますといいように思えるんですが、実際、駅前の青井地区の方が言われるには「道路は広くなったんだけど、人は来ない。車は通りやすくなった」と、そういった声もあるんです。だから、九日町の方もそうなんです。道路を広くするよりも歩道を広くしてほしいとか、いろんな声が聞こえてきます。ですから、区画整理を理解しながらも、商店街のありさまはまた違う方法もあるんじゃないかなというふうに受け止めているところも私はあります。

もう1つは、それぞれの店舗が再開しなければ、まちの活性化にならないと思うんです。じゃあ、各お店がどう再開するかということが大事ではないかと私は思っております。そういったところの心配が商店街なんです。今、利子だけでいいんだけど、以前借りていたお金の元金を今から返済しなくちゃいけない。しかし、店舗も造らなくてはいけない、仕入れないといけない、お客さんが来るか分からない。もう負の分だけなんです。ですから、それに対して行政がどんな支援ができるのかと期待があるし、不安でもあるんですよ、実際、各個人のお店は。そういったところに溶け込んでいってほしいなと思います。

そういった中で、実はここでちょっとお願いしたい部分があるんです。錦町でされている錦町商工業後継者支援給付金というのがあるんですね。これが、実は錦町は商工会青年部とか後継者に対して年間20万円を5年間されるんです。いえば農業にしておりますよね、5年間、年間150万円する、あれと同じものを商工関係の方にされるんです。私は、市長、ぜひ、これを考えてほしいんです。額については御検討いただくとして、やっぱり、今、商工業で若者が残って頑張りたいというのに、支えがない。しかし、こういったのを、もし、やっていただくなら、やはり、若者、後継者は元気が出ますよ。よそに行きません、ここに残って頑張るとなります、支えになります。これがひいては活性化につながるんです。私はこれをぜひ、商工関係の青年部、年間幾らかしても、5年間とか何年間という給付金をやっていくというのは、市長、このこといかがですか。突然聞いて申し訳ないんですけど、こういったのがあればいいと思いませんか。市長どう思われます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

現在、災害からの復旧・復興で、今、議員おっしゃいますように、本当に中心市街地、青井地区を含め、商売をされる方が、ちょっと足止めといいますか、時間がかかっているということは様々な建築資材等の高騰等も含めまして承知をしているところです。

今後、我々がまちづくりをするに当たって一番思っているのは、いかにその地域で、中心市街地なり、青井地区なりで価値を生み出すことができるか、稼ぐことができるか、そういう場所にしていかなければならないと思っておりますし、同時に、事業者の方々にはぜひ投資をしていただいて、そこで稼いでいただくという関係性を、行政と民間の事業者でつくっ

ていくべきだと考えております。これは、後継者のみならず事業をされる方、全てに当たるかと思えます。

今後、復興のまちづくりをするに当たって国・県の制度等々を利用しながら、我々行政としても支援できるところは精いっぱい支援をしていって、稼げるまちを、稼げる中心市街地を形づくっていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今、市長、答弁いただきましたけど、私は錦町さんがされている給付金を本当に考えてほしいんです。人吉市に若者を残してください。そして後継者の方がより元気が出る仕組みになると思いますが、活性化になりますから、市長、これをぜひ検討してください。検討できますか。前向きにぜひ取り組んでいただけますか、どうですか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今御提案いただきましたので、この制度についての詳細も私も存じ上げておりませんから軽々しい発言になるといけませんが、魚の釣り方を教えるか、魚を与えるか、やはり考え方として2つあるかと思えます。そういう考え方も踏まえながら、どういう支援が地域にとって、また事業者にとって適切なのかということはしっかりと検討させていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） ぜひ、市長、よろしくお願いします。

それでは、市内のごみ収集の現状についてお尋ねします。

○市民部長（丸本 縁君） 議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

本市の家庭ごみの出し方としましては、指定ごみ袋により、そのまま集積拠点に出す道出しと、ごみ集積専用の小屋出しの2通りで、現在、道出しが729か所、小屋出しが615か所の合計1,344か所でございます。地域にもよりますが、集積所設置のスペースの問題などから、市内中心部においては道出しが、郊外部においては小屋出しが多い状況でございます。

また、収集回数につきましては、基本的には可燃ごみが週2回、不燃ごみ・資源ごみが週1回となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 御存じのとおり、超高齢化になっていく中、今まではごみ集積所まで自転車、自動車を持ち込まれていた方でも、手押し車、徒歩となり、5年後、10年後は集積所までも行くことが困難になられる方が増加するものと考えます。

今後に向けた対応策についてお尋ねします。また、各自治会で対応できるものはコミュニ

ティーづくり、高齢者見守りなどの観点からも取り組んでいくことも大切ではないかと考えています。高齢者のごみ出しにしましても、町内会あるいは老人会有志などに相談し、ごみ出し困難な家庭を登録し、回収を行い集積所に運ぶ対応ができないか検討する時期にあると私は思います。1ないし2町内においては、自主的あるいはボランティアとして実施されているところもあるようですが、今後、全町内に拡大されるよう、行政として後押しを、助成金になるんですが、行っていく考えはないか、また、幾つかの町内をモデル地区として実施していく考えはないかお尋ねします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

全国的に高齢など自力でごみ出しができなくなったごみ出し困難世帯につきましては、今後も増加する傾向にあり、本市におきましても重要な課題であると認識いたしております。

この支援の仕組みといたしましては、行政が直接支援を行う直接支援型と、地域のコミュニティに御協力をいただくコミュニティ支援型に大別できると存じます。議員から御提案いただきましたコミュニティ支援型は、支援活動を行政が補助金等で金銭的にバックアップする仕組みでございますが、全国の先進地においても、近年、割合が増加しており、福祉や地域活性化の観点から注目されているところでございます。

しかし、一方で、支援活動の担い手不足や地域格差が生じるなどの問題があるとも認識をしているところでございます。

本市といたしましても、このような状況を踏まえ、全国で取り組まれている先進事例を参考にしながら、高齢者のごみ出し支援について、庁内の関係部署とも連携して検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 最後になりますが、自然災害は防ぎようありませんが、その後の復旧・復興次第で、災害後のまちづくりもつまずきますと人災であり、的外れなものになりかねません。益城町復興に尽力された方が話されたラジオ番組もありました。東京生まれの東京育ちの方で、大手企業を退職してまで益城町に移住し、地域に溶け込み、住民行政に信頼された方です。自ら町の職員採用試験を受け、合格され、現在は職員として頑張っておられます。自分の課題として一生懸命打ち込んでいただく人、人材は本当にありがたく、貴重な存在であり、現在の人吉市にも必要であり、欠かせないリーダーであると感じました。

また、テレビニュースで目にしたのですが、鹿児島県大崎町においては、人口減少・後継者不足などから廃業になっていく中小企業が増加していく中、新たな取組として、事業所、自治体、商工会議所、銀行が連携し、事業継続・店舗利活用などについてインターネット会社と連携し、全世界に向けネット配信で個々の事業所を紹介している事業でした。ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

まず、大事なことは、市長自ら悩み考え、市民の意見を聞き、ヒントにして真の復旧・復興とは何か、その対策について市長のリーダーシップが問われています。市長として取り組んでいかなくてはならない最重要課題についてどのように考えておられるのか、最後にお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

蒲島知事もよく表現をされますが、本市も熊本地震、コロナ禍、令和2年7月豪雨水害と、トリプルパンチを受けた厳しい状況下にあります。市が取り組むべき最重要課題という点では、長い期間が必要となる令和2年7月豪雨災害からの復興のさなかであることや、一方で、繰り返される新型コロナウイルス感染症の拡大期への社会経済対策も含めた対応、先ほどから議員御指摘の、災害以前からの地域課題、まちづくりのテーマというものが上げられるものと存じます。もちろん、福祉・教育・防災・環境といった自治の根幹に係るものもございしますし、高齢化や地域情報化など時代的な要請もございします。

また、本市だけでは完結しない広域的なものでは、先ほどから取り上げていただいたバスや鉄道といった交通体系、肥薩線の問題、消防・医療体制、流域治水など多くの重要な課題がございします。限りある財源と時間の中で、効率・効果的に取り組んでいくことはもちろんですが、これまで以上に、非常に厳しい選択が求められるものと存じます。そのためには、国・県の御支援はもちろん、市民の皆様や団体、他の市町村や関係各位に御理解をいただくことや連携を深めることが必要であり、多様な皆様に御支援をいただくためには、倫理性の高い公平・公正・公明な政治によって誠実に取り組んでいくことが最も重要であるとともに、これからさらに厳しさを増す局面においても、市役所という組織のトップとして、そして人吉市、人吉球磨圏域のリーダーとして揺るぎないリーダーシップを発揮してまいる覚悟です。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 大変長くなりました。これをもって終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時05分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）
13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。13番議員の豊永貞夫です。通告に従いまして、早速一般質問を行いたいと思います。

今回は2項目でございします。1番目に令和2年7月豪雨の検証と7月豪雨記録誌作成について、そして2点目が市民の声からでございします。

まず、1点目の、令和2年7月豪雨の検証と7月豪雨記録誌作成についてでございます。

令和2年7月豪雨災害から、早いもので1年8か月がたちました。そして、本市は、令和4年2月11日に市制施行80周年を迎えました。これまで幾度となく水害に見舞われた人吉市ですが、令和2年7月豪雨災害は80年の歴史の中でも最大の水害でございました。多くの犠牲者を出し、大きな傷跡を残した令和2年7月豪雨災害、この水害に対処するために、本市全職員が市民のために全力で対応した経験と課題を検証し、その記録を後世に残すことは、今を生きる私たちの責任であると考えます。その記録を残す災害記録誌の作成が、これから必要になると思います。

発災から1年8か月の災害対応として、コロナ禍での避難所運営、災害ごみ問題、仮設住宅、公費解体など多くの課題を、国・県と連携して、その都度対応されてきました。その災害対応の各部署での検証についてお尋ねします。

まだまだ災害からの復興の途中でありますが、現在までの経過として記録誌に残す観点から、先ほど各部署と言いましたけれども、2つの検証についてお尋ねします。

まず、1点目ですが、コロナ禍での避難所運営は、国内で初めての対応だったと思います。当時は、まだ未知のウイルスということでワクチンもない状況での感染防止の対策は大変だったと思います。国・県と連携しながら避難所運営と避難者の健康面の対応を、本市はどのように検証しているのか。もう1点は、災害ごみの処理についてでございます。様々な課題が残ったと思います。災害廃棄物の仮置場の選定やごみ処分についても国・県と連携して対応されておられますが、本市はどのように検証されているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） 議員の皆様、こんにちは。私のほうからは、避難所におきます新型コロナウイルス感染症の対応等につきましてお答えをさせていただきたいと思えます。

令和2年4月1日付、国内閣府・消防庁・厚生労働省連名での通知により、災害が発生し、避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策に万全を期することが重要となりますことから、災害規模や被災者数の状況等によっては避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所開設を図ることなどを検討すること、また、発生した災害や、その地域の実情に応じ、避難者に対し、手洗い、咳エチケットなどの基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内においては十分な換気に努めることとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意することとなっております。

同年6月上旬には、十分なスペースの確保、避難所全体のレイアウト・動線等について、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドラインなどが示され、避難所対応として、事前にゾーン・動線等の確認、咳エチケットや手洗い、消毒の周知ポスターの掲示、マスクの着用の徹底、定期的な換気、避難者の受付時などの対応などと併せま

して、健康管理において濃厚接触者や発熱者等への対応について、職員へ周知をしたところでございます。

このようなことから、令和2年7月豪雨災害におきましては、避難所入口にサーマルカメラという非接触型体温計と手指消毒液の設置を行い、受付時の検温や消毒、マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保など感染症対策を徹底し、遠来の方は入所を御遠慮いただき、面会や取材等は施設外や入口付近で実施するなど、対策を徹底したところでございます。

しかしながら、初動におきましては、パニック状態で十分な感染症対策ができなかったケースもございました。また、事前に避難所の下見と打ち合わせ等を実施しておりましたが、通常の想定をはるかに超える避難者だったため、事前に予定していたことと異なる対応を取らざるを得なかった避難所もあり、対応にかなり苦慮したところでございます。

避難所内の環境につきましては、国からのプッシュ型支援等によるエアコンの設置や段ボールベッド、パーティションの導入により、感染症対策と熱中症対策に加えまして、プライバシーの保護の面からも、従来よりかなり改善された環境を提供できたのではないかと考えております。段ボールベッド等の設置や避難者の入浴支援には、自衛隊の御協力をいただきました。また、避難所内の衛生面につきましては、保健所職員に御協力いただき、トイレの清掃や室内の消毒方法など具体的な取り組み方を御教示いただいたことで、避難者や職員の安心につながったものと考えております。

避難所における食事につきましては、感染症対策の観点から炊き出しが困難な状況で、弁当中心の限られた内容となりましたが、栄養士などの訪問により衛生・栄養面での指導を実施することで、栄養面だけではなく食中毒対策やコロナ対策の徹底を行うことができました。

また、災害救助法適用となり、国・県から速やかに物資支援をいただいたことや、熊本県をはじめ他県や他市町村の職員等の応援・御支援により、避難所の運営だけでなく、避難者のコロナ対策や健康管理につながったものと考えております。そのほかにも、ボランティア団体からの医療の提供や食事の提供、及び心身の対応といたしまして、災害派遣医療チームDMATをはじめ、多くの医療チームの支援により、避難者への直接的なケアを行っていたところでございます。

スポーツパレスにおきましては、教育NPO法人「かたりば」や柔道整復師会、理容組合などボランティア団体における避難者への支援もあり、避難所で暮らす子供たちの学習支援や高齢者及び一般の避難者の方の健康維持のための御支援をいただいたところでございます。

少々長くなりましたが、お答えいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

災害廃棄物仮置場の運営等における検証についての御質問でございますが、まず、仮置場開設場所の選定につきましては、平成31年4月に策定いたしました人吉市災害廃棄物処理計画において、候補地としている人吉第一市民運動広場、川上哲治記念球場に加え、同計画策

定当時は工業用地として使用する可能性があるため除外していた中核工業用地につきましても、発災時点で具体的な利用計画がなかったことから候補地に加え、検討を行ったところでございます。検討の結果、今回の災害は過去に類を見ないほどの甚大な災害で、市内浸水域各所に膨大な量の災害廃棄物の発生が予想されたことから、それを受け入れることができ、重機による分別、保管が可能な、できる限り広い面積が確保できることなどを考慮し、災害対策本部と調整の上、4.5ヘクタールと一番面積が広く、1か所で災害廃棄物の受入れが可能な人吉中核工業用地が適地であると総合的に判断し、仮置場として決定させていただきました。

開設の初期段階におきまして、渋滞や臭気など、市民の皆様に混乱を招いてしまい、被災者の皆様、近隣の皆様に多大な御負担・御迷惑をおかけいたしました。

しかし、その後は、モータープール、特にファストレーンの導入や廃棄物搬入の際の分別の御協力などにより、効率的で安定した仮置場運営を行われたものと考えております。

また、この災害廃棄物処理事業に関する人的支援といたしまして、発災後の初期段階におきましては、環境省、熊本市をはじめとした他の自治体から災害廃棄物収集等に御尽力いただきました。多くのボランティアの皆様にも御協力をいただいております。その後の全般的な事務支援として、熊本県や他の自治体から、中長期的な人材を派遣いただき、現在の支援をいただいております。

このように、発災後、初期の困難はあったものの、市民の皆様の御理解・御協力、また様々な団体からの御支援により、災害廃棄物処理に一定のめどが立ったものと判断しており、発災当初から目標としておりました令和3年度中の災害廃棄物処理事業の終了につきまして、おおむね達成できるものと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 答弁いただきました。最初のコロナですけれども、答弁では、6月上旬に新型コロナの感染対策の避難所開設・運営訓練ガイドラインが示され、職員に周知したその翌月にこの水害が起きたということで、まさに訓練じゃなくて実践で感染対策に取り組まれたということになります。

当初は、コロナ禍での避難所運営や、もしコロナ感染が発生した場合の対応はどうなるのかと心配しましたが、幸いにも被災者には1人の感染者も出なかったことは、感染対策の成果だと評価できるものと思います。

また、災害廃棄物の仮置場や処分については、初期の段階での判断が非常に難しかったものと思いますし、今言われたとおり、混乱も非常にありました。この件については、議会でも議論があったものと認識しております。想定をはるかに超える災害ごみの処理も、走りながらの判断や変更で、課題も多く残ったと思いますが、事業も何とか終了したという報告も

あっておるところでございます。

後世に残す記録として、その判断の過程や、課題として残った事例や成果のあった事例なども、担当職員の証言なども含め、残すことは必要だと思っております。

今、2点のことをお聞きしました。ほかの各部署もお聞きしたいところはやまやまでございますが、今回は2点についてお聞きしたところでございます。

災害発生時や、その後の記録としての写真や動画はあるのかお尋ねしたいと思います。7月4日の災害時の写真や動画、その後の町なかの状況や道路にあふれた災害ごみの状況、災害ボランティアの作業などの写真や動画、現代ではスマホでいつでも、どこでも写真や動画を撮れる時代でございます。映像の記録は、後世に残す資料としても価値のあるものと思いますが、本市が所有しているものはあるのかお尋ねいたします。

また、災害前の被災地域の町並みや風景などの写真、あるいは動画というのは保存されているのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

発災時の記録映像につきましては、災害対策本部総務班と水防班、各支部及び市消防団で撮影しており、復旧状況については企画課及び被災した各施設の所管課で撮影をしております。災害ボランティア作業の様子については、人吉市社会福祉協議会で撮影されております。

災害前の映像につきましては、まちの記録として、また広報紙等の媒体で使用するため、撮影したものは企画課で保管をしており、個別の事業及び施設の写真については、それぞれの所管課で保管をしております。

また、人吉市の昔の写真も含めてではございますが、市制施行50周年記念事業として、市民の皆様に公募した写真をパネル等にして保管したものがございまして、貴重なアーカイブ、保存記録、市の記録として保存しているものでございます。

いずれにしても、動画での記録は少ないんですが、ほとんど写真での記録で保管をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） ほとんどが写真だということで、動画はほとんどないということでございます。各部署で保管をされているということでございますが、この記録写真は残してあるということで、災害の検証にも利用できますし、人吉市の歴史的な資料として後世に残せるものだと思います。

災害前の写真も、広報紙の取材でのデータが残っているようでございます。現在の被災地は解体が進み、ほとんどが更地の状態です。災害前に、そこにどんな建物があったのか、年数がたつと写真でしか知ることができなくなります。そういった意味で、写真の記録は重要だと思います。

また、その逆の記録として、これから復興が進み、更地の場所にも建物が建設され、町並みができていく過程を写真で記録していくことも可能だと思います。

また、動画は少ないと言われましたが、本市の公用車の車載のドライブレコーダー、あるいは職員の車載のドライブレコーダーも動画として、道を通りますことで商店街とか通ります。そういったデータが残っていればと思いましたが、あれは上書きされるということで、2年前となるとほとんどないかもしれません。ただ、そういった動画を持っていच्छる方もいच्छると思いますので、市民の方から写真の提供、また、そういった動画も提供していただくならば、人吉市の保存記録として、これは残せるんじゃないかと思っておりますので、その辺については、またよろしく願いいたします。

昨年12月1日に、復興のまちづくりに関する特別委員会で視察した益城町にお伺いした際、意見交換会の中で、西村町長の挨拶で「平成28年熊本地震の記録誌を作成した」との報告がありました。よかった点、また反省点も掲載してあると紹介がありました。そのときいただいた概要版ではございましたけれども、その反省点とかは載せてなかったので、私は詳細版を、益城町に行きましていただきました。これがそうなのですが。実は、事務局のほうにもあったということを先ほど気付かしまして、それはそれでいいんですけども。この内容について、400ページぐらい分厚いんですね。これは、町長や議長、特別委員会の委員長、また各部署の職員の発災直後からの対応のインタビュー、証言ですね、また、若い世代の職員の数人での座談会形式で、発災直後からの各人の行動や現場での対応などを語り合うページも設けてありました。

そこで、7月4日の災害直後からの職員の当時の対応の証言の記録については取ってあるのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

令和2年7月豪雨災害における職員としての記録でございますけれども、災害対策本部をはじめ、救護部、水道部、それから水防本部であるとか、各避難所運営を行った支部、また被災者支援を対応した部署等におきまして、発災以降の状況確認であるとか、実際の対応状況、それから課題点や改善策等を取りまとめております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 職員のその都度の記録は取ってあるということでございました。

一方で、被災者の災害時の体験などの証言も残す必要があると思いますが、被災地域の方の当時の証言の記録は取られているのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

被災者及び市民の皆様が体験された豪雨災害の状況については、避難所、生活再建支援窓口、あるいは復興まちづくりに向けた地区別懇談会、その他各種説明会等において、各担当

職員が対応させていただく際に個別にお話を伺うことはございましたが、体験談や証言としての記録は残しておりません。

ただ、発災当初から、町内会長の皆様と情報のやりとりは頻繁に行っておりまして、広範囲に及ぶものではございませんが、現場の記録として残してはおります。また、広報ひとよし令和3年7月号では、市民の皆様から豪雨災害の写真及び動画を募集しました、先ほど議員のほうに御指摘を受けましたが、4名の方から貴重な映像を御提供いただきましたが、証言についてはそのときは募集をしておりませんでしたので、記録としてはございません。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 市民の方の証言はないということでございますが、私は、被災者の方の体験としての証言は災害記録として重要ではないかと思ひます、また、残しておくべきだと思います。同じ7月豪雨で被災されたお一人お一人の体験は、お一人お一人違う。また、反応もお一人お一人違うと思ひます。家を流された方、ボートで救助された方、ヘリで救助された方、2階で胸まで水につかり救助を待たれていた方など、一人一人の体験がある状況でありますので、そういった証言こそが記録として残すべきだと私は思ひます。

また、避難所では、職員として支援する立場と、被災者として支援される立場での体験や証言があると思ひますので、その辺も重要ではないかと思ひております。これからでもいいので、証言を集められると思ひますので、よろしく願ひいたします。

また、先ほど、益城町の災害記録誌は熊本地震のときの記録誌でございますが、ほかの自治体でも熊本地震の記録誌を作成されている自治体がありますが、今現在、熊本県下で作成の状況についてお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

県内全てを確認しているところではございませんけれども、現在、県内自治体の熊本地震における災害記録誌の作成状況につきましては、熊本市、玉名市、宇土市、阿蘇市、大津町、菊陽町、御船町、益城町、甲佐町、山都町、南阿蘇村の11市町村が発行されているということを確認しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 災害についての記録誌というのは、その都度、被災された自治体がつくっておられる。今回の水害のものについても、もう既につくられている自治体もあるようでございますが、本市においては、令和4年度の予算に令和2年7月豪雨災害記録作成業務委託料が計上されております。これからつくられることになると思ひますが、本市として、この令和2年7月豪雨の災害記録誌はどういった内容にされるのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

令和2年7月豪雨の記録誌につきましては、議員おっしゃいましたとおり、令和4年度の当初予算に計上させていただいているところでございます。詳細内容につきましては、今後検討を行うこととしておりますけれども、作成に当たりましては、被害状況の写真やデータ等を効果的に活用しながら、災害発生に至る経過や災害復旧の経過、その後の対応等を時系列で作成し、災害ボランティア等の多岐にわたる支援活動の様子、先ほど御答弁いたしました各部・各所の記録、それから被災者及び市民のインタビュー、また、国内外から復興に向けたメッセージ等もいただいておりますので、そういったものを交えて作成してまいりたいと考えております。

この記録誌でございますけれども、令和2年7月豪雨の被害の状況や、その後の復旧・復興の歩みを後世に残すとともに、今後起こり得るかもしれない大災害への対応であるとか、危機管理及び防災・減災対策を行う際の参考として、また、市民の防災意識のさらなる向上を目指して作成していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 今、答弁いただきました。内容はこれからだということでございますが、今、私が大まかに質問してきた内容がほとんど入ってくるんじゃないかと思っております。

ただ、この記録誌を作成される上で重要なのは、どこに焦点を当てるかだと思います。災害のデータはデータとして大切でございますが、私が考える焦点は、人でございます。職員でも、被災者でも、その人が災害時にどう考え、判断、行動したか、その結果で今現在に至っているわけで、そのときの証言がやはり重要じゃないかと思います。そういった観点から、先ほどから言いました市民の方、被災された方の体験だったり証言を、記録誌作成に多く盛り込んでいただければと思いますが、検討していただければと思っております。これは要望しておきます。この件については終わります。

次に、市民の声から、人吉太陽光発電所の工事についてでございます。

人吉市古仏頂町の山あいには開発工事されております人吉太陽光発電所について、お尋ねいたします。初めに、お断りしておきますが、この工事自体に反対するものではありませんので、申し添えておきます。

市議会議員も、昨年の4月と10月に工事現場の視察と説明を受けております。広大な面積で山地を開発工事をされておりますが、昨年12月頃から発破作業がされております。この作業は、1日に2回、12時10分と夕方の5時10分の2回されております。その影響で、地震のときと同じで家が揺れます。私も古仏頂でございますので、我が家では体感で震度1程度の揺れを感じております。昨年の現場での説明を受けたときには発破作業の説明はなかったと記憶しておりますが、昨年秋以降に、町内の回覧板で発破作業のお知らせが回覧されたそう

でございます。私は見落としておりましたので知りませんでした。今年に入って、最近地震が多いと家族で話していたところ、月末に町内の方と話している中で、発破作業をされているということが分かり、逆に安心した次第でございます。まだ知らない方もおられました。

そしてまた、2月1日の広報と一緒に、発破作業のお知らせのチラシがまた再度回覧されました。この発破作業についてお尋ねいたします。

発破作業について、本市として把握している内容についてお尋ねいたします。また、発破作業のお知らせチラシは、どの範囲の町内へ周知されているのかお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

人吉太陽光発電所での発破作業の経緯につきましては、造成工事の施工事業者様に確認をさせていただきました。その内容でございますが、令和3年11月上旬の掘削作業において、事前のボーリング調査では確認できなかった硬い岩の層が発見されたため、発破作業を余儀なくされたとのことでございました。

また、地元住民に対する発破作業の周知でございますが、昨年11月と本年2月に、工事箇所周辺の地元の代表の方を通じて、近隣住民に対する周知を依頼されたとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 固い岩盤が出てきたんでしょう。発破作業をしないと、なかなか崩れないということでされているということでございますが、地域住民に対する周知を依頼されたとありましたけども、地元代表ということで町内会長のことだと思いますが、古仏頂町と蓑野町はチラシの回覧はされているということは確認しております。蓑野町でも揺れを感じておられましたが、発破作業の揺れで、振動に関しての計測をされたとお聞きしました。その内容について、お尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

発破作業に伴う振動及び騒音の計測につきましては、令和3年12月上旬の1回目の発破作業の際に、発破地点から一番近いところにある、約400メートル地点の民家の庭2か所で、日本工業規格の環境騒音の表示・測定方法に基づく振動及び騒音調査を実施されており、いずれも基準値を下回る結果であったとの報告を受けております。

しかしながら、本年に入り、地元住民から寄せられた御相談を受けて、発破に使用する爆薬量の減量や、発破の間隔変更を行う等の対策を取られたとの御報告を受けているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 昨年間に計測はされたと、日本工業規格の振動と騒音調査を実施され、基準値以下の結果だったということでございますが、揺れを感じることで、当初、発破作業の実施を知らずに不安になられた方が結構おられました。周知方法に原因があるのではないかと思います。チラシの中で、発破作業の期間が令和3年12月上旬から令和4年10月上旬となっております。本市では発破作業期間について把握されておられるのかお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

造成工事に伴う発破作業につきましては、本年2月に、関係部署を通じて地元住民から、昼過ぎと夕方に地震のような揺れを感じるとの御相談を受けたところでございます。その際、相談者宅を訪問して現地を確認する過程で、人吉太陽光発電所の造成工事が原因と推測されたことから、施行事業者様に状況を確認し、その原因が発破作業に伴うものと判明したものでございまして、本市もその時点で把握をしたところでございます。

なお、相談者の方に対しましては、施行事業者様に相談内容をおつなぎしたこと、及び施行事業者様も振動対策を講じられることを御報告したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 市への届出とかは必要ございませんので、知らなかったというのは分かりました。

この発破作業期間のチラシを見て、先ほど言いましたように、不安に思われる方、心配の声が出ております。10月までとなると、6月、7月の梅雨の時期も含まれますが、大雨による水分が山に蓄えられる時期と重なるため、発破作業での揺れの影響で土砂災害が心配だとありました。地盤への影響について、どう考えておられるのかお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

梅雨時期の地盤への影響についてでございますが、造成地の構造は、流紋岩という火山岩で、非常に固い地盤でございまして、発破作業で発生した岩塊、岩の塊でございまして、岩塊は大型重機で小さく砕いて集積して盛り土をし、転圧処理をされるため、地盤は安定した状態になるということであり、また、雨により発生した表流水は、防災堰堤や仮設水路により仮設沈渣地まで導水して、貯留するよう制御しているため、土砂災害発生のリスクは少ないと考えているとのことでございます。

なお、発破作業は、大型重機で掘削するために、岩盤を緩める程度に行うものであり、平坦な面に対し発破を行う盤打ち発破工法を採用されており、発破によって、崖のような不安定な斜面は発生しないこと、また、発破する場所は平坦な面であり、雨水が集まる場所ではなく、岩盤中にもともと存在する亀裂に雨水が浸透するため、雨で崩れたり流されたりすることはないと伺っております。

万が一、発破作業に起因する土砂災害が発生しても、開発範囲内に土砂が留まるように掘削を進めており、土砂災害が発生した場合は、堆積した土砂においても速やかに除去されるとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 今の答弁は、掘削されている作業現場だということですが、私が聞きたかったのは、いくなれば町内の山沿いにある家のことなんですね。特に胸川の上流に向かって左側、温泉があるあっち側の山の民家で、一昨年の豪雨のときに土砂崩れで小屋が押しつぶされました。ほかの家も同様な箇所があります。家の裏山が梅雨時期の水分を蓄えた状態のときに、発破作業の影響で崩れるんじゃないかと心配をされておられました。本市としての対応は、どういったことができるのかお尋ねしたいと思います。最後の質問です。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

人吉太陽光発電所の建設工事に関しましては、設置事業者様に周辺環境への配慮等の重要性を改めて認識いただくとともに、行政や地域住民の発電事業に対する信頼を高め、円滑かつ確実な事業を継続していただくことを目的としまして、令和2年3月24日に、太陽光発電所の設置者である九州おひさま発電株式会社様と熊本県、本市の三者で協定を締結しております。

協定は、地域との共生等に関する努力義務、法令の遵守等、環境の保全及び景観との調和、土砂災害等の防止に係る安全対策などを盛り込んだ内容となっております。

また、本市の体制といたしまして、関係部署と連携して対応するとともに、情報の共有を図っているところでございます。本市といたしましても、協定書に基づき事業の進捗を注視し、必要な事案が生じた場合は、設置事業者様に対し、熊本県とも協議の上、適切な措置を講じていただくように要請してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 協定書の土砂災害に関する安全対策に基づいて、何かあった場合は熊本県と協議し、適切な措置を講じるとありましたけども、何かあってからじゃ遅いんですよね、その前に何かできるんじゃないかと思っておりますが。梅雨時の6月、7月の間だけでも、できるならば発破作業は休止していただきたいという要請もできるんじゃないかと思っております。

周辺住民の方の中には、やはり不安に思われている方もいらっしゃいますので、その辺の配慮をしていただくようお願いをしていただくことをお願いいたします。よろしく願いいたします。

最後に、この3月末日をもちまして退職されます告吉健康福祉部長、また椎屋教育部長、

久本水道局長におかれましては、大変にお疲れ様でございました。また、ほかの退職されます職員の方も、これからは健康に留意されまして、まだまだ人吉市においては復興はこれからでございますので、ぜひ力をお貸しいただきますようよろしくお願い申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時50分 休憩

午後 2 時05分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、6 番」と呼ぶ者あり）
6 番。宮原将志議員。

○6 番（宮原将志君）（登壇） こんにちは。6 番議員の宮原将志です。通告に従いまして質問を行います。

令和 4 年度から、本市は過疎地域に追加されることとなりました。過疎地域持続的発展計画を策定すると、国による財政上の優遇措置等を受けることができるのは本市にとって大変ありがたいことですが、やはり過疎地域と聞くとショックであるというのも事実であります。本市においては、急速な少子高齢化の進展と人口減少に対応するために各種施策を行っておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大や令和 2 年 7 月豪雨災害の影響もあり、人口減少に歯止めをかけることができていません。このまま人口減少が続けば、市民生活を支えている様々な社会システムが機能しなくなるおそれもあり、将来にわたって持続可能なまちをつくるためには、各分野における課題を解消し、適正な人口規模を維持していくことが求められます。

そこで、今回は、産業の分野から企業誘致、経済の分野から地域通貨、医療から周産期医療、そして教育の分野から学校教育について質問を行います。

まず初めに、企業誘致について質問をしていきますが、地方における企業誘致は、雇用の創出や経済活性化の有効策の 1 つであります。今話題となっている、台湾の半導体大手 T S M C の菊池郡菊陽町への進出は、熊本県と周辺地域に大きな経済効果と関連産業の集積をもたらすであろうといわれているように、企業が落とす税金だけでなく、事業に伴い、新たな産業が育つ可能性もあります。また、企業が事業を開始すれば人材が必要となり、既存従業員の移住など人を呼び込むことができ、地元雇用ができれば人口流出の防止策ともなります。

このような効果が期待できる企業誘致ですが、本市が取り組んでいる企業誘致の大きな施策の 1 つに、人吉中核工業用地への企業誘致があります。人吉中核工業用地については、地域資源を活かした人吉ハラル促進区を実現するための地域再生計画に基づき、地域再生戦略交付金を活用し用地造成等の環境整備が行われました。

しかし、計画の中核であるハラル対応の食肉加工施設の立地のめどが立たなかったこ

とから、地域再生計画の延長が断念されております。過去の一般質問でも確認させていただいておりますが、計画が達成できなかった場合、造成費用で活用した交付金の返還の可能性あります。

令和2年7月豪雨災害の発災から、災害廃棄物の仮置場として災害廃棄物の受入れを行っていたため、交付金の返還については先送りになっていたと思いますが、来年度からは工業用地として活用されます。これから幅広い分野の企業を誘致していく上で、この交付金の返還というのは避けては通れない大きな課題だと思っております。

そこで、地域再生戦略交付金の返還については、国とどのような協議を行っているのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） それでは、お答えいたします。

人吉中核工業用地についてでございますが、去る令和2年11月24日に内閣府の承認をいただきまして、令和2年7月豪雨に伴う災害廃棄物置場、並びに災害廃棄物の一時保管場所として目的外使用を、令和4年3月31日までの条件で使用しておるところでございます。その間、内閣府とは、令和3年10月15日に担当職員が訪問させていただきまして、公費解体によって発生する災害廃棄物の一時保管場所として、引き続き使用中であることや、今後のスケジュール、工業用地に関する引き合い等の状況について意見交換を行っており、それ以外にもメールや電話等で随時情報共有等を行っておるところでございます。

現時点では、戦略交付金の返還等の取扱いにつきまして具体的に協議が進行していないというのが実情でございますけれども、目的外使用の期限が令和4年3月31日に終了しますことから、令和4年度に入りまして改めて協議を行い、内閣府の御指示・御指導をいただくという手はずになっておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 交付金の返還の協議については、またこれからということですが、今の答弁の中で返還の義務等については触れられませんでしたから、やはり計画が達成できなかったということで、交付金の返還についての可能性があるのではないかなと心配しておりますので、協議がまた進みまして、また交付金の取扱い等が分かりましたら、議会のほうにも報告をお願いいたします。

それでは、次に、進出企業に対する優遇制度について質問をいたします。本市においては、条件はあるものの、固定資産税等の免除や減免、工場等建設のための土地取得に係る経費に対する補助金や雇用奨励金など、立地企業に対しての優遇制度があります。そして、今回過疎地域に指定されるわけですが、過疎地域に指定されることによって、過疎法の適用による企業立地の優遇制度はあるのか。また、熊本県においては、令和2年7月豪雨災害の被災地への企業進出を促すため、誘致の補助制度に球磨川流域復興枠が創設されております。

そこで、その補助内容はどのようなものかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えいたします。

このたび、過疎地域に指定されることによりまして、熊本県の誘致企業に対する補助制度であります熊本県企業立地促進補助金の中の雇用に対する助成額がかさ上げされることとなります。新規雇用の正社員につきましては、1人当たりこれまで50万円の助成額が、5割増しの75万円に拡充され、企業へのインセンティブが増える仕組みとなっておるところでございます。

また、税制面における優遇といたしましては、製造業・農林水産物等販売業・旅館業につきましては、生産設備の取得価格の合計額が2,700万円を超えた場合、固定資産税については課税免除の最初の年度以降、3か年度課税免除、県税の不動産取得税の課税免除、事業税につきましても、課税免除の最初の年度以降、3か年度課税免除を受けることができるようになります。なお、過疎地域自立促進特別措置法に基づき課税免除を行った場合には、地方公共団体の減収分につきましても、75%を基準財政収入額から控除され、普通交付税で補填されるということになっております。

次に、お尋ねの、球磨川流域復興に関する補助金、交付金でございますが、熊本県には企業誘致に関する補助制度で、先ほどの熊本県企業立地促進補助金がございますが、その中で、別立てで、令和2年7月豪雨災害からの創造的復興に向けて、球磨川流域13市町村等を対象にしまして球磨川流域復興枠が昨年度創設されております。補助要件である投資額や雇用人数を緩和されるとともに、補助率のかさ上げをされておるところでございます。

具体的には、通常、誘致企業に対する補助の要件としましては投資要件がございまして、それが3億円以上必要であったものが、球磨川流域復興枠では5,000万円以上、雇用要件につきましても5人以上とされておりますものが2人以上となっており、補助率についても、仮に一般製造業の場合、投下固定資産額の2%の補助が、球磨川流域復興枠の場合は4%の補助と、2倍にかさ上げされるなど、球磨川流域市町村の創造的復興を後押ししていただく体制が取られておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 過疎地域指定による固定資産税の免除について、本市も3年間、固定資産税を免除するという優遇制度があったので、これはどうなるのかなと思っていたんですが、本市が固定資産税を免除した場合、この分入ってきませんけども、これを、全部ではないけれども普通交付税で補填されるということは本当にありがたい制度だと思っております。

また、県における企業誘致の球磨川流域復興枠の補助内容について答弁いただきましたけれども、3月2日の県議会で溝口県議が、球磨川流域復興枠の在り方について質問されておられます。その中で、補助の対象となる事業を製造業やIT業だけでなく、農畜産業や観光・

医療・福祉に至るまで、業種を問わず幅広く支援し、1人でも多くの雇用を生む産業の誘致を県としても取り組むべきではないかと述べられております。やはり、被災地の産業復興を加速化するためにも、市としてもあらゆる産業に対する支援を県にお願いしていくべきだと思いますので、この辺りについても県にしっかりと要望していただきたいと思います。

それでは、中核工業用地についての最後の質問ですが、中核工業用地については一日も早い企業誘致の実現を目指さなくてはならないと思っております。もちろん、企業誘致ですの
で相手側がいないと実現しないのですが、過去には数社、中核工業用地への企業立地につい
ての問合せがあったとも聞いておりますし、現在も問合せがあっていると聞いております。

そこで、現在の中核工業用地における企業の誘致状況はどうなっているのかお尋ねいたし
ます。

○経済部長（溝口尚也君） お答えいたします。

人吉中核工業用地の誘致に関する状況でございますが、人吉球磨スマートインターチェン
ジまで5分程度であることや、鹿児島県や宮崎県などとの結節点でもありますことから、地
理的メリットを享受しやすい業種・業態・企業を想定して誘致活動をしているところでござ
います。現在のところ、議員からお話がありましたように、数社からお問い合わせがあつて
おりまして、直接現地に見に来られたり、電話やメールでも工業用地の再開発時期や分割で
きるのかといったお尋ねもあつている状況でもございます。そうした中には継続的に多方面
で協議をさせていただいている企業もございますが、現時点では残念ながら御報告できる状
況までには至っていないところでございます。仮によい方向に協議が進捗しまして、報告さ
せていただける状況になりましたならば、当議会にも適宜適切に御報告をさせていただきま
して御協賛・御協力を賜ればと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 相手がありますので、なかなか公表できないところがあるというの
は理解しておりますが、問合せがあつたり協議している企業もあるということで、今後の展開
に期待をしたいと思います。一日も早い企業誘致に向けて、引き続き御努力いただければと
思います。

それでは、次に、くまりばへの企業誘致について質問をしてみたいです。人吉市まち・ひ
と・しごと総合交流館くまりばにおいては、IT企業等の集積を促進する施策を実施し、地
域課題の解決にICTを活用することや、都市部のIT企業等が本市での雇用の創出、また、
その経営者や従業員が関係人口、さらには定住人口となることを目指すため、地方創生の交
付金や県のサテライト誘致受入れ施設整備事業等を活用し、サテライトオフィスやシェアオ
フィス、コワーキングスペースなどが整備されております。今年度においてはレンタルキッ
チンや宿泊施設が整備され、あとは温泉の復活を待つだけですが、ほぼ、企業を受け入れる

ための施設整備については完了したと思っております。

そこで、今回は、令和元年度に整備が完了した2階部分のサテライトオフィスとシェアオフィスへの企業誘致について質問をいたします。

まず、初めに、今の時点でのサテライトオフィスとシェアオフィスの入居状況と、企業が進出したことによって地域にどのような効果をもたらしたのかをお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えいたします。

3月4日現在でございますが、サテライトオフィスには4室中3社、シェアオフィスには6社が入居しております。

事業者の業種としましては、IT企業、ITコンサルティング企業、建設系のコンサルティング企業、あるいは地方創生等に取り組む団体、行政・大学機関などが入っておるところでございます。

波及効果につきましてですが、まず、地場のIT企業の本社が第1号として入居していたことによりまして、同社の関係者の方々の来館や視察等も増えまして、その御縁で入居された企業もあり、企業が企業を呼ぶ好循環につながっているものと考えておるところでございます。

雇用の増加という面ではなかなか増えてないところでございますけれども、その中には、実際に移住・常駐しておられる社員さんもおられまして、仕事のかたわらユーチューブやSNSなどによる地域情報発信など、地域に溶け込み、地域活性化に貢献していただいている例もあるところでございます。

また、災害からの復旧・復興に関連しました各種機関や企業もシェアオフィスに入居されておりまして、1階のコワーキングスペースにつきましても、そのような利用が大変増えておるところでございます。

活動拠点として、また情報共有や交流の拠点として、当施設の利便性に大変好評をいただいております。つきましては、当地域の復旧・復興に関しましても双方の波及効果があったと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 入居されている企業において、移住もあっていますし、人吉市の仕事を受けられているところもありますし、災害復旧・復興にも携わられている企業さんもありますので、様々な形で本市に関わっていただいていると思います。

また、私も、時間があるときにはコワーキングスペースに行って書類をつくったり、この一般質問の原稿もコワーキングスペースでつくってきたんですけれども。本当、最近、利用者が多いんですね、この間は座れないぐらい利用者の方がいらっしゃいました。そのような観点からいくと、くまりばの設置目的である地域課題の解決に、ICTを活用することだ

ったり、関係人口の創出につながっていると私は思っております。ただ、午前中の一般質問で、費用対効果についてはどうなんだというような御質問等もあっておりますので、やはり稼ぐことも考えていかなくちゃならないと思いますので、今度、宿泊事業等も始まりますので、そういったところにも力を入れていただきたいと思います。

稼ぐことといえば、家賃収入もありますが、以前に、くまりばへの進出協定を締結している企業が2社あります。1社は、令和元年11月に進出協定を締結し、操業開始予定が令和2年4月、もう1社は、令和3年2月に進出協定を締結し、操業開始予定が令和3年3月となっております。しかし、1社目のほうは、令和2年4月に操業開始となっておりますが、まだ利用契約がされていません。2社目のほうですが、令和3年3月の操業開始予定のところが、1年遅れの今年3月1日によりやく契約を結ばれたと聞いております。いろんな事情はあるかもしれませんが、進出協定を締結してから契約まで時間がかかりすぎています。ましてや1社については契約もしてないということで、どうしてこんなに進出協定の締結から利用契約までが遅れているのか、その原因と、その企業の入居についてはどのような協議を行っているのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えいたします。

まず、令和3年2月に協定を締結した企業につきましては、当初の想定よりもコロナ禍の影響がやはり長引いていることもありますことから、当初の事業計画が後ろ倒しになっていることが主な要因でございまして、議員おっしゃいますように、去る3月1日に御入居契約をいただいたという状況でございます。

また、その前の令和元年11月に協定を締結した企業につきましても、継続的に本市との関わりを持ちつつも、現在、事業形態の構築も含めまして多様な要因がございまして、このコロナ禍もございまして、現在まで入居されておらないというのは事実でございます。これにつきましては、今後の対応につきまして様々に協議をしております、夏をめどに本市での取組に本格的に取り組むということも事業計画で見直されると伺っておりますが、引き続き御協議を継続させていただきまして、しかるべき対応をしまいたいと存じております。

次に、協定を締結した企業との関わりについてですが、先ほど言いましたように、定期的にビジネスチャットツール等も活用しまして、意見交換や情報収集に取り組んでおるところでございます。

また、折りを見て事業の進捗等も確認する中で、進出時期の意向も含めて、コミュニケーションを図っているところでございます。企業の事業計画や人材確保など、多様な要因がクリアになって入居されるものと考えておるところでございますので、今まで以上に互いの情報交換のもと、きめ細やかなフォローアップを行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） コロナ禍ということで相手側の事業にも大きく変化があったというふうにも思いますし、やっぱり直接会って話ができないということで、計画の遅れや変更を余儀なくされたのは十分理解しております。

ただ、今、全国の自治体においては、コロナの影響もあって、ワーケーション等で企業の誘致合戦が激化しております。本当、もっとスピード感を持って取り組んでいかないと、ほかの自治体に企業は行ってしまおうと思っております。

今回、くまりのサテライトオフィスについては、全部部屋が埋まりそうだという話も聞いていますが、IT企業の誘致については、これで終わりではありません。企業の紹介ではほかの企業を呼び込むというのがありますが、最後の決め手はやっぱり職員の熱意なんですね。新型コロナウイルスや水害の影響で大変忙しいというのは理解していますが、今以上に熱意を上げていただいて、IT企業等の誘致に取り組んでいただきたいと思います。

それに併せて、もっと熱量を上げていただきたいのが市長であります。市長は、IT企業等の誘致及び起業・創業を50社目指すとマニフェストに掲げられ、それは本市の総合計画の施策にも反映されています。ですので、市長には、もっとこの事業を力強く推進していただきたいと考えますが、市長のこの事業に対する考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

マニフェストの、IT企業等の誘致及び起業・創業50社につきましては、令和2年度末現在の実績で32社となっております。コロナ禍の収束が見通せない状況にありますが、令和2年7月豪雨被災を契機に、本市を応援したい、関わりたいという企業や、副業人材をはじめとした都市部の方たちが増えているという追い風をしっかりと取り込み、地域経済を活性化するために起業・創業件数を増やし、地域の特色・強みを活かしたしごとを創出することは大変重要かと考えておりますので、IT企業をはじめとした様々な企業等の誘致を行うとともに、地元住民や企業、外部人材との交流ができるコミュニティを構築し、新たなしごとを創出できるように、引き続き取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 今、市長も言われましたように、水害を期に、本当に多くの企業の方々に本市に関わりを持っていただいております。よくピンチはチャンスだと言われますけれども、本当に企業誘致についても私はチャンスだと思っております。経済部長の席の後ろに「反転攻勢」という文字が掲げられていますけれども、やはり、これからは、相手を待つだけではなくて攻めの企業誘致というふうに、どんどんどんどん攻めていって企業を呼び込んでいただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、次に、きじうまコインの普及について質問いたします。先ほどの企業誘致のように、外からどれだけ人を呼び込んでも、そのお金が地域の外に出て行ったら、なかなか地

域は豊かになりません。本市においても人口流出が進んでいますが、人口が流出するということは、地域でお金を使う人が外に出て行くということになります。

また、今は簡単にネットで買い物ができますので、地域外にお金が出流する機会も増えています。これからは、企業誘致や観光などで外からのお金を稼ぐということと併せて、地域内に入ったお金がどう使われるかということにも着目し、そのお金を地域内でいかに循環させていくかということにも力を入れていく必要があると思います。

そこで、今、地域内で経済循環を高めることとして注目を浴びているのが地域通貨であります。地域通貨の説明は、時間がないので控えますが、全国の自治体で地域経済やコミュニティの活性化のツールとしてデジタル通貨を導入する自治体が増えてきています。本市においても、昨年12月から、デジタル地域通貨きじうまコイン（kijico）の運用が開始されました。今後もkijicoを広く普及させ、地域内の経済循環の向上や、地域課題の解決に向けた取組を進めていくべきだと考えていますが、まず、初めに、開始から3か月たったkijicoの利用実績をお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えいたします。

きじうまコインの現状についてでございますが、3月4日現在の数値で申し上げます。ダウンロード件数が7,330件、そのうち、現金をチャージいただいたユーザー数は5,232件となっております。次に、チャージ件数は5,674件、チャージ金額は2,796万円となっておりますところでございます。

また、デジタルコインとして流通した金額でございますが、令和3年12月6日から運用を開始するとともに実施いたしましたデジタルプレミアム商品券事業のプレミアム分と合わせますと、5,300万円ほどが3か月間で流通したこととなっております。

最後に、加盟店の状況でございますが、本社・本店が人吉球磨管内にある事業所で、市内に立地する67店舗に現在加盟いただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 今の答弁で、現金をチャージした人が5,232件と、チャージの件数が5,674件ということで、チャージ件数からチャージした人数を引いた数は442件、これが2回目以降、チャージされた件数だと思います。この中では、何回もチャージした方がいらっしゃると思いますので、実際に2回目以降にチャージされた方というのはかなり少ないという状況だと思います。これは、プレミアムポイントがなくなったら利用者が減るだろうと推測はできたんですが、導入期に一気にアカウントユーザーを増やす戦略としては、プレミアム付きの事業を展開することは有効策の1つであるかもしれませんが、今のkijicoではプレミアムポイントがなかったら、わざわざkijicoをチャージまでして使おうという方はなかなかいらっしゃらないと思います。

ですので、もっと利用者がkijicoを使いたいと思うようにしていかななくてはならないと思っていますが、今後、きじうまコインの利用促進に向けた取組はどのようなことを考えているのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えいたします。

普及促進に関わる今後の取組についてですが、まず、新年度予算に、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としたデジタルプレミアム商品券事業2回分の予算3,750万円を計上させていただいておりまして、令和3年度と同様にプレミアム事業を実施する予定としておるところでございます。

当該事業は、きじうまコインの普及促進とともに、令和2年7月豪雨からの復旧・復興及び新型コロナウイルス感染症経済対策として実施するものでございます。デジタルプレミアム商品券事業は、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、一時的にダウンロード件数及び利用者増加の効果を期待できるところでございますが、普及促進という視点においては、できるだけ多くの市民の方々に日常使いをしていただくことが大変重要であると認識をしております。そのために必要となるのは、利用ごとにポイントが付与される制度の運用を早い段階で実現をしていくということが必要であると存じます。

また、先進自治体で実施されております市の施策との連携や、行政ポイントを通じた各種施策の活用も重要になると認識をしております。また、さらに、一番は加盟店の増加、使えるお店を増やすということだと思っておりますので、利用者の利便性を高めるために加盟店を増やすことが必要でありまして、まずは100店舗を目指して取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 今回の新年度予算にデジタルプレミアム商品券の予算が計上されていきますが、私は紙ベースの商品券よりも、デザイン代とか印刷代、また対面による受渡し、また商品券の集計や精算、業務管理に必要な人員などが必要なくなることや、印刷等がないのでスピード感を持って事業を開始することができるということで、大きなメリットはあると思いますが、スマートフォンを持っている方でも使い方が分からないという方もいらっしゃると思いますので、もし予算が承認されましたら、このような方々への対応もしっかりやっていたきたいと思います。

また、ポイントを付けるということは早くしていかなければならないと思います。ポイントが付くならkijicoを使おうかなという方々も多くいらっしゃると思いますので、ポイント付与の制度については早く取り組んでいただきたいと思います。

それと、もう1点。市の施策との連携と言われましたが、住民票などの交付に係る手数料もkijicoで支払いができたらというような声もあっております。そのような場面での支払い

や、今回、市税等のスマートフォン決済の導入の話もありましたが、このような公共料金もkijicoでできるようになると、後からまた述べますが、地域内での経済循環を高めることにつながると思いますので検討をよろしく願いいたします。

それでは、次に、きじうまコインの使えるお店が少ないと、先ほど加盟店を100店舗目指すと言われましたけれども、というようなお話をよく聞きます。Kijicoの利用者を増やしていくには、加盟店も併せて増やしていかなければならないと思いますが、加盟店を増やす取組についてはどのようなことを考えているのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えいたします。

現在、加盟店の増加に関わる取組についてでございますが、本市及びコイン発行主体となっておりますきじうまスタンプ協同組合で、個別に事業者を当たりながら努めているところでございます。その取組の中で、P a y P a yやL I N E P a yなど、既に何らかのデジタル決済を導入されている事業者様につきましては加盟につながりやすい傾向がある一方で、未導入の事業者様につきましてはデジタル決済の導入をちゅうちょされる傾向があるようでございます。

このような状況を踏まえまして、今後の取組につきましても、個別の事業者様に対し、デジタル決済のメリット・利便性ととも、域内循環経済の一環としての取組であるというきじうまコインの目的につきまして、よく趣旨を理解いただくことが大切であろうかと認識しております。

また、説明会等を開きましても、興味・関心があられるところはもちろん来られるわけでございますけど、今お話がありましたように、少しちゅうちょされているようなところにつきましては、戸別の御訪問等で勧誘等を図っていく必要があらうかと考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） きじうまコインの目的を理解していただくことも大事ですけれども、今のままでは加盟店のメリットがないんですよね。ですので、今後は加盟店もメリットを感じられる取組というのでも考えていかななくてはならないと思います。今は、お店で使われたkijicoは、毎月現金に精算をされています。そのために手数料が取られているということですが、今はそれしか精算方法がないということで、今後は、お店で使われたkijicoを現金に精算することなく、次に使えるようにすると。例えば飲食店で使われたkijicoを、飲食店の方が地元のスーパーで仕入れをする際にkijicoを使うとか、お店で使われたkijicoを、先ほど述べたように公共料金を払う際に使うといったように、地域内でkijicoが循環する仕組みづくりをつくると、加盟店も精算のときに発生する手数料を払うことがなくなりますので、今後、加盟店を増やす取組の1つになるんじゃないかなとも思っております。ですので、今

後は、加盟店のメリットを感じられる取組を追求していただきたいと思います。

それでは、この項目の最後の質問ですが、きじうまコインの加盟店募集のチラシに、「きじうまコインは店舗とお客様のつながりや助け合いを推進することを目指した、人吉球磨地域の未来のためのデジタル商品券、地域通貨になります」と書かれています。

そこで、市長は、きじうまコインを活用したまちづくりの将来像をどのように描いているのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

長期間にわたるコロナ禍に加え、令和2年7月豪雨災害により甚大な被害を受けたことにより、地域経済が非常に厳しい状況にある本市が、これから未来型復興の実現に向けて取り組むための手段として、きじうまコインを活用することで地域内経済の活性化を図り、中長期的には未来志向の新たなまちづくりのデジタルインフラとして、決済インフラのみならず、情報インフラ等の活用も目指しています。例えば、地元の事業所やイベントなどのPRツールとして、また、観光振興や町内会をはじめとした地域コミュニティの活性化など、様々な活用が可能かと存じます。

また、ポイント制度の運用も、できるだけ早い段階で実現する予定としておりまして、先行事例で実施されております市の施策との連携や、行政ポイントを通じた各種施策への活用も検討してまいりたいと存じます。さらに、金融機関との連携が可能となれば、利用者間や事業者間での2次流通、今、議員がおっしゃいました2次流通や、銀行口座とのひも付けといった利用者の利便性を向上させる機能も可能となるよう目指してまいりたいと存じます。

このように、デジタルインフラとして位置づけることで、決済機能を通じたコインや、ポイントの地域内循環のみならず、様々な可能性を見いだすことが可能となるかと存じますので、必要なプロセスを経ながら、時間をかけて醸成し、育てていくきじうまコインを、地域に不可欠なデジタルインフラとしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 今回、きじうまコインの普及について、いろいろと提案させていただきましたが、市長からは育てていくと言われましたので、市民に愛されるきじうまコインになるように期待しております。

それと、このきじうまコインは、やはり、市役所の職員や我々議員が積極的に使っていかなければならないと思っております。先日、あるお店で職員の方をお見かけしたので、後日、あそこのお店でお買い物をされていたでしょうとお話したら、「あそこのお店はきじうまコインが使えるから買い物をしていました」と言われました。さすがですね。地域通貨を導入している自治体の中には、希望する市役所職員の給与の支払いに対応している自治体もあると聞いております。そこまではしなくてもいいかもしれませんが、市長からも、職員の皆様

にきじうまコインを積極的に利用してもらうように、ぜひ呼びかけのほうをお願いいたします。

それでは、次に、周産期医療の確保について質問してまいります。

周産期とは、妊娠22週から出生後7日未満までの期間をいい、周産期医療とは、この期間の母体・胎児・新生児を総合的に、そして連続的に取り扱う医療であります。本市の周産期医療を担われてきた病院の1つである人吉医療センターが、本年2月から産科を休止したという話を聞きました。本市にはほかにも産婦人科はありますが、人吉医療センターの産科の休止で、本市で安心して子供を産み、育てられる環境が減ることになります。今回、本市は過疎地域に指定されますが、子供を安心して生み、育てやすい地域づくりは、若者の人口流出を防ぐためにも必要不可欠であると思っておりますので、人吉医療センターの産科の休止は、本市にとって大変な痛手であります。

そこで、人吉医療センターの産科の早期再開を願って今回質問することにしたのですが、まず、初めに、人吉医療センターがこれまで担ってきた周産期医療の役割について、また、産科の休止についてはどのような経緯で休止をされたと聞いているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

人吉医療センターは、産婦人科医の複数配置により、迅速な救急対応が必要とされる産科救急疾患や多胎妊娠、合併症妊娠、高齢妊娠などハイリスク妊婦等へ、小児科、麻酔科、放射線科等の関係診療科を兼ね備え、総合的に医療を提供できる地域の中核的医療機関でございます。

また、産科休止の経緯でございますが、令和3年秋に、当時の産科医の突然の退職によりまして、常勤の産科医が1人になったことで、予定出産及び帝王切開を令和3年12月末までの実施とされました。令和4年1月末までは、妊娠32週までの妊婦外来診療を行い、2月から産婦人科外来を休止されている状況でございます。

診療科の特性から、産科医は24時間365日の待機を強いられます。そのため、通常、少なくとも3名の常勤医が確保できなければ業務の維持が困難な状況のようでございます。全国的に慢性的な産科医の人員不足により、医師の複数配置などの大きな課題克服のため、大学病院等を含め、今後の診療について協議が行われました結果、休止せざるを得ない状況との判断がなされたようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 産科の先生がいないということで休止になったということですが、これは全国的に産科医が不足しているということで、なかなかすぐに産科の先生を確保するのは難しいのかなとも思っております。

そこで、人吉医療センターの医師確保に向けた対応や、今後の周産期医療の対応について

はどのようにされると聞いているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

人吉医療センターにおかれましては、地域医療を継続して担うため、県医療政策課の協力を得ながら、院長自らが久留米市や宮崎県及び鹿児島県の大学病院まで足を運ばれ、産科医の確保に向けた活動を実施されたとのことでございます。また、人吉球磨圏域の各市町村長へ、同様の協力依頼も行われたところでございます。産科は休止となりましたが、ハイリスク妊婦への対応につきましては、地元産科医院において診療を引き継がれておられます。さらに、個々のリスク状況に応じまして、地元の産科医院から、八代市や熊本市など他圏域の中核的医療機関及び地域周産期母子医療センターなどへ紹介をされているようでございます。なお、産婦人科につきましては、週1回の外来診療を予定されております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 医師確保に向けて、人吉球磨圏域の市町村長にも協力依頼をされたということでありましたが、私も、これは人吉市だけの問題ではなくて、球磨郡そして伊佐市やえびの市の周産期医療まで影響が出てくると思っております。ですので、広域的に取り組まなければいけない課題であると思いますが、そこで、まず1点目に、市としては、周産期医療の産婦に対してどのようなサポートを行っていくのか。そして、2点目に、人吉医療センターの医師確保に向けて、広域的にどのような支援を検討しているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） 私のほうからは、隣県自治体への影響や周産期へのサポートについてお答えをさせていただきたいと思えます。

議員がおっしゃられましたように、人吉医療センターにおかれましては、人吉球磨地域だけではなく、鹿児島県伊佐市、宮崎県えびの市など、隣県を含めた地域医療を担っていただいております。その役割は、地域住民の医療提供体制への不安解消につながる重要なものと捉えております。

周産期の産婦に対する本市の取組としましては、これまでの赤ちゃん訪問などに加え、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を目指し、令和2年度から、産後うつなどに対する産後ケア事業を開始いたしております。産後ケア事業は、母体の身体的回復と心理的な安定を促進し、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができることを目的としておりまして、地域で安心して子供を産み育てやすい体制整備のため、令和4年度から——新年度からでございますけれども、利用回数や利便性の向上に向けた見直しを行いまして、予算の増額もお願いしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○市長（松岡隼人君） 私からは、医師確保に向け、今後どのような支援を行っていくのかということに対して、お答えをさせていただきます。

人吉医療センターも、独自に産科医確保策に取り組んでおられますが、慢性的な医師不足により常勤の医師確保は困難とのことで、人吉球磨圏域の周産期医療確保の重要性から、行政の支援もお願いをされているところでございます。

そういった医療センターからの説明を受けまして、人吉球磨圏域の首長たちも皆、この必要性に関しては認識をされたところでございまして、先日、人吉球磨管内の保健衛生主幹課長会議において、このことについて協議を始めたところでございます。市といたしましても、産科医の確保に向けた取組を実施している自治体の例を参考に、今後どのような支援ができるか検討を始めております。人吉球磨管内のみならず、県境を越えた自治体とも連携した要望活動や、予算を伴う取組など、様々な方策を検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 様々な支援体制を広域的に取り組んでいくということで、大変心強くは思っておりますが、やはり医師が不足しているということで難しい問題だと思っております。しかし、過疎地域を脱却するには解決していかなくはならない課題でありますので、国や県とも連携し、人吉医療センターの産科の再開に向けた支援を行っていただきたいと思います。

それでは、最後に、ウィズコロナに対応した学校教育について質問してまいります。

今年も新型コロナウイルスが猛威を振るいました。特にオミクロン株においては、感染の主体が若い世代から子供に移ってきており、多くの学校現場や教育施設でクラスターが発生しております。本市においては、学校現場でのクラスターは発生しなかったものの、児童・生徒が陽性者となり、学級閉鎖となったクラスもありました。

これからの学校教育においては、新型コロナウイルスの感染対策をしっかりと行っていくのはもちろんですが、コロナはなくならないと思っておりますので、ウィズコロナに対応した学校教育が求められてきます。

そこで、まず初めに、学校2学期制について質問いたします。昨年の3月議会で、ウィズコロナの中でも授業日数を確保するという観点や通知表の回数が減ることによる教員の働き方改革の観点から、学校2学期制の導入について検討してはどうかという質問をさせていただきました。

そこで、1年がたちますが、学校2学期制についてどのように検討してきたのか、お尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） それでは、お答えいたします。

学校2学期制及び通知表年2回発行につきましては、令和3年3月議会で宮原議員から御質問をいただき、検討をしていたところでございますが、その後、12月議会で池田議員からも関連する御質問をいただき、答弁しておりますので、その後の状況についてお答えいたし

ます。

まず、言葉の整理のために、学期制と通知表の発行回数について説明をさせていただきます。各小中学校の学期を3学期制とするか2学期制とするかにつきましては、学校の設置者である各教育委員会が学校運営管理規則において定めております。

一方、通知表作成・発行につきましては、各学校の校長の責任のもとに行われることとなっております。ですから、学期制と通知表の回数は、必ずしも一致するわけではないということでございます。

教育委員会におきましては、学期制についての検討は現時点ではしておりませんが、通知表年2回発行について協議を進めており、令和4年度は3学期制のまま、通知表年2回発行に試験的に取り組むことを、12月議会でも答弁させていただきましたとおりでございます。

現状といたしましては、既に各学校の管理職、教務主任等をメンバーとする第1回プロジェクト会議を開催し、通知表年2回発行の目的の共有化、通知表発行までの流れ、評価・評価に関すること、通知表の様式や保護者の皆様へのお知らせなど、発行に関する具体的な取組内容について検討を進めております。

今後、プロジェクト会議や市内校長会議等を通して、さらに具体的な検討を重ね、来年度の早い時期に保護者の皆様へのお知らせを行い、通知表年2回発行に向け、確実に準備を進めている状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 先生から、令和2年度の通知表が2回だったために負担や残業が減ったという話は聞いておりましたので、通知表を2回にするというのは私も大変いいことだと思っております。

ただ、教育委員会においては、2学期制については現時点では検討していないということでありましたので、これは導入する、しないを決めなくても、検討はしていただきたいなと思っております。

ウィズコロナにおいて、授業時数を確保するためにはどうすればいいかといった観点や、新学習指導要領の実施に伴い、主体的・対話的で深い学びを実現するために授業の改善も求められていて、学習内容も増加しているということで、これも、どう授業時数を確保すればいいかなど、2学期制を検討する背景はあると思っております。

そこで、今後、通知表を年2回にしたことによる検証はされると思いますが、併せて、2学期制についても検討していくべきだと考えますが、教育長のお考えをお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） では、お答えいたします。

今回、試験的に通知表年2回発行に取り組んでいくに当たり、児童・生徒、保護者の皆様や教職員を対象としたアンケートを実施し、それぞれの立場におけるメリット・デメリット

を明らかにしながら、通知表の年2回発行により期待される成果と課題等の検証を行っていく計画でございます。

このような通知表年2回発行の試行に取り組む中で、通知票の発行回数と学期制との関連について、成果や課題なども見えてくるかと思えます。

本格的に、3学期制のまま通知表年2回発行とするのか、また、2学期制に移行していくのか、それぞれのメリット・デメリットを検証しながら、教育委員会議や市内校長会議などで協議を重ね、学期制の在り方につきまして検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 学期制の在り方について検討していただけたということでありましたが、私は絶対に2学期制にしてもらいたいというものでもありませんし、授業時数の確保のためにはどうしたらいいかという観点から質問しておりますので、メリット・デメリットをしっかりと検証していただいて、2学期制について検討していただければと思います。

それでは、次に、少人数学級について質問いたします。

公立小学校の全学年で、学級人数の上限を40人から35人に引き下げる、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案が、昨年3月31日に参議院本会議で可決・成立し、昨年4月1日から施行されることになりました。

小学校全体で引下げが行われるのは約40年ぶりであり、この間、多くの方々が少人数学級を求めてこられました。なかなか実現しなかったわけですが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、改めて少人数学級が注目され、全国知事会や地方自治体などからも少人数学級編制の実現を求める要望がなされるなど、世論が大きく高まったことから、小学校における35人学級が実現しました。

そこで、私は、この35人学級の実現というのは、教育改革の大きな1つであると思っておりますが、教育長は、この35人学級について、どのような考えをお持ちなのかお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えいたします。

今、宮原議員が言われましたとおり、国において、公立小学校の学級編制の標準を35人に引き下げる法律が成立しました。これは、本当に約40年ぶりのことということでございます。

35人学級が実現した場合、40人学級の場合と比べ、一人一人の児童に対するきめ細やかな指導体制の構築によって、信頼関係や学力の向上、または子供たちの活躍の場が増えることによる自己肯定感・自己有用感の高揚、また、教職員の事務量の軽減による働き方改革の推進、教室空間に余裕が生まれることや活動場所が確保できるなど、多くのメリットが考えられると思っております。

一方で、学級数が増えることによって教職員の増員が必要になることから、教職員の人材、

教室の確保などが課題として上げられるかと思います。

私といたしましては、教師の専門的指導力や人間的資質は学級の児童・生徒数に左右されるものではなく、たとえ児童・生徒が40人であったとしても、高い指導力と教育的愛情を発揮できる教師でなければならないと思っております。ただ、さきに述べましたように、35人学級には多くのメリットがありますので、子供たちの健やかな成長や学力向上に最大限に生かしていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 教育長が教壇に立たれている頃は児童・生徒も多かったと思いますが、なかなか少人数学級というものはなじまないところもあるとは思いますが、35人学級は多くのメリットがあると考えられているようですので、これから35人学級になったら、どのような効果が出たのかというのをしっかりと検証していただきたいと思います。

それでは、次に、現在の学級編制の標準と、今後の35人学級の導入スケジュールはどのようになっているのかお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えいたします。

本年度の小中学校の学級編制につきまして、小学校1年生、2年生及び中学校1年生が35人学級となっております。その他の学年は40人学級となっております。

なお、中学校1年生の35人学級は、中1ギャップの解消と生徒の学力向上のため、熊本県が独自に行う加配措置によるものでございます。

また、今後の35人学級の導入スケジュールにつきましては、来年度に小学校3年生が、令和5年度に小学校4年生、令和6年度に小学校5年生、そして令和7年度に小学校6年生と、学年進行による段階的に学級編成の標準が35人に引き下げられていきます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 国において、令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童・生徒の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで、段階的に35人学級にするとしてありますので、国のスケジュールに準じて35人学級を導入されていくことになるだろうとは思っておりましたが、そうすると、ここ数年は35人を超えるクラスが何クラスかは出てくると思いますし、中学校においては、県が独自に1年生を35人学級としていますが、2年生、3年生においては35人学級が導入されませんので、35人を超えるクラスはこれからも出てくると思います。

そこで、現在、本市の小中学校において、1クラスが35人を超えるクラスは何クラスあるのか、また、文部科学省が出している学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルには、身体的な距離の確保について、1メートルを目安に、学級内で最大限

の間隔を取ることとされているが、35人を超えるクラスにおいて、ロッカーや電子黒板等がある中で、隣の児童・生徒との距離が1メートル以上、間隔が保たれているのか、お尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えいたします。

本年度5月1日現在における本市内の小中学校において、通常学級87学級のうち、35人を超える学級は11学級で、通常学級全体の約13%に当たります。その内訳は、小学校で60学級のうち5学級、中学校で27学級のうち6学級となっております。

また、35人を超える学級において、隣と1メートル以上の間隔の確保ができていないかとの質問についてでございますが、市内小中学校における現状は、教室環境の制約や空き教室、教職員の指導体制等の問題もあり、常に1メートル以上の間隔を確保することはなかなか難しい状況でございます。

しかし、マスク着用、常時換気の徹底、手洗い・手指消毒の徹底、毎朝の健康観察の実施、対面形式での学習活動になるべく控えること、給食時間の黙食の実施、児童・生徒下校後の校内の消毒など、基本的な感染防止対策を実施することにより、これまで、学校内で陽性者が確認されたとしても、学校内でのクラスター発生までには至っておらず、各学校や家庭において適切に感染防止対策に取り組んでいただいているおかげだと理解しております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 感染症対策をしっかりと取っていただいているということで、大変感謝しておりますが、やはり、隣との間隔を適正に確保するためにも、少人数学級を推進していかななくてはならないと思っております。特に中学生は、小学生に比べて体が大きいので、余計に隣との間隔が狭くなってきます。

私は、国や県が中学校の全学年まで少人数学級、35人学級を早く導入してもらいたいと思っておりますが、今後、市として、何か独自の少人数学級の取組の考えはあるのか、また、国や県に対し、中学校においても少人数学級への取組や、それを実現するための教員の確保について要望していくべきだと考えますが、教育長のお考えをお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えいたします。

本市独自の少人数学級の取組につきましては、もし、実施していくとなれば、人材の確保とともに多額の財源が必要になってまいりますので、現段階で少人数学級導入の検討はしておりません。

少人数学級ではございませんが、本市独自の取組として、各小中学校に特別支援教育支援員や人吉っ子アドバイザーなどを配置し、小中学校の指導体制の充実に取り組んでいるところでございます。

今後、35人学級の導入状況を見守りながら、機会を捉え、国や県に対して、中学校におけ

る少人数学級への取組や実現するための教員の確保について要望してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 昨年6月に出された教育再生会議の「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」という第12次提言の中においても少人数学級について書かれており、中学校を含め、学校の望ましい指導体制の在り方について検討することが求められると提言がされております。

新型コロナウイルスの影響で世論が高まり、小学校の35人学級が導入されたように、やはり声を上げていくことは大事だと思っておりますので、行政側からの要望もそうですが、やはり、これも議会側からもしっかりと声を上げていかなくてはならないなと思っております。

それでは、最後に、GIGAスクール構想について質問いたします。

令和2年6月議会でGIGAスクール構想の質問をしたのですが、それから本市においては、児童・生徒や教員一人一人に1台の端末配備や電子黒板の配備、ICT支援員を配置するなど、ICT教育を行っていくための環境を整えてこられました。文部科学省においてもGIGAスクール構想と、先ほど質問した少人数学級を車の両輪として、令和の日本型学校教育の構築に向けて全力で取り組んでいくとされていますので、ウィズコロナ時代において、学校現場のICT化の動きはますます加速すると思われます。

本市においても、さらにICT教育の充実を図っていく必要があると思いますが、まず、初めに、GIGAスクール構想における現在の学校での取組についてお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えいたします。

令和元年12月13日に閣議決定されました国の補正予算案におきまして、児童・生徒1人1台端末等を整備するための経費が盛り込まれ、GIGAスクール構想の実現に向けた取組がスタートいたしました。

また、令和2年4月7日に閣議決定されました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におきまして、児童・生徒1人1台端末の整備スケジュールの加速が示されております。本市におきましても、社会のあらゆる場所でICTの活用が日常のものとなっている中で、社会を生き抜く力をはぐくみ、子供たちの可能性を広げる場所である学校が、時代に取り残されてはならないという考えから、令和2年度に、小学校3年生以上への1人1台端末と電子黒板の配備を行い、今年度は教員1人1台端末と併せて電子黒板も追加配備いたしました。各学校では、多様な子供たちを誰1人取り残すことのない構成で、個別最適化された学びを実現するため、熊本県教育委員会の情報教育ファシリテーターによる校内研修の実施、本市が派遣業務委託を行っておりますICT支援員による校内研修、情報モラル教育の実施、1人1台端末と電子黒板を使用した授業の実践に取り組んでいるところでございます。

今後は、オンラインによる授業を想定した学校内での活用準備や、教科を横断した授業方

法の検討、ICT支援員による授業支援などを行いながら、これまで以上に学校と一体となって子供たちの情報活用能力の育成に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） いろいろな取組をされていましたが、コロナ禍ですので、今後は、各家庭に持ち帰って使えるようにするというのも考えていかなければならないと思います。

今回、オミクロン株の感染拡大で、児童・生徒が陽性者となったり、御家族が陽性者となったために濃厚接触者となり、一定期間、学校に出席できない児童・生徒も多くいました。学校によっては、そのような児童・生徒に対し、宿題のプリントを家のポストに届けたり、御家庭にインターネット環境があるところは家庭にある端末で授業の様子を見せていたという学校もあったようですが、やはり、頻繁に接触できないということで、学習教材を提供することが難しかったというような話も聞いております。

そこで、コロナ禍においても学びを止めないために、端末を家庭に持ち帰り、オンライン等を活用して学習の機会をつくるべきだと考えますが、本市の考えをお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えいたします。

小学校3年生以上及び教員1人1台端末につきましては、現在のところ、学校内で使用する際のフィルタリング対策など各種セキュリティ対策は構築しているところでございます。

今後、各家庭への持ち帰り開始を見据えまして、学校外で使用する際のセキュリティ対策の費用と併せ、まずは、各家庭におきましてオフラインで利用可能な学習支援ソフトの新規導入費用を、今議会に上程しているところでございます。

各家庭への端末持ち帰りを開始するに当たり、それに伴って発生する様々な課題を想定し、事前の議論と準備が必要となります。また、実際持ち帰りを開始して初めてわかる、克服すべき課題も出てくるかと存じます。

現在、次年度からの端末持ち帰り開始に向けて、各学校の管理職をはじめ、情報教育担当教員で構成いたします人吉市立教育研究所の情報教育部会とICT支援員との連携を図りながら、家庭と児童・生徒とのルール作成や、端末を利用した臨時休校中の学習支援の方法、長期間学校に来ていない児童・生徒に対する学習機会の確保を含めて、1人1台端末を利用した家庭学習の方法などの協議・検討を重ねており、1学期中の持ち帰り開始に向けて準備を、現在進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 今回、オフラインではあるけれども、家庭に持ち帰られるようにすることで、これは大変いいことだと思いますが、やはり、最終的には、登校できない児童・生徒がオンラインを活用して家庭学習ができるようにしていかなければならないと思っ

ております。

ただ、それには、家庭でのインターネット環境が整っていないとオンラインは活用できません。そういったことから、全国の自治体の中にはモバイルWi-Fiルーターの貸出しをしている自治体もあります。

そこで、今後、オンラインを活用した家庭学習について検討していく際、インターネット環境がない家庭にモバイルWi-Fiルーターの貸出しについても検討していく必要があると思いますが、この件についてどのようなお考えをお持ちかお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えいたします。

貸与いたしましたタブレット端末を活用して、各家庭でインターネットでの調べ学習を行ったり、公平にオンラインでの授業を受けたりするためには、全ての御家庭にWi-Fi環境を整備していただく必要があることは、今議員の御指摘のとおりでございます。

御提言いただきましたモバイルWi-Fiルーターの貸与につきましては、全国を見ますと、無償貸与している自治体も多くあるようでございます。そのためには、自治体による莫大な財政負担と御家庭での各通信事業者との契約、通信にかかる費用、破損や紛失時などの費用など、御家庭にも新たな負担が発生するようでございます。

ただ、御家庭によってはいろいろな御事情によりWi-Fi環境整備が難しいところもあると存じます。一斉登校が難しい状況になった場合には、分散登校という形でオンライン授業と組み合わせた授業の実施や、インターネットを使った家庭学習やデータによる課題の提出方法を別の方法で対応できるようにすることなど、各学校で検討する必要もあると考えております。

教育委員会といたしましても、端末持ち帰りを開始する場合に、インターネット環境がない御家庭に対する対応が大きな課題の1つであると認識をしております。先ほどの答弁で申しましたとおり、まずは、オフラインで利用可能な学習支援ソフトを活用し、インターネット環境がない家庭に対する支援策を確立した上で次の段階へ進んでいくことが必要ではないかと判断しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） オンラインで家庭学習をする際は、子供の集中力も課題にありますが、やはり、家庭でのインターネット環境というのが大きな課題となってきます。新型コロナウイルス感染症のような流行や、令和2年7月豪雨災害のように、いつ何か起こるかわからない中で、オンライン学習というものは、学びを止めないための手段としての選択肢の1つとして備えておく必要があると思っております。

多くの課題があると理解しておりますけれども、課題を先送りすることなく、課題の解決に向けた取組を進めていくことをお願いし、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

が、最後に、3月末をもって退職される皆様、長きにわたり大変お疲れさまでした。本来ですと、体に気をつけられてゆっくりしていただきたいところではありますが、本市は復興のまっただ中ですので。皆様方の豊富な経験や知識がまだまだ必要でありますので、豊永議員も言われましたけれども、これからも本市のためにお力を貸していただきたいと思っています。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時23分 休憩

午後 3 時39分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ここで、会議時間の延長を行います。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）（登壇） 皆さん、こんにちは。本日、4番目の質問者の、10番議員、平田清吉でございます。

これから、しばらくの間、私の一般質問にお付き合いをお願いいたします。

今回の私の一般質問は、市民の声からの1項目です。質問要旨としましては3項目、1つは行財政健全化について、1つは人吉市復興まちづくり計画について、もう1つは観光・商業・農林業の活性化についてを通告しております。

では、第1項目め、行財政健全化について質問していきます。

第1回目。行財政健全化施策の現状と今後について、特に令和3年度、まだ本年度は完結しておりませんが、令和3年度の行財政健全化計画として計画され、実行できたこと、できなかったこと、そして、令和4年度の行財政健全化の取組について、お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

現行の行財政健全化計画でございますが、令和2年度から令和4年度までの3か年を計画期間としております。計画に即しまして、令和3年度の実績でございますが、100歳到達者のお祝い金の見直し、道路維持補修工事費や公園整備費の予算規模の縮小、勤労青少年ホーム事業の廃止、さらには事務費等経常経費の削減、こういったことによりまして1億6,410万円の削減を実施しております。さらには、庁舎等で使用いたします電力の需給契約の見直しによりまして約5,000万円削減を行っております。

また、最終年度となります令和4年度におきましては、遊休資産となっております普通財産の売却や有償貸付の促進、また、公共施設の指定管理者制度の導入、事務的経費につきましては、ペーパーレス化の促進や庁舎機能集約に伴います公用車台数の削減、こういったことを加速化させてまいりたいと考えております。

なお、令和4年度は計画期間最終年度となりますので、計画実施の検証を行いまして、第6次人吉市総合計画前期計画における事業見直しの項目とも整合性を図りながら、次期計画について検討を進めていく予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 続きまして、学校支援アドバイザーの現状と今後についてお尋ねいたします。

特に放課後パワーアップ教室や夏休みパワーアップ教室、草木山川学校が、来年度から2年間休止になると聞きました。ここでは、これまでの学習サポーターの人数、過去3年間と、今後のそれぞれの学習サポーターの活用について、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えいたします。

2つの教室を合わせました学習サポーターの人数でございますが、令和元年度は延べ86人、令和2年度は、豪雨災害により夏休みパワーアップ教室を中止いたしました関係で51人、令和3年度は延べ73人でございます。

これまで、このパワーアップ教室事業は、御退職された教員OBや保護者、地域の皆様方の多大なる御理解と御協力により、これまでの間、数多くの学習サポーターの皆様方に支えられ、本市児童の基礎学力の定着・向上のために時間を割いていただきました。試行期間を含めると、15年間継続して実施してきた事業でございます。この場をお借りいたしまして、これまで御尽力いただきました学習サポーターの皆様方に対し、心より感謝を申し上げます。

令和4年度から事業の休止が決定しておりますが、これまで学習サポーターとして御尽力いただきました皆様方には、教育委員会が所管しております地域学校協働本部事業の学校支援ボランティアとして、ぜひ御参画いただきまして、今後も、学習支援をはじめとした幅広い分野で学校や児童・生徒に対しまして、皆様方の継続したお力添えを賜りますようお願いしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 本市の現状や現況や将来を考察してみるに、昭和の中期、戦後頃から過疎化が徐々に進行し、今年、本市は過疎地域に指定されました。

また、一昨年末から世界的なコロナ禍にあって、国内外の人の移動、観光客の移動は、入国禁止や移動の制限が課せられており、まだまだ、観光客誘致が期待できない状況にあり、観光や商工業の活性化が見通せない状況にあります。

しかも、令和2年7月には激甚災害の指定を受けるなどの豪雨災害により甚大な被害を受け、早急なる復旧・復興を進めているところでありますが、なかなか早期の市民の自立・復

旧・復興の道筋が確立できない状況にあります。

また、国からは、球磨川河川流域の今後の治水対策の方針は示されましたが、対策実現への道筋は、まだまだ見通せない状況にあります。

このような状況下にあって、身近に、確実に実現できることは、人材の育成、人づくりではないでしょうか。このたび、来年度から、各パワーアップ教室を休止するというのを耳にしておりますが、行政は何をを考えておられるのでしょうか。確かに、パワーアップ教室等の開設の効果が薄かったから、また、学習サポーターの心労と度重なるコロナウイルス感染症の感染拡大を心配されてのことなら別ですが、行財政健全化施策の一環と称してのことであるならば、事業費としてはそんなにかかっていなかったのではないかと思います。詳しくは、明日、同僚議員から質問があると思いますので、次に進ませていただきます。

続きまして、行政内部組織編成の今後について、お尋ねいたします。

新年度から、監査委員の勤務体制が常勤から非常勤に、復興局が組織機構改革により復興政策部と復興建設部に分割統合されるため、部長職が1つ減になるのではないかと思います。このことは行財政健全化に伴う改編か否か、お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

監査委員におかれましては、これまで監査基準の制定など様々に監査業務の効率化等に取り組まれておりまして、そのような中、令和3年7月に、監査委員から市長に対し、課題はあるものの本市の常勤監査委員を非常勤とすることは可能であると報告がなされております。

この報告を受けまして、本市監査委員の常勤から非常勤への移行を検討した結果、半世紀以上続いてまいりました本市の常勤監査委員ではございますけれども、県下14市の状況、及び本市が抱える厳しい財政事情、行財政健全化のための対策強化等を鑑みまして、本市の監査の質の低下を招かないように、現在の常勤監査委員を常勤に近い形で非常勤監査委員に移行することに至ったものでございます。

また、組織機構改革につきましては、復興計画及び復興まちづくり計画を強力に推し進めるための体制を確立するための再編ということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 続きまして、2回目。行財政健全化に当たっては、人件費の削減が大きな課題であることは周知しているところではありますが、現状コロナ禍にあり、しかも令和2年7月豪雨災害の復旧・復興の過程にあり、さらには熊本地震における新市庁舎建設工事の最終段階でもあり、計画実施中の定員適正化計画を確実に実行することについては困難な状況にあることは承知しておりますが、令和3年度の当初計画と現在について、また、令和4年度の定員適正化計画はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

令和2年3月に策定をいたしました定員適正化計画におきます令和3年度の計画人数でございますが316人、対しまして令和3年4月1日現在の職員数は334人ということでございます。

今後、復興に関する事業が本格化しますことから、令和4年4月1日の職員数につきましては、今年度と同程度の職員数が必要であると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 続きまして、3回目。公債費の現状と今後についてお尋ねいたします。

まずは、令和3年度における起債借入見込額と、年間償還額は幾らになるのか。また、令和4年度の償還見込額は幾らを予定されているのか。そして、今後の公債費の償還はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

令和3年度における市債借入見込額につきましては、今回の補正予算案（第11号）と関連しますけれども、現段階で約54億円と見込んでおりまして、同年度における年間償還見込額、これは元金になりますけれども、14億6,374万7,000円でございます。また、年度末における起債現在高の見込額でございますが、264億9,255万9,000円でございます。

次に、令和4年度市債償還額は、当初予算編成段階で21億7,996万1,000円を見込んでおります。市債償還に係る今後の見通しでございますが、令和2年豪雨災害以降、新市庁舎建設事業に加え、災害復旧事業に係る地方債の発行が増えまして、それに伴い地方債現在高が上昇しておりますことから、償還額が増えるということは間違いのないところでございます。

見込みといたしましては、令和7年度には30億円を超え、その後も高止まりをするものと予測をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 一般家庭におきましては、年収の約3割を超える借入れをすると、家庭経済が破産状態となり、平穏な日常生活ができにくくなると伺っておりますが、現在、国においては国家予算の約12倍以上、本市においては年間予算の約2倍以上の公債費を抱えている状況にあるかと思えます。

行政は、市民から行財政の適切な完遂を託されている以上、常に減債にも努めておられることと理解したいところではありますが、まだまだ減少傾向には至っておりません。・・・

続きまして、第4回目。基金やふるさと納税、寄附金等の現状と活用法について、お尋ねいたします。

ここでは、財政調整基金及び減債基金について、また、ふるさと納税及び寄附金について、令和２年度末と令和３年度末見込みの残高はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

財政調整基金の令和２年度末の残高が２億８万１,０００円、令和３年度末が２億８万２,０００円を見込んでおります。

減債基金でございますが、令和２年度末の残高が１６億５,５５６万１,０００円、令和３年度末は、今回の補正予算に計上いたしました積立金を除いた時点で１６億５,５５７万３,０００円を見込んでおります。

また、ふるさと納税の寄附金が原資となります人吉応援団基金の残高でございますが、令和２年度末が８億４,８１３万３,０００円。令和３年度につきましては、現在も寄附をいただいております。また、事務費や事業費の繰入分を差し引きますと、令和３年度末において、最終的には７億５,０００万円程度になるのではないかと見込んでおります。

以上、お答えいたします。（「議長、１０番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） １０番。平田清吉議員。

○１０番（平田清吉君） 財政調整基金の基金残高としましては、セミナー等の学習の結果、国から地方自治体予算の約３割の積立てが容認されているようですから、本市の財政調整基金残高としましては、まだままだの感があります。よって、さらなる行財政健全化に努めていたきたいと思います。

なお、ふるさと納税及び寄附金等の運用面につきましては、明日、同僚議員から質問がありますので、次に進みたいと思います。

続きまして、第２項目め。人吉市復興まちづくり計画について、お尋ねいたします。

第１回目。令和２年７月豪雨災害から約１年８か月が過ぎようとしておりますが、下原田町における浸水被害を把握・検証されているのか、お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

令和２年７月豪雨災害におきまして、下原田町内におきましても６４棟の浸水被害があっていることは私どものほうでも把握しております。

以上、お答えいたします。（「議長、１０番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） １０番。平田清吉議員。

○１０番（平田清吉君） 続きまして、第２回目。復興まちづくりにおいて、農地の災害復旧では、当初の土地改良事業における土地改良図面が、河川の災害復旧改修事業におきましては、その河川整備の設計図面が参考となり、事業費削減のためにも必要であると考えますが、公文書の保存年限はどのように規定されているのか、また、その中で、工事等の設計図面の保存年限はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

公文書の保存年限につきましては、市の文書管理規則によりまして、文書の性質また内容によってそれぞれ保存期間が定められております。

軽易な照会文書などで1年間、予算執行・管理、職員の服務などで3年間、市税の更正・調定・収納など5年間、基本計画・実施計画などで10年間、それから市議会の会議録、条例台帳などにつきましては最長の30年間保存することになっております。

その中で、工事等の設計図面でございますが、事務の完了後から10年間保存する扱いとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 続きまして、3回目。復興まちづくりの現状と今後について、お尋ねいたします。

まずは、令和3年度に完了予定の農地面積及び農業用施設である水路、道路、農道のほうですが、復旧工事件数について、お尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） それでは、お答えいたします。

農地につきましては面積ベースでお答えさせていただければと思います。災害復旧の申請がされました農地面積104ヘクタールのうち、令和3年度内に工事が完了する農地面積は、中神大柿・小柿地区の54.5ヘクタールでございます。

また、令和3年度内に工事が完了する農業用施設についてでございますが、被災した水路108件のうち、完了予定は29件。被災した道路、農道でございますが、54件のうち、完了予定が16件でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 続きまして、農地の災害復旧工事における農家負担金の算出方法について、お尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えいたします。

農家負担金の算出方法でございますが、当初は、災害査定の概略数量、堆積土砂の厚み平均20センチと仮に設定しまして発注しておりますので、工事着手前に、農地の筆ごとに試掘を行い、農家と立ち会い、堆積土砂の厚みを確認をしましてから土砂の撤去を行いまして、数量の確定をいたしております。

また、表土搬入や畦畔復旧が必要な農地につきましては、地権者または耕作者と立会協議を行った上で追加で数量を計上しておりまして、それらの数量をもとに工事費が確定します。

工事完了後に農地の筆ごとに工事を算出しておりまして、算出した工事から国の補助率が97.4%を差し引きまして2.6%が農家負担となるということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 続きまして、農地の災害復旧工事において、河川の氾濫により農地がえぐられた箇所があり、その復旧工事では被害農地内に大量の土砂の搬入が必要になると思います。しかも、そのような農地の復旧工事では工事費が増額となり、農家負担も大きくなると考えますが、そのような中においても農家負担2.6%は変わらないのでしょうか、お尋ねします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えいたします。

農地の災害復旧は、条件や規模に応じ復旧限度額が決められておりまして、対象額を超えた金額は農家の御負担になるということでございます。現場ごとに被害の状況が違いますので、工事費がそれぞれ農家によりまして、あるいは農地によりまして相違があるというのは、今、議員がおっしゃったとおりでございます。

本市におきましては、令和2年7月豪雨における補助率増嵩の申請を令和3年3月に行いまして、国の補助が97.4%、農家負担が2.6%と決定をされておりますので、補助率自体は変わらないところでございます。

ただ、議員御質問の、河川の氾濫により農地の表土等が流出したことによる工事内容等の変更によりまして、繰り返しになりますが、確かに工事費の増額となっている場合がございますけれども、負担率の2.6%というものは変えることができないというお答えになろうかと思えます。

しかしながら、本市におきましては、農家負担を軽減することを目的といたしまして、人吉市令和2年農地災害復旧事業補助金として、工事費の負担金の2分の1を市が補助を行う関連予算につきまして、今議会に御提案させていただいているところでございます。お認めいただきましたならば、農家負担の軽減を今後図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） えぐられた農地への農土の搬入工事や市道及び農道のり面の崩壊による農地への堆積土砂の除去工事につきましては、関連性の土砂は分かりませんが、地権者にとって不可抗力的な自然災害の被害者であり、復旧工事に関する工事負担金を被災地権者に同等に求めることは疑問であると感じております。

また、これらのことに関しましても、同僚議員から、さらに質問があると思いますので、次に進めていきたいと思えます。

続きまして、現在、球磨川本川河川及び胸川、山田川等においては、いまだに河川内の堆積土砂等の撤去工事が進められておりますが、球磨川本川河川支流の鬼木川、御溝川、頭無川、出水川等々の河川堆積土砂の撤去状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君） 議員の皆様、こんにちは。それでは、お答えいたします。

鬼木川、福川、御溝川に関しましては、管理者が熊本県でございますので、熊本県球磨地域振興局に伺った内容にてお答えをいたします。

鬼木川につきましては、鶴田町の山田川合流から人吉インターチェンジ入口付近までの区間、約1,300メートルに堆積した土砂の撤去工事を現在行っているところでございます。福川につきましては、下薩摩瀬町の御溝川合流部から下薩摩瀬町の国道219号までの区間、約550メートルに堆積した土砂の撤去工事を3月中に着手する予定でございます。御溝川につきましては、井ノ口町や瓦屋町の一部で堆積した土砂撤去工事が完了しており、今後、人吉駅周辺の約150メートルに堆積した土砂の撤去工事を4月以降に着手する予定でございます。

このように、県管理河川に堆積した土砂の撤去につきましては、今後も、人吉市や地元住民からの要望を十分考慮し実施してまいりたいということでございました。

以上、お答えをいたします。

○水道局長（久本禎二君） お答えいたします。

頭無川につきましては下水道課で管理しておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

頭無川におきましても同様に、令和2年7月豪雨災害において土砂が堆積をしておりました。地元町内から土砂撤去の御要望をいただいたこともありまして、現地調査の上、頭無川の延長323メートルについて、堆積した土砂の撤去及び除草作業を本年1月に実施したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 本市におきます球磨川本川河川支流に関しては、ほとんどの河川が県管理河川でありますので、現状をよく確認されて、今後、災害堆積土砂の確実な撤去・復旧工事を進めていただきたいと願っております。

続きまして、現在進行中の御溝川二次放水路の進捗状況はどのようになっているのか、また、事業完了日はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君） それでは、お答えいたします。

御溝川二次放水路整備事業につきましては、事業主体が熊本県でございますので、熊本県球磨地域振興局に伺った内容にてお答えをいたします。

現在、御溝川二次放水路の工事進捗状況につきましては、令和3年度末で計画延長1,300メートルの約50%を完了する見込みでございます。熊本県といたしましても、御溝川二次放水路整備事業は、球磨川水系緊急治水対策プロジェクトの対策箇所第1段階にも掲げられているとおり、早期に事業完了できるよう鋭意努力してまいりますということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　続きまして、第3項目め。観光・商工業・農林業の活性化について、お尋ねいたします。

第1回目。令和2年7月豪雨災害後であり、新型コロナウイルス感染症拡大下にある現在において、観光・商工業・農林業の活性化について、お尋ねいたします。

まずは、観光・商工業の現状と今後について、また、令和2年7月豪雨災害においては、多くの文化財やアニメ聖地の橋梁の一部が流出するなど多くの観光素材が大きな損害を受けておりますが、それらの復旧について、今後どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

観光関連の現状についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響、引き続き令和2年7月豪雨災害におきまして、観光産業におきましても甚大な被害が生じ、被災後も、コロナ拡大による度重なるまん延防止措置により、観光客入り込み数等が減少しております、大変厳しい状況が続いております。

そのような中、令和3年には、主要宿泊施設の相次ぐ再開や、HASSENBA、球磨川下り発船場のリニューアルオープンなど、観光の再生が広がっており、本議会での施政方針にて市長が述べさせていただきましたとおり、国・県からの観光関連補助事業を観光関連事業者と連携し、宿泊施設の改修事業及び新たな観光コンテンツの創生、並びに交通実証等を行ってきたところでございます。さらには、スカイランタンや竹あかり、大学生や高校生の取組や提案等、数多く民間主導での観光事業を実施していただくなど、人吉市の観光復興を地域全体で進めさせていただいておるところでございます。

今後につきましては、先日、新聞報道でもありましたように、宿泊施設の一部再開や起工式が行われるなど、観光客等の受入れ体制の整備が随時進んでおりまして、年内には市内宿泊施設、主要なところでございますが、復旧の足並みがそろってまいるところでございます。

コロナ収束後の国のG o T oキャンペーンや国及び県の補助事業等を最大限に活用しながら、地域の観光関係事業者の皆様と連携をしまして、観光客の誘客に注力してまいりたいと存じます。

また、議員が述べられておりますとおり、歴史文化やアニメの聖地巡礼で観光素材でもあります市内の寺社仏閣等は、市内43か所の被災を教育部が把握しておりまして、現時点では約半数が修理完了及び復旧見込みとなっておりますところでございます。こちらも大事な地域の財産でございますので、引き続き、地域の皆様と一緒に復旧の後押しを進めてまいりたいと存じます。

続きまして、商工関連についてでございますが、被災事業者の支援策としまして、県や人吉商工会議所、H i t－B i z との連携のもと、本市では、令和2年8月31日から令和3年3月31日まで商工会議所に開設しておりました人吉なりわい再建サポートセンターにおいて、

432事業所、延べ1,007件の相談会を実施してまいったところでございます。これらの支援をはじめ、各種支援の仕組みを通じまして、結果としまして、令和2年度から3年度にかけて、なりわい再建支援補助金につきましては300件、被災小規模事業者再建持続化補助金につきましては389件の申請がありました。

今後の対応でございますが、現在、当該補助金を活用して再建を果たされた事業者も出てきておられるところでございますが、再建途中の事業者も多くおられるところでございます。熊本県や人吉商工会議所と連携をしまして、これら再建された事業者と、これから再建に向けて国の補助制度を活用される事業者もおられますことから、双方をしっかりとサポートしていくことが重要と認識しておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 続きまして、2回目。農業活性化対策の現状と今後についてお尋ねいたします。

まずは、現在の農家戸数と農業従事者数について、現在どれだけの方がおられるのか。また、年齢的に50%を占めている年齢は何歳以上なのか、お尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えいたします。

まず、現在の農家戸数と農業従事者数という御質問でございますが、国の統計であります2020年農林業センサスの内容でお答えをさせていただければと思います。

農林業センサスでは、令和2年2月1日現在での数値となりますが、販売農家が530戸で、自給的農家——これは販売をしない農家でございますが——355戸の合わせました総農家数が885戸となっております。

次に、農業従事者数でございますが、個人経営体で自営農業に従事された世帯員数でお答えをさせていただければと思います。農業従事者の総数は1,208人で、男女別で申しますと、男性が680人、56.29%、女性が528人、43.71%でございます。

次に、年齢的に50%を占めている年齢層は何歳以上なのかという御質問でございますが、農業従事者の総数1,208人を年齢階層別に分類いたしますと、15歳から64歳までが551人、45.61%でございます。65歳以上となりますと、657人で54.39%となっております。年齢的に50%を占めているのは65歳以上の高齢層ということになるかと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 今の回答で、15歳から64歳までの農業従事者数が551名、総数の45.61%の方がおられる。そのため、本市の農業経営は、将来的に有望ですねと言いたいところですが、この農業従事者数は、ただ手伝いの方も含まれているということであり、しかも、現在コロナ禍にあり、観光業や飲食業の経営が厳しい状況となっており、かつ、米離れ

の状況も相まって、米の消費量もさらに減少するのではないかとされており、今年の米の価格は30キロ5,000円ぐらいになるのではないかともしわれています。

また、ガソリン価格は1リッター170円台になっており、農家経営はますます悪化するばかりで、農家離れにさらに拍車がかかるのではないかと危惧しております。

このような状況下にあって、本市の農業活性化対策事業補助金の令和3年度の実績について、お尋ねいたします。

○**経済部長（溝口尚也君）** それでは、農業活性化対策事業補助金、令和3年度の実績につきましてお答えいたします。

本補助金は、農業の経営安定向上、自立経営体の育成、農産物ブランド化などにつながる事業に、必要な条件整備、農業機械施設の整備や先進的技術の導入などに係る経費の一部を、市の単独事業として助成をしておるものでございます。まだ年度途中で、継続中の事業もございますので、令和4年2月末現在での実績見込みでお答えさせていただければと思います。

また、幾つかの事業に分かれておりまして、非常に多岐にわたっております。少々長くなりますが、御説明を申し上げたいと思います。取り組まれている事業についてのみお答えをいたします。

まず、農業活性化条件整備事業の実績見込みが、申請件数は団体のみの4件、交付額が119万2,000円でございます。

続きまして、認定農業者支援事業の実績見込みが、認定農業者71経営体、これは法人16経営体、個人55経営体でございますが、71経営体のうち、申請件数は個人のみの8件、交付額が326万7,000円でございます。

続きまして、農産物ブランド化推進事業の実績見込みは、申請件数は個人のみの2件、申請内容は栗の苗木の補助となっております。交付額が4万円でございます。

有害鳥獣被害対策事業の実績見込みが、申請件数は団体1件、個人6件の計7件でございます。設置場所につきましては、校區別で申しますと大畑校区が個人1件、西瀬校区が団体1件、中原校区が個人4件、市外、これは山江村でございますが、個人1件でございます。山江村の設置につきましては、本市の農家の方が山江村に農地を所有されているものでございます。交付額は38万2,000円でございます。

続きまして、肥育経営連携促進事業の実績見込みが、申請件数は団体のみの1件、交付額は45万円でございます。畜産経営支援事業の実績見込みが、申請件数は団体のみの1件、交付額は42万5,000円となっております。現時点では令和3年度の予算額630万円に対し、591万1,000円の執行見込額となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○**議長（西 信八郎君）** 10番。平田清吉議員。

○**10番（平田清吉君）** 続きまして、本市におきましては、農業協同組合とタイアップして農

産物のブランド化を進め、ズッキーニ、カボチャ、甘長トウガラシ、ニンニク等の生産を推奨されていますが、それらの生産戸数と栽培面積、販売量、また、キクラゲの生産戸数は現在どのようになっているのか、そして、これらの農産物をふるさと納税の返礼品として使うことはできないのか、お尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） それでは、お答えいたします。

球磨地域農業協同組合が把握している内容ということでお答えをさせていただきます。なお、市場や直売所及びスーパーなどの小売店などに出荷されている分につきましては把握ができておりませんので、あくまでも農業協同組合で把握している分ということで御理解いただければと思います。

まず、ズッキーニの春作ですが、生産戸数が10戸、栽培面積が31アール、販売量が3,824キログラム。次に、ズッキーニの秋作の生産戸数が2戸でございます。栽培面積が10アール、販売量が1,118キログラム。カボチャの生産戸数が4戸、栽培面積が55アール、販売量が6,100キログラムでございます。甘長トウガラシの生産戸数は14戸、栽培面積が45アール、販売量が6,443キログラムでございます。ニンニクの生産戸数は16戸、栽培面積が60アール、販売量は2,218キログラムでございます。

次に、キクラゲの生産戸数でございますが、人吉市キノコ生産組合に所属されている農家は13戸でございます。

また、これらの作物がふるさと納税につながるできないかとの御質問でございますが、現在、ふるさと納税の人吉市の返礼品の中に、人吉球磨産などとしまして新鮮な農作物の詰め合わせを旬の時期に発送しているものや、単品としましては、米、栗、シイタケ、イチゴ、かんきつ類の不知火、タケノコ、乾燥キクラゲ、熟成黒ニンニクなど、多品目がございます。

農産物は、ふるさと納税の返礼品として非常に人気がございますが、農産物以外の返礼品と同様に、農家あるいは生産者自らで発送していただく必要がございますので、意欲ある農家におかれまして、今後も返礼品として様々に御工夫をいただきましたらば、特に都市圏の方からの寄附の申込みにつながり、ひいては農家の販路拡大につながるのではないかと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） ふるさと納税の返礼品としての農産物は、寄附された方々の自宅に届くまでに日数を要することから、長持ちする農産物に限られ、しかも農家自身の手で発送しなければいけないことから、返礼品としての取扱いについては厳しい状況にあることが理解できました。

しかし、これからの農家の経営安定化と後継者育成のためにも、ふるさと納税の返礼品と

しての農産物の確立と、販売拡大につながる農産物の開発に取り組んでいただくことをお願いいたします。

続きまして、国営川辺川総合土地改良事業における上原田台地の国営事業は、既に事業廃止になったと思っておりましたが、事業はまだ継続中で、本年度をもって事業が終了すること。上原田地区の国営川辺川総合土地改良事業尾崎団地の現状と、今後のスケジュールについて、お尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えいたします。

現在、国が進めておられます上原田地区国営尾崎団地におきましては、本事業の対象となる同意された12人の地権者の農地へ、量水器、いわゆる水を計る機械です、量水器の設置及び配水管布設を行う配水管施設整備工事を行っており、令和3年度に工事が完了する予定でございます。

また、国営川辺川総合土地改良事業全体につきましては、令和4年度に事業完了する予定でございますので、事業完了後に国営事業負担金が確定いたしまして、令和5年度から国営事業負担金の徴収が開始されるものと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 上原田台地の国営事業の始まりは、今から40年か50年前に、上原田台地を水田化することが始まりですよね。しかし、あまりにも時がたちすぎております。今になって水田化できるんでしょうか。とは言っても地権者がおられますので、地権者の今後の土地利用の取組について注視していきたいと思っております。

続きまして、下原田町嵯峨里地区におきまして、水路の排水能力不足により、毎年、大雨時等に農地等が浸水する被害が発生しておりますが、今後の農業活性化対策事業の1つとして、水路の改修はできないのか、お尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えいたします。

御質問の、下原田嵯峨里地区の水路につきましては、RC管300ミリU字工、少し断面が確かに小さいところがあるかと思っております。これにつきましては、平成27年2月に、下原田地区農地整備推進会から用排水路等の改修の要望書を提出いただいているところでございます。平成28年から現在まで、毎年、熊本県に、農業農村整備事業、農業競争力強化農地整備事業と申しますが、これの事業計画書として提出をしておりますので、事業採択されましたならば、事業を進めてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 事業が採択されましたら、ということなんですけども、早急なる農地整備事業の県からの採択により、水路等の改修が行われ、浸水被害が早く削減できることを

願っております。早期実施を目指して、よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○監査委員（井上祐太君）
.
.
.
.
.（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 監査委員、執行部の議事進行はございませんので発言を控えていただけませんか。

○監査委員（井上祐太君） ここで止めますけど、確認だけお願いしたいと思います。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後 4 時 34 分 休憩

午後 5 時 45 分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ここで、執行部から発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

○監査委員（井上祐太君） 私の議事進行からの発言を全て取消しをお願いしたいと思います。申し訳ありませんでした。

○議長（西 信八郎君） ただいま発言取消しの申出がございましたので、このことにつきましてお諮りをいたします。

ただいまの発言の取消しを認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、取り消すことといたしますのでよろしくお願いいたします。

ここで、10番、平田議員から発言の申出がっておりますので、これを許可します。

○10番（平田清吉君） 私の発言の削除をお願いいたします。削除箇所は、「まだまだ減少傾向には至っておりません」の後から「続きまして、第4回目」の前までの発言の取消しをお願いいたします。

○議長（西 信八郎君） ただいま発言取消しの申出がございましたので、このことにつきましてお諮りをいたします。

ただいまの発言の取消しを認めることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、取り消すことといたしますのでよろしくお願いいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 以上で、私の一般質問を終わります。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）（登壇） 皆さん、こんにちは。15番議員の本村令斗です。

大変お疲れのところですが、もう少しお付き合いください。それでは、通告に従いまして、質問を行ってまいりたいと思います。

まず、第1点目にダイオキシンを含む除草剤で、現状と撤去について、2点目が中川原の切下げで、完全撤去の検証と意見集約について、3点目に国民健康保険税で、引上げについて、4点目に土地区画整理事業で、想定される問題について質問を行ってまいりたいと思います。

それでは、まず、1点目のダイオキシンを含む除草剤です。

林野庁が埋設した猛毒のダイオキシンを含む245T系という除草剤が全国的な大問題になっています。この除草剤は、ベトナム戦争で使われた枯れ葉剤の成分です。体内での残留性が高く、がんや生殖機能障害などが異常頻度で発症しています。

2021年1月時点で、15道県42市町村に合計約26トン、このうち、伊佐市には2か所に合計720キログラムが埋められたままになっていることが報道されています。

そのような状況の中、伊佐市の市議会議員より、昨年4月20日に、北薩森林管理署と市の担当者の案内で、議員有志で除草剤が埋められた場所に行ってきたが、そのうちの1か所は分水嶺を超えた人吉側にあったとの報告がありました。伊佐市議会の会議録を見ると、平成27年12月議会の一般質問において、当時の隈元市長は「245T剤は、林野庁長官通達により埋設処理をしてあります。旧大口営林署管内の大口鬼神国有林と旧人吉営林署管内の大口間根ヶ平国有林に埋設されているということを確認しております」と答弁しています。

そこで、日本共産党南部地区委員会と私は2月10日に、松岡市長宛に、人吉市に流れ込む川の集水域に埋設されたと思われるダイオキシンを含む除草剤の撤去を林野庁に要望する申入れを提出しました。それから1か月近くなりますので、事実関係が分かってきたと思います。

まず、除草剤は、伊佐市の議員が言うように、人吉市に流れ込む川の上流域に埋設されているのかお伺いします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

国有林の植林時に使用されていたダイオキシンを含む除草剤について、管理を行っております林野庁九州森林管理局に確認いたしましたところ、伊佐市に2か所ある埋設場所のうち、1か所が桑木津留川上流部に位置する国道267号の久七トンネル東側の国見山山麓の間根ヶ

平国有林に埋設されているとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 今、答弁ありましたように、桑木津留川上流部に位置するところにあるというので、人吉側に流れてくる地域にあることが明らかになりました。

そこで、埋設方法について、林野庁は、当時の営林局に対し、除草剤と土、セメントを混ぜてコンクリートの塊にし、厚さ1メートル以上の土を被せることや、できる限り水源から離すよう通達していました。

ところが、その後、コンクリートで固めずに埋めるなど、通達と異なる方法が愛媛県内で取られていたことが、愛媛大学の調査で判明し、その後、各地で類似ケースが見つかり、一部は撤去されています。これは、林野庁の通達前に各地の営林局が独自に埋めたケースが多かったために起こっているようです。

そこで、人吉市に流れ込む川の上流域に埋設された除草剤の状況が気になります。どれだけの量が、どのような方法で埋設されているのか、調査の結果をお答えください。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

埋設量は375キログラムで、林野庁長官通達に基づき、覆土部分から1メートル以上の深さで、土壌と混ぜてコンクリート塊としたものを埋設されるなど、安全に留意した形で埋設されているとのことでございます。

また、埋設場所の立入り及び土壌攪乱行為の禁止措置として、周囲をロープで囲い、立入禁止と土壌攪乱行為の禁止標識を立てておられましたが、本年2月には、新たに、その外側に周囲85メートルほどの鉄柵を設置されるなどの対策も取られておられます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 埋設の状況は分かりました。それで、豪雨や地震などによって、除草剤が流出すれば、人吉市民や流域住民の健康を脅かしてしまうばかりか、球磨川下りやアユを中心にした人吉市の観光や産業に大きなダメージを与えてしまいます。実際、1984年5月に、愛媛県津島町では埋められた除草剤が流れ出すということが起こっています。

定期点検はなされているのか、また、なされているとしたら、その結果はどのようなものかお答えください。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

定期点検につきましては、埋設場所に立ち入った形跡はないか、土壌が攪乱されていないかなどを確認するために、埋設場所を管理しておられる林野庁北薩森林管理署と地元自治体の伊佐市職員と合同で年2回の現場点検のほか、大雨や台風、地震など、埋設箇所の保全に問題が生じるおそれがある場合に、その都度、点検されておられるとのことで、今まで異常

はなかったとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 一応、定期点検には問題はないようなんですけど、しかし、コンクリートも劣化してしまうという問題もあります。NHKでこの問題が、この間、放映されましたけど、普通、目視ぐらいしかやられないということで、一般的な定期点検の場合には水質検査や、周りの土壌検査をやるということではないようです。

どのような事態も起きかねない中で、本当に安心できるのは、埋設した除草剤の撤去しかないと思います。伊佐市議会の令和3年3月議会の会議録を見てみると、伊佐市は平成30年12月17日付で、北薩森林管理署管理者へ除草剤の撤去を要望しています。また、その後、新しい進展がありました。2月17日の衆議院予算委員会分科会で、我が党の田村貴昭議員がこの問題について質問したところ、天羽隆林野庁長官は、全国46か所全ての埋設除草剤の撤去を念頭に取り組むと述べ、撤去の対象を全国46か所全てとすることを、初めて公の場で答弁しました。撤去を確実なものとするためには、被害を受ける可能性がある現地からの撤去要請は欠かせないと思います。

そこで、市長にお伺いしますが、除草剤の撤去を林野庁に要望すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

本件につきましては、林野庁は長官通達に基づき、安全に留意した形で埋設されており、埋設場所の立入り及び土壌攪乱行為の禁止措置を講じておられ、また、定期的な点検もされているとのことで、現在も安全に配慮した対策を取られているとのことでございます。

しかしながら、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨など、100年に一度といわれるような災害が頻発している現状においては、想定外の災害によって桑木津留川へのダイオキシンの流入も懸念されるところでございます。

つきましては、まずは、関係機関からのさらなる情報収集を行いながら実態把握に努め、林野庁に対する要望を検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 実態把握してから検討すると言われましたけど、実際、今が要望するチャンスだと思うんですよね。こういう答弁も林野庁長官もしていますし、この問題はNHKで放映されまして、大方、あちこちの自治体で問題にも、また、新たに火種になっていると思いますので、ぜひ、要望する方向でやっていただきたいということを私から述べておきたいと思います。

続きまして、中川原の切下げについての質問に移ってまいりたいと思います。

10月の治水・防災に関する特別委員会において、中川原公園の切下げの説明がありました。特別委員会に出された資料には、水位を20から30センチ程度下げる効果と、中川原としての利用も可能な、2メートル掘削する案が優位と判断したとなっています。私もこのときには気付かなかったのですが、後日、治水の専門家の方に資料を見せて、意見をもらいました。国交省が議会で報告した資料によると、中川原公園によって水位が1メートル以上急激に上昇しています。中川原公園が洪水流下の最大のネックになっていることは明らかなです。そのため、中川原公園の切下げに当たっては、まず、第一に、洪水氾濫を最大限抑制するような対策が検討されなければなりません。

ところが、今回検証された1から4の案では、最大30センチ程度しか水位が下がりません。洪水により水位が上昇した場合には、ほかの地域では堤防内に収まっていますが、人吉大橋のすぐ上流では、真っ先に水が堤防を越流し、氾濫が起こってしまうことが考えられます。

資料を配付してもらうようにお願いしていますが、表のほうに「本村令斗議員一般質問資料」と書いてあるほうです。これは、国土交通省が出したものそのままではなくて、国土交通省が出した右岸側です、特別委員会に出されたのは左岸側でしたが、国交省の右岸側の資料に、特別委員会に出された水の高さを貼り付けて、増水したところを想定して、少し上に上げたものです。そうしたときに、増水していったときには、例えば中川原公園、これも専門家の方が付け加えたものですが、この上流側、つまり人吉大橋のちょっと上のところで最初に越流してしまう。要するに、ほかのところの堤防は越えなくても、そこで堤防を先に越えてしまうということです。第1案と第3案のところが書いてあるんですけど、第3案より第4案も、ちょっとこれとほとんど第3案のところと、ほとんど変わらないところに大体線が来ていましたので、要するに、そのところはそこから越流しないのに、そこからは先に越流してしまうということが、専門家の方が指摘されたところです。

そこで、このように第4案まで掘り下げても、水位が上昇した場合、真っ先に人吉大橋のすぐ上流から越流すると思われませんが、どのようにお考えかお伺いします。

○建設部長（瀬上雅暁君） それでは、お答えいたします。

被災した中川原公園の復旧につきましては、国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所と熊本大学との御協力で復旧計画の4つの案を検証していただいたところでございます。

この4つの案でございますが、第1案が、現状のまま被災前に戻す原形復旧案、第2案が、公園内に設置しております施設や樹木等を取り除き復旧する案、第3案が、公園の地盤を約2メートル下げて復旧する案、第4案が、公園を廃止し、地盤を河原まで下げ、橋脚保護部のみを残す案の4案でございます。

次に、今回の検証についての前提条件を御説明いたします。

この検証では、水の手橋上流から中川原公園下流付近までの区間において、推定流量、人吉地点で4,300立方メートル毎秒を流したときに、中川原公園の形状が変わることで、この

区間の水位や流速がどのように変化するのか、現状がどのような影響を及ぼすのかについて、先ほど申し上げました4つの案の比較検討をしております。

検証した結果、原形のまま復旧する第1案と、公園の地盤を下げる計画である第3案や第4案を比較した場合、水位は下がり、流速も、中川原公園周辺については緩やかに流れるという結果でございました。

第3案の、地盤を2メートル下げる場合と、第4案の公園を廃止した場合の比較では、水位、流速ともに大きな差は生じないという結果になっております。

議員から御提出されたこの資料につきましてでございますが、第4案まで掘り上げても、水位が上昇するということになっておりますけれども、今回の検証によりますと、大橋上流部の61.6キロ付近では、第3案、第4案は水位が下がり、大橋下流部の61.4キロ付近では水位が上昇したが、越流するようなことはなく、流速が減少するので河道の安定性は高まるという報告を受けております。この資料では、前提条件である流量等が不明でございますので、この資料のように越流するかということにつきましては、この資料だけではお答えを差し上げることができないということでございます。一般論といたしまして、河川の流下能力を超える流量が流れました場合には、いずれかの時点で、どこかの時点で越流は発生するものと認識をしているところでございます。

先ほど申し述べましたように、今回検証いたしました推定流量4,300立方メートル毎秒では、越流は発生しないという認識をしております。この4,300立方メートル毎秒という流量につきましては、これは令和2年12月時点での緊急治水対策プロジェクト実施後の推定流量でございます。令和3年12月に策定されました球磨川水系河川整備基本方針で示されております人吉地点における計画高水流量であります4,000立方メートル毎秒を1割程度上回る流量で検証を行っております。ですので、今後、流域治水による取組が進められるということであれば、越流することなく流下していくものと認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 要するに、専門家の方も言われましたけど、あの資料をもとに上に上げて、増えたときをシミュレーションしてあるんですけど、やるべきは、一番あつてはいけないのは越流することがいけないんだから、国もシミュレーションした4,300立方メートル毎秒よりも越えたときですよ、最初から越えないところをしたんじゃないかと、越えたらどうなるか、そういう点も一緒にやはり見ていく、そして、本当にこれでいいのかどうかを同時に調べていくことが大切だと思うんですよ。それが1点です、やっぱりもっと増えた場合のとき。

それから、何でここが第4案まで申し上げるかという理由なんですけど、そこは先ほどの資料の裏にもあるんですけど、越流の原因は切下げ高にあります。公園廃止、全面撤去とい

う第4案であっても、要するに2メートルぐらい中洲を残しています。洪水阻害断面積にすれば約半分を残すものであり、これでは水位を最大限下げることにはなりません。資料の裏面は、国交省が特別委員会に出したもののそのままです。言葉だけ、完全撤去あたりと右側の出たところあたりが、ちょっと書き換えただけで、そうになっています。完全撤去と第4案の間に、面積が大体、全部の半分ぐらいあることが見てとられると思います。

土木学会の調査団の分析結果からも、中川原公園が令和2年7月豪雨災害の一因と読み取れるものであり、不十分な検証ではあつてはならないと思います。なお、政策決定に当たっては、市民の判断を仰ぐ必要があることは言うまでもありません。

そこで、市長にお伺いします。中川原公園を完全撤去した場合を加え、増水したときの水位低減効果を検証し、検証結果を広く市民に説明し、意見を聞くべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

中川原公園につきましては、市の中心部に位置するため、広く市民の皆様にご利用されて、市民の皆様にあ愛されてきた公園でございますので、被災を受けた中川原公園の災害復旧につきましては、検証結果から、現況の公園地盤高から2メートル下げて中川原公園を復旧することとし、早期の復旧を目指しております。

議員御質問の、中川原公園の完全撤去した場合の水位低減効果につきましては、球磨川流域に対する部分的な掘り下げとなることから、球磨川の上下流のバランスが変化し、また、川幅が部分的に広がることで瀬が消滅するのではないかという懸念があります。つまり、瀬の正常な維持が困難になることで、球磨川下りの航路をはじめ、観光面に影響が出るのではないかと予測しているところでございます。

現在、国が球磨川の河川整備計画を検討している状況であり、また、国と県、周辺市町村が一体となって流域治水の取組を進めている状況でございます。現時点では、中川原公園の完全撤去ではなく、公園の機能回復を考えておりますので、議員がおっしゃるような検証については考えておりませんが、2メートル切り下げて復旧する案につきましては、復旧計画が固まり次第、市民の皆様に関後の公園の機能・利活用の御意見、アイデアなどを伺い、市民と一緒に、将来にわたる中川原公園の在り方を考えてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 球磨川下りとかの航路の問題に関しては、切り下げ方はいろいろありますから、ここも右側のほうを残すようになっていきますけど、一番川底のところまで・・・、普通、流水のところより上ですから、そのところは掘り下げ方でとにかくクリアできるんじゃないかと思ひますし、また、やっぱり検証はいろんな場を検証して、そして、どれが一番いい検証かを、一番安価な、もちろん市民も納得できる、市民がそれがだめだというなら、

納得しないことなら、それは別ですけど。そして、検証としてはあらゆる形をやって、どれがいいのか選ぶ必要があると思いますので、そういった点ではやはり検証をやって、市民にそれを示して、みんなで考えていくべきだと私は思うということを申し上げておきたいと思います。

それから、3番目の国民健康保険税のほうに入っていきたいと思います。

市長は、所信表明において、熊本県事業納付金に関しては、本市の1人当たりの介護納付金額が令和元年以降増加していることや、令和4年度に国民健康保険税の税率改定を行いたいことを述べ、本議会に国民健康保険税引き上げの条例案を出しています。市民生活への影響を知るために、まず、平均して1人幾ら当たりの値上げになるのか、御答弁ください。

○市民部長（丸本 縁君） 御質問にお答えします前に、国民健康保険税について簡単に説明させていただきます。

国民健康保険においては、平成30年度に制度改革が行われ、医療費のほとんどを熊本県が負担することとなっております。その財源として、市町村は、医療費や所得水準などと連動した納付金を県に納めることとなっております。

また、後期高齢者支援金や介護納付金などにつきましては、国が定める方法により算定された金額を県に納付し、県は国庫負担金などの歳入を加えて、市町村に代わって、直接、社会保険診療報酬支払基金に支援金等を納付することとなっております。保険税の税率は、これらの歳出から県支出金などの財源を差し引いた額を、所得や被保険者数などで案分して算出することとなっております。

それでは、御質問の、1人当たりの引き上げ額でございますが、予算ベースで、介護保険2号被保険者、原則40歳から64歳までの被保険者となりますが、1人当たり、年間3,677円を想定しているところでございます。

そのほかの医療分、後期高齢者支援金分の税率につきましては、据置きということで提案をさせていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 今、税の引き上げについて答弁いただきました。状況は、私が思うに、人吉市においてはコロナ禍の中、水害も起こりました。市民生活がどのような状況にあるのでしょうか。

日本共産党人吉委員会は、治水アンケートを作成し、令和2年7月洪水が起こった地域にある住宅や建設型応急住宅に2月末にポスティングを行い、受取人払いの封筒で回収を行いました。その中の「再建・復旧・復興で行政に望むこと、または困りごとなどあればお聞かせください」という質問に、20代の女性の方からこのような回答がありました「自宅を復旧したが、二重ローンとなり支払いが大変。二重ローンの相談に行ったが、ぎりぎり対象外な

ので補助もなし。保険に加入していればよかったが、水害は対象外だった。仕方なく、同じ場所に住んでいるが、また同じ水害に遭うと思っています。人吉市は好きですが、子供たちには住んでほしくないです。もっと市のサポートがほしかったです」というものです。この方が国保の加入者かどうかは分かりませんが、国保の加入者の中に、同じような境遇の方がおられることは十分考えられると思います。

人吉市は、コロナ禍の中、水害も起こり、生活が大変になっている人がいることをどのように認識しているかお答えください。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

議員がおっしゃられるとおり、新型コロナウイルス感染症や令和2年7月豪雨災害により生活が一変し、大変な思いをされている方がいらっしゃると思います。

そのような状況ではございますが、国民健康保険被保険者1人当たりの所得状況を見ますと、令和2年度、これは令和元年中の収入にかかるものとなりますが、102万8,336円、令和3年度、こちらは令和2年中の収入にかかるものとなりますが、104万6,644円となっているほか、介護保険2号被保険者におきましても、令和2年度が119万1,795円、令和3年度が126万126円と、所得は増加している状況でございます。もちろん、人によっては収入が増えた方もいらっしゃるかもしれませんが減った方もおられるなど様々だと承知をしているところでございます。

災害などにより納付が困難な状況にある方は、市に相談をしていただければと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 私も生活が大変になっているという認識を聞いたんですけど、いろんな見方を取られる方はありまして、所得ではそうなったのかもしれませんが。先ほど二重ローンの話をしましたが、そういう部分もありますから、総じて、でもやっぱり、大変にこのところはなっているんじゃないかなと私は思うところです。

それで、2018年の国民健康保険制度の都道府県単位化以降も、国民健康保険税の税額を抑えるために、多くの自治体で一般会計からの法定外繰入を行っていることが明らかになっています。全国平均で、1人当たりの法定外繰入は幾らになっているかお伺いします。

○市民部長（丸本 縁君） 御質問にお答えいたします前に、法定外繰入金について説明をさせていただきます。

国民健康保険事業は、受益者負担を原則として、特別会計により運営されております。しかし、被保険者の負担が過度にならないよう、所得が低い方の保険税を軽減することとし、その費用を国・県・市が負担して、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れるなど、法令上定められている繰入金がございます。

これに対し、国が定めた基準に合致しない費用を一般会計から繰入れを行うのが法定外繰入といわれております。この法定外繰入は、県内では熊本市が、赤字補填の繰入金を計上しているほか、国民健康保険特別会計で保健センターを運営している場合に、その運営費を繰り入れるなど様々な理由で繰入れが行われているようでございます。

それでは、御質問についてお答えいたします。

令和元年度の統計になりますが、厚生労働省の市町村国民健康保険事業年報の全国集計を見ますと、一般会計からの基準外の繰入れとなります、その他の繰入金は1,751億3,344万5,000円で、それを平均被保険者数2,719万6,328人で割りますと、1人当たり法定外繰入金は6,440円——1円未満は四捨五入しております——となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） ほかの理由も当然あるかと思いますが、一応それだけ、税額を引き下げるためにも法定外繰入がなされているんだと思います。

それでは、人吉市の状況が気になりますが、人吉市では1人当たりの法定外繰入は幾らですか。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

国民健康保険の制度運営に関する国の方針として、平成30年度の制度改革の際に、都道府県単位での保険料統一を目指すことが示されました。この保険料統一を実現するためには、受益者負担の原則に立ち返り、保険料の過剰な減額、赤字補填のための法定外繰入金をなくすことが課題となっており、熊本県では、該当する保険者の赤字削減解消計画を策定し、保険料を段階的に引き上げるなど、令和9年度までの赤字補填解消を目指しているところでございます。

このような中、本市におきましても、国・県の方針に従い、県統一保険料の実現に向け、赤字補填といった法定外繰入を行わなくて済むように、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

このようなことから、本市においては、法定外繰入は行っていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 人吉市では行っていないということですけど、实际的に、国がそういうふうに出しても、なかなか、保険税を引き下げるためにやはり法定外繰入を止めないという判断をしている自治体がこれだけあるんですから、1人当たり6,440円あるということですから、そういうことをやっている自治体もかなりあるということです。

そこで、国保は日本の皆保険制度を支える基盤であって、この国保は、国民がたとえどのような生活状態になっても健康で暮らしていける支えになります。他の健康保険とは違って、

失業しても病気になっても支えてくれるのが国保です。この保険は、みんなで守っていかなくてはならないものと私は思います。その点で、国保は公共性が非常に高いものと言えると思います。このことからすれば、一般会計から法定繰入を行うことは道理があることだと思います。

市長にお伺いします。法定外繰入を行い、値上げを止めるか、あるいは財政的に厳しいというならば、せめて値上げ幅を抑えるべきではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほどの市民部長の答弁にありましたとおり、本市におきましては、国・県の方針に従い、県統一保険料の実現に向け、赤字補填といった法定外繰入を行わずに済むように健全な財政運営に努めてまいりました。

また、保険税率改定と別に提案をしております令和4年度国民健康保険当初予算案におきましては、一般会計から、基準内繰り出し金である財政安定化支援事業繰入金1,500万円のほか、国民健康保険の財政調整基金繰入金1,000万円を計上し、被保険者の負担軽減を図っているところでございます。

今後とも本市国民健康保険事業の健全な運営に努めてまいりますので、議会をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 今の法定内なんですけど、繰入れをやって、要はやっているということなんですけど、それで値上げが抑えられたというなら、それはそれでいいんですけど、実際、値上げがされようとしているんですから、やはり、私とすれば法定外繰入を行い、値上げを止めるべきか、あるいは財政的に厳しいというなら、せめて値上げ幅を抑えるべきだと思うということを申しておきたいと思います。

次に、4番目の土地区画整理事業のほうに質問を移っていきたいと思います。

青井地区被災市街地復興土地区画整理事業の都市計画案について、2月14日には復興のまちづくりに関する特別委員会で説明が行われ、また、2月17日から19日にかけて、5回の住民説明会が行われています。私は、人吉市が意向調査などに細やかに取り組んでいることは認めるものです。しかし、土地区画整理事業そのものに大きな問題があると思います。

そこで、この質問を行います。特別委員会において、私が減歩率について質問すると、湧上復興局次長は、「あくまでも目算ではございますが、大きいところで10%程度になるのではないかなというのが見込みでございまして」と答えています。

ところが、2月17日の住民説明会において、参加された方が減歩率を質問されたところ、回答されませんでした。特別委員会では答えたのに、住民説明会での質問へはなぜ減歩率を答えないようにしたのですか、お伺いします。

○復興局長（元田啓介君） 御質問にお答えいたします。

議員御指摘の、先月14日に開催いただきました復興のまちづくりに関する特別委員会におきまして、青井地区への実施を検討してまいりました土地区画整理事業について、これまでの経緯や意向調査結果の概要、事業の仕組みや特徴、今後の進め方などについて御説明させていただきました。

本市では、近年、同事業の実績がなく、また、議員の皆様におかれましても、これまで直接関わられたことのある事業ではないかとの認識がございまして、特に事業の仕組み等につきましては、改めて一般的な事業の概要を御説明させていただきました。

説明の後、議員から、減歩率について何パーセントになるか、幅はあるかもしれないが回答してほしいとの質疑がございました。御存じのとおり、土地区画整理事業における減歩率といいますのは、先行買収の状況や区画整理の実施の前後で評価などにより1筆ごとに異なりますことから、全てを補足できていない現時点では明確にお答えするのは難しい状況でございます。

しかしながら、幅があるのが分かった上でという御指摘でもありましたので、議員の皆様に、一般的にはどの程度になるのかイメージをつかんでいただきたいとの趣旨から、現段階で把握している事前情報を前提としまして平均数値をお答えいたしました。

当然のことながら、未確定の情報をもとにした目算の数値で、あくまでも平均数値であり、増減の幅もあるということについても説明を補足させていただいております。

一方で、2月17日から19日の三日間、青井地区における土地区画整理事業の住民向け説明会を開催いたしましたけれども、事業に直接的に関わる権利者の方々にも御参加をいただいたところでございます。その際に、御指摘のように、同じく減歩率がどの程度になるのかという御質問をいただいております。事業に直接関わる権利者の方々への回答、また、お見えにならなかった方へ人づてで伝わるということなどを鑑みますと、特別委員会でお答えをしたときの趣旨と異なり、1筆ごとに異なるにもかかわらず目算でお答えをしました減歩率の数字が一人歩きをして誤解や混乱を招き、今後の合意形成などにおいて支障が生じるおそれもあったことから、説明会でのお答えは差し控えさせていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 特別委員会でも言っていますので、ある程度、幅とか、まだ正式じゃないというのは言っていると思いますので、聞かれたら、できるだけ丁寧に説明をするために答えてもいいんじゃないかと思う面もありますし、また、都市計画審議会がありますので、そこまでに波風起こさないようにというふうにも感じたりするところもあるんですけど。ただ、減歩率が非常にナイーブなものだということは分かる面もあります。先ほど豊永議員も言われましたけど、平成28年の熊本地震の益城町震災記録誌が出てますけど、減歩率の同意

についての取得のところには、職員の悩んだこと、迷ったこと、苦労したことに、土地区画整理の説明は繰り返し行っていたが、減歩をすることへの理解を得ることに苦労したと、やっぱり出ていますね。そういうものであるというのは確かにあるんです。ですから、今後どうなるか、いつかは示さないといけないから、住民説明会で出された資料の9ページには、戸別訪問による意向調査について、土地区画整理事業への協力意向は、「整備に協力したい」「できるだけ協力したい」を合わせると、約8割に及ぶことが書かれています。

しかし、換地と減歩がなされた土地がまだ示されたわけではありません。総論賛成各論反対という言葉も使われますが、実際に自分の利害に関わることが明確に示されると、意向が変わってしまうことも考えられます。6月に益城町を訪問し、その後、案内された方から、「益城町の区画整理・道路拡張を考える」というレポートをいただきましたが、そこには、「条件が悪くなったり、先祖からの土地を放棄しなければならない換地処分に、当初賛成していた人も換地案に同意せず、計画どおりに進んでいないのが現状です」と書いてあります。一方的に換地と減歩がなされた土地を示されたときに、納得がいかない方が出てきて当然だと思いますが、どのようにお考えか伺います。

○復興局長（元田啓介君） 御質問にお答えいたします。

そもそも、昨年の被災市街地復興推進地域の指定に係ります本市都市計画審議会におきましても、関係者に対して丁寧な説明をとの附帯意見をいただきまして、それを踏まえて、その後の手続を進めてきたところでございます。

そのような中で、土地区画整理事業については、これまで御説明をさせていただきましたとおり、換地と減歩を含む仮換地計画の指定などにつきましては、制度上、施工者である行政側が一方的に行うことはできないということになっております。仮換地を進めるに当たりましては、施工区域の土地所有者及び借地・借家人の方々の中から、選挙によりまして審議員を選出した上、有識者なども交えた土地区画整理審議会を立ち上げまして、仮換地計画案などの審議を行っていただくということになっております。

また、住民の皆様の意見を反映した上で、仮換地の計画を進める必要がありますので、作成した計画案を住民の皆様へ供覧に付しまして、意見書を頂く機会も設けてまいります。

御指摘のとおり、当然、御納得いただけない方からの意見書を頂くということもあるかと思いますが、意見書の内容を審議会でも審議いただきまして、少しでも住民の皆様にご納得いただける形で事業を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 納得していくように進めたいと思いますけど。この間、益城町から頂いた資料の中に、令和3年11月30日時点で仮換地の進捗率が68.8%という内容が出ていました。かなり、何年もたってもやはり納得がいかない方も出ているんじゃないかというのがあ

ります。だから、そういう方がやっぱり多く出る可能性もあるんじゃないかと私は思うということを申しておきます。

それから、もう1点お聞きしたいんですけど、住民説明会に出された資料の12ページには「土地の利用価値の増進と減歩の関係」という項目があり、「区画整理では一定の地域内で基盤整備と宅地の再配置を一体的に行うことで、土地の利用価値が増進します。一般的には、この土地の価値が上昇した分から減歩をいただく仕組みになります」と書いてあります。また、10ページには、被災市街地復興土地区画整理事業の施工区域の設定が示してあります。説明会の中では、国道445号は区域外のほうへは広げないのかという質問に、区域外のほうへは直接買収で広げますという旨の回答をされました。

そこで、私は疑問が浮かびました。拡幅された国道445号を挟んで対面する2軒の家があったとします。どちらも、前の道が広がった、近くに公園ができたなどという条件は変わりませんので、同じように土地の利用価値が増進すると考えられます。ところが、区画整理区域の方は、土地が狭くなった分の用地の補償はなく、区画外の方は土地が狭くなった分の用地の補償があるということが起きます。区画外の方に狭くなった分の補償があるのは当然ですが、区画内の方に狭くなった分の補償がないのは不公平だと思いますが、いかがお考えかお伺いします。

○復興局長（元田啓介君） 御質問にお答えさせていただきます。

今回の青井地区の事業方針を策定するに当たりまして、最も重要な視点は、基盤整備による安全性の向上と同時に、住まいやなりわいの再建意向のある方々が、現在地において継続的に住居や店舗の確保ができる環境を整えることであると認識をしております。また、併せて、当然ながら、可能な限り速やかな生活再建も求められているという認識もしております。

区画整理の場合は、換地によりまして土地の形状や接道条件等が改められ、直接買収による残地再建が難しい土地などの改善が図られることから、現地での再建が可能となります。

しかしながら、一定の事業期間が必要なことから、直接買収と比較をしますと、再建に時間がかかってしまう可能性はございます。これらも踏まえまして、総合的な見地から、直接買収でも再建が可能であり、かつ、事業区域に含めなくても施工への影響が少ない土地につきましては、事業区域に含めず、早期再建を図っていただくことも大事な視点であると我々は考えております。

また、区画整理は金銭的な補償という考え方には立っておりませんが、土地利用の増進による価値向上によりまして、金銭的補償と同等の対価を見いだす事業手法でございます。

逆に、直接買収により金銭的補償がなされる場合は、同等の対価として自分の土地を失うことになりまして、土地の利用価値は相対的に低減するということになります。

したがって、どちらの場合におきましても、対価の指標が土地か金銭かということに

なるだけで、両者とも同等の価値補償による観点に立っておりまして、我々としましては不公平に当たるという認識ではございません。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） これは、要するに土地の価値が増進しますと、そういう理由をつけて土地を頂くということを考えてしたんですけど、これはあくまで行政側の都合であって無理のある理由付けだと思うんですよね。だから、私はそういうことをやっているのも境の場所にあるようなところでは一方で補償があって、一方では補償がないという、変な不公平なことが起こるんじゃないかと思っているということを申しておきたいと思います。

それから、もう1点、質問を続けますけど、インターネットで見ることのできるYahoo!ニュースに、2019年4月14日付で、「『このままでは地域コミュニティ維持できない』益城町の区画整理事業、住民たちの訴え」という記事が出ています。その記事の後半部にこのように書かれています。「今年4月から宮園地区の区長を務める津田秀雄さん（69）も区画整理に全面的に納得しているわけではない住民の一人だ。」ちょっと中略しまして「県は今月、地権者らと土地の交換などの交渉を始めた。街区単位で合意が取れたところから、仮換地が指定される。復興事務所によると、早ければ今年6月頃に住宅再建できる地区が出る可能性もあるというが、事業完了までは10年を予定している。復興事務所は『何らかの事情がある場合は個別に相談に乗る』としているが、基盤整備が終わるまでは、原則として整理区画地区内での新築や増築はできない。津山さんは、『時間がかかり過ぎれば、仮住まいを続ける住民たちはもう戻ってこない』と指摘。その上で『このままでは地域コミュニティが維持できない。県はこのことを理解しているのか』と投げかける」というものです。

先ほど述べました益城町のレポートには、「木山地区では区画整理が完了するまで戻ることができません。50世帯ほどが木山仮設住宅に仮住まいが続きます。既に5年の仮設住まいが続いています」と書いてあります。区画整理は基盤整備に時間がかかり、なかなか新築・増築ができない区域も出てくるようです。長期の仮住まいに耐えられず、町内から出ていく方も生まれると考えられますが、どのようにお考えでしょうか。

○復興局長（元田啓介君） 御質問にお答えいたします。

これまで御説明してきましたとおり、区画整理事業につきましては、住民の皆様方の合意プロセスを経ながら進める必要があることから、やはり一定の時間を要するということになってまいります。

そのため、仮住まいが長期になってしまう方が出てくることもあるかと思いますが、御指摘のように、町内に残りたい方が、結果、町内から出て行かれることがないように、丁寧なサポート体制を維持しまして、また、今後の再建がイメージしやすくなるような情報発信などにも努め、地域コミュニティの継続が図られるよう町内会などの地域団体とも共に連

携してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 長期になってしまうこともあるということですね。いろいろな取組もされるんですけど、やっぱりそういう面では地域から離れていかれる方も出てくることもあると思います。今、被災された町内では、人数が3分の1ほどに減って町内会費も集まらずに四苦八苦されているところがあるみたいですけど、それにまた拍車がかかるのじゃないかと心配もするところです。

それで、この土地区画整理事業は多くの問題を抱えています。それにより住民に苦痛を与えることも、各地の事業で多く発生しています。多くの問題を抱えるこの事業は止めるべきだと思いますが、市長、いかがお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

これまでの特別委員会や住民説明会などでも説明をしてまいりましたとおり、被災地区の中でも重層的に課題が山積し、被災市街地復興推進地域に指定された青井地区の復興をいかに進めていくべきか、苦慮しながら歩みを進めてまいりました。

国道445号が閉塞したことによる被災直後の交通機能不全、避難に伴う防災基盤の脆弱性をはじめ、再建意向があるにもかかわらず、残地再建不能地や未接道敷地のため再建がかなわないことから、地域コミュニティが維持できるのか、未利用地の荒廃が進むのではないかなど、様々な課題をいかに解決していくのかは簡単なことではありません。

それと同時に、私は市長として、青井地区の50年後、100年後を見据え、持続的なまちづくりが可能となるような未来型復興を果たす重要な責務があると考えています。そのような中、多くの課題解決と青井地区の未来型復興を同時に成し遂げていくための手法として、土地区画整理事業が最も有効な手段であり、この事業を用いてまちづくりを進めなければ、地域の課題解決を図り、復興を果たすことはできないと判断したところです。本事業を進めるに当たっては、一定の時間がかかり、土地の再編や土地利用の制限等も必要になることから、地域住民や権利者の皆様の御協力なくして進めることができません。

そのため、説明会や懇談会を重ね、さらには権利者の全ての方を対象に戸別訪問をさせていただき、本事業がどのような仕組みで、どのようなメリット、そしてデメリットがあるかなどについて丁寧に説明をしながら進めてまいりました。

その結果、土地区画整理事業によるまちづくりに対し、現段階で、権利者の9割近くの方々から事業に協力するとの意向をいただいております。住民の皆様にも、本事業が今後の青井地区の復興に当たっては必要であるという御理解をいただくことができたと思っております。

去る2月22日には、私と副市長、さらには西議長、大塚副議長、宮原復興まちづくり委員

長と共に熊本県に対し、青井地区の土地区画整理事業の県施行による要望を行いました。その上で、先日の県議会における代表質問において、溝口県議の、人吉市から要望されている青井地区における国道445号整備や土地区画整理事業について、熊本県がどのように後押しをしていくのかとの質問に対し、蒲島知事からは、県が事業主体となり、一体的に取り組んでいくという、とても心強い答弁をいただいたところでございます。

したがって、土地区画整理事業につきましては、重層的な課題を解決できる有効な手法であること、ほとんどの権利者から協力意向が得られていること、本市も一体となって、知見や経験を持つ熊本県が主体的に事業に取り組むこと、このような観点から、実施に向け強固な土台ができあがったと自負しております。

青井地区の住民の皆様の安全・安心な暮らしとにぎわいのある町並みの速やかな実現に向け、一日も早く土地区画整理事業に本格的に着手できるよう、さらなる努力を積み重ねてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） ほとんどの方が協力意向と言われましたけど、やはり、今から実際の換地や減歩が示されるわけです。その中で、実際にどうなるかで住民の方が考えて、そして納得がいかないという方も多く生まれることも考えられます。益城町に伺うと、もちろん、それでいいと言う人はおられるんです。ところが、それで非常に困られる方が出てくるといって人が大変生まれているということを聞きます。そういった面では、この事業が行われれば、そういう困った人は、少なくとも生まれてこないわけですから、そのような方が生まれることが私は非常に問題だと思っています。そういうことですので、この土地区画整理は止めるべきだと思うということを申し上げまして、私の質問は終わります。

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時49分 散会

令和4年3月第2回人吉市議会定例会会議録（第4号）

令和4年3月10日 木曜日

1. 議事日程第4号

令和4年3月10日 午前10時 開議

日程第1 一般質問

1. 池 田 芳 隆 君
 2. 徳 川 禎 郁 君
 3. 松 村 太 君
 4. 福 屋 法 晴 君
 5. 牛 塚 孝 浩 君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（17名）

- | | |
|------|-----------|
| 1 番 | 松 村 太 君 |
| 2 番 | 徳 川 禎 郁 君 |
| 3 番 | 池 田 芳 隆 君 |
| 4 番 | 牛 塚 孝 浩 君 |
| 5 番 | 西 洋 子 君 |
| 6 番 | 宮 原 将 志 君 |
| 8 番 | 高 瀬 堅 一 君 |
| 9 番 | 宮 崎 保 君 |
| 10 番 | 平 田 清 吉 君 |
| 11 番 | 犬 童 利 夫 君 |
| 12 番 | 井 上 光 浩 君 |
| 13 番 | 豊 永 貞 夫 君 |
| 14 番 | 福 屋 法 晴 君 |
| 15 番 | 本 村 令 斗 君 |
| 16 番 | 田 中 哲 君 |
| 17 番 | 大 塚 則 男 君 |
| 18 番 | 西 信 八 郎 君 |

欠席議員（0名）

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
副 市 長	迫 田 浩 二 君
監 査 委 員	井 上 祐 太 君
教 育 長	志 波 典 明 君
総 務 部 長	小 澤 洋 之 君
企画政策部長	小 林 敏 郎 君
市 民 部 長	丸 本 縁 君
健康福祉部長	告 吉 眞二郎 君
経 済 部 長	溝 口 尚 也 君
建 設 部 長	瀬 上 雅 暁 君
復 興 局 長	元 田 啓 介 君
総 務 部 次 長	永 田 勝 巳 君
企画政策部次長	井 福 浩 二 君
総 務 課 長	森 下 弘 章 君
水 道 局 長	久 本 禎 二 君
教 育 部 長	椎 屋 彰 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	北 島 清 宏 君
次 長	栞 原 亨 君
庶 務 係 長	平 山 真理子 君
書 記	青 木 康 徳 君

午前10時 開議

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き、一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 一般質問

○議長（西 信八郎君） それでは、これより一般質問を行います。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君）（登壇） 皆さん、おはようございます。3番議員、池田芳隆です。通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、消費者トラブルへの対策について、職員の市民等への対応と研修について、子育て世代の支援について、被災した家屋の処分について、以上の4項目について質問を行います。

まず、消費者トラブルの対策についてお尋ねします。

消費者トラブルは、事業者に比べ情報量が圧倒的に少ない消費者が巻き込まれます。防災ラジオの設置後は、市民が少しでも被害に遭わないように防災ラジオを活用して随時市民への情報提供が行われておりますので、市民の皆様も紙媒体と違って即効性があり、興味を持って聞かれていたのではないのでしょうか。特に先般の放送は、消費者トラブルの域を超え、市役所職員の名をかたった還付金詐欺であり、完全な犯罪ですので、市民の方も自分の家にかかってこないかと緊張されたことと思います。2月に熊本県警が電話でお金詐欺による被害が2021年は認知件数で前年比の倍、88件、被害額は3.4倍の1億7,110万円に達したと報道されています。

ここで質問です。今の数字は熊本県警が公表したものですから、詐欺に関する被害額の数字ですが、消費生活センターは消費生活トラブルに関する全般の相談を受けていると思います。全体的な相談内容についての相談件数の推移と直近の被害額、契約購入額金額等でも構いませんので状況についてお尋ねをいたします。

消費生活センターも設置されて10年以上経ちますので、全ての年に答えていただくのも大変ですので、相談件数については、センターの開所時、そして、センターのターニングポイントと思われる定住自立圏構想による協定が締結された年、そして、多良木町が消費生活相談窓口を閉鎖した年、そして、直近年で回答をお願いします。

また、被害額、契約購入額金額については、直近年での状況についてお答えください。

○市民部長（丸本 縁君） 議員の皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

市消費生活センターの相談件数の推移と直近年度の被害額、契約購入金額についての御質問でございますが、まず、市消費生活センターが開設された平成21年度の相談件数は689件でございます。次に、人吉球磨定住自立圏共生ビジョン事業開始の平成27年度の相談件数が736件、多良木町が相談窓口を閉鎖し、相談業務の広域連携協定に参入した年であり、直近年度でもございます令和2年度の相談件数が642件でございます。被害額、契約購入金額につきましては、約1億1,409万円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 被害額が1億円を超える。もう予想以上の金額と私は驚いているところでございます。ちなみにですけれども、消費者庁が2020年度に推計被害額を公表しておりますけれども、3兆8,000億円と言われております。これはもちろん全国の被害額のもので、推計ということにはなっておるんですけれども、3兆8,000億円、どれぐらいな数字かと言いますと、東京オリンピックの大会が開催されましたけれども、これが先日、大体開催経費のほう公表されていますが、これが1兆4,530億円、大阪府の2022年度の一般会計予算が3兆7,798億円、消費者被害というものを全国的に考えるならば、これだけの金額が起きている。オリンピックが毎年2回できるような金額が消費者トラブルの中で起きているということですよ。

相談件数650件ということで人吉の場合上がっておりますが、これ役所が開いている日にちが大体250日、土日が100日ありますので250日程度と考えた場合に、相談件数は大体1日3件程度という単純な割り算で出てきますけれども、ところが、お伺いするところによりますと、相談というのは1回で終わるパターンでないですよ。相談員さんが結局事業者との斡旋、弁護士まで入ってするのではなくて、相談員さんが事業者と斡旋する場合には1回で終わるのではなくて、何回も何回でも相談者と面談をしながら、もちろん事業所と打合せをしながら被害額の回復等に努めていくわけですから、これはもう650というのは本当単なるさわりだけ、表だけの数字ということになります。ですので、この対応される相談員の努力というものは大変なことだろうと、私は想像するところでございます。本当敬意を表します。

次に質問ですけれども、この相談件数を減らす方法といたしまして、未然に防ぐということで、特殊詐欺対策機器というものがございます。これはもう単純に録音機といったほうがわかりやすいのかもしれませんが、電話を受信したときに、この電話は特殊詐欺予防のための会話が録音されます。このアナウンスが流れ会話が録音する。聞かれているほうは、「ああだれだれさんからの電話だ」ということで、電話を取って通話を始めるという形になるんですけれども、今年の1月18日、警視庁がですね、東京都品川区の女性から現金をだまし

取ろうとした少年を詐欺未遂容疑で逮捕したと、これもメディアで放送がされております。この女性宅には、特殊詐欺対策アダプターというのが設置されておりまして、このアダプターに録音された音声データをクラウドに転送し、特殊詐欺解析サーバーでＡＩがワードを検索をするということです。要は、不信な電話を言葉から探知して、親族などに知らせると。ここの場合、品川区の場合は役所のほうに転送されるようになってたようですけども、これを役所の職員が気づいて、警察のほうに通報をして、この少年が捕まるという段取りだったようです。

人吉市がこの特殊対策機器を10年近く前に購入をしていると思います。このＡＩ機能までは付いてない。単純な録音する機械になっているかと思うんですけども、それだけでも悪意を持って電話をかけてきた人にすれば、ああ、この会話は録音されるんだということで、電話を切られるパターンというのが多くなると言われております。

ここで質問ですけども、人吉市消費生活センターが保有する特殊詐欺対策機器の保有台数、それと現在の利用状況についてお答えください。

また、あわせまして、設置したことで未然に防いだ事例があれば教えていただければ助かります。

以上です。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

特殊詐欺対策機器の活用状況と保有台数についての御質問でございますが、振込め詐欺等を未然に防ぐための自動通話録音機につきましては、平成27年度に200台を全額国及び県の補助を受けて購入し、設置を希望される高齢者世帯等へ貸出しを行っており、現在、人吉市で87台、球磨郡町村で50台を貸与しております。残りににつきましては、故障などのため使用できない状態となっております。

現在、人吉市内で貸与している方に設置状況の確認を行っておりまして、今後、使用可能だが不要となったと回答された方から機器を回収し、故障等による交換や設置を希望される方にお届けできればと考えております。

次に、機器の設置により被害を未然に防いだ事例があればとの御質問でございますが、この機器につきましては、相手から電話がかかってきた際に、先ほど議員からも御紹介いただきましたけれども、「この電話は振込め詐欺等の犯罪被害防止のため、会話内容が自動的に録音されます」と警告音が流れることにより、犯罪や迷惑電話を未然に防ぐためのものがございますので、実際に起きた事例については把握できておりませんが、機器の交換や回収の際に訪問した際に、利用者の方から、「設置していたおかげで迷惑電話が減りました」とのお言葉を頂くことが多々ございますので、一定の抑止効果があるものと考えられます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 少なくとも効果があったというのが、迷惑電話が減ったというのはもうかなりの効果なのかなと思っているところでございます。

実際に効果があるということで、いろんな自治体が貸出しを始めております。人吉の場合は、かなり先進的な事例として購入をやって貸し出すという形をやってたんですけども、実際、今保有台数を聞きましたらば、当時200台、当初持ってらっしゃったのがやっぱり故障であったりとか、今回の、これも7月豪雨災害などで流されてしまったということで使えなくなった機材というのも多かったんでしょう。約7割程度に減っております。その減っているということで市民に対してバックアップする、フォローしてあげる台数というのが減ってきているということです。で、実際、当初200台あったわけですから、その200台に戻すというような考えというのはありませんか。実際に、今度は市が持つておれば備品という形になって、故障したらば市が修理をしなければならないということで、また新たなこのお金がない時期に新たな予算を組まなければならないわけですから、市民が購入する際、生ごみ処理機などを購入される際には、コンポストと言うんですかね、補助金が1台当たり何千円というのが出てたと思うんですけど、そういうような購入に対する補助金という形での検討はされないだろうか。

以上、質問でございます。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

今後、機器を増大する計画はあるかとの御質問でございますが、機器の故障の際に、設置者から連絡を受けた職員がその都度確認や交換のために訪問をしており、また、修理にも多大な費用が発生するため、国に対し助成の要望を行っているところではございますが、予算措置が厳しいことから、現在のところ、機器の増大は困難な状況でございます。

現在、自動通話録音機をお持ちでない方への対応といたしましては、自動通話録音機と同じように犯罪被害防止に一定の効果があるとされております、御家庭の固定電話の留守番電話機能を使用していただくことを推奨しているところでございます。

また、市民の方が機器を購入する際の補助金についてでございますが、市民の方が個人で機器を購入されることは、様々な金額や仕様の商品が販売されている中から最適なものを選択できることや、また、故障の際に直接業者へ依頼できるといった管理面からもメリットも大きいと思われますので、今後も引き続き、国に対して補助金等の予算措置を要望してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 購入というか、これは独り暮らしの高齢者の方、自宅にいらっしゃって、遠くに親族の方が心配されているというパターンもあると思いますので、そういう方に対してですね、御家族の安全を守るためですからいかがですかという斡旋ではないですけど

も、消費者被害を少しでも抑えるために情報の提供をですね、こういうのがありますけどどうされますかというのをやっていくことが大事でしょうし、ただ、そうするだけでは防ぐことは少ないでしょうから、国の予算待ちではなくて、一般会計からでは大変かと思いますが、そんな金銭的にするならば1万円前後の商品でございますので、二、三千円というか、半分、2割、3割程度のものを補助するだけで意識的にああこういうのがあるんだと、何十台というわけでもないです、そういうところはいろんなやり方があると思いますので、財政厳しい折とは思いますが御検討いただければなと思うところでございます。

では、次の質問にまいります。

今後の消費生活センターについてお尋ねしたいと思います。

民法改正によりましてというのは、12月議会のほうでもさせていただいたところでございますけども、今度、相談件数が18歳成年年齢到達ということで、相談件数がかなり増えるんじゃないかという危惧をしているところです。やはり、いざ頭ではわかってても、実質なってきた場合には契約の問題というのはかなりあると思います。ところが、今回、このような状況下の中で相談員のほうが1名減員ということで話を聞いております。これってというのは、この1名減ったところでサービス低下、市民サービスの低下というのが心配です。というのが、以前、消費者庁の地方政策審議会の中で、大体2万人に1人程度の相談員の設置というのが必要と言われておりました。今、協定を結んでいるわけですから、大体人吉球磨で8万人いる。それを考えたときに、今相談員が4名いらっしゃいますので、2万人に対して1人という数字は守られていると。これは決まりではないんですけど、一応提言された数字なんですけど、そういうのがあった中で3名にする。大丈夫でしょうか。お答えください。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

令和4年度から消費生活相談員が1名減となることにより、相談業務のサービス低下になるのではないかと御質問でございしますが、本市に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨災害からの復興事業へ財源等を重点化するための総合計画前期計画の事務事業見直し方針に伴い、市消費生活センターの体制につきましても見直しを行い、消費生活相談員を現状の4名から3名へ人員削減することとなりました。国民の生活スタイルの多様化に伴い、近年ではこれまでになかったような様々な消費者トラブルが発生している状況でございしますが、オンラインによる国民生活センター主催の研修会への参加等相談員の技量向上を図り、相談業務のサービス低下を招くことのないよう努力してまいり所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 要は、相談員のスキルでどうにかこの時期を乗り切っていただきたいということなんでしょうけども、また、県から補助金が出ている状況だと思います。定住自立圏構想により、協定によりまして、市町村からも負担金をもらっていただきますよね。こ

の負担金の実績、3年、また4年の予算というのが上がっておりますけど、これはどういうふうになっていきますかね。補助金や負担金が出ている中、また、法改正による相談年齢が引き下げられる、相談件数が減というかなりの問題だと思いますけども、これについてはどのようにお考えですか。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

国・県からの補助金及び球磨郡町村からの負担金、それぞれの令和3年度実績と今議会に提案をしております令和4年度の予算額についての御質問でございますが、令和3年度は熊本県消費者行政支援事業費920万8,854円のうち、補助金額、交付見込み額となりますが、300万3,000円、町村負担金額が315万2,137円、本市の一般財源持ち出しが305万3,717円でございます。

次に、令和4年度の予算でございますが、熊本県消費者行政支援事業費790万4,986円のうち、補助金申請額が281万4,000円、町村負担金額が228万5,434円、本市の一般財源持ち出しが208万5,552円で予算計上しております。

また、成年年齢引下げにより相談者の増加が予測される中での相談員の減についての御質問でございますが、議員御指摘のとおり、令和4年4月から、これまでの20歳から18歳へ成年年齢が引き下げられることにより、親の同意がなく携帯電話の契約、独り暮らしのアパートを借りる、ローンを組む、クレジットカードを作るなど、自分の意思で様々な契約を結ぶことができるようになる一方で、これまで親の同意なく結んだ契約を取り消すことができた未成年取消権が18歳から行使できなくなるなど、若者が様々な消費者トラブルに巻き込まれる可能性が増えてくるものと思われまます。

市消費生活センターにおきましては、令和元年度から2年間、球磨工業高校において3年生を対象とした出前講座を実施し、また、令和3年度においては、南陵高等学校及び球磨中央高等学校において、同じく3年生を対象に消費生活相談員による出前講座を実施しております。受講された生徒さんからは、契約についての理解が深まったといった声が寄せられており、若者への消費者教育の重要性を改めて確認したところでございます。

消費生活相談員の人員減につきましては、職員や相談員の負担増が予想されるところではございますが、国・県からの補助金も活用期間が決められており、今後、人件費に関する補助も大幅に削減されることから、全庁的な事務事業見直しが実施される中、相談員につきましても、やむを得ず減員したところでございます。

今後は消費者教育の充実を図りながらも、職員及び相談員の負担増を最小限に抑えることができるよう業務の効率化に努めてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 年間1億円以上の被害相談がきています。実質的にはこれはもう氷山

の一角ですので、これ以上出ているわけですよ。このお金が地域に適正活用されるのであれば地域経済というのはかなりのやっばりプラスになると思うんですよ。また、協定を結んで町村からもお金をもらっていると。そういうところも踏まえたところで、単純に職員減というのは、ちょっと疑問が残るところです。もっと何かポイントが違うんじゃないのかなと、事業の見直しというので。何をやっていかなきゃいけないのか。そこに単純に人を減らせばいい。そこは違うような、私は気がします。一応、そういう方針で市は動かれるということですので、まあ市民の安心・安全を守るために御努力をお願いしたいと思います。

次に、移ります。

職員の市民等への対応の研修についてをちょっとお伺いしたいと思います。

ある職員の方とお話をしたときに、事業者との電話の会話なんですけども、結構きつい発言があったとお聞きしました。特に電話口でのやり取りですので、言った、言わないだったりとか、会話の中、御本人さんの話が一部を切り取ってしまった発言であつたりとか。また、会話の中で感情が高ぶって言った、思わず勢いで言ってしまったような発言というものもあるでしょうから、この内容については、私は職員の側からしか聞いておりませんので、両方の意見を聞かないとわかりませんので、ここはもう御確認をお願いしますというところで止めておきたいんですけど。今回の発言、ちょっと職員の方から聞いたら結構威圧的な発言だったので、まあ御本人さんがあまり大きい話ではないのかなということだったんですけど、御本人さんがあまり大きくはということも言われましたので、しませんけども、要は、こういう発言というのは、どこまで情報の共有というのはされるんでしょうか。これは総務課まで報告というのはあるのでしょうか。お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） 皆様、おはようございます。それでは、お答えいたします。

職員が公務を遂行する上で、いわゆる不当要求行為であるとか、乱暴な言動により職員に身の安全の不安を抱かせる行為を受けるなどした場合、これは不当要求行為等の防止に関する条例に基づき対応していくということになります。不当要求行為等があつた場合には、当該職員は、内容を直属の管理監督者に報告するとともに、その記録を行います。報告を受けた管理監督者は適法かつ公正な職務の遂行を確保するために必要な措置を講じる上で、不当要求行為等対策委員会へ記録を提出し、同委員会において調査及び審査を行いまして、不当要求行為等に該当する事由があると認めるときは、行為者に対し、文書での警告であるとか、市民への公表といった措置を講じることとなります。また、経過途中におきましては、顧問弁護士の相談であるとか、警察と連携をして対応するというのも場合によってはございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 答弁からすればですね、報告があれば調査し、問題があれば最終的に

は法的な措置も行うということで理解してよろしいでしょうか。

今回の件は、要は、本人、また周囲の職員がどう思っているか。例えば、相談がないところなんだろうけども、ではですね、こういう問題があったとき、様々なハラスメントとかハードクレームとかあったときに、相談窓口、職員がちょっとあれでしょうということで、相談窓口というのがあると思うんですけど、これどういうふうになっておりますか。そして、周知というのはどうされていますか。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

業務内容に関する相談なども含め、不当要求行為等に限ったものではございませんけれども、不当要求行為等対策委員会委員でもあります総務課長、それから、同委員会事務局となります総務課へ相談できる体制を取っており、適宜、職員向けのグループウェア等で周知をしているところでございます。

それから、専門的見地からの外部への相談につきましては、市民の安全や職員の公務の円滑かつ適正な遂行の確保状況などから、必要に応じて顧問弁護士への相談も行える体制を取っております。

また、職場におけるいわゆるセクシャルハラスメントであるとか、パワーハラスメント、妊娠・出産及び育児に関するハラスメントといったハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題が発生した場合の対応等に関しましては、職員のハラスメント防止等に関する規定に基づき、対応を行っておりまして、総務課及び職員組合に苦情相談窓口を設置しております。

苦情相談につきましては、窓口に所属する職員2人以上で対応することとし、また、当該苦情相談に関して、直接の利害関係を有する職員は対応することができないということで規定をされております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 相談窓口があってもどれぐらいの職員が知っているのか、やはり周知しないことには、先につながりませんので、知らない事業というのはやってないのと一緒に私は思いますので、きちんと皆さんが理解して、万が一のときの逃げ道ですね、ちゃんと相談窓口というのをさせていただきたいと思います。

よく電話のやりとりの中で、やはりトラブルの原因というのは、初期の対応のまずさによって起きると思うんですけども、こういうクレームの研修とか、窓口の職員研修というのはどのような状態になっているのでしょうか。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

クレーム対応研修でございますけれども、職員のクレーム対応力を向上させる観点から、熊本市町村職員研修協議会におきまして、毎年10月頃開催をされております、ハードクレ

ーム対応研修の受講について促しているところでございますけれども、現在、災害対応並びにコロナ禍の現状からなかなか研修自体思うように実施ができていない状況でございます。ハードクレーム研修につきましては、令和元年10月に職員を受講させて以来、このような状況の中でなかなか実施ができていないという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 確かに、この時期というので難しい部分あるかと思えますけれども、逆に言えば、今の時期、災害復旧で思い通り進まない、コロナ禍で鬱憤がたまっている。また、何か心にゆとりがない状態の中というのは、何らかのトラブルが起きやすい時期ですので、それを受ける職員側にはですね、必要な研修をすることで、余計なトラブルを未然に防ぐことができますので、これはやはりやっていただかなければならないのかなと思っています。

新規職員の研修というのは毎年4月行われていると、4月からですね、かけて行われていると思うんですけども、新規の任期付きの方であったりとか、新しく会計年度で入って来られたという方に対する研修というのは行われているのでしょうか。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

新規に採用します職員、それから任期付き職員、会計年度任用職員につきましても、一般職員と同様に、思うような研修が実施できておりません。人材育成基本方針に基づきます、先輩職員によるOJT、それから、管理監督職による指導といった、そういった組織によるサポートを行っているというのが現状でございます。

クレーム対応につきましては、所属部署、業務の知識はもとより、業務経験の違いによる差もありますことから、新規に採用された職員に対してのサポートにつきましては、各所属において、現在心がけていただいているという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 以前から言われていることなんですけれども、市民からすればですね、カウンターから内側にいる人っていうのは、普通の職員という言い方あれなんですけれども、職員であったり、任期付きであったり、会計年度であったりとかわからないわけですね。全て同じ職員ですので、ここはきちんと全ての方に研修をしていただいて、本当に今の時期だからこそきちんと情報共有のためにやっていただく必要があるのかなと思っていますところなんです。

この質問の最後になるんですけども、窓口の対応をするときには、人がいっぱいいるので、きちんといろんな方が先輩、上司の方がフォローできると思うんですけども、実際電話対応となってきた場合には、完璧な一対一ということになりますよね。そのときに、私が思っているのは、電話対応するために録音機能の付いたもの。今民間でも入っているかと思うんですけども、この会話はサービス向上のため録音させていただきますとって会話が録音され

ているというのが導入されていると思います。やっぱり、さっき言いましたとおり、クレームが起きる原因というのは初期対応のミスというのが絶対だと思うんですよ。きちんと最初から説明等々行ったら、少しでもそういう先々のクレームにつながらないと思いますし、きちんと職員のほうも説明をするという、漏れがないように意識になっている。やはり言いましたとおり、サービス向上につながっていくと私は思っております。

新庁舎に移るときでございますので、この機会にそういう機材というのは、導入というのは検討はいかがでしょうか、というお尋ねです。

以上です。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

新庁舎移転時に導入する電話システムでございますけれども、今年度に債務負担行為としてお認めいただきました、ＩＰ電話機器リース料をもとに、公募型プロポーザルで選定作業を実施いたしまして、導入事業者を決定いたしております。

それから、実施いたしました、その選定作業の過程におきまして、提案業者からの提案、さらには、職員からの要望や関係各課とのヒアリングの結果を踏まえまして、業務の支障となるセールスや勧誘、いたずら電話といった迷惑電話に対しても適切な対処が可能となる録音機能のある機器を新たに導入予定でございます。新たに導入するＩＰ電話機器につきましては、録音機能をはじめ、様々な状況に対応が可能な拡張性の高い機器を選定しております。

今後の運用につきましては、電話対応を常に必要とする課と、一方で、庁舎内での連絡調整が多数を占める課もございまして、それぞれに実務内容、環境も違ってまいりますので、引き続き、各課の実務に最適な運用に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君） 各課に応じて、必要に応じてということになるんでしょうけども、ありがたいと思います。録音されることによってお互いに、市民の方も興奮状態で電話されてこられるときも冷静に、ああ録音されるんだということで冷静に判断されると思いますし、職員も丁寧に説明しようという心がけですね、漏れがないようにということで、心がけになると思いますので、これはやっていただいて大変感謝をしようと思います。

では、次の質問にまいります。

子育て世代への支援についてお伺いします。

今回は特に学校関係の、教育関係ということでちょっとポイントを絞っておりますけども、市独自のですね、就学支援の状況というのをお尋ねしたいと思います。給食費というのが、市長になられてから１,０００円ずつということで、一部補助がありますけども、そのほかにどういう補助というのがあるのでしょうか。

○教育部長（椎屋 彰君） 皆さん、おはようございます。それでは、私からお答えいたしま

す。

小中学校の児童・生徒をもつ家庭に対する独自の支援でございますが、学校教育法に基づいた就学援助制度といたしまして、経済的理由で就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費、給食費など、就学に必要な費用を市独自の基準により支給をしております。なお、小中学校の児童・生徒が文化関係や中体連等において郡市の大会や県大会、九州大会、全国大会に出場する際の交通費、宿泊費などを人吉市小中学校教育振興会補助金として交付しておりますし、中学校3年生が英語検定を受験する際には、保護者に対して受験料の3分の2を補助金として交付をしております。

また、現物支給といたしまして、小学校新1年生をもつ全ての家庭に対しまして、毎年度入学祝い品を贈呈しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 市民の方からちょっとお話がありまして、新しい支援策ということで、修学旅行費の一部支援という話が出ました。現実的に、今回、コロナの問題でキャンセル料が発生したのを見て、今回、補正予算で計上されていますよね、キャンセル料の補填という形でされていますけど、そういうのを御存じの方が修学旅行の一部負担というのはできないんでしょうかねみたいなお話がございました。現実的な話として、他市であったりとか、管内町村でのそのそういう修学旅行に対する負担というのはあっているのでしょうか。お願いします。

○教育部長（椎屋 彰君） お答えいたします。

修学旅行費に対する支援につきましては、本市を含む熊本県下14市全てにおきまして、独自の支援を行っているところはございません。

また、球磨管内9町村におきましては、一部支援を行っているところが7町村、支援を行っていないところが2つの町村でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 実際、ないでしょうと思いながらもお尋ねしたところでございました。ただ、いろいろ先ほど椎屋部長のほうから説明ありましたが、平等という形で誰もがという支給されているんですけども、この多子世帯にとってその平等というのは、一律支給というのは平等なのかなとは思いますが。保育料みたいにですね、多子世帯に関してはめりはりのある、子供の多いところには無料化みたいなところがありますので、そういう本当は平等ではなくて一律支援というのがないのだろうかというところを考えるとございまして。

そういう新たな支援策ですね、今言いましたけど、平等云々ってありますけど、何か支援策というのはあるものでしょうか。

○教育部長（椎屋 彰君） お答えいたします。

本市では、令和元年度に行財政健全化計画を策定し、既存事業における事業仕分けや予算編成を通しての既存事業の見直し、復旧・復興に向けた重点事業への集中と選択等による財源確保が急務となっていることは、議員御承知のとおりでございます。そのような中で、教育委員会所管の事業も令和4年度から事業休止等の見直しを20事業を行ったところでございます。新たな支援策につきましては、他市及び球磨管内町村の取組状況を注視し、その必要性について協議、検討を重ね、市全体の財政状況を見極めながら適切に判断してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） そうですね、いろいろ財政問題というのがひっかかってくると思うんですけども、よくテレビ番組などでインタビュー、街頭インタビューでこの街は子育てしやすい街ですとか、安心して子供育てることが出来ます、そういう子育て世代のお母さん、お父さんが街頭、テレビでお答えされていると思います。実際に、先ほど言いました修学旅行費の支援であるとか、給食費の一部支援したところでこの街に住みたいという気持ちになるかといったら、全く別問題だと思うんですよね。また次の子供がほしいとか、そういうのは全く別問題ということです。先ほど修学旅行費の支援はということと言われた方も、実際、それで人口が増えるとか、子育てがよくなるとかというのは全く思っていらっしゃらないのも事実な話です。私も実際、今回は教育の話でしましたけども、子育て世代に対してのいろんな施策があるかと思うんですけども、どういうことをやっていったほうがいいのかと悩んでいるところでございます。御提案する方法というのを悩んでいるところでございます。

松岡市長がお考えの子育て世代への支援とはどういうふうに思われてますでしょうか。

○市長（松岡隼人君） 皆さん、おはようございます。お答えをいたします。

長引くコロナ禍の影響で子育ての不安や悩み、生活に課題を抱える御家庭が増えているのではないかと懸念をしておりますが、そういったウイズコロナも含めて、こうした子育て世代の支援はいかにあるべきか、しっかりと取り組んでまいります。

私事で恐縮ですが、私はこの自然が豊かで歴史文化に育まれた人吉で子育てがしたいという思いで故郷に帰ってまいりました。人生における価値観はそれぞれがお持ちだと思いますが、子供たちが豊かで健やかに成長していくこと、そのために、まずは家庭、そして子供たちを取り巻き見守る地域社会が幸福であることは、ほとんどの皆様に御賛同いただける社会の目標の一つであると存じます。このことにしっかりと軸足を置いて施策を展開することが重要だと捉えておまして、親をはじめ、御家族が安心して子育てができるようにするためには、やはり経済的な支援はもとより、子供や保護者にとっての精神的な支えと周囲の理解、人々の温かい眼差しが必要となるのではないかと感じておるところでございます。

具体的には、手当や助成金などの経済的支援のように直接的な支え、心のよりどころとなるような、包み込むような精神的な支えや居場所の創出、そして、子育ての悩みや困りごとがあるときの御近所の方や地域の方々、行政やNPOなど様々な相談窓口が開かれていることが子育て世代の方々に必要だと思っています。

そして、国においても、こども庁の新設が進められていますように、子育て支援に関わる行政サービスの面では、乳幼児期、学童期、青年期と子供の発達段階に応じた適切な関わりと必要なサービスの提供、つまり健康、福祉、教育の連携強化、幼保小の連携した取組による滑らかな接続が重要であると存じております。

また、子供の成長には、家族の深い愛情はもちろん、地域の人々の支えが必要です。地域で子供を育てるとは言い古された言葉かもしれませんが、今こそ原点に返り、子供や子育て中の家庭を孤立させないよう、住民一人一人が力をあわせ、子供に関わり、子供会やPTAなどの団体の力を結集し、人吉の子供たちをコミュニティーで大切に育てていくべきだと考えます。そのためにもまちづくりは人づくりと申し上げてまいりましたとおり、今を生きる子供たちがやがて人吉市に生まれ、育ってよかったと感じられるような人吉づくり、そして、大人たちがやっぱり人吉で子育てしたいと思えるような人づくりが最大のテーマだと捉えております。子供たちのきらめく笑顔のために子育て、親育て、地域づくりの土台をしっかりと築き、子ども・子育て支援の様々な取組に全力を尽くしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 市長のお考え、ありがとうございます。本当同調いたします。やはりどうかしなければいけないと思います。これからやっぱり熊本県下で言うならば、菊陽町であったりとか、大津町、ここがですね、何か住みやすくていいまちだみたいになってくると思うんですよ。でも、私たち、ここの場にいる人間は、やっぱりこの人吉市民のためにあがいてあがいて、まだまだあがいて、本当住みやすいまちをつくらないと子育て世代、若い人たちがいいなと言われるまちをつくるようにですね、私も頑張ってまいりますので、市長も一緒に頑張ってまいりましょう。本当お願いします。

では、最後の質問に移ります。

被災した家屋の処分について質問を行います。

テレビ番組などでよく長年空き家になって壊すこともできず、朽ちる寸前で周囲の住民も迷惑しているというようなことが放送されていると思います。実際、この原稿を整理しているときに、7日ですけども、熊本市が略式代執行ということで、こういう建物を壊しますという放送が流れたところでした。今回被災した家屋の中で、こういう特定空き家に該当するようなものというのはあるのでしょうか。お願いいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） 皆さん、おはようございます。お答えいたします。

まず、特定空き家の定義でございますが、家屋等対策の推進に関する特別措置法には、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態。または著しく衛生上有害となる恐れのある状態。適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態。その他、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等と明記されております。令和2年7月豪雨災害は、本市に甚大な被害をもたらし、居住その他の使用がなされていないことが常態、普通の状態である建物、いわゆる空き家も多数被災しております。発災後は、被災証明書取得による公費解体、リフォームによる建物の再建など、所有者の御意向による対応がなされております。そのまま放置されている空き家については、周辺住民や町内会長から市に相談が寄せられていたところでございますが、現地や所有者情報を確認し、公費解体のお知らせなどを含めた建物の適正管理の依頼などを行ってまいりました。その過程で、所有者が死亡しており、相続人がいない建物や、相続人全員が相続放棄を行っている建物などを確認いたしております。所有者及び相続人が不存在である空き家については、適正管理を行うものがなく、そのまま放置をされ、老朽化の進行により、市民生活環境への影響が予見されることから、人吉市空き家等対策協議会における協議を経まして、今年1月に特措法における特定空き家として認定をしたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 特定空き家があるということで、物件があるということを理解しました。じゃあこの特定空き家に対してですね、今後、どのような対策を取られていくんですか。解体されるような予定というのはあるのでしょうか。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

特定空き家の中でも所有者や相続人が確認できるものにつきましては、管理状況により、助言、指導、勧告、命令と段階的に対応してまいります。本年1月に認定したような、所有者及び相続人が不存在の建物は、適正管理を促すための助言、指導、勧告、命令等ができません。したがって、最終段階とされる行政が実施する略式代執行の準備に入ることとなります。空き家対策においての略式代執行は、本市としても初めての措置となるため、法に基づきまして、予算の確保を含め、国や県の御指導を賜りながら適切に対応してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 適切な対応をお願いしたいと思います。

今回は災害でそういう特定空き家というのがある程度上がってきましたけども、これから人口減少に伴って、本当高齢者独り暮らしの方が亡くなって、その家はみたいなことが、パ

ターンがどんどん出てくるかと思います。担当課の職員の皆さんは大変かと思いますが、やはり問題が大きくなる前にきちんと対処をされて、御対応のほうをお願いしたいと思います。

私のほうの質問は一応これで終わりますけども、本年3月をもって退職をされます諸先輩方、また、この議場にいらっしゃらない職員の皆様につきましては、本当に長年の御勤務お疲れさまでした。一応、退職というひと区切りというところではあるのかもしれませんが、皆さんが今まで住んでこられた大好きなまちでございますので、退職されてからもですね、一緒に楽しい人吉になれるよう御協力のほどをお願いしたいと思います。今後ともどうぞ御指導よろしく願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）
2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君）（登壇） 皆様、こんにちは。2番議員の徳川禎郁です。

通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

今回の質問は3項目です。1項目めは、人吉市復興計画の青井地区被災市街地復興土地区画整理事業の都市計画（案）について、青井地区の復興まちづくりについて、中心市街地の復興まちづくり及び地区整備等について、2項目めは、老人福祉センターの今後の計画について、3項目めは、子育て支援の項目の要旨に、児童発達支援、障害児通所支援事業についてと通告しておりましたが、議長の許可をいただき、障害児通所支援事業について訂正いたします。次に、第2期人吉市子ども・子育て支援事業計画、最後に、小中学校トイレへの生理用品の常備についてを質問を行ってまいります。

それでは、1項目めの人吉市復興計画の中で、青井地区被災市街地復興土地区画整理事業の都市計画案について質問を行います。

昨日の本村議員の一般質問の中で市長が答弁されておりました、令和4年2月22日に青井地区の土地区画整理事業と国道445号の未改良区間の整備、人的支援等について人吉市長、人吉市議会議長連名での要望を提出いたしました。それに対し、蒲島知事は、国道445号の改良については、人吉球磨地域全体の防災力を向上させるだけでなく、新たな賑わい、交流、連携を創出するためにも沿道の街並みと一体的に整備することが望ましいと考えている。人吉の復興を重く受け止め、前向きに検討したいと述べられ、また、先日の熊本県議会での溝口県議の代表質問において、蒲島知事は、県が事業主体となって青井地区の土地区画整理事

業と国道改良を一体的に取り組むために、球磨地域振興局に専任組織を設置すると御答弁されました。とてもありがたく、大きな期待を持つところであります。

では、その専任組織へ本市はどのように関わっていくのか。また、取り組んでいくのかをお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君） それでは、御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、先般、蒲島知事より、県施工の表明とあわせて、専任組織の設置について答弁があり、本市としましても非常に心強く感じているところでございます。現段階におきまして、球磨地域振興局内に専任組織を設置することは示されたものの、職員の数ですとか、派遣に関する事など、専任組織の詳細などについては、いまだ具体的に示されているわけではございません。しかしながら、これまで青井地区の住民の皆様と対話を重ね、また、信頼関係を構築するとともに、地元事情にも精通しているのは、まさに本市職員でございますことから、そのような本市職員を、例えば、県に派遣するといったことなども含めまして、事業の良好な推進に寄与できるものではないかというふうに考えております。

当然ながら、本市の組織体制の影響なども踏まえた上になりますけれども、今後とも熊本県と慎重に協議を進めた上で、事業の進捗に取り組んでまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君） 今、復興局長のほうから御答弁いただきました。やはり人吉市の歴史や青井地区の歴史的風致を心得ている本市職員が県とタッグを組んで事業を進めていくのが必要と考えます。しかしながら、県へ派遣となると市の業務遂行にあたり、さらにマンパワー不足になると予想されます。そこで、新たな採用や人員補充などの人事はどのように考えられているのかをお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

青井地区におきます土地区画整理事業を推進する専任組織でございますけれども、こちらへの市職員派遣につきましては、災害復興に取り組まれている自治体の状況から、当然想定をしているところでございます。復興に係る業務に対しまして、全国自治体へ中長期での職員派遣を要望しておりまして、また、不足する人員につきましては、任期付きでの職員採用を予定している状況でございます。

本格化する復興事業において、復興の進捗に応じてその事業規模が変わることも見込まれまして、適宜、組織を見直すとともに、人員の補充を行うなど、職員負担の平準化も図りつつ復興まちづくりを推進していく体制を整えてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ２番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 採用については予定されているという御答弁をいただきましたが、県知事の専任組織が設置の答弁の前の計画だと思いますので、今後の組織改革など、今部長がおっしゃられたように、職員の負担が大きくなりすぎないなど、なりすぎることがないように、再度、県と連携を取りながら職員採用などの検討を進めていただきますようお願いいたします。

次に、2月に青井地区被災市街地復興土地区画整理事業の施工区域の都市計画決定に関する説明会が3日間開催されました。私も3日間、5回の説明会、全てに出席し、市民の皆様のお意見などを聞かせていただきました。その説明会の中で、土地区画整理事業範囲以外においても実施が見込まれる445号の拡幅については、直接買収をするという御説明がありました。では、この直接買収の説明のため、戸別訪問も実施されているのか。今の進捗状況をお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君） それでは、御質問にお答えいたします。

現時点では、国道445号の明確な道路計画につきましては、管理者である県から示されておりませんことから、利害関係者が明確にはなっていないという状況でございますが、今後、直接買収には拡幅が想定されます土地所有者の皆様につきまして、これまで、昨年11月と今年1月の2回戸別訪問させていただく中で御説明等させていただいておりますので、その概況についてお答えをさせていただきます。

対象となることが想定されます方々につきましては、現地での再建を望まれている方がほとんどでございまして、既に再建が済まれている方、再建中の方、まだ再建に踏み切れていない方と状況は様々でございます。また、ヒアリングの際、対象の方の多くがお持ちの共通認識がございました。それは国道445号が14メートル程度の幅員に拡幅されるという認識でございます。この点につきまして、もともと国道445号は、昭和43年に幅員14メートルの規格を有する都市計画道路として都市計画決定がなされております。当時、その際にも住民説明会などが行われておりまして、地元の住民の方々は、その計画に一定の御理解をいただいた上で現在に至っているものと推察をしております。したがって、今回の訪問の際、改めて国道445号の拡幅整備について御説明させていただきました折にも、特に驚かれたりですとか、明確に反対との御意向を示される方はほとんどいらっしゃらず、計画どおりに拡幅をしてほしいといった御意見をいただく一方、今更拡幅はしなくてもいいのではないかとというお声もいただいております。

また、拡幅をされることで、車両の通行量が多くなったり、むしろ賑わいが低下するのではないかと、拡幅への御懸念に関する御意見もいただいております。

国道445号の改良の目的、趣旨、必要性を住民の皆様に変更して御認識いただきまして、整備に御協力いただけるよう丁寧に対話を重ねながら、いただいた御意見等を可能な限り計画に反映できるよう、事業主体である熊本県ともしっかり連携を図りながら事業を推進してま

いりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 確かに説明会の中での住民の方々の質問では、もう都市計画は承知の上で質問ってような印象がありました。しかしながら、先ほどの答弁にもありましたように、昭和43年の都市計画を今更というお声があるのも事実です。

そこで、新たに県は拡幅の根拠の一つとなるような調査などを行われたのかということをお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、国道445号につきましては、県管理の国道、三桁国道ということでございますけれども、当然ながら道路管理者である熊本県のほうで平時の通行量ですとか、そういった調査のほうはしてあるというふうに我々もお聞きをしております。ただ、調査結果等につきましては、内容の精査等も含めた上でということになるかと思いますので、まだ本市のほうにも調査の分析等をお聞きしているところではございません。

本市としましては、国道445号につきましては、当然ながら平時の交通量、例えば、渋滞がひどいとか、そういった形での拡幅ということを本市として考えているわけではございませんで、これまでも御説明してきたとおりですけれども、やはり令和2年7月豪雨の際に、被災した後ですけれども、堆積物等が溜まったことによりまして、本来の緊急輸送道路としての目的が果たせなかったという状況がございますので、本市としましては、そういった状況を含めて、緊急輸送道路としての機能を果たせるような形での幅員が必要ではないかということも踏まえて、県のほうにも拡幅の要望等を行ってきたところでございますので、そういったところを踏まえた上での改良整備というところを、これもまた県と一緒に進めていきたいと、そういうふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 確かに国道ではありますので、肌で感じて交通量が多いということはもう皆さん認識しているところだと思います。ドアを開けたらいきなり国道ということですから、災害のときにはもちろん、今、局長がおっしゃられたように、閉塞されたり、またそういうので交通量がうまく流れなかったり、通行止めになったりということもありますが、それよりもまず日々の住民の皆様の安全を守ることがまずは大先決かなというふうに考えます。これからは県としっかり連携を取って検証して、実施していただけることを要望いたします。

次に、青井地区の復興まちづくりについて、11月の青井地区事業検討会でゾーニング計画についての説明がありましたが、その後、具体的な案は示されていますか。現段階での進捗

状況をお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君） 御質問にお答えいたします。

議員御指摘の青井地区のゾーニングということでございますけれども、これまでの特別委員会や住民説明会などでも御説明させていただきましたとおり、土地区画整理事業につきまして、現在、事業区域の区域の指定の部分につきまして手続きを進めているところでございます。ただ、同地区につきましては、被災市街地復興推進地域の指定の一部という形でまだ土地区画整理事業の区域を指定させていただいて、県と進めておりますので、その状況を踏まえながらも、土地区画整理事業の区域外にお住まいの住民の皆様につきましても、青井地区の将来像を見据えた事業方針をお示しする必要があるというふうに考えております。

現時点で青井地区被災市街地土地区画整理事業の区域外におきましては、本市としましては、日常生活に大きな負担が生じない形で、一定程度の時間をかけながらまちづくりを実現していく方針に基づきまして、事業手法の検討を進めております。これは具体的に申しますと、地域の方、土地・建物をお持ちの方との話し合いなどを通して、狭い道路を区画道路としていかに整備すべきか。安全性を向上させるためにどのような土地利用や建物の建て方が必要になってくるかなど、地域のルールづくりなどをまずは定めまして、その後の建替え等のタイミングで具体的なまちづくりを実現していく地区計画という事業手法を検討しているところでございます。

ただ、土地区画整理事業の区域内と連動するような箇所につきましては、区域内の事業進捗のスピード感とあわせた進め方というものも必要になってくると認識しております。今後、道路などの公共施設の適切な配置や建物の用途、高さなど、地区計画の整備方針を検討しまして、それを踏まえた合意形成を目指したいと考えておりまして、近いうちにその第一歩となる協議の場を設けていきたいと、そういうふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 自分たちのまちづくりは自分たちで決める、決めたということが100年後を見据えたまちづくりにとても重要で大切なことだと思います。近いうちに協議の場を作るということですが、目標が明確になるということが住民の皆様の御不安が解消される基となると思います。市が旗振り役としてスピード感を持って進めていただきたいと、強く要望いたします。

では、次に、具体的に青井阿蘇神社前の歴史文化、賑わいの形成、整備には、市はどのように関与していかれるのでしょうか。具体的な計画がまたできているのかお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君） それでは、御質問にお答えいたします。

青井阿蘇神社前の賑わいづくりゾーンの整備につきまして、これまでも地区別懇談会での意見を多数いただいておりますことを踏まえまして、本市としましては、青井地区の土地利

用の方向性としまして、青井神社前には一時避難等のための公園、交流拠点としての門前広場など、安全性の確保とあわせて、賑わい創出につながる検討を行ってきたところでございます。

土地区画整理事業や国道445号の改良事業といった基盤整備などにつきましては、熊本県が事業主体となりますけれども、賑わい創出に資する事業、例えば、観光客の方々にまた訪れたいと思っていただけるような、先ほども申し上げた交流拠点といったような施設整備でありますとか、地域資源を活用したイベント開催や情報発信といったまちづくり活動などにつきましては、これは本市が主体的に取り組むべき必要があると、そういうふうに認識をしております。これらを踏まえながら、今後事業を進めていくこととなりますけれども、議員御指摘の部分で、まだ具体的にこの部分が決まっているものはございませんけれども、門前広場の賑わい創出に向けた事業手法ですとか、例えば、民間資金の活用といった部分、さらには、事業主体、連携体制といった部分も含めまして、今後、引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 青井阿蘇神社周辺の整備は、観光で生きていくんだという人吉にとって重要な課題であり、人吉市全体の関心事でもあります。復興のシンボルとなるような、かつ市民の熱望でもある歴史的な街並みというようなまちづくりを市が牽引していただくように強く要望いたします。

では、次に、中心市街地の復興まちづくり及び地区整備についてお尋ねいたします。

青井地区は、今回計画が出され、都市計画審議会の開催も決まっておりますが、中心市街地の具体的な計画はいつ出される予定ですか。

また、なぜ青井地区と比べて時間がかかっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君） お答えいたします。

中心市街地地区の事業計画につきましては、昨年12月の第2回事業計画検討会、そして、先月開催しました、山田川の今後の整備を考えるまちづくり座談会を河川管理者であります熊本県同席の上で開催をしまして、現在、まちづくりと河川整備の連携を踏まえた事業計画の策定を進めているところです。

今後は、被災市街地復興推進地域に指定をしております中心市街地地区におきまして、安全性の向上、そして、従前からの都市基盤上の課題解決や賑わい再生に向けて特に重要となる地区をおおむね街区単位で検討しまして、権利者の御意向の確認など、2回目となる戸別訪問を進めていく必要があると認識しております。これらによりまして、改めて住民の皆様の御意向を踏まえた具体的な事業計画案を策定後、速やかに検討会等により住民の皆様に御提示したいと考えております。

議員御指摘のとおり、青井地区と進度がちょっと変わっているということがございますけれども、こちらにつきましても、速やかに今後進めていきたいというふうに思っております。

重ねて御指摘の青井地区とのタイムラグの理由についての御質問でございますけれども、中心市街地地区につきましては、山田川の河川整備計画の検討状況といいますのが、まちづくりにも大きな影響を与える可能性があるというふうに我々認識しておりますので、それらを踏まえて慎重な検討が必要ということを踏まえまして、住民の皆様による追加的な議論というのも今お願いをしているというところでございます。そうは言いながらも、約4か月後の7月3日をもちまして、被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域における建築制限等が解かれることとなりますため、青井地区と同じように、時点における最適な手法を用いながら、中心市街地地区の安心安全と賑わいあるまちの再生につなげるための事業計画を、繰り返しになりますが、可能な限り速やかに準備させていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 山田川の今後の整備を考えるまちづくり座談会、私も出席させていただきました。様々な住民の皆様の御意見があり、また何かちょっと振り出しに戻ったんではないかというような印象もありましたが、この説明会にまさか街中の、中心市街地の方々、私たちに関係あるというふうにはほとんどの方が思っていらっしゃいませんでした。なので、やっぱりそういうところの説明がこう行き届いてないというのがやっぱり皆さんの御不安につながるのかなというふうに思います。事業を進めることももちろん最重要課題で、スピード感を持って進めたいといきたいのはもちろん熱望するところではありますが、住民の皆様の不安を同時に払拭していただくということも市の責任ではないかというふうに考えます。皆さんは計画、目標を知りたいのです。今すぐやってくれとおっしゃっているわけではないんです。この後何年後かにここがこういうふうになるということを市は考えていますよというのを示していただけるだけで皆さんの不安が拭えることになります。そのためには、細やかな情報発信が必要だと考えます。

では、青井地区は県が事業主体として進めていかれることですが、中心市街地の事業主体はどこになるのでしょうか。また、今後どのように進めていかれるのかお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君） 御質問にお答えいたします。

あくまでも現時点での本市の考え方ということになってまいりますけれども、先般の特別委員会でもお答えをしましたとおり、中心市街地地区の復興まちづくり事業につきましては、本市が事業主体となって実施をしていきたいというふうに考えております。

中心市街地地区につきましては、人吉球磨地域の賑わいや観光の顔ともいえ、早期再建を望まれる声が多いほか、民間事業者を中心に新しい取組も出始めているところでございます。

そのため、本市としましては、早期再建を望まれる方や権利者の御意向を踏まえまして、中心市街地地区の状況にあった最適な事業手法を見定めていきたいというふうに考えております。その中には、青井地区で実施をします土地区画整理事業といった面的な整備手法も有効な方策の一つであると考えておりますし、また、山田川の河川整備と連携したまちづくりの手法につきましても、さらなる検討が必要であるというふうに認識しております。

いずれにしましても、手法や手段ありきではなく、中心市街地が抱える課題の解決、賑わいの再生や魅力向上といったスピード感も重視しながら事業推進に努めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君） 11月から丁寧な戸別訪問をしていただいているということは十分認識しております。住民の皆様からのお話でもそれは伺えます。様々な御意見がある中で丁寧に御対応していただいていることは、もう本当に心から感謝を申し上げるところです。

住民の皆さんが、こう個別に、自分のところはこういうふうになるんだということは認識しているが、街中がどうなるのか、市全体がどうなっていくのかということが見えづらく不安が大きいというお声もまた頂戴するところです。

被害が中規模、小規模だった地域の方々からは、「俺たちのことはもう市は忘れてしまったとやろ」って、というようなお話を伺うこともあります。そこで、被災市街地復興推進地域以外の地域の接道のない住宅の再建など、道路の整備を含め、まちづくりをどう考えておられるのかをお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君） 御質問にお答えいたします。

被災市街地復興推進地域に限らず、被災地域における住宅再建時の接道要件につきましては、建築基準法を根拠とし、その区域は都市計画区域内において適用されるものでございます。

また、住宅再建に当たっての接道要件を含めた建築確認につきましては、熊本県が行うこととなりますが、仮に接道要件を満たさず再建ができないという課題が想定されます場合にしましては、当然ながら再建に向けてどのような対策が必要になるか、本市としても検討を行う必要がございます。その課題解決に向けまして、例えば、道路拡幅といった基盤整備を行う必要があれば、道路拡幅の実現に向けて、関係をする権利者と交渉させていただきまして、未接道の解消に向けた基盤整備を行う必要がございます。

御質問の住宅再建に止まらず、復興まちづくりの推進に向けましては、どうしても個人の力だけではどうすることもできない地域が抱える課題の解消に対しまして、引き続き、全庁的に取り組んでいく必要があると考えております。

また、事業実施のためには、権利者の方や周辺の方の御理解と御協力が不可欠でありまし

て、本市行政のみで進めることは不可能と認識しております。

なお、これだけ甚大で、かつ広範囲の被害をもたらしました令和2年7月豪雨からの復興まちづくりでございますので、どうしても少々お時間を頂戴することも想定されますけれども、解決すべき課題につきましては、しっかり正面から向き合い、繰り返しになりますけれども、スピード感を持って取り組んでまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 人吉全体の復興には時間がかかるということは、皆さん、承知しております。でも、知りたいんですよ、皆さん。市が今何を考え、何をどういうふうに進めているのか。今、一体どういう状況なのかということがわかれば、この先、目標に向かって進むことができるんじゃないかと思うんです。今の答弁のように、道路計画、道路拡幅の計画がされている。私のところも市は忘れていなかったっていうことがわかるだけでも前を向いて生きていく力になるんじゃないかというふうに思います。皆さん、市長のお声を待っております。発災当初から私は同じことを何度も市長に申し上げております。改めて、国道445号の道路拡幅の意義と、被災市街地復興土地地区画整理事業への市長の意気込みをお聞かせください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

国道445号は、昭和43年に幅員14メートルの規格を有する都市計画道路として都市計画決定がなされている道路ですが、本市を東西方向に貫き、本市全体の道路ネットワークの中でも大変重要な道路であり、本市防災計画における緊急輸送道路としても位置づけている道路でございます。

また、青井地区にとっては、北側の都市計画道路下林柳瀬線とともに、交通機能のほか、電気、通信、上下水道といった生活インフラ、地域コミュニティ形成など様々な要素を支える地域の基幹公共施設として重要な機能を有しています。

しかしながら、今回の水害により、土砂や漂流物等が大量に流れ込んだ上に、幅員が狭小であることも重なり、応急的な処理もできず、道路が閉塞し、緊急輸送道路としての機能はおろか、生活道路としての機能も停止する事態となってしまいました。

青井地区の復興まちづくり計画における事業方針の中で、国道445号については、指定避難所などへの避難ルートとなる骨格道路として位置づけており、災害に強いまちづくりを目指す上で根幹となる道路でございます。現在、球磨川水系流域治水プロジェクトにおいて、球磨川の治水安全度を高め、一昨年と同様の洪水に対して被害を最小化する取組が進められております。しかしながら、本プロジェクトの完了には、一定の期間を要しますことから、その間、水害リスクが残ることになります。したがって、まずは避難路や避難地などの整備に早期着手し、いち早い避難によって命を守っていただける状況を整えることが最も重

要で、国道445号の改良整備を最優先で進めるべきと認識をしております。

また、復興まちづくりの青井地区の将来像として、青井阿蘇神社を中心とした歴史文化、賑わいの形成を掲げておりますことから、基盤整備の視点のみならず、回遊性の促進が図られる広場や歩道の整備、並びに、賑わいにつながる統一性のあるサインを配置するなど、青井阿蘇神社を中心とした門前町としての賑わい整備を国道445号と一体となって目指してまいりたいと考えております。

また、徳川議員から御指摘いただいております、なかなか先のことが見えない。知りたいけど、知れないという御指摘をいただいたわけですが、我々も職員全体、一体となってスピード感を持って精一杯事業を進めているところでございます。その状況というのは、刻一刻と変化、つまりは進んでおりまして、昨日より今日、今日より明日というようないい方向へ進んでいるというふうに思います。その情報も、我々もホームページ等々を活用しまして、例えば、現在の復旧の状況も国の取組、県の取組、市の取組を月1回程度ですね、本市のホームページ等々で公表はしているところですが、御指摘のように、なかなか伝わっていない。よくわからない。そういう声が聞かれるのも事実です。

量が膨大ということもありますし、状況が変わっているということもありますが、やはり伝え方ですね、本市の1階部分に紙ベースでの準備もしておりますし、避難所、仮設住宅のみんなの家等々にも置いておりますが、御覧いただけてない様子もあるのかなというふうに思っているところです。

今後は、住民の方が多く使われるような施設だったりとか、場所だったりとか、そういったところでもさらに情報発信等々には努めてまいらなければいけないというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 私もホームページ等で情報発信をされていることは承知しております。私たちがそれを間に立って、市民の皆様と市の間に立って説明——説明というか、お話を伺ったり、一緒に悩みを抱えたりするのも私たちの役割かなというふうにも思っています。さっき池田議員もおっしゃいましたが、一緒に私たちも歩みたい、進みたい、頑張りたいというふうに思っていますので、決して敵ではありません。前を向いて一緒に同じ方向を向いてまいりたいと思います。

市長のマニフェストの5つの柱の中の1つの柱に、住民と行政が手を携え、自分たちのまちを自分たちで作りますと書かれております。青井地区が復興のシンボルとなり、市と住民が同じ方向を見て——私たちもです——同じ方向を見て進んでいけるように国・県と連携をとりながら迅速に、また言いました、迅速に進めていただきたいと強く要望いたしました、この質問を終わります。

それでは、次の項目に移ります。

老人福祉センターについてお尋ねいたします。

令和2年7月豪雨災害にて老人福祉センターは甚大な被災を被りました。復旧作業には、老人クラブ連合会の皆様、ボランティアの皆様、暑いさなか、毎日通って作業をしていただきました。そのときの皆様のお姿が思い出され、改めて感謝を申し上げたいところです。

それでは、老人クラブ連合会の活動拠点の現在の状況、また、今後の計画をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） 議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

老人クラブ連合会の活動拠点、事務所につきましては、老人福祉センター内にございましたが、令和2年7月豪雨により天井以上に被災したため、休館といたしましたので、令和3年4月から東間上町の民間の建物を賃借され、活動を継続されております。

今後につきましては、新市庁舎供用開始後のカルチャーパレスコミュニティ棟へ令和4年度内に移転していただく予定としておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） カルチャーパレスコミュニティ棟1階への移転が決まって、老人クラブ連合会の皆様も随分と安心をされている御様子です。

第6次人吉市総合計画前期計画の中で、事務事業の見直しに、老人福祉センター供用廃止というふうに掲載されておりました。どのような計画になっているのか。供用廃止とはどういうふうなことなのか。また、老人クラブの活動としては、市はどのように支えていくのかをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

初めに、少し老人福祉センターの目的についてお答えをさせていただきたいと思います。

高齢者に関する各種相談に応じ、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供用することを目的とする施設でございまして、昭和45年に開設いたしました。事業の内容といたしましては、各種生活健康相談、生業及び就労の指導、機能回復訓練の実施、教養講座等の実施、老人クラブに対する援助など多岐にわたっておりまして、関係機関、団体等と連携し、事業を実施してまいったところでございます。

老人福祉センターの施設につきましては、令和2年7月豪雨災害発災前から公共施設等総合管理計画や行財政健全化計画に基づき、建設から50年が経過し、老朽化した建物を含めまして、今後の在り方、事務事業の見直しにつきまして、庁内におきまして提起検討をしてきたところでございます。

また、第6次人吉市総合計画前期計画における事務事業の見直し方針は、災害からの復旧・復興のため、優先順位の判断を行いながら、復興事業の確実な進捗を推進するものでござ

ざいます。

しかしながら、老人福祉センターの建物など、今後の利活用につきましては、復興まちづくり計画策定の段階で、地元町内はもとより、市民の方々から様々な御意見や御要望をいただいております、最終的な方針の決定には至っていないところでございます。

今後も地元町内や市民の皆様、並びに議会のほうにも丁寧に御説明をさせていただきながら決定をしてまいりたいと思います。

また、老人クラブに対する市の関わり方でございますけども、現在も月1回の理事会等に高齢者支援課のほうから職員が参加して、いろいろ御意見、御要望をお聞きしておりますので、今後も老人クラブ連合会様と一緒に事業のお手伝い、また支援をさせていただきたいと思っておりますのでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） そのような中でも、人吉市公共施設等総合管理計画の中では、施設廃止に伴う跡地は、原則売却というふうに書いてあります。総合管理計画との整合性についてはどうなっているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

公共施設等総合管理計画では、公共施設の統合や廃止の推進方針において、議員がおっしゃいましたとおり、施設の廃止に伴う跡地は、原則売却との方向性を示しております。しかしながら、先ほど答弁申し上げましたように、復興まちづくり計画にも利活用が検討されておりますことから、方針が決まり次第、公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら対応してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 老人福祉センターの今後の計画については、今も御意見の聴取などたくさんさせていただいているとは存じますが、住民の皆様の御意見、御意向を丁寧に聞きながら進めていただき、また、老人クラブ連合会においては、活動をお支えしつつ、老人福祉センターとしての機能も今後の検討を進めていただきたいと思います。

それでは、最後の項目に移ります。

子育て支援についてです。

まず初めに、障害児通所支援事業についてお尋ねいたします。

老人福祉センターと同じように、12月に第6次人吉市総合計画前期計画における事務事業の見直しの対象に障害児通所支援事業が上がっております。どのような見直しを計画されているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

議員が今申されましたように、第6次人吉市総合計画前期計画におけます事務事業見直し方針の一つといたしまして、障害児通所支援事業の精査による事業費の縮減が上げられております。精査により事業費の縮減につながれば理想的ではございますけれども、実際のところ、乳幼児健診や各種相談などから子供総合療育センターなど、専門機関につなぎ、療育が必要と認められる障害児は増加の傾向がございまして、連動して事業費も年々増加傾向にございますので、今すぐ縮減につなげるのは難しいというのが現状でございます。1か月当たりの標準的な利用日数の見直しについても検討をしているところでございますが、療育に必要な最低限度の日数を標準としていることから、これ以上利用日数を減らすことによる事業費の縮減は困難な状況にございます。

しかしながら、膨らむ一方の事業費の適正化を図らないわけにはまいりませんので、できるところから始めなければならないと考えております。その一つといたしまして、早期療育が必要な観点から、児童発達支援の利用によりまして、保護者が十分な支援を行うことで事業所通所による療育支援の必要がなくなった児童が児童発達支援から放課後等デイサービスに移行することのないよう、相談支援専門員等と連携を図りながら対応するなど、適正な給付にする取組を実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 全国的に年々支援が必要な子供さんが増えている、増加しているということは、私も承知しております。令和2年10月の厚生労働省の報告の中で、これは放課後等デイサービスのことだけですが、利用者が平成24年には5万3,590人だったのが令和元年には22万6,610人と4倍になっています。本市でも総合計画の見直しの対象とはなっているものの、通所支援事業の予算は年々増額をされております。ということは、対象の子供さんが増えているということはもうそれを見ればすぐにわかることです。

では、本市では、児童発達支援放課後等デイサービスの利用状況はどうなっていますかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

令和4年2月18日時点における実績といたしまして、未就学児に対して通所による支援を行う児童発達支援の利用者数は75名となっております。内訳でございますが、市内に所在する事業所の利用者が68名、球磨郡内に所在する事業所の利用者が7名でございます。

また、就学児に対して、通所による支援を行う放課後等デイサービスの利用者数は126名でございます。内訳は、人吉市内に所在する事業所の利用者が99名、球磨郡内に所在する事業所の利用者が33名。居住地が熊本市などであり、近隣の事業所に通所している利用者が3名となっております。

なお、放課後等デイサービスにおきまして、内訳の合計が利用者数と一致しない理由に

つきましては、9名の方が2つの事業所に通所していることによるものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 人吉市に居住しながら球磨郡の施設に預けなければならない。多良木町まで預けて30分もたたずして帰らなければならないという保護者のお声も聴きました。何のために預けているかわからないというお言葉でした。

また、1か所の事業所には預けられる日数が決まっており、毎回同じ事業所に預けられるとは限らず、日によって、今日は人吉だったり、明日は錦だったり、また次は人吉というように転々とされている方がおられるのも現実です。

そこで、児童発達支援、放課後等デイサービスは、おおむね1か月当たり何日利用できるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

児童発達支援、放課後等デイサービスともに、本市の支給決定基準に基づきまして、標準的な利用日数を月10日と定めております。なお、重度の知的障害があることや保護者からの十分な療育が望めないなどの理由によりまして、標準的な利用日数である10日で不足するとの申出が保護者や相談支援専門員等からあった場合には、事業所、行政、医療機関等の関係機関によるケース会議を開催いたしまして、10日を超える利用決定の判断を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 10日という制約の中で障害児の対応が満足に受けられるのかというのは難しい問題ですが、これは国で決まっていることなのでなかなか変えられないと思います。でも、先ほど部長がおっしゃったように、なるだけこの発達支援のところで適切なケアが受けられたら放課後等デイサービスに移行することがなくなるという、それがやっぱり一番重要なというふうに考えます。

宇城市の療育センターの人吉球磨の御担当者の方にお話を伺いました。それと地元の事業所をされている方々へもお話を伺ってまいりました。皆さん、口をそろえておっしゃるのは、事業所数が増えることが一番望ましいことではないんですということです。きちんとしたスキルを持った職員、保護者がその子供さんの対応を早めに対応することで、その子が、子供たちの生活として、それが放課後等デイサービスの利用にそこまでに移行せずにすむということです。その上で一番大切なことは、子供たちが生活している地域で療育を受けられるということが一番大切だとおっしゃっていました。今は認定を受けるほどではないグレーゾーンの子供たちも多くいると聞きます。そのような子供たちがいかに早い段階で、早い療育、正しい療育を正しい言葉かけなどを受けることが大切であろうかと考えます。

そこで、保育者や保護者のスキルアップのためにとっても有効であると言われているペアレントプログラム等の支援プログラムの実施状況をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

ペアレントプログラムの今年度の実績につきましては、人吉球磨10市町村が共同で委託しております、人吉球磨圏域地域療育センターが人吉幼稚園様からの申出によりまして実施しております、5名の方々が受講しておられます。

また、熊本県こども総合療育センターが児童発達支援センタースイスイなかまの依頼に基づきまして、同施設の利用保護者に対しまして、ペアレントプログラムを実施しております。現在、7名の方々が受講されたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 人吉でも7名の方が受講されているということです。たくさん受講していただけると、それだけその子供たちが正しい療育が受けられるということで、保護者の方にもたくさん利用していただきたいと思います。

では、第2期人吉市障がい児福祉計画に熊本県こども総合療育センター、児童発達支援センターなどの関係機関との連携を取るとありますが、本市はどのような連携をとっておられるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

御質問の関係機関との連携につきましては、熊本県が実施する地域療育ネットワーク推進事業によりまして設置されている地域療育ネットワーク会議におきまして、情報共有と地域課題への解決に向けた協議を行う場として検討部会を開くという形で連携を取っているところでございます。この検討部会は、年に9回程度開催されておりまして、熊本県こども総合療育センター、児童発達支援センタースイスイなかま、人吉球磨圏域地域療育センターなど12の関係機関に御参加いただき、毎年度喫緊の地域課題などを協議しているところでございます。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため会議の開催回数が減少いたしましたが、協議の中で、それぞれの事業実施状況の共有や役割の確認を行うことで、人吉球磨圏域の療育環境を向上させるための連携を図ることができたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） ペアレントプログラム、私が子育てするときにも受けたかったなとすごく思いました。そのプログラムの活用を市が率先して周知に努めていただき、支援が必要な子供さんにも、親御さんにとっても生活しやすい人吉市になることを希望します。

次に、令和5年度を計画期間とする第2期人吉市障がい児福祉計画における障害児通所支援事業の見込み量の進捗状況をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

令和3年3月に令和5年度までを計画期間とする第2期人吉市障がい児福祉計画を第6期人吉市障がい福祉計画と一体化した形で策定し、障害児通所支援の提供体制の方向性につきましてお示しをさせていただいたところでございます。障害児通所支援事業の見込み量などにつきましても年度ごとに設定をしており、御質問のございました、児童発達支援及び放課後等デイサービスの令和3年度実績見込みを回答させていただきます。

まず、児童発達支援につきましては、計画値といたしまして、令和3年度月間利用人数を70人、月間利用量を210としております。なお、月間利用人数は月平均利用人数を表すものでございまして、月間利用量は、月間利用人数に月平均利用日数を乗じたものでございます。実績値といたしましては、令和3年度月間利用人数68人、月間利用量249の見込みでございまして、月間利用量は令和3年度計画値を上回っておるところでございます。

放課後等デイサービスにつきましては、計画値として月間利用人数を100人、月間利用量を600としておりまして、実績値といたしまして、令和3年度月間利用人数112人、月間利用量672の見込みでございまして、月間利用人数、月間利用量とも令和3年度の計画値を上回っている見込みでございます。

計画値を超える実績があった理由といたしましては、療育が必要と認められる児童の増加が著しいということによるものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 児童発達支援、放課後等デイサービスにおいても、計画値は上回っておりますが、120人認定されているというところで、認定を受けていても理由は様々あるとは思いますが、なかなか利用されていない数もあるというのも事実です。

そこで、第2期人吉市子ども・子育て支援事業計画において、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の整備に係る小学校の余裕教室の活用、教育委員会と福祉部との具体的な連携、特別な配慮を必要とする児童への対応等に関する方策が書かれておりますが、現状をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

本市の放課後児童クラブは、保育園または認定こども園の中に設置し、市内14か所で実施しております。また、各クラブには、研修を受講した放課後児童支援員を2名配置しておられ、それぞれのクラブの実態に応じた創意工夫を図った上で配慮が必要な児童をはじめ、様々な子供たちへの対応、保護者との連携及び学校との連携に努めているところでございます。

また、教育委員会と福祉部局との連携につきましては、子ども・子育て会議や幼保等小中連携会議などを通じまして、情報の共有や意見の交換などを行っているところでございます。

放課後の学校施設の利用につきましては、現在、教育委員会の放課後パワーアップ教室と小学校社会体育の実施によりまして、教室や運動体育館を使用させていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君） 先にも述べましたように、自分が暮らす地域で育つというのが子供たちにとって、どの子にとっても必要なことだと思います。現状を踏まえ、今後の見通しについてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

今後の見通しにつきましては、市民の皆様の期待に応えるべく、第２期人吉市子ども・子育て支援事業計画の目標達成に向けまして地道に努力をしまいたいと考えておるところでございます。

その中の一つでございます、放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施による子供の居場所づくりにつきましては、放課後児童クラブが果たす役割は非常に大きいものがあると認識しておりますので、保育園やこども園などと連携して事業の継続に取り組んでまいりたいと存じております。

子供を取り巻く家庭や社会の状況も大変変化してきておりますので、今後、放課後児童クラブで受け入れきれないほど希望者が増加する場合や学習支援、見守り活動など、多様なニーズに応えるために体制を強化する必要性が生じることも想定されます。そうした場合には、新たな子供の居場所づくりが必要になり、校区コミセンや学校施設などを活用することが考えられますけれども、学校施設の活用につきましては、各学校の御理解と御協力が必要でございますし、放課後子ども教室等の実施に際しましては、地域の皆様の御協力が不可欠となっております。

したがいまして、教育委員会と健康福祉部とで十分話し合いながら、子供たちを見守る協力者として、地域学校協働活動に登録されている方など、子供たちの学習や文化活動等を支える地域の教育力となり得る人材の確保と新たな人材の掘り起こしに一層力を注いでいかなければならないと考えております。

あわせまして、民間事業者との連携を強化することで放課後の子供の居場所を確保し、子供活動支援と子育て支援につなげていくことも大事になってくるものと存じます。

長引く新型コロナウイルス感染症禍の中、取組が難しい部分もございますけれども、各方面の御理解と御協力を仰ぎながら子ども・子育て支援の一助となれるよう努力をしまいたいと存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ２番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 私は常々子供が真ん中にいる人吉でありたいと思っております。子育てがしやすいまちとなるように、今後また空き教室を利用した学童保育、スキルを持った先ほどのプログラムを受けた、スキルを持った指導者がいるような、そういった学童保育の体制づくりなど抜本的な改革を期待いたします。

では、最後の質問に移ります。

3月8日は国際女性デーでした。国連も公認する女性の日となっています。もともとは女性の社会進出という政治的な意味合いが強かった国際女性デーですが、最近では幅広い意味での周囲の女性を、自分を労わる日にしようという感謝の日へと変化してきているそうです。今、新聞やマスコミで生理の貧困という言葉をよく見聞きするようになりました。私は、生理の貧困という言葉は使いたくありません。この問題は貧困だけの問題ではありません。様々な問題、家庭環境、課題を抱えていると思います。

そこで、まず初めに、人吉市小学校、中学校のトイレへの生理用品の常備について、現状をお尋ねいたします。

○教育部長（椎屋 彰君） それでは、御質問にお答えいたします。

本市小中学校における生理用品の常備につきましては、現在、トイレには行っておりませんが、保健室に常備をしております。児童・生徒が生理用品を希望する場合は、保健室において養護教諭が配布を行っております。その補充と予算につきましては、各学校に配当しております予算の中から各学校が必要に応じて購入しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 先般、養護の先生や教頭先生方にお話を伺ってまいりました。どの学校の養護の先生方も日々本当に子供たちに寄り添っていただいた御対応、御指導いただいていることに心から感謝を申し上げるところです。しかしながら、短い休み時間の間に教室棟から離れている保健室まで行けない。また、そもそも保健室に行く勇気がない。保健室には男子生徒もいるでしょうし、男性教諭がいらっしゃることもあるでしょう。そこでナブキンをくださいと言えるのでしょうか。子育て世代のママさんたちにお話を伺うと、朝から1日中生理用品を取り替えることをしない子供、トイレットペーパーで代用する子もいると聞きました。なかなか表面では見えにくいネグレクトの問題も抱えている場合もあります。家庭の事情により子供が親に相談できないなど、社会的課題と関連しているケースが多く、取り組むべき内容が含まれていると思います。現状といたしまして、内閣府男女共同参画局が2021年7月20日時点での調査結果を公表しています。ここではあえて生理の貧困という言葉そのまま使いますが、生理の貧困にかかる取組を実施した地方公共団体の数は581団体、一番多い県は広島県で79%、次が東京都で75%、熊本県では15%です。内訳としましては、熊本市、宇土市、合志市、菊池市、長洲町、南阿蘇村の8市町村が取り組んでおられ、ほとんど

が市役所福祉課や福祉センター、保健センターでの配布となっております。そんな中で、南阿蘇村は中学校のトイレに常備をされております。

この発表がされた7月20日の時点、その後に西原村、大津町、菊陽町において、昨年12月の一般質問の後に設置の方向で進められております。既に大津町、菊陽町では設置がされており、西原村ももう間もなくということで聞いております。

そして、また昨日うれしいニュースが飛び込んでまいりました。熊本市教育委員会は、経済的なものだけではなく、様々な理由で保健室で生理用品をもらうことをためらう子供たちがいるとして、公費で生理用品を置くことが検討されているということです。

熊本市立北部東小学校の養護の先生が、「教育の面からとても意義がある。もしものときのお助けボックスといった感じで置けたらと思っています」とコメントされておりました。熊本市教育委員会では、今年度導入された福井市を例に、1校当たりの経費は約年間5,000円前後ということでしたので、令和4年度の予算に計上され、計上金額としては65万円だそうです。今議会で可決されたら、令和4年度から設置が進むということです。熊本市の規模で65万円です。人吉も検討の余地はあるかと思います。先ほども申しましたが、子供を真ん中に置いて考えるときに、子供に寄り添った配慮、声なき声を受け止めることが必要で急務だと考えますが、小中学校のトイレに生理用品の常備の必要性をどのように考えておられるか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

経済的な理由により生理用品を確保することが困難な場合やネグレクト等により生理用品を与えられない児童・生徒が増加していることが問題になっていること。それは、私も承知しております。このような問題に対し、各小中学校においては、自ら生理用品を用意できない児童・生徒がいることを念頭に置き、保健室で配布する体制を整えております。保健室での配布については、その児童・生徒の心身の状態や会話の中から家庭の様子を把握する重要な機会の一つとなります。真に必要とする児童・生徒が確実に受け取ることができるとともに、生理用品をめぐる問題の解決だけでなく、家庭環境全体の支援につながることができると考えており、非常に大きなメリットがあります。

また、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況下で、学校のトイレに常備することは衛生面などにも課題があり、現状の体制を維持したいと考えておるところでございます。

しかし、自ら声を上げることや保健室に行くことに抵抗を感じている児童・生徒がいることも考えられることから、十分な事前説明や必要なときは簡単に入手できる環境づくりを進め、児童・生徒の心情に配慮した対応を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 今、教育長のお言葉に、必要時は簡単に生理用品を入手できる環境づ

くりを進めていくといただきました。具体的にはどのような環境づくりをお考えなのか、再度お尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

簡単に生理用品を入手できる環境づくりというのは、児童・生徒が周りに気を遣うことなく、必要なときにいつでも手に入れることができる環境を整えることと考えております。そのためには、保健室のどこに常備されているのかについての周知、周りの児童・生徒からは見えにくく、しかも入手しやすい環境づくり、養護教諭不在のときの対応など、児童・生徒の声も聞きながら環境づくりを進めていく必要があると思います。

いずれにいたしましても、小中学校における生理の貧困の問題につきましても、家庭の状況をいち早く把握し、支援につなげていくことが最も大切であると考えております。

今回、御質問いただき、改善の視点について御指摘をいただきましたので、今後も引き続き情報収集を行い、検討を重ねてまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 養護の先生が丁寧な対応をしてくださっていることも、保健室での個別の対応が必要なことも十分理解しております。トイレに常備というと一度にたくさん持ち帰る子がいるのではないかなというような懸念は、設置検討を決定されている自治体の中でも議論されているところのようです。こども食堂を運営する際に、私たちが大切にしていることは、10人のうちに本当に困っている子供に、本当に困っている家庭、1人に届けばよいという考え方です。災害時の支援物資も同じことが言えます。誰に届けたいのかです。ユニセフの子供幸福度調査については、日本は子供の幸福度総合順位で38か国中20位です。身体的健康は1位でありながら、精神的幸福度は37位という最下位に近い結果です。大人の視点が優先され、子供が自ら意見を述べる機会を逃しているかもしれません。世界の共通の目標でもありますSDGsの5番目のジェンダー、男女平等という意味ですが、男女平等の実現の観点からも考える必要があると思います。

トイレットペーパーが常備されているのですから、生理用品が常備できない理由は少し疑問に思います。教育長に今後、情報収集、検討をされるという力強い御答弁をいただきました。どうか前向きな検討をいただきますようお願いいたします。

人口減少に歯止めをかけるためには、子供を安心して育てることができるまち、子供に優しいまちというのは、高齢の方にとっても、障害がある方にとっても住みやすいまちとなるはずです。今後進められる復興まちづくりにおいても、そのような視点での人吉市となるように一丸となって市民と手を取り、同じ方向を向いて進めていただきたいと思います。

先ほどの池田議員の質問の中でも市長がお答えいただいております、答弁にありましたように、子育ての支援に力強いお言葉がありました。私も一緒に頑張ってまいります。

最後に、今月をもって御退職される職員の皆様、本当に、ここ特にこの2年間では大変なときに多大なる御尽力をいただきましたことを心から感謝を申し上げます。とともに、これから皆様方のそのお力をどうか人吉市に引き続きお貸しいただけますように心よりお願いを申し上げます。

これで、私の一般質問は終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時23分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。松村太議員。

○1番（松村 太君）（登壇） 皆さん、こんにちは。1番議員の松村太です。

今回の一般質問項目は、復旧・復興の現状について、2番目は、災害からのこれからのについて、3番目は、現在の子どもたちについての3項目です。

まず初めに、今月末で御退職されます吉健康福祉部長、椎屋教育部長、久本水道局長、大変お世話になりました。人吉市のためにこれからもお力添えをいただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

私は、現在、鶴田町に住んでいますが、私の生家は中青井町にありました。昭和40年代の水害の記憶も街中にあります。しかし、駒井田町の五十鈴橋から青井神社の裏に抜ける車道拡幅の都市計画のために生家は取り壊されて今はありません。人吉インターから泉田、鬼木、水の手橋方向へ途中で歯医者さんのところから右折して駒井田町の五十鈴橋へ向かう、あの道も高校生の頃はありませんでした。そこに道ができる計画のことは知っていましたが、高校生の私にはそこに2車線の歩道付きの道路ができるなど想像もできないくらい住宅が密集していました。そこに住まわれていた方々は今どうしていらっしゃるのだろうと最近考えます。実家のあった場所を通るとき、うちのおかげですいすい通れるとは考えませんが、多くの方々の苦渋の決断でまちがつくられて便利になったことを我がこととして自覚している一人です。

今次水害後、まちづくりで思い悩んでいる方ばかりだと思います。人吉市が皆さんへお伝えしている安心で安全なまちに自分の負う負担がどんな形で貢献するのか。住み慣れた家と町がどう変化するのか想像できないことと思います。まだ高校生でしたので父の苦悩を共有することはできませんでしたが、高校のとき見た密集したまちの元住人の皆さんに御礼を言いたいと思います。おかげさまで車社会の現在の人吉に適した交通網ができあがり、住みごちがとてもよいと感じています。まちづくりの計画に理解を示し、住みよい未来の人吉を思う多くの英断がそこかしこにあったのだと市議会議員になった今、さらに思いを強くし、

頭の下がる思いです。

昨日、市長は50年、100年先を見据えたまちづくりと言われましたが、このまちづくりは、今を生きている私たちにも大きな恩恵をもたらす最上の社会貢献だと思います。どうかこの人吉市の数百年に一度のとてつもなく大きなまちづくりのその礎にお名前を刻む覚悟を、御理解と御協力を市民の皆様をお願いしたいと思います。

そこで、私の役割として丁寧に災害から復旧と復興の道筋をこれからの質問を通じて皆様と共有していきたいと思います。

一つ目の質問は、発災当初、最大の事業の一つでありました災害廃棄物の処理事業が今月をもって終了するに当たり、その実績をお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

災害等廃棄物処理事業費につきましては、令和2年12月の環境省の災害等廃棄物処理事業費補助金査定時におきまして83億2,358万1,756円で行いました。しかし、実績につきましては、この事業がまだ終了していないことから、最終的な金額を精査中でございます。

また、災害廃棄物の処理量につきましては、同じく、環境省の査定時におきまして12万7,869トンと推計しておりましたが、現在把握しております令和3年12月末時点で13万5,613トンと推計より増加をしております。この処理量につきましても事業終了に伴い確定をいたしますので、最終的な数字は把握をできていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 3月末終了でまだ確定数字ではないとのことですが、これだけの処理量を1か所の仮置場で処理を終了できたということは、大変すごいことだと思っております。今次水害では、他自治体、自衛隊の早期からの御協力なくてはならないものでした。それと同様に、市民の皆様には大変な混乱と御迷惑をおかけしたのですが、被災された御自宅など現地に分別された上で、自ら離れた仮置場へ被災者自ら搬送いただいたことは、廃棄物処理の工程を大きくスムーズにすることができました。それは環境省の環境再生資源循環局災害廃棄物対策室作成の災害時の一般処理廃棄物処理に関する初動対応の手引きについて、令和2年5月版というのがあります。ちょうど人吉市が発災する2か月前に示された廃棄物処理に関するガイドラインでございます。これを見ますと、いくつかの課題設定があるのですが、その一つが廃棄物の混廃化でございます。いろいろな物が混ざったまんま移動して物が廃棄されるということなんですけれども、これが何でもこういろんな物が混ざってしまうと、それを分けるためのスペースと人と機材が必要になるということです。一度仮置場で分けた後、その廃棄物を整理して、改めて待機、搬出作業をするための広いスペースがまた別に場所と人と機材が必要となります。分別作業の中で仮置場と集積搬出のための仮置場、広い場所と人と資材が2か所分必要になるということでございます。環境省のガイドラインでもそうい

った手順を示されております。

ところが、人吉の市民の皆さんは、自宅などで被災された上、その場できちんと分別をされて仮置場に持ち込まれました。その御協力で仮置場が1か所に集約でき、人と機材を集中することができました。また、仮置場内でも分けられたルートでお待ちになり、指定場所に降ろされたので、同じ環境省のマニュアルどおりのスムーズな環境整備ができております。この廃棄物処理事業が速やかに終了できたのは、ひとえに市民の皆様の御理解と御協力の甚大な努力があったことだと思います。廃棄物処理を担っていただいた現場の方から、分別して持ち込んでいただくようお願いしたものの、この大災害の中、人吉の皆さんは協力を惜しまず、やり続けられたことに敬意を持ちましたというお話を聞きました。大変市民の皆様お疲れさまでした。そして、ありがとうございます。

さらに、これを基に、次の災害に備えた防災計画が立てられていると思います。そこでは、今次水害を踏まえ、どのように取り組まれていますでしょうかお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

今回の災害廃棄物仮置場の運営に関しましては、開設の初期段階におきまして渋滞や臭気など、市民の皆様に混乱を招いてしまい、被災者の皆様、近隣の皆様に御迷惑をおかけいたしました。しかし、その後は広い敷地を活用したモータープール、ファストレーンの導入や、今議員からもおっしゃっていただきましたように、被災者の皆様の御協力による廃棄物の分別により効果的で安定した仮置場運営を行えたものと考えております。特にファストレーンは、災害廃棄物の分別、選別作業の効率化につながり、全国的にも例のない取組として、熊本モデルと呼ばれ、今後の災害廃棄物仮置場のモデルとして注目をされました。

今後災害が発生した場合の災害廃棄物仮置場についてでございますが、今回の人吉中核工業用地は、本来の設置目的であります工業用地として使用するため、候補地から除外することとしており、人吉市災害廃棄物処理計画において候補地として掲げております、人吉第一市民運動広場、川上哲治記念球場の2か所に加え、重機による分別、保管が可能な限り広い場所も含め、災害の種類、規模にあわせた候補地の検討を進めているところでございます。

また、同時に、渋滞緩和に向けた搬入ルート等も検討してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） ぜひ改めて、人吉モデルと言われるような計画を市民の皆さんと一緒にスムーズに実行できますように、万全な準備をお願いして、次の質問に移ります。

次に、水害の対応について、河川の復旧状況についてお尋ねしてまいります。

その中で、本市はホームページから県や国の行っている工事進捗の情報ページにつながることができます。進捗をパーセントで示されていたり、画像も多くわかりやすくなっていま

すので、月に一度、ぜひ更新時には市民の皆様に御確認いただければと思います。

河川掘削が進み、現在、川面と同等か、それ以下に堆積土砂の撤去が進んでいます。素人目に川底が平たくならされてしまうと増水した場合、凸凹している水の流れが滑らかになり、上流部より水の勢いを増しやすくなり、中流域の人吉市では河川の水位の上昇スピードが速くなるのではと不安になっています。それにつきまして、球磨川タイムラインの見直しなどされるのかお尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えします。

現在、球磨川水系緊急治水対策プロジェクトといたしまして、国土交通省、熊本県と連携し、球磨川本川、支川の河道掘削が進められております。

また、堤防や護岸の整備を集中的に実施することで令和2年7月豪雨と同規模の洪水に対し、越水による氾濫防止などの浸水被害の軽減に取り組まれております。

このような状況の中で球磨川の洪水予報における基準水位でございますけれども、令和2年7月5日以降、現在、引き下げて暫定を運用をしております。

避難を判断する基準、水位というものが引き下がったことに伴いまして、球磨川水害タイムラインにつきましても早めの避難の呼びかけを行い、早期避難を促しているところでございまして、今申し上げた引き下げた基準の中で運用をしているというところでございます。

球磨川水害タイムラインにつきましても、日々状況の変化によっては、当然見直しも出てくるものというふうに考えております。

今後も引き続き最新の気象情報、予測などを国交省や气象台、それから熊本県などと緊密に情報を共有することで早期避難の呼びかけを徹底してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 今次水害後は、一貫して洪水予報の基準水位を下げたままとのことで、きちんと防災情報にあわせた避難行動をするように心がけたいと思います。

川も刻々と改修が進み、様子が変化し、河川改修とまちの変化に伴ってリスクもその都度変容していると思います。街中も解体工事が進み、更地が多くなっています。万が一、起きてほしくはありませんが、増水して堤防を越水することになれば、建物が建っているときよりも水の広がりが早くなるのではと、ここでも不安に思っております。

また、建物がないことで浸水深が深くなってしまうと道路と更地などの敷地などの境が全く不明になり、歩きでも、車でも障害にぶつかることになり、避難が難しくなると予想します。となれば、やはり何より早期避難しかありません。越水の心配も浸水で避難経路が見えなくなる不安もないままスムーズに避難所へ移動していただかなくてはなりません。そのためには、市民の皆さんに高い意識を持ってリスクを取り除き、すぐに行動して余裕を持って移動していただく必要があります。これまでの避難訓練を踏まえて、今年はどうされていく

のかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

昨年5月に実施しました、自主避難訓練でございますけれども、令和2年7月豪雨を受け、初めて実施しましたけれども、指定避難所8か所で231名の参加がございました。また、11町内会でも自主的な避難訓練として実施していただきまして332名、合計563名の市民参加があったところでございます。

次に、10月17日に実施しました人吉市総合防災訓練におきましては、自衛隊、警察、消防など関係機関のほか、避難行動要支援者把握訓練としまして、自主防災組織代表でございます町内会長をはじめとして、市民の皆様の参加もあったところでございます。

また、引き続き、防災行政無線、防災ラジオによる防災情報、避難情報の周知に取り組むほか、本年4月以降に運用開始します防災ポータルサイト、それから、水の手橋の手すり等を河川水位によって照明を行いますライティング防災アラートシステムなど追加をいたしまして、多様な媒体を用いて視覚や聴覚に訴える早期避難の呼び掛けに引き続き取り組んでまいります。

避難行動が日常的な行動につながるよう市民の意識を変えることが重要でございます。それぞれの地域で形成された自主防災組織を中心に関係機関との連携強化を図りながら、今後も自助、共助、早期避難を意識する訓練を重ねることで市民の意識定着を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） ぜひ本部の訓練同様、地域にも地域の支部機能を意識した訓練を実践されたいと思います。親が我が子の手をまず握って離さずにいることと同じように、本部は地域を守り、地域は隣近所と手を取り合って避難できますように、連携の意識強化、定着の訓練をお願いしたいと思います。

次に、これからの復興に向けた取組について質問したいと思います。

人吉の経済の復活は、まず、観光にほかなりません。コロナ禍にあっても宿泊業の皆様は、その旗振り役としていち早く再開を果たされます。それにプラスして、観光で人吉を訪れていただくために球磨川を活用する観光、球磨川下りやラフティングなど、リバーアクティビティ事業者について、現在の状況、復興状況を市は把握されていますでしょうかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） 議員の皆さん、こんにちは。それでは、お答えをいたします。

ラフティングとリバーアクティビティ事業者の状況等につきましては、球磨川くだり株式会社現在事務局をしております一般社団法人球磨川ラフティング協会を通じまして、協会加盟各社の把握を行っているところでございます。つきましては、同協会から御提供された

情報によりましてお答えをさせていただきます。

同協会は、人吉市及び球磨村のラフティング事業者14社で構成されており、令和4年3月現在で球磨村の事業者1社のみが事業再開できておりません。

復興状況につきましては、今回の水害で被災した事業所、あるいは免れた事業所がございしますが、球磨川の航路等の状況が大きく変わったことによりまして、川下りやラフティングの営業自体ができない状況でございましたが、令和3年7月4日、球磨川くだり発船場、いわゆるHASSENBAのリニューアル開業にあわせまして、一部区間ではありますが、ラフティング事業につきましては営業を再開することができたところでございます。

また、リバーアクティビティ事業者からの要望等についてでございますが、現在のところ、球磨川くだり株式会社、あるいは一般社団法人球磨川ラフティング協会、あるいは各々のラフティング事業者様から人吉市へ対して直接の要望書等の提出はございませんが、しかしながら、令和3年11月22日に人吉温泉旅館組合、人吉温泉女将の会さくら会から提出されました要望書におきましては、宿泊支援と連動した地域アクティビティの利用促進として、人吉球磨地域のアクティビティ事業者への支援の御要望があったところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 災害後、コロナであっても魅力ある観光地復活のアピールを続けて発信していきながら、地元の関係者が連携されていくのは何よりだと思います。これから人吉観光の復興に欠かせないリバーアクティビティ事業に対してどのような対応をされていくのか、重ねてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） それでは、お答えをいたします。

リバーアクティビティ事業者への御支援ということでございますが、まず、市としましては、令和3年度に県内観光周遊事業としまして、ラフティング等のアクティビティの参加費用から2,000円を割引かしていただく事業を行っております。新型コロナ禍の影響もございまして、10月という遅い時期に事業をスタートしたものの、大変好評でございまして、ほぼ2か月で完売をいたしております。ラフティング事業者のいくばかりかのモチベーションアップには寄与させていただいたものと考えております。

令和4年度におきましては、リバーアクティビティ事業者に特化した支援としましては、宿泊を問わずに、国のGoToキャンペーン宿泊補助等も見越した上でございますけど、アクティビティの割引を行うリバーアクティビティ等推進事業を前年度の事業よりも予算を大幅に拡大して、今議会にも御提案させていただいており予定しているところでございます。

また、地域の要望としましては、人吉球磨観光復興会議というものがございまして、これは熊本県のほうで呼びかけいただいているところでございますが、その中で、県のほうにも御支援をお願いしておりまして、県としましては、令和2年度被災地域産業支援事業費補助

金というものがございまして、それを活用し、一般社団法人球磨川ラフティング協会のホームページにおける予約機能の集約、ラフティング体験商品の統一化、それとSUP（サップ）と申しまして、スタンドアップパドルボードの新しいアクティビティの導入に2,000万円の御支援を協会に出していただいたところでございます。

令和3年度におきましては、人吉球磨豪雨被災地観光復興戦略に基づく取組を推進する観光ラボを県のほうでも立ち上げられまして、同じく、新たなリバーアクティビティの導入に向けて、SUP（サップ）やEボートガイドの養成講座による人材育成に取り組んでいただいたところでございます。Eボートとは、10人乗りのゴム製のカヌーで、子供から大人まで誰もが楽しく水辺を散策できる乗り物でございまして、全国の河川等で活用されているものでございます。

また、引き続き、県におかれましては、令和4年度においても観光ラボにおいて新たなリバーアクティビティの商品化に向けての取組等は引き続き御支援いただくということになっております。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 球磨川とともに再生するためにも球磨川に多くの方々観光に訪れる光景が増えることは復興へ向かう市民にとっても大変勇気づけられるものだと思います。球磨川の自然の恵みを享受できる人吉の強みであり、ほかでは真似のできない観光資源であります。今後、リバーアクティビティ事業者とどう連携し、復興の道筋を立てていくのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

先ほど申しましたように、熊本県が主催をしております人吉球磨観光復興会議におきましては、人吉市及び人吉球磨観光地域づくり協議会並びに人吉球磨管内の観光関連団体、あるいは事業者、企業等が参画する会議でございまして、球磨川くんだり株式会社や一般社団法人球磨川ラフティング協会も御参画をいただいているところでございます。観光地人吉市としての面的な創造的復興のため、定期的にこれを開催しておりまして、情報共有等図りつつ、復興へ向けた取組を進めているところでございます。ラフティング協会におかれましても、被災後の令和3年1月、一般社団法人化されており、法人化による組織体制の確立により、行政との連携強化はやりやすくなっておりまして、かつ、事務局が現在、球磨川くんだり株式会社でございますので、当方、人吉市としましても非常に情報共有の強化が図られているところでございます。各ラフティング事業者につきましては、当協会を通して情報を共有させていただき、また、水害の前から人吉観光において大変人気のあるリバーアクティビティを1日でも早く復興させていただきまして、さらに人吉観光の核となるように、先ほど申しました令和4年度につきましては、リバーアクティビティ等推進事業を活用いただきまして、

市としましても同協会と連携して実施してまいりたいと、このことによりましてしっかりと支援してまいりたいと存じます。

以上でございます。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 河川改修の情報などを十分共有し、航路確保など、確実な連携した一歩一歩の復興をお願いしたいと思います。

令和2年7月豪雨から着々と時を重ね、復興が着実に進んでいることをアピールして、人吉の頑張りを多くの方に来て、見て、知ってほしいところです。興味のある方等については、SNSの活用も進んでいると思いますが、あえてアナログ的な情報の発信も必要ではないかと考えております。高速道路沿いにあります中小企業大学校などの看板のあのあたりに、高速を走る通行車両から見えるように、「令和2年7月豪雨災害支援ありがとうございます。観光をはじめ、人吉は復活中です。引き続きの御声援を人吉でお待ちしております」というようなメッセージの看板を設置して、あえて人吉を目指す、人吉に今関心のない方たちにもまだまだ人吉は復興を目指して観光立地に向けて一丸となって頑張っているというアピールが必要ではないかというふうにもあわせて思っております。

しかし、何でもやってみるというわけにはいかないのが今の人吉の現状でもあります。事業見直しでデメリットや痛みを感じられる市民も少なくないと思います。しかし、この災害、そして長引くコロナ禍の中から人吉市を復活し、活気あるまちにするために、人吉市民全員で一緒に復興を目指すのだと一致団結していただきたい。そう思います。

そこで、事業見直しの趣旨、目的を改めてお伺いいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

令和2年7月豪雨災害によりまして災害からの復旧・復興という新たな本市の市政施行以来、最大の課題が生じることになりました。このことは本市にとってこれまでの歴史や人々との営みにより積み重ねられた財産が喪失しかねない危機的な状況である一方、将来に向けて市民と行政が手を携え、協働し、新たな地域における価値を創り出していく好機にしなければいけないと共通理解を図っております。

今回の見直しは第6次総合計画前期計画で示す、分野別施策について、復興事業との関連性、施策の緊急性等を総合的に判断し、事業の廃止、休止、凍結、規模縮小等を判断、整理したものでございます。

市民に必要な不可欠なサービスの安定的な供給にも配慮しながら、市政の停滞を招くことがないように、特に令和4年、5年度では、常態ではない復旧・復興が続くという厳しい認識のもとに、市民、地域の皆様の御理解をいただきながら、我々職員も一丸となってあらゆる知恵を結集し、引き続き豪雨災害からの未来型復興を確実に推進してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1 番。松村太議員。

○1 番（松村 太君） ぜひこの今御答弁いただきました趣旨を市民の皆様に御理解いただき、行政と連帯感を持って復興を確実に前進させていただきたい。行政がしてくれるではなく、みんなで一緒に進もうと共感していただければ幸いです。一緒に復興の道を進んでいただくために、市民の皆様には健康でいていただくことも重要だと思います。こじつけのような展開ですが、私も昨年、市民健診を受けまして、再検査となりました。私のみならず、家族まで再検査の通知をいただきました。幸い御理解ある先生にもお会いできて治療を進めることができました。今まで全く健康に不安を感じたことはありませんでした。多少年齢のせいにしていた部分もありますが、自分の家系が高血圧の家系であるという自覚があり、買ったお弁当では付いているお醤油やドレッシングは使わないように気にしているところがございます。

人吉市は災害から3年目を迎えます。過去の大規模災害では、大きなストレスを受けながらも復旧復興に励んできた方々が体調を崩す、そういう時期だという統計結果もございます。そうした中、心のケアなどについて市の対応はどういうふうになっているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

令和2年豪雨災害以降、避難所被災者及び住宅被災者に対する心のケアにつきましては、熊本県精神保健センターや人吉保健所及び専門医療機関等の外部機関の協力を得ながら、市の被災者支援対策課と地域支え合いセンターが連携し、被災者の心のケアに取り組んでおります。具体的には、相談を受けた方に対し、専門医療機関につなげる必要性の有無の判断のため、熊本県精神保健センターや人吉保健所が実施している心の相談へつないでおります。

また、熊本県精神保健センターが実施した被災者の心のアンケートの結果をもとに、保健センターから仮設住宅や在宅の被災者へ家庭訪問や電話による聞き取りを行い、被災者の状況を把握するとともに、見守りなど必要な方には引き続き支援を行っております。

さらに、熊本県、県社会福祉協議会、県防犯関係団体、県弁護士会及び地域の代表により構成される人吉市地域支え合いセンター運営会議が月1回開催され、その中で関係者間での被災者の生活再建の状況や課題につきまして情報を共有し、必要な支援を実施しているところでございます。被災後3年目に増えると言われております心の健康課題につきまして、これまで被災されたほかの地域での被災後3年目の取組などを参考にしながら、関係機関と協力し、必要な対応に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1 番。松村太議員。

○1 番（松村 太君） 仮設の生活などにも様々なストレスがあると聞いております。住まいの確保の点では、滞在期間の期限や移転の流れの中でのストレス、生活基盤の回復の遅れ、

新しい住まいへの不安、新しいコミュニティの再生など、日々の生活はまだまだ安定していないところもあると思います。とにかく誰かと話すことが必要だと思います。閉じこもることなく、コロナ感染には十分気をつけて、なるべく誰かに話をするように心がけていただければと思います。こういったストレスなどの蓄積は突然の体調変化をもたらすことがあると思います。今までと何か違うなという本人にしかわからない違和感などの不安を解消するために、対象者の方々にはぜひ毎年市民健診を受けて、不安を早期解決していただきたい。そして、急という字のつく脳や心臓の病気についても、不安解消のために市民健診などの検査項目に脳ドック、心臓ドックなどを増やすことはできないかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

ここで、まず市民健診の状況につきまして御説明をさせていただければと思います。令和2年度の市民健診は、新型コロナウイルス禍による受診控えと7月の豪雨災害の影響によりまして、市民健診の全てにおいて受診率の低下が見られましたが、令和3年度特定健診に限っての暫定値でございますけれども、令和4年1月26日現在で受診者数2,314人、受診率42.9%でございます。令和2年度よりは改善をしているところでございます。令和2年度と実績比較いたしますと、受診者数548人、受診率10%の増加となっております。

また、国民健康保険に加入の40歳から70歳までの方を対象に特定健診を実施し、国民健康保険加入に限らず、19歳から39歳までの方を対象にヤング健診も実施しております。

特定健診におきましては、国は、心電図検査を全ての対象者に必要な検査項目としてはおりませんけれども、本市におきましては、ヤング健診も含めまして、全ての対象者に実施をしておるところでございます。心電図検査を実施することで不整脈等の心臓に関する異常の早期発見・早期治療につながり、狭心症や心筋梗塞、脳梗塞など、重症化予防に効果を発揮いたします。加えまして、脳血管疾患の発症予防のため、市民健診におきましては、血圧や血液、腹囲等のデータを御自身で御確認いただくことで生活習慣病の予防や血管の老化の予防に資することを目指しております。

市民健診受診率向上の取組といたしまして、脳ドックや心臓ドックの追加ができないかというような御提案でございますけれども、今後、豪雨災害からの復旧・復興に向けた大変厳しい財政状況というのもございまして、現在のところは、従来の市民健診に特定の臓器に特化した検査項目を追加することは検討していないところでございます。

ここで御紹介等にはなりますけれども、国民健康保険に加入されている方におかれましては、特定健診を含んだ人間ドックを受診されることで、その結果を市に御提供いただきますと、5,000円の助成金を交付する制度がございます。今後も様々な勧奨方法等を実施いたしまして受診率の向上に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） まさに国民健康保険に加入の40歳から74歳までの方に、私が該当して、また再検査を言っているわけですが、今、御説明いただきましたように、市民健診の結果をもとにですね、それでも心臓や脳の病気の早期発見に結び付けることができるデータは取得できているということでしたので、改めて、そういった御不安の方も含めまして、多くの方に受診の機会をとっていただき、健康の裏付けをしっかりとって、安心して人吉で生活を続けていっていただきたいというふうに思います。

そして、まさにコロナ禍の中、3回目のワクチン接種が生活の安心材料の一つとなっています。濃厚接触者の判断基準や隔離期間短縮など、時の経過にあわせるように状況が変化していますが、こと感染者陽性となってしまうと、症状が軽くとも一時的に社会から隔離され、感染防止と治療に専念していただくことになります。ただそうしますと、急なそういった社会からの隔離になりますので、食料確保などが困難になるなど、ニュース等でも報道がっております。そして、それがひとり親さんだった場合は、子供の感染確率は低いとはいえ、感染した親としては大きなジレンマを抱えることになります。

そこで、現在、エッセンシャルワーカーなど優先接種されるランクにひとり親さんも位置づけできないかお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

国からの通知で追加接種の予約枠に空きがあれば、現に高齢者に対する接種が行われている場合におきましても、6か月の接種間隔が空いたならば一般対象者への追加接種の前倒しが可能とされたことから、本市といたしましては、エッセンシャルワーカーへ優先的な接種を行っているところでございます。3月9日現在、昨日の状況でございますけれども、追加接種の進捗状況につきましては、対象者の43.78%の方が接種を受けておられます。かなり関心が皆さんおありなのかなと思う結果でございます。希望される方への速やかな接種に向けまして、接種間隔6か月の前倒しに対応した接種券の発送や接種を急がれる方へ接種医療機関の変更調整や県民広域接種センターの紹介、その他、情報提供を行うなど、個々に応じましたきめ細やかな対応に努めてはいるところでございます。

議員がおっしゃられますように、ひとり親の方が陽性になれますと子供さんも含め、家族の生活が一変することは十分理解できているところでございますけれども、先ほど申し上げましたように、ワクチンの接種が進んでいる状況でもございますので、ひとり親のみならず、接種を希望される方全ての方に時機を逸することなく、一日も早い接種に向け、ワクチン接種の取組に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 今のところ3回目接種の供給に不安はない状況というふうな認識でありますので、問題は少ないかと思いますが、これから新たな病気やワクチン接種など優先度

で対象者を分けざるを得ない場合は、ぜひ、ひとり親さんの状況についても御検討をいただければというふうに思います。

WHOでは、皆さんよく御存じだと思いますが、健康とは、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも全てが満たされた状態であることという定義がなされています。人吉市では、今、地元での生活、そこでのコミュニティーの育成に市民が健康であることはとても重要です。仮設住宅から公営住宅への移行など、新たなコミュニティーづくりに市民の皆さんの御協力が必要不可欠な場面がございます。ぜひ、後手後手にならないように、建物ができる前から御希望者がある程度募った、人数が確定できた時点から次のコミュニティーづくりへの事業を進めていただきますように関係各所の皆様をお願いしたいと思います。

では、その子供たちについてのお尋ねをしてみたいと思います。

昨年も年度始めにお尋ねしておりますが、相変わらず令和3年度もコロナ禍の中で子供たちは学校生活、日常生活を過ごしております。そういった中での学力、体力、または諸事情による不登校やカウンセリングを必要とする児童・生徒さんについてお尋ねします。

○教育長（志波典明君） お答えを申し上げます。

これまで学校では、感染防止対策を徹底しながらも児童・生徒に影響が出ないよう保護者や地域の力もお借りしながら創意工夫した教育活動を進めてきたところでございます。新型コロナウイルスが児童・生徒の心身の成長にどのような影響を与えているのかということにつきましては、調査等が実施されておらずわからないところでもございますけれども、学力、体力等の児童・生徒の状況について、わかる分を御説明をいたします。

まず、学力についてですが、昨年12月に実施されました、熊本県学力学習状況調査の結果を見ますと、学校あるいは学年によって差はございますが、前年度の結果を上回る学校、学年が多いという結果でございました。

次に、体力についてでございます。本年度初めに各学校で実施しました体力テストの結果を見ますと、学校、学年により差は見られるところですが、低下傾向が見られる学校もございます。

次に、不登校児童・生徒数についてでございますが、小学校、中学校ともに増加をしております。

最後に、カウンセリングにつきましては、令和2年7月豪雨災害により、本年度もスクールカウンセラーの追加配置をいただいております、より多くの児童・生徒がカウンセリングを受けることができる環境になり、その数は増えております。

いずれの点につきましても、その変化が新型コロナウイルスの影響かどうか判断するのは難しいところではございますが、新型コロナウイルスの影響を受けている児童がいるかもしれない、いるのではないかという意識をもって、児童・生徒の状況につきまして、引き続き注意深く見守り、学校と連携し、指導・支援を続けてまいりたいと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） コロナ禍の中、引き続き、学校におかれましては、子供たちの学力向上、体力維持に努められていることと思います。そして、教育長がおっしゃられましたように、マスク着用によって何よりもコロナ感染を防止するという最大の命題に対しまして、日々頑張っておられる学校現場の皆様には感謝を申し上げたいと思います。

I C Tや英語教育、道徳教育など、幅広い教育内容、そして、I C Tを使った進行が進むことを期待しているところでございますが、何よりコロナ禍などによる対面の直接的な指導が非常に難しいというふうにも聞いております。ぜひ一日も早くコロナ禍が終わりまして、子供たちと先生方が満面の笑みの中で授業が進まれることを期待して、そこで大きく子供たちが飛躍していく姿を合わせて期待したいというふうに思っております。

ただ、今の御答弁の中で、不登校が増加傾向というのが、やはり先ほどの一般質問でも行いました3年目の傾向と一致するところなのかなというふうに危惧するところでございます。

昨日も教育長から一学年で通知表を2回実施するという旨のお話があり、先生方の子供たちとの関わりがさらに良い方向へ進む期待をもって伺っておりました。

また、プラスいたしまして、教育のスキルは教室の人数に左右されるものではないというお話もあり、一保護者として、学力、体力の成長とその充実度の大きさに大変期待をしていきたいと強く思った次第でございます。

しかしながら、昨日、同僚議員の平田議員からも御指摘がありました、事業見直しの中に、パワーアップ教室や草木山川学校など、人吉らしい教育のやり方、地域連携のお手本であるこういった事業が見直されることは、人吉らしさ、人吉での教育の個性が失われ、とても残念でなりません。私も丸付けボランティアをしたことがあります、丸をもらったときの子供たちのうれしそうな笑顔というのは、こういった事業に参加した関係者の方々、皆さんやりがいを感じてられると思います。仮に、間違ったところを一緒に考えるときでも、真剣に考える子供たちの表情や意表を突く発想など、こちらが多くの刺激を受け、手伝ったことを非常によかったなと、こちらのほうが感じるそういった事業でございました。

教育関係の質問をするとき、私よく付け加えるフレーズは、今年の学年は今年しかありません。2年の休止でこういった事業をただ受けずに通り過ぎていってしまう児童はどうなるのか。学習の学びのチャンスをこの2年間のコロナで受ける影響プラス、さらに事業見直しで奪ってしまうのは、責任ある大人として子供たちに何とも申し訳ない気持ちです。教育委員会として、改めてどういうふうにお考えなのかお伺いいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

放課後パワーアップ教室につきましては、本市児童の基礎学力の定着と学力向上を目的に、保護者や学校を退職された教員、地域の皆様方の多大なる御協力を得てこれまで試行期間を

含め15年間実施し、大きな成果を上げてまいりました。

また、草木山川学校につきましても、生きる力と郷土愛を育むことを目的といたしまして、これまで8年間、人吉市の豊かな自然環境を活用した野外体験活動を実施してまいりました。小学校2年生の希望者を対象に夏は川遊び、春はハイキング等の機会を提供し、参加者からは所期の目的を達成する数多くの御意見を頂戴してきたところでございます。

どちらの事業につきましても、児童・生徒の確かな学力や豊かな心の育成に資する事業であり、大きな成果を上げてきた事業でもあることから、事業休止に対しましては、大きな葛藤があったのも事実でございます。事業休止に際しましては、関係者に対し、これまでの御礼とともに、休止となった経緯を丁寧に説明し、おおむね御理解をいただいているところでございます。

事業休止とはなりますが、今議員言われたように、例えば、放課後パワーアップ教室に関しましては、長期休業中に実施する学習会への参加であるとか、各学校における学力充実タイムでのお力添えなど、今後も継続した子供たちへの支援をお願いしてまいりたいと存じます。

また、これまでパワーアップ教室で作成してきました教材につきましては、学校内や家庭学習において活用できる宝物として、各学校において大いに活用を進め、児童の基礎学力の定着と学力向上につなげていくよう市内校長会でもお願いをしていきたいと存じます。

草木山川学校事業につきましても、水生生物調査や木育事業など、他部局、関係機関の事業と連携した取組や地域学校協働活動を活用した自然体験活動の推進など、学校での取組も検討しながら、子供たちの自然体験の機会をさらにつくってまいりたいと考えております。

他の休止、縮小した事業につきましても、児童・生徒への影響が極力出ないよう関係機関と連携した取組を今後検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） パワーアップ教室は参加対象である学年の児童、その勉強のやり直しではなく、遡って前の学年等々のやり直しなども重点を置いて、しっかりと基礎学力を子供たちにつける、非常に有用な事業であったということは、先生方からも大変高い評価をいただいている事業でございます。中学校の先生にお伺いしましても、授業の中で、この子がどの単元で躓いているかというのは見ていてわかると。ただ、そこを遡って一人一人に教える時間がどうしてもないと。小学校でやっているようなパワーアップ教室が中学校でも行えればそういった課題への解決につながるのですが、残念ながら今の時間的ゆとりやカリキュラムの中では難しいというお話を聞いたことがございます。

ただ、今回の長きにわたる事業につきまして、御協力いただいた皆様には、心から感謝申し上げます。

今、教育長からも苦渋の決断の中で事業を見直すのだと。そして、それを補う形で子供たちにさらなる経験を積ませたいというお言葉がございました。そういったことから、今回の事業見直しは教育委員会の教育方針転換ではなく、あくまで人吉市が全力を振り絞って、子供たちにそういった犠牲を強いてでも復興を目指すということの誓いであると。その証のためにも私たちは復興にしっかりとその証を見出すような事業展開をしていかななくては行けないと、改めて強く思う次第です。教育以外の新規事業など未来を担う子供たちに誇れる人吉の姿を見せられるよう行政と市民の皆様と民間活力一体でぜひやり抜いていきたいと思えます。

それでは、最後の質問に移ります。

最近、30年続けてきた髪型を変えました。びっくりされる方はびっくりされるんですけども、初めはですね、我がことのただの話題づくりで髪型を変えたわけですけども、このコロナ禍の中で改めて驚いたのは、お付き合いが長い方でも、短い方でも関わらず、こうやってマスクをしてこの髪型でお会いすると、ほぼ最初は私だと気づいていただけません。かなり近づいて声をおかけしますと、「ああ、なんだわからなかった」って、「何か違うよね」と言われます。自分でも鏡を見て前髪がこうちょっと垂れてきてしまっていると、もうこの細い目がわずかししか見えません。そうすると、確かに見た目では髪型ぐらいでしか誰だろうという判断ができていないんだろうなというふうに思うわけです。このようなマスク生活の今、学校では子供たちはどういう様子なのかお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

現在、各学校においては、学校組織一体となって新型コロナウイルス感染症防止対策に徹底して取り組んでおり、そのことが感染者の増加を防ぐことにつながっていると考えております。児童・生徒につきましても、教職員同様に、学校生活においてマスク着用をお願いしております。授業をはじめとして、給食や休み時間など、様々な場面において我慢をする日が続いているところでございます。

ただ、そのような中でも、児童・生徒は前向きに学校生活を送ってくれております。今できることに元気に取り組んでおります。マスクを長時間つけることにストレスを感じている児童・生徒はいると思われそうですが、今のところ児童・生徒同士のトラブルが増加しているとか、授業中の落ち着かない学級が増えたなどの報告は受けていないところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 今のところは学級での目立った様子はないということで安心しました。ただ、想像するとですね、クラスメートでもマスクなしの顔をまじまじと見たことがないとか、マスクごしでしか声を聞いたことがない、マスクを付けているときとなしのときの印象が違うなど、日々感じていることはいろいろあると思います。ネットのニュースなど見ます

と、まあネットニュースでなくても、実際人吉市内の保育士さんにお伺いしても、乳幼児では0歳から1歳、もしくは2歳、それぐらいまでの子供たちの喜怒哀楽の表情が何か乏しくなったようなというふうに感じるという方もいらっしゃるし、マスクをして、そもそも「いないないばあ」とやっても、赤ちゃんは笑わないというふうにお話も聞いております。顔の半分以上を隠すマスクは、人間同士のコミュニケーションの大事な情報ツールを機能不全にしているのではないのでしょうか。口元であったり、全体の表情というものはとても大事なものだと思います。もちろん、乳幼児に限らず、現在の小学校2年生、中学校2年生、高校2年生、その全ての子供たちは入学して一度も素顔の同級生を見ていないんですよ。いろんな保育園、幼稚園から小学校に来ました。いろんな小学校から中学校に入りました。いろんな中学校から高校に来ました。もうそのとき既にマスクをしている状態でみんな集まっていて、しかも授業は長期休業になったり、分散登校になったりしてですね。ただでさえそれぞれの生徒が顔を合わせるということ自体非常に、その機会自体が少なくなっているのが現状です。

先日、ある子供と話をしていて、マスクを外しているとクラスメートかどうか分からないというんですね。私はそれを聞いてびっくりしました。このコロナ禍になってマスクしているのが当たり前なんですが、私たちの感覚からすれば、マスクをしとったけんわからなかったっていうのが日常会話の中でよく聞くことでございます。でも、今お話した、それぞれの2年生は一度も同級生の素顔を見たことがないので、外してしまうと、マスクをしているときの印象と大きく変わって、誰だかわからなかった、そんな話をしております。

今の各2年生がこの次の令和4年度もマスクをつけたままの状態が生活が続いて、例えば、高校生など卒業して人吉を離れる子、それぞれの道に進む子がいると思うんですが、社会人になった後、コロナ禍がなくなってしまってもマスクをしなくてもよくなったときに、同窓会に来るときはマスクをしてきてくださいと言わないと、誰が来たかわからない。素顔では誰かわからない。そういう笑い話になるようなことが実際今子供たちの間で起きているんじゃないかと。もちろん、乗り越し苦労であればそれに越したことはないのですが、非常に私としては、人と人とのコミュニケーションが大変難しい世代が着実に生まれてきているんじゃないかというふうに心配しております。

それを思っていますね、今、マスクを唯一外せるのは家に帰ってからです。家族だけが過ごしている家庭が唯一マスクを外して顔を見合わせてコミュニケーションをとって、会話や笑いやそういったものを行える唯一の場所になっております。子供に限った話ではありませんが、表情の見える生活をしっかりと送りましょうと、そういうことを言うような日が来るとは思っていませんでしたが、コミュニケーションのそういった喜怒哀楽や人の表情を見ながらの生活、そういった感覚を、肌感覚を維持するために、家族の家での時間を有効に活用することが今必要ではないかなというふうに思っております。

そして、そのツールとして読み聞かせですね。言葉を出して相手の表情を見て、それについてまた言葉を返してもらう。そういった読み聞かせをツールとして小学校や中学校で活用できないか。そういったことについてお尋ねしたいと思います。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

今、議員言われました本の読み聞かせにつきましては、想像力や感情が豊かになるなどの効果があると言われていますが、コミュニケーション力を高める有効な手立ての一つであるとも考えております。コロナ禍であり、学校においてマスクを外すことができない今、マスクを付けない中で行われる家庭での読み聞かせは貴重な時間であり、コミュニケーション力の育成に高い効果が期待できると思います。これまで学校におきましては、ノーマディアデーを設定し、家庭と連携しながら家族みんなで読書に親しむ取組を推進してきたところでございます。テレビやゲームの時間を家族と会話をする時間にする。こういった取組はこれまで大きな成果があったと考えております。ただ、長い取組の中で、当初の目的意識が薄れている面も出てきているのではないかと感じております。家庭の中でのコミュニケーションを高めるために、今後どのようなことができるのか、関係機関と協議をしてみたいと考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 家でですね、家族で本を読むことが習慣化されれば、本を読んだ感動や本を読んで起きる興味の先がもっともっと広がっていくのではないかというふうに思います。そして、自然と本を中心として家族の会話が広がっていくことを願っていきたいと思っております。

また、まちの復興でも人の交流ということにおいて、図書館など小さい子供から高齢者の方までが集えるようなそういった施設がありますと、十分そういったコミュニケーションの広がりによってそういったものを活用できるというふうに思っております。

新市庁舎に移転が完了しますと、人吉市図書館もスペースの拡大などを含めて、有用な活用についてのアイデアをいろいろとお披露目いただけるというふうに聞いております。新しい人吉市図書館のそういった有用活用にあわせて、市民の皆様からのいろんな声を頂戴して、復興した街の中に人が集い、街の中を多くの人が行き交う人吉の魅力の一つになるような施設をぜひ見られるようになるとうれしいなというふうに思っております。

災害からの復興にコロナ禍が覆いかぶさっている人吉ですが、人吉市民みんなでコミュニケーションをしっかりとって、子供たちに胸を張れるまちづくりを目指し、人吉の未来を担う子供たちの成長の糧になるように我々大人が知恵を絞ってこれからも頑張っていきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 42 分 休憩

午後 2 時 58 分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）
14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）（登壇） お疲れさまです。14番議員の福屋法晴です。

通告は、施政方針から過疎地域指定について、公有財産から人吉市が管理する公有地について、企業誘致から今後の企業誘致活動計画について質問をしてみたいです。

まず初めに、施政方針から過疎地域指定について質問をいたします。

施政方針において、令和 2 年国勢調査の結果を踏まえ、令和 4 年度から人吉市全域が過疎地域に追加されるとのこととなりましたが、人口減少が著しく、財政力が低いとの要件のもと、人吉市をはじめ、全国 65 自治体が過疎地域指定に追加されるとの説明がありました。法に基づき、財政支援があるとのことですが、事前説明においても、2020 年、人吉市は国勢調査に応じ人口減少、財政力法的基準などによるとのこと、過疎地域指定とされているとのことですが、現在の状況と全部過疎指定と一部過疎指定についてどのようなことが違うのかお尋ねをいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

まず、一部過疎につきましては、合併市町村が対象となっておりまして、合併前の旧市町村単位で人口減少率や高齢者比率などの人口要件のいずれかを満たすこと。かつ、現在の市町村が財政力要件の財政力指数が全市平均の 0.64 以下を満たすこととなっております。八代市を例にとりますと、旧坂本村、旧東陽村、旧泉村、旧鏡町の区域などが該当いたします。

本市の場合、全部過疎でございますが、こちらのほうは全域が過疎地域の要件、人口要件や財政力要件を満たすことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 何が一部地域なのかなというのが不思議に思ってたものですから、このような質問をさせていただきました。今後、人吉市は豪雨災害においてますます少子高齢化が進むと考えられます。また、令和 2 年 7 月豪雨災害から復旧・復興が急務となりますが、人口が減れば交付金も減少しますし、税収も減少しますので、ますます少子高齢化が進み、本当の意味での過疎となってしまう、取り返しがつかなくなると思います。過疎地域指定となれば、今後において財政支援、いつまで続くのか。永久に支援があるのか。多くの支援が受けられるのか。この違いについてお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

昭和45年に施行された過疎地域対策緊急措置法など、これまでの旧過疎法は原則10年間の時限立法でございまして、法律が制定されるたびに過疎地域の要件の見直し——人口減少率などがございますが——がございます。今回、制定されたのが過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法という名前でございます、令和3年4月1日から令和13年3月31日までとなっております。したがって、令和13年3月31日まで現行法に基づき、本市は支援を受けられることになります。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 過疎地域の特別措置法があるということで、少し安心をしております。人吉市民のためにいろいろな事業について真剣に取り組んでいただいておりますが、市民に対し、現在行っておられる事業や対策について、目に見える取組について周知することが大切だと思いますが、このことについてお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

現在、本市では、総合計画に包含して進めております第2次人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略を例に御説明をさせていただきます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、人口減少や地域産業の活性化といった本市が抱える課題の解決に向け、令和2年度から令和5年度までの4年間に達成していく4つの基本目標と2つの横断的な目標を設定しております。各種事業に重要業績評価指標、KPIと言っております数値目標でございますが、これを設定しまして事業を進めております。毎年度、産業界、関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体などの外部有識者に検証を行っていただいております。

また、その結果についても、議会への報告をはじめ、人吉市のホームページ上にも掲載し、広く市民の方々へ周知も行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） よく答弁で人吉市のホームページのほうに掲載をしておりますという話をされるんですけど、市民の方は、そのホームページは知っててもどうやっていくのかとか、それが全然わからないんですよね。だから、例えば、広報ひとよしに、人吉市のホームページにはこれをクリックして、これをしてここですよとかですね。何か図解じゃないけど、そういうのも必要じゃないかなというのを考えております。これまで少子高齢化が進む中で人口減少対策について、同じ質問も何度もしてきましたが、今回は、これまで行ってこられた対策について、また、課題について、今後の少子高齢化対策についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

まず、少子化対策に関し、子育て支援につきましては、人間関係の希薄化や育児への不安

や悩み、孤立感や経済的負担感の増加など、保護者の子育てに関する悩みなど、課題も多様化しているところでございます。

そのような中、本市では子育て世代の妊娠、出産、子育てを包括的に支援する子育て世代包括支援センター事業や発育状態の確認や障害を早期発見する乳幼児健康診査事業、乳幼児等を病中回復期に一時的に預かる病児・病後児童児保育事業、中学校卒業まで医療費を無償化することも医療費無償化事業、全国一律の取組ではございますけれども、令和元年10月から実施されました幼児教育保育の無償化、学校給食費に対しまして一定額を補助する学校給食費補助事業、また、給付型奨学金の創設など様々な事業に取り組んできたところでございます。

次に、本市の高齢化率は、先月2月末時点で37.33%と全国平均を上回っており、今後におきましても年々上昇し、団塊の世代の方々が75歳以上になる令和7年、2025年には39.3%に達するものと推計されております。独り暮らし高齢者や認知症高齢者の一層の増加が見込まれる中、住み慣れた地域で生活を続けていくことができるよう様々な支援や基盤整備を行う必要がございます。

本市では、これまで介護保険事業計画、高齢者福祉計画に基づき、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した生活を送るため、十分な介護サービスの確保に止まらず、医療や介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を包括的に提供できる体制、地域包括ケアシステムの構築を目指しております。具体的には、地域包括ケアシステムの中核として、地域包括支援センター運営事業、成年後見制度の普及啓発、相談、市民後見人の育成等を行う成年後見センター運営事業、シニアクラブ、老人クラブ活動の支援など様々に取り組んでいるところでございます。

なお、本市におきましては、新年度から豪雨災害からの復興まちづくり事業が本格化し、財政的にも大変厳しい状況が予想されますことから、少子高齢化対策の取組につきましては、現在の取組の質、量を落とすことなく、子育て世代や高齢者が安心して住み続けられる環境づくりに努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 説明をいただきましたが、現在の取組で質、量を落とすことなく、子育て世代や高齢者が安心して住み続けられる環境づくりの充実に努めていくということですが、これまでも質問しましたが、障害者福祉に補助金をとということで、それも削られ、子育ての副食費についてもお尋ねしましたが、それも提示されてないということで、どこにそういう安心・安全な子育てができる状態なのかなということをいつも思っております。ぜひ、次の答弁では高齢化率が上がっていないことを期待し、また、そのような対策を取り込んでいただけるということを期待しておきたいと思います。

過疎地域指定され、人吉の今後の財政について、国・県からの支出金について、また、松岡市長は市政のトップとして心苦しくもあり、複雑な思いがあり、市の現状を真摯に受け止め、復興のバネにすべく過疎地域指定から脱却も一つのまちづくりのテーマとし、与えられた有利な財源等を活用しながら、これまでも増して住みよいまち、住み続けたいまちの創造に傾注してまいりたいとの思いを述べられましたが、財源についても、まちづくりについてもはっきりとした進むべき姿が目に見えませんが、有利な財源とはどのような財源か。今後、毎年財源確保ができるのでしょうか。今後についてお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法にある支援措置の主なものについて御説明をいたします。

まず、一つ目は、公立小中学校、保育所等に関する国庫補助率の嵩上げがございます。二つ目は、過疎対策事業債、いわゆる過疎債でございまして、ハード事業、ソフト事業を対象とした充当率100%の地方債措置であり、元利償還の7割を交付税措置されるものでございます。三つ目が国税の特例、地方税の減収補填措置でございます。過疎地域における産業の振興を図るため、製造業や情報通信サービス業等の用に供する設備について、取得等した場合に、条例に基づき固定資産税の課税免除の適用を受けることができます。そのことによって、減収となる減収額の75%を普通交付税で補填されるものでございます。また、その他にも過疎地域等における地域課題解決のために人材育成やICT等技術活用などの取組を支援するための過疎地域持続的発展支援交付金も活用できるとされております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 説明の中ですね、過疎対策事業債で充当率100%の地方債措置ということがありましたが、その内の7割が交付税措置ということですけど、残りについては、考えれば借金ですよ。結局はそれがですよ、積み重ねていったら人吉市の債務は増えていくということですよ。だからそれを7割あるからいいやていうことでいろんな事業をするのではなくて、それを頭に入れたがらの事業を今後は展開していただかないと、人吉市はまだまだ過疎地域から抜け出すことはできないんじゃないかなということを申しておきます。

最後に、松岡市長にお尋ねしますが、財政力指数が高いとは、普通交付税算定において財源に余裕があることが大切でないかと私は考えますが、間違っていたらすみませんが、松岡市長は、よく将来に負担を残さないことが大切だとの発言をよくされますが、私も同感ですが、今後、新市庁舎の返済などの返済が始まり、地方債が将来に負担を残すのではないかなということを危惧しております。将来に負担を残さないための将来負担率についてお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

市債償還など将来に係る財政負担についての御質問かと思います。この件につきましては、毎年、決算が終了した後、その状況に応じ、将来負担比率として整理をしているところでございます。この比率は地方債の現在高など、将来負担すべき費用と、それに対する特定財源や普通交付税の基準財政需要額に算入される額、さらには、充当可能な基金などを考慮した指標でございまして、令和2年度は37.4%でございます。国におきましては、早期に健全化に取り組む必要を示す比率を350%としていることからしますと、標準的な考え方としまして、現在の状況はそこまではないと理解をしているところでございます。

地方債は、中長期に広く住民が利用する、例えば、道路や施設整備などの費用を将来の住民にも負担をいただくという、ある意味公平な考えで運用を行う上では、将来負担を否定することはできない部分もあろうかと思っています。また、令和2年度以降、豪雨災害からの復旧・復興に市債を活用したことにつきましては、私たちが暮らすこの故郷のインフラを速やかに元に戻す。被災された方々の生活、営みの再建を支援することが行政の務めである以上、やむを得ない判断であったものと思っております。

しかしながら、今議会におきましても複数の議員から御指摘をいただいておりますように、今後、市債の借入残高が上昇する中で財政運営に厳しさが増すことは十分理解をしております。今回の過疎地域の指定に伴い、過疎対策事業債の運用につきましては、財政的メリットはありますものの、将来負担には、議員もおっしゃいますように、変わりはないところでございまして、市債全体としての発行額を見極めながら財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 市長が今答弁されましたように、市債の上昇がこれ以上拡大しないような施策をしていただきたいと思います。このことについて質問をしてきましたが、人吉市において財源確保は国・県に頼らなければならないことは十分承知しておりますが、人吉市の衰退を止めるには、人口減少対策が重要と私は考えます。少子高齢化が現況と納得せずに、人口減少対策が市税の安定確立をするためにも安定確保対策になるのではないかと考えております。松岡市長、ぜひ人口減少から人口増になるように、今後チャレンジしていただきますようお願いをして、この質問は終わります。

次に、公有財産から人吉市が管理する公有地について質問いたします。

人吉市が令和2年7月豪雨災害において公有地も被害に遭っていると思います。災害復旧事業において工事のとき、隣接地を借りなければ災害復旧ができないとのことで、土地の管理者を調べたら市有地であるとのことで、簡単に借りられると思われたそうですが、詳しくその後調査をされたら、実は民有地であることがわかり、原因は市への登記がされていなか

ったとのことでした。このような公有財産が多くあるのではないかと考えますが、人吉市が管理する公有地はどのようなものがどれぐらいあるのか。行政財産、普通財産についてお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

現在、本市が所有しております公有地でございますが、昨年度末時点におきまして、各課が所管しております公用または公共用に供した、いわゆる行政財産でございますが167万2,754平方メートル、それから、市有林や行政所管の目的がないいわゆる普通財産でございますが922万7,529平方メートル、これらを合計した総面積が1,090万282平方メートルでございます。規模感で申し上げますと、人吉全体の面積が約210平方キロでございますので、その内の約5%を本市が所有しているという計算でございます。

また、行政財産の主な種類でございますが、庁舎等の公用財産が5万766平方メートル、その他公共用財産といたしまして、学校が24万5,807平方メートル、市営住宅が13万7,390平方メートル、公園が70万1,402平方メートル、その他の施設としまして、まち・ひと・しごと総合交流館や市民プール、各校区のコミュニティーセンター等の財産が53万7,389平方メートルでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 人吉市が管理する公有地の中で、公共財産として今説明をいただきましたが、これは学校関係は、現在廃校になっている学校や、以前も質問しましたが、矢岳小学校のように現在も利用されている学校もありますので、現在、どのように管理されているのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

議員がおっしゃいましたとおり、廃校後に使用目的を変更し利用している物件もございますが、いずれも学校の分類からは除外しております。行政財産はその目的を終えた時点で普通財産としますけれども、売却などの処分も含め、次の使用目的が決まるまでは元の所管課に依頼し、引き続き管理を行うことといたしております。

廃校となったものの内、大塚小学校は大塚コミセン大塚分館として、また、鹿目分校は西瀬コミセン鹿目分館として、現在は社会教育課の行政財産として管理をいたしております。なお、田野小学校、それから矢岳小学校につきましては、まだ処分が確定しておりませんので普通財産として教育委員会の教育総務課が管理をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 今、学校関係について答弁をいただきました。この中の田野小学校については、最後の企業誘致のほうで関連がありますので、そちらのほうでお尋ねをしていき

たいなと思っております。

次に、現在の公有地として管理されている中に遊休地はどれぐらい現在あるのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

売却や貸し付けが可能な普通財産のうち、遊休地といいますか、比較的売買がしやすい宅地でございますけれども11万8,119平方メートルございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 今の答弁で比較的売買がしやすい宅地が11万8,119平方メートルあるということですので、現在、市が管理の遊休地で売却できる遊休地はどうしてですね、売れるんだったら売らないのかなって、どうして売却できないのかなということについてお尋ねをいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

ただ今お答えをさせていただきました宅地の内、のり面部分や狭小地などの利用困難地、また、隣地との境界が不明確など何らかの課題がある土地もございまして、そのような処分困難な土地や、既に貸し付け等で活用しているものなどを除きますと、現時点ですぐにでも売却処分が可能な宅地につきましては、現在、二日町の約280平方メートルの普通財産と寺町の約200平方メートルの財産、2か所ございます。2か所とも売買予定地と位置づけまして測量等を実施し、準備を進めておりましたけれども、水害が発生をいたしまして、その後、二日町につきましては、福祉団体の仮設事務所や仮設交番の設置を許可しておりまして、寺町につきましては、隣接する公共施設の擁壁工事が実施されておりましたため、売却を引き延ばしたところでございます。今後、復興事業をはじめ、市の事業では利用しないことが確定した場合には、公売により売却するものといたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 二日町と寺町に約480平米がありますので、こういうところには、今後売却予定地ということで看板あたりを付けて広く周知したほうがいいのかな。でないと不動産業だけが立ち入って、民間でもほしいなというときに、そのほうが手立てが遅れてしまうのかなというのもありますので、看板付けて、あとは市等の対応によってですね、売買ができると思いますので、その辺りも今後検討していただきたいなと思います。

それでは、市道においては、これまで交通量に見合った道路拡張が行われてきていると思いますが、道路拡張などによる残地について、現在の管理についてはどのように対処しておられるのか、その取組についてお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君） それでは、御質問にお答えします。

道路拡幅を行う際には、事前に道路線形、形状等を検討いたしまして道路拡幅に必要な部分のみの買収が原則でございますが、残りの土地の面積が少なくなり、土地所有者の利用価値がなくなった場合など、その部分を含めて取得することもございます。そのような土地が残地となりますが、道路ののり面や路肩部分以外は駐停車帯及び離合箇所や緑地帯など道路の一部として活用しており、安全管理については、道路管理者であります人吉市が行っております。

今後も道路パトロールにおいて、残地につきましても危険性がないか確認し、必要に応じて対策してまいりたいと存じます。

次に、維持管理につきましては、道路の一部となりますので、通常の道路維持管理と同様に、人吉市が委託した業者、また職員にて行っております。

また、道路の草刈り活動の継続や道路の美化及び道路への愛護意識、地域のコミュニケーション等の向上を図る目的で人吉市道路草刈り作業報奨金交付制度を利用して、地元町内会での維持管理も行っているところでございます。

今後も引き続き、道路の一部となった残地につきましても、道路同様に良好な安全管理や適切な維持管理に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 道路の残地については、非常に何て言いますかね、危険な場所もあるんですよ。この道路沿いに駐車をされているという方もおられますので、その辺りのクレーンといいですかね、そういうものもありますので、できたらそのあたりはゼブラゾーンにするとか、何らかの方法を今後検討していただき、さらなる安全確保をしていただきたいということをお願いしておきます。

このことについては終わります。なるべく早く終わりたいと思いますので、次の企業誘致にいかせていただきます。

最後に、企業誘致から今後の企業誘致活動計画についてお尋ねをしていきます。

企業誘致活動について、松岡市長はじめ、担当課においては、鋭意企業誘致活動を行っていただいておりますが、なかなか実現しないのが現実のようですが、これまで多くの企業に対し、誘致活動をしていることには感謝をいたします。なかなかうまくいかないのが現実のようで、今後、企業誘致活動を諦めれば人吉市の衰退が始まると思われれます。令和2年7月4日の豪雨災害をテレビで観ておられた方々が九州各地から人吉市を応援したいと参加者20名で人吉球磨の観光名所を巡り、人吉市に宿泊をしていただきました。参加者の中には、九電産業をはじめ、九州電力職員、J R九州特別顧問の方々など、多くの方々が人吉市の災害について状況発信をしていただいているのも事実であります。いろんな方々に企業誘致についてお願いすることも必要であると考えられますので、例えば、観光パンフレットに企業誘

致に関する資料掲載はできないかと思います。私は、掲載ができなかったら、観光パンフレットの中に企業誘致活動のノウハウをですね、いろんな情報を入れてもいいのではないかなということで考えております。

そこで、質問ですが、これまで人吉市は多くの企業に対し、企業誘致を行ってこられたが、これまでの経過について、また、成果について、企業誘致がうまくいかないのはなぜか。これまでの企業誘致活動について考えられる原因は何か。その他、改善策など考えられる問題点について協議は行っておられるのかお尋ねをいたします。

○経済部長（溝口尚也君） それでは、お答えをいたします。

企業誘致の経過でございますが、主に平成元年以降の市の工業用地につきまして、製造業等の誘致についてお答えをさせていただければと思います。

まず、梢山工業団地の誘致につきましては、現在、3社立地をされておまして、平成30年度に森松工業株式会社様へ、これは増設でございましたが、用地を売却を最後としまして、現在、分譲あるいは貸し付けできる用地はなくなっておるところでございます。

次に、人吉中核工業用地につきましては、食肉加工施設をターゲットといたしまして整備及び誘致に鋭意活動してきたわけでございますけれども、令和元年度末に断念をいたしまして、現在は令和2年7月豪雨による産業廃棄物置場として、目的外使用している状況でございます。

しかしながら、企業誘致活動は継続をしているところでございます。

成果といたしましては、先に御答弁いたしました、梢山工業団地に、現在はH I T O Y O S H I 株式会社、誘致時はホーケン人吉でございましたが、H I T O Y O S H I 株式会社、それと共栄精密株式会社、森松工業株式会社の3社の進出後、工場等の新設はないものの、これら3社、いずれの企業も地域に根ざして事業に取り組んでいただいております。また、増設やあるいは新規事業の参入等にも積極的に投資していただいております、大変感謝をしているところでございます。

一方、企業誘致がうまくいかない原因についてでございますが、企業誘致は景気の波や技術革新など経済動向に非常に左右されやすく、そのときそのときの企業ニーズと本市における立地条件が合致して初めて成立するものでございます。先ほど御答弁しました、H I T O Y O S H I 株式会社、前身のホーケン人吉、あるいは共栄精密、森松工業株式会社におかれましては、平成の初頭でございますので、非常に景気の高かった頃ということでございます。その後、バブルの崩壊やリーマンショック等もありまして、あるいは、製造業等の海外進出、移転等もございまして、非常に誘致を苦労したわけでございますが、やはり南九州特有の物流やサプライチェーンなど総合的に判断して誘致が決まるものとの判断のもと、南九州におきます農畜産業等に特化した企業にターゲットを絞りまして、先に御説明しました食肉加工施設に誘致を呼びかけておったところでございますが、御存じのように、残念ながら断念を

しているところでございます。このように、様々な要因が組み合わさって成り立つものと認識をしております。

また、最近では特に従業員の確保につきまして、非常に懸念をされている企業が多いのが実情でございます。果たして人が採れますかというような御質問がまず先にくるわけでございます。雇用統計等によりますと、熊本県自体が熊本地震以降、業種によって慢性的に人手不足の状態が続いておりまして、全体的に人材が不足している状況も企業誘致における課題の一つと認識をしているところでございます。

もちろん、職員におきましては、鋭意企業誘致活動をやっていくということで、努力、頑張り不足と言われましたらば、もうそれは甘んじて受けさせていただきたいと思いますが、遠因としましてはそのようなことを考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 今、企業誘致についてる説明をいただきましたが、中核工業用地、工業団地ですか、あそこは大体スポーツ広場を造るということで、教育委員会がその方向で動いて、もう決定というところまでいったんですけど、人吉の企業誘致をすることによって人口増ということを見越して、どうしてもあそこを工業用地として名称変更したいということで、我々のときに変更されて、現在に至っているんですが、もうあれから何年経ったんでしょうかね。十年一昔と言いますが、もうなかなかできずに、その後もいろいろなことで中の整地をされたりしてきました。また、あそこは絶対ハラル関係が来るということで、現在は返済までするようになってきております。

それとまた、前回、委員会のほうでも説明いただきましたが、その城本町ですか、あそこにももうほとんど来るんだというような話をいただいて楽しみにしてたんですけど、それも全てこう無駄になっているっていうのが現状じゃないかなって。そこで、考えられるのがですね、来ていただくということで、もう大手を広げてよろしく願います。それだけではなかなか来てくれないというのは、私もよくわかります。

そこで、今後についてお尋ねしますが、これまでの検討会メンバーは年間どれくらいの活動をしてこられたのか。また、年間どれくらいの企業に対して誘致活動をしておられるのか。実際の活動についてですが、企業誘致活動をされるとき、人吉市への進出について、相手企業に対し最大のメリットですね、人吉市に進出したらこういうメリットがありますよという説明をどのようにされておられるのかお尋ねをいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

令和3年度現在の誘致活動状況で御説明をさせていただければと思います。本年2月末現在で、コロナ禍であることもありまして、昨今はオンラインでの取組が中心となっておりますが、延べ136回コンタクトを取らせていただいております。うち73回がオンラインでござ

いまして、直接本市から出向いたり、企業等が当地を御訪問されて、直接面談する回数は63回となっておりますのでございます。

活動内容といたしましては、本市の立地環境や優遇制度、地域における課題感などを含め、お話をさせていただきながら、いわゆる営業活動をさせていただいておるということでございます。

また、本市進出のメリットといたしましては、まず、製造業等に対しましては、熊本県が設けておられます、令和2年7月豪雨に伴う球磨川流域復興枠の制度と本市の制度を併用し、他地域に比べましたら重点的に優遇措置を実施しているということを強調させていただいております。

また、スマートインターチェンジに近接をしまして、特に中核工業用地でございますが、鹿児島県や宮崎県に隣接している立地であることにより、南九州の対象マーケットを広くカバーできますというようなこともアピールさせていただいております。

また、人口減ではありますが、生活圏が同じ人吉球磨地域では8万人強の人口がおり、また、県境の宮崎県えびの市や鹿児島県伊佐市を含めると10万人を超える人口規模がございますということもアピールをさせていただいております。

また、いわゆる企業城下町の色合いが非常に少のうございますので、利害関係を気にせずにも我々も誘致ができるということなどがメリットとなろうかと考えております。

次に、IT企業等、あるいは産業関連、サービス産業でございますが、これにつきましては、県の優遇措置である熊本県産業支援サービス業等立地促進補助金において、本市は誘致推進市町村に指定されておりますことから、補助率のかさ上げが行われており、県と市の補助金で投下固定資産額に対し、合わせて3分の2を補助することが可能でございます。

また、誘致企業と、ここは重要なことかと思いますが、地場企業であったり、大学、高校等の教育機関などへきっちり橋渡しをすることなどを通じまして、より地域に馴染めるよう環境構築をサポートできることなどを上げさせていただいてPRをしているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 補助については、これは国の動向を見ないと年々変わってくることだと思うんですね。私は10年ぐらい前に梢山工業団地において誘致活動がなかなかできないというときに、あそこの共栄精密がきくらげを作って進出をしたというのを覚えているんですけど、あの後に進出する企業に対して、現在の給食センターですよ、あの前、それと牧場があったところをそのままの更地にしておいても誰も来ないですよ。進出したい人は、見に来て、山で谷で、それを造成しなければいけないというところには絶対来ませんよ。私が起業者やったら来ません。だから、そういうのを来やすいように、ああここは便利だなと

思えるような手立てをするのが私は一番じゃないかなということを質問したことを覚えておりますが、来るから後からしたらいいやじゃないと思うんですね。やはり、来れる態勢をつくって、それがここのメリットですよというのが企業誘致の一番じゃないかな。今、菊陽あたりが盛んにできてますけど、あの辺りも平らであって、もう即造成ができるという状況があるので進出しやすいんじゃないかなというのを、私は思います。後からでもどうなるんやていうのはちょっと違うんじゃないかなと。

それと、スマートインターチェンジの話もしていただきましたが、皆さん通っておられると思いますが、人吉から例えば南九州のほうに行くにしても、一旦停止しないと出ていけない。降りるのにもそういう状況。見にくい、危ない、なぜあの時にその対応をしなかったのかなというのは、私はいつも通るたびに思います。せつかくの利用価値があるところで、どうしてあそこで止まる必要があるのかな、どうしてそれを人吉市は要望しなかったのかなというのをいつも思います。あれはそのうちに事故があると私は考えますよ。だから、その辺りもやはりしっかり地元の対応ということで、その辺も見えていくべきじゃないかなというふうに思っております。

あとはIT関係ですね、この辺は後ほど述べますが、そこで、災害後に人吉市において個人事業者をはじめ大手企業等から廃業された件数、これはどれぐらいあるのか、まずお聞きします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

人吉商工会議所で把握されている数字でございますが、令和4年1月20日現在で豪雨災害で被災された事業者等は908件でございまして、うち再開及び再開に向けて取り組まれている事業者等は725件、現時点で未定の事業者等が71件、廃業を決められた事業者等が112件ということになっております。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） この廃業を決められた理由ですね、事業所、何でなのかというのはその後ですね、調査をしておられるかどうかわかりませんが、どうしてやめたのかとか、多分、災害に遭ったのでもう立ち直れないとか、跡継ぎがいなくてとか、辞めるいい機会だったとかですね、いろんな理由があると思うんですね。できたらその辺りも調査していただいて、委員会のほうでも教えていただければなということをお願いしておきます。

そこで、先ほど言いましたが、田野町の旧田野小学校については、教育部から普通財産に変更されているとのことで、その後、地元企業との合意により売買契約における覚書締結が昨年行われていると思いますが、その後、旧田野小学校跡地の活用がされていないように思います。あれから約1年経ちますが、その後について説明もいただいております。このことについて、地元でもその後について何も説明がなされていないとのことでした。その後に

ついて時系列での説明をお願いいたします。この事業における補助について、差し支えなければどのようなものがあるのかお尋ねをいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

令和3年1月22日に高橋酒造株式会社様と本市で覚書を締結させていただいております。また、同年2月24日に、議員もおっしゃいましたように、同社と本市で田野活性化センターにおきまして、田野町内会の皆様に、当時検討されている事業計画など御説明をし、町内の皆様から御意見等を伺ったところでございます。

以降の動きとしましては、令和3年3月31日、田野小学校に高橋酒造株式会社様と現地を視察をさせていただき、同年4月19日に引き続き意見交換を行わせていただいております。また、9月7日には、同社と土地等の鑑定結果に基づきまして種々の協議を行わせていただいております。同年10月15日に再び、田野小で現地確認等も行いまして、年明け3月2日には、敷地内の構造物に関する取り扱いにつきまして協議等を実施するほか、合間、合間におきましては、電話やメール等で継続的に協議を行っているところでございます。

次に、補助制度でございますが、人吉市企業立地促進条例に基づき、製造業、情報通信業、運輸業などの企業の新設の場合、これは地場企業でも適用できますが、投下固定資産総額、これは2,000万円以上、かつ新規雇用者数が5人以上の補助要件を満たした場合、いわゆる市所有の市有地の場合は、土地取得額の30%、限度額1億円でございますが、また、税制面でも固定資産税、都市計画税が3年目までは100%の減免、4年目、5年目は50%減免というような優遇措置があるわけでございます。

以上、お答えをいたします。

○議長（西 信八郎君） ここで、会議時間の延長を行います。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 田野の高橋酒造との締結ということで、私も中身がわからなかったのが覚書書を見せていただきました。そこで、4年目にですね、答弁のとおり、話し合いをされて、5年には創業するというような覚書の内容だったと思います。これは確認ですが、そのように進むのかなというのが日曜日の田野の野焼きに行ってきたときに、地元から聞かれたので、わかりませんという返事をしまいましたが、あそこがどうしてそういうことを言うかという、グラウンド内がもう草がぼうぼうと茂って鳥獣のすみかになって、田んぼとか畑に被害が出ているということだったものですから、その辺りもですね、はっきりできるかできないかわかりませんが、もし契約できるのであれば、また高橋さんとお話をし、中の草刈りとかしてもいいんよという話をいただいたんですよ。ただ今は、管理が教育委員会で、売買に関しては商工観光課、と高橋さんに入って、どこの許可でいいのかなということで悩んでおられました。いろんな話をすると、本日、ここにですね、井上監査

委員がおられますが、当時、教育長時代に使用に関しては、もう十分使ってください。その代わり、ここの整地をしてくださいというように、地元の人には大変ありがたい言葉をいただいたのをですね、私も覚えております。でも、今回の契約において、いや、入っているのか、どうしていいのかわかんないということで、町内会長あたりも地元の皆さんにその協力依頼ができないということだったもんですから、ぜひそのあたりは執行部のほうで町内会長あたりとかですね、地元の方と話をして、何をしたいのかというのは詰めていただければなどお願いをしておきます。

次にいきますが、現在、熊本県において台湾企業のT SMCの進出が決まり、国・県を中心に九州全体をアメリカのサンフランシスコ版の一大日本版シリコンバレーにと考えて事業を展開されているとのことですが、関連企業誘致に人吉市も早く手を挙げる必要があります。誘致活動をすることが、今後災害からいち早く立ち直るためにも今すぐに取り組む必要があると私は考えますが、松岡市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

T SMCの熊本進出については、日本政府が経済安全保障上の重要性が高まっている先端半導体の安定調達に向け、新工場の投資額の半分程度支援する国家プロジェクトとして、日本全国から注目が高まっていることは新聞報道等を含め、承知をしているところでございます。

また、進出予定の菊陽町周辺自治体には、T SMCに関連する対策本部を立ち上げていることについても聞き及んでいるところでございます。

本市といたしましては、新聞等の報道以上の情報は入ってきておらず、人吉中核工業用地は工業用地の物件としてホームページやパンフレット等で周知されているところでございますが、現時点においては、半導体関連の問合せはあっておらず、まずはいろんなチャンネルから情報を収集し、速やかに対応できるよう努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） ぜひ対応していただきたいなということを申し上げておきます。

そこで、蒲島県知事の発言の中に、九州内の高専をはじめとする人材育成を行い、併せて人材確保、働く場所の確保を行い、T SMCだけに限らず、活躍の場所を確保するとの発言がありました。人吉球磨地方には、球磨工業高校をはじめ、九州技術教育専門学校など優秀な生徒が育成されております。多くの学校があり、こういう学校に対して市長自ら訪問活動をされてみてはどうでしょうか。

また、この機会を捉え、人吉市に日本語学校の人吉校開設はできないかお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

球磨工業高等学校及び九州技術教育専門学校に現在の進路等を確認したところ、球磨工業高等学校から高専への進学予定者は22年春に1名とのことでございます。今後、先端半導体に対応したカリキュラムが高専をはじめ、設けられることも想定されるかと存じますが、球磨工業高等学校でもできることはないか情報収集に努めてまいりたいと存じます。

また、日本語学校の人吉校開設はできないのかとの御質問でございますが、台湾から赴任する社員の家族の教育機関を想定されての御質問かと存じますが、J A S M株式会社が先日開催したT S M Cに関連した説明会では、教育機関としてインターナショナルスクールの設置などを例として挙げられたことから、引き続き情報収集に取り組み、ニーズの把握を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 今、学校教育の中でもグローバル化を目指して英語の授業も始まっておりますので、ぜひ人吉はですね、前も言ったつもりがあるんですが、人吉に観光に来たら子供から大人までみんな英語が話せる人吉市にしたらどうですかという提案を1回したことがあります。その後、学校教育で英語教育が始まったので、今度はもう一步進めていただいて、どこでも英語が話せるような人吉になればと思っております。

そこで、質問を考えようと思ってたんですけど、ちょっと御紹介だけしときますが、2020年3月8日の地元紙である人吉新聞球磨版に、台湾の高雄市と国際交流が多良木町の黒肥地小学校にてオンラインでありました。交流を行ったという記事を見つけたので、この高雄市の小学校から交流活動の要望があり、県の呼び掛けに手を挙げられたのが今回の国際理解教育の一環であるが、共通言語の英語でコミュニケーションを図ったとのことでした。相互理解としてこれが平和につながる意義深い活動だったというのが載っておりました。グローバルな人材育成のためにもですね、今後あらゆる情報を、例えば、企業誘致の大手企業だけじゃなくて、学校関係だったり、民間だったり、こういうところとも提携して人吉市が人材不足に陥らないようにするのも一つの手ではないかなということを提案します。

そこで、私は、九州技術教育専門学校に出向き、今後について相談をしてまいりました。これはどのような事業ができるのかですね、学校ができるのか、いろんなことないかなということで情報を聞きに行ったんですけど、そうしたら、企業だけでなく、自治体が先頭に立ち、市民や企業に対して積極的に情報公開をはじめ、協力依頼をお願いすることが大切であるということを感じてきました。なぜかという、T S M Cの企業の関連の事業体があるんですけど、そこにも手を挙げているんですけど、その情報が遅い。熊本あたりは早い。人吉市はどうして情報を出してくれないんでしょうかねという話だったので、人吉のほうには来てないと思いますよという話はしてきたんですけど、だから、いろんなところに手を挙げて、いろんな情報を取ることが必要だと思います。松岡市長がコロナ、また、それから災害

から、多忙であるということは承知していますが、執行部はじめ、我々議会も人吉市が早期に復興を成し遂げるための努力は惜しみません。よく市長も申されますが、人吉市を早く復興するためのチーム人吉として、みんなで頑張っていったら早期に復活はできると思います。これまで、話の中ではくまりばにおいて企業誘致活動とか、多くの事業が行われていることも知っております。もう少し事業拡大ができないかということで複数の人材に働く場所、そういうところが提供できる場所をつくるのも大切だと思います。

そこで、大企業だけではなく、例えば、地元の複数人の雇用をしていただく企業に対しても誘致活動をしていただいて、個人事業者ですね、もう被災されて辞められたとかいろいろありますから、こういう個人事業者に対しても補助制度があればまだまだ頑張れるんじゃないかなということを思っております。

そこで、この制度についてお尋ねをいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

人吉市産業支援サービス業等立地促進補助金交付要項というのがございます。いわゆるIT企業等の優遇措置でございますが、知的生産物の制作を行うようなコンテンツ産業、情報サービス業などの産業支援サービス業務施設及びデータ入力センターなどの広域的業務拠点施設等につきましては、設置者が個人・法人、あるいは大企業、中小企業問わず、これは少しハードル高うございますが、新規雇用者数が5人以上という要件を満たせば、投下固定資産額の3分の1、限度額1,000万円の補助と新規雇用1人につき正社員の場合は年20万円を創業開始から3年間補助する制度を設けているところでございます。

現時点では、本市としましては、当該制度を活用いただくということで、個人事業主等に対しましても支援をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） ぜひ個人事業主あたりの活躍できるような場所であり続けることが人吉市ですね、今後一番大切だと思います。我々の事業所でも四十何件あったのが半分に減ってしまいました。ということは、事業がそれだけもうなくなっていくということです。例えば、くまりばで行っているIT関係を引き合いに出して申し訳ないですけど、悪いとはいいません。全国に発信していただくのは非常に助かっておりますよね。その中においても例えば、中型といいますか、二、三十人程度の企業誘致をお願いはできないかなというような話もですね、やはりそこでもすべきじゃないかなと。来ていただいた方にありがとうございますだけでなく、じゃああなたのお知り合いにこういうのありませんかというのも一つの手立てだと思います。私は、九州各地から観光に来られたという話も松岡市長も御存じだと思いますが、この方たちは、現在は元九州電力の社長であった松尾さんとか、JRの石原さんとか、全部入っておられます。この人たちと利益を関係なくいろんな話をするので

すね、やはり情報を持っておられます。だから、そういう人も利用するという言い方はいけないと思いますが、その人たちともいろいろなアポを取りながら、いろんな活動することが今後人吉市が立ち直ることではないかなということをちょっと申し添えておきます。

最後に、本年3月をもって退職をされます告吉健康福祉部長、椎屋教育部長、隣の久本水道局長、大変お世話になりました。また、本年をもって退職される職員の皆様方に対しましても、これまで長きにわたり人吉市民の安心・安全のために御尽力を賜りましたことに深く感謝を申し上げます。今後、健康に十分注意され、今後とも人吉市の復興にお力添えをいただきますようお願いを申し上げ、私の質問を終わります。お疲れさまでした。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後4時02分 休憩

午後4時18分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）
4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君）（登壇） 皆さん、こんにちは。4番議員、牛塚孝浩でございます。

本日、最後の一般質問です。少々長くなるかもしれませんが、皆さん、お疲れのことと存じますけども、最後までよろしく願いをいたします。

オミクロン株による新型コロナウイルス感染症は、想像以上の拡大を見せ、今現在、本県はまん延防止等重点措置が継続中であります。医療機関をはじめ、関係各所、各位の皆様には、この場をお借りして御尽力に感謝を申し上げます。

また、明日3月11日は、東日本大震災から11年目となりますが、世界情勢を見れば、北朝鮮による度重なるミサイルの発射やロシア軍によるウクライナ侵攻、さらには、ロシア機と思われるヘリコプターが根室半島南東沖の領空を侵犯するなど、世界平和の維持が懸念される様相が増しております。

そのような中で、本市は2月11日に市政80周年を迎え、今月27日には新庁舎の落成式並びに市政施行80周年記念式典を控えております。新市庁舎につきましては、5月からの運用開始に向け、着々と準備が進んでおり、職員の皆様には、年度更新時期とも重なり、大変な御苦労があるかと思いますが、御自愛の上、頑張ってくださいたいというふうに思います。

それでは、通告に従いまして質問をしてまいります。

今回は、過疎地域追加による施策について今後の取組を、次に、災害に係るふるさと納税等の運用について、先日と今日の一般質問で似通ったところがあるかもしれませんが、2点質問をいたします。

まず初めに、過疎地域の持続的発展を目標とする新過疎法は、令和3年4月1日に施行されました。本年4月1日より本市も新たに過疎地域に追加されることが決定をし、全国の過

疎自治体は51.5%の885市町村にものぼり、国内の半分以上が過疎地域というのが現状のようです。先ほど福屋議員からもございましたが、御認識のとおり、開会日に市長からの発言にもございました、過疎地域には除外——卒業というふうにも表現されておりますが——もあり、今回の追加を復興のバネにして過疎地域脱却を一つのまちづくりのテーマにすると発言をされておりましたので、復興への加速を期待いたします。

過疎地域追加を受けますと、これまでより手厚い財政支援が受けられますが、全協でも御説明いただきましたように、この地域持続的発展計画の策定が必要になります。交付対象メニューは大きく4つに大別をされており、過疎地域持続的発展支援事業、過疎地域集落再編整備事業、過疎地域遊休施設再整備事業、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業がございます。

そこで、今後本市としては第6次人吉市総合計画前期基本計画や人吉市復興まちづくり計画ともメニューのリンクが必要となってくると思われます。全協のほうでも説明いただきましたように、本年9月までに策定が可能なのか伺っておきたいと思います。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

過疎対策事業に対する各種財政措置等を受けるためには、過疎地域持続的発展市町村計画を定める必要がございます。計画策定については、いつまで策定をしなければならないということはございませんが、国からの質疑応答集には、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、新過疎法は、令和13年3月31日までの時限立法であり、早期に過疎対策を講じる必要があります。支障が生じないよう計画期間の始期を4月1日とすることとしておりますので、実際の策定日と大きくずれ込むことは好ましくなく、早期の策定をお願いしたい旨の記載がっております。そのようなこともありまして、熊本県とは9月議会に議案を提出するところで現在協議を進めております。その手続きを着実に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 着実に進めると答弁いただきました。よろしくお願いいたします。時限立法であるという認識で伺ったわけでございますけれども、本市は、令和2年7月豪雨からの未来型復興を最優先に、総合計画に基づいた分野別施策も実施していかなければなりません。

そこで、これまでにお示しいただいている被災地の復旧・復興計画に関しても財政支援の増加によって加速する事業というものがあるのか。さらに、これまでの計画にはなかった新規の事業というものが出てくるのか。

このように、本市に対して大きく影響してくると思われることは何なのか伺っておきたいと思います。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

議員におっしゃっていただきましたように、本市は復興という大きな大きな課題がございますので、それに向けて取り組んでいくことになりますが、過疎地域は法に基づく特別措置の活用を通じて、人口減少の緩和や税源の涵養に取り組み、非過疎地域となることを目指す必要がございます。新過疎法も過疎地域を優遇するための法律ではなく、過疎地域が非過疎地域となるための取組を支援するための法律と認識をしております。その支援を受け、過疎脱却のために必要なものとして、過疎地域持続的発展市町村計画に記載してあることが必要でございますので、新たに取り組むべき可能性がある事業も将来取り組めるよう計画策定に当たりましては、幅広い内容となるよう、また、漏れが生じないよう万全を期してまいりたいと存じます。

また、過疎地域となることがどのように影響するのかということでございますが、例えば、近年における過疎地域の移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった、過疎地域の課題解決に資する動きを加速させることが可能になるなど、これら支援措置による影響は大きなものになると認識をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君） 革新的な技術の創出と情報通信技術を利用した取組によって、課題解決の加速が可能で影響も大きいということがわかりました。

では、ここから４つのメニューのうち、過疎地域持続的発展支援事業に絞り込んで質問をいたします。

事業区分の中には、ＩＣＴ等技術活用事業というものがあります。実施する上で、これは調査研究経費についても支援の対象となっているようでございますが、さらに、その内容中の生活の安全・安心確保対策では、これまで本市が思い切って実施できなかったような事業が可能になるのではないのかなというふうに思っております。そういう施策が示してありました。

例えば、令和元年６月に一般質問させていただいた、免許返納者や高齢者、身体障害者などの交通弱者に対して実施していたドアツードアタクシーの再開であるとか、一步進んだ形のデマンドタクシーなどもあるようです。御存じのように、球磨村では今月より電動スクールの実証事業が環境省の委託事業として開始されております。他市でもＡＩを活用した相乗りタクシー事業など、以前から実施をされているようであります。地域特性に応じた多様な交通システムの構築というものは、高齢化が進む中で今後ますます重要になってくると思われますが、再検討の上、取組は可能なのか伺います。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

令和元年６月議会で交通弱者対策として御質問いただいております実証実験で実施した、

ドアツードア区間運行の検証結果を踏まえ、現行の運行体系を総合的に勘案し、議論を進め、深めてまいりたいとお答えしております。議員御紹介のA Iを活用した効率的な配車等を行うデマンド交通の導入が地方が抱える交通サービスの諸課題を解決する一つ的手段として全国的に広がっているようでございまして、本市、本地域に係る各種交通会議でも言及されておりますが、取組については具体化はしておりません。

国においても、地域住民や旅行者一人一人の移動行動に対応して複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索、予約、決済等を一括で行うサービスを導入し、観光や医療などの目的地における交通以外のサービス等と連携して移動の利便性向上や地域の課題解決を図る仕組み、国ではM a a S（マース）と呼んでおりますが、それを全国的に早急に普及させようという試みがございます。実証実験への支援を拡充するほか、交通事業者のキャッシュレス化や交通情報のデータ化などについても財政面、ノウハウ面で支援し、移動の利便性向上を進めております。こういったことからA Iを活用したデマンド交通に対する事業支援メニューもその一つであり、過疎地域持続的発展支援事業のI C T等活用事業もあることから、様々に導入について検討し、当地域にあった持続可能な交通体系を構築してまいりたいと存じます。

また、来年度に地域公共交通マスタープランとなる仮称でございまして、人吉市地域公共交通計画を策定することとしておりますので、より具体的な施策、事業として実際に利用される地域住民の皆様方の御理解と御協力をいただきながら検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 国によるM a a S（マース）という政策が実施されているということを確認いたしました。その上で来年度、本市にあった交通体系づくりも策定いただくと確認しました。策定に当たりましては、利用者のニーズの掘り起こしですね。それとできるかぎり要望の細部まで反映できるような形で生活の安心・安全の確保に向けて御検討いただきますようお願いしたいと思います。

次に、対象内容の中にごございます、集落維持活性化対策に関して質問をいたします。

まず、本市には、91の町内会が存在していると認識をしておりますが、この内、同じ町内名の中で字、または東西南北、区などに分別されている町内会というものは幾つあるのか。

また、全町内を所管している部署として、少子高齢化や人口減少によります町内活動への影響についてはどのように捉えているのか、併せて伺っておきたいと思います。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

字等で分かれている町内会は26町内会ございます。東西南北で分かれている町内会は7町内会ございます。東西と上下で分かれている町内会は、同じく7町内会ございます。上、中、下で分かれている町内会は19町内会ございます。合計59の町内会となっております。

町内会長連合会の各種会議や自治公民館の復旧改修、さらには法人化、防犯灯など様々な御相談を町内会長さんからいただく場合も、少子高齢化やそこからくる人口減少が町内会のマンパワーや財政運営にも多大な影響を及ぼしていることが課題となっております。町内によっては、子供会や老人会もない、あるいは活動できない、あるいは単独では成り立たないような町内も増えまして、町内会長の皆様から後継者がいない、人がいないとの声を聞くことは多く、地域の大きな課題として認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 地域の大きな課題であるというふうにお答えいただきました。詳しくお答えいただきありがとうございます。59町内であるということで確認できました。中にはですね、地理的、またはその他の要件で、あってもらわなければ困るという町内も当然あると認識をしておりますが、答弁いただきましたように、急激な人口減少と高齢化の加速により、このような縮小化社会にあっては統合ですね、そういったものの検討が必要なところもあるのではないのかなと思うわけであります。当然、町内の皆様の思いを尊重し、考慮しながら慎重にというのが前提にはなりますが、先月25日に厚生労働省の人口動態統計速報値が新聞に掲載されておりました。国内で2021年度の出生数は84万2,897人で、前年比2万9,786人の減。一方、死亡数は戦後最多の145万2,289人で、6万7,745人の増、県下の出生数は1万3,620人で死亡数は2万2,285人だそうです。速報値ですので若干の増減はあるということでありますけれども、本市も例外ではないと思います。何が言いたいのかといいますと、このような背景からもこれまで地方特有でありました自治会活動による公の活動、奉仕作業、掃除などなんですけれども、これができなくなるという危機感であります。町内に頼ってきた多くのことが間違いなくできなくなるということなんですね。私の知っているところでは、いまだに80代、たまに90代の方が町内の掃除に出ておられます。90代の方はこの前入院されました。作業に出ないと3,000円の支払いがあるんですね。これについては町内でいろいろあると思いますけれども、高齢者にとって3,000円は高いですよ。そして、貴重な生活費です。そこでなんですけれども、近年、自然災害の頻繁化を背景に、ボランティア活動に参加する方が全国的にも増えているようであります。このICT等技術活用事業を使って、高齢化が進む町内の需要とボランティアという供給のマッチングを実現させることができるんじゃないのかなというふうに思っております。そうなれば、徐々にかもしませんが、問題が改善されていく可能性はあるというふうに思います。仕組みにつきましては、問題や課題を整理、精査いただいて、検証していただいて、実働の中からブラッシングしていくことで未来に向けて抜本的な改革ができると思います。このことは、実は地方の持つ喫緊の課題でもあるというふうに思います。

そこで、本市では、町内会の統合も含めた自治会の将来像について何らかの検討をされて

いるのか。

また、提案をさせていただいたような、新しい取組への可能性について、市長の考えを伺います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

本市においてICTの利活用を行って町内会活動を行っている町内会があるのかどうかについての調査は行っておりませんが、地域によっては役員間の連絡ツールとして、また、町内活動の様子などをスマートフォンのSNSアプリを使って発信されておられる地域もあるところでございます。今後の地域活動においてデジタル化を進めていくことは、情報伝達の迅速化、事務の簡素化、地域活動の見える化、また、災害時の安否確認などを想定する上でも非常に重要であると認識しているところでございます。

町内会にとって何が必要で何ができるのか、何が有効なのか、どのような人材やコストが必要なのかということをしつかりと検討してまいりたいと存じます。

町内会の統合について、町内活動についての将来像でございますが、町内会は、行政の下部組織ではなく、住民の自主的な意思で作られている自治組織でございます。先ほども議員からありましたとおり、本市には91の町内会が存在し、これまでそれぞれの町内会が伝統行事や親睦行事開催など、歴史を紡ぎながら様々な活動をされているところでございます。御指摘のとおり、高齢化や少子化、人口減少によってこれまで行ってきた町内会活動に支障が出てきたり、活動の後継者がなかなか見つからないということをお聞きする機会も多いことから、現在のままでは町内会運営に支障が生じる町内が増えてくるのではないかと危惧しているところでございます。

一方で、それぞれの地域の歴史的背景や伝統的な行事、地域への思い入れや愛着があることから、町内会の統合という議論が起こりにくい状況もあることを理解しているところです。

また、町内会において統合の検討を進めていくためには、地域住民の親睦や共通の利益、町内会としての目的、在り方などを将来に照らしてどうなのかといった見地で住民の皆様が議論されることが非常に重要であると考えております。

本市といたしましては、町内会の統合は持続可能な町内会となるために有効な一つ的手段であると認識しているところでございますので、今後も町内会長の皆様との協議を行いながら、校区自治の在り方や再編、統合等について理解を深めてまいりたいと思いますし、そのような相談があった際には、積極的に支援を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） はい、ありがとうございます。御存じの方もいらっしゃると思いますが、実は、令和2年、鹿児島市の唐湊2丁目山の手町内会というところの会長に当時高校3年生になったばかりの金子陽飛さんという17歳で町内会長に就任しておられます。金子さん

曰く、先輩たちが守ってきた歴史や規律を守りつつ、デジタル技術を使って新時代の町内会をつくりたいと意欲的に取り組まれ、当時の総務省からは高校生が町内会長になったケースは聞いたことがないというコメントがされておりました。その後については長くなりますので申しませんが、確かに、新しい流れが生まれてきているということは確かなようです。地方には、自然の資源を巧みに活用しました一次産業を基盤とする豊かな暮らしと、住民同士の強い絆や支え合いの文化がありますが、それにも限界があると思っています。最先端の技術により、ボランティアネットワークや若者と人手不足に困窮する自治会をつなぐこれまでにない新しい形の仕組みというものは、歴史を未来につなぐ仕組みでもあり、まさにデジタル田園都市構想の末端で、全国的な過疎集落の問題解決へ向け、効果が期待できるのではないのかなというふうに思います。

また、町内に対しましても、こういった先進事例については投げ掛けというものも必要なのかなというふうに思います。ぜひ、検討をいただきまして、全国に先駆けた人吉モデルとなるような取組をお願いしたいと思っています。

次に、同じ事業メニューの中に地域異文化伝承対策がございます。本市も総合計画の戦略2の基本計画施策（4）の中に、歴史文化遺産の保存と活用という項目がございます。相良700年の歴史に触れ、偉人の顕彰や伝統文化、市民の自主的な文化活動を支援し、豊かなまちづくりを進めるというふうにあります。

本市には、被災をした国宝青井阿蘇神社を代表に、数多くの歴史的な財産がございますが、まだまだもっとたくさん埋もれております。

実は、昨年より求麻郷土研究会——求麻というのは求める麻と書きますけれども——という会に参加させていただきまして、郡市の歴史や建造物、村の御堂にいたるまでですね、様々に学ばせていただいております。その奥の深さには大変驚いているところでございます。田舎といいますか、地元にいるからこそ気づかない観光資源にもなるような財産がまだまだたくさんあるということに気づかせていただきました。

最近では、コロナ禍の影響もあり、一人とか少人数で、さらには一見何もないようなところででも楽しむ、新しい旅の形が生まれているようであります。旅行は今やローカルの時代だそうで、パンデミックを機に、ソーシャルディスタンスツアーというものに注目が集まっているとフォーブスでも紹介されておりました。

さらに、今やほぼ全ての人がカメラ付きのスマートフォンを持っており、撮影されたものがネットを介して簡単に発信できます。魅力があればバズる、情報があつという間に広がるという意味だそうですが、興味のある人はそこを目指してやってきてくれます。我々は今、そんな時代に生きております。

そこで、新しい観光資源として活用できそうな各地区に眠っている歴史的な財産などですね、足元にある宝を掘り起こす活動に対して支援する、そんな仕組みを新たに検討いただけ

ないかと思っておりますが、執行部の考えを伺います。

○教育部長（椎屋 彰君） それでは、御質問にお答えいたします。

議員御質問の歴史的遺産などの地域の宝の掘り起こしに関しまして、まずはその現状について説明をさせていただきます。

地域の宝の掘り起こしの業務としましては、歴史遺産の掘り起こしのための基礎調査の蓄積及びそれらを広く周知するための教育普及がございます。このような業務については、歴史文化課及び本市文化財保護委員会において遂行しているところでございますが、加えて、市内で活動されている複数の民間の歴史研究団体との情報共有を行っており、このことによりまして、まさに地域の宝の掘り起こしにつながるとともに、情報共有をいただくことで重要な文化財の把握に努め、文化財の指定につなげる等の支援に取り組んでいます。

また、教育普及活動として、本市の出前講座の制度を活用し、地域の皆様や子供たちに地域の歴史に対する認識を深める機会を整えております。

また、出前講座にないメニューにつきましても、選択の幅を広げていただけるよう御要望に応じた講座内容にもできる限り対応し、文化財を守るという意識の醸成を図っているところでございます。

議員がおっしゃいますように、地域の宝である数多くの貴重な文化財が各地域に眠っていること。一方で、過疎化、少子高齢化の進行により地域の衰退が懸念され、文化財継承の担い手不足による散逸、消滅の危機に瀕している状況であることも認識をしております。現存する地域の文化財は、これまで歴史的、文化的価値を認識され、心のよりどころや観光資源として、地域住民の方々の尽力により保存活用をされてまいりました。同時に、文化財所有者や民間の歴史研究団体と情報共有を行うことにより、新たな宝である文化財も顕在化されてきており、さらなる掘り起こしや磨き上げが求められているところでございます。今後は、議員が御提案されていますように、本市総合計画に位置づけをしています歴史文化遺産の保存と活用に基づき、地域の実情と必要に応じ、ICT等技術を活用した文化継承対策について、先進事例等を参考にしながら、新たな支援をする仕組みを検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 先進事例地となりますように、よろしくお願いをしておきます。

歴史的財産の掘り起こしについて詳しくお答えいただきありがとうございました。質問ではですね、歴史的な文化財の財産というふうな発言を私がよくしておりましたが、町内といたしますか、自分が生活している場所にある、例えば、風景とか、朝陽とか夕陽がきれいな場所とかですね、岩の形や山の形など、何かこうきらりと光るものであれば、それも地域の宝というふうに思っております。そういうものもこれからの財産になるんじゃないかなというふ

うに思います。あまり固くなく、面倒くさくなく、子供たちが楽しく参加できるような仕組みを検討いただくとありがたいというふうに思います。

ただ、コロナ禍で大変なときでもありますので、これから、そして人吉はどうなるのかというときにですね、それどころじゃないだろうという意見があるかもしれません。先ほど松村議員からもありましたように、観光に力を入れることは非常に大切でありまして、だからこそ、地域の持つ強みとは何なのかなんですよね。今のような非常時でも経済を回していく仕組みは何なのか。新しい旅の形にひっかけて、今人流を持ってくる仕掛けづくりが、種を撒くことが将来に備えて必要ではないのかなと、私は思っております。

先日開催されました、球磨川地域ブランド研究会というセミナーがあったんですけど、その中で、全国、特に都市圏のほうから見た人吉市がですね、今どういうふうに見られているんですかという主催者からの問い掛けがありました。パネラーからは、都市圏のほとんどの人たちがコロナ禍によって被災地に目を向ける余裕がなくなっている。また、その影響によって、被災地の今的なマスメディアでの報道も減っており、ほぼ忘れられていますよというショッキングな話を聞きました。

一方で、福屋議員から紹介がありましたように、わざわざ来ていただいて応援いただいている方もいらっしゃることは大変ありがたいことですが、これが現実ではないでしょうか。

市長も発言されておりましたが、あらゆる媒体を活用し、被災地としての思いを常に発信していくことがまさに重要であると、私も思います。

話は変わりますが、私は、今、町内会の法人化に携わっておりまして、法人化することでおもしろいことに、地域の特産品を販売できたり、高齢者の生活支援などにも自治会が取り組みやすくなるそうで、町内会の活動次第ではですね、いろんな可能性があるということがわかりました。例えば、物販などの営利事業によって得られた資金で町内会費を軽減することも可能でしょうし、高齢化によってできなくなった作業は、その資金をもとに外注することも可能になるのではないのでしょうか。

また、関係人口を増やす目的のもと、我が町の宝を掘り起こしていただくことも可能になるんじゃないのかなと思っています。

よく行政は何もしてくれんもんなどか、ああしてほしか、こうしてほしいというような声を聞きますし、私も同じであったように思いますが、住んでいる土地で何のためにを共有することは、地元に興味を持ってもらう手段となり、ああしようこうしようというふうに、心に変化が生まれれば地域を、引いては、本市全体をよくしていく流れにもつながると思います。そして、掘り起こされたそれらの宝は、子供たちが主役になって発信をしていく、徳川議員も子供が真ん中と何度も言われておりました。他市でも、本市でも学生たちが活躍をしています。開会初日には、復旧・復興に関して、人吉高校と共同で「ぎゃんとこひとよしチ

チャンネル」を昨年12月に開設したとも紹介いただきました。動画を作成し、プロデュースし、ユーチューブやSNSなどで発信する。それらに携わることで子供たちも地元に触れ、興味を持ち、学ぶことができます。そんな仕組みが町内会単位、あるいは校区単位でつくれないかと思っておりますが、市長に見解を伺います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

文化力とは、文化の持つ人々に元気を与え、地域社会全体を活性化させて魅力ある社会づくりを推進する力であると認識しております。

議員がおっしゃいましたように、子供たちが主役となって町内等で掘り起こした宝をユーチューブ等のSNSを活用し、常に情報発信していくことは、地域住民が一丸となって取り組める過疎地域脱却に向けたまちづくりの一つとなり、令和4年度から集中して取り組んでいく本市復興推進へ効果をもたらし、さらには、子供たちの地域の誇りと愛着を育みながら、全国の様々な方に本市に対する興味を常に持っていただく手段として有効であると考えます。

また、現在、多くの方がカメラ付きのスマートフォンをお持ちです。スマートフォンさえあれば誰でも自由に情報を発信することができますので、地域の宝の発信や町内会からのお知らせなど、町内会や校区の情報発信手段として非常に有効で、時代にあったものと考えます。

御提案いただいた、宝を掘り起こし情報発信に取り組むことは、地域活動の見える化にもつながり、関係人口を増やすことへつながっていくものと考えております。町内会や校区で宝の掘り起こし、情報発信を行っていきたいと思われる地域におかれましては、関係部署で共有している宝の本質的価値の助言、ICTによる情報発信方法のノウハウをお伝えするなどの支援が可能であると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） はい、ありがとうございます。子供はですね、大人が思う以上に子供ではないと思うんですね。行動力も発想力も早くて柔軟です。7歳の目で世界を見直す、熱中小学校の生徒の1人として、人吉市民がワンチームとなれる新たな取組への支援を期待いたします。

続いてでございますが、メニューの中の移住交流、若者の定住促進対策について伺います。

国からの支援では、重点分野としても取り上げられております、企業移転による雇用促進、雇用の促進についてはデジタル庁創設という大きな流れの中で、過疎地の活力向上を目指すとともに、東京一極集中を是正し、地方分権の加速を目指すとあります。確かに、最近の報道でも東京への転入超過が63万8,236人、逆に熊本は8,409人が転出超過と報道されておりました。しかし、神奈川とか大阪、千葉なども転入は超過のようですね。であるのに何で、移住定住の支援策として支給される一時金は東京からだけなのか。東京だけに限定をされるん

でしょうか。ほかの地域、例えば、九州では福岡など一定規模の人口がある都市からの移住希望者に対しても柔軟に対応ができればですね、転入いただける可能性というものはもっと広がると思うんです。支援制度についてと、執行部の考えを伺います。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

人吉市移住支援金制度は、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本市への移住定住の促進と企業等における人手不足を解消するため、東京圏から本市に移住して、就業または起業された人に対して補助金を支給する制度でございます。財源としては、熊本県移住支援事業費補助金を活用しております。

国・県が定める交付対象としまして、移住元や就業など様々な要件がございますが、第一に掲げるものが、議員が御指摘いただきました、東京圏からの移住であります。具体的には、本市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上東京都特別区、いわゆる東京23区内に在住するか、あるいは、東京、埼玉、千葉、神奈川の東京圏から東京23区内へ通勤・通学していた方を対象とするとなっております。この事業は、東京一極集中を是正し、地方と東京圏の転出入の均衡及び地域の担い手不足の解消を目的とし、東京圏以外の地域への転入増を図るため創設された事業であるため、移住元の対象が東京に限定されているというものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 東京だけというのがちょっと引っかかるところであります。そのような中でも、これまで関係人口創出に向けた取組につきましては、くまりばに整備をされたコワーキングスペースをはじめ、様々に御尽力をいただいているところでございますが実際、過去には他県からの移住希望者もおられたのではないのでしょうか。私には、数年前からそういう声が届いておりました。一度この件につきましても、令和元年12月にシティプロモーションに関する一般質問の中で、移住定住の取組と実績について確認をしております。

当時、平成28年度実績で49件の問い合わせがあっているが、実際に移住にはつながっていないという答弁であったと思います。

その後、新型コロナウイルス感染症の拡大であるとか、また、本市では豪雨災害も発生をしまして、移住定住への取組は、関係人口を増やす流れへと、その方向性が変化してきたように思います。

しかし、そのような中、ふるさと回帰支援センターが発表しました2021年の人気移住先では、熊本県は全国18位だったそうであります。

そこで、移住定住への取組はその後どうなっているのか、確認をしておきたいので、状況について伺いたいと思います。

○企画政策部長（小林敏郎君） 御質問にお答えします。

先ほどの議員の御指摘のとおり、本市に移住される人は、東京圏以外の地域からの移住者も、希望者もいらっしゃいます。そのような方々に対して、今年度は本市の独自の取組として、新型コロナウイルス感染症交付金を活用した、時限的な補助ではございますが、東京圏以外の移住者で、本市の事業所に就業された方や、本市で起業された方を対象にした移住支援金事業を実施しております。

9月議会において補正予算をお認めいただきまして、市ホームページや広報ひとよし、市公式フェイスブックで周知を行いまして、11月15日から申請受付を行った結果、単身で6名、世帯で1世帯、合計7組の申請があり、支援金を支給したところでございます。福岡とか京都から来ていただいております。

また、移住定住ポータルサイト、人よしライフにより、継続的に情報発信を行っております。

今年度は、令和2年7月豪雨後に移住された2人のインタビュー記事を掲載し、様々な移住の形を御紹介できたものと考えております。

なお、移住相談会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大によりオンラインという新たな手法がとられ、本年度は民間主体の相談会に1回、県主催の相談会に1回参加をいたしております。中でも、本市と宮崎県日南市、新潟県三条市の3市の担当者をインターネットでつないだ民間主催の合同オンライン相談会では、開催後、2名の参加者の移住につながっております。令和2年7月豪雨の影響や長引くコロナ禍など、移住定住を取り巻く環境はめまぐるしく変化しておりますが、引き続き、移住者が求めるニーズの把握に努め、本市の魅力を発信しながら移住者の受け入れ態勢の充実を検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） ボランティアで活動をされていた方が移住につながったことは、私も認識はしておりました。また、コロナ禍の中で、ほかにも実績を上げていただいているということも今確認をしまして、大変ありがたいと思います。

ただ、独自支援の財源が感染症対策の交付金という時限的なものであることがちょっと気にはなるところでございますが、新型コロナウイルス禍によって、リモートワークの普及など、企業や若者に芽吹いた地方分散の流れを、先ほど提案させていただいたように、新しい形での集落の維持や地域の活力向上につなげるためにも、引き続き、御尽力を賜りますようお願いをしておきます。

この項目につきまして最後の質問です。

令和2年12月にA I、R P Aへの本市の取組状況について質問をさせていただきましたが、答弁では、熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会A I等検討部会へ参加をし、住民サービスの向上度を図り、行政事務の効率化などへの課題整理と取組を検討していると答弁をい

ただいております。

令和3年3月には、道路の維持管理をするためのA Iを活用したシステムについても紹介をさせていただいております。この件についても、今後、情報の収集をするというふうにお答えをいただいております。デジタル技術を活用した取組については、地方が抱える問題解決に向けて大変意義のある取組の一つであると思います。現在の状況を伺います。

○総務部長（小澤洋之君） まず、私のほうから熊本県と県内の市町村で構成されております熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会A I等研究部会の状況についてお答えをさせていただきます。

本部会は、人工的に作られた人間のような知能、またはそれを作る技術、いわゆるA Iの技術を駆使しまして、昨今の人口減少や市町村職員の減少が進む中、行政事務における業務効率化や住民サービスの向上等を図るために活用するための共同利用を検討する部会でございます。

本部会のこれまでの取組といたしましては、複数の団体で利用することで、A Iを効果的に成長することが可能となり、他県で既に共同利用の事例のある24時間365日、住民からの問合せに自動で応答するシステム——いわゆるA Iチャットボットと呼んでおりますけれども——について検討を進め、令和3年3月1日から5月末まで県内10団体で実証実験を行っております。その後、協議会で共同調達を実施いたしまして、令和4年4月1日の運用開始に向け、熊本県、八代市、宇土市、小国町、西原村の5団体で、現在構築が行われている状況でございますけれども、本市につきましては、費用面の理由から今のところ導入に参加していないという状況でございます。

今後、先行導入団体の効果を参考に、今後の対応を検討していきたいというふうに考えております。

また、A Iを活用し、高度な作業を人間に代わって実施できる、そういった仕組みのR P Aへの本市の取組につきましては、総務省が令和3年1月に作成をしました、自治体におけるA I活用・導入ガイドブックや令和3年6月に発行しました、自治体におけるA I活用・導入ガイドブックを参考に、費用対効果を鑑みながら、また、先ほど議員の質問でございました、I C T等技術活用事業というような財源を見極めながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君） 議員御質問の後段部分、道路の維持管理に関する部分につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

令和3年3月定例会におきまして、議員より道路の維持管理をするためのA Iを活用したシステムについての御質問に対しまして、今後の情報の収集を行ってまいりますと答弁をしております。

現時点で情報収集した結果でございますけども、ＡＩを活用した道路の維持管理につきましては、民間企業、教育研究機関、官公庁の産学官の連携等により、実用に向けた様々な研究が進められております。今後も引き続き、このようなＡＩやＩＣＴなどの最新技術研究の動向を注視しながら、活用している自治体等の情報を収集してまいります。

また、本市においては、道路情報の基本でございます、道路台帳、それから各種点検結果などがまだ紙媒体による管理となっておりますので、まずは道路台帳のデジタル化、それから、紙媒体のデータベース化を進めることを検討してまいります。ただし、非常に多額の予算も伴いますから、活用できる国の補助金等の情報も併せて情報の収集をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君） なるほどというふうな総務部長からの答弁でございました。複数団体での利用が様々な場面でＡＩに学ばせることができる。効果を上げるためだというふうに確認しました。

また、９割近くの利用者からも支持を得ているようでございます。費用の面で導入を見合わせているとお答えをいただきましたが、答弁にもございましたように、ぜひ、有用な財源を検討いただきまして、庁舎も新しくなることですから、ＡＩチャットボットやＲＰＡへの取組が進展しますようお願いをしておきたいと思います。

それから、ＡＩを活用した道路維持管理システムにつきましては、今後も情報の収集をしていくとのことですが、県は今年度からＡＩによる道路点検システムの実証実験を開始するとして、７日の一般質問で明らかになっているようです。関連経費についての予算も計上されておりまして、23年度から本格運用を開始すると報道にもございました。どちらの答弁にも多額の予算がかかるというふうに申されております。どれほどの予算がいるのか、今回、通告をしておりますので聞きませんが、効率化することで削減できる経費もあるはずなんですよ。

実は、人吉下球磨消防組合では、指令システムの間接更新を令和２年度に実施しております。その際の見積額が２億８,０００万円でした。しかし、７％の１,９９０万円でできたそうです。そもそもの部分が違うのかもしれませんが、このように知恵を絞って、できるところから検証いただきたいというふうに思います。

我々、個々の時間というものは無限ではございません。「明日死ぬかのように生きろ、永遠に生きるかのように学べ」とは、私が尊敬する多良木町出身の黒木安馬先生から学んだ言葉でございますが、少しでも取組が前進しますように期待をします。

また、先月、熊日新聞には、県内８割強に当たる36市町村で必要な職員数が確保できていないと掲載されておりました。庁舎内におかれましては、事務業務の効率化やサービス向上

に向けてのデジタル化は、昨年12月、宮原議員からもございましたように、デジタル弱者対策も含めた取組が有効な手段であると存じますので、最小の経費で最大の効果を上げていただきますよう今後も引き続き注力をいただきたいと思いますをお願いします。

次の質問に移ります。

令和2年7月豪雨災害後に、全国から応援していただいた災害に係るふるさと納税などの運用について伺います。

皆様の温かい全国からの支援につきましては、企業版も含むふるさと納税を柱に代理寄附でも頂戴をし、また、個人様や企業様からも御支援いただいたと認識をしております。

先ほど人吉は忘れられていると申しましたが、3月号の広報ひとよしの中に、1月に723件、1,420万円の寄附をいただいたと紹介がございました。いまだに応援をいただいております皆様には、この場をお借りして心から感謝を申し上げます。

そこで、2021年冬号として発行されております、ふるひと通信には、これまでに頂戴した善意の浄財について、総額で12億2,129万8,228円、応援メニュー別毎の件数及び寄附金額を、また、使途については決算額を掲載いただいております。しかし、残念ながらいまだに集まった寄附金がどのように使われ、どれだけ残っているのかわからないという市民の声をよく耳にします。この声は、被災をされた方だけではなく、被災をされていない方からも質問をされます。

そこで、寄附金の活用について詳細が知りたいというこのような声があることは認識をされておりますでしょうか。

また、ふるひと通信が配布された時期はいつだったのか伺っておきたいと思います。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

市としましてもこれまでふるさと納税事業を推進するため、幅広く制度の周知を行い、その状況も報道等で御紹介をいただいているところでございます。

また、令和2年7月の豪雨災害以降、本市への寄附額がこれまでに比べ大きく増加した状況が報道されたこと等でもあり、寄附金の使途につきましても、市民の皆様の関心が高まっているものと認識はしております。

次に、ふるひと通信でございますが、市外から本市に寄附をいただいた方に引き続き、本市を応援いただくこと。現状や魅力をお知らせすることを目的といたしまして、例年11月に配布をいたしているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 市民の皆さんの関心の高さについては認識されていると確認をいたしました。

また、寄附をいただいた方に対してのみですね、例年11月に発行しているものであるとい

うふうに確認をいたしました。

発災から1年と8か月、解体作業も落ち着いて更地が目立つようになっております。本市では、復興まちづくり計画に沿って、地域別に鋭意御尽力いただいておりますが、特に、青井地区や中心市街地については、被災市街地復興推進地域に指定をされており、法的にも順序立てた取組が必要であるために、ハード面で具現化されたものが見えないということから、このような意見があるのではないのかなと想像ができます。そこはまあ仕方のないことですが、市民の皆様に向けてもわかりやすくお知らせいただく方法というものはないのかなと思うんですね。ふるひと通信で紹介いただいた内容につきましては長くなりますのでここでは申しませんが、ふるさとの自然環境及び地域景観を保全・活用するための事業など、その他目的達成のために市長が必要と認める事業などに大別をされておりました。が、具体的にという部分は説明してありませんでした。そこでどんな事業だったのか、その詳細をお知らせいただけないかと思います。伺います。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

それでは、令和3年度の充当事業につきまして、少々長くなりますが、お許しをいただきまして御説明申し上げたいと思います。

まず、ふるさとの自然環境及び地域景観を保全・活用するための事業は、農業農村の多面的機能を維持する費用や農業活性化対策事業補助金などの一部としまして1,800万円、将来の地域を担う子供たちを応援する事業は、子ども医療費助成や子ども子育て支援事業、学校における特別支援教育支援員に関わる事業費などの一部としまして9,100万円、地域で支え合う健康・福祉のまちづくりのための事業は、高齢者に関わる敬老会助成や健康増進に関わる各種検診事業費の一部としまして700万円、歴史や文化資源を保存・活用するための事業は、史跡人吉城址保存費用や文化財の災害復旧に関わる事業費などの一部としまして1,200万円、観光振興の充実など活力に満ちたまちづくりのための事業は、観光案内所運営費や鉄道ミュージアム運営費の一部としまして1,500万円を充当しているところでございます。

また、その他目的達成のために市長が必要と認める事業は、75歳以上の医療費負担金や予防接種事業、防犯灯設置費用、それに小中学校における教育用タブレット整備に関わる費用の一部としまして1億4,700万円をそれぞれ活用させていただいております。

これらにつきましては、先ほど議員からありましたように、お知らせについて、令和3年度版のふるひと通信等でお知らせできたのではないかとございまして、令和3年度版のふるひと通信につきましては、令和2年度状況をお知らせしておりますので、令和3年度状況につきましてはお知らせできてないというところでございます。

以上でございます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 今、詳しく説明いただきましてありがとうございます。

今回発行されたものはふるさと納税に限ったものであったということ。それと、令和2年度中の内容であったというふうに確認しました。

また、人吉市民の皆さんに向けては作成されていないというふうに認識をしたところですが、ふるひと通信を例えにした質問でしたので、ちょっと趣旨が伝わっていなかったのかなというふうに思いました。

あと、ふるさと納税以外の給付金も併せてですね、できましたらもう少しわかりやすく図案化するなどして、総額での歳入歳出、残高もスカッとこう見えるように、わかるように見える化して、本市の皆様へ向けてもお知らせいただけないかと思うんですが、できましたら半年に一度ぐらい報告といいますか、周知いただけたらありがたいと思うんですが、可能でしょうか伺います。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

まず、ふるひと通信につきましては、議員がおっしゃいましたように、市外からの納税の獲得に向けてお送りしてきているところでございますので、これらにつきましては、引き続き、お送りしていく必要があるかと思えます。

一方で、先ほどおっしゃったように、市民の皆様も非常に興味を持っていただいておりますので、そのことのお知らせにつきましては、年に1回、今年度の場合は6月に広報等でお知らせしておりますが、締め関係もございまして、非常に情報量としては少のうございまして、十分なお知らせとはなっていないところだと、私も考えているところでございます。

このように、市民の皆様方にも当然使途はお伝えるすることももちろんのことでございますが、市民の皆様は御関心を持っていただくことは、ひいては、御縁のある方であったり、関係のある方々からのふるさと納税がさらに増えると、そういう機会になろうかと思えますので、引き続き、周知につきましては進めてまいりたいと思っております。

周知の回数につきましては、年度で締めていくところもありますので、また、冊子等の作成につきましては、費用対効果も含めまして、今後も検討させていただきたいと思いますが、議員からおっしゃっていただきましたように、今後ともわかりやすく丁寧な周知というのはやはり必要かと思っておりますので、それぞれ今後の検討をしてまいりたいと考えておるところでございます。

また、ふるさと納税以外の寄附につきましても、その目的に従いまして、それぞれ所管部で対応しているところございまして、それにつきましても大変ありがたく思っているところでございますが、これらにつきましては、公表等につきましては、寄附先の御要望に応じて随時やらせていただいているというところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） ふるさと納税の理解を助長してですね、そして、進展させるために人

吉市民の皆様への周知も実施していくという答弁であったというふうに思います。

また、回数につきましては、やっぱり経費も絡むことですから、これまで同様で仕方ないのかなというふうには思いますが、ホームページでいつでも常に閲覧できるような仕組みをお願いしたいというふうに思います。

また、その他の寄附金につきましては、取り扱いを慎重にしなければならないというふうに理解をしておりますので、別枠で歳入と歳出の総額であれば公開も可能なのかなと存じますが、御検討いただきますようお願いいたします。

この件はこれで終わります。

次に、被災者の中には、早期に再建を決めて、リフォームや建替えを進めておられる方が多数いらっしゃるわけですが、建設費用や手付け金を支払ったが工事が進まずにトラブルになっているという事案が、本市のみならず、球磨村でも発生をしているようです。本市からも注意喚起はしていただいておりますが、残念ながら現実には起こっています。本市でも把握されていると思いますが、このようなトラブルは過去には東北でも、また、熊本地震の後にも起こっているようです。話を聞いたところでは、業者に対し、費用の返還を求めるため弁護士の費用に数十万円も必要で、仮に裁判で勝訴したとしても、相手次第では返還される見込みがなく、裁判までにかかる経費や判決後に支払う報酬などを計算すると、その費用と労力が膨大になり、諦めるしかないと言われていました。被災したことで家も失い、トラブルによって金銭も失い、再建もできず、二重三重の苦しみの中にある。そのような被害に遭われた方たちに対し、今どのように支援と申しますか、どこまで関与をして、どのように寄り添ってこられたのか伺っておきたいと思います。

○市民部長（丸本 縁君） 御質問にお答えいたします。

被災家屋のリフォーム等に伴うトラブル被害者に対して、市はどこまで関与し、どのように寄り添ってきたのかとの御質問でございますが、令和2年7月豪雨災害以降、被災した住宅の修理や建替えをするために業者と契約し、数百万円の代金を支払ったにもかかわらず、工事を始めてくれない。または遅れている。契約を解約したいが業者が応じてくれないなどの住宅修理関連のトラブルも複数発生しており、市としましては、消費生活センターにおいて、そのようなトラブルを抱えた被災者からの相談対応を行ってまいりました。

豪雨災害直後の令和2年8月から9月においてカルチャーパレス大ホール内に設置されました罹災証明書申請会場におきまして、熊本県弁護士会様の御協力により、被災者向け無料法律相談会を毎週月曜と水曜の週2回、それぞれ弁護士2名に御参加いただき開催いたしました。

その後、令和2年10月からは場所を市庁舎西間別館会議室に移し、毎月第2、第4火曜日の月2回、弁護士1名に御参加いただいております。令和2年度の合計回数が23回、相談件数が96件、令和3年度が2月末までで合計15回、相談件数が28件となっております。

また、そのほかにも人吉市社会福祉協議会の人吉市地域支え合いセンターからの申請により、仮設住宅の住民を対象とした出前講座を令和3年4月から7月にかけて、全10回開催しており、また、リフォーム関係のトラブルに関する注意喚起のチラシ配布を全仮設団地入居者に対して実施をしております。

議員がおっしゃられるように、二重三重の被害に遭われている方の御心労は計り知れないものであり、弁護士会の御尽力をいただき、被災者の見守りを行っている地域支え合いセンターなど、関係機関と情報を共有し、連携しながら被災者の気持ちに寄り添った相談対応に尽力しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 結構早くから相談があったということがわかりました。その後も尽力をいただいているということでございますが、悔しいと思うんですね。このような被害者の方たちに対して、何らかの形で救済というか、心のケアも含めた独自の支援ができないものかと思うんですよ。お見舞いですね、それこそ寄附いただいた浄財の出番ではないのかなと思うわけでございますが、どうでしょうか、伺います。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

再建トラブルに巻き込まれた被災者の方に寄附金から見舞金などの独自の支援はできないかとの御質問でございますが、再建トラブルに巻き込まれた被災者の方には本当にお気の毒であると考えておりますが、民間の争い事に対しての行政の関与は難しいことから、現在のところそういった方への見舞金等の支援は予定していないところでございます。

今後も消費生活相談員による窓口相談や県弁護士会による被災者向け無料法律相談会等の実施により、被災者の方々の悩み事解決に向けサポートしていく所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 一般的に家屋の引き渡し後や施工後のトラブルについては住宅紛争審査会など、いろいろ相談窓口もあるようでございますが、今回のように、何もしなされずにお金だけ払わされた悪質な事案というものはどうしようもないですね。公の下での平等という原理原則、それから、民間への関与はできないという理屈は、一定の理解はできますが、被害に遭われた方々は解決しないですもんね。返金がされるまではですね。

今後も被災者の方々の悩みを解決できるようサポートしていくと答弁いただいております。解決に向けた取組とは、具体的にどのようなことでしょうか。最後に伺っておきたいと思えます。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

御質問のような再建トラブルにおいては、業者が契約破棄などの要求に応じない場合、裁

判または紛争解決手続など、法的な手続を取らざるを得ない場合もございます。そのような場合、個別の状況に応じて専門的な判断が必要になりますので、弁護士等の専門家に相談していただくよう、無料法律相談を御案内いたしております。

このような住宅工事トラブルに遭われ、苦しんでおられる被災者の方に対して、行政としてできる支援は限られており、大変心苦しいものがございますが、弁護士会の皆様方も大変熱心に被災者相談に取り組んでいただいております、消費生活センターにおきましても、被災者の方の気持ちに寄り添った相談対応を心がけているところでございます。相談に来られた方の中には、相談して気持ちが軽くなった、相談してよかったとの感想も多く聞かれております。トラブルに遭われた方の中には、まだ相談をされていない方もおられるのではないかと存じますが、より多くの方に御相談いただき、問題解決につなげていただくよう相談対応に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） わかりました。ですが、このような事例というものはですね、手を変え、品を変え、今後も発生すると思われまので、不幸の連鎖が生まれないよう、これまで以上に注意喚起を徹底をお願いいたしまして、被害に遭われた方へは最大限寄り添っていただきますようお願いをいたします。

最後になりますが、私からも申し上げたいと思います。今月をもって退職をされます、久本水道局長、椎屋教育部長、そして告吉健康福祉部長をはじめ、職員の皆様には、これまでの市政発展へ御尽力いただきましたことに敬意を払い、御礼を申し上げ、新しい舞台での御活躍を祈念するとともに、しつこいようですが、今後もお力添えをいただきますようお願い申しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時31分 散会

令和4年3月第2回人吉市議会定例会会議録（第5号）

令和4年3月11日 金曜日

1. 議事日程第5号

令和4年3月11日 午前10時 開議

日程第1 一般質問

1. 田 中 哲 君
2. 犬 童 利 夫 君
3. 西 洋 子 君
4. 高 瀬 堅 一 君
5. 井 上 光 浩 君

日程第2 議第36号 人吉市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議第37号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第4 委員会付託

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
- ・ 追加日程

決議第1号 ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議（案）

3. 出席議員（17名）

- | | |
|-----|-----------|
| 1番 | 松 村 太 君 |
| 2番 | 徳 川 禎 郁 君 |
| 3番 | 池 田 芳 隆 君 |
| 4番 | 牛 塚 孝 浩 君 |
| 5番 | 西 洋 子 君 |
| 6番 | 宮 原 将 志 君 |
| 8番 | 高 瀬 堅 一 君 |
| 9番 | 宮 崎 保 君 |
| 10番 | 平 田 清 吉 君 |
| 11番 | 犬 童 利 夫 君 |
| 12番 | 井 上 光 浩 君 |
| 13番 | 豊 永 貞 夫 君 |

14番	福屋法晴君
15番	本村令斗君
16番	田中哲君
17番	大塚則男君
18番	西信八郎君

欠席議員（0名）

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松岡隼人君
副 市 長	迫田浩二君
監 査 委 員	井上祐太君
教 育 長	志波典明君
総 務 部 長	小澤洋之君
企画政策部長	小林敏郎君
市 民 部 長	丸本縁君
健康福祉部長	告吉眞二郎君
経 済 部 長	溝口尚也君
建 設 部 長	瀬上雅暁君
復 興 局 長	元田啓介君
総 務 部 次 長	永田勝巳君
企画政策部次長	井福浩二君
総 務 課 長	森下弘章君
水 道 局 長	久本禎二君
教 育 部 長	椎屋彰君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	北島清宏君
次 長	栗原亨君
庶 務 係 長	平山真理子君
書 記	青木康德君

午前10時 開議

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き、一般質問を行います。

また、一般質問終了後、9日に追加しました議案につきましての質疑を行い、その後、委員会付託をいたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

なお、本日、3月11日は、11年前に東日本大地震が発生した日でございます。本市におきましては、地震発生時刻の午後2時46分に防災無線によるサイレンの吹鳴に合わせて犠牲者に対する黙禱がございます。つきましては、事前に休憩を入れさせていただきますので、皆様も黙禱を捧げていただきますようよろしくお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（西 信八郎君） それでは、これより一般質問を行います。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、おはようございます。ただいま西議長も言われたように、くしくも11年前の3月11日、一般質問の3日目でしたか、しかも金曜日の14時46分、多分、現在市長の椅子に座っておられる松岡市長の一般質問中に発生したのではなかったのかなと思っております。忘れもしません。大震災の一報に驚き、休憩中に議長室のテレビで津波の惨状を目の当たりにし、その驚愕に身震いをしたのを思い出しております。被災地の復旧・復興も道半ばであり、特に東京電力福島第一原発の事故は発災時から廃炉まで40年と言われております。昨日、牛塚議員も述べられていましたが、2月24日のロシアのウクライナへの軍事侵攻は、チェルノブイリ原発をはじめ、ウクライナ各地の原発に深刻な危機をもたらしております。1986年に事故を起こしたこのチェルノブイリ原発は、廃炉まで100年と言われておりますので、原発廃炉の問題は日本国の問題ばかりでなく、人類の問題として、また、ロシアのウクライナへの軍事侵攻の行方とともに注視していく必要があるのではなかろうかなと思っております。

今回の一般質問は、令和2年7月豪雨災害より流域治水について、農地復旧についての2点であります。

まず、流域治水であります。通告書で流域治水の4番に森林の湛水機能の考え方・効果・対策と通告しておりますが、議長の許可を得ておりますので、湛水機能という字句を灌

氾の灌という字に改め、森林の灌水機能に改めていただきたいと思います。

では、1回目。

昨年の12月議会では、大柿地区の掘り込み式の遊水地の代替案、ないし球磨川本川の流量減少案ということで、大柿地区のすぐ上流の左岸から球磨川に合流します鹿目川の上流部に治水ダムの設置を要望いたしました。このことにつきましては、市におかれましては、迅速に県のほうに要望していただきありがとうございました。

また、熊本県におかれましては、真摯に受け止めていただき、12月議会終了後、熊本県の河川港湾局長の里村真吾氏、また、関係部局の担当者の方たちにはお忙しい中にもかかわりませず、現地視察、意見聴取を行っていただきました。まずもってこのことに感謝を申し上げます。この鹿目川への治水ダムの設置要望につきましては、地元からも鹿目川の氾濫防止の観点から要望があっていたので、ぜひ実現に向けて人吉市から熊本県、国のほうにアプローチのほどよろしく願いしておきたいと思います。

今回の質問も最初、遊水地関係から質問いたします。

まず、遊水地に対する考え方についてであります。令和2年7月豪雨の人吉での流量7,900トンのうち、川辺川ダムを含む遊水地等で4,200トン进行カットし、4,000トンを河川に流すとしておりますが、4,200トンカットのうち、遊水地で何%、どのくらいの水量をカットするのか。

また、遊水地候補選定についての考え方についてお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） 皆さん、おはようございます。お答えいたします。

球磨川水系河川整備基本方針では、気候変動により予測される将来の降雨量の増加等を考慮した結果、そのピーク量を上流基準地点人吉において毎秒8,200立方メートルとし、この内、流域内の洪水調整施設により、毎秒4,200立方メートルを調節して河道への配分流量を毎秒4,000立方メートルと示されておりますが、河川整備基本方針では、これらの目標とする流量等を定めるもので、具体的にどの洪水調整施設で何%をカットするかを具体的に定められたものではございません。

なお、遊水地候補地の選定につきましては、国土交通省によりますと、令和2年度洪水の被害状況を鑑み、甚大な被害が生じた人吉市街部及び中流部で効果を発揮させられること、及び洪水調節効果、事業期間等を総合的に評価し、効率的、効果的な箇所の抽出を行うことになるということでございます。

球磨川は急流河川であり人吉区間及び上流部の盆地においても河床勾配が急であることから、できるだけ河床勾配が緩やかで洪水調節容量を効果的に確保できる場所に遊水地を計画することになるということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） では、次にですね、なぜこの中神地区、大柿地区の遊水地の候補地がこの掘り込み式の候補地になったのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

遊水地は、球磨川水系流域治水プロジェクトにおいて、流域全体で調整容量約600万立方メートルを計画されております。中神地区、大柿地区は、測量や地質調査の結果、現地盤から平水位レベルまで掘り下げることにより、より多くの調整容量を確保できる掘り込み方式で整備するというものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 球磨川増水時の下流域への水量を減量する。下流域の被害を最小限にする目的で遊水地を整備するのであれば、現在、計画されております中神地区、大柿地区の遊水地は、中流域、そして下流域の球磨村、芦北、八代市には有効であろうと思います。しかし、人吉市、しかもあの中心地ですね、市街地の水量を減量する観点からは、あまりメリットがあるとは思えません。令和2年の豪雨災害の最大の被災地である人吉のことを考えれば、掘り込み式、また、地役権設定方式のどちらの遊水地にしても人吉の上流に考えるのが常套的な考え方であろうと思います。

そこで、なぜ相良村の川村駅付近、あるいは錦町の球磨中央高校付近に大柿地区の掘り込み式の遊水地の貯水量に匹敵する遊水地を人吉より上流に計画できなかったのか。

また、以前、ダムによらない治水を考える場で、引堤の候補地になっておりました。人吉でも広い農地があり、人家もない七地町地区、また、西瀬地区でいいですと西瀬橋の左岸下流から鹿目川合流地点、ここは大部分が国土交通省の土地であります、こういったところがなぜこの遊水地の候補地にならなかったのか。このことは大柿地区の住民のみならず、市民の皆さんからも疑問の声が出ていますので、明快な答弁をお願いしたいと思います。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

国土交通省によりますと、大柿地区の遊水地は、中流部で効果を発揮させられる場所を選定されており、人吉区間ではなく、中流部に効果を発揮させられる場所という観点では、中流部のすぐ上流に位置し、河床勾配も比較的緩やかで遊水地としてはまとまった面積が見込まれる場所として大柿地区や中神地区を候補地とされているということでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） では、先ほど遊水地候補選定の考え方で地名を挙げました、相良村の川村駅付近、また錦町の球磨中央高校付近、七地町地区等も選定条件で述べられた条件を十分に満たしておると考えます。ましてや、この地区のボーリングによる地質調査もなしでいきなり大柿地区への掘り込み式の遊水地と言われても誰が見ても納得がいきません。このこ

とに再度答弁お願いいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

繰り返しになりますが、大柿地区や中神地区の遊水地は、球磨村等の中流部のすぐ上流に位置するため、効果を発揮させられる場所として選定されており、地盤高や河床勾配、地下水位等の現地調査の結果からも大柿地区や中神地区を候補地とされているということでございました。

議員から御提案のあった地区については、中流部から距離があるため、人吉市街部に効果を発揮させるための遊水地としては候補となり得ますが、中流部の候補地としては大柿地区、中神地区と比較すると適さないということでございました。

なお、人吉市街部に効果を発揮させるために、既に遊水地は計画されており、相良村などの上流部が候補地となっております。人吉市街部に効果を発揮させるための遊水地候補につきましては、測量調査、ボーリング調査の現地調査が実地されておりまして、相良村の遊水地候補地については、既に用地調査に着手しているということでございます。

流域治水という観点から人吉市としても国・県、関係市町村等と連携して流域の被害軽減に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） このことで松岡市長にお尋ねいたします。

大柿地区の遊水地計画の発表により、移転計画も進められようとしていますが、そのことで住民の間にいろいろな葛藤を招き、先祖伝来の慣れ親しんだ地域コミュニティが崩壊するのではないかという住民の苦悩を招いております。このような住民の移転を伴う大柿地区の掘り込み式の遊水地の代替案を昨年12月議会で提案しました、鹿目川の治水型ダム建設とともに、人吉の市街地の上流域に、それも住家のない、住民の負担、犠牲も少ないような、大柿地区と同様、あるいは同等以上の掘り込み式の遊水地を球磨川流域治水プロジェクトの中に実現できるように国や県に具申する考えがないかお尋ねします。

私は、国土交通省の計画をただ住民に説明するだけでなく、住民の葛藤や苦悩に最大限の耳を傾けることこそ地方自治を担う者の責務と思いますが、松岡市長はどう思われますかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） 皆様、おはようございます。それでは、お答えをいたします。

発災当初から可能な限りの治水対策を講じていただきたいと国・県にお願いをしていますが、今後も本市、さらには流域全体を守るため、球磨川水系流域治水プロジェクトに位置づけられている堆積土砂の撤去、堤防強化、遊水地等の速やかな整備を求めてまいりたいと存じます。

大柿地区につきましては、流域治水の一つとして、本市より下流に当たる中流部で効果を

発揮させられる遊水地計画の検討が進められており、市としてもその必要性は認識した上で、昨年11月、遊水地の現時点での配置案や住まいの再建の方向性などについて、国とともにお示しをいたしました。さらに検討を進めていく過程では、皆様の生活やなりわいにも大きな影響を及ぼす可能性があることや地域コミュニティの維持など、様々な課題が出てくるものと存じますので、住民の皆様の思いを受け止めて実施してまいりたいと考えております。流域全体で浸水被害を軽減するため、600万立方メートルの遊水地が計画されており、箇所箇所の河川の状況と治水効果に基づき、今後さらに具体化されていくものと存じますが、本市の計画地については、今後も丁寧な説明を心がけていくとともに、国・県、関係機関等と連携、協働し、可能な限り地域の御意向に沿った事業推進に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） ただいま松岡市長の答弁で、地域の意向に沿って事業の推進に努めると言われております。大柿の掘り込み式の遊水地の代替案を先ほど申しましたように、市街地の upstream に設置するよう国・県に具申していくことも含まれておるのか、言っておられるのかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

大柿の住民の皆様方からは、これまでもここに住み続けられるのか、もう二度と同じ経験はしたくない、この地域の歴史を考えると遊水地には賛成することはできないなど、多くの切実、不安な声をあらゆる機会を通じて拝聴してまいりました。流域自治体の長として国・県、関係機関等々と連携、協働し、球磨川水系流域治水プロジェクトを推進していく立場であり、責任を担うものとして大柿町内では遊水地計画を前提とした安心・安全なまちづくりを行うべきであるという判断をし、昨年11月に国とともに、住まいの再建の方向性とその時点の整備案をお示したところでございます。本年2月に行いました戸別訪問の結果では、住民の7割を超える皆様方から遊水地計画に協力するという御意向をいただいております。あわせて、農業は続けたい、大柿地区全体に遊水地を広げてほしい、高齢なので金銭的な不安があるなどの多くの御意見、御要望もいただいております。この事業を進めていくに当たりましては、これまで築かれてきた良好なコミュニティが分断することがないように、住民の皆様それぞれの不安、思いに丁寧に耳を傾けて、個々の思いにできるだけ添えるように努めてまいる所存です。

議員がおっしゃいます大柿町内の遊水地計画案の代替案を国に具申することにつきましては、治水に関する知見の上でも流域治水を担い、進める立場としても難しいと考えておりますが、流域自治体の長、そして政治家として、市民や流域住民の命を守るといった責務を果たすため、国側に寄り添うのではなく、住民の皆様に寄り添う立場で必要と判断したことはこれからも国にはっきりと要望してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） ただいま流域治水を担い、進める立場としては、なかなか難しいという答弁でありましたが、私は、流域治水を進めるよき方法として提案しているところであります。また、住民の皆さんも、市民の皆さんも、大柿になぜこの掘り込み式の遊水地案になったのか、上流部に最適地があるのではないかという疑問を持っておられます。恐らく市長はじめ執行部の皆さんも国の計画ということで説明が恐らくできないのではないのでしょうか。もちろん、松岡市長には流域治水を担い、進める立場でしっかりと進めてもらいたいと思っておりますが、ただ単に国のインフルエンサーになるばかりでなく、疑問に思うところはストレートに国に要望していただくようお願いしておきます。今後の流域治水の協議会の場において、松岡市長の発言にも注視し、この件については、一応締めておきます。

次に、現在、球磨川流域の各支川では、災害復旧関連事業が鋭意進められていて、早急の完成を望むものでございます。中小河川の堆積土砂の搬出については、球磨川水系緊急治水対策プロジェクトの第一段階として、人吉でも9河川の15万6,000立方メートルの搬出が完了したと、県の河川課は昨年6月1日に発表していますが、土砂の堆積や流木はほかにも見られ、出水期を前にして心配なところがございます。これらの土砂の堆積や流木対策はどうなっているのかお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君） 議員の皆様、おはようございます。それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

熊本県管理の堆積土砂撤去事業につきましては、事業主体が熊本県でございますので、熊本県球磨地域振興局に伺った内容にてお答えをいたします。

令和2年7月豪雨災害で河川内に堆積した土砂のうち、特に緊急に撤去が必要な人吉市内9河川の約15万6,000立方メートルの堆積土砂については既に完了しておりますが、引き続き、流下能力向上を図るため、人吉市管内の県管理河川については、約1万4,000立方メートルの土砂撤去を進めておられます。また、河川内の流木については、河道閉塞のおそれがあるものから順次撤去することとしておられます。

以上でございます。

本市としましても、県の管理河川ではございますが、水害被害発生の軽減を図り、安全・安心な市民生活の確保に向け、随時地域住民の御意見を踏まえながら、引き続き要望してまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） また、流域治水の考え方から、球磨川本川ばかりでなく、支川への対策も今後重要と考えております。

そこで、令和3年8月から令和4年2月まで行われ、今後の球磨川水系河川整備計画案に対し、学識経験者等から中小河川への提言があつていていると聞いております。

そこで、この河川整備計画の中にですね、今後支川に対してどのような考えで、支川対策を位置づけ、どのような対策をとっていくのかお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

これも熊本県の河川課にお伺いした内容で答弁をさせていただきます。

球磨川水系流域治水対策といたしましては、昨年12月、河川整備基本方針の変更が決定され、河川整備計画の策定が進められているところです。熊本県におかれましても、県が管理する球磨川水系の支川について、河道掘削や河道拡幅等により、河道断面を確保し、堤防の高さや幅が不足している箇所において、築堤等により堤防断面を確保することや遊水機能を有する土地を確保し、洪水を一時的に貯留してゆっくり流すグリーンインフラとして活用することが検討されております。

また、令和2年7月豪雨等洪水時に大規模な土砂の堆積や大量の流木が発生した河川において、洪水中も流下能力を維持できるよう土砂の堆積しにくい河道、土砂の流出抑制施設、流木の捕捉施設を整備するなど、河川区域における土砂、流木対策など様々に鋭意検討がなされている状況でございます。

本市といたしましても、今後このような対策が実現可能となりますよう、県と協力して推進してまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 現在行われております球磨川水系学識者懇談会において、中小河川への治水ダム等の提言はあっているのかをお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君） では、お答えをいたします。

これも県の河川課にお伺いした内容でございますが、これまで開催されました球磨川水系学識者懇談会では、中小河川へのダムの建設の提言についてのお話はなかったということでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） では、熊本県は2月18日、球磨川流域の治水対策として実証実験として始められた田んぼダムの検証委員会を開き、シミュレーションで大雨の際に河川の流量を減らす効果を確認したと新聞報道にあります。

そこで、実証実験では、どこで、どのような実験を行い、どのような効果を得たのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） 田んぼダムの実証実験事業につきまして、事業主体である熊本県

に伺った内容につきましてお答えをいたします。

田んぼダム実証実験事業の人吉球磨地域の取組状況としましては、モデル地区の面積でいいますと、人吉市は33.6ヘクタール、錦町37.5ヘクタール、多良木町40.6ヘクタール、湯前町65.6ヘクタール、水上村20.6ヘクタール、あさぎり町150ヘクタール、山江村24.3ヘクタール、合計の372.2ヘクタールで人吉球磨全体の約4割の水田で取り組んでおられるところでございます。

なお、本市では、人吉インターチェンジ周辺の鬼木地区で観測を行われたところでございます。

今回の実験については、調査対象範囲の排水路の上流と水田からの排水が流れ込む下流にそれぞれ水位計を設置し、得られたデータから流量を算出する方法及び圃場に水位計などを設置しまして、湛水深さと流量を算出する方法で行われたところでございます。

今年度の実証実験から得られたデータ分析では、田んぼダムの機能が発揮されたかを検証されました。田んぼダムなしと田んぼダムタイプを比較をいたしまして、田んぼダムタイプは一定の強度を超える降雨に対して、ピーク流量に対する減少が示されたということでございます。

次に、水を貯める深さでは、田んぼダムタイプの水位が大きくなり、田んぼダムなしタイプと比較したところ、貯まった水位の減少も緩やかな変化が見られたところで、流出抑制に一定の効果があることが確認されたとのことでございました。

以上、お答えをいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 今後、この田んぼダム、どのように取り組んでいくのか。そしてまた、どのくらいの全体でこの流量カットを目指すのか。また、今後、田んぼダムを流域治水のメニューに取り入れるに当たっては、田んぼの所有者の協力を前提に進められるものと思っております。今までは、大雨の前には田んぼの所有者は、田んぼの水を抜いて水稻の苗が水没しないように、また、畦が崩れないように準備しておられたと思います。今回の田んぼダムでは、水を抜くという従来からのやり方と全くの反対のことを行うわけですので、新しく田んぼの所有者に大雨時に畦の崩落防止、堰板の調整等のための田んぼ見回り等が大きな負担としてかかってくるのではないかと考えています。

そこで、田んぼの所有者に対し、どのような対策と補償をとられるのか。また、考えられるそのデメリットは何なのかをお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

同じく、県に伺ったところによりますと、今後の取組について、実証実験は令和3年度から令和4年度の2か年で行い、モデル地区において水田の貯留や流出状況の観測、農作物への影響等を調査し、検証委員会を通して田んぼダムの効果を引き続き検証することとされて

おります。

次に、流量カットでございますが、人吉球磨地域の水稲作付約3,300ヘクタールで15センチ貯留した場合、500万立米を貯留できると試算をされておりますが、実際には、畦畔の高さが経年劣化により低くなっていることや雨の降り方によって流出抑制などの効果が変わることが考えられるということでございます。この低くなった畦畔の対策としましては、畦畔の再整備を行う新規事業の創設が求められるところでございます。

また、本市の農家の方への補償としましては、実証実験事業の協力支援事業としまして、実証実験に参画される農家のうち、農業保険加入者に対する一部助成や水稲への影響時の一部補填を助成しているところでございます。

次に、デメリットとしてでございますが、田んぼダムの堰板管理に手間が生じることが考えられますし、実証圃場周辺で栽培されている葉タバコ、ミシマサイコなど、畑作物への影響が懸念されるところでございます。これらにつきましては、令和3年度末に実施予定で、上流の水田に水を貯め、下流農地における土壌水分の調査を実施し、この影響を検証することとございました。

以上、お答えをいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） また、よくマスコミ報道等で大雨時に田んぼ見回りして事故に遭ったという報道がなされております。私は、この安全面からも大変危惧しておりますが、こういった危惧についてどういうふうに検討をされたのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

確かに議員がおっしゃいましたように、大雨時に水管理に出かけられ事故に遭われたという報道もあっておるところでございます。県によるモデル地区での説明会でも御説明がありましたが、営農最優先で水管理を実施していただくということと、万が一、災害の危険性を感じた場合は、事前に堰板を外すなどの対応をお願いしますとのことでございました。

以上、お答えをいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） では、令和3年9月8日の治水・防災に関する特別委員会で治山関係の協議はしているのかという質疑がございました。管内全域で緊急性の高いものから随時工事を行い、山の再生という部分と、林地開発という部分を含め、総合的に検討していると県の答弁がっております。

そこで、先ほど中小河川問題で取り上げました球磨川水系学識者懇談会で学識経験者の中から森林の灌水機能についての発言があったようですが、森林の灌水機能の考え方とはどのような考え方なのか。

また、効果についてはどうなのか。あるとすればどのような対策をとっていかれるのかと

いうことでお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

森林の灌水機能の考え方でございますが、森林の有する多面的機能の中の一つである水源涵養機能に含まれる機能のことを指しておりまして、洪水を緩和する、水資源を貯留する、水量を調節するといった学術的に確立された考え方でございます。森林は、森林の有する土壌の働きにより雨水を地中に時間をかけて浸透させた後、ゆっくりと流出をさせます。これにより洪水を緩和させ、河川の流量を安定させるといった効果を有しております。

なお、日本学術会議の見解によれば、森林は中小洪水においては洪水緩和機能を発揮するが、大洪水においては、顕著な効果を期待できないとされております。

今後の対策としましては、森林の有する多面的機能の効果が最大限に発揮されるよう下刈り、除伐、間伐といった適切な森林整備の推進に努めてまいり所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 次に、一時期、川辺川ダムのは是非を論じる中で、コンクリートのダムに対峙する言葉としてよく緑のダムという学術的に確立されていない言葉が独り歩きし、もてはやされていましたが、この緑のダムと今回の森林の灌水機能の違いは何かお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

先ほども述べましたとおり、森林の灌水機能とは、森林の有する多面的機能の中の一つであり、洪水を緩和する、水資源を貯留する、水量を調節するといった学術的に確立された考え方を有した水源涵養機能のことを指しております。

一方、緑のダムという言葉は、首都圏で水不足が問題とされていた1970年代に森林の保水力も大切だということを伝えるために考え出された名称であり、コンクリートダムに対峙する言葉として生み出され、学術的に確立された言葉ではございません。緑のダムという言葉の意味として広く捉えられている内容としては、森林の有する多面的機能のうち、洪水緩和、渇水緩和、水質保全、この3つの機能を有しているとされ、ダムに例えた表現として用いられているといった内容があげられます。

先に述べましたように、学術的な用語ではないため、使う人の解釈により一定の意味を持たない言葉となっている現状がございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） では、増水時の計画されている流水型の川辺川ダム、県営市房ダムへの流木や堆積土を心配されている市民の皆さんもおられます。昨年の12月1日に人吉市議会の治水・防災に関する特別委員会で南阿蘇の流水型ダムの建設現場を視察いたしました。現

地の国土交通省九州地方整備局立野ダム工事事務所での質疑応答で、立野ダムの最大貯水量を1,000万立米、その時の土砂の流入量を60万立方メートルと見込んでいるが、放出量とともに下流域に流れ、ダム湖には堆積しないとの話でございました。現在、川辺川に計画されています流水型のダムは、総貯水量が1億3,300万トン、南阿蘇の立野ダムの13倍の貯水量が予定されております。

そこで、この川辺川ダムの最大時の土砂の流入量はどのくらいになるのか。その対策は。また、流入しました流木の対策はどうなっているのかお尋ねします。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

現在、川辺川に計画されている流水型のダムについては、国交省において、今年度より調査、検討を実施しているところであり、現時点では土砂の流入量や流木の対策について、その詳細は把握できておりません。

なお、御質問の内容にございました、立野ダムに関する数値についてですが、100年後の河床を計算した上で計画規模の洪水が発生した際に、最も湛水地内に土砂が貯まる計画堆砂量として60万立方メートルと設定されており、川辺川に計画されている流水型ダムでは、現時点で必要と見込まれる量としまして計画堆砂量は約100万立方メートルと示されているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） では、次に、この県営市房ダムの堆積土砂について、令和3年9月8日の治水・防災に関する特別委員会で、災害により堆積した土砂撤去についての質疑があります。県より、災害査定で採択を受け、約110万立方メートルの約7割の78万立方メートルの堆積土砂について、水位が下がる非出水期に掘削を予定していると説明がなされています。その後の掘削の進捗状況と建設から60年以上経つこの市房ダムにおける流木、あるいは堆積土の対策はどうなっているのかということでお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

熊本県に伺った内容にてお答えをいたします。

令和2年7月豪雨災害では、市房ダム湖内に流れ込んだ流木は約2万立方メートル、土砂については約110万立方メートルと捕捉しているところでございます。流木については、令和3年5月末までに撤去を完了し、土砂につきましては、約110万立方メートルのうち、洪水調節に使用する容量内に堆積した約78万立方メートルの土砂は、令和5年度の撤去完了を目標に災害復旧事業にて実施しており、令和4年2月までに約25万立方メートルの掘削が完了しており、令和2年7月豪雨時に捕捉した以外の堆積についても継続して掘削をしているということでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） では、次に、農地復旧について伺います。

一昨日の平田議員よりバトンタッチされておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、農家負担金についてでございます。

豪雨災害による農地復旧が中神地区、大柿地区、小柿地区で鋭意進められていますが、工事施工中の地区、あるいは今後工事が進められる地区の農家の皆さんから農家負担金の問題や工事に対する不満、不平が上がっております。一部の農家では、農家負担金の支払いを拒否すると言われる農家まで出ているような状況でございます。

そこで、3月1日の全員協議会の説明の中で中神地区の工事費が査定時の概算事業費より2倍程度の増額になり、農家の負担軽減を図る必要があります、農家負担額の2分の1を市が支援し、農家負担率を2.6%から1.3%という説明がございました。その市負担額を新年度の11款農地災害復旧費に1,500万円ほど計上してございます。令和3年9月の議会で私の質問に対し、1反当たり概算で2.6%の負担で約2万円という答弁がっております。現在、工事金もはつきり出てきたということでございますが、では、この中神地区の農家負担額の1反当たりの最高額と最低額はどのくらいの金額になるのかということでお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

令和2年7月豪雨による被災しました農地復旧事業、中神地区の農家負担額についての御質問でございますが、農家負担は工事費の2.6%となりますので、この場合、最高額の方が1反当たり約8万2,000円、最低額が1反当たり約1,000円でございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 今議会で提案されております議第34号でございますが、2月28日、松岡市長は、議会開会日の説明の中で、令和2年災大柿地区ほか農地復旧工事の工事費が当初査定による概算事業費の6,459万2,000円で落札契約されたものが、最終的に確定された契約金額が約1億9,820万円となり、議会の議決をお願いすると説明されています。金額だけで見ると査定当時の3倍の金額になっております。

そこで、この大柿地区、小柿地区における農家負担額で、ここでは1反当たりその最高額と最低額はどのくらいになるのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

同じく農地復旧事業大柿地区、小柿地区の農家負担額についてでございますが、農家負担は、同じく工事費の2.6%となりますので、最高額が1反当たり約5万4,000円、最低額が1反当たり約800円でございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） この中神地区と大柿、小柿地区でこの農家負担額、この違いがあるように思われますが、では、この大柿地区、小柿地区の農家負担率はどうするのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

本市におきまして、先ほど議員もおっしゃっていただきましたように、農家負担を軽減することを目的に今議会におきまして、工事費の負担金——これを今現在2.6%でございますが——の2分の1を納付された方に負担金の残り2分の1を市が補助させていただきます、人吉市令和2年農地災害復旧事業補助金の予算案を今議会に上程させていただいているところでございます。今議会にてお認めをいただきましたならば、中神地区、大柿、小柿地区を含め、市内全ての地区の農家負担率は工事費の2.6%の2分の1、いわゆる実質負担率は等しく1.3%となるところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 各地区の説明会では、当初、農家負担金が概略2万円という説明をされておりました。この工事費の農家負担金の問題についてでございますが、農家の皆さんもこの復旧については理解され、納得もされておると思いますが、この負担金の問題の根底に農地の価格、例えば、昭和の50年から60年ぐらいは、整備した農地の価格で高いところは1反当たり300万円ぐらい、その当時の整備費が1反当たり60万円から70万円ぐらいでございました。それが現在、田んぼの価格が1反当たり高いところですよ、20万円から30万円、安いほうだともう10万円もしないと言われております。その上に農家の後継者もないという状況でもございます。

そこで、この農地価格に対し、相対的に高いこの負担額に対し、農家の皆さんも躊躇されているということでございます。この問題相当慎重に対処しないと後々問題になるような気がしております。

そこで、この負担金の問題、現在発注されていますが、未工事のままの戸越地区、七地地区、工事未発注の永野地区や田野地区についてどうされているのかお尋ねいたします。失礼しました。戸越地区、七地地区は発注されておりますね。それと未発注の永野地区やほかの地区についてどう対処されていくのか、説明されていくのかということでお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

農地災害復旧工事による農家負担額の説明会につきましては、復旧工事が完了しました地区ごとにそれぞれ予定をしていくところでございます。

まず、皮切りとしましては、中神地区、大柿地区、小柿地区につきましては完了いたしておりますので、今度、農家を対象にいたしました説明会は3月中に行う予定としているところでございます。

また、戸越地区、七地地区、永野地区等につきましては、工事が完了次第その御説明を差し上げると、負担金については差し上げていくというところでございます。

また、その状況によりましては随時説明会をしていくということで御了解をいただければと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 確認ですが、その負担金の説明は工事終了後ですか。お尋ねします。

○経済部長（溝口尚也君） 言葉足らずで申し訳ございませんでした。

まず、復旧工事の進捗状況や今後の見込みにつきましてはの説明会を行ってまいります。また、負担金の確定後の御説明につきましては、完了した地区ごとに行っていくということでございます。

以上でございます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） まず、その負担金の問題ですが、確かに、終了した時点がはっきりした金額が出ろうかと思いますが、当初の説明、例えば、2万円から金額が増えたと、そういった場合の負担の率の問題についての説明は、いわゆるその前もってはされないわけですか。でないと、これは確かにやっぱり農家のほうは不安になるんじゃないでしょうかね。工事費が大きくなった場合ですよ。ほかでは2.6%から1.3%になりました。この地区でもそういう方法を取ります。そういう説明もできないんですか。お尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） そういった工事の進捗状況でございましたり、今後の見込みについての説明会におきましては、負担金のお話も当然させていただきますが、確定的には一筆一筆ごとのもちろん負担金がございますので、その確定のときにはそのお話ししますし、今申されたように、負担率、実質負担率の問題につきましては、今議会の議決後ということになってまいりますので、当然、見通しについては御説明できますけれども、御議決後に1.3%実質負担になりますというような説明も含めまして、御説明をさせていただければと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時14分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）
16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 次に、農地の施工関係についてでございます。

この問題は、昨年の9月の議会でも一般質問で指摘しておりました。しかし、なかなかこの当時指摘しておいた問題点が改善されているとは思いません。農家から工事に対する不満や不平が出ております。最初、この施工管理で一番問題なのは、この逆田、そして、この均平度、どんな施工基準によって施工管理されているのかをお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

市が発注する農地工事につきましては、農林水産省土木施工管理基準、熊本県農業土木工事共通仕様書に基づきまして施工管理を行っております。

令和2年7月豪雨災害における農地災害復旧工事は、主に農地に堆積した土砂を撤去する工事でございます。その施工管理基準については、特に規定がないため、農林水産省土木施工管理基準のほか場整備工事の基盤造成表土整地を準用して管理をしているところでございます。具体的な管理基準は、基準高さがプラスマイナス100ミリとなっておりますが、議員御指摘の逆手にならないよう、プラスマイナス30ミリ以内に収まるよう施工業者に指示をしているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） では、次に、誰がどのような検査を行っているのか。

それと業者の瑕疵責任というのはどこまでなのかということをお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

検査についてでございますが、工事施工中は、監督員による工事の施工状況の検査、工事材料の試験、もしくは確認検査を行っております。

また、工事完了に伴う竣工検査では、検査職員により熊本県土木工事検査基準に基づき、工事の出来高として、農地の場合は、面積や高さ、傾斜の有無、また畦畔は高さ30センチ、幅30センチ、勾配1割程度について検査を行い、工事管理状況につきましては、書類写真を参考に検査を行っているところでございます。

業者の契約不適合責任についての御質問でございますが、人吉市公共工事請負契約約款では、発注者は、引き渡された工事目的物に関し、引き渡しを受けた日から2年以内であれば契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求、または契約の解除をすることができるとございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 表土が流出した箇所では、外からの購入土を搬入されているようでございます。もちろん、この土壌検査済みの表土とは思いますが、この表土の中に、いわゆる礫の混入が見られるということでございます。この礫状況についてはどう対処されるのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

礫の混入した場合の対応でございますが、まずもって表土を購入し、農地へ入れる際は、農家、あるいは地権者の方と協議を行い、現地で確認していただきまして搬入しているところではございます。しかしながら、搬入した土砂に礫が混じっていた場合は、施工業者による除去を行ってまいるところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 今後の工事の対応について、今年の田植え時期を前にして、この工事の進捗率はどうなっているのか。工事発注済み地区、あるいは未発注の地区の状況はどうなっているのか。令和4年も稲作等の作付けができない農家への説明はどうするのか。あるいは、理解ができているのかということでお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

農地災害復旧事業の進捗率でございますが、申請をされた被災農地の面積は106ヘクタールでございます。現在、96ヘクタールの復旧工事を発注し、その内、中神地区、大柿、小柿地区の54.5ヘクタールにつきましては、令和3年度に工事完了をいたしますので、令和4年度からは稲作等の作付けができるところでございます。

それ以外の地区におきましては、令和4年度まで復旧工事がかかるために稲作等の作付けはできない状況でございます。

今後、令和3年度に工事が完了しない地区でございます、戸越地区、永野地区、鹿目地区、七地地区の一部の農家の方々に対しましては、既に個別に御相談もあっておりますが、随時、説明会等を実施しまして工事進捗状況等の説明を行ってまいりたいと考えております。

また、広報ひとよし、あるいは農家さん向けの広報でございます、みのりなどに災害復旧事業の進捗状況を掲載するなどして、災害復旧事業について、引き続き情報発信し、農家の皆様への周知を図り、御理解をいただきたいと考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） この施工管理の問題は、工事の遅れの問題は、今後農家を悩ますばかりでなくですね、市やこの現場担当者にとっても悩ましい問題になってくるのではないかと私は危惧しています。この問題をどのように捉え、今後どのように対処していかれるのかということでお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

施工管理につきましては、これまでと同じように監督職員による施工業者への基準に基づく管理を徹底することにより、施工に際し、問題が発生しないように対応してまいるところでございます。

また、工事の遅れに関しましては、業者の技術者不足による入札不調等もありまして、その対応策として、余裕期間を定めた契約を行ったことにより、工事の工期等に遅れが発生したものでございます。

今後、農家の方々に御迷惑がかからないように、一日も早く工事が完了させるべく市、施工業者共々努力してまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 今回のこれら農地復旧工事の一連の問題の原因につきまして、施工業者の不足、あるいは技術者の不足のほかに、市が工事を発注する際に、農業土木に対するこの認識不足、特に、発注部署の連携、意思疎通の不足もあるのではないかと、関係しているのではないかと考えております。そしてまた、発注する場合に、共通仕様書のほかにこの工事の特殊性を記した、特記仕様書を出しておられるのか、利用されておられるのか。どのように工事の特殊性を記しておられるのかということでお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

農業土木に対する認識不足についてでございますが、災害復旧事業に係る農業土木を経験されました他自治体からの5名の職員を派遣していただき、工事発注に鋭意努力をしているところでございます。

また、特記仕様書につきましての御質問でございますが、工事発注の際は、土木工事における人吉市の特記仕様書を出しております。また、その中に熊本県農業土木工事共通仕様書等に基づき管理することと明記をさせていただいております。

今後、工事発注の際は、特記仕様書等に農業土木の経験の有無を記載するなど、発注業務を担当する総務課契約検査係とも協議をいたしまして連携を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 発注する場合はやっぱりこういった工事の特殊性を記した特記仕様書というものを十分活用していただきたい。このことを申し添えておきます。

これからもですね、農家の理解を得るために丁寧な説明と安心できるこの施工管理をお願いしておきます。

松岡市長にとりましても今期を残すところ1年となりました。復興まちづくりにおいては、令和3年3月議会で申しましたように、江戸初期の先達、相良清兵衛に倣い、令和の相良清兵衛として、また、リーダーシップにおきましては、調べましたところ、多分同級生だろうと思いますが、ウクライナの大統領ゼレンスキーに倣いですね、人吉のゼレンスキーとしてリーダーシップをとっていかれるようお願いしておきます。

最後になりますが、今期で退職されます、告吉健康福祉部長をはじめ、久本水道局長、椎

屋教育部長、職員の皆さん方には長い間大変御苦勞さまでございました。今後、健康には十分留意されまして、今後の人生を歩んでもらいたいと思っております。本当に御苦勞さまでございました。

これで、一般質問を終了します。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。11番議員の犬童利夫でございます。

一般質問3日目ということで大変お疲れさまでございます。それでは、通告に従いまして質問をしまいたいと思います。今回は、3項目について通告しております。1項目め、人吉市復興まちづくり計画の基本的な考え方について、災害に負けないまちづくりの中から防災・減災対策で田んぼダムについてでございます。2項目めが、水道施設の水道管を活用した水力発電設備について、3項目めが、人吉市まち・ひと・しごと総合交流館、くまりばの防火管理体制についてでございます。

まず1項目め、人吉市復興まちづくり計画の基本的な考え方について、災害に負けないまちづくりの中から防災・減災対策の田んぼダムについてでございます。

緑の流域治水に関する本市の基本的な考え方の中で、流域全体で水害を軽減させる治水対策である緑の流域治水については、国・県及び流域市町村などあらゆる関係者が一体となってしっかりと取り組むとされています。新たな治水の方向性を踏まえた治水防災対策として、地域と連携した水田貯留機能のフル活用による田んぼダムの推進を行いますとのことであります。その田んぼダムについてお尋ねします。

田んぼダムは、国と県が具体的な治水対策として、球磨川流域治水プロジェクトのメニューの一つであり、県内では初めての取組とのことでございます。令和3年からモデル地区を選定し、球磨川流域で約270ヘクタール規模の実証実験を始められました。実用化を目指すということで実施されたものでございます。先ほどの田中議員の田んぼダムについて質問がありました。理解したところは割愛しながら質問したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

その令和3年に選定された球磨川流域市町村の堰板を使った田んぼダムに取り組まれた状況について、モデル地区に選定された人吉球磨地域の面積については、田中議員の質問に対する答弁で理解しましたので割愛したいと思います。

そのモデル地区に選定された中で、堰板を取り付けられ、田んぼダムに取り組まれた方は何名おられるのかお尋ねいたします。市町村別をお願いいたします。

○経済部長（溝口尚也君） 事業主体である熊本県に伺ったところでお答えをいたします。

田んぼダム事業に御理解、御協力をいただきまして堰板を設置された方の人数は、人吉市47名、山江村67名、水上村44名、錦町46名、多良木町64名、あさぎり町131名、湯前町57名、合計の456名とのことでございました。

以上、お答えをいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） ただいま答弁いただきましたが、堰板の取り付け状況は、昨年8月末時点の調査時期の人吉球磨地域の球磨川流域全体で41.1%ということが報道されておりました。今、人数について答弁いただきましたが、この堰板の設置状況については低いというか、少ないように感じたところでございます。その中には、排水ますの老朽化が進んでいるため、設置できなかったとか、あるいは、排水ますの構造の違いから堰板が設置できなかったところもあるようでございます。

また、地元の農家の方々への協力依頼や田んぼダムについての説明など、少し不足したのではなかったのじゃないかと感じたところでもございます。

熊本県が令和3年度から始めた田んぼダムの実証実験の効果などを評価する人吉球磨地域田んぼダム効果等検証委員会が組織されております。その委員会が開催されています。その委員会の中で、これまでの取組の分析や検証結果が報告されたことが報道されております。その分析や検証結果及び実証実験の圃場周辺での栽培されている葉タバコなどの畑作物の被害状況については、先ほどの答弁で理解したところですが、田んぼダムを実施した水田での水稻栽培へ与えた影響などについてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

田んぼダムの実施による水稻への影響でございますが、3名の耕作者に調査を依頼され、田んぼダムの水田と、従来の水田で生育調査及び収量調査を実施したところ、農家の販売管理に大きな差はなく、大きな収量の違いも認められなかったことから、影響は見られなかったとのことでございました。

以上、お答えをいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 御答弁いただきましたが、田んぼダムの水田と従来の水田の生育調査や収量調査を実施したところ、水稻への明確な影響は見受けられなかったとのことであります。少し安心したところでもございますけれども、こういうことについて、やはり実施されている皆さんにやはり広くやっぱり知らせるべきだろうと思っているところでもございます。

次に、田んぼダムによる効果として見えてきた主な課題等についてお尋ねします。

また、検証委員会等で田んぼダムに関する新たな取組についても検証されるとのことです。お尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

田んぼダム検証委員会では、今年度の実証実験から得られたデータを用いた数値モデルでは、流出抑制に一定の効果があることが確認されたところでございます。

また、取組を通して判明した主な課題でございますが、5項目あられるということでございます。

います。まず、1つ目は、畦畔の課題として経年劣化による畦畔の高さが低くなっているため、貯留効果が見込めないということ。2つ目、既設の排水ますの課題としまして、老朽化により堰板が設置できないということがあること。3つ目、ますの種類が約30種類確認されておりまして、その構造に応じた板が必要で、普及拡大の支障となっているということ。4つ目、排水ますに営農上、必要な堰板と田んぼダムに必要な堰板の管理を分離をして行うことがなかなか難しいと、できないということ。5つ目につきましては、堰板設置率は30%から40%と低い結果になったなどのことが主な課題として検証委員会では整理をされているところでございます。

なお、球磨管内の一部地域では、水田の下に水はけの非常によい層があるということでございまして、地下浸透による洪水緩和機能の効果や課題等を明確にするために、令和4年度に南陵高校の協力をいただき、高校の実習水田に地下浸透ますを設置し、実験を行うということとなっております。

さらに、同じ実習水田で畦畔の築造工事と、熊本型機能分離型排水ますの設置を同時に行うとのことでした。

なお、熊本型機能分離型排水ますとは、排水ますに先ほど言いました、営農の堰板と田んぼダムの堰板を設置する構造となっているますを、これで水管理が分離可能となっているものでございまして、現在、開発を進めているとのことでした。

以上、お答えをいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） これまでの検証結果で判明した畦畔の課題では、経年劣化による畦畔の高さが低くなっているため、貯留効果が見込めない水田もあったとのことでございます。南陵高校の実習水田で畦畔の築造と、熊本方式の機能分離型排水ますの設置、並びに地下浸透の効果の実証実験を同時に行い、実証するとのことでございます。この地下浸透の効果というのが、ちょっとお聞きしたところ、田んぼに1メートル、深さ3メートルぐらいの穴を掘りまして、そこで同じ水田でその効果を見るというような方向でやるということでした。水田を使つての地下浸透型の効果実験は全国的にもあまり例がなく、結果が全国的に注目されているということで報道されたところでございます。

田んぼダムの貯留効果について、客観的に数値を出して検証することも必要であります。大切なことと思っておりますが、先ほども申しましたけれども、流域の田んぼダムのモデル地区の方々や実施されている農家の方々へ様々なデータによる説明と、例え不都合な情報があったとしても、その情報の提供など必要であると思っております。そういう中で、田んぼダムのモデル地区に指定された球磨川流域で堰板を設置された農家の方々へのアンケートが実施されております。そのモデル地区へのアンケート結果と分析についてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

同じく県に伺いましたところ、南稜高校と連携をされ、実証実験協力農家456名へアンケート調査を行っておられます。令和4年2月17日時点で188名の方から回答いただき、回答率は41%ということでございます。このアンケート結果につきましては今年度中に集計を行うこととされておりまして、内容につきましては、来年度、令和4年度の検証委員会で報告を行うとのことでございました。

以上、お答えをいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 実証実験協力農家へ456名、先ほど堰板を設置された方々456名へのアンケート調査ということだろうと思います。2月17日時点での回答は188名、回答率は41%ということでございました。何か先ほど堰板の設置についても平均で41%ぐらいということで、今度の回答も41%ということで、何かちょっと妙に感じているところでもございます。結果については、まだ集計されていないようです。その集計結果は検証委員会で報告することとございました。結果などの報告がありましたら、また私たちにもお知らせをお願いしたいと思っております。

次に入りますが、これまでの実証実験で洪水を低減する効果が確認されております。田んぼダムによる水稻の収穫への明確な影響は認められなかったこと。また、畦畔や排水ますなどの課題も上がっております。これまで分析、検証結果から、将来、人吉球磨全域に田んぼダムの普及と効果的な啓発などについてどのように考えられているのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

熊本県によりますと、検証委員会でも詳細なデータの蓄積を行い、啓発につなげる必要性を確認されたところでございますので、今後の普及拡大に向け、議員もおっしゃいましたように、熊本型の排水ますの開発や、あるいは新聞広告等を活用したPR等を行い、あわせまして、田んぼダムの取組の効果的な普及啓発の手法につきましても令和4年度の検証委員会の中で検討していくと、そのような予定であるということでございました。

以上、お答えをいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） まだはっきりした検証結果についてはまだ公表するに至っていないと受け止めたところでございます。検証委員会でも詳細なデータをもとに、啓発につなげる必要性を確認されたとのことで、データをもとに効果的な普及啓発についても令和4年度の検証委員会でまた検討されると、予定であるということでございました。実証実験は令和4年度までに行われる予定で、様々なデータにより農家に安心して田んぼダムに取り組んでもらうよう努力したいと、県の担当者の方のコメントが報道されておりました。そのようなことを踏まえて、令和4年度の田んぼダムの取組を推進する上で、必要な事項や説明会を含めた今後のスケジュール等についてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

令和3年度同様に、モデル地区内での貯留や流出状況の観測及び農作物への影響等を調査され、あるいは、畦畔の再築や補強、地下浸透ますとの併用による実験など、今後の普及拡大に向けた検証委員会による田んぼダムの効果の検証を行いつつ、田んぼダムを普及していく上での課題に対する対応方策、先ほど御答弁いたしました但、対応方策につきましても新年度、今後検討していく予定とのことでございました。

以上、お答えをいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） またこれから実証実験を基にいろいろ検証されて、見えてくるものがあるかと思いますが、広域的な取組は大変有効な治水対策であると思っております。水稻栽培そのものにはメリットがないと言われていますが、田んぼダムの取組や効果など住民の多くの皆さんが理解してくれるようになれば水田が持ついろいろな多面的な機能も様々に見直され、また、水稻作物の価値も見直され、米の消費拡大などにつながるのではないかと思っているところでもございます。この取組を継続していくには、治水対策をはじめ、水田の維持管理や地域の活性化などにつなげる仕組みづくりも必要であると思っているところでもございます。

また、普及するためには田んぼダムにより畦畔などが損傷したり、水田の機能が損なわれるような被害があった場合など、農地災害復旧事業では、国が50%、受益者が50%の負担とすることありますが、明らかに田んぼダムによる被害と認められる場合には、県及び本市の負担についても検討していただきたいと思っているところでございます。ぜひ県へ要望をお願いしていただきたいと思ひます。農家の方々の協力なくしては実現しません。これから丁寧な説明をしていただきたいと思ひます。

また、市当局も農家の方々に助言、チラシや広報などによる広報を重ねてお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

これで、田んぼダムについては終わりたいと思ひます。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）
11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） それでは、午前中に引き続き、質問をしてまいりたいと思ひます。

次に、2項目め、水道施設を活用した水力発電についてお尋ねいたします。

これまでの一般質問におきましても、再生可能なエネルギーの推進ということで太陽光発

電や風力発電などについて先輩議員や同僚議員が質問をされております。今回は、水道施設を活用した水力発電についてお尋ねいたします。

水道で発電、再生エネルギー身近にということで、水道施設を活用したマイクロ水力発電について報道がされたところでございます。水力発電は、上流からの落差で生まれる水流のエネルギーを利用して水車を回す仕組みとのことでございます。この水道管を活用したマイクロ水力発電設備の概要についてお尋ねいたします。

○水道局長（久本禎二君） お答えいたします。

水道管を流れる水を活用しましたマイクロ水力発電は、発電出力が100キロワット以下のものとされておりますけども、太陽光や風力よりも安定的な発電が見込めるという特徴があるため、全国的に広がりを見せております。機械メーカーが導入費用を全額負担しまして発電機を設置し、売電収入の一部を自治体に還元する仕組みでございまして、脱炭素社会実現に向け、身近な資源を使った再生可能エネルギーとして注目をされているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 答弁いただきました。

脱炭素社会実現に向け、身近な資源を使った再生可能エネルギーとして注目されていることではありますが、熊本県内や近隣で水道施設を活用した発電の取組を実施されている市町村についてお尋ねいたします。

また、近隣で水道施設以外の水力発電に取り組まれている事例などがありましたらお尋ねいたします。

○水道局長（久本禎二君） お答えいたします。

議員御指摘の機械メーカーによりますと、その設置でございますけども、宮崎県えびの市を含めまして、全国で19道府県、46か所設置済みとのことでございます。えびの市の場合は、浄水場の手前に設置をされておまして、令和2年6月から発電し、年間の売電収入の7％程度、40万円が機械メーカーから還元されているとのことでございました。

県内では、熊本市戸島送水場におきまして、平成27年度に、ここは約2億3,500万円をかけて自己導入をされております。平成28年度から令和2年度までの1年間の平均売電額は約500万円とのことでございます。

また、同様の取組といたしましては、ひとよし土地改良区が大野町におきまして令和4年度から農業用水を利用した事業に着手され、五木村におきましても、その導入について検討中とのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 導入されているのは全国で46か所に設置されており、近隣ではえびの市に導入されているようでございます。また、既に稼働しているとのことで紹介いただきました。熊本市戸島送水場に設置されているのは、自己負担で導入されて工事費用はかなり高額のものでございまして、費用対効果は望めないような状況とのことでありました。五木村において、水力発電導入について検討中とのことでありましたが、昨日10日の人吉新聞に脱炭素社会へ宣言、自然を生かした再生エネ導入ということで報道されておりました。水力や太陽光発電設備の設置について今後検討されるということで報道されておりました。今回のマイクロ水力発電は、自治体側は水道施設を貸し出し、発電機やその設置工事費用は機械メーカーが負担するとのことですが、水道管を利用した発電のメリット・デメリットについてお尋ねいたします。

○水道局長（久本禎二君） お答えいたします。

まず、メリットでございますけども、自治体は売電収入に加え、土地使用料、設備の固定資産税を受け取れる利点がございます。

デメリットでございますけども、水圧低下により水の出が悪くなることや異物混入のおそれ、また、機械が不具合によって停止した場合、その場合に断水するなど、そういうことが市民生活へ支障が出ることなどが考えられることがあります。

以上でございます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 今、メリット・デメリットについて答弁いただきましたが、この報道のあった発電機メーカーでは、これまで設置された自治体ではマイクロ水力発電システムの設備設置工事や保守点検など地元の企業に発注されているとのことでございました。そういう意味でも地域の経済の活性化などにもつながるのではないかと思いますところでございます。このマイクロ水力発電は、水量や落差など水量が大きく関わってくると思っております。水道管のどこにでも設置できるということではないと思いますが、本市の場合、水源地、配水池も複数あります。このマイクロ水力発電の設置の条件などを満たされているところがあるのかお尋ねいたします。

また、水道管活用の発電機設置の可能性についてお尋ねいたします。

○水道局長（久本禎二君） お答えいたします。

導入には高低差があり、水圧が確保されること。また、年間を通して水量が一定であることなど、発電には様々な条件があるようでございます。機械メーカーが設置する発電設備には3,000万円から数億円の工事費が必要となりますので、今後条件に見合う場所の確保ができるか、事業が黒字化できるかなど課題となってまいります。

本市では、西間下町にあります蓬莱配水池において設置の可能性がございますけども、築造から52年を経過し、老朽化が進んでいることからアセットマネジメントなどを考慮しながら

ら導入について今後検討してまいりたいと存じます

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 本市では蓬莱配水池が設置条件的には満たしているということで答弁いただきました。しかし、やっぱり築造から52年が経過し、老朽化が進んでおり、アセットマネジメントなど考慮しながら導入について検討したいとの答弁をいただきました。これからいろいろ検討もしていただくことと思っておりますけれども、改修計画などがなされる場合は、先ほど言われましたように、資産管理など課題解決を行いながらマイクロ水力発電の導入もあわせて、ぜひ検討していただきたいと思いますところでございます。

自治体側の導入に関する負担はなく、毎年固定資産税を受け取り、売電料が還元される仕組みということで、先ほどメリットとして答弁いただきました。また、マイクロ水力発電は、太陽光や風力よりも安定的な発電を見込める特徴があるということで、発電機メーカーは2025年までに拠点数を100か所以上に拡大する計画とのことでありました。そして、何よりも水の落差が従来の半分以下で効率よく発電する小型の新設備を来年度中にも実用化し、普及したいとのことで報道されておりました。落差の少ない原城配水池にも導入可能になるんではなかろうかと思ったところでもございます。水力発電設備から配電線を引くなど設備投資をすることができれば、災害時の電力供給源として使える可能性も考えられるんじゃないかと思ったところでもございます。

環境に配慮した取組で大きなメリットがあると思っています。ぜひ、今後検討課題として取り上げていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、人吉市まち・ひと・しごと総合交流館くまりばの防災設備や防火管理についてお尋ねいたします。

人吉市まち・ひと・しごと総合交流館くまりばでは、整備が進められていた簡易宿泊所、レンタルキッチンが完成し、2月18日に報道陣に公開されたということで新聞報道がなされました。また、全員協議会でも概要について説明があったところでもございます。2月28日から予約を受け付け、3月から利用を開始するとのことで報道があったところでもございます。旧国民宿舎くまがわ荘時代の客室を簡易宿泊所として、また、厨房をレンタルキッチンに整備されたとのことであります。この簡易宿泊施設は、旅館業法に基づく許可施設に該当するのをお尋ねいたします。

また、出入り口や各部屋の鍵は番号鍵でインターネット経由で鍵の番号発行ができるということですが、宿泊者の確認についてはどのようになされるのか。

そして、簡易宿泊所はワーケーションや企業合宿者の宿泊を想定しているとのことでありますが、宿泊についてもインターネットによる申し込みも可能ということで一般のビジネス客や観光客なども想定しているのをお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

人吉市まち・ひと・しごと総合交流館くまりば、以降くまりばと申しますが、くまりばにオープンしました宿泊施設につきまして、旅館業法第3条に基づき、営業許可を令和4年2月24日に取得して営業をしているところでございます。対面での本人確認についてでございますが、鍵の暗証番号についてネットを介してお客様にお渡しすることは可能ではございますが、実際の運営方法としましては、当面はくまりば入口にございますカウンターにて本人確認を対面にて行い、その際、お客様に鍵の暗証番号をお知らせすることとしております。

また、どのような宿泊者を想定しているのかでございますが、まち・ひと・しごと総合交流館のコワーキングスペースの利用者やシェアオフィス、サテライトオフィスの入居企業の方々、あるいは、企業合宿やワーケーションなど、主にビジネス目的で訪れた方々は想定しております。シャワーやトイレは共有で素泊まりのみの宿泊施設でございますので、家族連れ等の場合につきましては、旅館やホテルなどを御案内するなど、民間宿泊事業者との棲み分けをしていければとは考えておりますけれども、では、絶対泊まれないかと言いますと、それは当然御予約いただければビジネス目的でなくても宿泊は可能でございます。ただ、そのように想定される客層がでございますので、そのようなことを想定しているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 宿泊施設は旅館業法に基づくもので許可施設ということで許可も受けたという答弁でありました。

また、宿泊施設は簡易であるが、市内の温泉旅館などと競合するのではなかろうかとちょっと感じたものですから質問したところでございます。このことについては、議案質疑でもちょっと質問があったところでございますが、この旅館業と競合するようなことがあってはちょっと市民感情もちょっとよくないかなと思ったものですからお尋ねしたところでございます。

改築工事に当たりましては、消防等の検査はあったと思っておりますけれども、このくまりばに設置されている防災設備についてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

くまりばにおける防火設備としましては、自動火災報知設備、避難誘導灯、消火器の設置について、法令に基づき行っております。

なお、今回整備を行いました宿泊施設につきましては、令和4年1月27日に人吉下球磨消防組合の検査を受け、翌日の1月28日付けで消防用設備等の検査済証の交付をいただいているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 検査は実施され、法令どおりの設備が設置されているとのことでありました。今回、その施設と駐車場を75台分整備されたとのことですが、かなりの来客などを見込まれていると思います。会議室や事務所、レンタルキッチンを含めた施設全体の収容人員についてお尋ねいたします。階ごとをお願いいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

宿泊施設につきましては、球磨川側に定員2名の部屋が4室、北側のツインタイプの定員2名の部屋が1室、それと2段ベッドが2つありますドミトリータイプで計4名が宿泊可能な部屋が1室となり、計14名が最大定員となっておりますのでございます。

また、宿泊施設以外に1階にはH i t ーB i z、コワーキングスペース、レンタルキッチン、会議室、それと商工振興課の執務室、2階にはシェアオフィスに加えて、サテライトオフィスが4室ございまして、全体の来館人数としましては30名を超える収容人員になるかと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 御存じのとおりであります、消防法令におきまして、火災から宿泊客や出入りされる人々の安全を確保するため、宿泊施設や事務所、会議室などを含めまして防火対象物として指定されております。構造や面積、あるいは収容人員などにより消防用設備などの設置、防火管理業務の実施など、防火安全対策を守ることが義務づけられております。

人吉市役所消防計画の中でも第1条に、人吉市役所関連施設における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全確保並びに被害を最小限に防ぐことを目的とすると定めてあります。

総合交流館くまりばの収容人員は合計で30名は超えるとのことでもありますので、防火管理者を定め選任することが必要になってきます。また、その安全対策など防火管理者の選任届と消防計画を定めなければなりませんけど、計画が定めてあるのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

くまりばにおける防火管理につきましては、商工振興課長が講習、防火管理新規講習を受講し、防火管理者の資格を有しておりますが、消防計画につきましては、今回、新たに宿泊施設の整備を行ったことから、改めて消防計画の作成が必要であるため、現在、人吉下球磨消防組合の御指導をいただきながら速やかに届出を行うべく作業を進めておるところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 現在、職員の中に防火管理者の有資格者がいるので選任届出は可能である。消防計画については、消防署の指導を受けながら、現在作成中とのことでありますが、宿泊施設の使用が開始されております。早急な改善が必要であると思っております。対応のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、旅館業の夜間の体制について、火災などの場合、管理者、従業員は宿泊客を安全に避難させる義務があると思ひます。宿泊者がおられる場合の夜間の防火管理体制はどのような計画をされているのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

旅館業法施行規則第4条の3第1項に規定されております、事故が発生したとき、その他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていることにつきましては、旅館業における衛生管理要領に施設設備第2の2（2）にて、事故が発生したとき、その他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制を取ることが望ましいと規定をされておひまして、これに基づき、夜間につきましては、通勤時間が10分程度の職員等が当番として待機をする体制を取っておるところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 現在は、職員の連絡体制を強化して、職員が当番として待機する体制により対応されるとのことですが、今後、施設管理、運営に関し、夜間の対応などについていろいろなケースが想定されると思ひております。先ほど10分以内の到着など御説明いただきましたけれども、やはり一番は当施設に宿直あるいは当直、そういうものがおられるのが一番理想であると思ひております。当直、宿直、そういうものについては別の問題としまして、できるだけ早めに駆けつけられるような体制で対応していただきたいと思ひます。各方面から検討いただき、防火管理業務に対応して、努めていただきたいと思ひます。

営業する者、管理者、あるいは従業員、関係者に対する通報訓練や初期消火訓練、避難訓練の実施と防災教育、研修の充実強化に努めなければならないと思ひます。その現在作成中の消防計画に基づく訓練の実施や施設設備の職員への周知を図っていただきたいと思ひております。

まだ訓練等についても実施されていないと思ひますので、委託業者も入っておりますので、関係者も含めて訓練等を実施していただければと思ひております。安心・安全で衛生的、かつ快適な宿泊サービスを提供することで宿泊される方々の生活の質の向上に寄与していただきたいと思ひております。よろしくお願ひいたします。

これで、質問を終わりたいと思ひますけれども、最後になりましたが、3月末日をもって

退職されます職員の方々にこれまでの長い間、市政発展と災害対応など市民の皆様の幸福向上に御尽力いただきまして心から敬意と感謝を申し上げます。そして、大変お疲れさまでございました。また、私個人に対しましても御指導いただきましたことに、重ねて御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。これからは健康に十分注意され、お元気でお過ごしいただき、これまで積み重ねてこられました経験を生かされ、今後も復興と市政発展のため御指導いただきますようによりしくお願い申し上げます。大変お疲れさまでございました。

答弁ありがとうございました。これで、私の一般質問を終わります。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君）（登壇） 皆さん、こんにちは。5番議員の西洋子です。今回の通告は、3項目です。1つ目がカタカナ語の多用について。これは昨年の12月議会において私が一般質問にしましたことの取組の確認を聞くものです。2つ目、球磨川右岸中神地区の遊水地について。遊水地計画地のすぐそばに住宅がございます。その住宅地の安全面についてお尋ねをいたします。3つ目が市民の声より、温泉町よりアクアパークまでの新万江川橋の架橋要望についてでございます。

まずはカタカナ語でございますが、あの一般質問の後、会う人、会う人、そうだよねっと、そう思ったよと、そういう声をたくさんいただきました。まあ私と同じ高齢者と呼ばれる方たちではございますが、皆さんやっぱりそういうことで困ってらっしゃったんだなと。そして、ついていけないことに対して、やっぱり寂しい思いもされていたんだなということを再確認いたしました。

12月の一般質問ということで、年末、そして年が明ければ年度末、年度始めに向けて大変忙しい時期があったとは思いますが、あれからどういうふうな取組がなされたのかお尋ねをいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

情報発信を所管いたします企画政策部からお答えをいたします。

令和3年12月第6回市議会定例会一般質問において、西議員に御指摘をいただいた以降、市民に対し、広く情報を発信する広報紙及びホームページ等の媒体でカタカナ語を使う場合は、その言葉が十分社会に浸透しているか。また、言い換え語が必要かということを改めて考慮し、対応しているところでございます。

議員からの御質問もあって、新市庁舎の各部署の業務案内を掲示する掲示板の表記について最終決定する中で、全庁的に各課、各係がどのように主な業務を捉えやすいイメージでわかりやすい表現にするのか、カタカナの利用も含め、かなり詰めた検討を行いました。市民の皆様がイメージしやすい、特定しやすいことを表現することは、年齢層、対象もあって非常に難しくなっているということに気づきがございました。

また、12月の一般質問で議員からの御質問に対し、カタカナ語等の使用については、新規採用職員研修及び各課広報担当者会議で周知徹底するとお答えいたしました。新たな体制や担当に対しまして、令和4年度の早い時期に対応したいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 早速の取組ありがとうございます。

それではですね、4月には新規の職員さんが入っていらっしゃる。5月には新庁舎で機構改革により新しい体制での業務が始まるわけですが、今後の取組としてはどのようなことをされるのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

カタカナ語等は次々に新しい言葉が生まれており、言葉の選択は時代に合わせて配慮する必要がありますので、令和4年度には最新の状況を参考にマニュアルを更新しまして、全庁的に周知をするほか、新規採用職員研修及び各課広報担当者会議等を活用し、カタカナ語等の使用における組織としての共通認識を徹底してまいりたいと存じます。

また、あわせて、市の発信する情報等についてもわかりやすい表現にさらに努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） マニュアルを更新するということでしたが、このマニュアルというのは職員であれば誰でも手軽に見ることができるのでしょうか。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

各課広報担当者会議で使用しますお役所言葉言い換えマニュアルと申しますが、及び外来語言い換えマニュアルは、同会議の資料として各課から選任された広報担当者に説明し、各課において周知を図るほか、庁内の情報共有掲示板——これは職員がみんな見ることができますが——にも投稿しておりまして、全職員が見れるような環境にしております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） それではですね、職員の方は見ることができるということでしたが、これは一般の公開はされませんか。インターネット上に公開されるということはないのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

お役所言葉をなくそうということで、庁舎向けに作っておりますので、市民向けにも少し形を変えてホームページ等で公開をしたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5 番。西洋子議員。

○5 番（西 洋子君） 言葉は使ってこそ定着していくものだと思うんですね。日常語になっていくと思います。その点では、新しく生まれてきている言葉は、どんどん使っていかないと若い人たちに浸透していかないという面もあります。ただ、やはり高齢者にとっては全く理解が追いつかないという言葉もありますので、特に文書の場合ですね、字数の関係もあって大変御苦労されると思うんですが、これから先、このものすごい時代の流れの中で若い人にも、そして高齢者にもということで、執行部としての、市役所としてのお仕事は増える一方だとは思いますが、高齢化社会ですので、どちらも取りこぼしがないように大変な手間をおかけすることは重々承知でございますが、丁寧な取組をしていっていただきたいと思います。

ちなみに、市長が話されました施政方針の中で、私はすぐに理解ができないもの。それから、なじみがないものが10個ございました。

それではですね、次の質問に移っていきたいと思います。

中神地区に計画されております遊水地のことなんですが、そこには住宅地がすぐそばにございます。そこにお住まいの方たちはですね、本当に大丈夫なのかと、危険施設と言ってもいいようなものができるわけですが、遊水地の形状、範囲とか、それから、遊水地北側の住宅側の道路の幅、または高さ、そういうものについてお尋ねしたいと思いますのでお願いいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

昨年11月6日に示された中神地区の遊水地計画案において、掘り込み式による配置案をお示ししたところでございましたが、その範囲につきましては、住民の御意向等を伺う中で調整をしているところでございまして、本日夜に開催します説明会で提案をさせていただくこととしております。

また、議員お尋ねの当該地区の北側に位置する道路につきましては、市で管理をします農道になりますことから、幅員、外周堤の高さなどについては、今後国と協議をしていくことになるかと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5 番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5 番。西洋子議員。

○5 番（西 洋子君） 今日の説明会での発表ということになるので、今はお答えはできないということでございますが、これをお尋ねしたのはですね、住宅地のすぐそばなんですね。そしたら、道路幅によっても、堤防の高さによっても景観や圧迫感というのは全く変わってまいります。内牧のああいいう自然公園のような形でしたらね、なだらかなこう丘をつくっての堤防になります。小倉遊水地のような形ですと、無機質なコンクリートが目の前に立ちほだかるということになりますので、この辺は今お住まいの方たちも大変危惧していらっしゃ

るところでございますのでお尋ねしたところでございますが、そのほかにもですね、もちろん景観はそうですが、草が生えます。虫が出ます。そういうことをものすごく心配していらっしゃるんですよ。それで高さとかですね、幅とかをお尋ねしたわけですがけれども、このことについては、形状については、今夜の説明会を待ちたいと思っておりますが、その付近の不安を払拭するような説明というのは近隣住民の方にはされているのでしょうか。どうでしょうか。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

仮に、現在お示しをしている範囲案のとおり、遊水地の整備が完了しますと、隣接しています4戸の世帯の住民の方々、今、議員におっしゃっていただいた方々ですけども、御指摘のとおり、懸念されているような影響があるものと心配されていることは我々も認識しております。長年住み続けてきて生活の一部となり、見慣れた田園風景に代わり、遊水地が整備されることになりましたが、御懸念の点につきましては、遊水地の平常時の利活用、先ほど阿蘇の例を言っていましたけれども、そういったものや景観なども含め、今後どのような対応ができるか、国と協議をしまいたいと考えております。この遊水地計画は、流域全体でしっかりと取り組む必要がございますので、住民の皆様の御不安、御不満を解消し、できるかぎり要望に応えられるよう、国にはしっかりお伝えをしまいたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 形状についてはですね、先ほどから言っておりますとおり、今日の説明会を聞かないとわからないわけですが、遊水地というのは、1か所低くしたところから水を入れ、そして、本川の水位が低くなったときから排水をしていくという仕組みだと思っておりますけれども、これを人的な操作でやるとは私は考えにくいんですが、今度どんどん入ってくるわけですね。それで本川の水位が下がらないと出ていかないわけですね。どんどん入ってくるということに対して、近年のゲリラ豪雨とかですね、そういうときにこう溢れてはこないかという心配もあります。このところの許容量を超えることはないという断言ができるのであれば、その根拠を教えてください。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

球磨川水系流域治水プロジェクトの全ての対策後は、令和2年7月豪雨と同規模の洪水に対しては、人吉市の区間において越水による氾濫は防ぐことができるとなっております。ただし、その時期は10年以上の相当の期間を有しますので、先ほども申しましたとおり、隣接する住民の皆様の御意向を踏まえ、しっかりと対策等も含め、寄り添った対応をしまいたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） この遊水地について、私が初めて一般質問したのが昨年の3月議会でした。寝耳に水という形で住民説明会があるということを聞きつけ、そこに駆けつけ、そのまま通告書を書き直してこの3月の議会に臨みました。そのときも国や県の下請け、孫請け、連絡係ではなく、主体となって動いてほしいということを、私はお願いしたと記憶しております。1年が経ったわけですが、どうもそういうところは見られないと私は感じております。こういう答弁においても、説明会においても、「意向を踏まえます」、「丁寧な説明をしていきます」、「寄り添った対応をいたします」、こういう言葉がとても目立ちます。そういうふうにはか言いようがないのかなとも思います。そして、住民からの声、国・県からの声の板挟みに執行部がなっているということも十分承知しておりますけれども、例えば、その4軒の危険なところに住まわなければならないかもしれない方たち、この方たちの意向を酌み取ったとする。その人がそこに残りたいと言えればそれでいいんですか。転居したいと言えればそれでいいんですか。本当に危険だと思ったら、プロジェクトが10年以上に、後に対策が終われば安全なんですよ。逆に言ったら、終わるまでは今までと大した変わりはないということですよ。それで、ダムの前に遊水地のほうが恐らくできるでしょう。ダムで8割じゃなかったですかね。そしたら、それこそ遊水地ができたって、目の前から急に水が押し寄せてくる、そういう状況になりはしませんか。あそこは危険なので立ち退きに係る費用とかですね、そういうことで、本当に自分たちが危険だと思っていらっしゃるのであれば、住民の安全を考えていらっしゃるのであれば、意向を酌み取って県や国のお伺いを立てるのではなく、市として私は率先してやっていただくべきことなんじゃないかなと思います。意向を酌み取ったり、御意見を伺ったり、それは大切なことですが、あのとき、去年の3月、8か月前の発災のときに引き戻されたとは私は言いました。あれから皆さん進まれたと思いますか。毎回毎回変わるんですよ、説明が。それはいろいろと意見を酌みながらしていけば変わる。でもたった一つ変わらないことがありますよね。田中議員の質問にも市長お答えになりました。流域プロジェクトを進める立場だと、あくまでも遊水地を造るという立場、これは確認したいんですよ。あそこに遊水地を造る。これまでの地質調査などを経て、あそこは遊水地に向かないということは、答えは出てないと思うんですよ。話が進んでいるわけですから。市として、あそこに遊水地を造る。皆様の御意見や御意向をお伺いしているのは、最小限の犠牲ですませるためだと、そういうふうに私は認識をいたしておりますが、ここのところは、市長、いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

私は、流域の住民の方々の命を守るというのが一番重要だというふうに思っております。生命、財産を守るという見地から流域治水プロジェクトに賛同をし、流域全体の治水安全度を上げるという大前提のもとに、人吉らしいまちづくりをしていきたいというふうに思っています。ただ、そこにお住まいの方のお気持ち、これを無視することはできないとも思っ

おります。やはり、これまで長い間、または、新たに求められて自分が住みたいところに住んでいらっしゃる。そして、住んでいるところを大事にいらっしゃる。また、住んでいるところの近くの方々とコミュニティーも大事にいらっしゃる。それも守っていくべきだというふうに思っております。安全・安心を守る。命を守る。財産を守る。そして、個人の御意向になるべく沿った形でやっていくというのが私は重要かというふうに思っております。

そういう考え方から、中心市街地並びに青井地区、そして大柿、城本地区の方々に對しましては、何度も県と一緒にあって戸別訪問をし、個人の御意向を伺い、その御意向になるべく添えるような形で、かつ安全・安心も高めたいというふうに努力を重ねてまいりました。

議員おっしゃいますように、少々時間がかかり過ぎたぞという声もあるかもしれません。急がなければならないという思いもありますが、しっかりと議論を重ねた上で、皆さんにできるだけ多くの方々に御納得をいただいた形で進めていくべきであろうというふうに私は考えております。ですので、そういった観点から、国から遊水地案が示されてまいりました。これは我々が上流に流水型のダムをお願いするのと同じように、やはり下流の方々の安全度も高めるために流域全体で取り組むべきことだというふうに捉えております。

城本地区、そして大柿地区の方々に對しましては、これまで長い間そこにお住まいだった方々、築いてこられたコミュニティー、そういったものに対して、我々が遊水地として土地をお分けくださいというのは大変心苦しく思っておりますが、一方で、やはり命は守ってほしい、命を守らなければならない、そういう思いで今回遊水地案を御提案いたしております。

決して国の下請け、孫請けではない、市としての考えを持って、住民の方々に接して、そして、我々はまちづくりをしていきたいというふうに考えております。

私個人の意見といたしましては、大柿地区、そして城本地区におきましては、遊水地を前提としたまちづくりを行っていきたい。それを行う中で、住民の方々の御意向にできるだけ添えるような形で進めていきたいというふうに考えております。

国・県に對しましても、常に協議を行っておりまして、その中でいかに市としましては、財政的な負担とか、住民にかかる負担とかを少なくした上で実現できるかというのを何度も何度も国・県と現在議論を重ねているところでございます。

ただ、田中議員のときに答弁をさせていただきましたが、住民の方々に寄り添って、住民の方々の意向をできる限り尊重するような形で進めてまいりたいというのが我々の根底にはございます。そういった形で今後も城本の遊水地、並びに大柿の遊水地、また、青井地区、中心市街地におきましても進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 市長のお考えはよくわかりました。しかし、あそこに遊水地は要らな

い。何でここに造るんだという声も根強く残っております。それを声を大きく上げれば取り組んでいただけるのかなというふうに期待をしていらっしゃる方たちもいらっしゃるという事実はお留めおきくださるようお願いいたします。

それでは、3つ目の質問です。

新万江川橋架橋の要望についてです。これは地区懇談会等でも出されていると思います。これを出された理由については、市道祇園堂栗林線を利用して、今アクアパークのほうにし尿汲取車というんですかね、そういうのが入っていつてるわけですが、この市道祇園堂栗林線を利用した1日の搬入台数は何台でしょうかお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君） それでは、お答えをいたします。

アクアパークへの1日の搬入台数につきましては、管理者が人吉球磨広域行政組合でございますので、人吉球磨広域行政組合に伺った内容についてお答えをいたします。

アクアパークへの1日当たりの搬入台数としましては、市内のし尿運搬車両3トン車が1日当たり約13台、市外からのし尿運搬車両の3トン車及び10トン車が1日当たり約19台の搬入ということでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） かなりの台数があそこを通っているという答弁です。また、免田中継槽からは10トン車というのが入ってきているようです。皆さんも御存じのように、あその道路は大変狭いんです。乗用車同士やっと離合が、スピードを落として離合ができるぐらい狭いところなんです。歩行者などがいらっしゃれば離合はできません。また、あそこは生活道路であり、通学路でもあります。グリーンベルトというんですか、スクール用の、あれも白線ももう一切はがれてしまって見えておりません。そういうところにですね、3トン車、10トン車が1日にかなりの台数入ってくる。生活道路としてとても危険ではないかと思います。

アクアパークというのは、し尿運搬車が入ってくるところ、最終処分をするところなんです。これは広域行政ですから、10市町村で使う施設なんですけれども、そういう施設に入るのに、あの狭い道路しかないというのは、これはいかななものかと思います。祇園堂栗林線の拡幅の計画、または別ルートの計画はなかったのでしょうかお伺いいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

当時でございますけれども、アクアパーク建設に伴う地元町内からの条件整備事業といたしまして、広域行政組合からの受託工事を2路線実施しております。1つ目の路線が市道城本荒毛線の万江川橋右岸側からアクアパーク入口までの拡幅工事を実施しております。2つ目の路線が市道祇園堂栗林線の下林町から中神町の区間の側溝整備を行っており、道路の拡幅計画及び別ルートでの道路計画はございませんでした。

現在は、市道祇園堂栗林線をアクアパークの車両や災害関係の車両が通行しておりまして、

中原小学校への通学路でもございますので、部分的にグリーンベルトによる歩行空間の確保を行い、安全な通行を図っているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 今のし尿処理場は昭和49年頃に完成したと思います。その頃は浄水苑で最終処分場まではなかったと思いますけれども、それから考えましてももう48年、半世紀近く経つわけですが、その間ですね、通る車の大きさがどんどん大きくなっていった、大型化しているという中で、一度の見直しもなかったということがとても私は不思議でございします。側溝の整備とか行ったと言われておりますが、この側溝を利用しても狭い道路でございします。この分がですね、懸念いたしますのは、結局、今回も、先ほども言われましたように、災害後の工事の車両やら何やらと多く通りました。さっきも言いましたとおり、全ての治水プロジェクトが終わらないうちは、そこは同じような状態が起きるわけなんですね。生活道路なんですよ、あそこは。あそこしかないんです。旧国道ですよ、今度、国道445号の話が出ておりますけれども、あそこもそういう災害時のときですね、責任道路だということでしたが、祇園堂栗林線、下林二中線、あの狭い道路もそういうときにはあそこしかあそこはないんですよ。そういうところと、それからですね、人吉水俣線ですか、大柿のほうから通じる球磨村のほうに通る道路。開通した場合に、災害が起きたときに球磨村のほうからも当然そっちに入って来られる台数というのは増えてくると思うんですね。そういうことを考えたときにですね、もう一つのルートを考えていただいてもいいのではないかと私は思うわけです。災害時に橋を渡って避難するというのは、これは考えられることではないんですが、災害が起きた後のあの状況、それを一貫して回避をしていただきたいということです。そして、さっきから言っております遊水地もできます。遊水地の管理も必要となってくるでしょう。また、大きな車が通ります。し尿最終処分場、遊水地、どこも引き受けたがらないところが中神町城本には2つもございします。せめて最終処分場に入ってくる車の台数を減らし、日常の生活道路を安全に使えるようにしていただけないかと希望するばかりでございします。

薩摩瀬、温泉町、これからの中神町城本への橋を架けた新たな道路の計画はないものでしょうかお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君） それでは、お答えをいたします。

本架橋及び道路計画につきましては、復興まちづくり座談会での御意見に基づき、温泉町下林地区の復興まちづくり計画において都市計画道路を延伸するような形で避難路の整備案として掲載してありますことから、様々な災害等を考慮する中では実現可能な一つの手法ではないかと考えております。

今回の水害被害を踏まえますと、避難路の位置づけとして、中神町城本の住民の皆様は、

地区別懇談会での意見及び中神町地区別懇談会でも例示しておりますけれども、市道祇園堂栗林線から中原団地までの市道城本山王線を通り、指定避難所の中原小学校へ避難する南北軸の経路が最短かと思われます。しかしながら、市道城本山王線は、急峻で幅員も狭く、避難路としては十分な機能がございませんので、都市防災総合推進事業を活用しまして、避難路としての整備を計画しているところでございます。中神町大柿地区及び城本地区の指定避難所であります中原小学校への避難の際には、総合防災マップ等を活用いただき、安全な避難経路を確認していただき、また、新たな避難路として整備を予定しております、市道城本山王線も活用できるものと存じます。

中神地区の場合、地形的にも北側の高地に中原小学校といった避難所を配置しており、球磨川に対し南北軸でできる限りの最短の経路を通り、安全な場所に避難すること、並びに浸水リスクがある河川横断をできる限り避けることが避難経路の在り方として最適であると考えております。

加えまして、架橋及び道路整備には莫大な建設費と、それと時間を伴うということが想定されます。これらのことから、議員の御質問の薩摩瀬町から中神町城本の架橋及び道路計画につきましては、避難経路案として掲載しているところではございますけれども、実現に向けては相当高いハードルがあるものと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 事業見直しでいろんな補助金がカットされる中、橋を一つ架けてくださいというのは無謀な要望だというのは私も感じてはおるんですが、ただですね、まだ10年後、全てのプロジェクトが終わる10年後まで、その間は危険があるということを、皆さん思っていらっしゃるから遊水地も造るし、ダムも造るんだと思うんですね。もうないよって思ったらそんないろんなことしませんよね。あるということを前提にして今動いているのが流域治水プロジェクトだと思います。L2を想定した避難の場合、村山公園に車の列ができます。前回も車がずっと並んでいました。あそこしかないんですよ。こちらの方たちが上がられます。そうすると、薩摩瀬付近の人たちって、その橋があったらその前に中原小学校のある台地への避難というのもできるようになるわけなんですね。今のところ高台っていうのはそこしか思いつきませんので、中原小学校への高台への避難、それでまたあその道路が混雑する。それはもう目に見えているような光景でございますので、別ルートを提供ということですね、ぜひ進めていただけないでしょうか。ハードルが高いのはダムも遊水地もみんな同じだと、私は思っております。

未来型の復興です。未来を見つめての復興でございますので、どうぞ最初から無理だとかぶせずに検討をしていただきたいと思います。

最後になりましたが、この3月をもって退職されます皆様、大変お疲れさまでした。お世

話になりました。人生100年の時代ですので、定年で退職される方、折り返しを本当に曲がったばかりのところでございます。これから各町内会、また家庭、いろんなところで皆様を手ぐすね引いて待っていらっしゃると思いますので、これから先、人吉の復旧・復興にお力をお貸しいただければと思います。どうもお疲れさまでした。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時34分 休憩

午後 2 時51分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、8 番」と呼ぶ者あり）
8 番。高瀬堅一議員。

○8 番（高瀬堅一君）（登壇） 皆さん、こんにちは。8 番議員の高瀬堅一です。大変お疲れとは思いますが、よろしく御協力のほどをお願いをいたします。

今日は東日本大震災から11年です。被災に遭われた全ての方々に哀悼の意とお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従い質問を行ってまいります。今回、通告いたしましたのは、お手元の通告書のとおりです。1、市長の政治姿勢について、2、令和2年7月豪雨災害について、3、復興計画について、4、新市庁舎についてとしております。既に、今回多くの同僚議員の質問で、項目要旨が重複しているところが多々あります。議長のお許しをいただいておりますので、質問を割愛、そして角度を変えた質問、さらに要旨を併せて行うところが生じますのでよろしくお願いいたします。

まず最初に、市長の政治姿勢についてです。

令和2年7月の豪雨災害から1年8か月が経ちました。被災者、関係者、市民の方々は本当によくこらえ、頑張られました。今日まで苦悩、苦痛、不安、先行きの見えない不透明な状況に悩まされながらも耐えに耐え、辛抱に辛抱を重ねられ、全身全霊で努力をされ、希望ある未来を見つけようと英知とエネルギーを発揮されておられるその姿に心から敬意を表する次第です。

一方、死者、重傷者を出し、甚大な被害を被られた地域は、突然の球磨川の豹変と、あの濁流の光景はトラウマとなり、今年の梅雨も生きた心地がしない生活となるでしょうねと、複雑な心境を語っておられました。街中の光景も空地だらけで、本市のかつての美しい町並みは失われ、風が吹けば砂埃が舞い上がり、まさに砂漠のような状態であります。このような光景を見ますと、残念であり、無念でもあります。

このような中で、行政は果たして市民の負託に応えているのでしょうか。市長は、施政方針の中で、もう1年8か月が過ぎたと発言され、各種の施策の方針を述べられました。しか

しながら、その内容は残念な結果と言わざるを得ません。

市役所とは、市民の役に立つ所と書きます。市長は、新年、年明けの御用始めの折、市職員の皆さんへの年頭の挨拶で、「今年については、昨年の考える、議論するの考から芽を出し、地上へ伸びていく芽吹き之年、つまり決定し、具体的な施策を示し、行動に移す、動くの年であり、本市の将来を方向付ける歴史的なターニングポイント、今年も人吉市役所一丸となって市民の幸福向上のために汗を流そう」と力強い訓示をされております。新聞の見出しも、「今日仕事始め、幸福向上へ動くの1年に、松岡市長、幹部職員を集め、年頭訓示」となっていました。しかしながらどうでしょうか、今議会での市長の施政方針を聞き、さらにその文言を何度も読み返しましたが、その動くという施策の展開とは程遠く、情熱と熱意を酌み取れなかったのは私だけでしょうか。

そこで、市長にお尋ねをします。

市長は、今年度と直近する近未来、子々孫々へ受け継がせる次の世代へ、この人吉をどのように導かれ、どのような本市の今後の姿を描いておられるのかお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えします。

令和2年7月豪雨災害の発災から約1年8か月が過ぎようとしております。このような状況下、球磨川をはじめとする河川の改修や復興まちづくりへの取組など、国・県、関係機関、そして何よりも市民の皆様の御理解、御協力を賜り、本市の復旧・復興が一步步づつ着実に進んでいるものと実感をしておりますし、御尽力をいただいております全ての皆様に感謝を申し上げます。

私は、常日頃から市民の皆様に直接お会いして、私の考えや思いをお伝えしたいと考えております。また、市議会定例会の初日には、貴重なお時間を拝借し、施政方針として私の所信を申し述べたところです。

内容につきましては、復旧・復興に関することなど市政全般について、時期における私の考えをお話したものであり、本市の将来像など夢や希望についてお話しする機会もあれば、市政を預かる身として本市がおかれている現状などを直視し、事業の実施等に係る行政全般の話や、さらには市民の皆様に苦渋の決断をもってお願いをしなければならないこともありますので、その点、御理解いただきたいと存じます。

また、今議員がおっしゃられましたように、今年1月4日の市役所の年頭訓示の中で、私は、今年は昨年の考える、議論するの考、考えるから、芽を出し地上へ伸びていく芽吹き之年、つまり決定し、具体的な施策をお示しし、行動に移す動ですね、動くの年であり、本市の将来を方向付ける歴史的なターニングポイントです。今年が踏ん張りどころ、頑張りどころです。今年も市役所一丸となって市民の幸福向上のために汗を流しましょうと訓示を行いました。

本市が将来にわたって永続していくためには、その時点時点における最適な選択をスピー

ド感を持って実行していくことが重要であり、そのためには、被災された皆様の早期の生活
再建を成し遂げること。そして、将来の見通しを立てるための住まいの確保が不可欠であり
ます。事業者のなりわい再建等を含め、復興のまちづくりを迅速に進めるため、そして、本
市の将来を担う私たちの子供や孫たちが人吉市に住んでよかったと思えるようなまちを再興
していくため、その未来ある復興に向けた私の決意として、このように申し述べたところで
す。

今後も市長の言葉をもって希望や安心を抱いていただくためにも市議会や市政懇談会、復
興まちづくりの懇談会の方などを通じて、市民の皆様に私の思いをお伝えしてまいります。
その上で、被災された方々お一人お一人にしっかりと寄り添い、誰一人として取り残さない
という覚悟をもってこれからの市政運営に傾注してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） 市長、まずいろいろ決定をしていただいて、まず動いていただきたい
というふうにも思っております。

復旧・復興が長期間要すること、そして、莫大な財源を必要とするということは当然のこと
とでありますけども、しかしながら、私はですね、もっと強い政治力で国や県への働きかけ
を行い、政治力を発揮し、短期・中期・長期の計画の確立と実践を強く切望をするものであ
ります。

一方、些細なソフト事業の展開による復興の兆しが見えることも全市民の志気の向上につ
ながると思っております。これはたとえ話ですけども、一日も早く青井神社の無残な蓮池の
橋、襖橋の修復をしましょう。目につく空き地に花や木を植えましょう。街中いたるところ
に目安箱を置いて市民の声を聞いてはいかがでしょうか。市長自らが街中を歩き回りですね、
市民とのふれあいの場を持つてみてはいかがでしょうか。これはほんの一例ですが、身近な
ものから実践は市長及び行政への信頼の増幅につながるというふうに私は思っております。

それでは、次に、ソフト事業の大きな目玉として今年度から再スタートする人吉しごとサ
ポートセンターについてですが、去る3月8日の全員協議会で新センター長着任時期が遅延
することについての報告を受けております。突然の新センター長の病気ということで大変な
驚きと衝撃を受けましたが、新センター長の早期の御快復を心から御祈念するものでござい
ます。この遅延につきましては、その推移を見ていきたいと思っておりますので、今回は一般質問
に含めませんが、現在の人吉しごとサポートセンターの状況や前センター長に関しての質問
を何点か行います。

まず1点目に、センター長交代に当たっては、昨年9月議会の私の一般質問でスムーズに
引継ぎが進みますように松山センター長には延長の契約をお願いいたしまして云々というふ
うになっております。念の為ですけども、議事録251ページの20行からに記載してあります

が、いつ契約の解除をされ、現在はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

前センター長におかれましては、昨年の12月末をもって契約は終了しておるところでございます。

現在の状況でございますが、まだ人吉のほうに住居を構えられておりまして、千葉のほうとこちらのほうを行ったり来たりをされていると聞いておるところでございます。

以上でございます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） それでは2点目ですが、給料100万円に相当するセンター長の不在期間の業務は、誰が代行をし、このサポートセンターのその間の現況、状況ですね、実績をお尋ねをいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

不在期間でございますが、センター長の研修期間である約2か月間が不在でございました。センター長不在期間の対応としましては、応急的な御相談もございますが、ホームページ作成など、いわゆるITアドバイザー業務につきましては、当該スキルを持つ事務局長が対応しておりまして、令和3年1月が24件、2月が36件の対応実績があり、ホームページの作成やクラウドファンディング、あるいは各種PR支援等を実施をしておるところでございます。

なお、事務局スタッフ等で対応できない案件につきましては、他地域のBizセンター長とオンラインを通じて相談対応を行う必要もあろうかと、そのような予定もしておったところでございますけれども、現在までのところ、その対応実績はございません。

また、国の補助金、融資等に関する相談につきましては、人吉商工会議所へつなぐなどして対応した事例があったということでございます。

このような形で、できる範囲内の対応ではございましたけれども、新規相談者の対応等も含めまして相談内容によりましては、問題なく対応ができたものと考えておるところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） ただいま部長のほうからですね、問題なく対応ができた、職員の間でできたということで、今ただいまの答弁は受け止めておきたいと思います。

私がちょっと疑問に思った点が一つあるんですが、昨年の12月21日ですが、前センター長が挨拶回りで庁舎内のほうを回られました。私たち、その議会の閉会日かなんかだったと思うんですが、その昼食の間でした。前センター長が挨拶に回られてですね、こちらHit-Biz3年間の活動報告ということで、大塚議員のほうからも御紹介ありましたが、こちらのほうを配付しておりますので見てくださいということで述べられました。

そこです、この活動報告がその後配られなかったわけなんです。それはなぜですね、それはお聞きするところによるとですね、執行部のほうから止められたと。配付をやめてくれというようなことで、それはまた誰がそのような止められたのか。どういった理由でそのようなことを行われたのか、この点についてちょっと疑問に思ってますのでお尋ねをいたしておきます。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

当該冊子を当該日にお配りされようとしたことは事実でございます。なぜそこでお配りできなかったかと申しますと、その内容につきまして、成松新センター長のお名前とプロフィールと前職と、それと写真がまだ掲載されておりましたので、執行部、私からですね、まだお名前を公表できる段階にないと。前職の席が残っている間は発表できませんので、年明けに御配付くださいということをお願いをしたところでございます。私は、大変うかつでございましたけれども、当然、年明けにセンターのほうからお配りされていたものと思い込んでおりましたので、事務局のほうにお伺いしたところ、まだ配られてないということでございましたので、開会日にあわせましてお配りをしようとしたところでございます。ただ、担当箱の中にお入れするというのも大変失礼かと思われましたので、全協の機会にあわせまして、各席にお配りをさせていただいたということでございます。

以上でございます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君） この冊子についてはそのような部長の答弁と受け止めておきますが、部長、今、部長のほうから確認をして、その後、議会のほうに配付してもらうようにというように今答弁されましたが、私の記憶では、私が事務局に尋ねたところ、その後、事務局のほうから連絡をして、それからこちらに、全員協議会の場で配付をされたというような経緯で私は思っておりますが、間違いではないでしょうか、その辺は。いかがでしょうか。

○経済部長（溝口尚也君） 高瀬議員からの御指摘だったということは答弁をし忘れておりましたが、事務局から配られてませんよと言われたことは事実でございます。

以上でございます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君） 私はですね、こういった執行部の曖昧な行政推進に疑問、不可解な点があまりにも多すぎるというふうに思っております。また、本市が進めている行財政健全化計画にそぐわっていないと、そうも思っております。今後、しっかりと注視をしですね、問題提起をしてまいりたいというふうに思っております。

それでは、次に、当初予算編成について質問をいたします。

先ほど行政推進全般について御答弁をいただきました。本市の最高責任者、人吉市長、松岡隼人、そして政治家、松岡隼人として自らの意思の答弁と受け止めさせていただきました。

そこでもう1点、市長は今期の任期はあと1年しかございません。市長が来年どのような立ち位置を取られるか知る由もありませんが、はっきり言えることは任期はあと1年であります。これは返りようがありません。であれば、今年度は市長としての在任2期7年、今期ですと過去3年、悪夢のような豪雨災害後の期間を経てのあと1年、市長の節目節目の政治行政の集大成として私はもっと思い切った「動く」の行政手腕が問われていると思います。

そこで、今回の当初予算にその節目節目の予算をどのように反映をされたのか、概要で結構ですでお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

令和2年7月豪雨災害以降、本市の施政に関する優先課題は大きく変わったものと思っております。発災以降、被災をされた方々はもちろんのこと、多くの方々とお話をする中で、居住生活やなりわいの再建、中心市街地の再生、至るところに被災の爪痕を残し、復旧の途上にある街並みなど、様々に幅広く課題や提言などをいただいております、その期待に応えるべく、令和4年度におきまして、令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興の推進と新型コロナウイルス感染症への対応を最優先課題としまして予算編成を行ったところでございます。

災害復旧事業につきましては、早急に進める課題と認識しております、農地・農業用施設の復旧が道半ばであるため、早期の営農再開に向けて工事費を計上するほか、本市の観光、文化面、また人が集う場所でもある中川原公園や史跡人吉城跡の復旧につきましても、国との協議を受けまして予算化を行っております。農地災害につきましては、復旧費に係る農家負担の軽減を図るため、新たに補助制度を創設したいと考えております。また、被災町内3町内における公民館再建につきましても支援を行いたいと考えております。

被災者支援につきましては、現在、地域支え合いセンターの献身的な活動によりまして、少しずつではありますが、生活再建の目途が立った世帯も増えておりまして、引き続き、その活動支援を進めてまいりますとともに、熊本県の球磨川流域復興基金交付金を活用した住まいの再建事業も進めてまいります。

また、生活再建の大きな課題である災害公営住宅建設と建設型応急仮設住宅の一般単独住宅の転用といった課題にも着実に対応するつもりでございまして、建設予定地の能力開発センターの解体工事費や西間第一、下原田第一仮設団地の用地取得も進めてまいりたいと考えております。

復興事業につきましては、復興まちづくり計画を具現化する取組を進めることとしておりまして、青井地区の被災市街地や避難路の整備に係る事業費を計上いたしております。

一方、全国的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症対策については、本市におきましても、現在、まん延防止期間中であり、引き続き、市民の方々が安心して暮らせるようワクチン接種を推進できる体制を確保するとともに、国におきまして、新型コロナウイルス感染

症対応地方創生臨時交付金が継続されますことから、感染症対策と経済対策を両輪としまして進めてまいります。

災害からの復旧・復興と新型コロナウイルス感染症対策以外にも重要な施策はございますが、時間の関係もございますので、2点お答えさせていただきます。

一つは、行政機能の新市庁舎への移転と着実な業務の推進でございます。5月6日から新市庁舎での業務を開始するに当たり、円滑に業務が推進できるよう、必要な経費を確保するほか、カルチャーパレス、スポーツパレスにおきまして、従来の機能を取り戻すべく復旧工事を進めることとしております。

もう一つは、自治体DXの推進に伴う本市のスマートシティ推進でございます。時代の流れは情報機器を活用した行政運営の構築でありますことから、将来の行政基盤をしっかりとしたものにしていくためにも、本市の指針となる計画策定を進めてまいりたいと考えております。

少々長くなりましたが、以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） それでは、次に、総務部長にお尋ねをいたします。

予算編成は市長のトップダウン型と職員が上げていくボトムアップ型の予算編成があると思いますが、予算編成における事務方トップの総務部長として、今期の予算編成に当たっての思いと、また苦悩、期待はどのようなものか。概要で結構です。市長と重複する点もあるかとは思いますが、どのようなものであったか、このことについてお尋ねをしておきます。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

令和4年度当初予算につきましては、先ほど市長が申し上げました最優先課題を方針としまして編成を進めたところでございます。

豪雨災害からの復旧・復興事業及び被災者支援策や新型コロナウイルス感染症対策につきましては、令和2年度以降、繰り返し予算編成を行っておりますことから、現在の事業の進捗と今後の課題につきまして、それぞれ担当部局で精査を行うところから始めたところでございます。

また、当然当初予算でございますので、災害等を問わず、本来市が行う業務、ここでは通常業務と表現させていただきますけれども、こちらのほうも支障なく円滑に推進する必要がありますことから、併せて精査を行っておりまして、各部とも予算要求に当たり、かなりの労力を要したものと理解をしているところでございます。

財政当局としましては、そういった令和4年度事業につきましてそれぞれの担当課と入念にヒアリングを行い、時には日付が変わる日もある中で、最終的に予算総額が確定しましたのが3月市議会の議会運営委員会の直前という状況でございました。

編成に非常に時間を要しましたけれども、やはり財源には限界がございますことから、必

要な事業費をかなりぎりぎりのところまで繰り返し精査を行ったという点や、国・県の補助事業に該当する復旧・復興事業と新型コロナウイルス感染症対策事業につきまして、事業スケジュールや事業手法といったところにも調整を要したために時間を要したというところがございます。

財政当局からいたしますと、これだけ多くの課題に対し同時進行で事業を推進することは、本市の財政規模を優に超えている状況でございまして、本来であれば身の丈にあった事業の取捨選択を行わなければならないものと強く感じております。

しかしながら、本市の現在の状況を鑑み、被災をされた市民の方々の一刻も早い生活再建と復旧・復興が進み、本市が発災前のにぎわいを取り戻すことができるようスピード感を持った施策が多くの市民の方々の願いであることを重視し、本市が今できることを形にすべく編成したものが今回の予算であろうかというふうに思っております。

また、そのために不足する財源につきまして、非常時の観点から財政出動という形で財政調整基金、減災基金から繰入れを行ったという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君） 市民の方からですけども、この非常事態下にあつてですね、一向に市の発展の兆しがないという多くの意見が寄せられております。このような発言の根源にはですね、例を挙げると切りがありませんが、今年の年明け早々報道された土地標準価格の下落は、人吉市が日本で第一位、また、人吉市全域過疎地域に指定ということもあるようです。報道の見出しには、常に人吉市というワードが付いています。このようなことも市民の不安の根拠になっているのではないのでしょうか。このことについては、既に同僚議員が質問されましたので割愛をいたします。

しかしながら、このメリット・デメリットなどについてはですね、市民には丁寧な説明が必要ではないかというふうにも思っております。

それでは、次に、市の組織改革について質問をいたします。

昨年11月30日に市の組織改革機構案が発表をされました。一昨日、同僚議員も触れられましたが、私はこの組織機構改革に少し違和感を覚えたわけですが、まず第一に、組織名の名称であります。従前の企画政策部が復興政策部、建設部が復興建設部になるというものです。なぜこのような名称を付けられたのかなど。かつて私は、災害の復旧・復興なくして人吉の未来はないと強調してまいりました。とはいえ、行政は多岐多様にわたる幅広いものでありますから、通常の各々の業務は山積をしております。そこで、この名称だけでなく、今回のこの組織機構改革案はどのような経緯で決定をされたのかお尋ねをしておきます。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

令和２年７月豪雨災害に伴いまして、本市におきましては、令和２年12月に復興に向けた

取組を所掌する部署として、新たに復興局を設置したところでございます。当初は、復興局内に復興支援課まちづくり推進係の1課1係体制でのスタートでございましたけれども、事業の進捗状況にあわせまして、令和3年7月に新たに市街地復興係を設置し、復興に関する業務を行ってきております。この間、当然ながら復興局だけでは対応することが困難な業務も多々ございまして、特に関連する部署である建設部と綿密に連携を取りながら、復興に関する業務を推進したところでございます。

しかしながら、今後の復興に関する業務を実施していくに当たりまして、現在の復興局の組織体制では事業を推進していくことが困難というふうになってきておりまして、令和4年4月の組織機構改革によりまして、復興局を解体し、事業を政策的に計画、推進する復興政策部と、実際に事業を実施していく復興建設部の設置を行うという改革を行うというものでございます。

そこで、議員御指摘の新組織における業務の内容でございますけれども、当然ながら復興に関する業務と通常業務が混在することというふうになっております。このことにつきましては、復興業務と通常業務を分けて行うという考えもございましたが、現状の職員体制において、事務職はもとより、特に土木職等の技術系職員が大変不足している状況を考えますと、技術系職員を同じ部署に集約することで復興業務と通常業務を効率、効果的に進めていけることなどから、今回の組織機構改革ではこのような部の設置になったというところでございます。

なかなか市民の皆様にとりましてはわかりにくい名称であるとか、所掌事務といったものが感じられる部分もあるかと思しますので、今後、広報ひとよしなど様々な媒体を使いまして、わかりやすく、丁寧に御説明していきたいというふうに思いますし、組織機構改革につきましては、やっぱりその時々、フェイズフェイズに応じて、柔軟に対応していかなければならないというふうに思っておりますので、これがもうこれで決まりということではなくて、そこは柔軟に対応してまいりたいというふうに思っております。お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） 今回の部の名称やその役割分担の整合性が保たれるのか。また、事務及び事業の遂行について問題はないのかと心配をして申し上げたわけです。

そのようなことでですね、誤解をされている市民も多くいらっしゃいます。さらに検討を加えていただき、市民の方々にも理解を得る丁寧な説明をお願いしたいというふうに思っております。

それでは、次に、令和2年7月豪雨災害についてです。

まず、被災者の現況についてですが、被災者の現状はどのようになっているのでしょうか。さらに、災害公営住宅等の仮申入れ状況はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） 皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

被災された方々の現状把握につきましては、人吉市地域支え合いセンターにおきまして戸別訪問支援活動を継続して実施し、それぞれの世帯の状況や再建方法などを確認しております。

現在の支え合いセンターにおけます支援状況につきましては、市長の施政方針にもございましたように、令和4年1月末現在で支援済みの世帯の割合が61.4%に達しておりまして、現在、支援継続中の世帯数は約1,300世帯となっております。その内、応急仮設住宅建設型、みなし型、市営住宅にお住まいの約800世帯におきましては、昨年の9月から11月末にかけて戸別訪問による住まいの再建意向調査を実施いたしました。その調査による再建方法につきましては、災害公営住宅が21.7%、175件、建設型応急住宅利活用住宅が12.6%、102件、既存の市営住宅が6.4%、52件、民間の賃貸住宅が23.9%、193件、自宅再建の新築購入が25.3%、204件、自宅再建の補修が6.3%、51件、親戚宅同居などが1.7%、14件という結果になっております。

また、建設部都市計画課におきまして、本年1月20日から災害公営住宅の仮申込み及び建設型応急住宅利活用住宅の入居希望の受付を行っております。現在、書類整理、審査等を進めておりますが、2月末時点で災害公営住宅入居希望が181件、建設型応急住宅利活用住宅入居希望が129件となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） それでは、次に、被災者への支援の実績についてですが、まず、被災者支援メニューとその実績をお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

被災された方々への支援といたしましては、災害救助法による避難所の設置や食事の提供、応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理、被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援被災者生活再建支援金、熊本県球磨川流域復興基金を活用しました、被災者生活支援、すまいの再建支援、公共施設及び地域コミュニティ施設等の復興支援、産業復興の4つを柱とする様々な支援策、また、熊本県及び本市に寄せられました義援金、その他、災害弔慰金等の支給、災害援護資金の貸付け、水道料金や市税等の各種減免、福祉サービス等の利用料軽減、健康保険医療費の一部負担金免除、就学援助、法律相談や心の健康相談など、多岐にわたって被災された方々へ支援を講じてきたところでございます。

その内、被災者支援対策課におきまして継続して申請受付等の支援を行っております主なものにつきまして実績を申し上げます。

まず、災害救助法による住居の応急修理につきましては、1,005件の申請がございまして、全て完了いたしております。建設型応急住宅につきましては、市内に13の仮設団地を建設し、

最大345世帯が入居されておられます。また、賃貸型応急住宅みなし仮設住宅につきましては、最大で509世帯の入居がございました。

次に、被災者生活再建支援法によります生活再建支援金につきましては、本年2月末日現在、基礎支援金2,140件、加算支援金1,277件の支給が完了しているところでございます。

次に、熊本県球磨川流域復興基金を活用した住まいの再建5つの支援策でございますが、転居費用助成が399件、民間賃貸住宅入居費助成が57件、公営住宅入居費助成が10件、リバースモーゲージ利子助成が4件、自宅再建利子助成が34件の申請がっております。

義援金につきましては、現在、第3次の配分まで行っておりまして、申請件数は住家被害が3,564件、人的被害が25件、重傷者が7件でございまして、総額で41億9,705万3,000円を配分しております。

そのほか、人吉市地域支え合いセンターによります戸別訪問支援活動がございます。支援活動は、被災された皆様の生活と密接に関係した重要な活動でございますので、住民の交流支援といたしまして定期的を開催しておりますオープンカフェや仮設団地の集会所に相談支援員が駐在して行う何でも相談会など、新型コロナウイルス感染防止対策を十分に行いながら工夫を凝らした活動を継続して行っているところでございます。

少々長くなりましたけれども、以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） 先ほど応急仮設住宅の供与の件の答弁がありましたけれども、この供与期間満了に伴う延長の基準についてはどのようなになっているのかお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

応急仮設住宅の供与期間満了に伴う延長につきましては、住まいの再建先ごとに要件が設定されております。現在、応急住宅への入居時期が早い世帯から順次個別面談を実施いたしております。応急住宅入居者全ての方々の再建方法や課題などを把握しているところでございます。

延長の基準でございますが、応急住宅の入居期限は2年間でございますので、入居された日ごとに設定されており、建設型応急住宅入居者の場合は、仮設団地ごと、賃貸型応急住宅については、その契約日、市営住宅につきましても同様となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） それでは、次に、被災者の発災時と現在の住まいの状況はどのような変化があり、また、被災者の方々への支援内容についてお尋ねをしておきます。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

まず、被災された方の発災当初と現在の住まいの状況につきましてお答えをさせていただきます。

罹災証明書が交付された3,397世帯のうち、半壊以上の判定を受けられました約3,000世帯の住まいの現在の状況は、自宅再建が1,458件、応急仮設住宅にお住まいが742件、民間の賃貸住宅にお住まいが141件、その他31件となっております。

次に、被災者支援制度の住まいの再建に関わる部分についての支援メニューとその支給額についてお答えをいたします。

まず、被災者生活再建支援金で罹災区分が大規模半壊以上の世帯に支給される基礎支援金でございますが、これは罹災区分及び世帯の単数が複数かに応じて支給額が設定されております。複数世帯、2人以上の世帯は解体世帯を含む全壊が100万円、大規模半壊が50万円でございます。単数世帯は、解体世帯を含む全壊が75万円、大規模半壊が37万5,000円となっております。

また、再建方法により受給できる加算支援金につきましては、自宅の建設購入、自宅の補修、民間賃貸住宅等で再建される場合の賃貸の3つの再建方法により支給額が異なります。罹災区分が大規模半壊以上の世帯につきましては、自宅の建設または購入される場合は、複数世帯が200万円、単数世帯が150万円、自宅を補修される場合は、複数世帯で100万円、単数世帯で75万円となっております。さらに、賃借の場合は、複数世帯が50万円、単数世帯で37万5,000円となっております。

また、令和2年12月に制度改正がございまして、半壊世帯の中でも大規模半壊には満たないけれども、比較的被害の程度が大きい世帯を中規模半壊とし、再建方法により加算支給金が受給できることになりました。自宅の建設または購入される場合は、複数世帯が100万円、単数世帯が75万円、自宅を補修される場合は、複数世帯で50万円、単数世帯で37万5,000円となっております。さらに、賃借の場合は、複数世帯が25万円、単数世帯で18万7,500円という設定になっております。

次に、熊本県球磨川流域復興基金を活用した住まいの再建5つの支援策でございますが、転居費用助成が定額の10万円、民間賃貸住宅入居費助成が定額の20万円、公営住宅入居費助成が定額の10万円となっております。

その他、リバースモーゲージ利子助成と自宅再建利子助成がございまして、熊本県内に新築、購入または補修するため金融機関等から融資を受けた場合に、借入額に係る利子の一部を助成するものがございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） ただいま、各種詳細に御答弁をいただきましたが、この答弁を聞きますと相当な支援があるように聞こえてきますが、現実には1戸1戸、1世帯ごとに大変な思いをされているというのが現状でございます。来年、また次の年に支援金がなければどうにもできないと言われる方々がおられます。つらいことは先延ばしにして、今は苦しまないため

に考えないようにしていると言われる方も多くおられます。

そこで、次に、被災者への今後の各種対応についてですが、まず、生活支援につきまして、これまで再三市単独事業費の充当を訴えてまいりました。中でもふるさと納税の一部充当については、私のみでなく、同僚議員も多く質問、そして要望をされています。しかし、執行部におかれましては、このふるさと納税の活用について説明はあっておりますが、十分な説明ではないというふうにも思っております。寄附者が選ぶ7つの事業区分には、熊本・鹿児島災害と、大きな区分で分けてありますが、被災者への直接支援というような項目がありません。つまり、寄附をされる方の気持ちを伝える項目がないわけなんです。昨年12月議会の同僚議員の質問でも極めてちょっと曖昧な答弁だったんじゃないかなというふうに思いますが、その中で、総務部長は7つ目の令和2年熊本・鹿児島大雨災害については、令和2年度までに事業に活用した実績はございませんと答弁されております。そして、私の昨年3月議会での答弁にも、ふるさと納税の使用実績はないと断言をされているわけですが。それでは、今回の令和4年度予算にはどのように活用のための予算計上をされているのでしょうかお尋ねをしておきます。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

令和4年度の当初予算におきましては、先ほど市長が御説明いたしましたように、災害からの復興や被災者の生活再建、住まいの確保に係る事業を進めることとなりますことから、その財源の一部としまして、ふるさと納税を活用する予定といたしております。主な充当事業といたしまして、建設型応急仮設住宅を公営住宅として利活用を図るための用地購入費の一部として1億1,700万円を、被災市街地復興推進事業費の一部としまして2,500万円、避難行動要支援者等支援システム構築費用の一部としまして400万円、こういう3つの事業にふるさと納税を活用する予定としております。

今申し上げました事業は、いずれも国・県からの財政支援もございまして、いわゆる補助裏、市負担分の一部にふるさと納税を活用することで、より多くの災害復興事業や被災者支援事業に取り組むことができるものというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） 直接的な支援ではなくて、間接的な支援だというふうに思いますが、結局、寄附された方の大多数の心情は、直接被災された方へのお見舞金ではないかというふうに私は思っております。その現れが、返礼品を求めない寄附額2億円なのではないかというふうにも思っております。

今後、全ての被災者の方々とまでは言いませんが、被災者の方々は、当然、今後家賃などの負担も発生します。さらに、災害と先行きが見えないコロナ問題、そして、今後も続く事業所の廃業や失業者の増加、死活問題になる時期が必ず到来してくるんじゃないかというふ

うに思っております。

私が申し上げたいのはですね、コロナで徹底的に痛めつけられていた最悪のさなか、さらに豪雨災害が完璧なまでも叩きつけたわけです。そのダメージは計り知れないものであります。だから、こういう方々に一般単独費、また、ふるさと納税の充当を検討していただきたいというふうに思う次第です。

それでは、次に、今期の雨期対策について質問をいたします。

まず、今期の気象庁の予報はどのようなものでしょうかお尋ねをしておきます。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

気象庁が令和4年2月25日に暖候期予報といたしまして、6月から8月までの見通し、夏の天候見通しというものを発表しております。それによりますと、全国的に梅雨の時期と夏の降雨水量はほぼ平年並みの見込みであるという予報でございます。

本市におきましては、防災会議のときに改めて気象に関する情報をいただいたり、また、出水期の災害発生前からの危機感を高め、地域の住民の命を守る目的で球磨川流域の自治体及び熊本気象台、国土交通省、熊本県、それから、県内の報道機関等との危機感共有と命を守る災害報道連携会議というものを令和3年5月から行っているところでございます。その中で、気象庁や気象防災アドバイザー等から気象に関する詳細な情報等をいただいております。

出水期におきましては、1週間に1回、さらには、災害が起こりやすい状況になりますと、その都度情報を共有させていただき、対策を講じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） ただいまの答弁は、私のかつて一般質問の答弁とあまり変わりはないんじゃないかなというふうに思ったところですが、一昨年は大豪雨ですよ、昨年は5月、7月、8月で、8月ではですね、経験したことのないお盆のときの集中豪雨、市民皆さんは震え上がられました。線状降水帯の発生が最も恐れるところではありますが、この気象情報はなかなかあてにならないと。この何が起きるかわからないこの異常気象に抜本的な災害対策ができていない状況でもあります。となれば、やはり自分の命は自分で守る、いわゆる避難しかないというところに行き着くわけですけども、そこでお尋ねですが、この住民避難に一昨年を踏まえて、さらに昨年の数回にわたる危機的状況からこの避難対策について、今期に何か工夫や対策はあるのかお尋ねをします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

災害対策につきましては、国や県のハード対策と住民に対するソフト対策を同時に進めていくことが必要不可欠というふうに考えております。令和2年7月豪雨災害を受けまして、令和3年5月30日に自主避難訓練、それから10月17日に総合防災訓練を昨年は実施しており

ます。

令和4年度の避難訓練といたしましては、出水期を前に避難情報の周知を図り、市民自らが避難行動を起こす訓練といたしまして、昨年と同様の自主避難訓練を5月下旬に実施する予定でございます。

また、自主避難訓練とあわせまして、新庁舎での災害時の対策本部運営訓練も同時に行いまして、情報収集、対策、指示、そして現場対応など消防団も含めた訓練も実施してまいりたいと考えております。

さらに、10月には、防災関係機関の平時からの組織体制の機能を確認し、防災関係機関と相互の連携強化を図りながら、住民一人一人が自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動を取れる地域の構築を目的とした総合防災訓練も実施してまいりたいと存じます。

今後も市民の皆様へ防災に対する御理解と御協力をいただきながら行政と市民が一体となって安心・安全なまちづくりに取り組み、命を守る行動につなげていきたいと考えているところでございます。

また、今年度の市民に対する災害対策といたしまして、現在、システム構築を行い、運用を開始しております防災ラジオによる防災情報、避難情報の周知に取り組むほか、現在、システム開発中でございます防災ポータルサイトを本年4月から運用開始する予定としております。

また、水の手橋の手すりと側面に水位センサーと連動した変色可能LED照明を設置いたしまして、視覚や聴覚に訴える早期避難の呼びかけにも取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） 御覧になった方もおられるかと思いますが、ちょっと紹介をしておきたいと思いますが、先月の2月21日のNHKの逆転人生という番組ですが、タイトルは「西日本豪雨、逃げ遅れゼロの集落、原点は手作り避難計画」というものであります。結論から申しますと、災害から逃れるためには早期避難しかないという、誰でも考える発想であります。しかし、この内容は、地域で徹底的な避難訓練を行ってきたというものです。水害がない地域で住民にも水害は発生しないという思い込みの方々の避難訓練への説得、避難訓練に否定的な方への説明の連続、その説得と行動を地道に続けてきた結果、4年前の西日本大豪雨でかつての避難訓練が功を奏し、その豪雨の際は、6時間前には地域全員の約400人が避難を済ませ、死者、けが人ゼロとの実績の番組であります。特に地域の担当の方々が手分けして1軒1軒巡回しての呼びかけの避難訓練が根付いた結果とも言えます。もちろん災害防災無線の活用、車両広報の充実は必要不可欠であります、このような例を参考にですね、避難訓練を行うことが奇跡的な現実を生み出し、全ての住民の命を守ったという点では、画

期的なことと思います。このことに取り組まれたきっかけがですね、11年前の今日、発生した東日本大震災がきっかけだということであります。この参考事例の感想と取組の姿勢についてお尋ねしておきます。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

議員から御紹介がありました、このNHKの番組でございますが、残念ながら私は見ておりませんけれども、番組を見た職員からですね、その放送内容については詳しく話を聞かせていただいております。

岡山県総社市の下原地区における自主防災組織の避難についての番組であったと、そういった内容でございます。職員から聞いた内容と、それから、今議員から番組内容のお話をお聞きしまして、地域が一体となって防災に取り組む姿勢を思い浮かべ、地域で取り組む避難訓練や住民一人一人に防災意識を植え付けるための創意工夫など、まさにお手本となる成功事例だと考えた次第でございます。

本市におきましては、現在、地域防災力の強化を図るべく町内会単位で自主防災組織の立て直しを行っております、合わせて、地域全体での防災に対する意識を高めていくことも非常に重要なことだと考えております。

まずは、町内の自主的な防災組織を強化し、それを基礎として地域防災力を高め、行政主体ではなく、地域主体の防災意識を広めていくための工夫を市民の皆様と一緒に取り組んでまいりたいと考えております。このようなことについては、このNHKの番組は非常に参考になるものというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） 実現するに当たってはですね、いろいろな困難があるということは承知の上であります、ぜひ、この事例を参考に検討と実施方をお願いしておきます。

○議長（西 信八郎君） ここで、会議時間の延長を行います。

暫時休憩いたします。

午後3時49分 休憩

午後4時05分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）
8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） それでは、質問を続けてまいります。

次に、復興計画についてですが、この復興計画については、同僚議員も今回質問をされております。そこで、要旨の3番目の区画整理及び主要道路整備については割愛いたします。

まず、現在の進捗状況、要旨のところですね、復興計画の現状についてと復興計画の間

題点と課題等についてを合わせて質問を行います。

現在の進捗状況について、そしてまた、今後、復興計画を進めていく上での問題点、課題について、今後どのように対応をしていかれるのかについてお尋ねをしておきます。

○復興局長（元田啓介君） それでは、御質問に順にお答えしてまいります。

まず、昨年3月に策定いたしました復興計画につきまして、この進捗につきましては、策定後の1回目となる進捗状況を昨年11月に公表しておりまして、速やかに実施すべき施策に遅れがないかなどを検証しながら取り組んでおります。今後も定期的にその進捗を公表していく予定としております。

次に、昨年10月、重点8地区を中心に策定をしました復興まちづくり計画につきましては、今年度末に第1回目の改定を予定しており、準備を進めておりますけれども、こちらの進捗につきましては、早めの避難を踏まえた安全・安心なまちづくりを市内各所で進めていると、こういう状況でございます。その前提となります球磨川水系流域治水プロジェクトを国・県、流域市町村が連携して着実に遂行していくということは当然でございますけれども、プロジェクト完了までには一定の期間が必要ということで、その間、リスクが残りますので、命を守っていただくためには、早めに避難をしていただく。これが最重要となるというところでございます。

そのための基盤となります避難路や避難所の整備につきましては、被害状況や地区の特性を踏まえた検討を進めておりまして、浸水リスクの影響等も考慮しながら、順次事業に着手しております。

ここから一部内容が重複しますが、次に、遊水地計画の検討を進めております中神、大柿の両地区につきましては、昨年11月、遊水地の配置案や住まい再建の方向性などを国とともにお示しをしており、その後、新型コロナウイルスの影響もありましたけれども、2月末までに戸別訪問や聞き取り調査を実施させていただいており、さらに、先ほども答弁ありましたが、本日、中神地区において、来週19日に大柿地区において相談会を開催することにしております。

続きまして、中心市街地、青井の両地区内の被災市街地復興推進地域における事業の進捗でございますけれども、ここも重複しますが、青井地区につきましては、約5.2ヘクタールを対象に土地区画整理事業を事業主体となる県と本市が一体となって骨格道路である国道445号の拡幅、区画道路、公園広場といった基盤整備を行っていくことにしており、今年度末までに事業区域の都市計画決定を行う予定としております。

なお、中心市街地地区につきましては、山田川の整備を踏まえた追加的な議論を現在お願いしているという状況でございます。

ここまで復興まちづくり計画の進捗につきましては、ある程度我々の想定どおりに進めてこられているというふうに思っておりますけれども、まだまだ始まったばかりというところ

でございます。

次の御質問の復興計画、復興まちづくり計画の進捗を図る上での問題、課題等についてでございます。

先ほどの中神地区、大柿地区における遊水地計画や被災市街地復興推進地域での基盤整備など、具体的な事業を進めていく過程におきましては、もちろんお住まいの住民の皆様の御理解をいただくことは当然ですけれども、事業の実施が地域の皆様の生活、なりわい、あるいは再建時期や再建方法など、それぞれ生活やなりわいに大きな影響を及ぼす可能性がある。そういったこともございますし、それらを踏まえた上での地域コミュニティの維持、これをいかに維持していくかということなどについても様々に、新たな課題が出てくるというふうに認識をしております。これらの新たな課題につきましては、本市のみならず、国・県とも便宜を図りながら、住民の皆様の御理解や合意形成に努めるとともに、被災者及び被災事業者の方への影響を最小限にとどめ、スピード感を持った復興につながるよう進めてまいりたいと考えております。

この問題、課題の部分で最後にもう1点でございますけれども、今議会でも御指摘いただいておりますけれども、復興の進捗がなかなか見えない、実感が湧かないという御指摘もいただいているところでございます。ここで一つちょっと具体の事例を御紹介させていただきますけれども、温泉町、これ重点8地区の一つでありますけれども、温泉町におきます避難路の整備、これ今現在進めております。この事例を御紹介させていただきますと、復興まちづくり計画の策定段階から地元町内の皆様の積極的な御参画をいただくとともに、活発な意見交換、意見の御提案をいただきまして、さらに実際に街歩きなども現地のほうで行っていただいておりますけれども、そういったプロセスを踏まえた上で、進めてきた結果、その後の権利者の方を含めた現地立ち会いなど調整が非常にスムーズに進むといった住民が主体となった復興まちづくりの好事例といえるものも出てきている状況です。やはり整備工事の本格着工といった目に見えるところまでたどり着くにはですね、もう少しお時間を頂戴するという状況でございます。既に答弁したとおり、測量設計に入っているところありますけれども、やはりもう少し時間がかかるというのが実態です。やはり、市民の皆様に復興が進んでいるということを実感していただくためには、具体の目に見える動きが出てくることが不可欠であると、我々も認識をしております。そういった動きにつながるよう、また、我々行政の独りよがりにならないようですね、常に市民の皆様と認識を共有しながら復興の取組を時間的緊迫性をもって進めていくと、そういうふうに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） 大変ですね、難しい問題、今後出てくるかと、まだまだ出てくるとい

うふうに思っております。

私は、市民のこういった認知度と関心の低さを懸念しております。もっとわかりやすく市民の方々に訴えられたらなというふうにも思っております。専門性の高い分野ですので、行政の強いリーダーシップを取っていただきたいというふうに思っております。今後も本事業に注視してまいりたいと思います。

それでは、次に、主力となる産業について質問をいたします。

この主力とは、観光産業を指しております。昨年3月の一般質問で元田復興局長にこれからの人吉市の原動力となる産業は何だと思われるのか。単刀直入にお尋ねしますと質問をいたしました。答弁は、抜粋ですが、「本市に目をやりますと、多くの豊かな自然ですとか、これは球磨川をはじめ豊かな自然、そして地域資源を有しておりまして、国内外からの誘客、特にインバウンドといった視点から非常にポテンシャルが高いと私自身感じているところでございます」と答弁され、さらに、「力強い地域経済の再生という形で商工業、観光業、農業、林業と各産業それぞれに個別課題と取り組むべき施策の方向性を掲げている」とも答弁をされました。復興局らしい全てに配慮された答弁と個人的には思ったわけです。

私は、観光産業の発展なくして人吉の復興はないと常に申し上げてきました。

そこで、今回は、日々業務を行っておられる経済部長にこの点についてお尋ねをいたします。

○経済部長（溝口尚也君） それでは、お答えします。

議員が述べられましたように、今後の復興の主力となる産業につきましては、復興計画の3本柱の一つとして、力強い経済の再生を掲げておりますが、その中でも観光の推進は今後の復興に関して大きな役割を担うことになるかと認識をしておるところでございます。

被災したことにより、大きなダメージを受けておりますが、このピンチをチャンスに代え、市の復興計画や県の人吉球磨観光復興戦略に基づき、国・県の御支援を十分に活用しながら観光地人吉としての面的な創造的復興をつなげていかなければならないと認識をしているところでございます。

令和3年度におきましては、本市が取りまとめをいたしまして、民間主導によります観光庁の既存観光拠点再生高付加価値化補助というものがございますが、これを活用し、交付申請ベースでございますが、総事業費約2億6,000万円、補助金額約2億1,000万円の事業が行われているところでございます。これは宿泊事業者による6件の施設の高付加価値化改修、これはなりわいと別に高付加価値化改修を行われておりまして、なりわい再建とは別に6件の施設の高付加価値化改修を行われておりまして、観光事業者等による10件の観光実証事業等も実施されたところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、宿泊施設や飲食店等の観光施設、リバーアクティビティ等の観光事業者につきましてもクーポン事業

等で支援をしているところでございます。

その他おきましても、各団体等において国・県の補助金を活用され、事業やイベント等を実施をされているところでございます。これらにつきましては、地震の復旧・復興もありながら、それぞれ地域活性化のために御尽力いただきました民間事業者の方々には大変頭の下がる思いであります。

令和4年度につきましても、観光庁の既存観光拠点再生高付加価値化補助事業を活用しまして、観光地人吉としての面的な創造的復興を図るため、宿泊施設及び観光施設の高付加価値化改修を行い、観光客や消費者から選ばれる、競争力を持った魅力ある観光地づくりを進めてまいりたいと存じております。

また、稼ぐ力を高めるため、同じく観光庁の地域の稼ぐ看板商品創出事業補助等もございまして、これらの活用も採択に向けて目指しておるところでございますが、市及び観光団体、事業者が連携をして稼ぐ看板商品へと磨き上げを行い、観光客の観光消費額の増加を目指してまいりたいと考えておるところでございます。

このように、国・県の観光補助事業で民間団体等を中心に様々に人を呼び込む事業が実施されてまいりましたが、このような取組が進むことによりまして、地域に活力が生まれてくるものと存じます。さらには、年内には市内の主要旅館、ホテルが再開をされるところでございます。観光客受け入れ態勢も足並みが揃ってまいりますので、国のG o T oキャンペーンや、国・県及び国の補助事業を十二分に活用しつつ、コロナ交付金での宿泊補助やリバーアクティビティ支援などで観光振興に関する支援策を充実させまして、観光客入込数などの増加を引き続き図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） 現在に至ってはですね、コロナの影響、そして、甚大な被害を受けた豪雨災害、そして、さらにですね、オミクロン株によって復活をしかけたこの観光産業も後戻りをして瀕死の状態でもあります。しかし、経済の停滞はあってはなりません。このような中でどのように観光推進をするのか。さらに、コロナの収束もやってくると思いますが、本市の発展は観光にあると強く信念を持っております。それは、この唯一無二の観光資源を保有していること。工夫によっては爆発力を秘めていること。それが外貨獲得としての最強の産業であると。この観光産業の発展により、地産地消に伴う農業や地元企業、工芸品等の販売促進、飲食店、お土産店の繁栄、さらに雇用の確保の促進に直結するものであります。

本市は、未曾有の大水害という残念な歴史を残しましたが、一方、水害被災地の観光地としての認識が日本中から注目を集めることになりました。この被災から復興への事実を逆転の発想として捉え、水害から立ち上がっていく自然と重厚な歴史と独特の文化を持ち、食品素材のすばらしさがあり、圧倒的多数の温泉がある。多くの要素を持ち合わせる小京都人吉

として取り組むべきではないでしょうか。ぜひ、いろんな各界各層のアイデアを採用し、観光のさらなる発展を希望いたします。

それでは、次に、新市庁舎について質問を行います。

まず、新市庁舎の総括についてとしておりますが、新市庁舎の建設に当たっては、今日まで大変な対応や紆余曲折を経ています。今回、めでたく落成、供用開始の運びとなることは大変喜ばしいことでもあります。

そこで質問ですが、これまで設計変更や追加発注はあったのでしょうかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

まず、設計についてでございますけれども、本体工事の設計変更に関しましては、令和2年7月豪雨に関する工事一時中止に伴う増額が約1,650万円となっておりますけれども、それ以降、設計変更等増額は発生しておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） それではですね、一昨年の豪雨災害時に新市庁舎建設で可能な限り市単独費の軽減のため、工事の中止を行われましたが、最終的にはこのような形態はどうなったのでしょうか。あったとしたら、それはどのような内容で、また金額はいくら軽減になったのでしょうかお尋ねをいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

令和2年7月豪雨後に中止した工事でございますけれども、これは令和2年9月2日の特別委員会で御承認いただいておりますけれども、新市庁舎の2階以上の窓口カウンターと、それから会議室音響設備、公用車駐車場、それから2基あるうちの1基ですけども、喫煙所、それから、新市庁舎と西側別館をつなぐ通路屋根等、こちらのほうで1億1,500万円、それから、議会委員会室の音響設備の3,500万円、合計約1億5,000万円工事を中止しております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） この画期的な新市庁舎の落成、供用開始ですが、この件で私はですね、多くの市民の方々の意見を聞いております。意外な感想と発言に驚きましたけども、それはですね、「今の仮庁舎でも何も問題なかった」という発言、「この人吉市の現状から新市庁舎の落成はどうでもいいこと」、さらに、「市民の生活向上には直結しない」、「新市庁舎は大きすぎる」、「無駄が多いはずだ」という声などには言葉を失いました。きっとですね、これらの発言にはですね、豪雨災害という甚大な被害を生み、喜びが生まれないということ。また、今後の新市庁舎の維持管理費の投入への不信と懸念が根底にあるからではないかというふうに感じた次第であります。

次に、維持管理費等について質問をする予定でありましたが、この件につきましても、一

昨日、同僚議員から質問がっておりますので割愛をいたします。

次に、今後の課題等について、どのようにさらなる市民サービスの向上に努めていくのか。また、利用形態の方策により、市民の集う場であり、また、憩いの場でもあるような利用形態を図られるのか。新市庁舎が災害防止と対応の面で著しく機能を発揮できる点はどのようなもののかなどについて、総合的な見解をお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

まず、新市庁舎へ移行することで生じる市民サービス面でのメリットということでお話をさせていただきますと、新市庁舎では、今まで分散しておりました市民サービス部門が新市庁舎1か所に集約をされまして、さらに、利用頻度の高い窓口部門を1階から集中配置することにより、行政手続きの効率化、いわゆるワンストップ化が図れるということでございます。

また、市民課におきましては、窓口番号表示システムを導入することで、さらに効率的な窓口案内を実施いたしまして、プライバシーにも配慮した窓口カウンターを設けるとともに、相談室も増設をしているところでございます。

その他市民コーナーや会議室では市民の御意見や御要望等を踏まえながら、イベント等への活用や開放を念頭に市民に開かれた庁舎としてまいります。

ハード面では、設計思想にユニバーサルデザインを導入することで、体が不自由な方や子供から大人まで、あらゆる人がわかりやすく使いやすい庁舎となっております。

以上、現状から比較しますと、効率性や利便性が向上し、プライバシーにも配慮されたわかりやすく、使いやすい、市民に開かれた庁舎となっております。

次に、災害対応機能の強化についてでございますが、新市庁舎では、先ほど申し上げましたように、業務継続性に優れた防災拠点となっております。電力、上下水道のライフラインが破断しても3日間は継続して業務が行えます。

また、基礎免震システムを備えておりまして、大規模地震後も速やかに災害対応業務へ移行できる庁舎となっております。

さらに、今まで分散しておりました災害対策本部の総務班、水防班、水道部、救護部が1か所に集積され、情報伝達や物資調達が速やかに行われるとともに、得られた情報はタイムリーに新市庁舎の3階、災害対策本部及び防災担当課に集められます。そして、情報収集、情報共有の一元化を図りながら、市長室や市長公室等を隣接配置いたしまして、的確で迅速な災害対応策を指揮できるようになっております。

その他、新市庁舎敷地は、災害支援スペースといたしまして、資材置場、支援物資置場、ベースキャンプとしての活用や緊急避難場所としての指定も検討しておりまして、状況によっては新市庁舎1階の市民コーナーを開放し、一時避難スペースとしての転用も可能となっております。

以上、現状の分散型庁舎から比較しますと、業務継続性が格段に向上するとともに、的確で迅速な災害対応や応用の幅が広がるなど、総合的に災害対応機能が強化されているものと感じております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） 今の本市の状況からして、庁舎の保全活用や維持管理費等の削減が一番の課題であると思っております。これは一般単独費の持ち出しになるからですが、まさにですね、節約を徹底し、今後の健全な維持管理をお願いしたいと思っております。

先ほどですね、新庁舎落成、供用開始での市民の方からの声を一部披露しましたが、このような本市であればこそ、市民共々喜びを分かち合い、みんなの意識の向上につながることを願っております。

市長におかれましては、新市庁舎をお城に例えますと、築城の初代大名であり、城主であります。今後、それにふさわしい行政、政治手腕を発揮され、さらなる本市発展の実績の向上を心からお願いいたします。

最後に、今回退職される職員の皆様に心からの御礼と今後のますますの御健勝を祈念申し上げます。

私の一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後4時29分 休憩

午後4時42分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）
12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）（登壇） 皆さん、お疲れさまでございます。12番議員の井上光浩でございます。この議場におられる皆さん方の期待というのはわかっているつもりでございますので、そこをよく考えながら一般質問を進めてまいりたいと思っております。

一般質問に入ります前に、この3月31日をもちまして退職をされます、告吉眞二郎健康福祉部長、健康福祉部長の重責におられますけれども、財政に大変詳しい、精通された部長でありまして、私がまだ1期生の頃、市道等に保険がかかっているということも知らないことも教えていただいたことが思い出されます。ありがとうございました。

また、人吉市給食センターが指定管理者に移行される際、様々な課題に対応されました椎屋彰教育部長、本当にいい勉強をさせていただきました。ありがとうございました。

そして、2004年から始まりました人吉——今のお名前で、名称で紹介いたしますけど、人吉温泉マラソン、これ以前は、私どもが中学校のときは人吉新春マラソンと言っております。

したけども、6,000名を超えるエントリーまで育てる中で奔走されました、久本水道局長、大変お疲れさまでございました。

残念ながら今申し上げましたお三方には一般質問の通告をしておりません。ですので、一番最初に御紹介させていただきました。

このほかにも退職されます職員の皆様方、どうか体に御自愛いただきまして、今後も人吉市の発展のため御尽力いただければと思っております。

少し長くなりましたけども、今日は東日本大震災発災から11年ということでございますけれども、昨年も申し上げたと思いますけれども、この日が近づきますと、陸前高田市のニュースがいつも放送されます。そのときに生まれましたさくらちゃんは11歳になられております。そういったことで月日が経つのは早いなと思っておりますけど、ああいったことが起きないようにと本市でも思っておりましたけども、令和2年7月大水害が起きてしまいました。今、一般質問を皆さん方の議論を聞いておりましたけども、以前は農業問題の振興策とか、企業がどう大きくなっていくのか、どういった商売がいいのかとか、前向きな質問が多かったんですけども、なかなかそういった質問ができないような状況であるというのは、私は、一番最後の登壇者として感じながら聞いているところでございました。

少々長くなりましたけども、それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきますと思います。

施政方針より、過疎地域指定により本市財政に及ぼす影響は。

これは追加指定ですので、本来ならば過疎地域追加指定についてということで通告したほうがよかったのかもしれませんが御理解をいただきたいと思います。また、新庁舎完成後の維持管理は。そして最後に、人吉球磨定住自立圏共生ビジョンから、企業誘致について。この3項目を通告しております。全部、同僚議員が質問されておりますけれども、私の視点で質問をさせていただきたいと思います。

まず、1項目の過疎地域指定の要件ということで、令和2年国勢調査の結果を踏まえての今回の指定だったというふうに説明も受けておりますし、議論の間でも聞いております。

そこで、市制80周年を迎えます本市によって、人口動向、また市の財政力の変遷はどのように移ってきたのでしょうか。過去のこの変遷についてお聞きをしておきたいと思います。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

本市は、昭和30年国勢調査での4万7,877人の人口をピークに減少傾向に転じております。今回の過疎地域の要件に当てはめると、昭和55年国勢調査の人口が4万2,236人でしたが、令和2年には3万1,108人と1万1,128人減少し、26.3%の減少率となっております。

また、15歳以上30歳未満の若年者人口は、昭和55年では8,083人で、若年者比率が19.1%でしたが、令和2年は2,839人で、わずか9.1%となっております。

一方、自治体が活動する上で必要となる財源を自主的に調達できている割合を示します財

政力指数ですが、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3年間の平均で表します。この数値が1に近い団体ほど自主財源が大きいということになり、それだけ財源に余裕があるということになります。

直近の財政力指数、平成30年度から令和2年度の平均が0.44となり、国や県からの財源に依存した依存財政の割合が高く、決して財政基盤は強いとは言えない状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） ただいま部長が答弁されましたけども、こういったふうに人口の国勢調査の状況を見れば一目瞭然なんですね。昭和30年からどんどんどんどん下がってきていたり、こういうふうに財政力につきましては、平成10年からずっと0.4台、これ大変厳しい財政運営を今までされてきたと思います。しかしながら、何とか何とかつないでこられたということがこれでよくわかると思います。私は、実はこの過疎債と言ったらいけないかもしれませんが、これにつきましては、私も1期目のときの大王議長から教えていただいた経験があります。どうしてああいうふうに他の町村はあんなふうにできるんですかね、それは過疎債があるけんたいって言われました。そのときに初めて勉強させていただきました。松岡市長も同期でございましたので、その頃から多分このことは存じられとったと思います。

そこで、少し興味深いことがございましたので御紹介をさせていただきたいと思います。この若年層ということで15歳、この春、熊本県立の人吉高校さんと球磨工業高校さんの卒業生の状況というのを皆さん方御存じでございますかね。御紹介させていただきますが、熊本県立人吉高等学校、卒業生211名、その内、公務員、これも先生のほうに聞きましたので言っていると思いますが、水上村役場1名、人吉市役所1名、錦町役場1名、人吉球磨消防組合1名、熊本県警1名、あと地場の人吉球磨の民間企業に2名、これ足しますと7名なんですね。残りは全部人吉球磨を出られて進学、いろいろ専門学校もあるでしょうが、そういうふうになります。熊本県立球磨工業高校、卒業生158名、人吉球磨の企業に11名の方が就職をされます。県内が15名です。そして公務員に11名ということですので、簡単に足しますと37名なんですけども、残りの方はほぼ県外、もちろん人吉球磨から、そうですね、熊本県から出られるわけです。ですから、引いてみますと158から37引きますと121名の方がもう人吉球磨からはいらっしやらないという状況であります。あと2つの高校がございますが、人吉市にあります高等学校だけに調べさせていただきました。こういう状況なんですよ。皆さん方、よく認識をさせていただきたいと思います。

しかしながら、県の企業立地課と、これ球磨工業さんですが、企業説明会を一緒にやられています。今週やられています。12社企業が来られて、生徒さん方に説明をされています。そういった活動はされておりますが、やはり県外に出て行ってしまわれるという状況であります。やはりこういった状況も踏まえながら、じゃあなぜ今回、ハードルは下がりましたけ

れども、今回の過疎地域に追加されることになったのか、その要因はどういうものがあったのか。これは今後きちっと検証をしないといけないと、私は考えています。そのことにつきまして、企画政策部長にお聞きしたいと思います。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

過疎地域に追加されることに至った要因についての御質問でございますが、細かく分析をしていきますと、今議員が御指摘のように様々な要因があるものと存じます。少し大きな視点で申し上げるならば、戦後、我が国は経済発展を遂げてきた歴史と現在直面している少子高齢化の進展と大きく重なる部分があるものと考えております。本市の基幹産業は長らく農林業でございました。丹精を込めて作られた農産物や山林、木材が地域経済を潤していた時代から、つまり豊かな農村を背後地に発展した時代でございます。高度成長の中で、地域や国を超えて物や人が流通する中で、本市の経済も国全体の景気の動向、さらには世界経済の中に取り組みされてきたものと思われまゝ。その結果、本地域の産業等の衰退、それに伴う、議員が御指摘のように、若者の人口の流出が課題となりまして、新たな政策としましても企業誘致等が行政課題になってまいりました。

企業誘致につきましては、梢山工業団地に集積を図るなど時代に即した施策を推進してまいりましたが、時代の流れやグローバル化は、それをはるかに超え、現在、国全体人口が減少していく中で、国、地方を問わずに持続可能な社会を構築すべく、様々な施策を講じているものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） ただいま企画政策部長から御答弁いただきましたけど、その時代に私が住んでおりましたところは、まさにこのとおりなんですね。昭和40年に私この人吉に生まれましたけども、大変市長もお使いになりましたけども、昨日よりも今日、今日よりも明日という時代でした。このまま右肩上がりでこうずっと上がっていくというふうな時代でありましたし、こういう日が来るのかなというふうに思っております。

ただ、小林企画政策部長が昨日申し上げられましたけど、これ過疎地域に指定されたことが悪いことであるというのは、私は一切個人的に認識はございません。これをチャンスにして、同僚議員も言われました。ピンチをチャンスにして、そして新たな人吉市をつくっていくというスタートになったと考えるべきことではないかなと思います。

昨日、公有財産について触れられましたが、1個だけ段塔分校の跡地も公有財産として市で管理をされておりますが、昨日、それがなかったと思いますので、覚えとっていただきたいと思います。私が出身校でございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思いますが、そういった時代を経て今でありますけれども、やはりこれからのもも大事です。しかしながら、過去こういうことがあって、こういう状況の施策を打ったけれどもこういうふう

にできなかったというような検証は絶対必要だと思います。これは後世に必ず役立つのではないかなと私は思っています。

そこで、この資料をいただきましたけれども、卒業団体というのが記されておりました。この卒業団体として頑張ってこられた団体はどのような施策を行われたのか。同僚議員から質問がありましたけれども、卒業した後の国からの支援はあるかということにつきましては、内容的に私も理解しております。インフラ整備等々、返済時の国庫補助金、都道府県代行事務などに支援を引き継ぎ6年間活用できると、大変優遇された制度だと私は思っています。

ただ、この卒業をされた団体の努力というのは相当あったと思いますので、このどういった努力をされたのかについてお尋ねをしておきたいと思います。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

過疎の法律が制定されるたびに、過疎地域の要件の見直し、人口減少率などの変更がございまして、過疎地域の要件を満たす区域がなくなる市町村、卒業団体が選定をされます。今回、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で期限を迎え、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月に新たに施行されました。それにより卒業団体は全国で45団体、その内、九州のほうを御紹介いたしますと、大牟田市、大分市一部過疎、宮崎県の本城町、鹿児島市の一部過疎、沖縄県の北大東村と同じく沖縄県の竹富町の6団体となります。これらの団体は、市民協働のまちづくりや校区自治の推進、指定管理制度などによる管理運営や民間委託の推進等を通じ、民間企業の参入の促進などを行ってこられたようでございます。また、卒業団体の経過措置としましては、先ほど議員が御紹介していただいたとおりでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） 同僚議員の議論の中でもこのことも説明がありましたけど、卒業団体については少し触れていらっしやらなかったのが今お聞きしましたけども、宮崎県の本城町というのは、私は実は伺ったことがございまして、ここは非常に図書館に力を入れていらっしやるところでありまして、こういったことに力を入れて今回の卒業団体ということになられたのではないかなと、私は、私個人は予想しております。

やはり同僚議員からありましたとおり、様々にアイデアが議員からもあっておりますし、そういったことは要望ではなくて、協議のテーブルに上げていただきたいと思います。そういったことにつきましては、この場を借りてお願いをしておきたいと思います。

それでは、説明のほうでありましたけど、全員協議会で説明ございましたけど、人吉市過疎地域持続的発展計画、これは熊本県過疎地域持続的発展方針に従って策定しなければならないというふうな説明があつてますし、資料をいただいております。しかしながら、これの中に先ほど申し上げましたけども、やっぱり市独自の風土、そして、今持っている問題点、

課題点をやはり拾い上げて生かしていただきたいと思っておりますけれども、今から進めていかれると思いますので、まだ間に合うと思っております。その点につきましてどう考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

人吉市過疎地域持続的発展計画を策定するに当たっては、国からの通知、熊本県過疎地域持続的発展方針、人吉市総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略、人吉市の復興計画、復興まちづくり計画、それと人吉市公共施設等総合管理計画などと整合性を十分図ってまいるのがございます。

一方、社会経済の発展の影として地球温暖化などの環境問題、毎年のように繰り返される地震や豪雨災害などの自然災害、人口減少や急速な高齢化など、解決すべき社会問題は多様化、複雑化しております。詳しくはこれから検証してまいります。昨今の流れとして、現段階では農林水産業、観光などのサービス産業、教育、市民生活、医療福祉、交通、公共・社会基盤といった様々な分野が抱える問題解決にA I、R P A、I o T、5 Gなどの未来技術を分野横断的に活用すること。あるいは、議員が御指摘のように、人吉らしさ、人吉の特徴を生かしていくというようなことも含めまして、人吉独自の施策を検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） 様々なA I等々の技術を活用すること、これも第一の、私も賛成であります。しかしながら、市民の皆さん方の生活、個々を支えるようなこと、市民の個々を支えるような、それも行政の務めだと思います。やはりこれをちょっと目を通してみますと、過疎債と申し上げますけども、旧簡易水道施設の整備や、そして国庫補助金のかさ上げのところには、公立学校、これ小中学校ですね、万が一被災があったときに、被災場所のトイレが整備できなかったり、今までやりたいけどもできないというようなところにも手が届くのではないかなと思っています。私自身にも要望がっておりますし、例えば、大野地区においては、水道の状況が非常に悪うございますので、そういった要望も入っております。そういったことも大変難しいとは思いますが、拾い上げていただいて、施策に生かす。これが過疎地域になったけれどもよかったな。今までは一つしかできなかった事業が2つできるかもしれない。同じ予算で。借金が増えるんじゃない。今までの、今の厳しい財源の中で一つのことしかできなかったけども、2つできるというような施策ができるのではないかと期待をしています。

そこで、市長にお尋ねをいたしますが、施政方針の中で過疎地域に指定されたことについては心苦しいという表現を用いられて私どもに説明をされました。この心苦しいというのは、まさに松岡市長の人間性が出ていらっしゃると思います。もう同期でありますので。そうい

ったことにつきまして、こういった心情でこれをつづられたのかお聞きをしておきたいと思っています。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

ほかの自治体の首長さんたちと話す中で、過疎地域の捉え方について様々な見解やお考えがあると思っておりました。本市は、以前から国に対し、過疎地域だけではなく、過疎にならないように頑張っている都市にこそ準ずる過疎、準過疎みたいな指定枠を創設して支援してほしいというお願いをしまいいりました。そして、少子高齢化、人口減少という社会的な流れを止めることは困難ではあっても、まち・ひと・しごと創生総合戦略や人口ビジョン等を通して減少幅を少しでも緩やかにしたいという思いは、ほかの都市とも共通するまちづくりの目標の一つだと捉えてまいりました。

このようなことから、過疎地域になることでの国の支援等は厚く受けられるという利点は十分理解しながらも、何とか踏ん張ってきたのに一線を越えてしまったという市長としての振り返り、市制施行80年を誇る市としての矜持に照らして、心苦しい、頑張ってきたのに残念という表現を使わせていただきました。

しかしながら、議員おっしゃいますように、復興に加え、過疎からの脱却という新たな目標も地域づくりのエネルギーにできるよう、与えられた環境下で最善を尽くしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） ただいまの答弁で、まさに松岡市長の人柄が出た答弁だったなと思っております。そういった中での、復興・復旧の中での過疎地域指定でございましたので、市民の皆さんの中には、非常に感情的になられる方もいらっしゃるというのは、これは事実です。「大変ですね」と言われましたけど、私はいつも、「いやいやいやいやいや、反対に今からチャンスですよ」というふうにお答えをしております。これはよくよく理解をしていくならば、本当にピンチをチャンスにする機会であると、先ほども申し上げましたけども、繰り返し申し上げますが、ここを踏ん張りどころというところで頑張っていたきたいと思います。

計画をされる部署におかれては大変繁忙期にも入ってまいりまして大変だと思いますけども、御努力いただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思いますが、これにつきましては、本当に同僚議員から詳しく質問がされておりますが、私が市民からよく言われる、市民の皆さんから言われる質問としましては、様々な付帯工事もある、様々な工事をやられている。本体以外にある。これ一体全部合わせたらいくらかかるととねっというのが質問の趣旨です。全部合わせて、総額でいくらかかるのでしょうか、見込みで結構です。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

新市庁舎建設に関する事業費に関しましては、本議会に御提案しております3月補正予算におきまして継続費3億7,600万円の減額を予算計上しております。継続費及び継続費以外の費用も合わせて約53億3,000万円を見込んでおります。

また、什器に関しましては、什器基本計画の2億8,500万円から転用什器を基本的に見直しまして6,500万円まで圧縮を図り、本議会に御提案をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） これだけの金額がかかる、53億3,000万円ですか、本当に見えないもんですから。これから完成後もやはりメンテナンスのところでお金がかかっていくのかなという不安はございますけれども、53億3,000万円ということでお聞きをしておきたいと思います。

それでは、次に、先ほども高瀬議員が維持管理費等についてお聞きをしようとされましたけれども、私のほうからもまた改めてお聞きをしておきたいと思います。これにつきましては、ランニングコスト、維持管理費の質問につきましては、またこれも同僚議員からあっておりますので理解をしておりますが、令和4年度においては、新たに本庁舎となる設備に係る費用につきまして4,650万円、令和5年度以降につきましては5,800万円から6,000万円というところで推移するという答弁がっております。私が気になるのは、この光熱費とか、ランニングコストにつきましては細かく聞きませんが、設備とは別に光熱費等々はどれぐらいの試算をされているのかお聞きをしておきたいと思います。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

新庁舎供用開始後の維持管理費についてでございますけれども、議員御指摘の設備とは別に光熱水費等の費用につきましてでございますが、年間約2,200万円と試算しているところでございます。したがって、議員が今おっしゃいました令和4年度、令和5年度以降に関するトータルのコストでございますけれども、初年度が約6,850万円、それから、その後の令和5年度以降につきましては、約8,000万円前後で推移していくというふうに予測をしております。

なお、新庁舎をはじめとする施設の維持管理費用に関しましては、特段の補助金や財源があるわけではございませんので、しっかりコスト圧縮に努めるしかないわけでございますけれども、具体的には、新市庁舎につきましても電力自由化による電力の受給契約の見直しや庁舎機能集約に伴います公用車台数の削減、さらには、コピー機や印刷機の集約、こういったものを積極的に推進することで引き続きコストの圧縮に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） 先ほどコストの削減ということで、それに力を入れていくと、これ何とかそれを進めていただきたいと思います。例えば、保健センターが新たな別館に移転後に不要となる経費としましては、現在、お借りしています旧高等看護学校につきましては、施設使用料が1年間で1,080万円ですか、これが別館に移ってきますと浮きますよね。そういったものについてのそれがコストの削減につながっていくことを願っておりますけれども、この現在のロシアとウクライナ情勢、これが非常に後々このコスト高になってくるんじゃないかと、私は懸念をしております。先ほど光熱水費のところに触れたわけですが、皆さん御存じだと思いますが、電気料金というのは、燃料費調整制度というのがあって、電気を作るための火力燃料の価格変動を電気料金に反映させてよいというものであります。火力燃料は原油も含まれておりますので、原油が上がってきますと電気料も上がってくるというふうになります。ガスにつきましても天然ガスですので、これは原料費調整制度というものがあまして、同じように連動しておりますので上がってきてしまう。御存じの方もいらっしゃると思いますが、電気料につきましては1月から3月までのものの請求は6月なんですね。ですから、供用が5月ですから、その後段々段々上がってきますので、どんどんどんどん、もしこのまま続けばですよ。原油高が続けばこの試算では追いつかなくなってしまうという懸念性もありますので、そういったところは、先ほど答弁もありましたけども、よく電力の需要契約については、極力お願いをしていただいて、光熱費を抑えていただくということに傾注していただきたいと思います。思っております。

このことにつきましてはこれで終わりたいと思いますけども、次に、3番目の人吉球磨定住自立圏共生ビジョン、企業誘致、これにつきましても、企業誘致についても大変細かく、興味深く議論がされておりました。しかしながらどうしても聞きたいことがございましたので、お聞きをしておきたいと思います。

今回の人吉球磨定住自立圏共生ビジョン、事業別KPIにおいて、誘致立地企業件数がゼロという資料を私どもいただきました。このことについては、過疎地域に指定されたことで条例に基づき課税免除を行った場合の減収補填措置や市独自の誘致に係る優遇措置もあるようですが、それでも民間企業が求めていらっしゃる優遇措置とちょっと乖離しているというふうに感じます。これについては、優遇措置につきましては、様々な御答弁があつておりますので、答弁をされていないところもありましたけれど、私が申し上げたいのは、この民間企業が求めている優遇措置との乖離があると思える分について、お答えできる分があれば、感じておられる分があれば御答弁いただきたいと思います。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

過疎地域になりましたことによりまして、議員が先ほどおっしゃっていただきましたように、様々な優遇措置におきまして、例えば、製造業、農林水産物等販売業、旅館業につきましては、生産設備取得合計額が2,700万円を超えた場合は、各種税制の優遇措置等があると

ころでございます。ただ、いろんな業種、業態がございまして、製造業、農林水産物等販売業、旅館業以外については、これらの優遇措置の対象外でもありますことから、議員の御指摘にもありましたように、民間が求められている優遇措置との乖離がつながる部分があり得るかと考えておるところでございます。

今後、熊本県におかれましては、いわゆる球磨川流域復興枠ということで、いわゆる地域に対しては少し手厚くしていただけるということになっておりますけれども、やはり社会情勢や地域課題など、地域の実情に合った制度に見直し及び拡充できるように、議員がおっしゃいましたように、企業のニーズをしっかりと拾い上げまして、熊本県に対しましても地域のニーズに合いました御支援を要望してまいりたいと思いますし、本市としましても独自の制度を考えていく必要があるかと考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） やはり乖離が私は感じるんですよね。そういった実例がありましたので、今質問をいたしましたけれども、実は、溝口県議が熊本県議会で代表質問されております。このことにつきましては、溝口県議事務所のほうにも了承をいただいて、御紹介しますということで申し上げておりますので、ちょっとお時間をいただきたいと思います。溝口県議がこういうふうに質問の要旨を申されています。相手方が公にされていないため、ここで具体名は控えたいと思いますが、これは実は私と溝口県議とお話、協議をしたことがありますので、触れさせていただいております。農業系の企業が人吉市内に新たに立地したいという相談を受けました。県は、企業立地促進補助金に球磨川流域復興枠を設けて被災地への企業誘致に積極的であると思ったことからです。球磨地域振興局を通じて県の企業誘致担当課に対応、確認したところ、球磨川流域復興枠は製造業が対象となっているが、今回のケースは製造業に該当しない。農業系と判断をされたんです、そのときは。農林水産部にも確認をされましたが、農林水産部は、国の補助制度の対象になるかどうかによらず、県独自の支援の話は出てきませんでした。これ私もよく理解しております。こういった協議をやった中で、地元選出、溝口幸治県議会議員は代表質問をしていただきました。こういった内容を質問されています。答弁の主なものを申し上げますと、県では各部、専門領域や国の制度等に基づき、様々な支援策を講じているが、多様化する民間のニーズに対応できないケースが生じており、反省すべきところと答弁をされています。また、今回の農業系の立地事案には、人吉球磨地域において約100名規模の雇用が見込まれるなど、意義深い話であるが、人吉球磨地域では十分な人材確保が課題とも答弁をされています。やっぱりこういった答弁を引き出していらっしゃるんですね。これ私もおりましたので、私も協議をさせていただいた1人として、民間企業の要望というのはちょっと変わってきているんですよ。その中で、やはりこういうふうに県との連携を重く受け止めていただいて、そしてつないで、企業誘致を成功

させるということが非常にこの今の人吉には大事な一つの手立てだと思っています。

そこで経済部長、私が県との連携が重要になってくるのではないかと思いますけれども、この点について御答弁をいただきたいと思います。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

熊本県との連携につきましては、議員御指摘のとおり、大変重要であると考えているところでございます。熊本県が持つ圧倒的な情報量や豊富なネットワーク、また専門知識等は業種を問わず企業誘致を実施していく上で大変貴重なものでございますことから、今まで以上に熊本県と連携を密にとりまして、また、経済部におきましては、商工労働部にも、観光戦略部にも、農林水産部にも関係する部署がございますので、それらにしっかりと企業ニーズをしっかりとられた上でですね、県と市と協調して企業誘致に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） この後続きます、中核工業用地につきましても質問がっておりますけれども、この民間企業の方の企業誘致としての期待という意志は非常に強うございました。ただ、この人吉球磨の中でも競争が激しく、ある自治体からは、土地も出します、固定資産税も要りません、測量費も出しますというような条件を示されました。それでもやはり人吉市に進出をしたいと言われました。企業ですから、やっぱり立地条件をやっぱり見られたんですね。企業だけでも、どういったことが必要なんですかって聞いたら、地質調査、そして検地と言いますかね、測量についての補助金、そういったことを申されました。そういったことを踏まえて県との協議も入っていただくと。そして、人吉市としてもどういった企業誘致の条件を揃えるのか。今一度、一考していただきたいと思っています。

人吉中核工業用地への誘致については、一度は来たいというふうに打診を打たれた企業が残念ながら、いや、今回は御縁がなかったというふうにお断りされたけれども、再度また問合せがあっているというふうに答弁がございました。同僚議員の質問の際ですね。大変喜ばしいことだと思います。こういった喜ばしいことが重なっていくことによって人吉の復興は進んでいくのではないかと考えております。

そこで、再度お聞きしますけれども、今後どのように企業誘致を行っていくのか。こういったことにつきましては、市長自らが決断をしていただいて陣頭指揮をとっていただきたいと思っております。

市長、ここで御答弁いただければ、この質問で締めたいと思っておりますけれども。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

企業誘致に関する考えですが、本市らしさを追及するという点では、やはり本地域の特性、特徴とも言える豊富な地域資源である農畜産物やヒノキなど木材をはじめとした林産物、球

磨川や球磨焼酎、人吉温泉といった観光コンテンツなど貴重な地域資源を活用することが重要であると考え、業種、業態にこだわらず、地域の強みをしっかりと生かし、地域の課題を解決し得るようなものづくり、ことづくりにより地域の価値を向上させていただけるような企業の誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

また、現在の熊本県の企業誘致に関する補助制度、優遇制度では、対象にならない企業もございますので、熊本県にも企業のニーズに寄り添った制度設計を提案していくなど、今後も熊本県としっかりと連携して企業誘致を進め、地域に根ざし、進出された企業にもともに令和2年7月豪雨からの未来型復興に携わっていただけるよう、引き続き先頭に立って企業誘致に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） 様々な提案、そして要望が今議会の一般質問で出されておりましたり、議論の中でございましたけども、やはり松岡市長だけではなくて、私どもも復興・復旧については責任を持ってことに当たっていかなければならないというのは認識しております。しかしながら、松岡市長のお人柄もあると思いますけども、いつも松岡市長と最後に締めますときには、こういった言葉を送っておりますけども、遅疑逡巡することなく、思い切った施策を、政策を打っていただくことを願ひまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西 信八郎君） 以上で、一般質問は全て終了いたしました。

日程第2 議第36号及び日程第3 議第37号

○議長（西 信八郎君） 次に、議第36号、議第37号の2議案を議題とし、議案質疑を行います。

議第36号について、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、これで議第36号についての質疑を終了いたします。

次に、議第37号について、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、これで議第37号についての質疑を終了いたします。

日程第4 委員会付託

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第4、委員会付託を行います。

お諮りをいたします。議第2号から議第34号まで、及び議第36号の34件を一括して各委員会に付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（北島清宏君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております令和4年3月第2回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第2号令和3年度人吉市一般会計補正予算（第11号）につきましては、3ページ、4ページの［別記1］に記載のとおり、議第8号令和4年度人吉市一般会計予算につきましては、5ページ、6ページの［別記2］に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。また、継続審査となっております陳情の件名等につきましては、参考として7ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

なお、人事案件につきましては、委員会付託はございません。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第2号	令和3年度人吉市一般会計補正予算（第11号）	各委〔別記1〕
議第3号	令和3年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	厚生
議第4号	令和3年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	厚生
議第5号	令和3年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）	厚生
議第6号	令和3年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）	厚生
議第7号	令和3年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	厚生
議第8号	令和4年度人吉市一般会計予算	各委〔別記2〕
議第9号	令和4年度人吉市球磨地域交通体系整備特別会計予算	総文
議第10号	令和4年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算	厚生
議第11号	令和4年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算	厚生
議第12号	令和4年度人吉市介護保険特別会計予算	厚生
議第13号	令和4年度人吉市水道事業特別会計予算	厚生
議第14号	令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計予算	厚生
議第15号	令和4年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算	経建
議第16号	令和4年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算	総文
議第17号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第18号	人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第19号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第20号	人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第21号	人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第22号	人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第23号	平成28年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が定める条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第24号	人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第25号	人吉市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第26号	人吉市スマートシティ推進計画策定委員会設置条例の制定について	総文
議第27号	人吉市教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について	総文

議第28号	人吉市立教育研究所設置条例及び人吉市公民館条例の一部を改正する 条例の制定について	総文
議第29号	人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第30号	人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第31号	人吉市成年後見制度利用促進審議会設置条例の制定について	厚生
議第32号	人吉市梢山温泉分湯に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て	経建
議第33号	人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第34号	工事請負契約の締結について	経建
議第36号	人吉市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	厚生

[別記 1]

議第 2 号 令和 3 年度人吉市一般会計補正予算（第11号）	
○予算委員会	第 1 条 歳入予算の補正（全款） 第 5 条 地方債の補正
○総務文教委員会	第 1 条 歳出予算の補正 1 款 議会費 2 款 総務費（2 項 徴税費及び 3 項 戸籍住民基本台帳費を除く） 9 款 消防費 10 款 教育費 11 款 災害復旧費（4 項 文教施設災害復旧費及び 5 項 その他公共施設公用施設災害復旧費） 12 款 公債費 13 款 諸支出金 14 款 予備費 第 2 条 継続費補正（2 款 総務費） 第 3 条 繰越明許費の補正（2 款 総務費、8 款 土木費（4 項 都市計画費の一部）及び 11 款 災害復旧費（4 項 文教施設災害復旧費）） 第 4 条 債務負担行為の補正（2 款 総務費（1 項 総務管理費））
○厚生委員会	第 1 条 歳出予算の補正 2 款 総務費（2 項 徴税費及び 3 項 戸籍住民基本台帳費） 3 款 民生費 4 款 衛生費 第 4 条 債務負担行為の補正（2 款 総務費（3 項 戸籍住民基本台帳費）及び 4 款 衛生費）
○経済建設委員会	第 1 条 歳出予算の補正 6 款 農林水産業費 7 款 商工費 8 款 土木費 11 款 災害復旧費（2 項 農林水産施設災害復旧費及び 3 項 公共土木施設災害復旧費）

第3条 繰越明許費の補正（6款 農林水産業費、8款 土木費（2項 道路橋梁費、3項 住宅費及び4項 都市計画費の一部）及び11款 災害復旧費（2項 農林水産施設災害復旧費、3項 公共土木施設災害復旧費及び5項 その他公共施設公用施設災害復旧費））

[別記2]

議第8号 令和4年度人吉市一般会計予算	
○予算委員会	第1条 歳入予算（全款） 第3条 地方債 第4条 一時借入金 第5条 歳出予算の流用
○総務文教委員会	第1条 歳出予算 1款 議会費 2款 総務費（1項 総務管理費の一部、4項 選挙費、5項 統計調査費及び6項 監査委員費） 7款 商工費（1項 商工費の一部） 8款 土木費（4項 都市計画費の一部） 9款 消防費 10款 教育費 11款 災害復旧費（4項 文教施設災害復旧費及び5項 その他公共施設公用施設災害復旧費） 12款 公債費 13款 諸支出金 14款 予備費 第2条 債務負担行為（2款 総務費）
○厚生委員会	第1条 歳出予算 2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費） 3款 民生費（1項 社会福祉費、2項 児童福祉費、3項 生活保護費及び4項 災害救助費の一部） 4款 衛生費 5款 労働費（1項2目 シルバー人材センター費） 11款 災害復旧費（1項 厚生労働施設災害復旧費）
○経済建設委員会	第1条 歳出予算 2款 総務費（1項 総務管理費の一部）

- 3 款 民生費（4 項 災害救助費の一部）
- 5 款 労働費（1 項 1 目 人吉球磨地域技能振興費）
- 6 款 農林水産業費
- 7 款 商工費（1 項 商工費の一部）
- 8 款 土木費（1 項 土木管理費、2 項 道路橋梁費、3 項 住宅費、4 項 都市計画費の一部及び 5 項 河川費）
- 11 款 災害復旧費（2 項 農林水産施設災害復旧費及び 3 項 公共土木施設災害復旧費）

[継続審査件名]

○総務文教委員会

陳第11号 陳情書

○経済建設委員会

陳第12号 有効求人倍率が高い職種への新規採用者に対する自治体からの奨励金支給制度
の制定に関する陳情書

日程の追加について

○議長（西 信八郎君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

決議第1号、ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議（案）を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 決議第1号

○議長（西 信八郎君） 決議第1号について、提出者の説明を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君）（登壇）提案理由の説明は、決議案の朗読によって代えさせていただきます。

（決議案 朗読）

決議第1号

ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議（案）

2022年2月24日に始まったロシアによるウクライナへの軍事侵略は、国際社会の平和と安全を著しく損なう暴挙であり、断じて容認することができない。

このような武力を背景とした一方的な現状変更への試みは明白な国際法違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすものである。

また、ロシアのウラジーミル・プーチン大統領は、今回の軍事侵略に際し核兵器の使用を示唆するような発言を行った。

我が国は世界で唯一の被爆国であることから、本市においても昭和60年に「核兵器廃絶・平和都市宣言」を行い、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を強く願ってきたところである。このような本市の立場からウラジーミル・プーチン大統領の発言は断じて許されない。

ここに人吉市議会はロシアに対して、ウクライナへの一連の軍事侵略に断固抗議するとともに、日本国政府におかれては、国際社会と連携し、毅然たる態度でロシアへの制裁措置の徹底及び強化を図り、即時無条件でのロシア軍の完全撤退を求める。

さらに、日本国政府においては、ウクライナにおける邦人や避難民の確実な救済対策などを考慮され、加えて、在日ロシア人への差別や人権侵害についても最大限の配慮を講じられるよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月11日

人吉市議会

決議第1号

ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議（案）の提出について
上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年3月11日

人吉市議会議長 西 信八郎 様

提出者 人吉市議会議員

平 田 清 吉	福 屋 法 晴
田 中 哲	松 村 太
牛 塚 孝 浩	宮 原 将 志
井 上 光 浩	西 洋 子
大 塚 則 男	高 瀬 堅 一
犬 童 利 夫	豊 永 貞 夫
本 村 令 斗	池 田 芳 隆
宮 崎 保	徳 川 禎 郁

以上でございます。

○議長（西 信八郎君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りをいたします。決議第1号については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

決議第1号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、決議第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全て終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時36分 散会

令和4年3月第2回人吉市議会定例会会議録（第6号）

令和4年3月24日 木曜日

1. 議事日程第6号

令和4年3月24日 午前10時 開議

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第1 | 議第17号 | 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例の制定について |
| 日程第2 | 議第18号 | 人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について |
| 日程第3 | 議第19号 | 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制
定について |
| 日程第4 | 議第20号 | 人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議第21号 | 人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条
例の制定について |
| 日程第6 | 議第22号 | 人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
の制定について |
| 日程第7 | 議第23号 | 平成28年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市
が定める条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の
制定について |
| 日程第8 | 議第24号 | 人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例の制定
について |
| 日程第9 | 議第25号 | 人吉市消防団条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議第26号 | 人吉市スマートシティ推進計画策定委員会設置条例の制定
について |
| 日程第11 | 議第27号 | 人吉市教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例の制
定について |
| 日程第12 | 議第28号 | 人吉市立教育研究所設置条例及び人吉市公民館条例の一部
を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議第29号 | 人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定に
ついて |
| 日程第14 | 議第30号 | 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に
ついて |
| 日程第15 | 議第31号 | 人吉市成年後見制度利用促進審議会設置条例の制定につい |

総文

厚生

		て	
日程第16	議第36号	人吉市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	— 経建
日程第17	議第32号	人吉市梢山温泉分湯に関する条例の一部を改正する条例の制定について	— 経建
日程第18	議第33号	人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第19	議第34号	工事請負契約の締結について	— 各委
日程第20	議第2号	令和3年度人吉市一般会計補正予算（第11号）	— 厚生
日程第21	議第3号	令和3年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	
日程第22	議第4号	令和3年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	
日程第23	議第5号	令和3年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）	
日程第24	議第6号	令和3年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）	
日程第25	議第7号	令和3年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	— 各委
日程第26	議第8号	令和4年度人吉市一般会計予算	— 総文
日程第27	議第9号	令和4年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算	
日程第28	議第16号	令和4年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算	— 厚生
日程第29	議第10号	令和4年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算	
日程第30	議第11号	令和4年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算	
日程第31	議第12号	令和4年度人吉市介護保険特別会計予算	
日程第32	議第13号	令和4年度人吉市水道事業特別会計予算	
日程第33	議第14号	令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計予算	— 経建
日程第34	議第15号	令和4年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算	
日程第35	議第35号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	
日程第36	議第37号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
日程第37	陳第11号	陳情書	— 総文
日程第38	陳第12号	有効求人倍率が高い職種への新規採用者に対する自治体からの奨励金支給制度の制定に関する陳情書	— 経建
日程第39	治水・防災に関する特別委員会委員長の報告		
日程第40	復興のまちづくりに関する特別委員会委員長の報告		
日程第41	人吉球磨広域行政組合議会の報告		

日程第42 人吉下球磨消防組合議会の報告

日程第43 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
- ・追加日程

発議第6号 人吉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

3. 出席議員（17名）

1番	松村太君
2番	徳川禎郁君
3番	池田芳隆君
4番	牛塚孝浩君
5番	西洋子君
6番	宮原将志君
8番	高瀬堅一君
9番	宮崎保君
10番	平田清吉君
11番	犬童利夫君
12番	井上光浩君
13番	豊永貞夫君
14番	福屋法晴君
15番	本村令斗君
16番	田中哲君
17番	大塚則男君
18番	西信八郎君

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松岡隼人君
副 市 長	迫田浩二君
監 査 委 員	井上祐太君
教 育 長	志波典明君
総 務 部 長	小澤洋之君
企画政策部長	小林敏郎君

市 民 部 長	丸 本 縁 君
健康福祉部長	告 吉 眞二郎 君
経 済 部 長	溝 口 尚 也 君
建 設 部 長	瀬 上 雅 暁 君
復 興 局 長	元 田 啓 介 君
総 務 部 次 長	永 田 勝 巳 君
企画政策部次長	井 福 浩 二 君
総 務 課 長	森 下 弘 章 君
水 道 局 長	久 本 禎 二 君
教 育 部 長	椎 屋 彰 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	北 島 清 宏 君
次 長	栞 原 亨 君
庶 務 係 長	平 山 真理子 君
書 記	青 木 康 徳 君

午前10時 開議

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時00分 休憩

午後 1 時29分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決いたします。

日程第 1 議第17号から日程第12 議第28号まで

○議長（西 信八郎君） まず、日程第 1、議第17号から日程第12、議第28号までの12件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、6 番」と呼ぶ者あり）

6 番。宮原将志議員。

○6 番（宮原将志君）（登壇） こんにちは。

総務文教委員会に付託されました日程第 1、議第17号から日程第12、議第28号の12件について、審査の結果の主なものを報告いたします。

日程第 1、議第17号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、市長、副市長、教育長の期末手当に関し、特別職の国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

まず、執行部から、当条例の改正と議第18号及び議第19号に関して、内容が関連している人事院勧告に伴う給与改定について説明がありました。昨年出された人事院勧告の内容は、月例給の改定は行われないこと、ボーナスは年間0.15月分引下げとなっており、現行4.45月分を4.30月分へ改定する。令和 4 年度以降、6 月期及び12月期の期末手当を均等に配分するとされています。

それに伴い、本市における一般職の給与改定内容を、国家公務員の人事院勧告に準じて月例給の改定は行わず、ボーナスについては、人事院勧告に準じて期末手当を0.15月分引き下げ、令和 4 年度以降、6 月期及び12月期の期末手当を均等に配分し、再任用職員は一般職と違い、0.1月分の引下げとなるとの説明がありました。

本市における特別職の給与改定については、期末手当が、こちらも特別職の国家公務員に準じて0.1月分引き下げられ、現行の年間3.35月分を3.25月分へ引き下げ、一般職と同様に、

令和4年度以降、6月期及び12月期の期末手当を均等に配分する。

また、令和3年12月期末手当の取扱いについては、本来であれば、国家公務員の人事院勧告に準じて、令和3年12月の期末手当を減額する予定だったが、令和3年11月24日付け総務副大臣通知により、「国家公務員の給与改定について、勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げるが、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することにより調整することが適当」との見解が示され、本市においても国に準じて同様の措置を行うこととしたとの説明がありました。

審査の過程において委員から、国の改定に準じる令和3年12月期末手当の減額を、令和4年6月の期末手当から減額するとのことだが、このような取扱いはよくあることなのか。時間的に間に合わないため、6月期末手当で調整を行うのかとの質疑があり、近年はない。国会で法案が可決されたのが遅かったため、総務副大臣通知に基づき、国に準じた取扱いを行うものであるとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第2、議第18号人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、議員の期末手当に関し、特別職の国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものです。こちらの改正内容も、先ほどの議第17号と同様の改正内容となっており、期末手当が0.1月分引き下げられ、現行の年間3.35月分を3.25月分へ引き下げ、国の改定に準じる令和3年12月期末手当の減額相当額を、令和4年6月の期末手当から減額する改正内容となっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第3、議第19号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、職員の期末手当に関し、人事院勧告に伴う一般職の国家公務員に準じた改定、及び新市庁舎における職員駐車場の使用料を給与から控除できるようにするため、条例の一部を改正するものです。

議第17号でも報告しましたが、一般職の期末手当を0.15月分、再任用職員の期末手当を0.1月分引き下げ、併せて人事院勧告に準じる令和3年12月期末手当の減額相当額を、令和4年6月の期末手当から減額する改正内容となっております。

また、新庁舎に引っ越した際の駐車場の使用に関し、職員駐車場の使用料を給与から控除できるようにするため、第1条の2第2項第1号中「市営住宅家賃」の次に「並びに職員駐車場使用料」を加えるものです。

委員から、今年度退職する職員の期末手当の取扱いはとの質疑があり、退職する職員にはこの措置は講じない。ただし、再任用職員として勤務する職員に対しては、同じく6月期末手当から、12月に減額すべきだった額を控除することになるとの答弁。

駐車料金を給与から控除できない場合はどのように取り扱うのか。年払い等もできるのか

との質疑に、納付書で支払いをしてもらう。具体的には、人事交流職員、中長期派遣職員については、給与がもとの職場から支払われているため納付書で支払うこととなる。年払いは想定しておらず、月払いのみとしたいとの答弁。

また、委員から、期末手当減額を翌年に持ち越すことは職員の士気に関わるので、この取扱いについてはなんとか配慮できないのかとの意見が出されました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第4、議第20号人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、議第19号の内容と同様、新市庁舎における職員駐車場の使用料を給与から控除できるようにする改正内容で、会計年度任用職員分となります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第5、議第21号人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和3年6月9日に公布された育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、労働者の育児・介護休業取得要件の緩和の措置が講じられ、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置が、令和4年4月1日から義務づけられることとなったことから改正を行うものであります。

審査の過程において委員から、一般職へのこの制度の周知についてはどのように行うのかとの質疑があり、全職員を対象とした説明会を実施する計画であるとの答弁。男性職員の育児休業の取得実績はとの質疑に、これまで取得実績はないとの答弁。第24条で規定される、職員に対する育児休業に係る研修の実施とは、定期的な研修等を実施するのかとの質疑に、全職員に対し制度内容の説明を実施すると同時に、管理職が育児休業を取得しやすい環境をつくるということも重要なので、管理職向けの研修を実施していきたいと考えているとの答弁がっております。

また、委員から、男性職員が育児休業を取りにくい状況がある。育児休業を取得することにより、先のキャリアに支障が出るのではないかと等葛藤があり、男性職員が取得できないのではないかと考えている。条例改正のこの機会に、しっかりと説明をお願いしたいとの意見が出されました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第6、議第22号人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国の個人情報保護制度に関する法律の見直しに伴い、条例の一部を改正するものです。

現在の国の個人情報保護制度は、制度を実施する主体によって適用される法令が異なることとなっていますが、今回の見直しにより、適用される法令を個人情報の保護に関する法律

に一本化し、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体それぞれの特性に応じて、個人情報保護に関する規律を統一することとなっています。これにより、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律は廃止され、地方公共団体が制定している個人情報の保護に関する条例についても、改正後の個人情報保護法の内容を踏まえた所要の改正が必要となったものであります。

委員から、現行法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律は廃止されたのかとの質疑があり、現行法は廃止され、個人情報の保護に関する法律に一本化されたとの答弁があつております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第7、議第23号平成28年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が定める条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和4年5月6日から新市庁舎の供用を開始することに伴い、特例で定めていた条例の一部を改正するものです。

改正の内容として、第2条関係の掲示物を掲示する掲示場や、第3条のカルチャーパレスの使用料の特例、第4条の体育施設であるスポーツパレスの第1・第2武道場の特例の削除。第5条、第6条の中央公民館と教育研究所についても、現在は教育部内に設置しているため、新庁舎へ移転するタイミングで削除となります。

なお、第7条の保健センターについては、現時点ではそのままとなっていますが、来年度以降、西間別館改修後に条例改正を予定しているとの説明があつております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第8、議第24号人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例の制定については、令和4年5月に新市庁舎に移転することに伴い、仮本庁舎機能が入っていたカルチャーパレスのコミュニティ棟の各会議室の名称変更と、仮本庁舎機能の状態では使用料を徴収しないとしていたのを、貸会議室として復活することに伴い、これまで消費税相当分の引上げを猶予していたものを引き上げるものです。

さらに、1階にシルバー人材センター等が入居するため、カルチャーパレス自体が文化芸術の振興を図るための施設だけではなく、世代間の交流の場所となることを踏まえ、その他の関連する各条文を改正するものとなっています。

なお、施行日については、コミュニティ棟を元の貸会議室に戻すための改修工事終了後とするため、規則に委任するものです。

審査の過程において委員から、会議室の名称変更は、名称を統一したということかとの質疑に、教養室や美術工芸室等の特殊目的の会議室も会議室に変更しており、1階から順に連番で設定しているとの答弁。

間仕切りをはずしたり取り付けたりする改修は行うのかとの質疑に、本来であれば消防法の適用を受ける施設である。1階の展示場に間仕切りをつけて、現在会議室として使用して

いるが、間仕切りをはずして展示場としての空間に戻す工事や、2階、3階でも一部間仕切りを撤去し、消防法に適合する施設に改修を行うとの答弁。

椅子や机等の使用料や各室の定員はどうなるのかとの質疑に、椅子や机は、部屋の使用料に含んで設定する。定員は、従前のとおり表示したい。用途が変更になる部屋の定員については、新たに設定するとの答弁がっております。

また、委員から、カルチャーパレスの改修に当たっては、見える部分だけでなく、内部の配線等についても消防法に適合するようお願いしたいとの意見がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第9、議第25号人吉市消防団条例の一部を改正する条例の制定については、令和3年4月1日現在で、全国の消防団員数は約80万5,000人となっており、3年連続で1万人以上減少していることから、国において消防団員の処遇改善を図るため、年額報酬並びに出動報酬の基準が定められました。そのことも踏まえ、人吉市消防委員会においても協議され、本市消防団員の年額報酬並びに出動報酬を改正するため条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、出動報酬が、火災の場合1回1,500円としていたのを、ほかの水害、地震などと同じとし、1日8,000円の標準額となっているのが、出動の態様や業務の負荷、活動時間などを勘案することができるとあるので、2時間未満は2,000円、2時間以上4時間未満は4,000円、4時間以上は8,000円とする。訓練や広報、防火パレードなどについては、1,500円とする。

また、年額報酬については、国が示している標準額を下回っている団員から副部長までを引き上げて改正し、団員の2万1,500円を3万6,500円に、班長の2万2,500円を3万7,000円に、副部長の2万7,500円を3万9,000円にするものです。

審査の過程において委員から、報酬額が上がるということは、国等からの財源も増加するのかとの質疑に、地方交付税の算定の中で考慮するとされている。幾ばくかは措置される見込みとの答弁。報酬が上がっても個人に支払われないという全国的な課題があるが、報酬の個人への支払いについては検討しているのかとの質疑に、個人への支払いのためにはマイナンバー登録やシステム改修が必要であるため、令和4年度に検討を行いたいとの答弁。この制度改正については、どのように消防団に周知するのかとの質疑に、改正が決定してから消防団員に周知したいとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第10、議第26号人吉市スマートシティ推進計画策定委員会設置条例の制定については、令和4年度当初予算案において人吉市スマートシティ推進計画策定関連予算が計上されていますが、当計画は、本市のスマートシティ推進に向けた基本理念を示すとともに、官民データ活用推進や自治体DX推進についても、その方向性を示すために策定するもので、今回、議案として提案されている条例案は、計画策定について審議するための委員会設置に関する

ものです。

参考資料として提示された規則案で、委員は7人以内をもって組織することとしており、市民代表として1名、関係する機関及び団体の代表者として5名、学識経験を有する者として1名、以上7名の委員会構成が予定されています。

委員から、委員7名とする根拠はとの質疑に、人吉市スマートシティ推進計画の基本的な方向性を定めることとしており、数を多くしすぎると総花的な議論となりすぎて、方向性が見えづらくなるのではと考え、主要な団体から代表者を出していただくということを想定して7名としているとの答弁。令和4年度に何回委員会を開催し、人吉市スマートシティ推進計画はいつ策定する予定かとの質疑には、令和4年度に4回程度開催予定で、計画は令和4年度中に策定予定であるとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第11、議第27号人吉市教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例の制定については、教育支援委員会に置く調査員の選出方法を明確にするため、条例を一部改正するものです。これまで、任命書等は交付せずに委員のうちから教育長が選任しており、実態に合わせた改正となっています。

委員から、人吉市教育支援委員会に設置される調査員は、委員40名の中から選任することだが、事案ごとに調査員が選任されるのかとの質疑に、事案ごとではなく、各小中学校から1名、全9名選任される。活動内容としては、市内の幼稚園や保育園に、夏休み中に出向いて調査を行うとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第12、議第28号人吉市立教育研究所設置条例及び人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定については、令和4年5月6日から新市庁舎の供用を開始することに伴い、条例の一部を改正するものです。

今回の改正は、人吉市立教育研究所及び人吉市中央公民館の位置を変更するものです。

なお、人吉市中央公民館とは、各校区公民館の調整・統括的役割や、市全体を対象とした事業の実施などの役割を担う位置づけとして、市教育委員会をその所在地としているとの説明がっております。

審査の過程において委員から、人吉市立教育研究所設置目的については教育関係職員の研修ということだが、現在の活動状況はとの質疑に、近年は、学力向上部会、情報教育部会、英語教育部会の3つの部会があり、各学校から各部会に1名ずつ参加し、それぞれ研究を行っている。年10回程度の部会を持ち、コロナ前は、1月下旬から2月上旬に研究発表大会を行っていた。近年は、コロナ禍により紙上発表という形となっているとの答弁。中央公民館の体制はとの質疑に、中央公民館長は教育長で、事務局は社会教育課が行っているとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

ここで、議第19号、議第24号及び議第26号については討論の要求があつておりますので、これより討論を行います。

15番、本村令斗議員の発言を許可します。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）（登壇） 議第19号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に、反対の立場から討論を行います。

この条例改定は、人事院勧告により、人吉市職員のボーナスを0.15月分引き下げて4.30月分にしようとするものです。1990年代後半以降、人件費の削減を狙う大企業、財界の要求に応じて労働法制の規制を緩和したことで低賃金の非正規雇用が増え、賃金が押し下げられました。1人当たりの実質賃金は、ピーク時の1997年と2020年を比べると64万円も減っています。2月15日に発表された2021年10～12月期の国内総生産は、物価変動の影響を除いた実質で、コロナ危機前の水準を下回りました。感染第6波に見舞われた2022年1～3月期は、またマイナスが予想されます。ガソリン、食品などの値上げによる家計への打撃も深刻です。この経済を立て直すには、可処分所得を上げ、個人消費を増やす必要があります。

このような状況の中、公務員の給与を引き下げるとは、景気回復に逆行するものだと思います。さらには、公務員も引き下げたのだから民間もと、給与引下げの連鎖が始まってしまうことも考えられます。

このことによって、経済はさらに深刻な危機に陥ってしまうことが考えられます。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

続きまして、議第24号人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例に、反対の立場から討論を行います。

この条例改定の中で、使用料改定の部分について反対するものです。総務文教委員会に出された資料を見てみますと、コミュニティ棟の会議室などについて、これまで消費税5%を含めていた使用料を、会議室などの使用再開に向けて消費税10%を含めた使用料へと引き上げることが分かります。

人吉市は、コロナ禍に加え、水害が起きました。今、市民には、交流し合い、お互いを励まし合う機会が大変重要になっていると思います。このためには、使用料の上でも気軽に行事を開催できる会場が必要です。使用料の引上げは、これに逆行するものだと思います。

この条例改定によって、カルチャーパレスを設置する目的として、第1条に「世代間の交

流並びに多様な地域活動の活性化を図る」という文言が加えられます。市民の置かれている状況を十分認識してのことだと思います。この目標を達成するためにも、使用料の引上げはやめるべきだと思います。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

続きまして、議第26号人吉市スマートシティ推進計画策定委員会設置条例に、反対の立場から討論を行います。

政府は、SDGs推進の重点施策として、経団連が掲げたソサエティ5.0をそのまま持ち込んで、SDGsを科学技術イノベーションの目標にすり替え、また、地方創生の名でデジタル化と一体のスマートシティ構想を提唱しています。この日本型SDGsモデルは、ほかのEUなどの先進国のSDGsの取組とは全く異質のものです。特に日本のスマートシティ構想は、日本を中国のような監視社会に導き、個人のプライバシーと権利を侵害する重大な危険性があります。スマートシティの推進はやめるべきだと思います。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（西 信八郎君） 以上で、討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は分割して行います。

まず、議第19号、議第24号及び議第26号を除く議第17号から議第28号までの9件について、総務文教委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第17号、議第18号、議第20号、議第21号、議第22号、議第23号、議第25号、議第27号、議第28号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第19号について採決します。採決は起立採決といたします。

お諮りをします。議第19号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって、議第19号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第24号について採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りをします。議第24号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって、議第24号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第26号について採決します。採決は起立採決といたします。

お諮りをします。議第26号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって、議第26号は、原案可決確定いたしました。

日程第13 議第29号から日程第15 議第31号及び日程第16 議第36号

○議長（西 信八郎君） 次に日程第13、議第29号から日程第15、議第31号及び日程第16、議第36号の4件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）
8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君）（登壇） 皆さん、こんにちは。

厚生委員会に付託されました日程第13、議第29号人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定についてから日程第15、議第31号人吉市成年後見制度利用促進審議会設置条例の制定について及び日程第16、議第36号人吉市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての4件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第13、議第29号人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定については、傷病手当金の支給に係る適用期間を、令和4年3月31日から令和4年6月30日まで延長すること、及び、国民健康保険運営協議会の委員の定数変更に伴い、条例の一部を改正するものです。

人吉市国民健康保険運営協議会委員の定数改定については、被保険者を代表する委員の定数を1人減とすることに伴い、保険医または保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員、被用者保険等保険者を代表する委員についても1人ずつ減らす改正になっております。定数については、熊本県国民健康保険運営協議会の被保険者を代表する委員の定数が3人であり、県の定数を参考としたとの説明がありました。

審査の過程で委員から、市国民健康保険運営協議会の方々との意見交換はされたのかとの質疑があり、委員定数の削減については、今年2月に開催した国民健康保険運営協議会において諮問し、回答をいただいた。昨年の段階で、定数減について御説明をして、御検討いただいていたとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第14、議第30号人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、国民健康保険税のうち、介護納付金分の税率を改定することに伴い、条例の一部を改正するものです。

内容は、介護納付金分の現行税率、所得割2.50%、均等割1人当たり1万6,000円を、改定後は、所得割を0.5%引上げの3%、均等割を1,000円増の1万7,000円とするものです。

審査の過程で委員から、何年から、団塊の世代の方が後期高齢者のほうに入っていくのかとの質疑に、人吉市においては、令和4年度から5年度にかけてピークと考えていると答弁。また、ピークを越えると、緩やかに少なくなるという認識でいいのか。そのときに、また

保険税の改定をやっていくということかとの質疑に対し、国民健康保険に関しては、被保険者数が減少していく施策になっているというのが実態。保険税については、その状況により検討していくことになるとの答弁がありました。

委員から、市民生活が大変な中、法定外繰入を行って、値上げをやめるか、値上げ幅を少なくするべきだという思いから、この議案に反対しますとの意見がありましたので、挙手による採決を行い、賛成多数で原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第15、議第31号人吉市成年後見制度利用促進審議会設置条例の制定については、認知症や知的障害などの精神上の障害により判断能力が十分でない方の権利を守り、財産管理や生活・療養に必要な手続などを支援し、本人を保護する成年後見制度の利用の促進に関する事項を調査・審議する附属機関を設置するため、新たに条例を制定するものです。条例は令和4年4月1日から施行。審議会委員の報酬について、会長日額6,000円、委員日額5,500円との説明がありました。

審査の過程で委員から、審議会の委員は何名想定されているのかとの質疑があり、15人以内をもって組織することとしているとの答弁。構成は決まっているのかに対し、成年後見制度に関し専門的な知識を有する者ということで、弁護士、司法書士、医師、金融機関、民生委員・児童委員、福祉に関する団体が推薦する者、人吉市社会福祉協議会が推薦する者を考えているとの答弁。成年後見制度について、市と社会福祉協議会の関係はとの質疑に、人吉球磨10市町村で負担金を出し合って、社会福祉協議会の中に人吉球磨成年後見センターを設置しており、人吉球磨圏域内の成年後見の相談や権利擁護の事業を実施している。地域包括ケアシステムの構築ということで、当然ながら、市町村と社会福祉協議会の中にある成年後見センターとは連携して運営しているとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第16、議第36号人吉市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和2年7月豪雨災害で被災した受給者の助成金の申請期限の特例を設けるため、条例の一部を改正するものです。

条文中の表現を、より適切なものにするほか、助成金の申請期限の特例を設けるものです。子ども医療費助成の現行のルールでは、医療費に係る一部負担金の請求は、診療を受けた日の翌月から起算して1年を経過した日以降は申請できないこととなっています。しかし、令和2年7月豪雨により被災した受給者に関しては、3月に入ってから保険者等から受給者に対する一部負担金の請求が始まり、当該受給者の子ども医療費助成の手続を行うに当たり、受診から1年を経過しているケースがある程度あると見込まれるため、改正するものです。

審査の過程で委員から、今回の特例によって、従来の申請方法から変更はあるのかとの質疑があり、申請方法や手続については、これまでと変わらない。今までのルールだと、1年を経過すると申請ができないということになっていたため、そこをきちんと対応する改正で

あるとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

ここで、議第30号については、討論の要求があっておりますので、これより討論を行います。

15番、本村令斗議員の発言を許可します。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）（登壇） 議第30号人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に、反対の立場から討論を行います。

この条例改定は、国民健康保険税のうち、介護納付金分の税率を改定するもので、これにより国保税が平均して1人当たり年3,677円上がってしまいます。コロナ禍により失業や収入減となった方がおられることが考えられます。

また、人吉市では、水害により二重ローンとなっている方がおられることも分かってきました。生活が大変になっている方が少なからずおられることと思います。

2018年の国民健康保険制度の都道府県単位化以降も、国民健康保険の税額を抑えるために多くの自治体で一般会計からの法定外繰入を行っていることが明らかになっています。一般質問の答弁より、全国平均で1人当たり6,440円の法定外繰入が行われていることが明らかになりました。

ところが、人吉市は、法定外繰入を全く行っていません。市民生活が大変な中、法定外繰入を行い、国保税の引上げを止めるか、引上げ幅を抑えるべきだと思います。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（西 信八郎君） 以上で、討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は分割して行います。

まず、議第29号、議第31号、議第36号の3件について、厚生委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第29号、議第31号、議第36号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第30号について採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りをします。議第30号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって、議第30号は、原案可決確定いたしました。

日程第17 議第32号から日程第19 議第34号まで

○議長（西 信八郎君） 次に日程第17、議第32号から日程第19、議第34号までの3件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第17、議第32号人吉市梢山温泉分湯に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第19、議第34号工事請負契約の締結についてまでの3件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第17、議第32号人吉市梢山温泉分湯に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正の目的は、独立行政法人中小企業基盤整備機構九州本部中小企業大学校人吉校給温水に関する使用料を改定するものでございます。

審査の過程において委員から、使用料の金額についての質疑があり、執行部から経緯の説明がありました。平成7年9月29日付の覚書において、人吉市と中小企業大学校人吉校の間で、年間温泉使用料92万円に消費税を加えた額を、25年間の期間で締結していた。25年経過となる昨年、令和3年度においては、今後の年間温泉使用料について、人吉市と中小企業大学校人吉校が双方協議の上、合意に至るまでの間は、人吉市梢山温泉分湯に関する条例に定める使用料、年額117万4,800円、うち消費税額10万6,800円とすることにし、今回改めて協議の上、200万円プラス消費税相当額で合意に至ったものである。金額の根拠は、平成23年度以降の実績をもとに、電気料金、ポンプの清掃費、汲上げポンプ工事、送水ポンプ取換えなどに係る改修工事などの費用の合計金額であるとのことでございました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第18、議第33号人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定についてですが、当初、豪雨災害から2か年後の令和4年7月以降も、引き続き入居を希望される方については、一般入居の手続を開始する予定であったが、応急仮設住宅の供与期間が1年間延長可能になったことにより、市営単独住宅についても延長要件を満たす方については、供与期間を1年間延長する措置を講じていくこととしており、入居期間の延長要件等の追加、その他所要の改正をするものである。また、延長要件に該当する方についての家賃は徴収しないとの説明があっております。

審査の過程において委員から、3月1日時点で114世帯が入居中であるとのことであるが、この中で災害公営住宅への入居を希望されているのは何世帯なのかとの質疑に、希望調査の確認済の世帯が81世帯で、その中で延長を希望される世帯が49世帯、延長を希望しない世帯

が32世帯である。延長を希望される世帯の中で、災害公営住宅を希望される世帯は33世帯、自宅を再建される世帯が6世帯、災害公営住宅・自宅以外で再建を希望される世帯が10世帯である。延長を希望しない世帯で、そのまま市営単独住宅に入居を希望される世帯が24世帯、契約期間満了までに自宅再建される世帯が7世帯、民間賃貸住宅等に決まっている世帯が1世帯である。今後も調査を続ける予定であるとの答弁がっております。

災害公営住宅に入れなかった方は、そのまま市営単独住宅になるのか、仮設住宅に入れるのかとの質疑に、基本的には、災害公営住宅に申し込まれた方については、その分の戸数を準備する。ただ、入居の要件によって入れない方については、建設型または市営住宅のほうへと相談させていただくことになるとの答弁がっております。

入居されていた方が再建をされて、部屋が空いた場合はどうなるのかとの質疑に対し、貸出しをして、家賃を徴収していくとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第19、議第34号工事請負契約の締結についてですが、当初の契約額は6,459万2,000円で、今回約3.07倍の金額となった。

変更の理由としては、工事の実施に伴い、農地筆別の詳細な施工面積、表土流失による表土購入などの施工数量の確定、及び施工方法などの詳細が判明したことによるものである。主な変更は、表土流失により表土の購入が必要になったことで、約1億6,300万円が増額になったことによるものとの説明がっております。

審査の過程において委員から、なぜ金額が3倍にもなっているのかとの質疑があり、執行部から、当時は災害件数が膨大であった。そのような中、測量設計を行った上での通常の災害査定では、専門業者の確保や対応が難航し、年内に査定を完了するのが困難な状況であった。国と熊本県と相談して、簡易査定を導入したところであるとの答弁がっております。

土砂搬出の距離が、実際は2キロではないのではないか。10キロで査定していたら、このようなことにはならなかったのではないかと質疑に対し、通常の災害査定では2キロで計算して、その後、詳細設計して発注するというのが順序であり、実績に応じて補助率の申請をしていくところであるが、今回は余りにも査定件数が多く、査定申請する側も、審査をする側もいとまがない。令和2年12月中に災害査定を終えなくてはならないという状況の中で、取り急ぎ、査定設計額で概略発注しておいて、実績に合わせて変更申請するという取り決めを、農政局と熊本県と市でさせてもらって発注したところである。通常であれば、金額が3倍にもなることはあり得ないことである。そこを承知の上で災害復旧を進めるというのが国との申合わせということになっているので、当然契約額にも跳ね返ってくる。実施に当たっては、監督員も置いているので業者の言いなりということはない。協議をする中で、廃土先も、結果として12キロになってしまったということで、その分農家負担も上がってしまうが、工事を進める上では致し方なかったことは御理解をいただければと思っているとの答弁があ

っております。

さらに委員から、最終的に農家負担に関係してくる。当時、距離を延ばすということではできなかったのかという質疑に対し、執行部から、当時を振り返ると、4月上旬には農家説明会が予定されていた。その前に確約書を提出していただくときの参考として、概算金額をお示しする必要があったということであるとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第32号から議第34号までの3件について、経済建設委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第32号、議第33号、議第34号は、原案可決確定いたしました。

日程第20 議第2号

○議長（西 信八郎君） 次に日程第20、議第2号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君）（登壇） 日程第20、議第2号令和3年度人吉市一般会計補正予算（第11号）のうち、予算委員会に付託されました、第1条歳入歳出予算の補正のうち歳入全款及び第5条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものについて御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額から37億39万2,000円を減額し、歳入予算の総額を290億2,998万2,000円とするものです。

主なものとして、11款地方交付税2億5,353万4,000円の増額補正は、国の補正予算に伴い地方交付税が増額されたことによる追加交付によるものです。

次に、22款市債4億6,720万円の減額補正は、コミュニティセンター災害復旧事業や、新庁舎建設本体工事費の最終見込みによるもの等です。

審査の過程において委員から、人吉鉄道ミュージアム使用料、保育士等処遇改善臨時特例交付金、災害救助費負担金などについて質疑がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ

者あり)

6 番。宮原将志議員。

○6 番（宮原将志君）（登壇） 日程第20、議第2 号令和3 年度人吉市一般会計補正予算（第11号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正、継続費の補正、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、継続費の変更は、2 款総務費、1 項総務管理費、市庁舎建設事業の市庁舎建設本体工事費の最終見込みにより、継続費総額と令和3 年度の年割額を変更するものです。

次に、繰越明許費補正の主なものは、8 款土木費、4 項都市計画費、被災市街地復興推進事業の、基本計画の策定に係る土地区画整理事業や地区計画といった、住民の意向を踏まえた整備方針等の検討を進める必要があることから、年度内での完了が難しく、事業費の一部を繰り越すものや、11款災害復旧費、4 項文教施設災害復旧費の過年度発生単独社会教育施設災害復旧事業で、西瀬コミュニティセンター新築工事設計業務委託において、建設予定敷地内に軟弱地盤層が確認され、その対応・検討に時間を要するため、本年度中の履行が困難になったことによるものなどです。

次に、債務負担行為補正の主なものは、新市庁舎ネットワーク構築・機器リース料と I P 電話機器リース料で、入札に伴う金額の確定により、限度額を変更するものです。

委員から、新市庁舎ネットワーク構築・機器リース料の限度額の減額の内容は、庁舎内の無線 L A N についてはどのようなになるのかとの質疑に、新市庁舎建設に関する特別委員会で説明をした新市庁舎ネットワークの内容から変更はなく、プロポーザル方式で業者を決定し、契約額が確定したため、限度額を減額したもの。庁舎内は、I P 電話と一部のプリンタ等は有線接続となるが、その他は無線接続を予定しているとの答弁がっております。

2 款総務費の補正の主なものは、1 項総務管理費、1 目一般管理費の中長期派遣職員給与等負担金の増や被災自治公民館再建支援事業補助金の減、6 目財産管理費のカルチャーパレス小ホールの特天天井に係る改修工事の入札残による減、12目市庁舎建設事業費の新市庁舎建設工事監理業務委託料及び新市庁舎建設工事で、新市庁舎本体工事及び附帯工事の決算見込みによる事業費の減などです。

審査の過程において委員から、中長期派遣職員給与等負担金は何名分なのかとの質疑に、令和3 年度の中長期派遣職員は、実績は19自治体から延べ31名派遣を受けている。令和4 年度は、13自治体から19名の派遣を受ける予定。

被災自治公民館再建支援事業補助金の減額内容はとの質疑に、被災した公民館を再建する補助金であるが、各町内会の再建計画の進捗状況により、今年度中に補助金の申請がなかったことによる減額であるとの答弁がっております。

9 款消防費の主なものは、1 項消防費、1 目消防総務費の人吉下球磨消防組合負担金の確定による減額や、3 目消防施設費のデジタル同報無線システムの運営に係る費用の最終見込

みによる減などです。

委員から、4目水防費に樋門・樋管操作委託料が計上されているが、1回当たりの出勤に対する報酬は幾らかとの質疑があり、樋門操作員は、1回当たりではなく、年間で委託料として国から6万8,200円、県から4万2,800円、市が4万4,900円となっているとの答弁がっております。

10款教育費の補正の主なものは、1項教育総務費、2目事務局費の、本年度計画していた第一中学校及び第二中学校の修学旅行が、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により急遽キャンセルしたことによる修学旅行費キャンセル料の助成と、矢岳町児童通学助成金の減や、5項保健体育費、1目保健体育総務費の新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、人吉市体育協会、人吉市スポーツ少年団や人吉市弓道連盟の事業が中止されたため、補助金の減額変更申請されたことによるもの、6項学校給食費、1目学校給食センター運営費の、ボイラーの燃料であるA重油の単価値上がりに伴うものや、備品購入費の天吊りコンテナ消毒装置及び専用コンテナ購入に伴う入札残に伴う減額となっています。

審査の過程において委員から、遠距離児童・生徒通学費助成金の減額理由はとの質疑に、矢岳町から大畑小学校に通学する児童1名分の助成金を予算計上していたが、転出により対象がゼロ名となったため、減額しているとの答弁。

学校給食センター運営費の備品購入費の天吊りコンテナはどのようなものか。昨年も購入していたが、毎年度購入するののかとの質疑に、給食トレーをコンテナに入れたまま洗浄・消毒・保管し、そのまま運搬できる装置となっている。毎年度購入するものでなく、給食センターの個別施設計画に添って整備を行っているものであるとの答弁がっております。

11款災害復旧費補正の主なものは、4項文教施設災害復旧費、2目社会教育施設災害復旧費の東西並びに西瀬コミュニティセンター災害復旧工事設計業務委託の入札残額によるもの、5項、1目その他公共施設公用施設災害復旧費の西間別館における守衛室仮設プレハブの入札残や、備品購入費の交通指導車購入の事業費確定に伴うものです。

委員から、交通指導車購入の車の種類はとの質疑があり、被災前の交通指導車と同等の普通車を購入したとの答弁がっております。

13款諸支出金、2項基金費の各目に計上している利子積立金は、基金運用利息の確定に伴うもののほか、4目人吉市奨学基金費は、奨学基金に対する寄附金を積み立てるものです。

委員から、人吉市奨学基金費への寄附の実績はとの質疑があり、企業から1件、法人組織から1件、個人から1件の計3件、41万円の寄附があり、今回これを積み立てるものであるとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あ

り)

8 番。高瀬堅一議員。

○8 番（高瀬堅一君）（登壇） 日程第20、議第2 号令和3 年度人吉市一般会計補正予算（第11号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算の補正、債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、債務負担行為補正のマイナンバーカード取得促進業務委託料は、業務委託について、年度内に準備行為、契約等を実施することによる補正です。

審査の過程で委員から、マイナンバーカード取得促進業務委託料の内容はとの質疑に、令和4 年度末にほとんどの住民がマイナンバーカードを取得することを目指す政府方針に基づき、県と市町村が一体となり、大規模事業者等を対象に出張申請を実施することで、マイナンバーカードの交付率向上を図ることを目的として、令和3 年度から令和4 年度にかけて県が実施する事業。財源については、全額、マイナンバーカード交付事務費補助金を充当する予定と答弁がありました。

次に、歳出予算の補正、2 款総務費、3 項、1 目戸籍住民基本台帳費の減額補正は、戸籍システム副本全件送信に係るシステム改修委託料の入札残、及び、戸籍システム符号取得に係るシステム改修委託料が、法務省における個人識別符号の本市への送信日程が令和4 年度へずれ込んだため、令和3 年度中の業務実施ができなくなったことによるものです。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、18 節負担金、補助及び交付金、復興支援ボランティア活動推進事業補助金の減額は、見込みよりも申請された団体が少なかったことによるものです。

委員から、復興支援ボランティア活動推進事業補助金の対象団体はとの質疑に対し、復興支援ボランティア活動は、災害ボランティア団体が被災者支援に係る何らかの活動をしたところに出す補助金。令和3 年度は1 団体の申請があり、被災者の方の写真の洗浄を行うボランティア団体から申請があったと答弁がありました。

2 項児童福祉費、2 目児童支援費、18 節負担金、補助及び交付金721 万5,000 円の増額は、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金として、保育園等16 園へ補助するものです。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、3 目保健センター費、12 節委託料の減額は、妊婦健康診査委託料及び食生活改善推進事業委託料の最終見込みです。

委員から、妊婦健康診査委託料の減額の理由は。また、人吉市外、熊本県外で利用できるのかとの質疑に対し、減額の理由は、妊婦数の減少により健診受診数が減少しているため。熊本県内でも利用でき、もし県外に里帰りされている場合には、一旦、個人で負担していた後で還付申請をされ、その分をお支払いするという形を取っているとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君）（登壇） 日程第20、議第2号令和3年度人吉市一般会計補正予算（第11号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正及び繰越明許費の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、繰越明許費の補正ですが、11款災害復旧費、5項その他公共施設公用施設災害復旧費、過年発生単独、その他公共施設公用施設災害復旧事業865万円の追加は、まち・ひと・しごと総合交流館キュービクルかさ上げほか工事において、架台の鉄骨を留める高力ボルトの入荷が遅れたことから、年度内完了が困難になり、繰り越すものでございます。

次に、歳出予算の補正ですが、6款農林水産業費、1項農業費の補正の主なものは、3目農業振興費、18節負担金、補助及び交付金のうち、負担金の下球磨地区農業用廃プラスチック類処理対策協議会負担金の増額で、使用済みの農業用ビニール・ポリフィルム・肥料袋などの産業廃棄物の不法投棄や野外焼却をなくし、地域ぐるみで適正処理を進めるため、処理経費の一部を同協議会へ支援するものでございます。

審査の過程において委員から、プラスチック類処理対策協議会負担金は、その年にかかった費用によって増減するののかとの質疑に対し、執行部からは、毎年度、資材による処理単価が変動する。そのために、当初予算では組まずに最終補正で上げている。回収を7月、8月、11月くらいに行う。球磨村、山江村、人吉市でこの事業を行っており、負担割合は行政が33%、JAが33%、農家が34%プラス消費税分を負担するとの答弁がっております。

2項林業費の補正の主なものは、2目林業振興費、12節委託料の作業道等維持管理委託料の減額で、林道施設災害復旧工事に伴う路肩補修や大型土のうの設置などについて、災害復旧費で対応したことにより減額するものでございます。

8款土木費の補正の主なものは、3項住宅費、2目住宅建設費、12節委託料の減額のうち、災害公営住宅建設事業で行う予定であった人吉市能力開発センター及び人吉市シルバー人材センターのアスベスト調査について、解体工事設計業務委託の中でできたことから、151万8,000円全てを減額するもの、また、用地測量及び地質調査等委託については、今後プロポーザルで決定する業者にて行うことから、3,436万9,000円全てを減額するものでございます。

11款災害復旧費の補正の主なものは、3項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、12節委託料の増額で、大橋橋梁付属物災害復旧業務委託において、桁を覆い隠す部材が特殊であり、塗料も高価な仕様となること、さらに材料費の高騰が重なったことなどによるものでございます。18節負担金、補助及び交付金の増額は、国直轄事業市道中神大柿線、天狗橋の道路災害復旧事業地方負担金の増でございます。

審査の過程において委員から、天狗橋の負担金の市の負担金についての質疑があり、執行部から、激甚災害であるので、94%が国の負担、6%が市の負担であるとの答弁があつております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第2号について、各委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第2号は、原案可決確定いたしました。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時37分 休憩

午後2時54分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第21 議第3号から日程第25 議第7号まで

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第21、議第3号から日程第25、議第7号までの5件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君）（登壇） 厚生委員会に付託されました、日程第21、議第3号令和3年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から、日程第25、議第7号令和3年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）までの5件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第21、議第3号令和3年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出にそれぞれ2,209万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億5,225万2,000円とするものです。内容は、歳入に合わせた歳出の増額や最終見込み等による補正が行われております。

審査の過程で委員から、災害臨時特例補助金（新型コロナウイルス感染症対応分）はどのような内容かとの質疑があり、保険税の減免分の補填、新型コロナウイルス感染症で所得が

下がった方に対して減免を行っているが、その減免の対象になった分について、国の財源補填があるというものと答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、議第4号令和3年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,102万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,311万円とするものです。

内容は、主に最終見込みによる補正のほか、3款保健事業費、2項、1目保健予防事業費318万4,000円の減額は、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施に係る経費について、3人採用予定で募集していた保健師または看護師、歯科衛生士などについて、歯科衛生士1人は採用したが、保健師等については応募がなかったことなどに伴う最終見込みによるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、議第5号、令和3年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ3,526万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億4,802万円とするものです。

内容は、主に最終見込みによる補正のほか、1款総務費、3項、1目介護認定審査会費の減額は、介護認定審査会開催回数の最終見込みにより、1節報酬を減額するものです。

審査の過程で委員から、介護認定審査会の開催実績はとの質疑に対し、当初の計画では62回計画していたが、3月までの見込みが54回との答弁がありました。

2目認定調査等費の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、認定期間を1年間延長する措置を行ったことで審査件数が減少したことから、主治医意見書作成料支払処理委託料が減額となっております。

5款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、2目任意事業費の減額は、12節委託料、緊急通報体制等整備事業委託及び住宅改修施工前点検委託等の最終見込みによるものです。

委員から、緊急通報体制等整備事業委託、住宅改修施工前点検委託の内容はとの質疑に対し、緊急通報体制等整備事業は、高齢者単身世帯等で日中一人でおられる方が何かあったときに、警備会社の方に委託をして、機器をリースしているもの。令和3年度は41件の利用があった。また、住宅改修施工前点検委託は、住宅を改修する前にリハビリ専門職の方に意見をいただくため委託をするもので、令和3年度はこの実績はなかったとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、議第6号令和3年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）は、水道事業について、収入及び支出の見込み額が確定したことによる補正です。

収益的収入の、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益の4,263万4,000円の増額

は、豪雨災害及コロナ禍等の影響により当初予算を厳しく見込んでいたこと、また、コロナ禍にあって、減免期間を除いた使用者件数は99%台にとどまったため、大きな減収にならず、増額につながったものです。

審査の過程で委員から、損益勘定支弁職員と資本勘定支弁職員の違いはとの質疑に対し、損益勘定支弁職員は、維持管理部門に携わっている職員。資本勘定支弁職員は、主に工事関係に携わっている職員との答弁がありました。

また、委員から、技術の継承について心配している。局内で検討していただき、再任用枠を1人増やして、技術の方を残すなどの対応をしていただければと思うとの意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、議第7号令和3年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、主に災害復旧事業完了に伴う長期前受金戻入等による特別利益（災害）による補正であります。

収益的収入及び支出の、収入の1款下水道事業収益、4項特別利益（災害）、1目国庫補助金の増額は、汚泥運搬処分委託料のうち、災害復旧事業として新たに認定された分です。2目その他特別利益2億979万2,000円の増額は、災害復旧事業の令和3年度までの完了に伴う長期前受金戻入によるものです。

収益的収入及び支出の支出、1款下水道事業費用、4項特別損失（災害）、5目その他特別損失4億5,311万6,000円の増額は、災害復旧事業が令和3年度までに完了したことに伴う資産の減価償却残存額をなくすための増額です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第3号から議第7号までの5件について、厚生委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第3号、議第4号、議第5号、議第6号、議第7号は、原案可決確定いたしました。

日程第26 議第8号

○議長（西 信八郎君） 次に日程第26、議第8号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2 番。徳川禎郁議員。

○2 番（徳川禎郁君）（登壇） 日程第26、議第8号令和4年度人吉市一般会計予算のうち、予算委員会に付託されました、第1条歳入歳出予算のうち歳入全款、第3条地方債、第4条一時借入金及び第5条歳出予算の流用につきまして、審査の結果の主なものについて御報告いたします。

今回の歳入予算の総額は198億2,106万8,000円でありまして、このうち一般財源が104億6,692万9,000円であります。

執行部より一般会計歳入構造構成比を示した資料が提出され、歳入予算のうち、自主財源が30.1%、依存財源が69.9%となっております。また、令和4年度予算額と主な財源構成の資料が提出され、通常予算、豪雨災害関連予算、市庁舎移転経費等予算及び新型コロナウイルス感染対策予算、それぞれの財源構成について内容説明を受けております。

次に、一時借入金の借入れの最高額は、30億円と定められております。

自主財源の主なものとして、1款市税に34億841万2,000円が計上されております。内訳の主なものは、市民税14億4,573万4,000円、固定資産税14億2,459万4,000円などです。固定資産税、都市計画税において、土地・家屋については近年の状況を踏まえ、また、償却資産は、太陽光発電設備への投資が引き続き行われており、増収が見込まれております。

依存財源の主なものとして、11款地方交付税50億3,111万6,000円、15款国庫支出金として、地方創生推進交付金2,987万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億5,586万2,000円等を含む35億5,706万1,000円、16款県支出金は、球磨川流域復興基金交付金として、建設型応急仮設住宅を県より譲渡を受ける予定である民有地部分の用地購入費1億1,737万4,000円等を含む23億6,145万円、22款市債18億420万円等が計上されております。

審査の過程において委員から、地方創生推進交付金、緊急浚渫推進事業費、集会施設等維持管理補助金などについて質疑がっております。

また、委員会で追加要求した国・県の排水樋門等管理費委託金の委託箇所について、執行部から資料の提供と説明がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6 番。宮原将志議員。

○6 番（宮原将志君）（登壇） 日程第26、議第8号令和4年度人吉市一般会計予算のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算、債務負担行為につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、債務負担行為の主なものは、第6次電算クラウドシステム使用料について、基幹系

住民情報システムの更新時期を迎えることから、令和4年度中に選定等の準備行為を進めるため、使用の期間及び限度額を定めるものです。

2款総務費の主なものは、1項総務管理費、1目一般管理費の、被災した3町内会における公民館の建て替え・修繕を支援する被災自治公民館再建支援事業補助金。6目財産管理費の、新市庁舎と西間別館に係る施設管理運営費や普通財産に係る管理経費、西間別館に保健センター機能を移設するための改修工事費。7目企画費の、総合計画に係る市民意識調査等委託料や、自治体DXの推進に伴い、本市の指針となるスマートシティ推進計画を策定するための委託費用。9目情報管理費の自治体DX推進計画の重点取組の1つである、マイナンバーカードを用いて行政手続のオンライン化に対応するためのシステム構築委託料と、関連するOA機器購入費用。12目市庁舎建設事業費の、令和4年度の工事として行う駐車場等の整備の工事請負費などです。

審査の過程において委員から、地域おこし協力隊報酬が計上されているが、業務の内容はとの質疑に、くま川鉄道をはじめとする地域の観光資源を結び付けた地域活性化に当たる職員として募集。くま川鉄道の業務も行い、市の各種施策との調整業務を行う予定。1名1年間分の予算であるとの答弁。

防犯灯設置工事は何基分か、新規や更新の要望はどれくらいあるのか。LEDへの交換は進んでいるのかとの質疑に、100基分の工事費を計上している。令和3年度の要望は、新規が5基、交換が82基である。今年度の工事終了後の要望数は、新規2基、交換39基である。現在は、新規も交換も全てLEDで行っているとの答弁。

老朽危険空き家等除却促進事業補助金は何件分か。現在対象となる空き家は何件あるのかとの質疑に、限度額30万円で、7件分の予算である。この補助金は、申請があってから補助金の対象となる空き家であるかを審査するため、現在、対象空き家が何件あるかは把握していないとの答弁。

被災自治公民館再建支援事業補助金はどこの町内会かとの質疑に、木地屋町建て替え、紺屋町修繕、上薩摩瀬町修繕を想定し、建て替えの限度額2,000万円、修繕の限度額500万円に、それぞれ4分の3を乗じた額を予算計上しているとの答弁がっております。

次に、7款、1項商工費、2目商工業振興費のうち、18節負担金、補助及び交付金の中の補助金、移住支援金は本市に移住した方に対する支援金で、移住・定住に関する業務が、令和4年度から商工振興課に移管することから商工費に計上するものです。

委員から、移住支援金は何組分を想定しているのかとの質疑に、東京23区内に勤務または居住の方が人吉市に移住される1組と東京域外から移住される5組に、移住支援金を支払う想定で予算を計上しているとの答弁がっております。

8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費のうち、復興局所管の主なものは、8節旅費の、復興事業の推進に当たり、必要となる公共用地の取得に係る用地交渉に伴う旅費。

12節委託料の被災市街地設計等業務委託料は、青井阿蘇神社周辺にて計画している都市計画土地区画整理事業に係る換地設計等委託料などです。

委員から、被災市街地設計等業務委託料と地区計画等検討業務委託料の内容はとの質疑に、被災市街地設計業務等委託料は、青井地区の区画整理事業に係る換地設計等の委託であり、地区計画等検討業務委託料は、青井地区の土地区画整理事業区域以外の地域と中心市街地の地区計画を検討するための委託料である。中心市街地においては事業再開に向けた民間の動きが活発であり、土地区画整理事業以外の手法を検討中であり、この委託料の中で地区計画を用いた今後のまちづくりの手法検討を行いたいとの答弁。

用地交渉の旅費は、何件想定しているのかとの質疑に、青井地区及び中心市街地の土地所有者で、九州外の方が約20名である。一度で複数件数を回ることを予定しているが、用地交渉なので、複数回訪問する必要があると想定し旅費を計上しているとの答弁がっております。

9款消防費の主なものは、1項消防費、2目非常備消防費の消防団活動及び運営に係る経費の、令和4年度から消防団員の処遇改善として、団員報酬をこれまでの2万1,500円から消防庁基準額の3万6,500円に、災害時の出動報酬を、1日の場合8,000円に改定するための報酬。3目消防施設費の災害用備品の、市内事業所を対象とした防災ラジオ購入費。5目災害対策費の、令和2年7月豪雨災害記録誌の作成に係る委託料や、新市庁舎における防災機能整備として、情報収集に必要なテレビやアマチュア無線機の購入費などです。

審査の過程において委員から、防災ラジオの購入は事業所分とのことだが、個人分の配布の進捗状況は。防災ラジオが不要であるという声もあるが、そのような方への対応はどうしているのかとの質疑に、個人用の防災ラジオは現在も配布中である。取りに來られていない方が多い地区の分は、まとめて公民館で配布も行っている。現時点での配布率は72%である。受取りが済まれている世帯には、今後通知を行うなど、継続して配布を行う計画である。不要だと言われる方に対しては、水害だけでなく地震、台風、外国からの武力攻撃等があるので、必要性を説明し、受取りをお願いしているとの答弁。

防災・減災費用保険料の保険内容はとの質疑に、災害で避難指示等発令により避難所開設した場合の市職員の宿日直手当や、消防団員の出動報酬等の人件費や、避難所運営に係る食糧費等に対して保険金が支払われる。しかし、国により災害救助法が適用される場合や地域のボランティアに対する費用弁償については対象外であるとの答弁。

令和2年7月豪雨災害記録誌作成業務委託料で作成した記録誌の活用方法はとの質疑に、各町内会、図書館、近隣自治体、応援自治体等に配布予定。住民への全戸配布は考えていないとの答弁。

災害用備品費で購入するテレビとアマチュア無線機の設置箇所はとの質疑には、テレビは、支部が設置される指定避難所、アマチュア無線機は西間別館2階を予定しているとの答弁が

あっております。

10款教育費の主なものは、1項教育総務費、2目事務局費、12節委託料の、ICT支援員派遣業務委託料やICT教育用端末セキュリティ設定や運用支援の業務委託料。13節使用料及び賃借料の、学校校務支援システム用サーバ利用料で、令和3年度から、更新時に小中学校連携サーバを構築したことにより毎年支出するものや、端末のオフラインで持ち帰り学習に対応した学習支援ソフト「ラインズeライブラリ」の新規導入に伴う利用料。2項小学校費、3目学校建設費の、水漏れを起こし、法定検査でも不適正との判定を受けている西瀬小学校の合併浄化槽改修工事費。3項中学校費、3目学校建設費の、第一中学校の多目的教室に雨漏りがあっている屋上の防水工事費。4項社会教育費、6目カルチャーパレス費の、改修を終えた小ホール棟と、仮本庁舎機能の移転後、復旧工事を経て再開予定のコミュニティ棟の運営及び管理経費。5項保健体育費、2目体育施設費の、市庁舎第2別館が撤収することになり、使用してきたスポーツパレス第二武道場が至る部分で損傷しているため、元に戻すための改修費。これには、スポーツ振興くじ助成金を活用することとしているとの説明があっております。6項学校給食センター費、1目学校給食センター運営費の、蒸気式天吊りコンテナ消毒装置及び専用コンテナ設置工事、蒸気ボイラー3号機取替工事の3件の工事に係る経費などです。

委員から、ICT支援員派遣業務委託の内容はとの質疑に、小中学校9校で、ICT機器の操作方法や不具合等への対応、校内研修への援助、授業支援を行っているとの答弁。

ICT教育用端末セキュリティ設定作業委託料の内容はとの質疑に、校内で端末を使用するためのセキュリティ設定は既に完了しているが、令和4年度からは、自宅に持ち帰りを想定しWi-Fi接続等を想定したセキュリティ設定を追加するための委託料であるとの答弁。

西瀬小学校浄化槽改修工事は、浄化槽の故障により環境汚染等は発生していないのかとの質疑に、熊本県浄化槽協会が行う定期点検で指摘を受けて改修工事を行うもので、環境汚染は発生していないとの答弁。

第一中学校の雨漏り改修工事の程度と原因はとの質疑に、2階の多目的ホールの天井の一部に雨漏りがみられているものである。グラウンドの砂が、風で屋上に巻き上げられ水のはけ口を塞ぎ、雨漏りの原因になっている可能性があるとの指摘を受けているとの答弁。

地域コミュニティ施設等災害支援事業補助金を活用して行われる大柿毘沙門堂災害復旧事業について、原型復旧とのことだが土地のかさ上げは行わないのかとの質疑に、地元で話し合わせ、かさ上げについても検討されたが、高額となるため今回は原型復旧とされた。後からかさ上げをすることも可能であるとの答弁。

カルチャーパレス費、清掃委託料は、大ホールが休館中であること、コミュニティ棟は仮本庁舎として使用している現在より利用者数が減少するが、清掃業務委託料の計上額の説明をとの質疑に、清掃頻度は少なくなる。予算は平成30年度並みで計上している。平成30年度

と比べて、人件費と消費税が上がっているとの答弁。

学校給食食物アレルギー対応委員会の現況についてはとの質疑に、アレルギー対象品目は7品目で、現在対象者は22名である。小中学校の在校生については面接を行った。小学校新入生については、幼稚園・保育園と連携をしている。10月の新小学1年生への説明会で、個別に調査をし、面接を3月に予定している。入学者が確定した時点で、再度、保護者に対して調査をして、必要に応じ面接を行うこととしている。その結果をもとに、除去食についての対応をしているとの答弁。

給食費助成金の給食費未納者への支払いはとの質疑に、給食費未納者には助成していないとの答弁がっております。

次に、11款災害復旧費の主なものは、4項社会教育施設災害復旧費、2目文教施設災害復旧費の、大村横穴群災害復旧、多門櫓内部災害復旧などの人吉城跡災害復旧工事や、西瀬コミュニティセンター災害復旧工費。5項、1目その他公共施設公用施設災害復旧費の、仮本庁舎の移転後、実施するカルチャーパレスの復旧工事費です。なお、人吉城跡災害復旧工事については、現地視察を行っております。

委員から、西瀬コミュニティセンターの災害復旧工事の軟弱な地盤への対策と、土砂災害警戒区域の確認はとの質疑に、軟弱な地盤対策として、擁壁が沈下しないよう、軟弱地盤の範囲が深いところではコンクリートの支柱・地盤改良杭を入れる。浅いところにはコマ基礎という構造物を埋設する等の対策を十分に取っていく。建設予定地については、土砂災害警戒区域には入っていないということを確認しているとの答弁。

大村横穴群の災害復旧工事はいつ終了するのかとの質疑に、令和元年度発災の復旧工事は順調に進捗しており、令和4年度末には完了予定。令和2年度発災の復旧工事は、大規模な崩落が発生しており、展望所の一部は復旧しているが、崩落箇所の上部で用地交渉の必要があるため、完了時期については用地交渉に左右されるが、令和5年度末を予定している。早期に公開できるよう努力しているとの答弁がっております。

12款、1項公債費、1目元金については、前年度と比べ7億4,460万8,000円の増額となっております。増額の要因は、市庁舎建設事業に係る令和4年度の起債元金償還の増や、くま川鉄道災害復旧資金貸付金償還金の増、防災ラジオ整備に係る緊急防災・減災事業債の償還金の増などによるものです。

13款諸支出金の主なものは、2項基金費、7目人吉応援団基金費の、古都応援団寄附金の目標額を5億円と設定し、預金利子と併せて積立てを行うものなどです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8 番。高瀬堅一議員。

○8 番（高瀬堅一君）（登壇） 日程第26、議第 8 号令和 4 年度人吉市一般会計予算のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、歳出予算、2 款総務費、2 項徴税費、1 目税務総務費、1 節報酬160万5,000円は、固定資産評価審査委員会委員報酬 3 人分及び市税等徴収・滞納整理会計年度任用職員報酬 1 人分です。

審査の過程で委員から、固定資産評価審査委員会は、令和 4 年度は何回ほど開催予定か。また、どのようなときに開催するののかとの質疑に対し、毎年一度は委員 3 名に集まっていただき、状況の説明を行っている。その後、市民から不服申立てなどが発生したときに開催することとなっているとの答弁がありました。

2 目賦課徴収費、11 節役務費は、各種税用の納税通知書や口座振替済通知書等の発送郵便料のほか、スマートフォン決済やコンビニ収納、口座振替等の事務処理手数料です。3 項、1 目戸籍住民基本台帳費、12 節委託料は、住民基本台帳ネットワークシステム及び個人番号カード等機器保守委託料、新庁舎引越しに伴う戸籍簿等保管用耐火金庫廃棄処分委託料、マイナンバー取得促進業務委託料等です。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、1 節報酬は、国民生活基礎調査員 1 人分、民生委員推薦会委員11人分、女性福祉相談員 1 人分、住まい再建支援員 2 人分等です。

委員から、国民生活基礎調査はどのような調査かとの質疑に対し、厚生労働省が所管している調査で、大規模調査は 3 年に一度ある。調査自体は毎年行われているもので、市民の健康や福祉、さらに保健といった生活状況についての調査を行うもの。市内全域ではなく、対象地区を絞って行われており、令和 4 年度予定されている地区が鬼木町の一部と木地屋町となっているとの答弁がありました。

18 節負担金、補助及び交付金の補助金は、人吉市民生委員・児童委員協議会補助金、人吉市社会福祉協議会などの人吉市社会福祉協議会への補助金、復興支援ボランティア活動推進事業補助金、また、コミュニティ形成事業補助金は球磨川流域復興基金を活用するもので、活動を行う支援ボランティア及び団体等への補助などです。

委員から、コミュニティ形成事業補助金の内容はとの質疑に対し、自治会組織の活動に対して支援するもの。現在、別の場所で生活をされているが、元の町内会で行われる行事等に支援をしていると答弁がありました。

3 目老人福祉費、18 節負担金、補助及び交付金は、老人クラブ連合会補助金や、介護基盤緊急整備特別対策事業として、介護施設等における看取り環境を整備するための補助等です。

委員から、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金は看取りのための環境を整備するためということであるが、具体的にはどのようなものかとの質疑に対し、県の補助金で、介護施設

等における看取りの環境整備事業ということで、具体的には看取り対応が可能な環境を整備するもの。家族が宿泊できるような部屋やベッド、個室の確保を目的とした整備事業との答弁がありました。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、12節委託料の主なものは、病児・病後児保育事業委託料、つどいの広場事業委託料、ファミリーサポートセンター事業委託料などです。

委員から、九ちゃんクラブの令和4年度以降の計画はどうなっているのかとの質疑に対し、現在の肥後銀行の1階を当面は活用させていただきながら、新しい場所を考えている。できるだけ、子供たち、また保護者が、静かな環境でのびのびと相談や遊びの場等が提供できる場所を探すため、情報を収集しながら、また費用の軽減もできればと考えていると答弁がありました。

2目児童支援費の予算額は22億7,915万7,000円で、前年に比べて2,959万8,000円の増となっております。18節負担金、補助及び交付金のうち、子どものための教育・保育給付費負担金は、市内保育所5か所及び広域保育園入所に係る委託費が4億9,509万6,000円、認定こども園など11園の施設型給付費が11億7,536万2,000円です。子育てのための施設等利用給付費負担金198万9,000円は、預かり保育利用料の無償化に対するものです。保育士等処遇改善臨時特例事業補助金2,685万2,000円は、保育士・幼稚園教諭、放課後児童支援員等の処遇改善に対するものです。

委員から、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金については、実際どのように支払われるのか。チェック体制を国は示しているのかとの質疑に対し、保育士や幼稚園教諭など資格を持っている方だけでなく、事務員、給食調理員、放課後児童支援員といった方々も対象になる。収入の3%程度、月額9,000円程度のアップを目指すためのもので、誰を対象とするかは、実際は園の方の判断になってくる。園の運営に関わる観点から、働いている方全員ということではない可能性も当然発生する。いずれにしても、申請書に基づいて支給していく方針との答弁がありました。

19節扶助費5億7,928万8,000円は、中学3年生までの児童に対する子ども医療費、身体の発育が未熟なまま生まれた子供に対する養育医療費、児童手当に対するものです。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、12節委託料1億1,692万2,000円は、四種混合ワクチン、小児用肺炎球菌予防ワクチンなどの定期予防接種、成人男性の風しん抗体検査・予防接種、及び65歳以上の高齢者に対するインフルエンザ予防接種、新型コロナウイルスワクチン接種などに係る委託料1億1,516万2,000円及び、新型コロナウイルスワクチン接種に伴うワクチン配送業務委託料176万円です。5目環境衛生費、18節負担金、補助及び交付金は、水質保全生活環境施設負担金、並びに家庭での生ごみの減量化を推進するための生ごみ処理容器・処理機設置事業補助金です。

委員から、生ごみ処理機の実績はとの質疑に、令和3年10月末現在で15基となっていると

答弁。また、生ごみ処理機の啓発・促進を市民の方に広く周知されているのかに対し、啓発については、衛生員連合会の役員会といったところで町内会長を通じての周知、ホームページ、また広報でも年1回記事を掲載していると答弁がありました。

2項清掃費、1目清掃総務費、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、浄化槽設置整備事業補助金1,308万2,000円は、浄化槽設置に対する補助金で、令和4年度は、5人槽で16基、7人槽で8基、10人槽で1基、合計25基の設置、並びに単独浄化槽や汲取りからの転換に対する上乗せ補助などを見込み計上してあります。2目塵芥処理費1億495万4,000円は、前年度に比べ42億3,943万6,000円の減となっており、理由としては、令和3年度で終了する災害廃棄物仮置場管理・運営等委託の減です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君）（登壇） 日程第26、議第8号令和4年度人吉市一般会計予算のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

6款農林水産業費、1項農業費の主なものは、2目農業総務費、18節負担金、補助及び交付金は、くまもと県南フードバレー推進協議会負担金など4件分でございます。

審査の過程において委員から、くまもと県南フードバレー推進協議会の運営状況はどうなっているのか。また、人吉市の業者はどのくらい参加されているのかとの質疑に、執行部から、全体の負担金2,000万円ほどを県南地区で負担している。そのうちの115万3,000円が本市である。内容は、商社との商談会の会員への案内、講習会、フードバレー事務局の設備で新商品開発のための試験的なものをつくることもできるようになっている。また、都市部へのPR事業や、県南の高校生との連携を図り新商品の開発などを行い、県南地区会員の所得向上のための事業を行っている。総数で924件加入されており、そのうちの74件が本市の会員であるとの答弁がっております。

3目農業振興費、13節使用料及び賃借料は、梅園及び用地借上料、瓦屋町の市民農園農地借上料などです。なお、市民農園につきましては、令和4年度の契約協議時に地権者の方から契約終了の申出がありましたので、令和4年度の契約は行わないが、令和4年度をもって閉園の方針であるとの説明がっております。18節負担金、補助及び交付金のうち補助金は、大畑麓地区をモデル地区として実施しており、令和4年度が3か年事業の最終年度となる中山間農業モデル地区支援事業補助金（機械整備等）などがございます。交付金は、中山間地域等直接支払事業交付金が大畑麓地区、下田代地区、上戸越町開墾地区、木地屋町駒返地区の

4 地区分、農業次世代人材投資事業交付金は、個人経営継続交付見込み分として年間150万円が7件と、夫婦での経営継続交付見込み分が225万円1件の計8件分であります。

審査の過程におきまして委員から、中山間農業モデル地区支援事業補助金は、大畑麓地区が3か年事業で最後ということであるが、これが終わったら完全にこの事業はなくなるのかとの質疑に、本制度は平成29年度から始まっており、令和5年まで延長ということは決まっているが、それ以降は未定である。なお、大畑麓地区は、本市でモデル地区に指定して、令和2年度から4年度までの3か年事業として取り組んでいるとの答弁がっております。

2 項林業費の主なものは、2 目林業振興費、10 節需用費のうち消耗品費で、森林環境譲与税を活用し、全庁的に取り扱う間伐材再生紙の購入と、同じく、新生児向けに贈る地元産材で作った玩具等の購入費であります。12 節委託料は、市有林の樹木伐採委託料や市有林の下刈委託料などがございます。なお、市有林の伐採箇所につきましては、現地視察を行っております。

7 款商工費、1 項商工費の主なものは、1 目商工総務費、12 節委託料のふるさと納税業務委託料で、受付サイト事業者や中間業務業者が実施するふるさと納税支援や収納代行、管理システム保守運営、カタログ作成などのPR業務、計10件分でございます。2 目商工業振興費、12 節委託料は、平成30年度に開設した人吉しごとサポートセンターH i t - B i z に係るセンター長をはじめ、従事する職員の服務管理等を委託する人吉しごとサポートセンター業務委託料。また、コロナ禍で新しい働き方として注目されているワーケーションに取り組むことによって、地方創生の推進を図るワーケーション創出・実証実験業務委託料と、IT 技能を有する人材の必要性が増す中、IT 教育の環境を整えることで雇用創出や就業支援を図るプログラミング教育等業務委託料で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

人吉しごとサポートセンターに関し、執行部から、センター長の今の状況については変化はないが、一日も早く復職をと想定しているが、新年度には、最悪、業務を継続できないということも視野に入れながら検討する必要があるかと思う。しかし、進退がどうなるかは確定的にお話できない場合もあるので、その場合には、今後どうするのかということを含めて少し時間をいただきたいと思いますと思っているところである。ついては、当該予算については、状況が変わったら執行については必ず議会に相談しながら執行させていただくということを約束させていただくので、当該予算については御理解いただきたいとの説明がっております。

審査の過程において委員から、ワーケーション創出・実証実験業務委託料とプログラミング教育等業務委託料についての質疑があり、執行部から、両方とも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業で、ワーケーション創出実証・実験業務委託料は、企業の合宿やワーケーションなど、企業の方を人吉に呼び込んで、雇用創出というよりも関

係人口の創出に重きを置いている。東京の方々と人吉がつながることにより、復興に携わっていけるようなつながりをつくっていききたいということで取り組んでいるもので、つながりを持つためのきっかけづくりに重きを置いた事業である。プログラミング教育等業務は、全国的にIT人材不足ということで、人吉においても若者のみならず、年配者もIT教育をすることによってIT人材が生まれれば、くまりばのような場所を使って、東京の会社であっても、人吉にいながら働くことができる。プログラミング教育を実施することによって、人吉でIT人材を生んでいく、それがひいては、IT企業が人吉に事務所を構える、雇用しようということにもつながるのではないかと考える。なお、本事業は、今年度も2つの事業を実施している。1つ目は、そもそもプログラミングとは何かということで、1日限りのセミナーをくまりばで行っている。2つ目は、ノーコードという、プログラミング言語を活用しなくてもプログラミングが学べるもので、5つのチームに分かれてホームページを作成するというところを行っているとの答弁がっております。

18節負担金、補助及び交付金の補助金、デジタルプレミアム商品券事業補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業で、昨年12月から運用を開始したデジタル地域通貨のきじうまコインを活用してプレミアム商品券を発行することで——これはプレミアムポイントを付与する方法で行われるものでございますが、感染症拡大防止対策と、コロナ禍により疲弊した地域経済の活性化を図るものでございます。

審査の過程において委員から、きじうまコインにはポイントを付ける予定はないのかとの質疑に、現在協議は行っているところである。ポイント制は導入していきたいと考えるとの答弁。さらに、委員から、この事業は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しているが、この交付金がなくなったらどうするのかとの質疑に、この交付金があるうちに加盟店と利用者を増やすということを、まず、しなければならないと考えている。きじこに関しては、地域デジタル通貨という特性上、地域のデジタルインフラのツールとして育てていく。例えば、きじこを介して、電子でポイントをすぐにお渡しするようなシステムが理想としてはあるとの答弁がっております。

3目観光費、18節負担金、補助及び交付金の負担金は、熊本県観光連盟負担金、人吉球磨観光地域づくり協議会負担金など計5件分。補助金は、人吉温泉観光協会補助金など計6件分でございます。

審査の過程において委員から、人吉球磨観光地域づくり協議会負担金の使途の明細について質疑があり、執行部から資料の提出を受け、魅力ある商品開発事業、国内誘客促進事業など、全部で5つの事業である。負担金総額は5,800万2,000円で、地方創生推進交付金が2,900万1,000円、残り半分の2,900万1,000円が市町村負担。そのうち、人吉市の分が2,575万6,000円であるとの答弁がっております。

また、人吉温泉観光協会補助金、ビジターセンター運営補助はコロナ交付金が財源である

が、交付金がなくなったらどうするのかとの質疑に、私どもも令和4年度までと考えている。ただ、現在、人吉駅の観光案内所の人員を、平日1名、休日2名体制に減らしているのも、今後観光客が増えれば、元に戻すことを考えるとの答弁があつております。

委員から、商工業への補助が厳しい状況である。再開する事業者を勇気づけてほしい。また、後継者を育てるための支援も考えていただきたいとの意見があつております。

8款土木費の主なものは、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費で、12節委託料は、人吉球磨広域行政組合受託事業で実施する赤池水無地区の里道に係る測量設計業務、及び都市防災総合推進事業で実施する避難路測量設計業務の委託料でございます。5目橋梁新設改良費、14節工事請負費は、道路メンテナンス事業で実施する羽田橋橋梁補修工事でございます。なお、羽田橋につきましては、現地視察を行っております。3項住宅費、1目住宅管理費、12節委託料は、浄化槽維持管理委託料、システム改修委託料などでございます。

審査の過程で委員から、システム改修委託料の内容はとの質疑に、市営住宅の家賃収入と市営単独住宅の家賃収入を、別々に管理できるようにするためのものであるとの答弁があつております。

2目住宅建設費、14節工事請負費は、単独事業で実施する市営住宅防鳥ネット設置工事、災害公営住宅建設事業に伴う人吉球磨能力開発センター等の解体工事などでございます。なお、人吉球磨能力開発センターにつきましては、現地視察を行っております。16節公有財産購入費は、令和2年7月豪雨で被災された方の再建先として県から譲渡を受ける予定である建設型仮設住宅について、民有地部分の用地2団地分の購入費でございます。4項都市計画費、3目公園整備費、12節委託料は、都市防災総合推進事業で取り組みます避難地の測量設計等の委託料でございます。4目街路事業費、14節工事請負費は、事業最終年度となります都市計画道路下林願成寺線道路改良工事に伴う車道舗装、北側歩道舗装工事及び取付道路2か所の改良工事でございます。

次に、11款災害復旧費の主なものは、3項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、14節工事請負費で、球磨川堤防道路に設置してある照明灯が令和2年7月豪雨により破損しており、堤防道路を利用される方々の安全を確保するために修繕工事を行うものでございます。

審査の過程において委員から、堤防道路に設置してある照明灯の修繕は、どの範囲で、何基の予定なのかとの質疑に、球磨川右岸の水の手橋から出町橋までの区間の足元を照らす照明で、全部で32基を予定しているとの答弁があつております。

3目公園施設災害復旧費は、14節工事請負費で、令和2年7月豪雨に伴う中川原公園施設等撤去工事及び中川原公園災害復旧工事でございます。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

なお、採決後、全会一致で本議案に付することに決しました附帯決議を朗読いたします。

議第8号令和4年度人吉市一般会計予算に対する附帯決議。

人吉しごとサポートセンター業務委託料2,231万2,000円について、現在、センター長が不在であることから、センター長に係る経費は執行しないこと。また、起業創業・中小企業支援の在り方について精査し、今後の方針について決定次第、速やかに市議会に報告を行うこと。

以上を付して、先ほど申し上げましたとおり、慎重審査の結果、認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで、会議時間を延長いたします。

ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

ここで、本件については討論の要求があっておりますので、これより討論を行います。

15番、本村令斗議員の発言を許可します。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）（登壇） 議第8号令和4年度人吉市一般会計予算に、反対の立場から討論を行います。

私がこの議案に反対するのは、3つの理由があります。1つ目には、土木費の都市計画費には被災市街地設計等業務委託料が含まれていますが、これは土地区画整理事業に係る委託料であり、これに反対するものです。土地区画整理事業について、換地と減歩がなされた土地が示されるのはこれからです。益城町でも、条件が悪くなったり、先祖からの土地を放棄しなければならない換地処分に、当初賛成していた人も換地案に同意せず、計画どおりに進んでいないということが起こっています。このように、土地区画整理事業を見てみると、納得されていない方が大変な思いをされたり、事業は進まず、復興が遅れたり、長期の仮住まいに耐えられず、町内から出ていく方も生まれることが考えられます。日本国憲法に照らしてみても、行政が民間の土地を取得するためには、取得する土地の土地代に見合う補償が行われるべきであり、換地や減歩といった手法で土地を取得するのはやめるべきだと思います。

2つ目には、総務費の総務管理費の中には川辺川ダム建設促進協議会の負担金が含まれており、これに反対するものです。2月18日の熊日新聞を見ると、国土交通省は17日に、2020年7月豪雨で氾濫した球磨川の治水対策を論議する学識者懇談会を熊本市で開催しています。委員長で、河川工学が専門の小松利光九州大学名誉教授が、「流水型でも、工夫しないと環境に配慮したダムにはならない」と指摘したのに対し、国交省は、「環境影響評価法と同等の調査をするため議論している。具体的な設計に活かしていきたい」としています。住民団体は法に基づく環境影響評価を求めています、それさえ行わずに、環境が守れるのか甚だ疑問です。そのような状況の中、流水型ダムの建設を求める川辺川ダム建設促進協議会に負担金が支払われるのは、住民の納得が得られるものではありません。

3つ目には、総務費の総務管理費の中にはスマートシティ推進のための予算が含まれており、これに反対するものです。その理由については、先ほどの議第26号の討論で述べたとおりです。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（西 信八郎君） 以上で、討論を終了いたします。

それでは採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りをします。議第8号について、各委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって、議第8号は、原案可決確定いたしました。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時55分 休憩

午後4時08分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第27 議第9号及び日程第28 議第16号

○議長（西 信八郎君） 次に日程第27、議第9号及び日程第28、議第16号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第27、議第9号令和4年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算、並びに日程第28、議第16号令和4年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

日程第27、議第9号令和4年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ8,000円となっております。

歳入の主なものは、人吉球磨地域交通体系整備基金運用利息と、雑入の地方公共団体からの出捐金、民間からの拠出金、寄付金。

歳出の主なものは、人吉球磨地域交通体系整備基金の利子積立金となっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

続きまして、日程第28、議第16号令和4年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ5億3,000円となっております。

歳入の主なものは、市債で公共用地先行取得事業債の5億円で、今後、復興関連事業を進

めるべく、公共用地として土地の先行取得を行うに当たり、必要な資金について起債により借入れを行うものです。

次に、歳出の主なものは、公有財産購入費の５億円で、被災市街地復興推進地域に指定している中心市街地や青井地区、また遊水地が計画されている大柿地区の住民の住居移転に伴う代替地、さらには各地における避難路・避難地など、今後、復興関連事業を進めるに当たり、取得が必要となる土地の先行取得を行うための用地購入費となっています。

審査の過程において委員から、公共用地先行取得事業における土地の取得価格の決定方法はその質疑に、場所によって地価が異なるが、一般会計予算で土地鑑定手数料を計上しており、鑑定した結果の価格を提示して、この価格で購入しますがいかがですかというように、売却される方を公募する方法を検討している。主に、中心市街地と青井地区で公共用地の取得を考えているとの答弁。

住民からの用地価格の交渉は受けないのかとの質疑に、基本は、市から提示した金額に応じていただいた方の土地を購入する予定であるとの答弁。

５億円の公共用地先行取得事業債の発行を予定されているが、これは将来的に国や県からの財政措置があるのかとの質疑に、先行取得した土地が後に公共事業用地として利用されるのを前提としている。特別会計の財源を起債としているが、道路や公園として活用される際に、その土地を一般会計に買い上げてもらい、一般会計で国等の補助事業として事業実施するというものである。先に地方債で土地を購入するが、一般会計の公共事業として、国・県の財源を当てながら事業実施されるものであるとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第９号及び議第16号について、総務文教委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第９号、議第16号は、原案可決確定いたしました。

日程第29 議第10号から日程第33 議第14号まで

○議長（西 信八郎君） 次に日程第29、議第10号から日程第33、議第14号までの５件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第29、議第10号令和4年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算から、日程第33、議第14号令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計予算までの5件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、議第10号令和4年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億6,673万7,000円とし、前年度に比べ3億5,037万4,000円の減額となっています。

歳入の1款、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税6億2,195万8,000円の主なものは、1節医療給付費分現年課税分4億828万8,000円、3節後期高齢者支援金分現年課税分1億2,513万9,000円、5節介護納付金分現年課税分5,088万1,000円です。

5款県支出金、1項県負担金、1目保険給付費等交付金は28億4,987万1,000円となっており、このうち、1節保険給付費等交付金（普通交付金）27億5,110万2,000円は、歳出の2款保険給付費の財源として、県から支出されるものです。

歳出の2款、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費は3億1,384万7,000円で、一部負担金の免除を行っていたことから、高額療養費の給付は令和2年度、3年度と減少していたが、今回は1人当たり5.81%の増と見込んでいるとの説明がありました。3項出産育児諸費、1目出産育児一時金は1,470万円で、前年と同じく35件を見込んであります。6項、1目傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に感染するなどにより休職した被用者への手当です。

審査の過程で委員から、特定健診未受診者受診勧奨等業務委託料の内容はとの質疑に対し、特定健診の受診率向上のための委託で、内容としては、今まで特定健診を受けていなかった方へのアプローチと1回以上受けた方へのアプローチを分け、被保険者の特性を踏まえ、それに合わせて対応していくというものの企画や、実際に勧奨の通知を出していただくというもの。通知を出す以外にも、保健師の資格を持った方が電話をして受診を勧めるというような内容を委託すると答弁。

また、委託先はどのようなところになるのかには、委託先は医療費分析を行っているようなところで、コンピューターを活用し、特性を拾い上げて分析ができる会社に委託したいと考えているとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、議第11号令和4年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億1,208万6,000円とし、前年度に比べ4,646万5,000円の増額となっております。

歳入の1款、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、1節現年度分2億4,862万6,000円と、2目普通徴収保険料、1節現年度分1億6,232万7,000円は、後期高齢者医療広域連合からの通知額をもとに計上されております。

令和4年度から5年度の保険料については、団塊の世代の後期高齢者医療への移行に伴い

医療費の増加が見込まれるため、所得割率が0.31%増の10.26%、均等割が3,400円増の5万4,000円の料率改定が行われており、1人当たりでは、前年度比7.38%、4,549円増の6万6,219円となっています。

歳出の2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金5億7,754万円は、歳入の保険料及び保険基盤安定繰入金等を広域連合へ納付するものです。

3款保健事業費、2項、1目保健予防事業費753万3,000円は、令和3年度から、新たに熊本県後期高齢者医療広域連合の委託を受けて実施している高齢者保健事業と介護予防事業の一体的実施に係る事業費です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、議第12号令和4年度人吉市介護保険特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億1,585万3,000円と定めてあります。

また、第8期介護保険事業計画において、高齢者数を1万1,620人、介護認定者数を2,333人、給付費の額を41億2,566万円と推計し、保険料基準額6,100円により当初予算案を計上してあります。

歳出の5款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費9,154万4,000円は、地域包括支援センターの運営ほか、地域包括ケアシステムに係る人件費及び事業費です。

歳入の3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は、介護給付費等に対する国の負担金で、現年度分と過年度分を合わせ7億5,135万8,000円の計上。2項国庫補助金、1目調整交付金は、市町村格差による介護保険財政の不均衡を是正するための国の交付金で、3億9,753万7,000円の計上。

4款、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金11億2,534万4,000円は、介護給付費に対し、40歳から64歳までの第2号被保険者が負担する保険料として、社会保険診療報酬支払基金を通じて支払われる交付金です。

審査の過程で委員から、国民健康保険団体連合会の審査支払手数料の積算方法はとの質疑があり、介護保険を受けているサービス利用者ごとにレセプトをつくるが、1件ごとに対する単価が国民健康保険団体連合会で設定されており、その単価に件数を掛けるということになっているとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第32、議第13号令和4年度人吉市水道事業特別会計予算について、収益的収入及び支出のうち、収入は、1款水道事業収益は5億3,456万5,000円で、前年度と比較すると2,594万1,000円、5%の増額となっております。

内訳は、1項、1目、1節水道料金4億8,609万1,000円、前年度と比較すると2,751万7,000円の増額は、昨年度は、豪雨災害やコロナ禍の影響による使用水量の大幅な減少を考

慮し、12%減と厳しく見込んでいたが、使用者件数は微減にとどまっており、住宅の建設も進んでいることから、6%の増額を見込んでいるところ。しかしながら、発災前の令和元年度の決算と比較すると9%の減額となるため、依然、厳しい状況に変わりはなく、新型コロナの収束等により収益が改善されることを期待しているとの説明がありました。

収益的収入及び支出のうち、支出について、1款水道事業費用4億9,151万9,000円で、前年度と比較すると925万7,000円の減額となっております。

審査の過程で委員から、茂ヶ野水源地周辺伐採業務委託、水源地2か所の取水槽を清掃するための業務委託の削除についての内容はとの質疑に、茂ヶ野水源地周辺の伐採については、令和3年度は、竹を切るために金額が大きかった。令和4年度は、水源地敷地内整備業務委託と併せて行うということで、令和3年度より、水源地敷地内整備業務委託の金額が若干増えている。水源地2か所の取水槽清掃の業務委託の削除については、大体5年から10年に一度、水槽の中の清掃を行うということで、毎年行うものではないため、令和4年度は削除しているとの答弁がありました。

1項営業費用、4目総係費、16節手数料の事務処理手数料は、口座振替、窓口収納、コンビニ収納、スマートフォン決済に伴い、銀行等に支払う手数料です。今年度から、市税等収納業務に倣い、新たにスマートフォン決済を導入。コンビニ収納と同様の、1件税別55円の手数料となり、主に窓口収納、コンビニ収納を利用されている約3,400件の方が対象になると考えられる。コンビニ収納業務を委託している収納代行業者が異なるため、市税等収納業務にあるa u P a y、楽天銀行アプリには対応してないため、周知の際には十分な説明に心がけたいとの説明がありました。

委員から、今度からスマートフォン決済を導入されて、使えるのがP a y B、L I N E P a y、P a y P a yということで書いてある。多種多様な決済があるので、市民の方に周知徹底をしていただきたいとの意見がありました。

資本的収入及び支出のうち、収入について、1款資本的収入の総額が4,076万9,000円となっております。

資本的収入及び支出のうち、支出について、1款資本的支出の総額が3億8,361万3,000円、前年度比較で3,229万2,000円の増額となっております。1項建設改良費、1目構築物費、1節一般改良工事2億5,906万1,000円は、井ノ口第2水源地の改良整備事業等の複数の工事に係るものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第33、議第14号人吉市公共下水道事業特別会計予算について、収益的収入及び支出のうち、収入は、1款下水道事業収益10億4,968万3,000円で、前年と比較して4,966万5,000円、約5%の増となっております。2項営業外収益、2目他会計補助金は1億4,970万円で、一般会計からの繰入金です。1,399万円の増額は、雨水管理総合計画策定業務委託に

伴うものです。

審査の過程で委員から、雨水管理総合計画策定業務委託の内容はとの質疑があり、雨水管理総合計画策定業務委託は、近年、災害が多発しており、今までの対策ではきめ細やかな対応ができないということもあり、国のほうで関連法の改正が行われたことによって下水道法の改正もあっている。想定降雨があつたときに、どこの地域がどれだけ浸水するかということのシミュレーションをすることによって、市民の避難誘導や、浸水を防ぐためにどういった工事が必要かなど、そういったものを整備するための計画。この計画を策定することによって、社会資本整備総合交付金など、国の事業が活用できるということになる。国のほうでは、計画を速やかに策定して、浸水想定区域をできるだけ早く公表することが望ましいという指導もあっているため、この策定業務委託を行うものと答弁。

また、今後、防災アプリと連携する計画はないのかとの質疑に、まずは、下水道区域内で下水道管理部分の計画となっており、河川計画等が定まってきてから、防災部局や道路部局等と調整しながら、その調整の中で、例えばアプリ等にどのように反映するかとかの調整も出てくると思うと答弁。

また、委員から、より細かい数値を備えた精度の高い計画を用意していただきたいという意見や、各部局の垣根を超えた、市民の安心につながるための方策をお願いしたいとの意見がありました。

収益的収入及び支出のうち、支出について、1款下水道事業費用10億4,894万6,000円は、前年と比較して6,531万4,000円、約5.9%の減となっております。

資本的収入及び支出のうち、収入について、1款資本的収入は2億8,896万3,000円で、前年比14億6,191万8,000円、83.5%の大幅減となっております。この減額については、令和2年7月豪雨による災害復旧事業が、繰越分を除き令和3年度までの事業が完了したことによる国庫補助金等の減が主なものです。

資本的収入及び支出のうち、支出について、1款資本的支出は6億7,847万2,000円で、前年度と比較して14億9,091万9,000円、68.7%の大幅減となっております。この減額も、資本的収入と同様に、災害復旧事業の令和3年度までの事業完了に伴うものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第10号から議第14号までの5件について、厚生委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第10号、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号は、原案可決確定いたしました。

日程第34 議第15号

○議長（西 信八郎君） 次に日程第34、議第15号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第34、議第15号令和4年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

歳入歳出予算ですが、総額を歳入歳出それぞれ4,488万4,000円とするものでございます。

まず、歳入の主なものですが、1款財産収入は、共栄精密株式会社へのI区画の貸付による梢山工業団地土地建物貸付収入。

2款繰入金は、中核工業用地の造成事業に伴う公債費償還金に充てるため繰り入れる一般会計からの繰入金でございます。

次に、歳出の主なものは、3款公債費は、人吉中核工業用地造成事業に伴い、平成25年度以降に借り入れた地方債の元金償還金及び地方債利子でございます。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。本件について、経済建設委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第15号は、原案可決確定いたしました。

日程第35 議第35号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第35、議第35号を議題とします。

〔井上祐太監査委員 退席〕

○議長（西 信八郎君） お諮りをいたします。採決は起立採決といたします。

議第35号について、選任同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（西 信八郎君） 起立全員。

よって、議第35号は、選任同意することに決しました。

[井上祐太監査委員 入場]

日程第36 議第37号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第36、議第37号を議題といたします。

お諮りをいたします。議第37号について、任命同意することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第37号は、任命同意することに決しました。

日程第37 陳第11号

○議長（西 信八郎君） 次に日程第37、陳第11号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第37、陳第11号陳情書につきまして、審査の結果を報告いたします。

この陳情は、令和3年9月27日に、カルチャーパレスを支える会共同代表、鶴上寛治氏ほか3名から提出され、これまで継続審査を行ってきた陳情です。

陳情の内容としましては、新型コロナウイルス感染症のパンデミックと令和2年7月豪雨災害が重なり、地域経済や文化にダメージを受けているときこそ、傷ついた心を癒し、生きる希望を与える文化・芸術が必要であり、人吉球磨の「文化の殿堂」である、現在休館中のカルチャーパレスの早期再開を求めるものです。

要望項目は3項目で、1、カルチャーパレスホール棟の改修工事を急ぎ、一日も早い再開をお願いします。2、コミュニティ棟は、新市庁舎完成後は速やかに本来の目的に沿って復旧してください。3、近い将来のカルチャーパレスの建て替えについては、市民との協働で進めてくださいとの内容でした。

陳情提出後、カルチャーパレスホール棟の工事の進捗状況や近年のカルチャーパレスホール棟の使用稼働率、カルチャーパレス利用促進委員会の組織体制についてなど様々な調査を経ながら、委員会において慎重に審査を行ってきました。

そのような中で委員から、以前、総務文教委員会とカルチャーパレスを支える会との意見交換を行った際の主な要望は、大ホールの改修を行い、一日も早く再開をしてほしいといったものであった。今回の要望の具体的な趣旨を確認してもらいたいとの意見があり、私と宮

崎副委員長でカルチャーパレスを支える会に確認を行ったところ、大きな趣旨は、やはり、早く大ホールの改修を行い、大ホールを使用できるようにしていただきたいとのことであり
ました。

そのような趣旨を踏まえ、審議をする中で委員から、カルチャーパレス利用促進委員会
の中で大ホールの今後については審議されていないのかとの質疑に、今年度は大ホールの今後
については意見聴取していない。来年度以降に議論が活発化していくものと考えているとの
答弁。

署名をたくさん集めていただいている。これについての執行部の考えはとの質疑に、これ
までにも何千通という署名が提出されているが、署名に書かれていた意見を見てみると、県
内外の方がおられるが、文化の殿堂を消さないでほしいという意見が多かった。文化の殿堂
を消すということではなく、本市の財政状況を踏まえて、できるところからやっていく必要
があると考えている。大ホールは、特定天井だけでなく吊りものも老朽化していることから、
修繕費用は小ホールと比べて大きくなる。利用者の安全性を確保するために、きちんとした
対応措置をした後で開館していきたいと考えている。財源と稼働率の実績を鑑みながら進め
ていく必要があると感じているとの答弁がっております。

委員から、陳情者の意向、カルチャーパレスを「文化の殿堂」として早く利活用したいと
いう趣旨は十分に納得するところであるが、改修する財源の問題、経営の問題があるという
ことで、建て替えという案も出てくると思う。趣旨は十分理解するところではあるが、採択
するには難しい問題が多くあるように思うとの意見や、コンサートやライブのすばらしさは
十分理解している。ただ、ホールを建てたり、管理したりと、運営する視点で考えると、費
用対効果、ランニングコストが見合うかどうかということは難しいと思う。大ホールにそれ
だけのお金をかけることができるタイミングかを考えたときに、難しいものがある。趣旨は
理解するところではあるが実務としてはいかなものかと感じているので、趣旨採択とすべ
きとの意見があり、慎重審査の結果、全員一致で趣旨採択とすることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と
呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。本件についての総務文教委員長の報告は趣旨採択であります。
陳第11号について、委員長の報告どおり決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、陳第11号は、趣旨採択することに決しました。

日程第38 陳第12号

○議長（西 信八郎君） 次に日程第38、陳第12号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第38、陳第12号有効求人倍率が高い職種への新規採用者に対する自治体からの奨励金支給制度の制定に関する陳情書について、審査の結果を御報告いたします。

この陳情は、令和3年12月6日、公益社団法人熊本県トラック協会人吉・球磨支部支部長、味岡憲司氏ほか3名から提出されたものでございます。

陳情の趣旨は、警備業、運輸業については慢性的な人手不足が続いており、全産業平均の有効求人倍率を大きく上回っている状況にある。ついては、2業種の人手不足を解消するため、新規就職者に対し、就職時、また就職後、定期的に奨励金を支給する制度を制定していただきたいというものでございます。

委員会としては、令和3年12月議会において審査を行い、継続審査となっていたものでございます。

陳情の提出後、県下各市の状況について、執行部から資料の提出や説明を受け、委員会において慎重に審査を行ってまいりました。

12月議会では、執行部から、この制度を実施している熊本市と八代市の状況について説明がありました。熊本市は、介護、警備、運輸、建設の職種に限り、就職時に5万円、3か月後5万円、6か月経過したときに5万円で、計15万円支給。予算規模は、15万円掛ける400人の6,000万円。八代市は、令和3年4月以降に有効求人倍率が2倍を超えている月が一月でもある職種が対象で、就職時に1人5万円支給。予算規模は、5万円掛ける100人の500万円。財源は、いずれも新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金を活用しているとのことでした。そして、今議会においても各市の状況の説明があり、熊本市は、同規模の予算で継続の予定であるが、八代市は、次年度は財源確保のめどが立っていないため、実施予定はない。ほかの11市は、このような制度は実施していない。また、要望書などは出しておらず、制度の実施予定もないとのことであるとの説明がありました。

審査の過程において委員から、趣旨は理解するが、効果があるかどうか心配であるといった意見や、この制度を導入すると、人吉球磨で人員の取り合いになる可能性もあり、人吉市だけで実施しても効果はないのではないかなどの意見が出されました。

継続審査とする意見がなかったことから、陳情を採択することについて、挙手による採決の結果、賛成者がなかったため、委員会としましては不採択とすることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と

呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。経済建設委員長の報告は不採択であります。よって、陳情そのものについて採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りをします。陳第12号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立なし]

○議長（西 信八郎君） 起立なし。

よって、陳第12号は、不採択とすることに決しました。

日程第39 治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第39、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君）（登壇） 日程第39、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告をいたします。令和4年3月2日水曜日に、第10回となります本特別委員会を開催しました。審議事項は、国土交通省九州地方整備局八代復興事務所の方々においでいただき、西瀬橋及び天狗橋の復旧について説明をいただき、審議を行いました。

まず、資料に基づき、令和2年7月豪雨災害に係る国による橋梁等の権限代行状況について、西瀬橋の仮復旧に係る経過説明について、国道219号の復旧状況等について説明がありました。

西瀬橋や天狗橋等を含む流出橋の復旧については、10橋の橋梁をどうやって早期復旧するかということを、専門的な学識経験者等を含めた球磨川橋梁復旧技術検討会を設置して検討されているとのことでありました。これまで4回開催されており、第3回目に9橋の復旧位置を決定。架ける位置については、これまで架かっていた橋が水害の被害を受けやすい水衝部にある橋梁もあったため、そういうところは水衝部を外すことや、橋の位置が急傾斜地域に入っていないなどの検討をして場所を決定しているとのことでありました。

橋梁の復旧方針として、西瀬橋については、一径間だけが流出したため、西瀬橋の一径間だけを元のデザイン、元の形で架け替える。架け替えるときは、今架かっている応急組立橋を一回撤去するため、通行止めの必要があり、なるべく影響を少なくするため、今年の冬休み、学校が休みのときに作業ができればと考えている。天狗橋については、橋台の背面が堤防線よりも少し出しており、水圧を受けて流出したため、堤防より出ている部分を一回撤去して、堤防の法線の中に新しく橋台を造り変える。一径間分だけを撤去して、また新しい上部工を架け替えるという計画で進めている。それ以外の橋脚等、残っている部分については、健全性等を確認して、どのような対策ができるかというところも検討しているとの説明があ

りました。

委員から、原形復旧ということであるが、同じような水位の災害が起きたときに同じようなことが起きないのかということが心配。検討会では、位置をずらす、あるいは別の形で橋を架けるという検討はなかったのかとの質疑に対し、新たに架け替えるということになると期間を要するというのを踏まえ、現位置で一径間だけ、早急な災害復旧という形で復旧したほうが工期の面でも優位ではないかということで、現位置、原形復旧という形を採用させていただいたとの答弁がありました。

委員からは、河川や橋梁の復旧に当たっては、コスト面ばかりでなく、安全面を重視していただきたいとの意見があっております。その他、様々に質疑・意見等があり、それぞれ回答をいただき、委員会を閉会いたしました。

以上、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので質疑を終了します。

以上で、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を終了いたします。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後 4 時 47 分 休憩

午後 5 時 00 分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第40 復興のまちづくりに関する特別委員会委員長の報告

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第40、復興のまちづくりに関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、6 番」と呼ぶ者あり）

6 番。宮原将志議員。

○6 番（宮原将志君）（登壇） 日程第40、復興のまちづくりに関する特別委員会委員長報告をいたします。

2月14日に第8回、3月2日に第9回を開催しておりますので、順次審議内容の主なものについて報告をさせていただきます。

第8回復興のまちづくりに関する特別委員会は、令和4年2月14日に開催いたしました。審議事項は、被災市街地復興推進地域（青井地区）における今後の事業の進め方についてと、社会実験『人吉市紺屋町H I T O N O W A マーケット』について、審議を行いました。

まず、被災市街地復興推進地域（青井地区）における今後の事業の進め方について説明が

ありました。基盤整備の方針としては、国道445号の拡幅整備や、青井阿蘇神社と球磨川を結ぶ参道を整備することで門前町とし、観光拠点としてのにぎわいづくりなどを検討している。これらの事業を行っていくための手法の1つとして、土地区画整理事業が有効であると判断したとの説明がありました。

その後、土地区画整理事業についての仕組みや事業の流れについての説明を受けた後、委員から、換地に関する清算金についての質疑があり、執行部から、清算金については極端に大きな金額での清算金というのは出てこないものと見込んでいるが、今のところ、ゼロというのはなかなか言えないところである。そこについてはしっかり説明していくとの答弁がありました。

また、委員から、土地区画整理事業において協力したくないという2%の方がいるが、理由はとの質疑には、あまり興味がないという話をされている方がお一人。もう1人は、高齢でもあるので早々に再建したいという方であるとの答弁。

国道445号の事業の進め方はとの質疑には、区画整理ということで、ある程度街区ごと、1区画ごとに事業を行っていくとの答弁がっております。

社会実験『人吉市紺屋町HITONOWAマーケット』は、中心市街地における復興後のまちの可能性を探るため、現在更地になっている土地を会場として、テント店舗20店と屋台10台程度の事業者に出店していただき、令和4年3月26日と27日に開催するとの説明がありました。

次に、第9回復興のまちづくりに関する特別委員会は、令和4年3月2日に開催いたしました。審議事項は、被災市街地復興推進地域におけるまちづくりの現況についてであります。今回は、主に中心市街地地区における現状の取組について、審議を行いました。

まず、中心市街地地区における主な課題や空き地の状況の説明があり、課題や現況を踏まえた上で、道路の整備方針や、土地利用がしにくい街区の中心部に当たる、都市計画用語で「あんこ」と表現される場所の整備方針などについて説明がありました。

また、今後の事業の進め方については、現在実施している2回目の戸別訪問の意向や、山田川の河川整備方針も見据えながら、土地利用や基盤整備、事業手法といった方針を取りまとめ、被災市街地復興推進地域の建築制限が解除される令和4年7月までには、中心市街地の復興イメージを住民の皆様を示させていただきたいとの説明がっております。

その後、委員から、山田川の整備について、住民説明会において拡幅の要望があったが、県は検討しているのかとの質疑があり、右岸、左岸ともに住居・店舗も張り付いている状況なので、そういった中でどこまでできるのかというのは、現実面も考えた上でやっていくべきだと思っている。山田川の河川断面が足りるかどうかなという河川管理者の検証や、令和2年7月豪雨のときの被害状況も踏まえながら、それとまちづくりをどう絡めていくのかという難しい問題だと思っている。安全面の向上を図りつつ、それとまちづくりをどう連動させ

ていくのかということ、最大限、川側にもまちづくり側にもいい形を短期間で模索したいと思っているとの答弁。

計画の中で、九日町通りの電線の地中化というのは検討されているのかとの質疑に、中心市街地地区については、まだ、山田川の整備方針など、様々に急ぎ検討しなくてはならない部分があり、そういう意味で事業手法まで我々もたどり着けていないというのが実態である。今回、まちづくりを改めて行う中で、電線地中化というのは、景観という意味合いからも大きく念頭に置いて取り組むべきものだと思っているので、総合的な観点からまちづくりをしていきたいとの答弁がっております。

以上、復興のまちづくりに関する特別委員会委員長の報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了します。

以上で、復興のまちづくりに関する特別委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第41 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第41、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）（登壇） 日程第41、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

令和3年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会2日目が、令和3年12月24日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

初めに、12月23日付で、3番塩見寿子議員が人吉市議会へ辞職願を提出され、受理されたことを受け、当組合議員の資格が喪失されたことを議長より報告がありました。

次に、日程第1、議案第12号人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の補正（第1号）の補足説明を受け、質疑、採決を行い、異議なく原案のとおり可決されました。

最後に、日程第2、委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員会委員長の申出のとおり決定され、閉会しました。

次に、令和4年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、2月25日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第1、議席の指定については、人吉市選出の、3番塩見議員の組合議員の資格喪失に伴い、西洋子議員を3番に指定されました。

日程第2、会議録署名議員の指名については、26番加賀山瑞津子議員（あさぎり町）と27番小出高明議員（あさぎり町）が指名されました。

日程第3、会期の決定については、2月25日開会、翌2月26日から3月24日までを休会と

し、3月25日までとすることに決定しました。

日程第4、行政報告については、理事会代表理事から、令和3年12月定例理事会から令和4年2月定例理事会の3回の理事会での審議事項について報告がありました。

日程第5、議案第1号公益的法人等への人吉球磨広域行政組合職員の派遣等に関する条例の制定について、日程第6、議案第2号人吉球磨広域行政組合一般廃棄物処理施設基金条例の制定について、日程第7、議案第3号人吉球磨広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例の制定について、日程第8、議案第4号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、日程第9、議案第5号令和3年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第3号）、日程第10、議案第6号令和3年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の補正（第2号）、日程第11、議案第7号令和4年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、日程第12、議案第8号令和4年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の8議案を一括し、執行部の提案理由の説明を行い、その後、日程第5、議案第1号から日程第7、議案第3号を除く日程第10、議案第6号までの条例案件2件、市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について1件、補正案件2件について補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、議案第1号から3号を除く6号まで、原案のとおり可決し、1日目は散会となりました。

以上、報告を終わります。

日程第42 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第42、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）（登壇） 日程第42、人吉下球磨消防組合議会の報告を行います。

2月8日午後2時より、上球磨消防組合消防本部会議場において、上球磨消防組合議会の議員と、2つの消防組合の広域化や通信指令施設の共同運用に関する意見交換を行いました。

その後、午後3時20分より、第4回消防庁舎建設に関する特別委員会が開催され、上球磨消防組合消防本部の視察研修を実施しました。内容については、上球磨消防組合職員の方から、消防組合の概要、新庁舎施設の概要などについて説明があり、質疑応答を行いました。

また、その後、庁舎内外の見学を行いました。

2月24日午後1時30分より、人吉下球磨消防組合消防本部において、第5回消防庁舎建設に関する特別委員会が開催され、1、西分署庁舎更新事業の進捗について、2、本部中央消防署庁舎更新事業の進捗について、3、上球磨消防組合消防本部視察研修のまとめ、4、その他について、協議がなされました。

その後、午後2時より、令和4年2月第1回人吉下球磨消防組合議会定例会が開催されま

した。

会議の内容は、日程第1、会期の決定は、令和4年2月24日の1日間と決定しました。日程第2、会議録署名議員の指名では、7番、球磨村選出の犬童勝則議員、1番、五木村選出の川邊正美議員が指名されました。

日程第3、議案第1号人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告に伴う一般職の国家公務員に準じた改正で、昨年8月に示された公務員の給与改定に関する取扱いについて、令和3年11月24日の閣議決定において、令和4年6月の期末手当から減額することが示されたため調整を行うものです。

日程第4、議案第2号人吉下球磨消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等について通知がなされていることから、所要の改正を行うものです。

日程第5、議案第3号人吉下球磨消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、これまで定数は110名であり、国の示す消防力の整備指針で充足数に達していないため、緊急出動をはじめとする各種災害対応はもとより、令和2年7月豪雨での大規模災害では、非常に厳しい状況の中、できる限りの災害対応をしたこと、また、新型コロナウイルス感染症の対応についても、社会機能を維持するためにあらゆることを想定した体制整備が不可欠であること、さらに、育児休業等に関する条例の改正により、今後は育児休業取得への環境整備が求められること。以上のことから、近年の消防行政を取り巻く環境の変化に対応できる体制整備のために定数条例の改正を行うもので、定数を110人から111人に改めるものです。

日程第6、議案第4号令和3年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,042万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億701万円とするものです。また、西分署新庁舎設計業務に係る費用については、年度内の完了が難しいことから、実施分の測量調査分を除いた事業費を繰越明許費として、事業名と金額を計上するものです。歳出の補正の特徴的なものとして、新型コロナウイルス感染症拡大により、屋内消火栓操法大会等を中止したことによる減額、出勤件数の増による救急救助業務手当の増額、新型コロナウイルス感染症対応出動件数の増による防疫作業手当の増額、救急隊の酸素充填料等による増額、水防機材の入札に伴う減額、庁舎施設の修繕による増額、西分署庁舎建設に伴う設計業務委託費用の減額などがあります。

日程第7、議案第5号令和4年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億7,206万円とするもので、対前年度比では2億7,265万1,000円の増額とするものです。歳出の特徴的なものとして、緊急消防援助隊合同訓練が沖縄県で実施されることによるもの、新型コロナウイルス感染症対応物品によるもの、人吉市

デジタル情報無線基地局設置に伴う電気料等によるもの、無線基地局非常用発電機保守点検によるもの、西分署什器類等の購入によるもの、西分署庁舎更新事業に伴う委託及び消防OAシステム更新事業業務委託によるもの、救助工作車購入によるものなどがあります。

日程第8、議案第6号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、熊本県市町村総合事務組合を構成する団体のうち、規約第3条第10号に規定する交通災害事務から、令和4年6月30日をもって宇城市が脱退するため、共同処理する事務の変更及び規約の一部を変更するものです。

以上、議案第1号から議案第6号については、いずれも慎重審査の結果、原案可決しました。

日程第9、一般質問では、人吉市選出の牛塚孝浩議員より、常備消防組織の広域化に向けた取組について質問がなされました。

日程第10、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告では、令和3年11月26日の第3回と、令和4年2月8日の第4回の特別委員会について、牛塚委員長より報告がなされました。

以上が、人吉下球磨消防組合議会の報告です。

日程第43 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第43、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申出があっております。各委員長の申出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。各委員長の申出どおり決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたします。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

(令和4年3月第2回人吉市議会定例会)

○予算委員会

事件の番号	件 名	理 由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件 名	理 由
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	災害復興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件 名	理 由
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関する事	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関する事	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関する事	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関する こと	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

日程の追加について

○議長（西 信八郎君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

発議第6号人吉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 発議第6号

○議長（西 信八郎君） それでは、提出者の説明を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）（登壇） 発議第6号人吉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提出者を代表し提案理由の説明を申し上げます。

発議第6号人吉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び人吉市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。令和4年3月24日、人吉市議会議長 西信八郎様。提出者 人吉市議会議会運営委員会委員長 福屋法晴。

発議第6号人吉市議会委員会条例の一部改正案は、人吉市部設置条例の一部を改正する条例が令和4年4月1日から施行されることに伴い、常任委員会の所管の変更を行うものでございます。第2条第1項の表、総務文教委員会の項中、所管において、第2号中「企画政策部」を「復興政策部」とし、「第3号復興局の所管に属する事項」を削除し、「第4号会計課の所管に属する事項」を第3号とし、「第5号選挙管理委員会の所管に属する事項」から、「第9号その他、他の常任委員会の所管に属さない事項」までを1号ずつ繰り上げ、経済建設委員会の項を、第3号中「建設部」を「復興建設部」とするものでございます。

以上で、人吉市議会委員会条例の一部改正案の提案理由の説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（西 信八郎君） ただいまの説明について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております発議第6号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたします。

それでは、採決いたします。

本件について、原案のとおり決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、発議第6号は原案可決確定いたしました。

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

発言の申出

○議長（西 信八郎君） ここで3月31日付で退職されます職員から挨拶の申出があつておりますので、これを許可します。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）（登壇） 議員の皆様、改めましてこんにちは。

今議会の最後に、大変お疲れのところ、恐れ入ります。退職の挨拶の機会をいただきまして大変ありがとうございます。また、先日は、議員の皆様からも、私たち退職者に対するねぎらいのお言葉をいただき、重ねまして御礼を申し上げます。

少し、私の経歴を申し上げさせていただきますと、このカルチャーパレスが供用開始となりました昭和59年、市役所に入庁いたしまして、現職の職員も残り少なくなりましたけれども、名誉市民故永田正義氏の市政の時代でございます。総務課をわずか4か月で異動となりまして、以来、異動は少なく、税務課、財政課を二度、教育総務課も二度、課の名前は途中で変わりましたが、保険年金課と成長戦略室、最後に健康福祉部ということで、38年間の勤務におきまして、ほぼ6か所での勤務でございました。

これまでの38年間は、高速道の開通やJR湯前線からくま川鉄道への移行など、本市にとって様々な大きな出来事がございましたが、平成23年、2011年の東日本大震災の強烈な出来事は脳裏に焼きついて、今も忘れることはできない出来事でございました。その後、全国各地で、震災や豪雨災害も多発し、行政の取組も防災対策に傾注するようになった頃、平成28年の熊本地震では本市も影響を受け、長年、人吉城址の桜をバックに、先輩職員を送り出してきました麓庁舎も被害を受け、分庁舎方式となりまして、市民の方々には大変御不便をおかけしておりましたけれども、現在まで職務を行ってきたところでございます。そして、忘れることができないのが、この最後の2年間でございます。令和2年7月の豪雨災害と、その年の初めに感染が拡大し始めました新型コロナウイルスの感染症により、非日常的な状況になりまして、関連する業務も加わりまして、詳細は割愛させていただきますけれども、市長、副市長をはじめ、同僚職員並びに議員各位、国・県、他自治体職員、ボランティアの方々をはじめ、多くの皆様の御支援・御尽力により、何とか現在に至ることができています。この場を借りまして、改めて御礼を申し上げる次第でございます。

特に豪雨災害時は、西間別館に詰めておりましたけれども、市長の防災行政無線によります放送と、7月という真夏にもかかわらず、朝から夜のような暗さで、これはただ事ではないと思っておりましたが、まさか球磨川の氾濫など思うよしもなく、目を疑うような光景をテレビで確認いたしまして、その後、しばらくはカルチャーパレスにも行けないというような状況で、無我夢中で対応に努めたところでございますけれども、何をやったのか記憶していない状況でございます。

今後、新型コロナウイルス感染症は終息に向かっていくものと思われましますけれども、本市は復興に向けたまちづくり事業が本格化し、数年、十数年、最終的には数十年にわたるものもあるかと存じましますけれども、一日も早い災害からの復興を願い、災害のない、安心して暮らせるまち、観光客があふれるまち、活気あふれる町に戻ることを願ってやみません。私も微力ながら助力ができればと思っているところでございます。

改めまして、市議会、そして各委員会では、長年出席をさせていただき、最後は部長職として、議長、副議長をはじめ議員各位、また、議会事務局の皆様に御指導・御鞭撻をいただき、大変お世話になりました。特に北島局長におかれましては、健康福祉部次長として4年間、私を支えてもらいました。大変ありがとうございました。

最後になりましたが、議員各位並びに市長、副市長をはじめ、同僚職員、皆々様の御健勝、御多幸、御活躍をお祈り申し上げまして、私の退職の挨拶、御礼の言葉とさせていただきます。長年、大変ありがとうございました。（拍手）

○水道局長（久本禎二君）（登壇） 議員の皆様、こんにちは。

議会最終日の貴重な中に発言の機会を与您いただきまして、心から感謝を申し上げます。また、先般の一般質問の折には、議員の皆様から退職者に対しまして、温かいねぎらいの言葉をいただきまして、重ねましてお礼を申し上げます。

私は、昭和57年1月に入庁いたしまして、水道局を皮切りに、下水道課、土木課、教育委員会に10年、防災安全課、最後に水道局で、40年と3か月勤務をいたしました。

初めに、市議会議員の17名の皆様とは、役所に入りましたときからお世話になっている方ばかりでして、高校の先輩、PTA、消防団、町内会や野球関係、特に井上議員とは、三遊間を守り、当時は私も井上議員も締まった体をしておりましたので、活躍していた頃が懐かしく思い出されます。2年間でございましたが、定例議会や臨時会に出席させていただき、大変お世話になりました。

次に、松岡市長をはじめ、3名の市長、特別職の皆様、職員の皆さん、そして市民の皆様にお礼を申し上げます。令和2年9月に、81歳で亡くなりました福永市長からは「禎二」と呼んでもらい、田中市長からは「禎二君」、松岡市長からは「禎二さん」と名前を呼んでいただき、大変うれしく思っております。これまで私なりに一生懸命取り組んできたつもりですが、多くの方に支えられまして今日まで来ることができました。本当にありがとうございます。

いました。

それぞれの課において、いろんな思い出がございますが、ワコールの永山監督や福土選手に花を添えていただき、また、おもてなしの心でボランティアとして御協力をいただいた故馬場佳代子先生など、多くの方に支えられた人吉温泉マラソン。平成17年、消防団の部長のかたわら、このときは後ろにいらっしゃいます西議長、そして池田議員、豊永議員も、一緒に消防団の部長として活動をしていました。その年の9月に、第60回の熊本県民体育祭で、32競技中12競技を、13会場で本市で開催、また、10月には岡山県で開催されました「晴れの国 おかやま国体」に選手として出場したこと。平成21年にはドリームベースボール名球会がやって来る、王さん、金田さんをはじめとした名球会のメンバーが川上哲治記念球場に集結し、3,000人を超す来場者で、市民の皆様喜んでいただいたことなど、このような事業に携わったことはよき思い出となっております。

また、防災安全課長を務めておりましたときは、平成28年熊本地震が発生し、災害対策本部を設置。左にいらっしゃいます井上監査委員、当時は総務部長の上司に当たり、たくさんの引き出しの多さと底抜けのバイタリティーを持っておられ、共に災害対策の仕事ができましたことは、今でも大変印象深く残っております。

4年後の令和2年7月には未曾有の豪雨災害と度重なる大規模な自然災害に遭い、誰もが想像できなかった激動の一年となり、復旧・復興に努めた一年でもありました。まだ道半ばではありますが、職員の皆様には、一人一人の仕事が全て復興につながっていることを自覚し、必ず復興を成し遂げるという強い気持ちを持って業務に当ってほしいと思います。

最後になりますが、昭和55年に人吉市少年野球クラブが創設され、指導をして41年になります。卒業生が600名を超えますが、一番うれしかったのは、同じ市の職員としてここにおります森下総務課長を含む8名の教え子たちが入庁し、市職員として第一線で活躍してくれていることです。次代の人材を育てるということは、こういう形で実を結ぶものだと感銘を受けております。

結びに、人吉市のさらなる発展と皆様のますますの御活躍を祈念申し上げ、退職の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○教育部長（椎屋 彰君）（登壇） 議員の皆様、こんにちは。

退職に当たり、挨拶の機会をいただきまして誠にありがとうございます。また、先日の一般質問の際には、議員の皆様方から、私たち退職者に対しまして温かいねぎらいとエールの言葉を頂戴し、大変感激をいたしました。心からあつく御礼を申し上げます。

私は昭和62年1月1日付で市役所に入庁し、以来35年3か月間、14か所のポストにおいて勤務をさせていただきました。その中で特徴的なのは、第16回熊本県民文化祭実行委員会事務局係長、中小企業大学校人吉校課長代理、人吉球磨広域行政組合事務局長として、人吉市役所以外の3つの組織機関において、国・県・市町村及び関係団体の個性溢れる職員の方々

と幅広く勤務をさせていただいたことでございます。特に中小企業大学校人吉校に勤務していたときには、当時、先駆的な取組であった農工商連携を推進するために、九州経済産業局長と九州農政局長との勉強会を、年間12回、博多駅前都ホテルにおいて開催するなど、このことを通して九州圏内では一層の農工商連携を推進されたことが思い出深いものとなっております。人吉球磨広域行政組合の議会では、人吉市議会選出の議員さん方8名の方のお姿を議場で拝見するだけで、また、様々に御指導いただく中で、お力と安心感をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

ときはバブル期の余韻が残り、人材育成にもまだ予算を注ぐことができた平成前期、9.11テロ事件勃発の1年前に、その標的となったニューヨークの世界貿易センター及び、当時はクリントンアメリカ大統領でしたが、複数の警察官が二重三重に銃口を構え、超厳戒体制下のホワイトハウス、そして国会議事堂など、後に世界が震撼し、世界の歴史が動いた、そういった現場に立ち、見聞を広めることができたことは、当時、30代後半の私にとりまして、とても刺激的で感動的な海外研修でございました。今では到底考えられない、貴重な体験でございまして、とてもありがたいと感謝の念でいっぱいでございます。

在職直近の2年間は、コロナ禍及び令和2年豪雨災害による甚大なる被害を受け、人吉市にとっても、私にとっても、誰もが想像できなかった激動の年月、忘れようとも忘れられない日々、当たり前であったものが当たり前でない非日常となってしまいました。そんな中、強靱的な忍耐力と生きる力、官民一体となった協力体制のもと、ときを乗り越え、ようやくフェーズは復旧から復興へと進展しつつあります。これまでの市役所職員としての長い道のおきましては様々な出来事が、寄せては返す波のように試練として与えられ、その時々私なりに精いっぱい頑張り、失敗を繰り返しながらも、何とか今日を迎えることができました。これも、ひとえに松岡市長をはじめ、市議会議員の皆様、市職員の皆様、そして御縁をいただきました多くの皆様方からの御指導と御鞭撻のたまものだと思っております。皆様方に心より深く御礼と感謝を申し上げます。

結びになりますが、人吉市の一日も早い復興と、皆様方のますますの御健勝と御多幸を、そして、新市庁舎を舞台とした、さらなる活躍を心より御祈念申し上げまして、退職の挨拶とさせていただきます。長い間、本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（西 信八郎君） 以上をもちまして、令和4年3月第2回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後5時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 西 信八郎

人吉市議会議員 井 上 光 浩

人吉市議会議員 豊 永 貞 夫